

戦後日本の海外戦没者処理をめぐる史的研究

浜井 和史

目 次

序論——課題と視角	1

第 1 部 大日本帝国下の海外戦没者処理

第 1 章 海外戦没者処理体系の構築（日清・日露戦争期）	19
第 1 節 日清戦争以前の陸海軍埋葬規則	21
(1) 平時における埋葬規則の変遷	21
(2) 「戦地埋葬概則」	26
第 2 節 日清戦争と海外戦没者	31
(1) 日清戦争時における遺体処理	31
(2) 遺骨の「内地還送」方針	38
第 3 節 日露戦争と海外戦没者処理原則の確立	45
(1) 「戦場掃除及戦死者埋葬規則」の制定	45
(2) 国内における遺骨出迎えと公葬	50
(3) 満洲における納骨堂の建設	54
第 2 章 海外戦没者処理体系の崩壊（アジア・太平洋戦争期）	58
第 1 節 海外戦没者処理体系の定着	58
(1) 「戦場掃除」「内地還送」原則のマニュアル化	58
(2) 「遺骨の英霊化」	64
第 2 節 海外戦没者処理体系の崩壊	71
(1) 戦没者が還らない時代の到来	71
(2) 「英霊の帰還」というフィクション	79

第 2 部 戦後日本の海外戦没者処理

第 3 章 復員と占領期における海外戦没者処理問題	85
第 1 節 復員と海外戦没者処理	86

(1) 復員時の状況と「復員留守業務規程」	86
(2) 本土上陸後の状況と「帰らぬ遺骨」	93
第2節 海外戦没者処理に関する日本政府の検討開始	100
(1) GHQ のイニシアチブと日本側希望案	100
(2) 海外戦没者処理問題の停滞	104
第3節 フィリピンからの遺体・遺骨の送還（1949年）	106
(1) 遺体・遺骨の送還経緯	107
(2) 「釜墓地」をめぐる問題	112
第4章 サンフランシスコ講和と遺骨収集団の派遣をめぐる日米交渉	118
第1節 海外戦没者への関心の高まりと遺骨調査団の派遣	118
(1) 海外戦没者への関心の高まり	118
(2) 硫黄島・沖縄への遺骨調査団の派遣	120
第2節 遺骨収容をめぐる日米交渉	129
(1) 日米交渉の開始	129
(2) 「印的発掘」＝「象徴遺骨」の収容へ	136
第5章 1950年代における政府遺骨収集団の派遣	143
第1節 遺骨収集団の派遣をめぐる交渉	143
(1) 英国・オーストラリアとの交渉	144
(2) ビルマ・インドとの交渉	148
(3) 英国・オランダ・インドネシアとの交渉	152
(4) フィリピンとの交渉	156
第2節 「象徴遺骨」の収容活動の実態	158
(1) 米国管理下の南方8島とアッツ島	160
(2) 東部ニューギニア・ソロモン諸島方面	165
(3) ビルマ・インド方面	168
(4) 西ニューギニア・北ボルネオ方面	173
(5) フィリピン方面	175
第6章 「現地慰霊」の光景と「戦没日本人の碑」建立をめぐる問題	179
第1節 現地追悼式の光景	180
(1) 追悼式と現地官民の参列	180

(2) 追悼式における政府遺骨収集団の「語り」	186
第2節 碑の性格と建碑をめぐる問題	193
第3節 碑の維持・管理の問題	202
第7章 沖縄戦戦没者の慰霊・遺骨処理と日米関係	209
第1節 沖縄における遺骨収容と慰霊	210
(1) 占領期における沖縄と日本	210
(2) 終戦直後の沖縄における遺骨収容	213
第2節 沖縄戦戦没者処理に対する日本政府の対応	216
(1) 日本政府の関与開始	216
(2) 慰霊碑建立をめぐる議論	222
(3) 日本政府の関与の限界——埋没壕の遺骨収容をめぐる	226
第8章 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設立	230
第1節 戦没者の墓の設立をめぐる議論	231
(1) 戦没者の墓の設立に向けて	231
(2) 敷地の選定をめぐる問題	241
第2節 墓苑の性格をめぐる議論	246
(1) 「象徴遺骨」を納める施設として	246
(2) 曖昧な性格の定着	254
第9章 1960年代における遺骨収容の再開とそのゆくえ	260
第1節 政府の「概了」方針と遺骨収集団の派遣再開	261
(1) 政府の遺骨収容「概了」方針	261
(2) 海外渡航の自由化と可視化される海外戦没者	265
(3) 政府による遺骨収容の「再開」	272
第2節 再開をめぐる問題と海外戦没者処理のゆくえ	275
(1) 民間ベースによる遺骨収容と政府の対応	275
(2) 日本政府方針の策定と「日米了解覚書」の成立	283
(3) 遺骨野ざらし問題の再燃と海外戦没者処理のゆくえ	293
結論	300
主要参考文献	305

序論——課題と視角

本稿の課題

本稿は、おもに 1945 年の終戦から 1960 年代までの戦後四半世紀の期間において、「アジア・太平洋戦争」¹の結果、日本政府が海外の各戦域に残された「海外戦没者」²の遺骨をどのように取扱ってきたのかという点に焦点を当て、そのプロセスを歴史学的手法によって明らかにするものである。

アジア・太平洋戦争における敗戦とそれにとまなう大日本帝国の崩壊がもたらした変動は、戦後の新たな時代を生きた人々のみならず、戦争で命を落とした「死者」が置かれた状況にも多大な影響をおよぼすものであった。特に、現地部隊からの戦死状況報告、遺骨の還送、盛大な市町村葬という、明治以来、数次の対外戦争を経て構築された大日本帝国下の「戦死をめぐる慰霊の体系」³は敗戦によって変容をよぎなくされ、敗戦後の日本は新たな方針のもとで海外戦没者処理に対応する必要性に迫られた。戦後、日本政府は、1950 年代から今日にいたるまで戦没者の遺骨収容を継続しているが、この取り組みがどのように開始されたのか、また、海外戦没者の遺骨がどのように日本本土に送還され、遺族のもとへ帰って行ったのかという「遺骨帰還」⁴のプロセスについてはこれまでほとんど明らか

¹ 本稿では、1937 年 7 月の盧溝橋事件から 1945 年 9 月の日本の降伏文書調印までに日本が遂行した戦争を総称して便宜的に「アジア・太平洋戦争」と表記する。当該期間の戦争の呼称として日本国が閣議決定したものとしては「大東亜戦争」（1941 年 12 月 12 日付閣議決定「今次戦争ノ呼称並ニ平戦時ノ分界時期等ニ付テ」）があるが、学術的には一定していない（庄司潤一郎「戦争の呼称をめぐる諸問題」『外交史料館報』第 25 号、2012 年 3 月）。なお、本文中では原則としてカギ括弧を外して表記する。

² 本稿では、日本政府が主催する「全国戦没者追悼式」の追悼対象（1963 年 5 月 14 日付閣議決定「全国戦没者追悼式の実施に関する件」では、「本式典の戦没者の範囲は、支那事変以降の戦争による死没者（軍人、軍属及び準軍属のほか、外地において非命にたおれた者、内地における戦災死没者等をも含むものとする。）とする」と定義されている）と同様に、アジア・太平洋戦争における一般人を含む日本人死者の総称を原則として「戦没者」と表記する。また、これら「戦没者」のうち、1946 年 4 月 15 日に制定された「復員留守業務規程」が規定するところの「外地」、すなわち「北海道、本州、四国、九州各本島、瀬戸内海ノ島嶼以外ノ地」に存在する戦没者を「海外戦没者」と表記する。ただし、第 1 部においては、アジア・太平洋戦争以前の死者についても「戦没者」または「海外戦没者」と表記することがある。なお、これらの用語に関して、本文中では原則としてカギ括弧を外して表記する。

³ 藤井忠俊『兵たちの戦争——手紙・日記・体験記を読み解く』（朝日新聞社、2000 年）pp.212-218。

⁴ 従来、日本政府は戦没者の遺骨収容について「遺骨収集」との用語を使用してきたが、2010 年 8 月以降、「より遺骨に丁重に対応する観点から、総称する用語としては「遺骨帰

にされてこなかった。

1937 年 7 月の盧溝橋事件から 1945 年 9 月の降伏文書調印までの全戦没者数は約 310 万人で、このうち日本本土以外の海外戦没者は約 240 万人とされる【表 1】。

【表1】地域別戦没者遺骨収容概数

(単位:戦没者概数=人、遺骨概数=柱)

地 域	戦没者概数	収容済遺骨概数	未収容遺骨概数
硫黄島	21,900	10,360	11,540
沖縄	188,100	187,250	850
中部太平洋	247,000	73,630	173,370
フィリピン	518,000	148,530	369,470
タイ、マレーシア、シンガポール	21,000	20,200	800
ミャンマー	137,000	91,400	45,600
インド	30,000	19,950	10,050
北ボルネオ	12,000	6,910	5,090
インドネシア	31,400	11,030	20,370
西イリアン	53,000	33,430	19,570
東部ニューギニア	127,600	51,050	76,550
ビスマルク・ソロモン諸島	118,700	59,170	59,530
中国東北部(ノモンハンを含む)	245,400	39,310	206,090
中国本土	465,700	438,470	27,230
台湾、北朝鮮、韓国	95,400	51,710	43,690
アリューシャン(樺太、千島を含む)	24,400	1,740	22,660
ロシア(旧ソ連、モンゴル含む)	54,400	21,300	33,100
ベトナム、カンボジア、ラオス	12,400	6,900	5,500
合 計	2,403,400	1,272,340	1,131,060

出典:厚生労働省「地域別戦没者遺骨収容概見図(2015年7月末現在)」に基づき作成。

しかし、2015 年の時点で日本に「帰還」したとされる遺骨は約 127 万柱と、全海外戦没者の半数程度に過ぎない。また、未帰還の約 113 万柱の遺骨のうち、今なお拾骨が可能な遺骨は約 60 万柱と推定されている【表 2】。これら海外戦没者の遺骨収容に関して日本政府は、戦後一貫して「国の責務」として遺骨収容に取り組んできたとの見解をとっている⁵。実際、政府による旧戦域への遺骨収集団の派遣はサンフランシスコ平和条約の調印後

還」という文言に、遺骨の「収集」という個々のプロセスに関する用語としては「遺骨収容」という文言に置き換えることとされた」(厚生労働省編『厚生労働白書』2011 年度版 p.366)。本稿でも基本的に「遺骨収容」ないし「遺骨帰還」の文言を使用するが、「遺骨収集団」など歴史的に使用されてきた用語については、そのまま使用する場合がある。

⁵ 例えば、参議院決算委員会(2009 年 4 月 20 日)における舛添要一厚生労働大臣の答弁

に開始され、これまでに約 34 万柱の遺骨が国内に持ち帰られたとされる。

【表2】戦没者数と海外戦没者の遺骨数内訳(2015年3月末現在)

戦没者数	全戦没者	310万人(軍人・軍属:230万人)
	海外戦没者	240万人(軍人・軍属:210万人)
海外戦没者の遺骨数	送還済	127万柱
	(「遺骨収集(帰還)」事業による送還数)	(34万柱)
	千島ヶ淵戦没者墓苑納骨数	36万柱
	未帰還	113万柱
	海没による収容困難	30万柱
	相手国の事情による収容困難	23万柱
	収容可能(推計)	60万柱

注:数字は概数。

出典:厚生労働省HP

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/>)などを参考に作成。

【表3】政府による「遺骨収集」の実施状況
(「第1次計画」とされるもの)

(単位:柱)

地 域	実施時期	収骨柱数
硫黄島	1952年1月～3月	38
沖縄	1952年3月～4月	
太平洋諸島(8島)	1953年1月～3月	440
アラスカ	1953年7月	236
アッツ島	1953年7月	82
ソロモン諸島 東部ニューギニア	1955年1月～3月	5,889
マライ シンガポール	1955年3月～4月	162
ビルマ インド	1956年2月～3月	1,351
西部ニューギニア 北ボルネオ	1956年6月～8月	599
フィリピン	1958年1月～3月	2,561
インドネシア	1964年12月～65年2月	140
香港・stonカッターズ島	1966年5月	150
合 計		11,648

出典:厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』p.528より作成。

および「遺骨収集に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質 173 第 12 号、2009 年 11 月 6 日)を参照。

しかし、ここで注目すべきは、これら約 34 万柱のうち、戦後 20 年の時点、すなわち 1965 年頃までの政府による遺骨収容の成果が約 1 万 2 千柱（【表 3】）であったという事実もさることながら、その段階で政府当局者が「いわゆる遺骨収集は一応終えた形になっておる」との認識を示していたことである⁶。

政府が本格的な遺骨収容の取り組みを再開したのは、佐藤栄作内閣期の 1967 年になってからのことであるが、これは 1964 年 4 月に海外渡航が自由化されて以降、旧戦場を訪れた遺族や戦友たちが当時においてなお多数の遺骨が野ざらしにされている状況を目の当たりにしたことをきっかけとする。その後、今日まで続く遺骨収容作業が並々ならぬ「風化」とのたたかいであったことを考えると、戦後最初の約 20 年間という期間は海外戦没者の遺骨収容にとって決定的に重要な時期であったはずである。あとで詳しくみるように、1952 年 10 月の時点で日本政府は、ソ連と中国を除く各地域に残存する未帰還遺骨数を約 80 万柱以上と推定していた。それにもかかわらず、なぜ政府はその時点で「遺骨収集」が「一応終了」したとみなしたのであろうか。

以上の問題意識を踏まえて、本稿はまず、遺骨の収容を中心とする海外戦没者処理の問題を戦後日本が直面した「戦後処理」問題の一つと捉え、1950 年代における遺骨収集団の派遣経緯を中心に、終戦から 1960 年代までの日本政府による海外戦没者処理をめぐる政策決定過程について明らかにすることを第一の課題とする。そしてこの課題を検討するにあたって本稿は、明治期にさかのぼって大日本帝国下における戦前および戦時中の海外戦没者処理がどのように行われていたかについてもあわせて明らかにする。この作業を経ることによって、戦前と戦後の海外戦没者処理の連続性ないし非連続性がより明確になるとともに、戦後における日本政府の取り組みの特徴についていっそう的確に理解することが可能になると考えられる。

また、本稿が検討対象とする戦後四半世紀という期間は、日本が国際社会、とりわけアジア・太平洋地域社会へと復帰する過程でもあった。海外において戦没者の遺骨収容を実施するには、当然、当該地域を管轄する諸国との外交交渉に臨まなければならなかったが、戦争の記憶がまだ生々しい当該期、日本に対する反感と賠償問題など戦後処理上の困難な課題を抱えるなかで、各国に散在する日本人戦没者の遺骨収容の実現は容易ではなかった

⁶ 衆議院社会労働委員会（1962 年 4 月 11 日）における厚生省援護局長の答弁。第 9 章第 1 節で詳しくみるように、1950 年代後半から 1960 年代前半にかけて政府当局者によってしばしば同様の認識が示された。

だろうということは想像に難くない。そこで本稿は、海外戦没者処理問題を戦後日本のアジア・太平洋地域への復帰の一側面を形成するものと捉え、政府内の政策決定とともに各国との間の外交交渉過程にもう一つの重点をおいて検討することを第二の課題とする。

その際、おもに日本外務省の公開記録を中心に分析するが、それは次のような問題関心に基づいている。すなわち、戦後において戦没者の取扱いを主管する官庁は厚生労働省（旧厚生省）であり、従来この問題は同省が編集した関係文献が、政府による遺骨収容の取り組みの全容を語るほとんど唯一のものであった⁷。これに対して現地政府との交渉などを通じて海外戦没者処理問題に関与した外務省の視点を取り入れ、外交史的なアプローチをとることは、この問題を捉える際の新たな視角になるといえるだろう。

もちろん本稿で取り上げるテーマをより立体的に浮かび上がらせるためには、日本からの遺骨収集団の受け入れに対する相手国の意思決定過程や交渉方針を明らかにするとともに、実地調査による現地の状況を踏まえた議論が必要になるだろう。しかし本稿が分析対象とする国と地域はアジア・太平洋の広範囲にわたり、それらについて本稿にて網羅的に取り上げることはできない。したがって本稿ではあくまで日本側の動きに焦点を絞り、その全体像を歴史的に明らかにすることを課題とする。

またここで、海外から日本本土に送還された戦没者の遺骨が、必ずしもすべて遺族のもとへ届けられたわけではないことに注意する必要がある。本稿では特にこの点に注目し、海外からの遺骨帰還のプロセスを日本本土への「送還」と、遺族のもとへの「帰宅」の二段階に区別して捉える。その議論の便宜として本稿では、戦没者の遺骨が海外から日本国内に送還されるまでのプロセスを表現する際には「帰還」の「還」の文字をあて、遺骨が本土に上陸後、遺族のもとへ帰宅するプロセスには「帰」の文字をあてて使い分ける。

国内へ送還された約 127 万柱のうち、氏名不詳や伝達すべき遺族がみつからなかったなどの理由で行き場を失った遺骨は、1959 年 3 月に創設された千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納められた。同墓苑への納骨数は約 36 万柱（2015 年 3 月現在）とされており、したがって未帰還とされる約 113 万柱と合わせると約 149 万柱の遺骨が今日における「帰らぬ遺骨」であるといつてよい。これは実に海外戦没者の 3 分の 2 近くが遺族のもとへ帰っていないと

⁷ 厚生省の編集物で遺骨処理等について記載がある文献として、厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』（非売品、1955 年）、厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』（非売品、1963 年）、厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（ぎょうせい、1978 年）、厚生省社会・援護局援護 50 年史編集委員会監修『援護 50 年史』（ぎょうせい、1997 年）がある。

いう計算になる。もちろん、これらの戦没者数や遺骨数はあくまで概数であり、さらにまた地方自治体において建設された施設にも伝達不能の遺骨が少なからず納められていることを考慮すると、149万柱以上の遺骨が遺族のもとへ帰っていないとみてよいだろう。いずれにせよ、海外で命を落とした多数の戦没者の遺骨が日本に還ってきていない、あるいは遺族のもとへ帰ってきていない、という実感は、多くの日本人によって共有されてきた。

遺骨が帰らないという状況に対して、今日に至ってなお継続している戦没者の遺骨収容に対する遺族たちの「執拗で熱い関心」は、何よりも「民族的心性の不可避の発現」として、日本人の意識を刺激し続けてきたと山折哲雄は指摘する⁸。そしてこの「民族的心性」の根底には中世以降の日本人に特有の「遺骨崇拜」が影響しており、今日においてなお、政府が海外で遺骨の収容活動を続けていることは、この「遺骨崇拜」と無関係でないとする議論も少なくない。

また、戦後の日本社会において遺族が遺骨に固執したことについて一ノ瀬俊也は、「戦死公報」の紙切れ一枚で肉親の死を告げられ、戦前と比較して「粗略な扱い」を受けていると感じていた遺族たちにとって「それ〔遺骨〕がない限り肉親の死という事実が信じられなかった」（〔 〕内引用者）からであり、「肉親の遺骨のゆくえと最期の状況をどうやって知るか」が「戦後遺族の意識のあり方を規定した一大問題であった」と指摘している⁹。

本稿のテーマを論じるうえで不可欠の存在である戦没者遺族をめぐる議論の取扱いについて本稿は、戦後の遺骨収容が今日なお継続している背景として日本人の伝統的な信仰や遺族たちの心性をめぐる議論が存在することを踏まえつつも、そうした議論には深入りせず、あくまで日本政府による一連の海外戦没者処理政策との関係性という視点から、遺族の役割を捉えることとする。

本稿が日本政府の政策決定過程を分析の中心に据えるのは、戦没者の遺骨収容が本質的に政府主体で行われる事業であり、本稿の議論の中心となる遺骨収集団の派遣や千鳥ヶ淵戦没者墓苑の建設がいずれも政府主導で行われたことに由来する。加えて、本稿で取り上げる戦後四半世紀という時期がおもに海外渡航が自由化される以前の時期と重なり、遺族や戦友たちによる戦跡訪問や慰霊巡拝が容易に実現し得ない状況下におかれていた。そうした制約下において遺族や戦友たちが政府を飛び越えて主体的に海外戦没者処理問題に関与することはほとんど不可能であり、この問題に対する日本政府の姿勢や取り組みの内容

⁸ 山折哲雄『死の民俗学——日本人の死生観と葬送儀礼』（岩波書店、2002年）pp.24-25。

⁹ 一ノ瀬俊也『銃後の社会史——戦死者と遺族』（吉川弘文館、2005年）p.174、183。

が遺族や戦友たちの意識や行動を規定する外的要因となっていた。もちろん、海外渡航の自由化後はこうした政府と遺族たちとの関係性も変化をみせることとなり、その変化についても本稿の検討対象とする。また、日本本土から政治的・行政的に分離されることになった沖縄では、本土とは異なる道を歩むことになった。本稿では戦後初期の沖縄における遺骨収容の実態とそれに対する日本政府の関与についても合わせて検討する。

政府の政策と遺族との関係性から海外戦没者処理問題を捉える視点は、戦前・戦時中から戦後にかけてこの問題のあり方が変容していくダイナミズムを明らかにするうえでも有効である。戦前は軍によって遺骨を帰還させることが制度化されたが、戦局が悪化すると、たとえ遺骨が無くとも、死亡と認定された軍人・軍属の遺族のもとへは遺骨の代わりに霊璽や遺髪・遺爪、戦場の砂や土などが納められた白木の遺骨箱が届けられた。この経験は多くの日本人にとって「空の遺骨箱」として記憶されたが、敗戦によって「空の遺骨箱」を本物の「遺骨」と読み替えることを強制した軍は解体され、それを容認する政府や社会も崩壊した。戦後、政府による遺骨収容の取り組みが開始されると、従来日本人の目から逸らされ続けていた海外戦没者のおかれた現実が次第に浮かび上がってくることになる。特に遺骨が野ざらしとなっている旧戦場の状況が国内に伝えられるようになると、遺族を中心に、政府による遺骨処理振りに対して疑問や不満が噴出することとなった。すなわち、果たして政府は戦没者の遺骨を適切に取扱ってきたのか、という疑問や不満である。本稿では戦前から戦後にいたるこれら「帰らぬ遺骨」に対する遺族と政府とのある種の緊張関係を浮かび上がらせて、今日まで遺骨収容が継続していることの意味を考察することを第三の課題とする。

以上の三つの課題の検討を通じて本稿は、戦後70年を迎えた今日もなお継続している日本政府による海外戦没者処理の取り組みについて、その最初の四半世紀の段階における歴史的経緯の全体像を明らかにすることを目的とする。

先行研究の整理と本稿の視角

近年、「集合的記憶」研究が「メモリー・ブーム」と呼ばれるほどの様相を呈し、特に「戦争の記憶」に関する研究は国内外で学際的な問題領域を形成しつつある¹⁰。そのなかで戦

¹⁰ 「メモリー・ブーム」については、エヤル・ベン・アリ「戦争体験の社会的記憶と語り」（関沢まゆみ編『戦争記憶論——忘却、変容そして継承』昭和堂、2010年）、「集合的記憶」については、栗津賢太「集合的記憶のポリティクス——沖縄におけるアジア太平洋戦争後

没者の慰霊・追悼や顕彰¹¹に対する生者の対応や記憶のあり方を対象とした研究も目覚ましい成果を挙げてきた。

1970年代以降、靖国神社国家護持法案をめぐる保守対革新の政治対立や、忠魂碑の建立や慰霊祭の開催などの戦没者祭祀に対する行政の関与の違憲性をめぐる訴訟問題を背景に、学界の側においても靖国神社や忠魂碑などの慰霊施設の政治性や宗教性を検討する研究が次第に行われるようになった¹²。こうしたいわゆる「靖国問題」をめぐる議論はその時々

の戦没者記念施設を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第126集、2006年1月）および同「集合的記憶のエージェンシー——集合的記憶の社会学構築のために」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年12月）による整理を参照。

「戦争の記憶」に関する研究は枚挙に暇がないが、本稿の関心に則した最近の代表的な研究として、ジョン・ボドナー著、野村達朗他訳『鎮魂と祝祭のアメリカ——歴史の記憶と愛国主義』（青木書店、1997年）、ケネス・E・フット著、和田光弘他訳『記念碑の語るアメリカ——暴力と追悼の風景』（名古屋大学出版会、2002年）、都留文科大学比較文化学科編『記憶の比較文化論——戦争・紛争と国民・ジェンダー・エスニシティ』（柏書房、2003年）、若尾祐司・羽賀祥二編『記録と記憶の比較文化史——史誌・記念碑・郷土』（名古屋大学出版会、2005年）、小菅信子『戦後和解——日本は〈過去〉から解き放たれるのか』（中央公論新社、2005年）、富山一郎編『記憶が語りはじめる』（東京大学出版会、2006年）、米沢薫『記念碑論争——ナチスの過去をめぐる共同想起の闘い [1988~2006年]』（社会評論社、2009年）、前掲、関沢編『戦争記憶論』、今井昭夫・岩崎稔編著『記憶の地層を掘る——アジアの植民地支配と戦争の語り方』（御茶の水書房、2010年）、池澤優・アンヌ・ブッシイ編『非業の死の記憶——大量の死者をめぐる表象のポリティックス』（秋山書店、2010年）、福岡良明『焦土の記憶——沖縄・広島・長崎に映る戦後』（新曜社、2011年）、佐藤健生・ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み——日本とドイツ』（岩波書店、2011年）、津田博司『戦争の記憶とイギリス帝国——オーストラリア、カナダにおける植民地ナショナリズム』（刀水書房、2012年）、ピーラー、G・カート著、島田真杉監訳『アメリカは戦争をこう記憶する』（松籟社、2013年）など。

¹¹ 「慰霊」「追悼」「顕彰」の用語について本稿は、「近代における死者への対応について、ここでは宗教的な儀礼を伴う『慰霊』と、他方、世俗的な性格を色濃く帯びた『顕彰』を両極として、その中間に宗教色・世俗性共に希薄な『追悼』が位置する」という矢野敬一の概念的な整理をとりあえず採用することとし（矢野敬一『慰霊・追悼・顕彰の近代』吉川弘文館、2006年、pp.6-7）、それぞれの語義は『広辞苑』第6版に倣うこととする。すなわち、「慰霊」は「死者の霊魂をなぐさめること」、「追悼」は「死者をしのんで、いたみ悲しむこと」、「顕彰」は「功績などを世間に知らせ、表彰すること」である。なお、本稿では、戦後において日本政府は政教分離政策から霊魂の存在を前提とする「慰霊」という文言を公的には使用しない建前となっていることを踏まえ、戦後に政府が関与した戦没者祭祀については原則として「追悼」の用語をあてることとする。ただし、歴史的用語として使用される場合は、その限りではない。

¹² 靖国神社問題に関する代表的な研究として、村上重良『慰霊と招魂——靖国の思想』（岩波書店、1974年）、大原康男『忠魂碑の研究』（暁書房、1984年）、大江志乃夫『靖国神社』（岩波書店、1984年）、赤澤史朗『靖国神社——せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』（岩波書店、2005年）、同『戦没者合祀と靖国神社』（吉川弘文館、2015年）、三土修平『靖国問題の原点（増訂版）』（日本評論社、2013年）、村井良太『戦後日本の政治と慰霊』（劉傑・三谷博・楊大慶編『国境を越える歴史認識——日中対話の試み』東京大学出版会、2006

の政治的状況とも絡み合いながら今日まで続いているが、2000年代に入ると、戦没者をめぐる研究は新たな展開をみせ、その研究領域は飛躍的に拡大した。

新たな研究動向を分析手法別に概観すると、民俗学的アプローチにより地域や「イエ」レベルでの戦没者祭祀の実態解明を主たる目的とする研究や¹³、宗教学・社会学・文化史の立場から戦没者の表象や社会的位置づけを広範な視点から理解しようとするもの¹⁴、そして歴史学的手法に基づき戦前の戦没者に対する慰霊・追悼や顕彰行為の展開過程を明らかにするもの¹⁵に整理することができる¹⁶。また、海外の研究でも戦没者の祭祀や記憶に焦点を当てたものが散見される¹⁷。

もちろんこれらは便宜的な分類にしかなりえず、実際には近年の日本における戦没者の慰霊・追悼や顕彰をめぐる研究は多様な分野の研究者が多数参加して学際的な傾向を帯びて展開したのが特徴の一つとなっている¹⁸。とりわけ重要なものとしては、国立歴史民俗

年) など。

¹³ 代表的な研究として、田中丸勝彦『さまよえる英霊たち——国のみたま、家のほとけ』(柏書房、2002年)、岩田重則『戦死者霊魂のゆくえ——戦争と民俗』(吉川弘文館、2003年)、同『「お墓」の誕生——死者祭祀の民俗誌』(岩波書店、2006年) など。

¹⁴ 代表的な研究として、栗津賢太「近代ナショナリズムにおける表象の変容——埼玉県における戦病没者碑建設過程をとらえて」(『Sociologica』第26巻第1・2号、2001年12月)、同「戦没者慰霊と集合的記憶——忠魂・忠霊をめぐる言説と忠霊公葬問題を中心に」(『日本史研究』第501号、2004年5月)、川村邦光編『戦死者のゆくえ——語りと表象から』(青弓社、2003年)、西村明『戦後日本と戦争死者慰霊——シズメとフルイのダイナミズム』(有志舎、2006年)、前掲、矢野『慰霊・追悼・顕彰の近代』、野上元『戦争体験の社会学——「兵士」という文体』(弘文堂、2006年) など。

¹⁵ 代表的な研究として、檜山幸夫『日清戦争——秘蔵写真が明かす真実』(講談社、1997年)、同編『近代日本の形成と日清戦争——戦争の社会史』(雄山閣出版、2001年)、羽賀祥二「戦病死者の葬送と招魂——日清戦争を例として」(『名古屋大学文学部研究論集』史学第46号、2000年3月)、原田敬一『国民軍の神話——兵士になるということ』(吉川弘文館、2001年)、同『兵士はどこへ行った——軍用墓地と国民国家』(有志舎、2013年)、本康宏史『軍都の慰霊空間——国民統合と戦死者たち』(吉川弘文館、2002年)、一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』(吉川弘文館、2004年)、白川哲夫「招魂社の役割と構造——『戦没者慰霊』の再検討」(『日本史研究』第503号、2004年7月)、今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』(東洋書林、2005年)、同『反政府軍戦没者の慰霊』(御茶の水書房、2013年)、山室建徳『軍神——近代日本が生んだ『英雄』たちの軌跡』(中央公論新社、2007年) など。

¹⁶ これら戦没者慰霊研究をめぐる先行研究の整理に関しては、前掲、西村『戦後日本と戦争死者慰霊』pp.6-10、藤田大誠「日本における慰霊・追悼・顕彰研究の現状と課題」(国学院大学研究開発推進センター編『慰霊と顕彰の間——近現代日本の戦死者観をめぐって』錦正社、2008年) が参考になる。

¹⁷ 代表的な研究として、ジョージ・L・モッセ著、宮武実知子訳『英霊——創られた世界大戦の記憶』(柏書房、2002年)、ドルー・ギルピン・ファウスト著、黒沢眞里子訳『戦死とアメリカ——南北戦争62万人の死の意味』(彩流社、2010年) など。

¹⁸ 前掲、藤田「日本における慰霊・追悼・顕彰研究の現状と課題」p.15。

博物館における共同研究を挙げることができる。同共同研究では、前述の歴史学、社会学、民俗学、宗教学、文化人類学など各分野の研究者が参集して慰霊・追悼や顕彰などをめぐる諸問題について、「非文献資料の基礎的研究」報告書『近現代の戦争に関する記念碑』（2003年3月）、『国立歴史民俗博物館研究報告』第102集「慰霊と墓」（2003年3月）、同第126集「近代日本の兵士に関する諸問題の研究」（2006年1月）、同147集「戦争体験の記録と語りに関する資料論的研究」（2008年12月）と立て続けにその成果を発表している。それ以後も同共同研究のメンバーが中心となって、慰霊・追悼や顕彰を含む個別の著作や論文を出している状況にある。他にも、国学院大学研究開発推進センターによる「慰霊と追悼研究会」の研究成果¹⁹や、科学研究費基盤研究（B）「戦争の記憶の創出と変容——戦後地域社会における戦争死者慰霊祭祀の変遷と現状」（2007～2009年度）の最近の研究成果²⁰のように、時間や空間の位相を超越した議論によって戦没者の慰霊・追悼や顕彰を総合的に理解する試みが追究されているのが今日の傾向である。

このように、戦没者をめぐる研究はおよそ今世紀に入ってから豊かな広がりを見せたものの、他方で、海外戦没者の遺骨処理という視点からの本格的な研究はこれまでなされてこなかった。従来の研究で戦没者の遺骨に焦点を当てたものとしては戦前・戦時中を対象とするものが圧倒的に多く、当該期における遺骨処理の実態を示したものとして、戊辰戦争から西南戦争までを中心とする今井昭彦の研究²¹や、日清戦争時における戦地での遺体処理状況を詳細に明らかにした羽賀祥二の研究²²、日清・日露戦争時の公葬の状況を中心とする荒川章二の研究²³、陸軍墓地との関係から分析した横山篤夫の研究²⁴、そして日中戦争と太平洋戦争期の遺体処理の状況に焦点を当てた波平恵美子の研究²⁵などが挙げられる。また、戦前の遺骨処理について制度的側面を明らかにしたものとして原田敬一の研究²⁶が重要である。

¹⁹ 前掲、国学院大学研究開発推進センター編『慰霊と顕彰の間』、同編『霊魂・慰霊・顕彰——死者への記憶装置』（錦正社、2010年）。

²⁰ 村上興匡・西村明編『慰霊の系譜——死者を記憶する共同体』（森話社、2013年）。

²¹ 前掲、今井『近代日本と戦死者祭祀』、同『反政府軍戦没者の慰霊』。

²² 前掲、羽賀「戦病死者の葬送と招魂」。

²³ 荒川章二「兵士が死んだ時——戦死者公葬の形成」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年12月）。

²⁴ 横山篤夫「戦没者の遺骨と陸軍墓地——夫が戦没した妻たちの六〇年後の意識から」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年12月）。

²⁵ 波平恵美子『日本人の死のかたち——伝統儀礼から靖国まで』（朝日新聞社、2004年）。

²⁶ 原田敬一「陸海軍墓地制度史」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第102集、2003年3月）。

一方、戦没者の遺骨に関して戦後期を射程とした研究として、戦後の遺骨が帰らない状況や慰霊巡拝の実施など遺族との関係から論じるものが多く、一ノ瀬俊也、西村明、中山郁らによる研究が挙げられる²⁷。また、沖縄における遺骨収容の状況と意義を鋭く考察した北村毅の研究²⁸は、近年における戦没者の遺骨問題を論じたものとしては最もよくまとまったものとして評価できる。ただし、その分析対象はあくまで沖縄に限定されている。本稿と検討対象が重なる研究としては、政府による遺骨収集事業をめぐる言説分析からポスト占領期における戦争の記憶の再編過程を論証した長志珠絵の研究が挙げられる²⁹。その他に、戦時中、日本国内に所在した中国人や朝鮮人等の祖国への遺骨送還という観点から遺骨問題を検討する研究³⁰や、海外における遺体・遺骨処理の事例に関する研究も出ている³¹。

²⁷ 前掲、一ノ瀬俊也『銃後の社会史』、西村明「遺骨収集・戦地訪問と戦死者遺族——死者と生者の時—空間的隔たりに注目して」(『昭和のくらし研究』第6号、2008年3月)、同「遺骨への想い、戦地への想い——戦死者と生存者たちの戦後」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年12月)、同「物と場所に込められた魂——パフォーマティブな記憶としての戦地慰霊」(『東京大学宗教学年報』第31号、2013年)、中山郁「戦場の慰霊——東部ニューギニア地域の遺骨収集・慰霊巡拝から」(『季刊考古学』第116号、2011年8月)、同「東部ニューギニア地域における遺骨収集と慰霊巡拝の展開」(『軍事史学』第47巻第3号、2011年12月)。他に、戦後の遺骨収集事業を通観した研究として、木村茂「アジア太平洋戦争海外戦没者の遺骨収集事業——その経緯と問題」(『追手門学院大学文学部紀要』第36号、2000年12月)。

²⁸ 北村毅『死者たちの戦後誌——沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶』(御茶の水書房、2009年)。

²⁹ 長志珠絵『占領期・占領空間と戦争の記憶』(有志舎、2013年)。

³⁰ 大澤武司「日中民間人道外交における中国人遺骨送還問題」(『中央大学社会科学研究所年報』第8号、2003年)、内海愛子・上杉聰・福留範昭『遺骨の戦後——朝鮮人強制動員と日本』(岩波書店、2007年)、坂井田夕起子「中国人俘虜殉難者遺骨送還運動と仏教者たち——一九五〇年代の日中仏教交流をめぐって」(『歴史研究』第47号、2010年3月)。なお、本稿ではおもに日本人戦没者を検討対象とするが、海外戦没者のなかには日本人に限らず、少なからぬ朝鮮人や中国人、その他連合国の捕虜などが含まれている。彼らの遺体や遺骨の祖国への返還問題は上記の研究等によってすでに指摘されているところであるが、その動向は日本人戦没者の取扱いと別の力学が働いていると考えられることから、本稿ではその問題の所在と重要性を指摘するにとどめ、検討の対象外とする。

³¹ 米国の戦没者処理について、Michael Sledg, *Soldier Dead: How We Recover, Identify, Bury, And Honor Our Military Fallen*, Columbia University Press, 2005, Dickon, Chris, *The Foreign Burial of American War Dead: A History*, Mcfarland & Co Inc Pub, 2011。米国の墓地登録部隊の役割と歴史について、Steven E. Anders, “With All Due Honors: A History of the Quartermaster Graves Registration Mission”, *The Quartermaster Professional Bulletin*, September 1988 (<http://www.qmfound.com/grave.htm>, 2015年3月1日アクセス)。朝鮮戦争時の遺骨処理について、Bradley Lynn Coleman, “Recovering the Korean War Dead, 1950–1958: Graves Registration, Forensic Anthropology, and Wartime Memorialization”, *The Journal of Military History*, Volume 72, Number 1,

こうした状況に対して本稿は、従来の研究動向を踏まえつつ、おもに外交史的アプローチで海外戦没者の遺骨処理をめぐる政治外交プロセスを実証的に解明することを特徴とする³²。戦争の特質上、戦没者はアジア・太平洋の広大な諸地域に散在することとなった。したがって、これら戦没者の遺骨処理を実施する際には必ず現地管轄国との外交交渉が必要となり、また収容作業も現地の住民感情に配慮して行う必要が生じた。ここに、海外戦没者の遺骨処理問題を日本の国内問題としてだけではなく、国際問題として捉えて外交関係という観点から分析することの意義があると考えられる。

外交史の領域に関しては、細谷千博他編『記憶としてのパールハーバー』³³をはじめとして、トランスナショナルな性格を有する「戦争の記憶」をいかに共有すべきかという関心から優れた研究成果が輩出されてきた³⁴。しかし、戦後 70 年を迎えようとする今日においてなお、日本においてはアジア・太平洋戦争をめぐる歴史問題に関して国民が共有できる「パブリック・メモリー」が形成されてこなかったことが指摘されている³⁵。その背景として考えられるのは、戦後日本外交史研究においては、サンフランシスコ講和体制において戦後の日本が自由主義世界の一員としていかに米国との協調関係を維持しつつ経済発展を遂げてきたのかという視点からの分析に重点が置かれ、アジア・太平洋戦争にいかに

January 2008。ベトナム戦争における遺骨処理について、Thomas M. Hawley, *The Remains Of War: Bodies, Politics, And The Search For American Soldiers Unaccounted for In Southeast Asia*, Duke University Press, 2005, イヴ・グディノー「さまよえる魂と遺体——ベトナム戦争における死者の象徴的再統合と遺体の帰還をめぐる」(前掲、池澤・ブッシイ編『非業の死の記憶』pp.105-116)を参照。

³² 本稿のテーマに関して外交史的アプローチで筆者がこれまでに発表した研究成果は以下のとおり。浜井和史「沖縄戦戦没者をめぐる日米関係と沖縄」(『外交史料館報』第 19 号、2005 年 9 月)、同『内地還送』から『象徴遺骨』の収容へ——戦後日本政府による初期『遺骨収集』の方針策定の経緯(東洋英和女学院大学現代史研究所『現代史研究』第 6 号、2010 年 3 月)、同「戦後日本の海外戦没者慰霊——1950 年代遺骨収集団の派遣経緯と『戦没日本人の碑』の建立」(『史林』第 91 巻第 1 号、2008 年 1 月)、同「パプアニューギニアにみる戦争の記憶——遺骨帰還、モニュメント、戦跡」(『二十世紀研究』第 12 号、2011 年 12 月)、同「遺骨の帰還」(増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012 年)、同『海外戦没者の戦後史 遺骨帰還と慰霊』(吉川弘文館、2014 年)、同『英霊の凱旋』から『空の遺骨箱へ』——遺骨帰還をめぐる記憶の形成(『軍事史学』第 51 巻第 2 号、2015 年 9 月)。

³³ 細谷千博・入江昭・大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』(ミネルヴァ書房、2004 年)。

³⁴ 代表的な研究として、劉傑・川島真編『1945 年の歴史認識——〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』(東京大学出版会、2009 年)、黒沢文貴・イアン・ニッシュ編『歴史と和解』(東京大学出版会、2011 年)、小菅信子・ヒューゴ・ドブソン編『戦争と和解の日英関係史』(法政大学出版局、2011 年)など。

³⁵ 波多野澄雄『国家と歴史——戦後日本の歴史問題』中央公論新社、2011 年) pp.3-14。

向き合ってきたのかという「戦後処理」に対する視点に乏しかったことが挙げられる。冷戦終結後、日本側の史料公開の進展に伴って、賠償問題や韓国・中国との国交回復（国交正常化）、復員・引揚げ、戦争被害と和解といった諸問題についても優れた研究が輩出されることとなったが、遺骨処理問題に対する視点は欠落しているのが現状である。

その意味で、戦後の日本外交を慰霊・追悼という側面から捉えなおし、「戦没者慰霊」をめぐる日本とフィリピンとの関係を論じた中野聡の研究は、外交史研究に新たな視座をもたらしたものであった³⁶。しかし中野の関心は、日本－フィリピン関係に限定されている。また、最近になって日米関係や日中関係の文脈で遺骨の問題を論ずる研究も出始めている³⁷。これに対して本稿は、おもに日本側の外務省記録の分析を中心に、1950年代から1960年代における遺骨処理をめぐる日本側方針の政策決定過程や諸外国との交渉過程の全体像を明らかにし、ひいては、戦没者慰霊研究と戦後日本外交史研究の文脈において領域横断的な新たな視座を提供するものである。

最後に、本稿で政府による戦没者の「遺骨（遺体）」処理に着目することの意味について触れておきたい。従来の研究において、近代以降の日本における戦没者と国家との関係を考える際に第一義的に取り上げられてきたのが戦没者祭祀の問題であり、その中心となったのが靖国神社をめぐる議論であった。これら「靖国問題」をめぐる議論で前提とされるのは死者の「霊魂」の存在であり、戦前期においては日本政府ないし軍部が「英霊」を「合祀」という論理で戦没者の「霊魂」を国家の管理下におくという構図が成立していた³⁸。

「霊魂」を対象とする戦没者祭祀は、死者を慰霊・追悼し、顕彰し、想起し、記憶する

³⁶ 中野聡「追悼の政治——戦没者慰霊をめぐる第二次世界大戦後の日本・フィリピン関係史」（池端雪浦、リディア・N・ユー・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、2004年）。

³⁷ 小笠原諸島返還をめぐる日米交渉の文脈で硫黄島における遺骨収容について検討した研究として、ロバート・D・エルドリッジ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』（南方新社、2008年）、日中戦争時における中国側の遺骨処理について、伊香俊哉『戦争はどう記憶されるのか——日中両国の共鳴と相剋』（柏書房、2014年）。

³⁸ この点に関して民俗学者の新谷尚紀は、「靖国神社や軍神の場合、遺体崇拝や遺骨崇拝ではないという点に注意する必要がある」と指摘して、「神社として祀る場合には、遺体や遺骨はむしろない方がよいのではないか。遺体や遺骨はいつまでも死という現実がつきまとうし、生前の人間としての個性がつきまとう。人間とは別の、神としてその霊魂だけを祀るのだから遺体や遺骨はむしろあってはならないのである」と論じている（新谷尚紀「慰霊と軍神」、藤井忠俊・新井勝紘編『戦いと民衆 人類にとって戦いとは3』東洋書林、2000年、p.160）。

という本質的に生者の「想像」に依拠した行為であり、それは近代国家におけるナショナルな論理に容易に還元されるものであった。ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』の有名な一節を引いてみよう³⁹。

無名戦士の墓と碑、これほど近代文化としてのナショナリズムを見事に表象するものはない。これらの記念碑は、故意にからっぽであるか、あるいはそこにだれがねむっているのかだれも知らない。そしてまさにその故に、これらの碑には、公共的、儀礼的敬意が払われる。これはかつてまったく例のないことであった。それがどれほど近代的なことかは、どこかのでしゃばりが無名戦士の名前を「発見」したとか、記念碑に本物の骨をいれようと言いはったとして、一般の人々がどんな反応をするか、ちょっと想像してみればわかるだろう。奇妙な、近代的冒瀆！ しかし、これらの墓には、だれと特定しうる死骸や不死の魂こそないとはいえ、やはり鬼気せまる国民的想像力が満ちている。

一方、日本における戦没者祭祀に関して「霊魂」とともに国家による戦没者の「身体」、すなわち「遺骨（遺体）」の統制という視点を明確に取り入れて論じたのが文化人類学者の波平の研究である。波平は、遺体への働きかけを中心とする日本の死者儀礼の特徴を通じて、日本人の間では死者の「霊魂」と「身体」が不可分なものと認識されていると指摘し、そのうえで明治初期の軍隊発足直後より日本政府が戦没者の「霊魂」と「身体」の双方を統制下においたことを強調した。波平によれば、「国家の兵士の遺体は必ず適切に処理されるかその遺骨は管理され、またその霊は国家によって祀られるべきとされた」のである⁴⁰。

これに対して法社会学・民俗学者の森謙二は、「明治国家が身体と霊魂を同じレベルで国家の管理下においたとは私には考えることはできない」と反論する。すなわち明治国家は、「戦死者の身体と霊魂の分離を前提として国家による戦死者祭祀の枠組みを構築したのであり、戦死者の霊魂の慰霊・祭祀の方が国家祭祀として先行し、戦死者・兵士の身体、言い換えれば『埋葬』ないしは『埋葬地（墓地）』の問題は徴兵令を前提とした近代的な軍隊組織を形成する中で後から付随的に発生したものである」というのである。したがって兵

³⁹ ベネディクト・アンダーソン著、白石さや・白石隆訳『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』（NTT出版、1997年）p.32。

⁴⁰ 波平は、前掲『日本人の死のかたち』を通じてこの点を強調しているが、特に、pp.5-6, 8-9, 126-127, 175, 186-190, 201-203を参照。

士の「身体」の問題は、「近代国家の成立とともにむしろ〈死者を埋葬する〉という普遍的・倫理的要請および遺族に対する配慮から出発したものであろう」と論じている⁴¹。

本稿は、戦没者祭祀をめぐる「霊魂」と「身体」の関係性について何らかの結論を出そうとするものではないが、以上の議論を踏まえつつ、本稿が戦没者の「身体」に着目するゆえんは、従来の研究の関心があまりにも「霊魂」をめぐる問題に集中していたがゆえに、死者の「身体」の存在が極端に等閑視されてきたことにある。その結果、戦前・戦後を通じて遺族たちが戦没者の遺体や遺骨の取扱いに強い関心を抱いていたのにもかかわらず、国家が個別の戦没者の「身体」をどのように取扱ってきたのかという視点が長らく見過ごされることとなった。しかし実際には、本稿でみるように、明治以降、日本政府は戦没者の「身体」の処理に重大な関心を払っており、敗戦によって国家と戦没者の「身体」との関係性に一大転換がもたらされたことが、戦没者の遺骨収容が今日まで続いている大きな要因となったと考えられる。したがって、国家による戦没者の「身体」処理という視点から戦前・戦後の日本の歴史を再検討することで、新たな戦後史像を提示することが可能になるというのが本稿のもう一つの狙いである。

本稿の構成

本稿は第1部と第2部に大きく分かれる。第1部は戦前期から戦時中にかけてを検討対象とし、第2部は戦後期を対象とする。

第1部は2つの章で構成される。第1章は明治新政府成立から日清・日露戦争までを扱い、戦前期において遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理の体系がどのように成立したのかを検討する。特に、戦没者処理に関して様々な選択肢が検討されるなかで、どのように「戦場掃除」と「内地還送」を二大原則とする遺骨帰還の処理体系に収束していったのかという点を中心に明らかにする。

第2章では、日清・日露戦争を経て確立した遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理の体系が、その後どのように定着し、そして崩壊していったのかという点を検討する。また、処理体系の崩壊後も戦争を継続する政府や軍部がどのように遺族の気持ちをつなぎとめようとしていたのかという点についても明らかにする。

第2部は7つの章で構成される。第3章は、敗戦にともない連合国による占領下におか

⁴¹ 森謙二「近世の戦死者祭祀——柳川藩・三池藩を中心に」（前掲、村上興匡・西村明編『慰霊の系譜』）p.58。

れた日本において海外戦没者の問題がどのように取り上げられたのかという点について検討する。特に、復員・引揚げにともなう遺骨の帰還や占領初期における日本政府の処理方針の検討、そして占領期における一大トピックとなったフィリピンからの遺骨の送還とその処理をめぐる問題について明らかにする。

第4章は、サンフランシスコ平和条約の調印後において本格化した海外戦没者処理をめぐる動きについて検討する。1951年9月に平和条約が調印されると国内において戦没者の遺骨への関心が高まり、日本政府は硫黄島と沖縄に遺骨調査団を派遣した。さらに平和条約の発効と前後して政府は米国との間で遺骨収集団の派遣をめぐる交渉を開始した。交渉の結果、当初の日本側の構想とは異なり、「印的発掘」＝「象徴遺骨」の収容と「現地慰霊」の重視という方式で収集団を派遣することとなり、この方式は1950年代にわたって継承されることとなった。本章は、これら硫黄島・沖縄への遺骨調査団の派遣経緯と米国との交渉過程を明らかにする。

第5章は、1950年代に遺骨収集団が派遣された東部ニューギニア・ソロモン諸島、ビルマ（現在のミャンマー）・インド、西ニューギニア・北ボルネオ、フィリピンの各方面を管轄す諸国との交渉過程を検討するとともに、現地で行われた「象徴遺骨」の収容の実態を明らかにする。

第6章では、1950年代に派遣された遺骨収集団のもう一つの重要任務である「現地慰霊」の実態とその問題点について検討する。特に、現地官民が数多く参列して行われた追悼式で日本側が発した「語り」をめぐる問題や、現地に建立した「戦没日本人の碑」の性格および維持・管理の問題について取り上げる。

第7章は、本稿が検討対象とする終戦から四半世紀の期間における沖縄での遺骨収容の状況と日本政府の関与について検討する。本土占領期において日本政府は沖縄における遺骨の状況をほとんど把握していなかったが、実際には沖縄の現地住民が自発的に遺骨収容を開始しており、沖縄の各地に納骨塔が建立されていた。講和後に日本政府は遺骨収容作業の委託費の交付や中央納骨所の設立などの関与を開始するが、その過程は逐次日米両政府の外交折衝を経て、すべて両政府の合意のもとで実施されるという「もどかしい手順」が踏まれることとなった。本章ではこれらの経緯について検討する。

第8章は、日本国内に送還された遺骨のうち、遺族に引き渡すことができないものを納める国の施設として創設された千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設立経緯について検討する。設立にあたっては日本遺族会をはじめ民間からの意見を幅広く聴取したが、政府はそれらの調整

に手間取ることとなった。また設立後、今日にいたるまで墓苑の性格が議論的となっているが、なぜそのような状況が生じたのかという点についても検討する。

第9章は、1950年代の遺骨収集団の派遣をもって海外戦没者の遺骨収容は「一応終了」したという認識を示していた政府が、1960年代後半に収集団の派遣を再開するにいたった経緯について明らかにする。特に、再開をめぐる日米間の交渉や、民間団体による遺骨収容の問題、再開後の政府の収容方針をめぐる問題が検討の中心となる。

以上の検討を通じて、終戦から戦後四半世紀の期間における日本政府による海外戦没者処理について、戦前期・戦時中との連続性ないし非連続性を視野に入れながら、その全体像を明らかにし、歴史的な意義を考察することが本稿の最終的課題である。

第 1 部 大日本帝国下の海外戦没者処理

第 1 章 海外戦没者処理体系の構築（日清・日露戦争期）

平安時代末期から鎌倉幕府成立期にかけて、武士の身分を捨てて僧侶・歌人として諸国を旅した西行法師（1118-1190）は、治承 4（1180）年頃に移り住んだ伊勢の地で、源平の争乱で多数の戦没者が出ている状況を嘆いて次のような歌を詠んでいる¹。

世の中に武者起りて、西東北南、軍ならぬ所なし、打続き人の死ぬる数聞く、おびたゝ
し、まこととも覚えぬほどなり、こは何事の争ひぞや、あはれなることのさまかなと覚えて
死出の山越ゆる絶え間はあらじかしなくなる人の数続きつゝ

武士が台頭し支配階級となった日本の中世社会において、徳川幕府による天下泰平の時代を迎えるまで国内では合戦が絶えず、至るところに戦没者の山が築かれた。その時代において戦没者の遺体はどのように処理されていたのか。中世社会における戦没者の遺体処理については不明な部分が多く、またその点について追究することは本稿の趣旨からはずれるが、古代以来、天皇や貴族、高位の僧侶以外の一般民衆は風葬が通例であったことを考えると、戦場で斃れた武士の遺体は通常、そのまま放置されていたものと考えられる。西行の歌は、武士の時代の幕開けとともに、そうした光景を詠んだものでもあった。

その後、鎌倉時代末期から南北朝の時代にかけて、僧侶が武士に従って戦場に赴く「陣僧」とよばれる時衆の僧侶たちが『太平記』などの文献に頻繁に顔を出すようになる。いわゆる「従軍僧」ともいうべき存在の出現である。彼らの任務は、①願主（武士）が討ち死にする時に十念を与え、②敵から首をもらい受け、③討ち死にに至る活躍のありさまを遺族に伝え、④葬礼を行うことにあったとされる²。実際、元弘 3（1333）年に楠木正成を攻撃した際に、鎌倉幕府は 200 余人の時衆を同道させ、彼らは戦場で武士に「最後の十念」

¹ 西行「聞書集」（久保田淳・吉野朋美校注『西行全歌集』岩波書店、2013 年、pp.290-291）。また、中世における戦没者の鎮魂に関しては、樋口州男「日本中世の内乱と鎮魂」（『歴史評論』第 628 号、2002 年 8 月）。

² 今井雅晴『中世社会と時宗の研究』（吉川弘文館、1985 年）pp.366-367。

を勧めて往生を看取り、臨終の様子を遺族に伝えたという³。

戦国時代に入ると、陣僧の活躍は影を潜めたが、16 世紀後半に日本を訪れたポルトガル出身の宣教師ルイス・フロイスはその著書『日本史』において、「聖」と呼ばれる人たちが「貧しい兵士」や「見捨てられた人々」の死体を火葬処理していたことを記している⁴。「聖（三昧聖）」は 14 世紀から 16 世紀にかけて、埋火葬や墓地の管理に従事する独立的な職分として集団を形成した⁵。彼らがどの程度戦没者の処理に関与したかについて詳細は不明であるが、日本の中世社会においても戦場に斃れた戦没者に対して何らかの手当てがなされていたとみるべきであろう。

さて、本稿が分析対象とするのは明治期以降における遺骨帰還を中心とする日本の海外戦没者処理である。近代日本における海外戦没者処理の体系は、数次にわたる対外戦争を経て、国家が兵士の死を管理するという視点で新たに構築された近代的な創造物であり、中世的な伝統とは無縁のものであった。最初の本格的な対外戦争となった日清戦争を経験する過程で日本政府は海外戦没者処理の方向性を見出し、そして日露戦争時に制度として確立することとなった。しかし、日清戦争以前の時期においても、戊辰戦争や西南戦争などの大規模な内戦、およびそれと並行して行われた陸海軍の整備と徴兵制度の確立の過程で、死亡した兵士の埋葬場所や埋葬手続きなどが随時規定された。そしてこれらの経験は、日清戦争以降における海外戦没者処理に少なからぬ影響をおよぼしたと考えられる。本章ではこれら明治維新から日清・日露戦争期における遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理体系の構築過程について検討する。

³ 福井県編『福井県史』通史編 2（福井県、1994 年）p.938。また、陣僧の主体となった時衆の僧侶は一般に医学や和歌に秀でており、けがの治療や、連歌などで武士の退屈を紛らわせる役割も果たしていた。

⁴ フロイスは次のように記している。「日本には、このような貧しい兵士や見捨てられた人々が亡くなると、聖と称せられる人たちが彼らを運んで行って火葬にする習慣がある。聖たちは、非常に賤しい階層の者とみなされていた。」（ルイス・フロイス著、松田毅一・川崎桃太訳『完訳 フロイス日本史 2 織田信長篇Ⅱ』（中央公論新社、2000 年）p.308。この点に関しては、勝田至編『日本葬制史』（吉川弘文館、2012 年）p.165。

⁵ 高田陽介「戦国期吉野の三昧聖」（東京女子大学史学研究室編『史論』第 67 号、2014 年）pp.123-124、前掲、勝田編『日本葬制史』pp.150-165、220-222。埋火葬の担い手としての「聖（三昧聖）」についてはほかに、細川涼一編『三昧聖の研究』（碩文社、2001 年）、木下光生『近世三昧聖と葬送文化』（塙書房、2010 年）などを参照。

第1節 日清戦争以前の陸海軍埋葬規則

(1) 平時における埋葬規則の変遷

慶応4(1868)年1月⁶から明治2(1869)年5月までの戊辰戦争時における戦没者の遺体処理については今井昭彦が詳細に検討している⁷。今井によれば、上野の戦い(慶応4年5月)で戦死した官軍(西軍)側の戦没者の死体は「早急にかたづけられ夕方のうちには手際よく回収された」という⁸。続く会津戦役(慶応4年閏4月～明治元年⁹9月)においても、「人の手が付けられる前に西軍によって戦死者の検屍が行われ、敵味方の区別がなされ、西軍は〔中略〕¹⁰味方の遺体回収作業を実施した」¹¹。同戦役では西軍軍務局(後の若松民政局)が置かれた若松城下の融通寺境内に西軍墓地が設けられ¹²、同城落城(明治元年9月)の翌月には早くも西軍諸藩が墓碑等を建立して戦死者の霊を弔った¹³。

また、土佐藩の史料によると、明治元年9月2日には戦没者の埋葬規則が定められた。その内容は以下の通りである。

戦死ノ遺物今日悉ク勘定局へ出スヘキ旨諸隊ニ令ス、是日埋葬ノ規則ヲ定ム、曰患者病死ノ趣病院ヨリ軍監局へ達シ即チ徒監ヨリ棺并夫卒〔カ〕ヲ輜重局ニ命ス、輜重局一人夫卒ヲ率ヒ来リ軍監局之ヲ監シ埋葬ノ事ヲ了ス、但土籍以上ハ徒監目官ヲ率ヒテ之ヲ督シ以下ハ徒監立合ニ不及、又曰死者遺物ハ類族或其隊中ヨリ輜重局エ達ス、錦章及遺髪ハ軍監局之ヲ収メ御国元監察府エ達ス、但シ遺髪遺物トモ便リ次第本国エ廻ス筈、又曰石碑建立ハ軍監局司之但夫卒〔カ〕雑費等ハ輜重局司之¹⁴

⁶ 本稿では、明治5年12月2日(1872年12月31日)までを旧暦(天保暦)表記とし、グレゴリオ暦に改暦された1873年1月1日以降を新暦(西暦)表記とする。

⁷ 今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』(東洋書林、2005年)、同『反政府軍戦没者の慰霊』(御茶の水書房、2013年)。

⁸ 遺体運搬作業は「広小路仲町辺の貧乏人」によって行われたが、運搬先など詳細は明らかになっていない(前掲、今井『反政府軍戦没者の慰霊』p.26)。

⁹ 慶応4年9月8日、同年1月1日にさかのぼって明治元年とする改元の詔書が出された。

¹⁰ 以下、引用文内の〔 〕はすべて筆者によるもの。

¹¹ 前掲、今井『反政府軍戦没者の慰霊』p.121。

¹² 現在は東明寺西軍墓地となっている。同墓地に埋葬された西軍戦没者は151柱とされる。

¹³ 前掲、今井『反政府軍戦没者の慰霊』pp.116-120。

¹⁴ 「片岡健吉旧蔵 東征記参」明治元年9月2日条(林英夫・土佐藩戊辰戦争資料研究会編『土佐藩戊辰戦争資料集成』高知市民図書館、2000年)p.64。また、細川潤次郎関「東征記 卷ノ三」明治元年9月2日条には、「戦死者埋葬ノ規則ヲ定メ専ラ之ヲ監察局ニ主任セシム、遺髪ヲ本国ニ送達シ及ヒ石碑建築等皆之ヲ司ル」との記載がある(同上、p.105)。

この規則はおもに戦病没者の埋葬について規定しており、死者の遺体を現地に埋葬して石碑を建立し、その遺髪や遺品を国元の遺族に届けるという戦没者処理の一連の流れが固まっていた。戊辰戦争時の戦没者が「現地埋葬」されていたことは、土佐藩所属の戦没者の埋葬地が、茨城、栃木、福島、新潟、東京、神奈川、京都など戊辰戦争の戦場となった各地に点在していることからわかる¹⁵。この埋葬規則の適用範囲は定かではないが、今井は、土佐藩のみならず、「他の西軍諸藩においても同様の処置がなされたであろう」と推察している¹⁶。

手厚い埋葬と慰霊がなされた官軍戦没者とは対照的に、旧幕府軍である東軍戦没者の遺体は『朝敵・賊軍』の汚名の下に、西軍当局からその埋葬を固く禁じられており、「風雨に晒され、鳥獣野犬等の餌食となり、腐敗するに任されていた」¹⁷。特に会津戦役において官軍は東軍戦没者の埋葬や祭祀に対して「極めて冷酷な態度」を示しており¹⁸、いったんは埋葬された白虎隊士の一部の遺体も官軍によって掘り起こされ、野に投棄された¹⁹。その後官軍は、会津戦役の東軍戦没者に関して被差別民によって寺院境内に埋葬することを許可したが、明治以降の国家による祭祀の対象からは除外されることになった²⁰。

さて、戊辰戦争時における官軍は有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする討幕派諸藩の連合軍であったが、戦争の勃発直後から新政府では政府直轄の新たな国軍創設に向けて動き出していた²¹。慶応4年1月に軍事を管轄する中央機構として海陸軍科が設置され、翌月には軍防事務局に改められた。戊辰戦争後の明治2年7月には兵部省が設置され、同4年2月に薩長土三藩に対して御親兵の編成が命じられた。そして同7月に兵部省に陸軍部と海軍部が置かれ、翌8月には、東北（仙台）・東京・大阪・鎮西（熊本）に鎮台が置かれた。さらに明治5年2月には、兵部省を廃して陸海軍省が置かれた。

こうして新国軍が整備される過程において、政府は軍隊で生じた死亡者の処理に必要な埋葬料を定め、兵営中で死亡した軍人の葬送についての責任を明確にした²²。また、軍独

¹⁵ 「戊辰役殉国者墳墓簿」（同上、pp.370-380）。

¹⁶ 前掲、今井『反政府軍戦没者の慰霊』p.107。

¹⁷ 前掲、今井『近代日本と戦死者祭祀』p.39。

¹⁸ 同上、p.56。

¹⁹ 同上、p.43。

²⁰ 同上、p.57。

²¹ 明治新政府の「国軍」創設過程については、戸部良一『逆説の軍隊』（中央公論社、1998年）、高橋典幸・山田邦明・保谷徹・一ノ瀬俊也『日本軍事史』（吉川弘文館、2006年）などを参照。

²² 原田敬一『兵士はどこへ行った——軍用墓地と国民国家』（有志舎、2013年）p.35。最

自の埋葬地の必要性が認識されるようになり、最も早い例としては、明治 3 年 12 月に大阪府が真田山に兵隊埋葬地を設置する件について中央政府に伺いを立てたことが確認されている²³。さらに、御親兵設置後の明治 4 年 8 月には、東京に埋葬地を設けることについて軍務局から兵部省に宛てて以下のような「隊兵ノ墓地ヲ定メ社ヲ設ケテ合祭スルノ儀」に関する伺いが出された。

死ハ人之尤所重ニ候処御親兵ヲ始第二聯隊之如キニ至リテハ其人員多少ニ随ヒ連月死亡ノ者モ不少候得共理地之確定モ無之ニ付不得止各所へ葬送相成来候段実以不都合勿論自然威霊モ安シ兼候ニ付凡左ノ内ニテ一墓所ヲ相撰ミ爾来神葬之礼ヲ以テ埋却相成候得ハ枯骨亦地下ニ生間之歎可有之歟ト被存候事

上野 青山 元御殿山 護国寺 飛鳥山

右確定之上ハ其地ニ一社ヲ設合祭相成度候事²⁴

ここで注目されるのは、伺書の冒頭にて「死ハ人之尤所重ニ候」と述べて、軍隊において「死」を重視する姿勢が最初に示されている点である。「死」と隣り合わせにある軍隊という組織の性格上、その創設当初より「死」に対する意識が非常に強かったことがうかがわれる。そのうえで、これまでは死亡者の埋葬地が確定しておらず、やむなく「各所」で葬送していたが、これは不都合であることはもちろん、死者の「威霊」をやすめるものではないとして、「一墓所」を選定し、「神葬之礼」をもって埋葬すべきということが述べら

初期の例として、明治 2 年 12 月に兵部省は「兵隊病死ノ節手当トシテ金十両ヲ下賜」することを定め、その後、明治 5 年 1 月には「埋葬金概則」で上士官（20 両）・下士官（15 両）・伍長兵卒（10 両）別の埋葬料を定めた（原田敬一「陸海軍墓地制度史」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 102 集、2003 年 3 月、pp.103-104）。

²³ 横山篤夫「戦没者・兵役従事者の慰霊追悼と陸軍墓地——真田山陸軍墓地の事例を中心に」（『軍事史学』第 47 巻第 3 号、2011 年 12 月）p.36。前掲、原田「陸海軍墓地制度史」pp.98-99。陸軍埋葬地の設置の動きについて大阪が最も早かった理由としては、兵部大輔の大村益次郎が大阪を根拠地として新た近代軍隊を創設することを構想しており、大村の死（明治 2 年 11 月）後も、兵学寮や造兵司、軍事病院などの軍関係機関が大阪に設けられていたことが挙げられる。明治 4 年に設置された真田山陸軍墓地に関しては、横山前掲論文および同「旧真田山陸軍墓地変遷史」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第 102 集、2003 年 3 月）のほか、小田康徳・横山篤夫・堀田暁生・西川寿勝編著『陸軍墓地がかたる日本の戦争』（ミネルヴァ書房、2006 年）を参照。

²⁴ 「隊兵ノ墓地ヲ定メ社ヲ設ケテ合祭スルノ儀ヲ決ス」明治 4 年 8 月 8 日（国立公文書館所蔵「陸軍省衆規勘鑑抜粹 30 31 葬祭 帰休 儀式」、アジア歴史資料センター・レファレンスコード A03023290900。以下、レファレンスコードは、JACAR: A03023290900 のように略記）。前掲、原田「陸海軍墓地制度史」p.100。

れている。ここでは候補となる埋葬地として5か所が挙げられているが、1873年5月に音羽護国寺（東京都文京区）への陸軍埋葬地の設置が決定した²⁵。

こうして新政府は、明治維新後、軍隊死亡者に対応する処理手続きを着実に整備していくが、死亡者の埋葬に関して本格的な規則を定めたのは、徴兵令が施行された 1873 年のことである²⁶。同年 1 月 28 日、まず海軍省が東京府白金台町（現・東京都港区白金台／明治学院大学構内）の旧松平丹波守邸に海軍埋葬地²⁷を設置し、葬儀を執行する「葬儀師」や葬儀に関する海軍省内での役割分担などについて定めた海軍省達を発した²⁸。

一方、陸軍省は 1873 年 12 月に「下士官兵卒埋葬法則」を制定した²⁹。これは下士官と兵卒の埋葬手続きを初めて定めたものである。それによると、「凡下士官兵卒死去スル時其者遺言シテ某ノ寺院ニ葬ルヲ願ヒ或ハ親族ノ者引受ヲ願フ者アル時ハ何ノ地ニ於テモ其意ニ任ス」ことが規定された。すなわち、下士官および兵卒に関しては、遺言で寺院の指定があった場合や親族が遺体の引取りを希望した場合には、その意思を尊重することが原則とされたのである。

しかし、この規定には、「但遺言スルノ地遠隔シテ事実行ヒ得カタキ者ハ此限ニアラス」という但し書きが続いている。これは、たとえ遺言があったとしても、指定の寺院が死亡地点から遠隔である場合には、遺言に即した処理、すなわち遺体の送還を行わないという可能性を示唆したものであった。また、親族による遺体引取りに関しても、「満二日ヲ過テ願ヒ出サル時ハ陸軍ノ法ニ随テ埋葬スヘシ」としている。原田らが指摘しているように、当時の交通事情等を考慮すると、死後二日以内に親族が遺体の引取りを行うことはほとんど不可能であったと考えられる³⁰。また、「伝染病或ハ他ノ景況ニヨリ満二日ヲ待ツ可ラサル者ハ此限ニ非ス」とされた。その意味では、実際に死者が発生した場合は陸軍当局によって埋葬処理されたケースが多かったと考えられ、その多くは当時全国的に設置され始め

²⁵ 同上、p.101。音羽護国寺内の陸軍埋葬地については、前掲、原田『兵士はどこへいった』pp.85-91を参照。

²⁶ 明治5年11月28日の「徴兵の詔」および「徴兵告諭」を経て、1873年1月10日に徴兵令が施行された。この間の経緯については、加藤陽子『徴兵制と近代日本 1868-1945』（吉川弘文館、1996年）pp.25-71。また、前掲、戸部『逆説の軍隊』pp.26-48。

²⁷ 白金台の「旧白金海軍墓地」を含め海軍埋葬地に関しては、前掲、原田『兵士はどこへ行った』pp.118-152が詳細に検討している。

²⁸ 海軍省達甲第36号「葬儀式手続ノ件」1873年1月28日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「公文類纂 明治6年 巻3 本省公文 礼典部」JACAR: C09111282700）。

²⁹ 陸軍省布第315号「下士官兵卒埋葬法則」1873年12月25日（前掲、原田「陸海軍墓地制度史」pp.105-106）。

³⁰ 前掲、原田「陸海軍墓地制度史」p.107。前掲、今井『反政府軍戦没者の慰霊』p.321。

た陸軍埋葬地に葬られたと考えられる³¹。陸軍埋葬地が未設置の地域では「近傍の社寺」に埋葬が委託され、その場合は後日親族が当該社寺に示談することで「何様ニ所置スルモ妨ナシ」とされた。

この「下士官兵卒埋葬法則」は、翌 1874 年 10 月に改定されて「下士官兵卒埋葬一般法則」³²となった。1875 年 2 月には、士官以上の者が陸軍埋葬地への埋葬を希望する場合にも同法則に従うことが定められたが³³、前述の原則の部分に変更はなく、その後も数度の改定を加えつつも、1886 年 7 月に「陸軍隊附下士卒埋葬規則」³⁴（全 16 条）によって代えられるまで効力を維持した³⁵。

新たに制定された「陸軍隊附下士卒埋葬規則」では、第 2 条で「死体ハ陸軍一定ノ埋葬地ニ葬ルベシ」との規定があり、その後、遺言のあったものと親族が遺体の引取りを希望するものに関してはその意思を尊重するが、それが「遠隔ノ地」である場合には適用されないという従来の規則と同様の文言が続いている。すなわちこの新規則では、遺言や親族の引取り希望に関してそれを考慮する余地を残しつつも、陸軍の死亡者は陸軍埋葬地に葬られることが原則となったものと考えられる。また、陸軍埋葬地が未設置の場合の対応についても従来の処理方法が踏襲された（第 12 条）。他方、これまでとは異なり、陸軍埋葬地に葬られたものでも六か月以内に親族から希望が出された場合には改葬を許可する規定が盛り込まれたのもこの新規則の特徴であった（第 9 条）。

陸軍とほぼ同じ時期に海軍においても全 42 条からなる「海軍生徒下士卒傭夫死亡者取扱規則」³⁶が制定された。この規則の構造は陸軍のそれと類似している。すなわち、海軍

³¹ 陸軍埋葬地に葬られた遺体は、後日親族が改葬を願い出ても許可しないものとされた。陸軍埋葬地（陸軍墓地）を含む軍用墓地については、原田敬一による一連の研究（『国民軍の神話——兵士になるということ』吉川弘文館、2001 年、前掲「陸海軍墓地制度史」、前掲『兵士はどこへ行った』、「軍用墓地研究の現状と課題」『歴史科学』第 218 号、2014 年 11 月）のほか、小田康徳・横山篤夫・堀田暁生・西川寿勝編著『陸軍墓地がかたる日本の戦争』（ミネルヴァ書房、2006 年）を参照。

³² 陸軍省布第 369 号「下士官兵卒埋葬一般法則」1874 年 10 月 5 日改定（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「大日記 明治 7 年 10 月 官省使及本省布令 布 陸軍第一局」JACAR: C04026020500）。

³³ 陸軍省布第 46 号、1875 年 2 月 10 日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「明治 8 年 2 月 本省布告」JACAR: C09070021700）。

³⁴ 陸軍省甲令第 34 号「陸軍隊附下士卒埋葬規則」1886 年 7 月 24 日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「明治 19 年 7 月ヨリ 陸軍省達 省令乙 省令 陸達」JACAR: C09050130200）。

³⁵ 前掲、原田「陸海軍墓地制度史」pp.107-111。

³⁶ 海軍省令第 41 号「海軍生徒下士卒傭夫死亡者取扱規則」1886 年 6 月 3 日（同上、

埋葬地が設置されている地域では海軍埋葬地に埋葬するものとするが（第 14 条）、遺言などで寺院が指定されている場合はその意思が尊重された（第 21 条）。ただし、遠隔地のため遺体の送還を行えない場合にはその限りではないというのも陸軍と同様である。また、親族が遺体引取りを希望する場合は、死亡時より 24 時間以内でなければならず（第 34 条）、この点に関しては、陸軍の「二日以内」よりも厳しい条件であった。海軍埋葬地が利用できない場所で死亡した場合には「便宜ノ地所ニ埋葬スルモノ」とされたが（第 20 条）、これは海上勤務が多い海軍では死亡地点が多様となることを想定した規定と考えられる。その他、第 4 条では、「伝染病死者ハ之ヲ火葬シ或ハ充分ノ消毒法ヲ施シタル後埋葬ス可シ」と規定されたが、陸海軍を通じて埋葬規則に「火葬」の文言が挿入されたのは、この時が初めてであった。

1870 年代から 1880 年代にかけて陸海軍が制定したこれらの埋葬規則は、基本的に平時における死者、すなわち訓練や病気などによって兵営や艦船で死亡した下士官や兵士などの埋葬方法を想定したものであった。それらは軍が整備を進めていた特定の埋葬地への遺体埋葬を原則としながらも、故人や遺族が希望する場所に埋葬する余地も残されていたものであった。

（2）「戦地埋葬概則」

一方、日清戦争以前の時期において、戦時を想定した埋葬規則も制定されていたことを確認することができる。

1877 年 2 月から 9 月にかけて戦われた西南戦争は、国内最大かつ最後の内戦であり、明治政府が経験した最初の本格的な戦争であった。政府は誕生したばかりの官軍約 6 万人を動員し、その戦没者数は 6,300 人余りにのぼった³⁷。この西南戦争における戦没者の処理に関して征討総督本営は、「将校以下戦死及ヒ傷痍ヲ受療養中死没スル者埋葬之儀」については 1876 年に陸軍が制定した「戦地埋葬概則」に準拠することとし、士官以上はなるべく寝棺を「精功」にし、下士官以下は身近にある桶あるいは甕を使用して白布で覆って「便宜之地」に埋葬すべきことを通達している³⁸。ここで言及されている「戦地埋葬概則」

pp.114-117)。

³⁷ 秦郁彦『靖国神社の祭神たち』（新潮社、2010 年）p.35。

³⁸ 征討総督本営より輜重部・砲兵部・病院他宛公信発甲第 850 号、1877 年 5 月 30 日付（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「明治 10 年 5 月 1 日起 発翰 軍団参謀部」JACAR: C09082663700）。

は、明治以降、戦時を想定した最初の戦没者埋葬関係規則であると考えられる。

この「戦地埋葬概則」（全 17 項）の制定経緯についてはなお不明な部分が多いが、国立国会図書館憲政資料室所蔵の「桂太郎関係文書」に含まれている同名史料の第 1 項および第 2 項には以下のような規定がみられる³⁹。

- 一 凡ソ上長官⁴⁰以下戦役中外国ニ於テ死没セシ者ハ其地ニ就テ埋葬シ死体ヲ内国ニ送致スルコトナシ
- 一 将官以上ノ死体ハ成ルヘク内国ニ送致スルヲ法トス

ここでまず、「外国」および「内国」という文言がみられることから、この規則が対外戦争における海外での戦没者処理を想定したものであることがわかる。一般に、明治新政府が創設した「国軍」が対外戦争を見据えた「外征軍隊」としての性格を持ち始めたのは、朝鮮の支配権をめぐって清国との関係が悪化するなかで、陸軍においてドイツ人将校メッケルを招いて軍制改革を実施し、鎮台制を廃止して師団制へと改編した 1880 年代以降とされる⁴¹。1876 年の時点で「外国」での戦没者処理を想定した「戦地埋葬概則」を制定した経緯についてここで詳細を明らかににはできないが、その背景としては、近代日本にとって初めての海外派兵である 1874 年の台湾出兵を経験したことが挙げられよう。ただし、台湾出兵での戦没者数の内訳（戦死者 12、病死者 561）⁴²をみると、そのほとんどがマラリアなどの伝染病を原因とする病死であり、罹患者は国内に送り返されて長崎の西洋医学校に収容され、そこで死没するものが多かった。そしてこれら死亡者は、同地の「梅ヶ崎墳墓」に埋葬された。その数は、戦死者の分も含めて 381 柱にのぼるとされる⁴³。

さて、「戦地埋葬概則」の内容をみると、外国で死没した佐官以下の者は、遺体を日

³⁹ 「桂太郎関係文書 第 17 冊 書類の部」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。

⁴⁰ 将校のうち佐官に相当するものを「上長官」と呼称した。

⁴¹ 前掲、高橋典幸他『日本軍事史』pp.318-319。鎮台制から師団制に移行したのは 1888 年 5 月である。師団では、鎮台に比べて輜重兵、騎兵、工兵の数が増加し、野戦病院が付与されたが、これは「広大な外地での作戦を想定してのこと」であったとされる（同上、p.319）。他方、戸部は、師団制の採用を含む陸軍の改革が、「大陸進出（外征）だけを前提として実施されたとは考えられ」ず、「従来の治安警備軍から、外的に備えた国土防衛軍への転換を隠したもの」であったと論じている（前掲、戸部『逆説の軍隊』pp.107-116）。

⁴² 毛利敏彦『台湾出兵——大日本帝国の開幕劇』（中央公論社、1996 年）pp.143-145。

⁴³ 「梅ヶ崎墳墓」はその後、西南戦争での戦没者を合祀した「佐古招魂社」に集団合葬されるかたちで移転した。「佐古招魂社」については、平野恵子氏が作成したホームページ（<http://50s.upper.jp/sako.html> 2015 年 3 月 9 日アクセス）が参考になる。

本国内に送還することなく現地に埋葬することとし、将官以上についてはできるだけ国内に送還することを原則とした。そのうえで、士官以上については原則として一人ずつ棺槨に納めて埋葬することとし、他方、下士官以下は棺槨を不要として身分に応じて埋葬方法に格差をつけた（第 4 項・第 5 項）。また、郷里から離れた病院等で死没した者については戦地と同様の扱いとしたが（第 11 項）、郷里近くの病院等で死没した者については親族等の希望により死体の引渡しを妨げないものとした（第 13 項）。

このように、1876 年の時点で明治政府は対外戦争を想定して具体的な戦没者処理の方法を定めていたのであり、そこで採用されたのは「現地埋葬」の原則であった（将官の国内送還は例外的措置であったと考えられよう）。海外で死没した者を「現地埋葬」という考え方は、この時点ですでに運用されていた前述の「下士官兵卒埋葬一般法則」による処理法と矛盾しないものであった。すなわち、同法則では死亡地点が「遠隔ノ地」であった場合には、死亡者の遺言や遺族の引取り希望があっても陸軍によって陸軍埋葬地かあるいは「近傍の社寺」に埋葬されることが規定されていた。「外国」が「遠隔ノ地」にあたることはいうまでもなく、したがって、遺体を遺族のもとへ返還するという発想はこの時点において軍当局の念頭にはなかったものと考えられる。

では、現地（外国）に遺体を埋葬した場合、埋葬場所の維持・管理について軍はどのように考えていただろうか。その点に関して「戦地埋葬概則」では、埋葬地には木製のしは石製の「墓標」を建て、表面に「隊号官姓名」を、裏面には死没の年月日と因由（戦死／病死）を記載することを定めていたが（第 6 項）、さらに戦後の埋葬地の取扱いについては以下のように規定している（第 16 項）。

- 一 外国ニ埋葬セシ者ハ墓地ヲ領スルコト難シト雖モ平和ニ復スルニ至テハ更ニ内国ニ招魂碑ヲ立テ其功業ヲ不朽ニ伝ヘ又時トシテハ尸屍ヲ内国ニ送致シ改葬スルコトアルヘシ

すなわち軍当局は、外国の領域に戦没者の墓地を保持することは困難であると認識しており、結果として埋葬地に国家の手が届かなくなる状況を想定して、平和回復後に国内に「招魂碑」を建立して戦没者を永続的に顕彰することを考えていたのである。さらに、場合によっては国内に送還して改葬することも考慮するなど、臨機応変で現実的な処理方針であったといえる。

この「戦地埋葬概則」の制定後に勃発したのが西南戦争である。もちろん、西南戦争は明治政府軍と西郷隆盛率いる薩摩軍との内戦であったが、上述の通り、官軍戦没者に対してはこの「戦地埋葬概則」が援用されることになった。西南戦争において官軍の戦没者の多くは戦場となった九州一帯に設置された埋葬地に葬られたが、彼らが「現地埋葬」された根拠規定として「戦地埋葬概則」の存在を挙げることができるのである⁴⁴。

ところで、本稿で参照した「戦地埋葬概則」は参謀本部の野紙に手書きで書かれたものであり、さらにその上から修正を加えた跡がみられる⁴⁵。修正後の内容に大きな違いはみられないが、タイトルは、「陣中埋葬概則」となっており、その第 1 項は次のように修正されている。

一 凡ソ陣中ニ於テ死没セシ者ハ其地ニ就テ埋葬スルヲ法〔「トス」欠カ〕

但将官並相当官ガ外国ニ於テ死没スルトキハ成ルヘク其死体ヲ内国ニ送致スヘシ

この修正は、「戦地埋葬概則」が「外国」で死没することを想定した規則であったのに対し、西南戦争を経験したことにより、内外を問わず「陣中」、すなわち戦場で死没した戦没者全般に適用すべき戦時埋葬規則の必要性が認識されたものと考えられる。そのうえで、遺体を「現地埋葬」すること、将官及びそれに相当する者が「外国」で死没した場合は、その遺体を国内に送還することとしたのは「戦地埋葬概則」と同様である。

ただし、この修正された「陣中埋葬概則」が実際に制定されたという記録は見当たらない。したがって、これはあくまで修正案として作成された可能性があるが、いずれにせよ、この時期、政府内では戦没者の遺体を「現地埋葬」という考え方が一般的であったとい

⁴⁴ 西南戦争時の官軍戦没者墓地は熊本を中心に九州一帯に 30 か所以上確認することができる。また、九州の野戦病院で収容しきれなくなった負傷者等は大阪の陸軍臨時病院や鎮台病院に転送され、そこで死亡した者は真田山陸軍埋葬地に葬られた。同埋葬地には 900 基以上の西南戦役戦没者墓碑が立ち並んでいる。これら西南戦争における戦没者の埋葬の実態については、薩摩戦没者の処理を中心に、前掲、今井『反政府軍戦没者の慰霊』

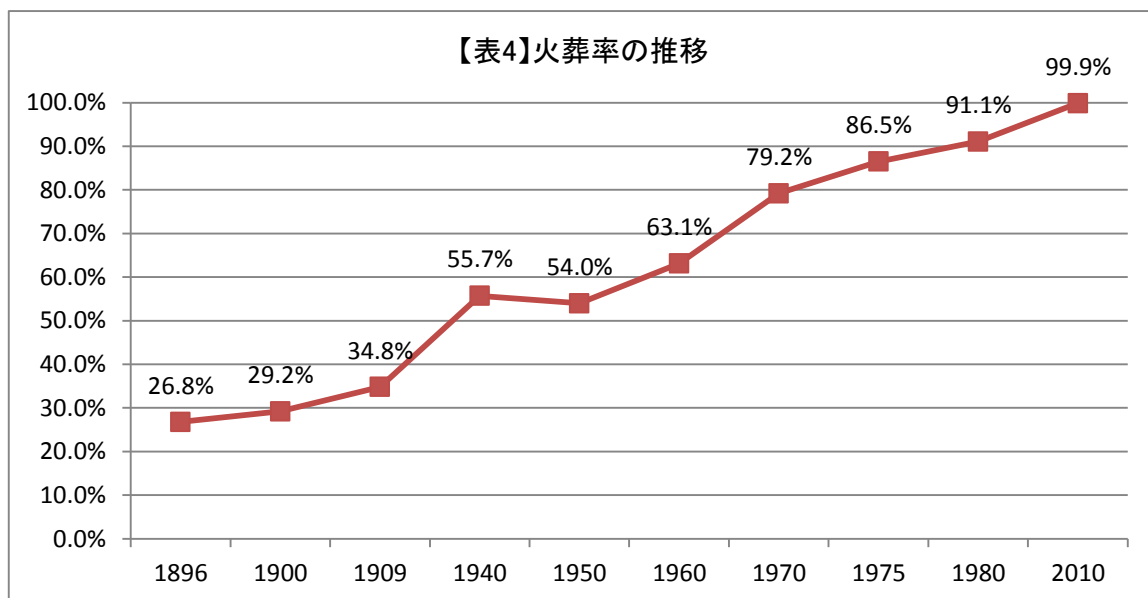
(pp.265-377) が詳細に検討している。なお、同書を含め、従来の研究において「戦地埋葬概則」に言及したものは、管見の限り見当たらない。

⁴⁵ 参謀本部は、それまでの陸軍省参謀局を改称し、陸軍省から独立するかたちで西南戦争後の 1878 年 12 月 5 日に設置された。したがって、本稿で参照した「戦地埋葬概則」はそれ以降に書かれた写し文書であると考えられるが、その作成時期を特定することはできない。ただし、「桂太郎関係文書」として保存されている史料群秩序と前後の史料から判断して、桂太郎が陸軍省総務局長ないし陸軍次官を務めていた 1880 年代半ば前後のものであると推定される。

うことを示す傍証にはなるだろう。

それでは、なぜ「現地埋葬」方式が採用されたのか。この点に関して直接説明する史料は見当たらないが、おそらく当時の国内における葬法として埋葬（＝土葬）が一般的であったことと関係していると考えられる。

幕末までは火葬と土葬が併用されていたが、1873 年 7 月に明治政府が布告した「火葬禁止令」（太政官布告第 253 号）によりいったん火葬が全国的に禁止された⁴⁶。これが解除されたのは 1875 年 5 月のことであるが、土葬の慣習は根強く、日清戦争後（1896 年）の火葬率は全国平均で 26.8%であったとされる【表 4】。日本政府が戦時における葬法として火葬を採用するのは日清戦争時であり、この点については次節で詳述する。いずれにせよ、火葬処理を行わずに遺体をそのまま埋葬することを前提とするならば、現実問題として遺体を長距離移動させることは極めて困難であるといつてよい。「戦時埋葬概則」にかぎらず、平時の規定である「下士官兵卒埋葬法則」等においても、死没の場所が「遠隔ノ地」の場合は遺体を遺族のもとへ返還しないことが通例となっていたのは、まさにこの点を考慮してのことであろう。



出典：鯖田豊之『火葬の文化』（1990 年、新潮社）p.27 等より作成。

⁴⁶ 火葬が禁止された理由としては、明治政府の廃仏毀釈・神道国教化政策の中で火葬が仏教的とみなされたことや、火葬場の焚焼による煙や悪臭がひどかったことによる公衆衛生上の問題などが挙げられる。この点に関しては、鯖田豊之『火葬の文化』（新潮社、1990 年）pp.18-21、前掲、勝田編『日本葬制史』pp.249-253などを参照。

このように、明治初期において政府および軍当局は、平時および戦時における陸海軍所属の死者の処理に関して責任を持ち、埋葬地を設定し、埋葬（土葬）を前提とする規則を策定してきた。そしてそれは西南戦争等において適用されてきたが、戦時規則に関しては、日清戦争を機に大きく変化することになる。

第2節 日清戦争と海外戦没者

(1) 日清戦争時における遺体処理

日清戦争における日本側の軍人・軍属の戦没者数は、事実上の戦闘が始まった1894年7月25日の豊島沖開戦から、翌95年4月の日清講和条約（下関条約）調印を経て、同年11月に平定宣言が出された台湾征討までを含め軍人・軍属をあわせて1万3,488人にのぼる⁴⁷【表5】。明治政府は、西南戦争の戦没者に倍するこれら海外の戦場で命を落とした多数の兵士たちをどのように処理すべきかという問題に直面した⁴⁸。

【表5】日清戦争の戦没者数

死因	軍人						軍属	合計
	将官	上長官	士官	准士官	下士	兵卒		
戦死	—	3	34	7	119	953	16	1,132
傷死	1	1	12	—	25	246	0	285
病死	4	23	131	17	655	10,757	307	11,894
変死	—	1	7	1	17	150	1	177
計	5	28	184	25	816	12,106	324	13,488

注1: 1894年7月25日から1895年11月18日までの死亡者。

注2: 軍属には、奏任文官・判任文官・雇員・傭人を含む。

出典: 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第8巻(1904年)附録120「減耗人員階級別一覧表」より作成。

⁴⁷ 参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第8巻(1904年)附録120「減耗人員階級別一覧表」による。また日清戦争の戦没者数については、大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史——「文明戦争」と民衆』(フォーラム・A、1994年) pp.109-111を参照。

⁴⁸ 日清戦争における戦没者の埋葬や慰霊に焦点を当てたものとして、前掲、大谷・原田編『日清戦争の社会史』のほか、檜山幸夫『日清戦争——秘蔵写真が明かす真実』(講談社、1997年)、羽賀祥二「戦病死者の葬送と招魂——日清戦争を例として」(『名古屋大学文学部研究論集』史学第46号、2000年3月)、檜山幸夫編『近代日本の形成と日清戦争——戦争の社会史』(雄山閣出版、2001年)、大谷正『兵士と軍夫の日清戦争——戦場からの手紙をよむ』(有志舎、2006年)、白川哲夫「日清・日露戦争期の戦死者追弔行事と仏教界——浄土宗を中心に」(『洛北史学』第8号、2006年6月)、荒川章二「兵士が死んだ時——戦死者公葬の形成」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年12月)。

日清戦争の勃発と前後して陸海軍は、戦時における戦没者処理のための規定として「戦時陸軍埋葬規則」（全 6 条）⁴⁹と「戦時海軍死亡者取扱規則」（全 7 条）⁵⁰をそれぞれ制定した。これらの規則は日清戦争に参加した軍人・軍属⁵¹の戦没者の遺体の埋葬方法や埋葬場所、墓標の設置、戦役後の改葬などについて規定したものである。そのうち遺体の埋葬場所については国内の埋葬地に加えて、陸海軍ともに「特ニ撰定シタル土地」という文言がみられることに特徴がある⁵²。両規則の該当部分をみてみよう。

まず、陸軍の「戦時陸軍埋葬規則」では、

第二条 死体ハ陸軍埋葬地共同墓地若ハ特ニ撰定シタル土地ニ埋葬ス
但場合ニ依リ火葬シ又ハ合葬スルコトヲ得
海上ニ在リテハ水葬スルコトアルヘシ

と規定されている。

また、海軍の「戦時海軍死亡者取扱規則」についても、

第三条 死体ハ海軍埋葬地若クハ特ニ撰定シタル土地ニ埋葬ス
但場合ニ依リ火葬シ又ハ合葬シ又ハ水葬スルコトヲ得

との規定があり、埋葬場所に関しては陸海軍ともほぼ同様の規定であったことがわかる。この「特ニ撰定シタル土地」が意味するところは、国内埋葬地への埋葬を原則としつつも、戦場が海外であることに鑑みて戦没者の遺体を死亡地点に近い場所に埋葬することを想

⁴⁹ 陸軍省令第 16 号「戦時陸軍埋葬規則」1894 年 7 月 17 日付（国立公文書館所蔵「公文類聚 第 18 編 明治 27 年 第 29 卷 軍事門 1 陸軍 1」JACAR: A01200777800）。

⁵⁰ 海軍省達第 157 号「戦時海軍死亡者取扱規則」1894 年 9 月 21 日付（前掲、原田「陸海軍墓地制度史」pp.119-120）。

⁵¹ 戦時規則の対象者に関して陸軍は、当初、「戦時戦地ニ於テ死去シタル軍人軍属」（「戦時陸軍埋葬規則」第 1 条）としていたが、1895 年 5 月 13 日付改正で「戦地ニ於テ死去シ又ハ戦地ニ於テ傷痕ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ之ニ起因シ戦地外ニ於テ死去シタル軍人軍属」に修正した。一方、海軍では「戦地若クハ臨戦合囲地境ニ於テ軍人軍属及軍人軍属外ニシテ戦役ニ従事スル者傷痕ヲ受ケ又疾病ニ罹リ死亡シタル者」（「戦時海軍死亡者取扱規則」第 2 条）としていた。

⁵² 「戦時陸軍埋葬規則」（第 2 条）、「戦時海軍死亡者取扱規則」（第 3 条）。

定した文言であったと考えられる⁵³。その意味で、日清戦争時に制定されたこれらの戦時埋葬規則は、前述の「戦地埋葬概則」が取り入れた「現地埋葬」の考え方を継承したものであったと考えられる。また、埋葬方法については陸海軍ともに、あくまで「土葬」を原則としており、「火葬」については状況次第でこれを行うことが想定されており、戦争終結後の改葬についても「戦役終ルノ後親族故旧ヨリ改葬ヲ願フトキハ之ヲ許スコトアルヘシ」と陸海軍同一の規定が盛り込まれていた⁵⁴。

陸軍参謀本部が編纂した日清戦争に関する公刊戦史である『明治二十七八年日清戦史』では、おおむね上記の戦時規則にしたがって戦没者の処理が行われた様子がうかがえる⁵⁵。すなわち、「戦地ニ於ケル戦死者及病死者ノ遺骸ハ各戦場若クハ宿营地附近ニ於ケル共同墓地若クハ特ニ撰定セル土地ニ埋葬」し、「各階級ニ応スル一定ノ墓標ヲ建設」した。埋葬にあたっては、開戦当初は「単ニ軍隊合葬ノ儀ヲ整ヘタルニ過キ」なかったが、その後間もなくしてからは、「僧侶神官ノ従軍スル者」によって「葬儀ノ際ニハ鎮魂読経等ノ式」を挙行したとされる。他方、敵国側の戦没者の遺骸処理については、一定の認識方法がなく、その階級や姓名を識別することができなかったため「唯戦場附近ノ地」に「合葬」し、できる限り「墓標ヲ建設」したという。また、敵国戦没者は基本的に土葬されたが、金州や旅順口付近のように多数の遺骸を埋葬した土地においては、後日火葬に付したと記述されている。

このように、公的記録によると日清戦争における戦没者の遺骸処理は、原則として陸海軍の戦時規則に則って行われていたといえ、敵国の戦没者に対しても一定程度の注意が払われていたようである。ただし、羽賀祥二の詳細な研究⁵⁶によると、現地での実際の処理振りは、戦争の進展に応じて、より現地の事情に即したかたちで行われていたようである。

羽賀によれば、開戦当初より、戦闘が終了するごとに編成された「掃除隊」によって敵味方双方の遺体が回収され、場合によっては火葬に付した上で埋葬された。今井が明らかにしているように、西南戦争時においてすでに戦場における傷病者および死者を捜索し収容する「戦場掃除」が行われており、その経験が日清戦争で活かされたものと考えられる⁵⁷。

⁵³ この点に関して原田敬一は、「戦場付近や寄港地などが想定されているだろう」と推測している（前掲、原田「陸海軍墓地制度史」p.120）。

⁵⁴ 「戦時陸軍埋葬規則」第5条および「戦時海軍死亡者取扱規則」第6条。

⁵⁵ 前掲、参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』pp.137-138。

⁵⁶ 前掲、羽賀「戦病死者の葬送と招魂」。

⁵⁷ 陸軍少尉試補の亀岡泰辰が記した「第三旅団西南戦袍誌」（1877年3月21日の項）には「親友中尉石鳥敬儀の死体を捜索す、然るに既に過半死屍を掃除したるを以て」という

「掃除隊」の規模は状況により異なったようであるが、各大隊から 30 名程度が動員され、約 100 人規模で行われた様子がうかがわれる。戦没者の遺体の回収以外にも、「掃除隊」によって不潔物を焼いたり、獣類を川に流したりするなどの処理も行われた。

軍が「戦場掃除」に神経を遣った理由について羽賀は、「死骸の放置もしくは不適切な埋葬によって伝染病の流行を防ぐため」であったとしている⁵⁸。実際、現地の衛生状況は相当劣悪であったとみえ、兵士たちが上陸してまず感じたのが「不潔」と「におい」であったという⁵⁹。前出の【表 5】からもわかるように、日清戦争の戦没者のうち病死者の占める割合は約 9 割にもおよび、多くの兵士が赤痢やマラリア、コレラなどの伝染病に悩まされた。それだけに、衛生管理には特に気を遣う必要があった。

おそらくこうした現地事情を踏まえ、開戦から 3 か月余り経った 1894 年 11 月、平壤攻略作戦や海城・牛荘の戦いに参加した第 3 師団（師団長・桂太郎中将）では、戦（病）死者の「遺骸取扱規定」（全 6 項）を制定した。その内容は以下の通りである⁶⁰。

戦死者及ヒ病死者遺骸ハ左ノ規定ニ依リ取扱フヘシ

但シ別ニ規定アルモノハ此限ニアラス

- 一 戦死者ノ屍体ハ戦地掃除隊之ヲ火葬シ、遺骸ニ隊号官等姓名符ヲ附シテ、特ニ命令セラレタル埋葬主任者ニ引渡スヘシ、独立枝隊ニ於テモ之ニ準ス
- 二 戦死者ノ頭髮ハ戦地掃除隊ニ於テ取り纏メ、一々姓名符ヲ附シテ其附属隊ニ送ルヘシ
- 三 埋葬主任者ハ掃除隊ヨリ交附スル遺骨（其隊号官等姓名符ノ有無ヲ検査シ）ヲ受取り、最モ見出し易キ地点ヲ撰ミ之ヲ埋葬スヘシ、但シ兵站部ノ所在地若クハ其附近ノ地ニアリテハ、該主任者ハ兵站司令官ニ協議シ埋葬ノ手続ヲナスモノトス
- 四 埋葬主任者ハ復命ノ際其埋葬セシモノ、隊号官等姓名及ヒ其地点ヲ明瞭ニ報告スルノ責任ヲ有ス
- 五 行軍若クハ宿営中死没者アルトキハ、其屍体ハ所属ニ於テ之ヲ火葬シ、其遺骨ハ

記述がある（亀岡泰辰著・高野和人編『西南戦袍誌——第三旅団』新潮社、1997 年、p.30）。この指摘については、前掲、今井『反政府軍戦没者の慰霊』p.290。

⁵⁸ 前掲、羽賀「戦病死者の葬送と招魂」p.86。

⁵⁹ 原田敬一『日清・日露戦争』（岩波書店、2007 年）pp.72-74。

⁶⁰ 1894 年 11 月 8 日付。「明治二十七八年第三師団陣中日誌」巻 1、pp.755-756（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「文庫—千代田史料—47」）。前掲、羽賀「戦病死者の葬送と招魂」p.87。

其地若クハ最近ノ兵站部ニ依托シテ埋葬スルカ、或ハ其近傍適宜ノ地ニ埋葬シ、其地点ヲ師団司令部ニ報告スヘシ、又其遺髪ノ取扱ハ戦死者ニ同シ

六 所属隊ニ於テハ総テ戦死及ヒ病死者ノ遺髪ヲ軍事郵便使ニ托シ、之ヲ留守司令部ニ還送シテ郷里ニ送ルノ手續ヲ為スヘシ、総テ埋葬主任者又ハ所属隊ニ於テ埋葬シタル場所ニハ必ス墓標ヲ植ヘ、且ツ記録ヲ存シ置キ、他日改葬ノ挙アルモ差支ナキ様、其位置ヲ明瞭ニナシ置クヘシ

ポイントを要約すると、まず「戦死者」の遺骸は「戦地掃除隊」が「火葬」して埋葬主任者に引渡し（第 1 項）、埋葬主任者は掃除隊から受け取った遺骨を「最モ見出し易キ地点」を選んで埋葬することとされた（第 3 項）。そして埋葬場所には必ず「墓標」を立て、後日改葬の場合にも差し支えないように位置を明瞭にしておくことが求められた（第 6 項）。また、遺髪については、掃除隊が取りまとめて所属隊に引渡し（第 2 項）、所属隊では遺髪を軍事郵便で留守師団司令部を通じて郷里に送ることとしていた（第 6 項）⁶¹。

この「遺骸取扱規定」で特に注目されるのは、第 1 項にあるように、戦没者の葬法に関して「火葬」を原則とした点である。火葬措置は、戦死者のみならず、「行軍若クハ宿営中死没者」についても適用されることになっている（第 5 項）。すでにみたように、陸海軍中央で制定された戦時規則では埋葬（土葬）を原則とし、火葬は「場合ニ依リ」行うこととしていた。しかし、現地で日本軍を悩ませた伝染病の流行に対処するために、遺体の収容後速やかに「火葬」する必要が生じたものと考えられる⁶²。この点に関して 1895 年 2 月 28 日に陸軍は、遺骸の埋葬が不十分な場合、雪解けにともなう遺骸が露出する可能性があるが、それが流行病の原因とならないよう注意を促すとともに、埋葬の際には火葬を行い、水源から離れた場所で処置すべき旨の参謀総長諭達を発している⁶³。日清戦争当時、日本国内における火葬文化はまだ定着過程の途上にあつたが、一方で国内では伝染病

⁶¹ 遺髪の取扱いについて軍中央の規則で定められたのは、1895 年 5 月 24 日に改正された「戦時海軍死亡者取扱規則」が最初である（海軍省達第 46 号。前掲、原田「陸海軍墓地制度史」 pp.120-122。前掲、荒川「兵士が死んだ時」 p.38）。陸軍中央の戦時規則に該当する文言はみられないが、戊辰戦争時の土佐藩の埋葬規則で遺髪を国元へ送付することが定められていたように、遺髪を遺族に送還することは慣習として実施されていたものと思われる。第 3 師団の「遺骸取扱規定」第 2 項および第 6 項に「頭髪」の取扱いに関する規定がみられるのは本文で指摘した通りである。

⁶² 日清戦争における疾病患者については、籠谷次郎「死者たちの日清戦争」（前掲、大谷・原田編『日清戦争の社会史』） pp.126-134 に詳しい。

⁶³ 前掲、羽賀「戦病死者の葬送と招魂」 p.86。

の拡大防止のために伝染病患者に対する火葬が奨励されていた。その流れを受けて、1897年4月に制定された「伝染病予防法」では、法定伝染病の患者の死体処理に関して火葬が原則となっている。1886年に制定された「海軍生徒下士卒傭夫死亡者取扱規則」において、「伝染病死者ハ之ヲ火葬シ或ハ充分ノ消毒法ヲ施シタル後埋葬ス可シ」という規定が設けられていたのは、すでに指摘したとおりである。

このように、軍中央で想定した「埋葬」の原則は、戦争勃発から間もない時期において現地では「火葬」の原則へと転換していった。そして火葬が原則化されたことによって、火葬後の遺骨の処理について、規則が定めるように現地に埋葬するだけではなく、できるだけ国内の遺族のもとへ送還するという措置が有力な選択肢として浮上してきたのではないかと考えられる。すなわち、火葬によって遺体が遺骨へと形状変化することで送還の便が向上し、その結果、可能な限り遺骨を遺族のもとへ帰すべしという考え方が軍隊の中で高まったのではないかと推測できるのである。

この点に関して、土葬が主流であった明治時代において次第に火葬が普及し始めた理由として民俗学者の直江広治は、遺骨の移動という側面に注目して次のように述べている。

火葬を盛んにせしめた理由は、ひとり都市生活の必要だけではなかった。人の移動が頻繁になり、故郷を出て他郷で生活を立てる機会が多くなったのも、明治以降の著しい現象であるが、一方では死んだら郷里の墓に埋めて貰いたいという念願だけは根づよかったがために、遺族が遺骨を抱いて帰る必要からいきおい火葬にせざるを得なかった⁶⁴。

もちろん、近代日本において火葬が普及する背景には、公衆衛生や都市計画等の観点から都市市街地での埋葬が禁止されるなど、様々な要因があったとされる⁶⁵。さはさりながら、家単位につくられた合葬墓である「家墓」が明治半ば以降に全国的に普及してきたことを考えると⁶⁶、死亡地点が郷里の墓地から遠隔の地であった場合、遺骨を家墓に納めるためには、火葬して遺骨を運搬することが実際的かつ効率的であったとも考えられよう。

⁶⁴ 直江広治「第七章 葬式」（開国百年記念文化事業会編『明治文化史』第13巻「風俗」、東洋文庫蔵版、1979年）p.277。

⁶⁵ 前掲、勝田編『日本葬制史』pp.293-295。前掲、鯖田『火葬の文化』p.23。

⁶⁶ 前掲、勝田編『日本葬制史』229-233。新谷尚紀・関沢まゆみ編『民俗小事典 死と葬送』（吉川弘文館、2005年）pp.181-182。

そして、家墓の普及の背景にある近代日本における家意識の高まりのなかで対外戦争における死が家族に訪れたとき、身内の遺骨を家墓に納めることが遺族の願いとなり、それに応えるために軍隊が遺体を火葬して国内へ送還するという構図が生まれてきたのではなかろうか。

また日本では、火葬後において「古くから遺族による拾骨がつきもの」であり、それが日本に特徴的な家墓の一般化にとって重要な要素であったという見方もある⁶⁷。しかし、海外の戦場で火葬に付した場合は当然遺族による「拾骨」ができないので、遺族に代わって戦友が骨を拾い、それを大切に保管して遺族のもとへ骨を届けるという構図が戦前の軍隊で定着することになる。日露戦争期に作られ、もっとも有名な軍歌の一つとして挙げられる戦友の死を主題とした軍歌「戦友」⁶⁸には、「死んだら骨（こつ）を頼むぞと」というフレーズがあるが、自分の骨を戦友に託すという意識はかなり早い段階で芽生えていたものと考えられる。

日清戦争時における火葬後の遺骨の取扱いについては、火葬を原則化した前述の「遺骸取扱規定」においても現地埋葬が想定されており（第3項）、国内への送還を規定した文書は見当たらない。しかし興味深いことに、1895年4月1日に澎湖島で病死した在外混成枝隊後備歩兵第1連隊所属の一等卒の死亡通知の中で、同連隊第2中隊長の中島行正陸軍歩兵大尉は次のように述べている。

初メ死者ハ皆火葬シテ遺骨ヲ親戚ニ送ル筈ニテ東西両本願寺ヨリ僧侶四人迄従軍シ洩ナク葬儀ヲ取扱居候得共病勢日々激烈ニ及ヒ毎日入院者百余人モ有之一時ハ院内患者殆ト千人之多キニ相達シテ死亡スル者日一日ヨリ益々増加シ実ニ惨状ヲ極メ候折柄従軍僧侶之内ニモ死亡者有之遂ニ一々火葬スルコト能ハス因テ遺憾〔ママ〕ナカラ頭髮ノミ送ルコトニ相成候処是又実行スルコト能ハサル悲境ニ陥リ誠ニ御氣之毒之至リニ御座候⁶⁹

⁶⁷ 前掲、鯖田『火葬の文化』pp.33-37。

⁶⁸ 軍歌「戦友」（真下飛泉作詞、三善和気作曲、1905年）。

⁶⁹ 1895年5月2日付書状（東京都公文書館編『都史資料集成』第1巻「日清戦争と東京②」、東京都、1998年、p.491）。在外混成枝隊後備歩兵第1連隊の動向については、同第1中隊所属の衛生兵の体験談が、福生市史編さん委員会編『福生市史』下巻（福生市、1994年）pp.115-130に掲載されており、参考になる。

ここで注目されるのは、「初メ死者ハ皆火葬シテ遺骨ヲ親戚ニ送ル筈」との文言である⁷⁰。この文言は、規則にかかわらず、日清戦争の初期において、戦没者の火葬と遺族への送還が軍隊と遺族との間で当然視された段階が存在していたことを示唆するものである。しかし、病人および病没者が膨大に増加するにつれ、火葬することも、ついには遺髪を送ることさえ不可能になった事情をこの書状は説明している。

実際、日清戦争時において、遺骨が遺族のもとへ届けられた例は少なからず確認することができる。日清講和条約が調印されるより前の事例としては、例えば 1894 年 9 月 15 日に平壤の戦いで戦死し、10 月 7 日に遺骨が届けられた静岡県沼津町（現・沼津市）出身の陸軍一等卒や⁷¹、海城付近の戦いで頭部に被弾し、1894 年 12 月 26 日に収容先の野戦病院で死亡した陸軍一等軍曹の遺骨が所属中隊長の書簡とともに翌年 2 月 10 日に故郷の石川県鹿島郡徳田村（現・七尾市）に届けられた例⁷²などが挙げられる⁷³。日本国内における日清戦争の戦没者葬儀に関する記録からは遺骨の有無が分からない場合が多いのが実態であるが、必ずしも「現地埋葬」という戦時規則や規定が厳格には運用されずに、むしろ部隊や状況によっては戦時中に遺骨を国内へ送還することが通例となったケースもあり得たものと考えられる。送還の手段としては、小包として郵送されたり、また従軍僧によって帰国時に携帯して持ち帰られるケースなどがみられた⁷⁴。

こうした事例があったにせよ、現地では原則として、戦没者の遺体を「掃除隊」が収容して可能な限り火葬に付して現地に埋葬し、墓標を建てるといった一連の流れに沿って多数の戦没者が処理されていた。そして戦場の随所に墓標が立ち並ぶ光景が見られることとなったのである。

（2）遺骨の「内地還送」方針

そうしたなか、1895 年 4 月の日清講和条約調印と前後して、これら現地に埋葬した遺体の取扱いが問題となった。すなわち明治政府は、現地の埋葬地を恒久的な墓地として将

⁷⁰ この文言には荒川章二も注目しており、「現役兵ではない応召兵の場合、遺骨を遺族へ還送するのが当然と考えていたのだろうか」と推測している（前掲、荒川「兵士が死んだ時」p.38）。

⁷¹ 前掲、荒川「兵士が死んだ時」pp.37-38。

⁷² 前掲、檜山『日清戦争』pp.268-269。

⁷³ 他にも、羽賀前掲論文（pp.90-91）では、遺骨が連隊所在地や遺族に直接届けられた例を紹介している。

⁷⁴ 前掲、荒川「兵士が死んだ時」p.40。

来的にも維持していくのか、あるいは戦争終結後、軍隊が撤退するとともに遺体を発掘して国内へ送還するのか、という選択に迫られたのである。

この点に関して日清戦争の陸軍主力となった第1軍では、日清講和成立以前の段階において、朝鮮北西部の平安道および黄海道、占領地の盛京省（現在の中国遼寧省）の各地に埋葬されている日清開戦以来の戦病死者の遺骨を合葬するための墓地を朝鮮国内の平壤（万寿山、1287 坪）および義州（水門洞曲岬、91 坪）の朝鮮官有地に設定することについて、朝鮮側地方官吏との間に合意を得ていた。すなわち第1軍は、戦没者の遺骨を国内には送還せず、戦争終結後も日本が朝鮮国内に設定した墓地に埋葬して維持・管理しようと考えていたのである。1895年2月、第1軍兵站監の塩屋方圀は、両地には戦没者が数多く合葬されておりすでに石碑の建設にも着手しているとして、土地の永年借用に関して朝鮮政府に照会ありたい旨を井上馨在朝鮮国公使に対して依頼した⁷⁵。

この問題をめぐっては、その後在朝鮮国公使館と朝鮮政府との間で公文のやり取りがなされ、6月にはその状況が杉村濬臨時代理公使から西園寺公望外務大臣臨時代理に伝えられた⁷⁶。杉村代理公使からの公信を接受した西園寺は、7月20日に伊藤博文総理大臣へこの問題の状況について報告するとともに⁷⁷、大山巖陸軍大臣に対して処理方法について照会した⁷⁸。これに対する7月25日付の大山陸相の回答は、次のようなものであった。

今回之戦役ニ付遼東半島山東並朝鮮国各地ニ埋葬致候者ノ墳墓ハ此際総テ発掘シ内地ニ改葬致度⁷⁹

すなわちここで陸軍が示したのは、遼東半島や山東省、朝鮮国の各地に埋葬した遺体・遺骨をすべて発掘し国内に送還するという処理方針、言い換えるならば、恒久的な「現地埋葬」ではなく、日清戦争における戦没者はすべて日本に「帰還」させるという「内地還

⁷⁵ 塩屋方圀第一軍兵站監より在朝鮮国井上馨公使宛公信、1895年2月26日付（外務省外交史料館所蔵「陸海軍墓地及埋葬関係雑件 帝国ノ部」JACAR: B07090957500）。

⁷⁶ 在朝鮮国杉村臨時代理公使より西園寺公望外務大臣臨時代理宛公信発第33号、1895年6月27日付（同上）。

⁷⁷ 西園寺公望外務大臣臨時代理より伊藤博文内閣総理大臣宛公信親展送第89号、1895年7月20日付（同上）。

⁷⁸ 西園寺公望外務大臣臨時代理より大山巖陸軍大臣宛公信親展送第35号、1895年7月20日付（同上）。

⁷⁹ 大山巖陸軍大臣より西園寺公望外務大臣臨時代理宛公信送甲第1367号、1895年7月25日付（同上）。

送」という方針の選択であった。そして陸軍が「内地還送」の方針を選択した理由として挙げたのは、将来における「墓地ノ保存祭典等ノ儀」における「困難」を認めたことにあった⁸⁰。

この陸軍の決断の背景には、いわゆる三国干渉の影響があったと考えられる。よく知られているように、日清講和条約の調印（4月17日）から一週間後の1895年4月23日、ロシア・フランスおよびドイツは日本に対して、講和条約で日本側が獲得した遼東半島を清国へ返還するよう要求した。これに対して日本は5月4日、列国からのさらなる干渉を懸念した陸奥宗光外相の主張により、三国の要求を受諾することとなった。その結果、日本は清国と遼東半島還付条約を結び（11月8日）、同地に駐留していた守備隊も撤退することとなったのである。このことはおそらく、遼東半島所在の日本人戦没者の仮埋葬地をどう処理すべきかという問題を引き起こしたものと考えられる。

実際、遼東半島の金州に設置された占領地総督部は三国干渉後の5月30日に、「当占領地内ニ軍及各師団ニ於テ戦死者ヲ埋葬シタル者」については、「向後各部隊引払ノ後其俣抛擲シ置クハ情ニ於テ忍ヒサルノミナラス或ハ遺骸ニ対シ不敬ヲ加フル如キ所為ナキヲ保セス」との理由を述べて、「遺骸ハ総テ之ヲ発掘シテ火葬ト為シ本国ニ送致」することを要望する文書を参謀総長に宛てて提出した⁸¹。これに対して陸軍中央は6月10日付で「申請之通り」との回答を出している。すなわち、陸軍は6月上旬の段階で、遼東半島に埋葬された戦没者をすべて国内へ送還する方針を固めていたのである。

いずれにせよ、日清戦争において現地に埋葬した遺体・遺骨はすべて発掘し、国内へ送還するという「内地還送」の方針は、すぐさま陸軍省達書として陸軍の各部隊に伝達された。大山陸軍大臣名で発せられたその指示内容は以下の通りである。

今回之戦役ニ付遼東半島、山東並朝鮮国ニ於テ埋葬シタル軍人軍属ノ墳墓ハ総テ発掘シ死体ハ火葬シ其遺骨若クハ遺髪ヲ還送セシメ候条到着ノ上ハ改葬区分表並ニ戦時陸

⁸⁰ 「軍務局より 朝鮮国へ埋葬の軍人軍属屍体改葬の件」1895年7月17日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍省日清戦役日記」JACAR: C06022501000）。国内への改葬の理由に関して前掲、参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』も「此ノ如ク一戦闘ヲ経過スル毎ニ墓地ヲ撰定シテ埋葬シタル結果朝鮮及清国内処々ニ我軍ノ墓地ヲ見ルニ至リシカ之ヲ存置セハ将来保存ノ困難ナルコト論ヲ俟タス因テ平和後ニ於テ悉皆之ヲ内地ニ改葬スルコトト為シ」と説明している（p.138）。

⁸¹ 佐久間左馬太占領地総督より小松宮彰仁親王陸軍参謀総長宛公信占発第170号、1895年5月30日付（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍省大日記 臨着書類 大本営副官部」JACAR: C08070422400）。

こうして、遼東半島においては占領地総督部、山東省においては威海衛占領軍司令部、朝鮮においては南部兵站監部によって、遺体の発掘と火葬、遺骨の送還が実施されることとなった⁸³。

この遺骨送還作業で中心的な役割を担ったのが、当時、遼東半島に駐在していた第4師団（衛戍地・大阪）兵站監の遠山規方であった。遠山は同師団の従軍僧・小林栄運師とともに各戦場の遺骨を取りまとめ、7つの大箱に納めて国内へ送還した。遺骨はひとまず京都の泉涌寺舍利殿に運ばれて仮安置されたが、仏教の各宗派による協議の結果、「輦轂の下」（天皇の居所）である東京に忠霊殿を建設して納めることに決まった⁸⁴。

1896年には10名からなる「真言宗忠霊堂創立委員」が忠霊堂建設のための浄財の募集を開始し、東京浅草の太郎稻荷の森に大伽藍を建設する計画が進められた⁸⁵。その後、折からの不況と真言宗各派の分離独立の影響もあり計画はいったん頓挫したが、第三師団の従軍僧を務めた経験を持つ護国寺（東京都文京区）の高城義海師に一任されることになった。高城師は計画の規模を縮小させ、1902年秋には護国寺境内の唐金の宝篋印塔（「忠霊塔」）の正面に拝殿としての「忠霊堂」が完成した⁸⁶。京都から東京への遺骨の移送は大掛かりなもので、同年9月初旬に京都を出発し、道中の東海道各地では多くの在郷軍人や民衆、子供たちの出迎えを受けた。そして11月2日、護国寺「忠霊塔」の下に遺骨の入った7つの大箱が埋葬され、桂太郎首相以下列席のもと大法要が執り行われたのである⁸⁷。

⁸² 陸軍省送乙第2776号、1895年7月26日発（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍省達書」JACAR: C08070422400）。本文書には「改葬区分表」が添付されており、そこでは「死者所属部隊」とそれに対する「遺物ノ還送ヲ受ケ埋葬ヲ執行スヘキ部隊」が細かく規定された。

⁸³ 前掲、参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』p.138。

⁸⁴ 護国寺『忠霊堂の由来』（1938年）pp.3-5。また、日清戦争時の仏教界の動向に関しては、小川原正道『近代日本の戦争と宗教』（講談社、2010年）pp.107-115を参照。小川原によれば、仏教各派は積極的に従軍布教師を派遣し、従軍僧は清国兵士を含む戦没者の葬儀や法要を営んだとされる。

⁸⁵ 「戦病死者遺骨に関する件」（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍省大日記 式大日記 明治29年乾」JACAR: C06082362700）。

⁸⁶ 護国寺史編纂委員会編『護国寺史』（非売品、1988年）p.289。

⁸⁷ 同上、pp.5-9。「戦病死者遺骨に関する件」（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍省大日記 式大日記 明治29年乾」JACAR: C06082362700）。前掲、羽賀「戦病死者の葬送と招魂」pp.9-11。なお、護国寺の「忠霊塔」と埋葬された遺骨は現在、同寺境内墓地の一區画に移されている。

このように日清戦争時には、軍が制定した戦時埋葬規則では原則として「現地埋葬」の考え方が採用されていたが、実態としては戦時中より火葬後の遺骨が遺族に送還されるケースも少なくなく、さらに清国との間に講和が成立すると、日本政府は現地に埋葬されていた遺体をすべて発掘して火葬し、遺骨を国内に送還する「内地還送」の方針へと転換することになったのである。

日清戦争後、陸軍は、戦争の経験と従来の規則を踏まえて 1897 年 8 月に総合的な埋葬規則として「陸軍埋葬規則」（全 21 条）を制定した⁸⁸。同規則では平時・戦時を問わず、死者は陸軍埋葬地に埋葬することを定めている。特に関連する条項は以下のとおりである。

第四条 死体ハ陸軍埋葬地ニ葬ルヘシ 若シ遺言シテ陸軍埋葬地外ニ葬ルヲ願ヒ又ハ親族ヨリ引受ヲ願フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第五条 死体ハ火葬スルコトヲ得 又海上ニ在テハ水葬スルコトアルヘシ 但火葬又ハ水葬シタルトキハ必ス遺骨或ハ遺髪ヲ採取シ前条ニ抛リ埋葬スルモノトス

伝染病ニ罹リ死亡シタル者ノ遺体ハ火葬スルヲ例トス

第六条 凡ソ軍人軍属戦地ニ於テ死亡シ又ハ戦地ニ於テ傷痕ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ之ニ起因シ戦地外ニ於テ死亡シタル者ハ陸軍埋葬地ニ葬ルヲ例トス 其遺体ヲ親族ニ下付シタルトキト雖モ其墓標ハ第八条⁸⁹ニ抛リ建設ス

将校以下前項ニ抛リ死亡シタル者ニシテ陸軍埋葬地ニ葬ルヲ得サルトキハ一時火葬シ又ハ合葬スルコトヲ得 但後必ス陸軍埋葬地ニ改葬スルモノトス 其手続ハ総テ本規則ニ抛ル

第十三条 陸軍埋葬地ノ設ケナキ地ニ在テハ近傍適宜ノ埋葬地ニ仮葬シ若クハ火葬トナシ其遺骨或ハ遺髪ヲ收拾シテ後陸軍埋葬地ニ葬ルモノトス

第 4 条では平時の埋葬について陸軍埋葬地への埋葬を原則とし、遺言により親族への引渡しを可能としている。埋葬方法については、第 5 条で「火葬」の選択肢が平時の規定としては初めて示されたが、原則は埋葬（土葬）であった。戦時に関しては第 6 条で平時と同様に陸軍埋葬地へ葬ることが原則とされている。近くに陸軍埋葬地が存在しない場合も

⁸⁸ 陸軍省令第 22 号「陸軍埋葬規則」1897 年 8 月 17 日付（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍省大日記 明治 30 年 乾 貳大日記 8 月」JACAR: C06082621800）。

⁸⁹ 第 8 条では「墳墓ニハ墓標ヲ建設ス」として、別表により階級別の墓標の高さが定められた（同上）。

「近傍適宜ノ埋葬地」に仮埋葬するか火葬して、最終的には陸軍埋葬地へ埋葬することが原則となっている（第 13 条）。なお、第 6 条にみられるように、戦没者に関しては、親族に遺体を引渡した場合においても陸軍埋葬地に墓標を建設することが定められたが、これも日清講和直後の戦時陸軍埋葬規則の改定を踏まえたものであった⁹⁰。

また、海軍においても 1899 年 1 月、「死体ハ海軍埋葬地ニ葬ルヲ本則トス」（第 16 条）る「海軍生徒学生下士卒死亡者取扱規則」（全 32 条）を定めた⁹¹。

ところで、日清戦争後にすべての遺骨を本国に送還させる方針を採用した理由として、軍当局が現地における墓地の保存や将来における祭祀等に困難を認めた点は指摘した通りであるが、それにも増して、遺骨の返還に関する遺族の根強い要望が存在していたと考えられる。このことを直接的に裏づける資料は見当たらないが、日清戦争後の台湾における陸軍埋葬地をめぐる動きが参考になる。

日清講和条約によって日本に割譲された台湾に関しては、1896 年 3 月に「台湾駐劄ノ各部隊ニ属スル軍人軍属ニハ来ル四月一日以降戦時陸軍埋葬規則ヲ適用セス」という陸軍省令が出された⁹²。続く 4 月 5 日には「台湾島及澎湖島駐劄陸軍部隊給与規則細則」が制定され、その第 24 条では「軍人軍属死亡スルトキハ陸軍隊付准士官下士卒埋葬規則ニ依ルノ外左ノ各項ニ依ル」としたうえで、「死骸ハ陸軍埋葬地共同墓地若クハ特ニ撰定シタル土地ニ埋葬シ内地ニ還送セス但海上ニ在テハ水葬スルコトアルヘシ」と定められた⁹³。これらの規定はすなわち、帝国日本の一部となりすでに陸軍埋葬地の建設が進められていた

⁹⁰ 1895 年 5 月の「戦時陸軍埋葬規則」の改定では死体を親族などに引渡した場合や水葬した場合でも陸軍埋葬地に墓標を建設することが定められた（陸軍省令第 8 号、1895 年 5 月 13 日付、防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「明治 28 年 5 月甲 廿七八年戦後日記」JACAR: C06022088200）。その理由としては、親族に死体を引渡した場合はその墓標の建設等を親族に「放任」することとなるが、それが「将来確實ニ保存セラレ得ルヤ否ヤ」については懸念すべきが少なくなく、「万一ニモ此名誉アル戦死者ノ墓標ニシテ廢頽不修ノ不幸ヲ見ルニ至リテハ遺憾ニ堪ヘサル」ことが挙げられた（軍務局長及び經理局長発上申書朝第 2757 号、1895 年 4 月 28 日付、同上）。

⁹¹ 海軍省令第 1 号「海軍生徒学生下士卒死亡者取扱規則」1899 年 1 月 7 日付（前掲、原田「陸海軍墓地制度史」pp.125-128）。

⁹² 陸軍省令第 2 号、1896 年 3 月 12 日付（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍省大日記 明治 29 年 省令告示訓令甲日記」JACAR: C10060828500）。日清戦争後の台湾における陸軍埋葬地の状況については、坂井久能「営内神社・陸軍墓地等から見た霧社事件死没軍人の慰霊」（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター研究成果報告書『海外神社跡地から見た景観の持続と変容』2014 年 3 月）pp.44-46。以下の児玉総督による台湾の陸軍埋葬地合葬墓建設の動きについては、坂井論文に拠っている。

⁹³ 陸達第 52 号「台湾島及澎湖島駐劄陸軍部隊給与規則細則」1896 年 4 月 5 日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「明治 29 年乾 式大日記 4 月」JACAR: C06082240400）。

台湾においては、軍所属の死亡者処理に関してももはや「外地」扱いではなく、「内地」と同様の処理がなされることを示すものであった⁹⁴。

しかし、坂井久能の指摘によれば、1898年に児玉源太郎陸軍中將が台湾総督に就任すると台湾における状況は大きく変化することになる。1899年2月、児玉総督は陸軍大臣に宛てて次のように実情を指摘して上記細則にある「内地ニ還送セス」との原則を批判し、当該規定が「本島ニ於テハ殆ント無益ナル儀」であると指摘した⁹⁵。

死者ノ遺体ハ遺族等ノ請求ニヨリ概ネ火葬トナシ之ヲ遺族ニ送附セサルモノ殆ント稀ナルヲ以テ本島ノ墳墓ハ只其残灰ヲ納メ之カ墓標ヲ建設セシニ止マルモノ数多有之

そのうえで児玉は、上記細則の当該部分を削除し、「死体ハ火葬シ其遺骨ハ悉皆遺族ニ送附スヘシ若シ遺骨ノ引取人ナキ場合ニ在テハ合葬墓地ニ埋葬スルモノトス但海上ニ在テハ水葬スルヲ得」と改正するよう申請したのである。その結果、陸軍省は同年6月7日付の陸達第49号で細則の当該条項を削除した。さらに翌1900年8月には陸軍埋葬規則が改定されて同規則が台湾にも適用されることとなり、主に以下の点が修正（下線部分が追加）された⁹⁶。

第五条第二項 台湾ニ在リテ死亡シ若ハ伝染病ニ罹リ死亡シタル者ノ遺体ハ火葬スルヲ例トス

第十八条第一項 死亡シタル者アルトキハ本人所属部隊校団ヨリ其病状並死亡時刻ヲ勉メテ急速ニ親族へ通報シ若シ死体ノ引受ヲ願フモノハ死亡ノ日ヨリ二日台湾ニ在リテ死亡セシ者ノ遺骨遺髪ハ四十日以内ニ死者所属ノ部隊及校団等ニ願出ツヘキ旨

⁹⁴ 前掲、参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』にも、「二十九年四月以降台湾各地ニ於テ死亡シタル者ノ遺骸ハ該地ニ永久ノ墓地ヲ設定シテ之ヲ埋葬セリ」との記述がみられる（p.138）。

⁹⁵ 1899年2月10日付児玉源太郎台湾総督より桂太郎陸軍大臣宛公信副第107号「台湾島及澎湖島駐劄陸軍部隊給与規則細則第二十五〔ママ〕条改正ノ儀申請」（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「明治33年乾 式大日記8月」JACAR: C06083285500）。前掲、坂井「宮内神社・陸軍墓地等から見た霧社事件死没軍人の慰霊」pp.44-45。

⁹⁶ 陸軍省令第24号、1900年8月18日付（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍省大日記 明治33年乾 式大日記8月」JACAR: C06083285500）。前掲、原田「陸海軍墓地制度史」p.129。前掲、坂井「宮内神社・陸軍墓地等から見た霧社事件死没軍人の慰霊」p.45。

ヲ告ケ其期日内ニ願出サルトキハ陸軍埋葬地ニ葬ルヘシ

すなわち、台湾で死亡した者は「火葬」が原則となり、その遺骨および遺髪 of 引取りについて遺族が願い出る期間を 40 日まで延長したのである。これはまさに、児玉総督が主張した台湾での死亡者を本土へと送還することを目的とした改正であったといえる。そしてこの台湾の事例からは、当時、「外地」で死没した軍隊所属者の遺族の多くが遺骨の帰還を望んでいたこと、またそれに応える手段として軍当局は、遺骨を送還するための便宜として「火葬」措置を採用したことがみてとれる。このことは、日清戦争を通じて遺族と軍の双方が、遺骨の取扱いを重視するようになったことの傍証になると考えられる。言い換えれば、日清戦争においてすでにその後の海外戦没者処理に関する日本の方針はその方向性を定めていたといえるのである。

第 3 節 日露戦争と海外戦没者処理原則の確立

(1) 「戦場掃除及戦死者埋葬規則」の制定

海外戦没者処理をめぐる日清戦争での経験は日露戦争（1904 年 2 月～1905 年 9 月）において制度化され、アジア・太平洋戦争期に戦況が悪化するまで継承されることとなった。その際の基本原則となったのが日露開戦から 3 か月後の 1904 年 5 月に陸軍が制定した「戦場掃除及戦死者埋葬規則」である⁹⁷。全 24 条からなるこの規則の核心は、次の第 1 条と第 9 条である。

第一条 各部隊ハ戦闘終ル毎ニ速ニ掃除隊ヲ編成シ戦場ニ於ケル傷病者及死者ヲ搜索シ且其ノ遺留品ヲ処理スヘキモノトス〔後略〕

第九条 帝国軍隊所属者ノ死体ハ各別ニ火葬シ其ノ遺骨ヲ内地ニ還送スヘシ 但シ場合ニ依リ遺髪ヲ還送シ遺骨ハ之ヲ戦場ニ仮葬スルコトヲ得〔後略〕

すなわちこの規則は、日清戦争時において現地部隊で採用された戦没者処理方式を明文化し、「戦場掃除」＝遺体の回収（第 1 条）と、「内地還送」＝火葬後の遺骨の国内送還（第 9 条）という遺骨帰還の二大原則を確立したものであった。回収された遺体はすべて火葬

⁹⁷ 陸達第 100 号「戦場掃除及戦死者埋葬規則」1904 年 5 月 30 日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「満密大日記 明治 37 年 6 月 7 月」JACAR: C03020130900）。

されることとなり、火葬場所については「道路、市街、村落及軍隊ノ駐屯地ヨリ遠隔」で「水源、水流及引用井泉ヨリ離隔」の地とすべきことが定められた（第 8 条）。火葬後の遺骨は遺髪やその他の私有物などとともに、戦没地点所在の司令部ないし軍隊から戦没者本人が所属していた部隊の動員・編成地にある国内の師団司令部ないしは官衙に送付された（第 18 条）。そして国内に送還された遺骨は、「陸軍埋葬規則」に基づいて、原則として陸軍埋葬地（1938 年の「陸軍墓地規則」制定後は「陸軍墓地」に改称）へ埋葬され、第 9 条の但し書きにより戦場に仮埋葬された遺骨についても「他日之ヲ内地ノ陸軍埋葬地ニ改葬スヘキモノ」とされた。ただし、「遺族ヨリ其ノ引受ヲ願フトキハ之ヲ許スコトヲ得」ともあり、希望に応じて遺族に引渡すことも可能であった（第 10 条）。あとでみるように、実態としては遺骨を遺族へ交付することを前提とした手続きが採られたようである。この規則の効力は、アジア・太平洋戦争期まで持続した。

この「戦場掃除及戦死者埋葬規則」は従来の埋葬規則とは大きく異なる特徴を有していた。それは、自国の戦没者のみならず、敵国軍隊に所属する者の死没者やさらには現地の地方人民・馬匹の死体処理についても詳細に規定されたことである。具体的には、日本軍の戦没者が「火葬」処理されたのに対し、敵国軍隊所属者の死体は伝染病等の恐れがある場合を除いて「土葬」することが原則とされた（第 4 条）。土葬にあたっては、「高原又ハ緩傾斜ニシテ土地鬆疎且適度ニ乾燥シアル」場所を選び（第 8 条）、准士官の死体はできるかぎり個別に埋葬することとし、埋葬のための穴の深さ（平地より 1 メートル以上の深さ）や穴の底には粗朶ないしは藁を敷くことなどの埋葬方法が事細かに定められた（第 12 条）。また、連名簿を作成して、氏名や年齢・国籍・身分・階級・所属部隊など日本側が知り得た情報については埋葬場所や月日とともに「俘虜情報局」⁹⁸に通報することとなった（第 19 条）。

戦場に地方人民の死体があった場合の処理としては、基本的に敵国軍隊所属者の死体に準じて処理することとし、関係者からその引渡し希望された場合はなるべく許可することや（第 17 条）、遺留品の還付の手続きなどが定められた（第 20 条）。また、馬匹の死骸については「埋却又ハ焼却」処分とした（第 23 条）。

このように、日露戦争時に制定された「戦場掃除及戦死者埋葬規則」は、従来のように単に自国兵士の死体処理のみを目的としたものではなく、むしろ「戦場における死」に対して日本政府としてどのように対処すべきかというより広い観点に立って、国際社会の視

⁹⁸ 俘虜情報局は、日露開戦直後の 1904 年 2 月 18 日に新設された。

線を強く意識して作成されたものと考えられる。とりわけ、第2条において「死者ハ帝国軍隊ニ属スルト敵国軍隊ニ属スルトヲ問ハス身分階級ニ応シ死体ヲ鄭重ニ取扱フヘシ」として、敵味方の区別なく死体を「鄭重」に扱うべきという姿勢が明記された点が注目される。実際、日露戦争時における日本側のロシア人戦没者の取扱いは非常に丁重であったといえ、それを象徴的に示す事例として旅順攻略戦後の対応が挙げられる。

日露戦争における最大の激戦の一つである旅順の戦いで日本とロシアはともに多数の死傷者を出したが、1905年1月の旅順開城後、同地の日本軍はロシア側戦没者の遺骸処理を開始し、仮埋葬と木製墓標の設置を行った⁹⁹。しかし、その多くが暴かれて盗掘などの被害に遭ったため、戦争終結後の同年12月、初代関東総督に任命された大島義昌陸軍大將は、「〔日本人戦没者のみならず〕露兵ノ分モ亦相当ノ地点ニ收容スル等ノ処置ハ等シク名誉ニ陣歿シタル者ニ対スル吾人当局者ノ一義務」であるとして、ロシア人戦没者の遺骸を墓地に收容して丁重に保存すべしとの訓示を出すとともに、6項目からなる「露兵陣歿者遺骸收容及墓地保存規定」を制定した¹⁰⁰。

その後日本政府は、旅順におけるロシア人墓地を改葬して慰霊碑を建立することを決め、1906年8月、旅順要塞司令官の税所篤文を委員長とする旅順陣歿露兵遺骸合理委員会を設置してその実行にあたらせた。これにより、1908年3月に「旅順陣歿露軍将卒之碑」が完成し、同年6月10日、日露両国代表者参列の中、除幕式が挙行されたのである。

日露戦争時において日本が敵国戦没者の処理にここまで丁重かつ積極的な姿勢をみせた背景には、日露戦争と前後して、戦時国際法に対する日本政府の意識が高まってきたことが挙げられる。そもそも日本は最初の本格的な対外戦争となった日清戦争時から戦時における国際法の遵守を強く意識していた。その表れとして日清戦争開戦時の「宣戦の詔書」には、「苟モ国際法ニ戻ラサル限り各々権能ニ応シテ一切ノ手段ヲ尽スニ於テ必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ」との一文を確認することができる¹⁰¹。この点に関しては、日露戦争時においても「凡ソ国際条規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ尽シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ」と

⁹⁹ 旅順での戦場掃除については、猪熊敬一郎『鉄血——日露戦争記』（明治出版社、1911年）pp.227-235。

¹⁰⁰ 関東総督府経第2370号、1905年12月12日（関東都督府陸軍部「旅順陣歿露軍将卒之碑建設並除幕式顛末」、外務省外交史料館所蔵「旅順ニ於ケル露国戦死者弔魂碑除幕式挙行一件」所収）。

¹⁰¹ 「宣戦の詔書（日清戦役）」1894年8月1日（国立公文書館所蔵「御署名原本 明治27年」JACAR: A03020165600）。

明記された¹⁰²。

また、日露戦争前後の時期は、国際社会において、戦時国際法が整備された時期にもあたっていた。1899年にオランダのハーグで開催された第1回万国平和会議に参加した日本は、交戦者の定義や捕虜の取扱いなどを定めた「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」などを附属書として含む「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（ハーグ陸戦条約）に調印した¹⁰³。先に触れた俘虜情報局は同条約に基づいて設置されたものである。また、日露戦争後の1906年には「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」（ジュネーブ条約・赤十字条約）が改正され、日本はこれにも参加した¹⁰⁴。同条約では、戦場における死傷者の取扱いについて次のように規定していた。

¹⁰² 「宣戦の詔書（日露戦役）」1804年2月10日（国立公文書館所蔵「御署名原本 明治37年」JACAR: A03020585900）。なお、この文言は第一次世界大戦時の「宣戦の詔書」でも踏襲されたが、太平洋戦争開戦時の「詔書」では削除された。

¹⁰³ 「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」は1899年7月29日に調印され、日本は1900年9月3日に批准し、同年11月22日に公布された（外務省編『日本外交文書』第32巻、pp.14-37）。なお、同条約は1907年10月18日に改正調印され、日本は1911年11月6日に批准し1912年1月13日に公布された。

¹⁰⁴ 「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」は1906年7月6日に調印され、日本は1908年3月9日に批准し、同年6月12日に公布された（外務省編『日本外交文書』第39巻第1冊、pp.551-564）。なお、同条約はさらに1929年7月27日に改正調印され、日本は1934年10月26日に批准し、翌35年3月7日に公布された。改正後の死傷者の取扱いに関する条文は以下の通り（国立公文書館所蔵「御署名原本 昭和10年」JACAR: A03022010600）。

第3条 各戦闘後戦場ノ占領者ハ傷者及死者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ対シ之ヲ保護スルノ措置ヲ執ルベシ

戦線間ニ残留スル傷者ヲ收容スルコトヲ得シムル為事情ノ許ストキハ其ノ都度局地的休戦又ハ射撃中止ヲ協定スベシ

第4条 交戦者ハ收容又ハ発見セラレタル傷者、病者及死者ノ姓名並ニ之ヲ認識スルニ足ル一切ノ資料ヲ成ルベク速ニ相互ニ通知スベシ

交戦者ハ死亡証明書ヲ作成シ且交換スベシ

交戦者ハ又戦場ニ於テ又ハ死者ヨリ発見セラレタル一切ノ個人的用品特ニ認識票ノ半分（他ノ半分ハ屍体ニ附ケ置カルベキモノトス）ヲ蒐集シ且交換スベシ

交戦者ハ死者ノ土葬又ハ火葬ニ先チ死亡ヲ確認シ死者ヲ認識シ且之ガ報告ヲ為シ得ル為慎重ナル且出来得レバ医学的ノ身体検査ノ行ハルル様注意スベシ

交戦者ハ尚死者ガ敬意ヲ以テ埋葬セラレ、其ノ墳墓ガ尊敬セラレ且常ニ見出サレ得ル様注意スベシ

交戦者ハ之ガ為戦争開始ニ際シ墳墓ノ場所ノ移転如何ニ拘ラズ後日為スコトアルベキ屍体発掘ヲ可能ナラシメ且屍体ヲ認識シ得シムル目的ヲ以テ墳墓係ヲ公ニ組織スベシ

交戦者ハ戦争ノ終リタルトキハ直ニ墳墓表並ニ其ノ墓地及他ノ場所ニ埋葬セラレタル死者ノ表ヲ交換スベシ

第三条 各戦闘後戦場ノ占領者ハ傷者ヲ搜索シ且掠奪及虐待ニ対シ傷者及死者ヲ保護スルノ措置ヲ執ルヘシ

右占領者ハ死者ノ埋葬又ハ火葬カ其ノ死体ヲ綿密ニ検査シタル上ニテ行ハルルコトニ注意スヘシ

第四条 各交戦者ハ死者ニ付発見シタル軍隊ノ認識票又ハ身分ヲ証明スヘキ記号及集収シタル傷者又ハ病者ノ人名簿ヲ成ルヘク速ニ其ノ本国官憲又ハ所属陸軍官憲ニ送付スヘシ

交戦者ハ互ニ其ノ権内ニ在ル傷者及病者ノ留置、移動並入院及死亡ニ関スルコトヲ知照スヘク又戦場ニ於テ発見セラレ或ハ衛生上ノ固定營造物及移動機関内ニテ死亡シタル傷者又ハ病者ノ遺留ニ係ル一切ノ私用品、有価物、書状等ヲ利害関係者ニ其ノ所属国官憲ヲシテ伝送セシムル為集収スヘシ

これらの規定は、日本が定めた「戦場掃除及戦死者埋葬規則」の内容とほぼ合致するものであった。当時日本は、外交における最重要課題であった条約改正の達成に向けて、文明国として「国際法遵守国」のイメージを世界に向けてアピールする必要があった¹⁰⁵。ロシアという欧米列強の一角を占める文明国との戦いとなった日露戦争は、「文野の戦争」¹⁰⁶とも呼ばれた日清戦争とは異なり、列強に比肩する近代的な文明国としての日本の姿を国際社会にアピールする格好の場でもあったといえる。そこで日本は、戦時国際法の最新の動向を踏まえたまさに国際標準の戦没者処理規定を作成し、それを実行したといえよう。

「旅順陣歿露軍将卒之碑」の建立経緯を綴った関東都督府陸軍部の史料は、次のように述べて自らの取り組みを自賛している¹⁰⁷。

此挙ハ啻ニ人道史上無前ノ盛挙タルノミナラズ我武士道ノ精華ヲ世界ニ発輝スルノ好資料トナルニ至レリ

¹⁰⁵ 前掲、原田『日清・日露戦争』p.213。

¹⁰⁶ 「文明国」と「野蛮国」との戦争の意。1894年7月29日付『時事新報』は、「日清の戦争は文野の戦争なり」とのタイトルの社説を掲載した（前掲、原田『日清・日露戦争』pp.68-69）。

¹⁰⁷ 前掲、関東都督府陸軍部「旅順陣歿露軍将卒之碑建設並除幕式顛末」。

(2) 国内における遺骨出迎えと公葬

このように、丁寧かつ適切な戦没者処理は日本の国際的なイメージを向上させるうえで重要な要素であったが、それにも増して国内における遺家族対策として重要視されたことはいうまでもない。

日露戦争において動員された軍人は 108 万 8,996 人で、戦傷病死者は 8 万 1,455 人であった¹⁰⁸。そのうち、戦闘中の即死者および負傷が原因となって死亡した戦傷死者の合計は 6 万人を超え、全戦没者数の 7 割以上を占めた。日清戦争における戦没者の約 9 割が病死者であったのに対し、日露戦争では衛生状況の改善と予防措置により病死者数は抑えられたものの、激烈な戦闘の連続によって戦没者の総数が日清戦争の約 6 倍におよんだ。特に歩兵の戦傷死者が多かったのが日露戦争の特徴で¹⁰⁹、1904 年 8 月の第 1 回旅順総攻撃（死傷 1 万 5,860 人）や遼陽会戦（死傷 2 万 3,533 人）における戦死傷者が予想を上回ったため、陸軍は同年 9 月に急遽四個師団（第 13～16 師団）を増設し、多数の補充兵（予備役・後備役）が召集された¹¹⁰。国内には反戦・厭戦気分も蔓延しており、政府・軍部は留守家族や戦没者遺家族に対する配慮という観点から日清戦争時よりもいっそうの対策を講じる必要があった¹¹¹。

そうしたなかで重視されたのが戦没者に対する「公葬」の実施であり、遺族への遺骨の返還はそのプロセスにおいて重要な位置を占めることとなった。前線からの「名誉の戦死」の通報、遺骨・遺髪・遺留品等の到着、地域ぐるみの葬儀の執行を特徴とする戦没者に対する「公葬」の基本形はすでに日清戦争時に開始されていたが、日露戦争時にはそれが制度として確立し、定着することとなった¹¹²。特に、葬儀や遺骨の出迎え等に関する規則制

¹⁰⁸ 戦傷死者 6 万 31 人と戦病死者 2 万 1,424 人の合計数（大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店、1976 年、p.129、171）。なお、総務庁「日本長期統計総覧」の「戦争別死傷者数」によると 8 万 5,082 人、靖国神社の合祀柱数は 8 万 8,429 柱である。

¹⁰⁹ 日露戦争の陸戦は「歩兵の戦闘」であり、入院以上の重度の戦傷者を加えると、歩兵の戦闘死傷者数は全戦闘死傷者数の 92.9%に達し、出征軍の歩兵総人員の 34.2%に達した（前掲、大江『日露戦争の軍事史的研究』p.130）。

¹¹⁰ 前掲、加藤『徴兵制と近代日本』pp.145-150。

¹¹¹ 日露戦争が勃発すると政府は、出征軍人留守家族に対する援護拡充の観点から「下士兵卒家族救助令」を制定したが（1904 年 4 月 2 日制定、同 5 月 1 日施行）、同法の閣議請議（同 3 月 24 日）は「今回ノ戦役タル未曾有ノ事件ニ属シ前ノ日清戦役ノ比ニアラス〔中略〕国費ヲ以テ之カ家族ノ窮状ヲ済ヒ応召者ヲシテ後顧ノ憂ナク一意其事ニ尽瘁セシムルハ軍国ノ急務ニシテ又国家必要ノ典ナリト信ス」と述べている（国立公文書館所蔵「公文類聚 第 28 編 明治 37 年 第 19 卷」JACAR: A01200222000）。この指摘については、郡司淳『軍事援護の世界——軍隊と地域社会』（同成社、2004 年）pp.15-16。

¹¹² 日清・日露戦争時における戦没者の「公葬」の展開については、前掲、荒川「兵士が

定の動きが各地で初めてみられたことは、日露戦争時における大きな特徴であった。

例えば葬儀に関しては、1904年7月6日に静岡県駿東郡沼津町（現・沼津市）議会で「沼津町征露軍人戦病死者葬儀規程」が議決された¹¹³。その内容は、戦没者遺族が同町に現住する者はすべて町葬とすることや、事務処理のための葬儀委員の設置や新聞による葬儀執行の告知等を含むものであった。また静岡市においても「日露戦時葬儀規約」が制定されている¹¹⁴。死者の発生を想定して、事前に葬儀に関する役割分担や手続きを定めておくことが地域レベルに浸透し、死者に対する盛大かつ丁寧な対応が可能になっていったものと考えられる。

葬儀執行に関する規則に加え、遺骨・遺髪等の出迎えや取扱いに関する規則が定められた例についても各地で確認することができる。これは「戦場掃除及戦死者埋葬規則」によって遺骨の「内地還送」が原則となったことに伴う措置と考えられる。

高知県における日露戦争時の戦没者慰霊の実態を詳細に明らかにした小幡尚の研究によれば、高知では1904年8月に「遺骨遺髪受取方心得」が地元新聞に掲載され、留守第11師団で定められた「戦地より護送の下士以下死亡者の遺骨遺髪取扱方法の要領」が示された¹¹⁵。それによると、遺骨はまず善通寺の留守師団（動員師団の留守・補充業務などを担当する師団）に送付され、補充大隊の担当者が同師団まで出向いて遺骨を受領し、その後遺族に交付されるという手順が想定されていたことがわかる。小幡によれば、高知県の全戦没者2,467人のうち2,103人分の遺骨の到着を確認できるという¹¹⁶。この遺骨の「帰還」率は実に約85%にのぼるものであった。

では、これら高知に到着した遺骨はどこに埋葬されたのか。同年10月の記事では補充大隊が定めた6項目からなる「遺骨遺髪遺留品に関する規定」が掲載され、「郷里に於て埋葬を営まんと欲する遺族は〔中略〕遺骨下付願を差出す時は之を下付ず〔ママ〕るものとす」ることなどが紹介されている¹¹⁷。これも、「戦場掃除及戦死者埋葬規則」の第10条（「遺族ヨリ其ノ引受ヲ願フトキハ之ヲ許スコトヲ得」）に対応した規定と考えられるが、

死んだ時」が詳しい。

¹¹³ 前掲、荒川「兵士が死んだ時」p.53。

¹¹⁴ 同上。

¹¹⁵ 小幡尚「高知県における日露戦争戦没者慰霊」（高知大学人文学部「臨海地域における戦争と海洋政策の比較研究」研究班編『臨海地域における戦争・交流・海洋政策』リーブル出版、2011年）pp.40-41。

¹¹⁶ 同上、pp.42-43。

¹¹⁷ 同上、p.46。

小幡によれば、遺族が陸軍埋葬地への埋葬を希望し、補充大隊による葬儀の対象者となったのは 48 人であり¹¹⁸、したがって少なくとも 2,000 人以上の戦没者の遺族は遺骨の引取りを希望し、その願いが聞き届けられたとされる。つまり、ほとんどの遺族が遺骨の引取りを望んだのであり、遺骨が手元に帰ってくることを遺族が強く希望していたことがこの事例からもうかがえる¹¹⁹。

ここで日露戦争時における遺骨到着後の国内での一連の対応について、第 9 師団（衛戍地・金沢）の事例についてもみてみよう。

日露戦争時、乃木希典大将率いる第 3 軍指揮下で旅順攻囲戦に参加し、激しい戦闘で約 4,500 人もの死者を出した第 9 師団では、開戦から約半年後 1904 年 7 月に全 10 条からなる「第九師団軍人軍属戦死病死者遺骨遺髪取扱規程」を制定して、遺骨が留守師団に到着してから遺族に引渡されるまでの取扱い手続きを定めた¹²⁰。

同規程ではまず、高知の事例と同様に、「戦場掃除及戦死者埋葬規則」の規定に対応して「軍人軍属ノ遺骨若クハ遺髪ハ之ヲ陸軍埋葬地ニ埋葬スルヲ例トスト雖モ其引受ヲ願フモノアルトキハ之ヲ許可ス」ることとされた（第 2 条）。そのうえで、連隊区司令部（第 9 師団の場合、金沢・富山・岐阜・鯖江に所在）から死亡通報を受けた遺族が遺骨等の受け取りを希望する場合、郡市長（あるいは町村長）を経由して留守師団司令部に願い出ることとされ（第 3 条）、遺族は留守司令部か所属部隊に関係する補充隊、あるいは遺族が居住する役所・役場などにおいて遺骨を受け取ることが定められた（第 4 条）。遺族からの遺骨引取り希望がない場合については「留守師団司令部ハ之ヲ本人関係ノ補充隊ニ送付シ該隊ハ制規ニ依リ之ヲ陸軍墓地ニ埋葬シ関係ノ補充隊ナキモノハ留守師団司令部ニ於テ埋葬ス」（第 8 条）としているが、同規程の大部分は遺族の引取りを前提とした条項であった。

遺骨の交付に先立って第 9 師団では「遺骨分配追弔法会」が举行された。これは「多数ノ英霊ニ対シ一片敬弔ノ意ヲ表スルナク直チニ交付スルカ如キハ実ニ忍ビサル所」である

¹¹⁸ 同上、p.47。

¹¹⁹ 高知県では他にも、旅順攻囲軍の行動の秘密を守るために複数の将校の遺骨を遺族に下付せず、軍と遺族が対立した事例もみられた（原田敬一「慰霊の政治学」、小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊国屋書店、2004 年、pp.221-222）。

¹²⁰ 石川県告示第 208 号「第九師団軍人軍属戦死病死者遺骨遺髪取扱規程」1904 年 7 月 22 日（石川県戦時記編纂委員編『明治三十七八年石川県戦時記』石川県庁、1908 年、「第五章 戦病死者追弔法会」pp.1-4）。

として留守師団長・沖原光孚中将の厚意で開始されたもので¹²¹、1904 年 11 月から 1905 年 12 月まで、8 回にわたって行われた¹²²。会場はおもに金沢の大谷廟所が使用され、遺族や留守師団長以下の軍関係者、県知事以下の自治体役人など数百人から千人が参加した。

「追吊法会」は来賓による弔辞、各宗派の僧侶による読経、参列者による焼香といった順で盛大に行われ、終了後に遺族に対して遺骨が交付された。8 回の法会で 2,784 柱の遺骨が分配された¹²³。

このように、日露戦争時には多数の遺骨が国内に送還されたが、戦地からの遺骨送還にあたっては問題も生じていた。「戦場掃除及戦死者埋葬規則」が制定されてからおよそ 10 日後の 1904 年 6 月 11 日、陸軍は石本新六陸軍次官名で遺骨や遺髪を送付方法に関して注意を促す次のような通牒を発した。

〔前略〕戦地ヨリ還送シタル死亡者ノ遺髪又ハ遺骨等ヲ其ノ遺族ニ交付スル為ニハ已ニ相当ノ手續ヲ履行相成居候事ト存シ候処往々小包郵便等ヲ以テ送付ノ向モ有之哉ノ趣聞及候斯ノ如キハ死者ニ対スル敬意ヲ缺キ且其ノ名誉ヲ尊重セサルノ措置ニ有之候条自今其ノ取扱ハ勉メテ鄭重ヲ主トシ各師団若ハ関係官衙ニ於テ地方ノ状況交通ノ便否等ヲ顧慮シ時宜ニ依リテハ兵員ヲシテ之ヲ護送セシムルカ又ハ地方庁若ハ其ノ遺族ト協議ノ上受領者ヲ出サシムル等相当ノ方法ヲ講セラレ候様致度¹²⁴

すなわち、遺骨や遺髪を小包郵便で送付することは「死者ニ対スル敬意ヲ缺キ且其ノ名誉ヲ尊重セサルノ措置」であるとして、「其ノ取扱ハ勉メテ鄭重」とすべきというのである。この通牒からは、この時点ですでに遺骨の送還をめぐる何らかのトラブルが生じていたことが予想される。さらにひと月後の 7 月 21 日には再び石本陸軍次官名で通牒が発せられ、遺骨や遺髪を新聞紙やハンカチなどに包んだり、また煙草の空き箱に納めたりして小包郵便で遺族に直接送付する事例を挙げて、そうした取扱いは「国民ノ感情ヲ害シ延テ軍

¹²¹ 同上、pp.8-9。

¹²² 第 1 回目は「戦病死者追吊会」という名称であった。第 1 回から第 8 回までの日程は以下の通り。第 1 回（1904 年 11 月 6 日）、第 2 回（同 12 月 18 日）、第 3 回（1905 年 1 月 29 日）、第 4 回（同 3 月 10 日）、第 5 回（同 5 月 20 日）、第 6 回（同 7 月 8 日）、第 7 回（同 9 月 16 日）、第 8 回（12 月 20 日）。

¹²³ 同上、pp.42-43。

¹²⁴ 陸軍次官通牒満発第 2077 号、1904 年 6 月 11 日付（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍大日記 明治 37 年自 6 月 11 日至 8 月 9 日 第 5 号 副臨号書類綴 大本営陸軍副官管」JACAR: C06040652100）。

隊ニ及ホス所ノ影響不少ト被存候」として改善を促した¹²⁵。その上で、「遺骨遺髪還送取扱ニ関シテノ注意」として、第 1 師団管下の各連隊の実例を示して「比較的鄭重」（第 1 連隊）、「頗ル鄭重」（第 2 連隊）、「最モ行届ケリ」（第 3 連隊「就中第一二中隊ヲ最トス」）などの評価を与え、これを参考に各部隊に対して改善を求めた。「鄭重」とされた部隊は、遺骨を「角箱」等に納めて戦没者の部隊名や氏名、遺族の住所氏名等を明記するなどの配慮がなされていた。

そのなかで「最モ取扱方不十分」として注意を受けたのは第 15 連隊（編成地・高崎）であった。通牒は、戦況によって注意が行き届かない場合があるにせよ、遺骨や遺髪を「小布片或ハ油紙ニ包ミ或ハ空缶ニ入レ或ハハンカチ風呂敷トナシタル遺物中ニ混入スル等一見不親切」であり、また部隊や官姓名の記載方法がまちまちで取扱いが甚だ不便であると指摘している。

これらの通牒が発せられると、同連隊の補充大隊が所在した長野県では、県と補充大隊との間で協議を行い、前線部隊から到着した遺骨はなるべく補充大隊が県庁まで護送し、関係町村の吏員がこれを受領するなどの方針を決定した。その後、補充大隊から直接郡市役所まで小包で送付することに変更となったが、同時に、遺族への遺骨交付の際は「相当ノ式ヲ挙ケ敬意ヲ失セサル様取扱フヘシ」との配慮を見せ、9 月 26 日の県主催の遺骨交付式を嚆矢として、それ以降は各郡市において遺骨交付式および葬儀が行われるようになった¹²⁶。

このように、遺骨の「内地還送」が制度化された日露戦争時において当初から遺骨の輸送手段や取扱いが問題となっていた。それに対する軍の対応からは、多くの戦死者を出して国内に厭戦気分が充満していた日露戦争を遂行するうえで、できるだけ国民感情に配慮しようとする姿勢をみてとることができよう。

（3）満洲における納骨堂の建設

こうして日本人戦没者の遺骨は日露戦時中の比較的早い段階から遺族のもとへ届けられたが、戦場に仮埋葬された遺体のなかには、現地農民の犁入れによって掘り返されたり、

¹²⁵ 陸軍次官通牒満発第 3034 号、1904 年 7 月 21 日付（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍大日記 明治 37 年自 6 月 11 日至 8 月 9 日 第 5 号 副臨号書類綴 大本営陸軍副官管」JACAR: C06040676100）。

¹²⁶ 長野県編『明治三十七八年長野県時局史』（長野県、1908 年）pp.593-596。

さらには暴かれたりするなどの被害に遭うものも少なくなかった¹²⁷。遺体の仮埋葬地等に関しては、戦争終結後の 1905 年 12 月に締結された「満洲に関する日清条約」の附属協定において、「清国政府ハ満洲ニ於ケル日本軍戦死者ノ墳墓及忠魂碑所在地ヲ完全ニ保護スル為総テ必要ノ処置ヲ執ルヘキコトヲ約ス」（第 5 条）と規定され、中国側に保護責任が求められた¹²⁸。しかし、日露戦争終結から 4 年後の 1909 年 7 月、在奉天小池張造総領事から小村寿太郎外相に宛てられた報告によると、現地ではまだ戦没地点に仮埋葬されたままの遺体が少なくなく、現住民がこれを発掘して遺物を横領し、遺骨は牛馬骨に混入して骨粉の原料として売却する者がいるなど「頗る惨状を極め居る趣」であるとして、清国に対する取締りと仮埋葬遺体の早期収容をうたえていた¹²⁹。日露戦争の戦没者数は日中戦争以前では最大の規模であり、戦後においてもなお、遺体の処理に苦慮していた様子がうかがえる。

そうしたなか、日露戦争の主たる戦場となった旅順、大連、遼陽、奉天、安東には戦没者の火葬後の残灰を納める施設として相次いで納骨堂が建設された【表 6】¹³⁰。

【表6】満洲の納骨堂

場所	起工	竣工	納骨数		合計	塔碑名
			将校	準士官以下		
奉天	1905年10月21日	1906年7月5日	733	22,115	22,848	忠魂碑
旅順	1905年11月1日	1908年3月1日	635	18,305	18,940	表忠塔
遼陽	1907年9月7日	1907年10月30日	233	13,801	14,034	忠魂碑
大連	1908年9月4日	1909年7月15日	74	4,729	4,803	表忠碑
安東	1909年12月1日	1910年6月30日	103	1,076	1,179	表忠碑

出典：関東都督府陸軍部「納骨堂建設ノ由来」（1911年3月）より作成。

¹²⁷ 1905 年 4 月 8 日付の米国の「デモイン・ニュース（Des Moines News）」に掲載された風刺画は、中国人が満洲で春の犁入れをすると日露両軍の骸骨や銃などが掘り返される様子を描いている（飯倉章『日露戦争諷刺画大全』下巻、芙蓉書房出版、2010 年、pp.288-289）。

¹²⁸ 「満洲ニ関スル日清条約」1905 年 12 月 22 日調印（外務省編『日本外交文書』第 38 巻第 1 冊、pp.156-162）。

¹²⁹ 在奉天小池張造総領事より小村外務大臣宛公信公第 119 号、1909 年 7 月 23 日付（外務省外交史料館所蔵「陸海軍墓地及埋葬関係雑件 帝国ノ部」）。

¹³⁰ 日露戦争後に中国東北部に建立された納骨堂および忠霊塔については、横山篤夫の一連の研究（特に、『満州』に建てられた忠霊塔」（『東アジア研究』第 48 号、2007 年 3 月）、「日本軍が中国に建設した十三基の忠霊塔」（『日本研究』第 49 集、2014 年 3 月）、『満州』、北京・上海・張家口の忠霊塔」（『歴史科学』第 218 号、2014 年 11 月）を参照。

そのうちもっとも早い段階で着工された旅順と奉天の事情に関して、石川県知事は郡市長に対して、1905 年 11 月 14 日付で次のような通牒を発している。

大島第九師団長ヨリ来信中ノ一節ニ依レハ戦地ニ在ル戦死病歿者ノ残灰ハ旅順附近戦
闘ノ分ハ白玉山上ニ奉天開戦以後ノ分ハ奉天ニ合理シ尊崇不滅ノ標示ヲ設クル事ト相
成其工事ニ着手中ノ趣ニ有之候事固ヨリ当然ノ如クニハ候ヘ共右ハ全ク同將軍カ平素
部下ニ対スル慈愛心ノ表現ニ外ナラサル次第ニ有之遺族ヲシテ之ヲ聞カシメハ其慰藉
上ノ裨益鮮ナカラサル義ト存候間便宜適當ノ方法ニ依リ右之趣御部下各位ヘ被申聞相
互ニ伝ヘテ遺族全般ノ耳ヘ徹底候様御配意相煩度此段得貴意候¹³¹

すなわち旅順と奉天の納骨堂は、戦地の「残灰」を集めて「尊崇不滅ノ標示」をすること
を目的に建設されるものであるが、それは師団長（大島久直中将）の「慈愛心ノ表現」
にほかならず、遺族を慰める上で裨益するところが少なくないので、遺族の耳に届くよう
徹底すべしというのである。ここからは、遺骨を確実かつ丁寧に遺族のもとへ送還するこ
とはもちろん、火葬後の残灰すら現地で手厚く葬っていることを示さねばならないほど、
軍が遺族への配慮に心を砕いていたことがうかがわれる。

5 つの納骨堂が完成した直後の 1911 年に関東都督府陸軍部が記した「納骨堂建設ノ由来」
という一文をみてみよう。

明治三十七八年戦役ハ実ニ曠古ノ丕績ニシテ無前ノ偉烈ナリ而シテ軍人軍属ノ戦死若
クハ病没シタルモノ亦数万人当時尽ク荼毘ニ付シ之ヲ各衛戍地ニ帰瘞セシモ猶灰燼ノ
残存セルアリ茲ニ之ヲ收拾シ旅順大連遼陽奉天安東ノ五処ニ於テ地ヲ相シ堂ヲ建テ以
テ忠魂毅魄ヲ慰メ且ツ戦功ヲ無窮ニ伝フソノ合祀人名ハ別ニ簿冊ヲ作り之ヲ各堂中ニ
蔵置ス¹³²

この文章にもみられるように、満洲に建設された納骨堂は単に残灰を納めるだけではなく、
「忠魂毅魄ヲ慰メ且ツ戦功ヲ無窮ニ伝フ」といういわば「慰霊碑」と「戦勝記念碑」と
しての性格もあわせ持つものであった。ゆえに納骨堂の多くは「表忠碑」（大連）や「忠魂

¹³¹ 前掲、石川県戦時記編纂委員編『明治三十七八年石川県戦時記』pp.48-49。

¹³² 関東都督府陸軍部「納骨堂建設ノ由来」（1911 年 3 月）国立国会図書館所蔵。

碑」(遼陽)といった塔碑型の建造物をともなった。なかでも日露戦争でもっとも多く犠牲者を出した旅順には、納骨堂の完成後、第3軍司令官の乃木希典陸軍大将と連合艦隊司令長官の東郷平八郎海軍大将の発議により、白玉山の頂上に巨大な「表忠塔」が建設された(1909年11月完成)。

そして1930年代になると大連、遼陽、奉天の納骨堂付近にいつそう巨大な塔が新たに建設されることになる。これらは満洲における「忠霊塔」の起源とされ、以後、納骨堂施設をともなう塔碑型の建造物の総称として特に「忠霊塔」という語句が使用されることとなった¹³³。

以上、本章では日清・日露戦争期を中心に遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理の体系の構築過程を明らかにしてきた。日清戦争以前においては「現地埋葬」という考え方が優勢であったが、日清講和後は、軍当局が現地における墓地の保存や将来における祭祀等に困難を認めて、一転して「内地還送」の原則、すなわち海外戦没者の遺体・遺骨はすべて発掘して日本に送還するという方式を採用することとなった。その背景として、遺骨の返還に関する遺族の根強い要望と、「火葬」の導入によって国内への送還が容易になったことが挙げられる。そして日露戦争期に「戦場掃除及戦死者埋葬規則」が制定されたことにより、「戦場掃除」と「内地還送」の原則が制度化され、ここに大日本帝国における遺骨帰還をめぐる海外戦没者の処理体系は確立することになった。それは近代日本のあゆみのなかで形成された「遺骨帰還」という新たな「伝統」であったといえ、遺族の側においても「遺骨は帰ってくるもの」という意識が次第に定着していったものと考えられる。

次章では、この処理体系のその後の展開について検討していくことにする。

¹³³ これらの塔碑は、当初は関東軍の管理の下で保存および祭祀を実施していたが、その後1923年からは南満洲納骨祠保存会、1935年以降は忠霊顕彰会が管理した。日本軍が海外に建設した忠霊塔の全体像については、前掲、横山「日本軍が中国に建設した十三基の忠霊塔」に詳しい。

第2章 海外戦没者処理体系の崩壊（アジア・太平洋戦争期）

日清・日露戦争を通じて確立した「戦場掃除」と「内地還送」を二大原則とする遺骨帰還をめぐる海外戦没者の処理体系は、戦前期を通じてその後も継承された。それにより、前章で検討した日露戦争時の高知県の例にみられたように、戦没者の遺骨は原則として遺族のもとへ帰ってくるものという意識が遺族のなかで次第に定着するとともに、満洲事変以降は、戦場から送還されてくる遺骨に対する国民全体の敬意の念が高められていくこととなる。しかし、この海外戦没者処理の体系は、アジア・太平洋戦争における戦局の悪化にともなって急速に崩壊し、政府や軍はその対応に苦慮することとなった。

本章では、日清・日露戦争期に確立した遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理体系の定着と崩壊過程について検討する。

第1節 海外戦没者処理体系の定着

（1）「戦場掃除」「内地還送」原則のマニュアル化

1914年8月、日本は第一次世界大戦に参戦したが¹、同大戦においても「戦場掃除及戦死者埋葬規則」が適用された。同年11月、陸軍は遺骨および遺髪 of の取扱いについて日露戦争時の通牒（前出、満発第2077号、1904年6月11日付）を確認するとともに、その護送において必要な場合には「所管長官ノ認可ヲ受ケ死者ノ階級ニ応シ将校同相当官下士兵卒ノ内二名以内ヲ附シ護送セシメ得ル」ことが陸軍一般へ通牒された²。

第一次世界大戦中において日本は、英国の要請により海軍の第二特務艦隊を地中海地域へ派遣した³。1917年春に派遣された同艦隊はマルタ島を根拠地としておもに輸送艦船の護衛を任務としたが、同年6月11日、駆逐艦「榊」がオーストリア＝ハンガリー帝国潜

¹ 日清・日露戦争時と同様に、第一次世界大戦時の「宣戦の詔書」においても「凡ソ国際条規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ尽シ必ス遺算ナカラムコトヲ期セヨ」との文言が明記された（「宣戦の詔書（第一次世界大戦）」1914年8月23日、国立公文書館所蔵「御署名原本大正3年」JACAR: A03020988900）。

² 陸軍省副官通牒欧発1278号、1914年11月20日付（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍大日記 大正4年 欧受大日記 1月下」JACAR: C03024432300）。

³ 第一次世界大戦中における海軍の地中海派遣に関しては、紀脩一郎『日本海軍地中海遠征記——第一次世界大戦の隠れた戦史』（原書房、1979年）が詳しい。派遣をめぐる日英間交渉については、外務省編『日本外交文書』大正5年第3冊「11 日本軍欧洲派遣ニ関スル交渉一件」および同大正6年第3冊「3 日本軍艦ノ地中海喜望峰近海等ヘノ派遣及倫敦連合海軍会議ニ関スル件」を参照。

水艦の雷撃を受けて大破し、上原太一艦長をはじめとする 59 人が戦死した。戦死者のうち回収された遺体は翌 12 日にクレタ島のスダ港郊外で火葬され、遺骨は遺留品とともに巡洋艦「明石」で日本に送還された。送還された遺骨は 36 人分、遺留品は 49 人分であった⁴。送還にあたっては当初、横須賀港到着後に一度すべての遺骨と遺留品を佐世保鎮守府に送付する手筈となっていたが、佐世保鎮守府司令長官の「遺骨及遺物ハ可成速ニ其ノ遺族ニ送達致度」との意向が伝えられ、横須賀から直接遺族のもとへ届けられることとなった⁵。「明石」は同年 10 月 22 日に横須賀に入港した。

火葬後の残骨・残灰については当初クレタ島の英国海軍墓地に仮埋葬されたが、同地が「戦後日本人ノ足跡ヲ絶チ右墳墓ハ将来顧ル者無キニ至ル」ことを懸念した同艦隊の戦友たちはマルタ島に改葬して墓碑を建立することを海軍省へ要請し、その承認を得た⁶。その結果、マルタ島の首都バレッタ近郊カルカーラの英国海軍墓地内に「大日本帝国第二特務艦隊戦死者之墓」と刻まれた墓碑が建立された。墓碑は 1918 年 6 月 10 日に竣工し、遭難から 1 周年となる翌 11 日に司令官以下多数の参列者のもと納骨式が挙行された⁷。

このように、第一次世界大戦中においても、遺骨を回収して遺族のもとへ送還するといった「戦場掃除」と「内地還送」の原則が踏襲されていた。特に、地中海という遠隔の地における海軍の戦死者に対しても同様の措置が採られていること、また遺族への速やかな遺骨返還に配慮している点は、この時期における遺骨帰還方式の定着度をはかるうえで注目してよいだろう。

さて、第一次世界大戦後に陸軍が作成して全軍に配布された「陣中要務令」では、「戦場掃除」の項を設けて具体的な処理方法がマニュアル化され、運用の徹底が図られた⁸。内容

⁴ 明石艦長より海軍省副官宛電報、1917 年 9 月 20 日発（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「海軍省公文備考類 大正 3 年～9 年 大正戦役 戦時書類 巻 132 第 2 特務艦隊 2」JACAR: C10128333700）。

⁵ 佐世保鎮守府副官より海軍省副官宛公信佐鎮第 370 号、1917 年 10 月 19 日付（同上）。

⁶ 第二特務艦隊参謀より海軍省副官宛電報、1917 年 8 月 9 日発（同上）。

⁷ 第二特務艦隊司令部「第二特務艦隊 戦没者納骨式記事」（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「海軍省公文備考類 大正 7 年 5 月 第 2 特務艦隊 各種報告 其 4 地 5」JACAR: C10080073100）。同墓は「榊」の戦死者 59 人のほか、同地で戦病死した 12 人を加えた 71 人の墓となった（『読売新聞』2014 年 7 月 21 日付）。なお、1921 年 4 月 25 日には、ヨーロッパ訪問中の裕仁皇太子が同墓に参拝した（外務省編『日本外交文書』大正 10 年、第 1 冊上巻第 533 文書。また、前掲、紀『日本海軍地中海遠征記』pp.269-277）。

⁸ 軍令陸第 8 号「陣中要務令」1924 年 8 月 26 日施行（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「大日記乙輯 昭和 6 年」JACAR: C01001962700）。「戦場掃除」は「陣中要務令 第十篇」の第 503 から第 511 項までに規定されている。

的には、おおむね「戦場掃除及戦死者埋葬規則」の規定に従ったものであり、その要点は、「遺棄物蒐集班」等によって敵味方の区別なく戦死者・負傷者を捜索・収容すること（第 504 項）、死者に対しては各種の情報をできるだけ明らかにしてから火葬に付し（第 506 項）、遺骨や遺髪・遺留品を国内の留守部隊へ送還すること（第 507 項）、敵国軍の死者については通常は埋葬（土葬）し証書を作成して所要機関（俘虜情報局か）に引き継ぐこと（第 506、507 項）などである。他方で、「兵器、弾薬、糧秣、金櫃等」の収集について規定されている点（第 508 項）は、「戦場掃除及戦死者埋葬規則」にはみられなかったものとして注目される。特に、戦場に残された弾薬・糧秣を軍需品補充に充当することや、「特種」な兵器・弾薬等（おそらく敵軍のものであろう）のものは「技術上ノ研究ニ資スル」ために速やかにその一部を国内へ送還することとしているように（第 511 項）、戦闘終了後の「戦場掃除」は単に戦没者・負傷者の処理だけではなく、戦争を有利にするための手段としてより重視されるようになっていったと考えられる。

この「陣中要務令」は日中戦争時に改定され、1929 年に制定された戦術教範である「戦闘綱要」と統合されてより精緻な内容の「作戦要務令」となった⁹。「戦場掃除」の項が含まれる「第 3 部」は 1939 年 10 月に追加された¹⁰。

その内容は陣中要務令をほぼ踏襲するものであるが、若干の相違点としては、作戦要務令では「戦場掃除」の目的について、「戦闘後戦線ノ近傍ヲ搜索シ死傷者ニ対シ速カニ適当ナル処置ヲ行ヒ併セテ死傷馬ノ収容、情報収集、無頼者ノ掠奪防止、残置又ハ遺棄物ノ収集等ヲ行フ」（第 260 項）ことと、明確に定義されたことが挙げられる。また、具体的な作業について陣中要務令では「兵站部隊ヨリ先遣スル遺棄物蒐集班」がその任に当たることがを原則としていたが、作戦要務令では当該戦場で戦闘を行った軍や師団などの上級部隊が「戦場掃除班」を編成して行うことを原則とする一方、特に「死者ノ処置ノ為」には「為シ得ル限り其ノ地ニ於テ戦闘セル部隊ヨリ所要ノ人員ヲ参加セシムルコト」が「緊要」とあるとされた（第 261 項）。すなわち、死者はできるだけ身近な戦友の手によって処理されることが望まれたのである。その他、死亡した馬匹についても戦没者に準じて「馬名、

⁹ 軍令陸第 19 号「作戦要務令 第 1 部・第 2 部」1938 年 9 月 29 日施行（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「大日記乙輯 昭和 13 年」JACAR: C01002262800, C01002263000）。

¹⁰ 軍令陸第 19 号「作戦要務令 第 3 部」1939 年 10 月追加（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「昭和 15 年 検閲典範令原本綴 共 12 冊 第 2 冊 2」JACAR: C01002500500）。「戦場掃除」は「作戦要務令 第 3 部 第 5 篇」の第 260 から第 267 項までに規定されている。

所属部隊、斃死原因、地点、日時ヲ調査整理ノ上為シ得レバ埋葬スル」(第 263 項) とされたことは、日中戦争期において、馬匹の存在がそれ以前よりもいっそう貴重なものとして重要視されるようになったのではないかと推測される。

こうして、「戦場掃除」については、その収集対象を「残置又ハ遺棄物」にまで拡大するかたちでマニュアルが作成され、運用の徹底が図られた。一方、「内地還送」、すなわち戦没者の遺骨の国内送還手続きについても事変や戦争ごとに具体的な規定が定められた。

1931 年 9 月に満洲事変が勃発すると、関東軍司令部は全 14 条からなる「満洲事変戦死者遺骨還送規定」を制定して各部隊に通牒した¹¹。この規定によると、満洲事変における戦没者の遺骨は部隊ごとに(改定後は、師団司令部ないしは独立守備隊司令部・混成旅団司令部によって)取りまとめられ、原則として月 2 回、大連発の定期船で本土へ送還された(第 2・3 条)。船舶および鉄道輸送は陸軍運輸部が担当した(第 4 条)。遺骨送還の要員としては必要に応じて「宰領者」が付されたが、その人員は「成ルヘク之ヲ節約」することとされた(第 7 条)。

また、前線部隊においても遺骨の取扱い要領を定めていたことが確認できる。熱河作戦などに参加した第 8 師団(衛戍地・弘前)では「派遣地ニ於ケル戦病死者及遺骨取扱要領」を定めて、同師団に所属する各中隊等へ配布した¹²。それによると、遺体収容後は遺髪・遺留品を別に取りまとめてから火葬に付し、火葬後、本土へ送還するまでの間に各部隊で告别式を挙行了。また、遺骨の送還に関しては前述の「満洲事変戦病死者遺骨還送規定」に従い、火葬後の残灰については、関東軍司令部が定めた次の通牒に拠るものとされた。

満洲事変ノ為殉難セル将兵ノ遺骨ハ夫々郷里ニ送還シ埋葬其ノ所ヲ得シモ其ノ残灰ニシテ尚戦場ニ埋葬セラレアルモノハ将来ノ保管祭祀等不可能ニ付此際各所属部隊ニ於テ蒐集(若シ遠隔セル部隊ハ其ノ附近駐屯部隊ニ依托発掘スル等)シ別紙納骨規定ニ依リ処理セラレタシ尚陣歿者ニシテ遺骨(残灰)ノ一片モ残ササルモノモ其ノ忠霊ヲ

¹¹ 関東軍司令部「満洲事変戦死者遺骨還送規定」1931 年 12 月 5 日(防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「昭和 8.1.12-8.1.19 満受大日記(普) 其 1 1/2」JACAR: C04011477000)。なお、同規定は 1932 年 2 月 6 日に改定されて「満洲事変戦病死者遺骨還送規定」(全 15 条)となった(同上)。

¹² 第 8 師団司令部「派遣地ニ於ケル戦病死者及遺骨取扱要領」1932 年 5 月 9 日(防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「昭和 7.9.1-7.9.14 満受大日記(普) 其 19 2/2」JACAR: C04011391400)。

奉祀スヘキニ付陣歿者名簿中ニ加ヘ相成度¹³

この通牒に出てくる「別紙納骨規定」とは、日露戦争後の 1907 年 11 月、満洲に納骨堂を建設するにともない制定された規定で、その後大正期に改正されたものである¹⁴。同規定により満洲の五か所（旅順、大連、遼陽、奉天、安東）の納骨堂（忠霊塔）は「軍人軍属ノ遺骸ヲ成規ニ従ヒ火葬ニ附シ内地ニ送葬シタル後尚若干残ル所ノ残灰ヲ納ムル所」として位置づけられ、日露戦争以降においても満洲地域で生じた戦没者の遺灰が納められることとなったのである。「納骨規定」における残灰の納骨手続きに関する部分は以下の通りである。

第五条 納骨ニ関スル手續左ノ如シ

- 一、各部隊ニ於テハ第一条¹⁵ニ該当スル軍人軍属遺骸又ハ其残灰ヲ発見シ納骨ノ必要ヲ認メタルトキハ忠霊塔又ハ納骨堂ヲ管理スル軍経理部又ハ最寄同派出所ニ通報スヘシ
- 二、前号ニ依リ通報ヲ受ケタルトハ〔ママ〕 実地ニ就キ発掘調査ヲ為シ第一条ニ該当スル軍人軍属ノ遺骸ト認メタルトキハ火葬ニ付シ管轄区域ノ忠霊塔又ハ納骨堂ニ安置スルモノトス但シ軍経理部派出所ニ於テ各部隊ヨリ通報ヲ受ケタルトキハ之カ発掘ニ要スル費用ヲ調査シ其ノ通報ト共ニ軍経理部ニ報告スヘシ
- 三、軍経理部ハ前号ノ報告ヲ受ケタルトキハ遺族整理及祭祀方法等ニ関シ指示ヲ為スヘシ
- 四、遺骨ヲ納骨堂ニ安置スルトキハ祭典ヲ行フヲ例トス但シ数回ノ分ヲ取纏メ祭典ヲ行フモ妨ナシ〔後略〕

遺骨の送還に関する規定は1937年7月に勃発した日中戦争時にも制定された。中支那派遣軍兵站監部が上海を中心とする華中方面の派遣部隊を対象に制定した「中支那派遣軍戦病死者遺骨還送規定」（全10条）によると、戦没者の遺骨は原則として上海兵站司令部に

¹³ 関東軍参謀長通牒保第1号「遺骨（灰）納骨ニ関スル件通牒」1932年2月8日（同上）。

¹⁴ 経建第3767号「納骨規定」1907年11月14日（1917年2月23日改正）（同上）。

¹⁵ 第1条の規定は以下の通り。「納骨場ハ満洲ニ於テ忠死（割注 三十七八年従軍者並平時忠死者ト認メ臨時詮議ノ者ヲ含ム）シタル軍人軍属ノ遺骸ヲ成規ニ従ヒ火葬ニ附シ内地ニ送葬シタル後尚若干残ル所ノ残灰ヲ納ムル所トス」（同上）。

において取りまとめられ、上海の西本願寺内奉安所に安置された。そして陸軍輸送船により宇品の船舶輸送司令部（戦時における陸軍の船舶輸送を担当）を經由して関係留守師団司令部に送られた¹⁶。また、遺骨護送のために各部隊は遺骨約20柱に対して1名の割合で護送者を差し出すことになっており、護送者は国内に到着後港湾で留守部隊の受領者に遺骨を引渡すまでをその任務とした。

この「中支那派遣軍戦病死者遺骨還送規定」は1939年11月に改定されて「中支那ニ於ケル戦病死者遺骨還送規定」となった¹⁷。遺骨送還に関する流れはほとんど従来のものと変わらないが、改定による大きな変更点として遺骨の護送者に関する規定が挙げられる。改定後の当該規定は以下の通りである。

第十条 上海兵站司令官ハ遺骨護送ノ為其ノ指揮下部隊（止ムヲ得サレハ区処部隊）

ヨリ人員ヲ差出サシメ護送隊ヲ編成シ通常上陸地タル内地港湾ニ於テ遺骨、遺留品ヲ留守隊（又ハ留守業務担任部隊）ニ引渡シタル後帰還セシムルモノトス

右護送隊ノ編成ハ遺骨数及上海兵站部ノ状況ヲ顧慮シ上海兵站司令官ニ於テ決定シ指揮官ニハ将校ヲ充当スルモノトス

尚南京兵站司令官ト協議ノ上同司令官指揮下部隊ヨリ護送隊要員ヲ出サシムルコトヲ得ルモノトス

遺骨護送ノ為各部隊ヨリハ人員ヲ差出サ、ルモノトス

この規定によると、遺骨護送は上海兵站司令官指揮下の部隊によって編成された「護送隊」がその任にあたることとなり、各部隊からの人員（護送者）差し出しは取り止めとなっている。これは、日中戦争の長期化にともない死者が増加するなかで、遺骨護送は兵站部門が専門的に取扱うこととし、前線部隊の負担を軽減する意図があったものと考えられる。

また、新規定の別紙「兵站司令部ニ於ケル遺骨送還要領」では、その第一項目として「兵

¹⁶ 中支那派遣軍兵站監部「中支那派遣軍戦病死者遺骨還送規定」1938年6月13日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「第106師団関係資料綴 昭和13年5月24日～13年7月15日」JACAR: C11111766900）。

¹⁷ 支那派遣軍総司令部「中支那ニ於ケル戦病死者遺骨還送規定」1939年11月25日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「昭和14年 陸支受大日記 第74号」JACAR: C04121646800）。

站司令部ニ於ケル遺骨ノ授受ハ特ニ鄭重綿密ニ取扱ヒ苟モ彼此混淆ノ憂ヒナカラシムルモノトス」ることが挙げられた¹⁸。この項目は、改定前の規定では第三項目として扱われていたものであるが、兵站司令部における遺骨の数が増加するにつれてその取扱いが煩雑になり、遺骨の混淆などの事例が増えてきたのではないかと推測される。同要領ではほかにも、「上海兵站司令部ハ派遣軍隷下（指揮下）以外ノ部隊ヨリ送付セラレタル遺骨及所属部隊官氏名等不明ナルモノ或ハ誤記アルモノハ速ニ関係部隊等ニ照会シ若クハ各部隊ヨリ主任者ヲ上海兵站司令部ニ出張調査セシメ之カ調査完了迄ハ移動ヲ行ハサルモノトス」（第4項）、「遺骨還送ハ重複セサルコトニ注意シ若シ重複ノ懼アルトキハ之カ内地還送ヲナサス所属部隊ニ照会シ該部隊ニ於テ処置セシムルモノトス」（第6項）などのように、遺骨の取扱いについて誤りのないよう徹底している。これは遺族に対して他人の遺骨を返還したり、重複して返還することのないように注意喚起したものであるが、これらについても、日中戦争時において実際にそうした事例が少なからず発生したことをうかがわせるものである。

（2）「遺骨の英霊化」

戦地から到着した遺骨は、陸軍運輸部により列車で留守部隊の所在地へと運ばれたが、満洲事変以降に制定された各規定では、列車通過の際の出迎えや遺骨到着後の運搬を想定して、遺骨を発送する現地部隊に対して事前に鉄道輸送時の到着駅や輸送人員、荷物の数などの詳細な輸送計画を提出することを求めている。例えば、前出の「満洲事変戦病死者遺骨還送規定」によれば、遺骨を載せた船が出航する一週間前までに「遺骨輸送請求書」を陸軍運輸部等に提出することになっており、さらに「内地ニ於ケル途中出迎又ハ遺族ニ交付等ノ為特ニ日時、停車場ヲ指定スルヲ要スル時其ノ他列車等ニ関シ特別ノ希望アルモノハ其ノ旨輸送請求書ニ附記スルモノ」とされた（第7条）¹⁹。こうした規定は、満洲事変以前にはみられないものであった。これにより、国内において遺骨の輸送は軍の機密に抵触しない範囲で各地方自治体に通知され、それが在郷軍人会や青年団、遺家族たちに伝えられたのである。こうして1930年代には、帰還した遺骨を熱心に出迎える情景が日本各地でみられるようになった。

そうした状況を伝える資料として『昭和万葉集』をみてみよう。『昭和万葉集』では1931年から1933年を扱った第2巻において「遺骨を迎える」という項目を初めて設定し、そ

¹⁸ 同上。

¹⁹ 前掲、「満洲事変戦病死者遺骨還送規定」。

うした情景を詠んだ和歌が次のものをはじめとして 15 首掲載されている²⁰。

百八体の遺骨迎へむと駅にあふれし人々は雪に埋れて身ゆるぎもせぬ

石光ヨシ（「アララギ」1932 年 2 月）

戦死者の遺骨乗せたる汽車入りてプラットホームに念仏おこる

白幡正吉（「アララギ」1932 年 6 月）

遺骨を出迎える人々の熱心さは、深夜や早朝に遺骨を載せた列車が駅を通過する場合にもみられた。

二百六十勇士の遺骨この夜更通るとききて駅に急ぎぬ

松田寅重（「アララギ」1932 年 5 月）

朝まだきこの駅を通る戦死者の遺骨迎ふとわれは来りし

室田杏浪（「アララギ」1933 年 4 月）

家族や親族ではなく、ムラの英雄でもない見知らぬ戦没者の遺骨を載せた列車に対して
も深夜・早朝を問わず賑々しく出迎え、また近くを通過するだけでも脱帽して頭を垂れる
という現象は、次第に過熱さを帯びるようになっていった。こうした状況に対して陸軍は
1939 年 1 月、陸軍省副官名で夜間（午後 10 時から翌朝 6 時まで）における出迎えは旅行
者の負担になるので自粛すべき旨の以下の通牒を出している²¹。

戦病死者遺骨、還送患者、帰還将兵等ノ夜間（概ネ午後十時ヨリ午前六時ノ間）通過
駅等ニ於ケル一般出迎見送等ハ旅行者ノ休養ヲ顧慮シ特別縁故者ノ他遠慮スルコトト
致度

尚関係諸団体等ニ対シテモ本趣旨ニ基キ指導相成度

²⁰ 『昭和万葉集』巻 2（講談社、1980 年）pp.50-52。

²¹ 陸支普第 174 号「遺骨、還送患者、帰還将兵等夜間通過駅ニ於ケル送迎ニ関スル件陸軍一般へ通牒」1939 年 1 月 20 日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「昭和 14 年 1 月起 支那事変に関する条規（2）陸軍大臣官房」JACAR: C10073337300）。

こうした状況のもと、南京陥落後の 1937 年 12 月下旬、陸軍省は「赫々たる武勲に散つて祖国へ無言の凱旋する戦歿将兵の遺骨を載せて走る“英霊搭載列車”には、これまでそれと分る標識がついてゐなかつた」として、戦没者の遺骨を輸送する列車の窓ガラスの両側に、縦 1 尺 3 寸、横 9 寸の黒枠の中に月桂樹に陸軍の星を印したマークを描き、上部に「事変死歿者英霊」と書いた標識を表示することを決めた²²【写真 1】。また、客車の方向札の代わりに「英霊」と書いた札を掛け、車内には黒幕を張りめぐらせることとした。

この「事変死歿者英霊」の標識設置を伝える『読売新聞』の記事では、「通過駅の待合客も無言の凱旋列車に黙祷を捧げ美はしい情景を展開しよう」と読者に呼びかけているが²³、戦没者の「霊魂」のみならず「遺骨」そのものに対してまでも「英霊」と呼称することが国民一般に定着するようになったのは、この標識の設置をきっかけとして戦没者の遺骨を載せた列車が「英霊列車」と呼ばれるようになってからであると考えられる。そこには、戦没者の遺骨に対する国民の意識の変化をみてとることができ、本稿ではそうした現象を「遺骨の英霊化」と捉えることとしたい。

『昭和万葉集』においても第 4 巻（1937～1939）から第 7 巻（1945～1947）にかけて、それまでの「遺骨を迎える」に代えて「英霊還る」との項目を設定しており、次のような歌がみられる²⁴。

ひた走る英霊列車も野の川を渡らむとして笛を鳴らしぬ

福田栄一（「短歌研究」1939 年 8 月）

そもそも「英霊」という用語が戦没者の霊魂を称える目的で公的に使用されたのは、1906 年の陸軍記念日の制定時の頃からであったと考えられる²⁵。日露戦争終結後の 1905 年 12

【写真 1】



出典：浜井和史『海外戦没者の戦後史 遺骨帰還と慰霊』p.35

²² 『読売新聞』1937 年 12 月 29 日付。

²³ 同上。

²⁴ 『昭和万葉集』巻 4（講談社、1979 年）p.135。

²⁵ 従来の研究では、戦没者を意味する語として「英霊」が公的に使われたのは田中丸らが指摘するように、賀茂百樹編『靖国神社誌』（靖国神社、1911 年）の序文にみられる「朝

月、東京偕行社は幹事長の寺内正毅の名で「三十七八年戦役紀念日ヲ定ムル意見上申」を陸軍大臣（寺内正毅）に提出した。そこでは「海軍ニテハ二十七八年役後黄海々戦ノ九月十七日ヲ以テ該戦役ノ紀念日ト定メ年々相会シテ戦歿者ノ英靈ヲ慰ムル」として、陸軍においても「英靈ヲ慰メ」ることを目的に陸軍紀念日を制定する意義について論じている²⁶。これを受けて陸軍省は「陸軍紀念日」を制定したが、その趣意書（「明治三十七八年戦役紀念日設定趣意書」）は次のように述べている。少し長いが引用する²⁷。

今回ノ戦役ハ我国曠古ノ大業無前ノ壮図ニシテ皇威ヲ宣揚シ国権ヲ伸長シ我武維レ揚レリ是レ我国史上ニ一大光彩ヲ加ヘタルモノニシテ此偉績ハ軍隊ノ永ク後來ニ忘ル可ラサル所ナリ是ニ於テカ年々一定ノ日ヲ期シ其洪動ニ対シ祝意ヲ表スル為メ適当ノ式典ヲ行ヒ或ハ相会シテ往ヲ談シ来ヲ語ルト共ニ戦歿者ノ英靈ヲ慰メ以テ後進者ヲ砥励薰陶シ益々陸軍ノ進歩ヲ図ルコト頗ル有効ノコトナリトス而シテ從來ノ戦役ニ徴スルニ各部隊又ハ関係者ニ於テ随意紀念日ヲ定メ一部若ハ一戦闘ノ記念会等ヲ行フモノナキニアラスト雖是等記念会等ハ其範圍狭少ナルカ為年所ヲ経ルニ随ヒ関係者ノ減少若ハ部隊長ノ更迭等ニ依リ自然永続セサルノ傾向アリテ永遠ニ之カ目的ヲ達スルコト能ハス加之是等記念日ハ其数多キニ從ヒ益々其価値ヲ減スルニ至ルカ故ニ今回ノ大戦役ノ為ニハ特ニ陸軍全般ニ互ル紀念日ヲ定メ本戦役ニ干与セル者ハ勿論後來陸軍ニ従事スル者ヲシテ本戦役ノ偉績ヲ懷想シ祝意ヲ表セシムルヲ最良ノ手段ト認ム是レ独リ戦

廷特建靖国之祠以祀其英靈」（寺内正毅陸軍大臣）および「国家に偉勲ある英靈の為に神社を建て祭祀を挙げ其功を称へ其徳を仰くは我邦古来の美風なり」（斎藤実海軍大臣）の文言が嚆矢とされる（田中丸勝彦『さまよえる英霊たち——国のみたま、家のほとけ』柏書房、2002年、pp.16-18）。本稿では、公的に「英霊」が使用されたのは1906年まで遡ることができるとの立場をとるが、他方で田中丸の「戦歿将兵の霊を『英霊』と称するようになるのは、日露戦争の時期から」であり、「『英霊』の文字に」新たな意味を付加した語として使用し始めたのは、神道側ではなく、軍部もしくは報道関係者ではないかとみられる」との見解（同上、p.18）は大筋で同意できるものと考ええる。「英霊」という用語をめぐるのは、田中丸前掲書（pp.13-49）のほか、村上重良『慰霊と招魂——靖国の思想』（岩波書店、1974年）pp.151-152 および新谷尚紀「戦死者記念と文化差——memorial と慰霊、Fallen Soldiers と英霊」pp.209-210、注8（関沢まゆみ編『戦争記憶論——忘却、変容そして継承』昭和堂、2010年）で整理されている。

²⁶ 寺内正毅東京偕行社幹事長より寺内正毅陸軍大臣宛庶庶第102号「三十七八年戦役紀念日ヲ定ムル意見上申」1905年12月（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「明治39年 満大日記 1月全」JACAR: C03026916400）。

²⁷ 1906年1月25日付陸軍次官通牒送乙第88号（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「明治38年12月21日～39年1月31日 臨号書類綴第1号1～566 参謀本部副官管」JACAR: C06041294300）。なお、陸軍紀念日は1906年より毎年3月10日に定められた。

歿者ノ英靈ヲ慰藉スルノミナラス軍隊ノ士氣ヲ振起シ精神上多大ノ裨益ヲ収得シ猶後世ニ至ルマテ能ク本戦役ノ洪動ヲ欽仰セシムルコトヲ得ヘシ〔後略、下線部筆者〕

また、同じく 1906 年の 4 月には、前述の旅順の忠魂碑建立のために東郷平八郎海軍大将と乃木希典陸軍大将が連名で募金を呼びかける文書が作成されたが、その趣意書にも「旅順白山頂納骨堂ノ陽ヲトシテ忠魂碑ヲ建設シ此作戰ニ於テ戦死病歿シタル陸海軍諸子ノ英靈ヲ慰メ其遺烈ヲ千載ニ伝ヘント欲ス」〔下線部筆者〕との文言がみられる²⁸。

このように、1906 年の段階で政府レベルにおいて「英靈」という語を使用し始めたと考えられるが、それはあくまで名誉の戦死を遂げた戦没者の「靈魂」を称揚する表現であった。その意味での「英靈」の語はその後新聞等でも一般的に使用されるようになり、一般に流布されていったと考えられる。

しかし、満洲事変以降、特に日中戦争勃発以降になると、戦場から帰還する遺骨に対しても「英靈」の語が頻繁に使用されるようになった²⁹。例えば、生徒や児童に対する遺骨出迎えを指導する 1938 年 1 月の兵庫県の通牒においても「英靈」の語が使用されている。

戦歿将士ノ英靈迎送並ニ公葬ノ節生徒児童園児ノ敬礼並ニ拝礼方往々区々ニ渉り整一ナラザル憾有之候ニ付テハ自今武装セザル場合ハ左記ニ依り敬礼並ニ拝礼ヲ為サシムル様御配慮相成度此段及通牒候也

記

一 英靈迎送ノ場合

- 1 指揮者ノ「脱帽」ノ号令ニテ脱帽セシム
- 2 指揮者ノ「礼」ノ号令ニテ体ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈シ敬礼ヲナサシム

〔後略〕³⁰

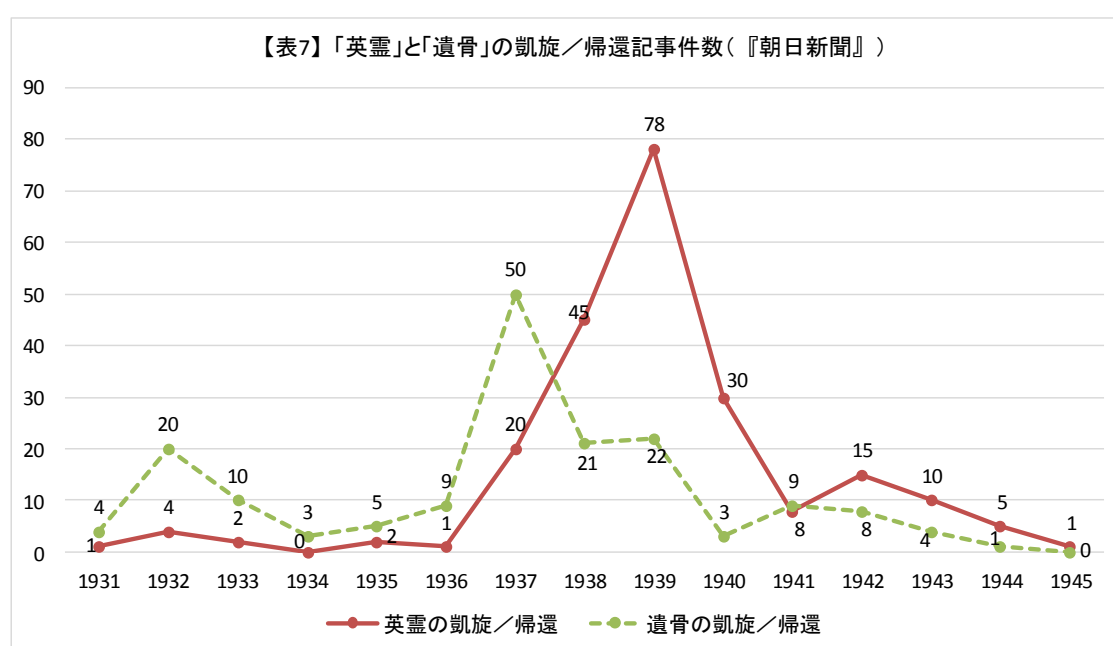
²⁸ 「旅順忠魂碑建設募告」1906 年 4 月（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「旅順表忠塔建設関係史料綴 明治 39 年 4 月～42 年 12 月」JACAR: C14020159000）。

²⁹ 満洲事変以前においても、戦没者の遺骨に対して「英靈」の語が使用された例が皆無であったわけではない。例えば、第一次世界大戦中の 1915 年 3 月 14 日付の『読売新聞』では、新橋駅に到着した海軍航空隊の遺骨を出迎える記事の見出しを「三勇士の英靈を迎ふ」としている。しかし、そうした事例はほんの数例を確認できるのみで、定着していたとはいえない。

³⁰ 各学校長各幼稚園長宛学務部長通牒兵学第 92 号「戦歿将士ノ英靈迎送並ニ公葬ノ節生徒児童園児ノ敬礼並ニ拝礼方ニ関スル件」1938 年 1 月 21 日（青年教育普及会編『青年学校関係法令（兵庫県版）』青年教育普及会、1939 年、p.54）。

この史料からは、1938 年 1 月の段階で地方においても戦場から届いた遺骨が「英霊」と認識されていること、そして遺骨＝「英霊」に対しては生徒・児童から園児に至るまで一様に脱帽して敬礼すべきことを徹底していることが読み取れる。

この「遺骨の英霊化」ともいうべき現象が国民の間で定着するには、マスメディアの影響が大きかったと考えられる。実際、1937 年を境にして、遺骨帰還を伝える新聞記事において「英霊の凱旋」ないしは「英霊の帰還」という表現が多用されることになる。



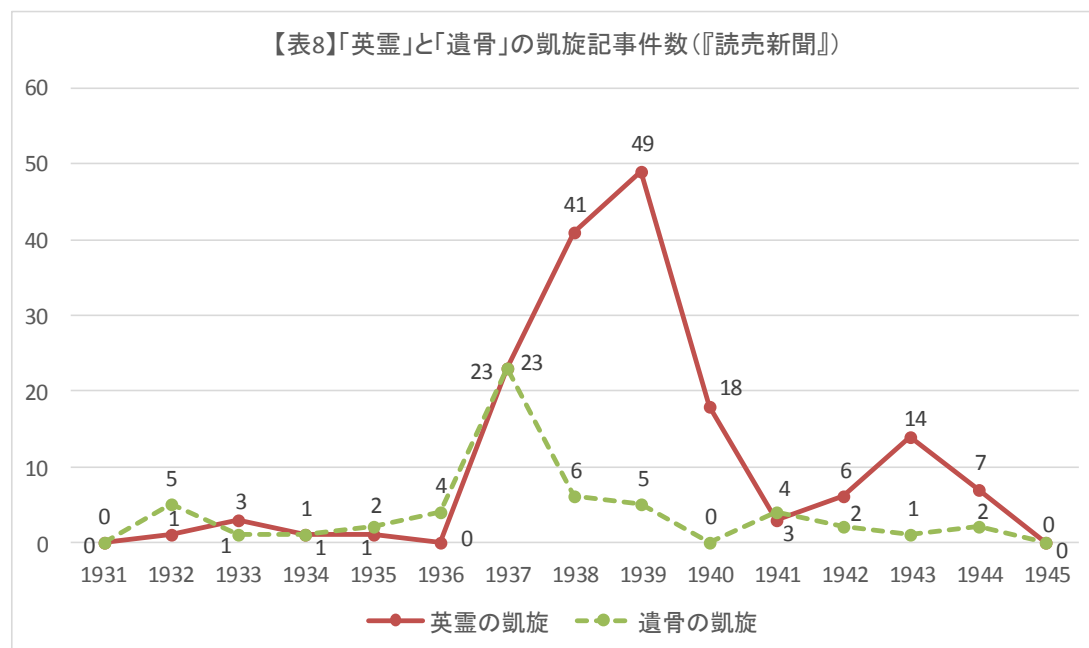
この点に関して当時の『朝日新聞』の記事を例にみてみよう。同紙の記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」の紙面データベースで検索対象期間を1879年から1945年までとし、検索キーワードを①「英霊 and 凱旋」、②「英霊 and 帰 or 英霊 and 還」、③「遺骨 and 凱旋」、④「遺骨 and 帰 or 遺骨 and 還」の組み合わせで検索を行った³¹。検索結果を踏まえて実際の記事を確認し、遺骨帰還とは直接関係のないものを除外したうえで、①と②、③と④が重複した場合には、それぞれ①と③に分類した。また③と④の本文中で遺骨を「英

³¹ 川村邦光『聖戦のイコノグラフィ―天皇と兵士・戦死者の図像・表象』（青弓社、2007年）は、日中戦争と前後して「沈黙の凱旋」「無言の凱旋」「哀しき凱旋」「悲しき凱旋」「声なき凱旋」「喪の凱旋」といった表現を用いた記事が多くみられるようになったと指摘している（pp.126-128）。本稿は、「英霊」と「遺骨」との関係性を重視する立場から検索キーワードを限定しているが、他方、例えば「沈黙 and 凱旋」などのキーワードで検索した結果の多くは、本稿による検索結果と重複している。

霊」と表記している場合には、それぞれ①と②に分類した。そして、①+②（英霊の凱旋／帰還）と③+④（遺骨の凱旋／帰還）を満洲事変が勃発した 1931 年以降に限定して整理、グラフ化したものが【表 7】である³²。

【表 7】によると、満洲事変以降、遺骨帰還を伝える記事が全体として増加するなかで、遺骨を「英霊」と伝える記事も出始めるようになる。そして、日中戦争が勃発した 1937 年以降に遺骨帰還を伝える記事が急増し、1938 年には遺骨を「英霊」と呼称するものが上回り、それは 1939 年にピークを迎えることになる。ここからは、遺骨を「英霊」と呼ぶことが 1937 年を境に広く国内に浸透していった状況をみてとることができ、それが遺骨を載せた列車に「英霊」の標識を設置した時期と重なることは注目してよいだろう。

『朝日新聞』記事にみられるこの傾向は、他紙でもあてはまる。『読売新聞』のデータベース「明治・大正・昭和の読売新聞」で①「英霊 and 凱旋」と②「遺骨 and 凱旋」をキーワードとして検索を実行し、重複分を①に分類した結果を 1931 年以降に限定してグラフ化したものが【表 8】である。この表からも、『朝日新聞』とほぼ同じ傾向を読み取ることができる。



³² なお、満洲事変以前に関しては、1928 年に 5 件みられるが、それ以前の時期はまとめて数件程度である。

こうして「遺骨の英霊化」が広まっていったが、同時に遺骨帰還を伝える記事において多くの場合、「帰還」が「凱旋」と表現されたことにも注意する必要があるだろう。『朝日新聞』記事の検索結果（1931 年以降）について、「凱旋」との表現を使用している記事の合計数は「帰／還」と表現する記事数を大きく上回っている³³。すなわち、遺骨＝「英霊」は単に「帰還」する以上に「凱旋」すべき存在と捉えられていたのである。戦争が長期化する中で増加した「英霊」の「凱旋」を伝える記事は、増加の一途をたどる戦没者を顕彰して遺族を慰藉し、他方で銃後の戦意を高揚する必要から生じたものであったといえよう。

実際、これらの記事をみると、「凱旋」する遺骨＝「英霊」に対して「護国の鬼と化した」「壮烈な戦死を遂げた」「赫々たる武勲を輝かせて皇軍の華と散った」というような表現が頻繁に使用されている。戦没者は、死してなお残された者を鼓舞する存在でなければならなかった。また、特に 1939 年 1 月以降の記事において「興亜建設の尊い礎石となった」という表現がしばしばみられるようになるのは 1938 年 11 月の近衛文麿内閣による「東亜新秩序声明」を踏まえてのことと考えられ、これらの記事が政府の戦争指導と密接に連動していたことをうかがわせるものである。

しかし【表 7・8】からもわかるように、1940 年以降に遺骨帰還を伝える記事は急減した。そして太平洋戦争期には、開戦後に若干増加したものの、その後戦没者数が加速度的に増えたにもかかわらず、それに反比例するかのようにほとんど姿を消すことになる。

第 2 節 海外戦没者処理体系の崩壊

（1）戦没者が還らない時代の到来

戦前の日本社会において「戦場掃除」と「内地還送」を原則とする遺骨帰還の「伝統」が定着するにつれて、戦没者の遺骨はいずれ遺族のもとに帰ってくるものという感覚が次第に一般的になっていったと考えられることは、すでに指摘した通りである。日中戦争勃発後の 1937 年 11 月、『朝日新聞』の銃後問答のコーナーに中国華北地方で長男が戦死した遺族から「本人の遺骨は大体何日後に凱旋致すものでございませうか」という質問が寄せられた。これに対して陸軍省は「遺骨は一定の数に達するまで待つて船で運ぶのですが、まあ大体早くて二ヶ月、普通三ヶ月ぐらいかかるものと御承知して下さい」と回答している³⁴。遺骨＝「英霊」の凱旋は、戦局が悪化する以前の時期においては多くの国民にとっ

³³ 前者の合計数は 283 件、後者は 108 件である。

³⁴ 『朝日新聞』1937 年 11 月 2 日付。

て約束されたものであった。

もちろん、航空戦などにより遺骨の帰還が困難なケースもあったが、軍は遺族に対して可能な限り遺骨帰還の希望を与え、遺族もまたそれを期待していた。1938年6月に中国の南昌上空で撃墜された航空兵少佐の遺族のもとに部隊長からの手紙が届けられたが、そこには「南昌は敵地深きため遺骨の引揚げも未だ出来ず誠に御遺族に対し申し訳ない」が南昌占領後には「必ずやこの遺骨を奉持し得る様、朝夕神かけて祈つてゐる」と書かれていた。1939年3月、南昌占領を目前にしてこの航空兵少佐の遺族は、「倅の遺骨が今にも来るやうな感じが致してこの上ない喜びでもあり安心致しました」と述べている³⁵。結局この遺族のもとに遺骨が帰ってきたかどうかはわからないが、これは戦局が悪化するまでの日本人の遺骨帰還の感覚を示す事例として捉えていいだろう。

1930年代以降、帰還した遺骨を熱心に出迎える光景が日本各地でみられるようになったが、この遺骨帰還の光景を象徴するのが、戦友たちが白布に覆われた遺骨箱を抱えて行進する写真である。そうした写真が新聞紙上に掲載されるようになったのは満洲事変以降のことであり、『朝日新聞』においては1931年12月17日付夕刊の紙面に「英霊母国に還る」との見出しで掲載されているのが最初期のものである【写真2】。規格化された遺骨箱が丁重に扱われ、整然と行進していく様は、遺族や国民に対して軍が戦没者処理を重視している印象を与えるうえで効果的であったと考えられる。

ところで、そもそも戦没者の遺骨を規格化された箱に納めて国内に送還し、遺族のもとへ届けるという慣例はいつ頃から始まったのであろうか。

日露戦争時においては、遺骨や遺髪を新聞紙やハンカチなどに包んだり煙草の空き箱に納めたりして小包郵便で遺族に直接送

【写真2】「英霊母国に還る」
(神戸に上陸した板倉少佐以下百七勇士の遺骨)



出典：『朝日新聞』1931年12月17日付

³⁵ 『朝日新聞』1939年3月28日付夕刊。

付するような例がみられた。これに対して陸軍は副官名で「国民ノ感情ヲ害シ延テ軍隊ニ及ホス所ノ影響不少ト被存候」として取扱いの改善を促している。他方で第1師団兵站司令部では到着した遺骨や遺髪を同司令部で準備した「納骨箱」への入れ替えを行っており、また部隊によっては遺骨を「角箱」に納めていることも報告されるなど、日露戦争時は部隊によってその取扱いはまちまちであったと考えられる³⁶。

その後、第一次世界大戦時の戦場整理の状況に関して伝えた新聞記事によると、火葬後の遺骨は「夫々白木の箱に納められ官姓名を附して故国の父兄に送られ」た³⁷。また、シベリア出兵時の記事では、24人分の遺骨がそれぞれ「方八寸」の「白木の杉函」に納められて送還された例も伝えられている³⁸。

こうした例からも、遺骨送還の取扱いが問題視された日露戦争以降、次第に規格化された遺骨箱による送還という慣例が広がっていき、1930年代に定着したものと考えられる。日中戦争以降の遺骨送還規定では明確に箱の規格を定めている。前出の「中支那戦病死者遺骨還送規定」では「縦横各六寸高サ八寸」の「遺骨納入箱」を「上海主地兵站司令部ニ於テ新調準備スル」としていた。また、太平洋戦争開戦後の1942年7月に第17軍が制定した「大東亜戦争戦（病）死者遺骨還送規定」では、「納骨箱」について「縦横高サ六寸五寸五分六寸」「材料ハ白木造リ」「包布ハ清浄ナル白布ヲ用ヒ長サ四尺ノ吊布（白布）ヲ附ス」などとその規格を細かく定めている。

しかし当初「英霊の凱旋」を象徴していたこれらの白木の箱は、その後次第に実際には遺骨が入っていない「空の遺骨箱」として記憶されていったこともまた事実である³⁹。「英霊の凱旋」の象徴はいかにして「空の遺骨箱」の記憶へと変容していったのか。

軍部と政府は、張鼓峰事件（1938年7月～8月）やノモンハン事件（1939年5月～9月）を経験する過程で、次第に「戦場掃除」と「内地還送」を二大原則とする「伝統」的な遺骨帰還を維持することが困難な時代に入りつつあることを認識するようになったと考えられる。

³⁶ 陸軍次官通牒満発第3034号、1904年7月21日付（防衛研究所戦史研究センター所蔵、JACAR: C06040676100）。

³⁷ 『朝日新聞』1914年11月10日付。

³⁸ 『朝日新聞』1918年9月2日付。

³⁹ 後述の通り、軍は遺骨帰還が見込めない場合に代替物として戦場の土や砂、霊璽などを白木の箱に納めることとしたが、実際にはそれすらも入っていないケースも少なくなかった（前掲、一ノ瀬『銃後の社会史』pp.186-189）。本稿では、およそ1943年後半以降に遺族に届けられるようになった遺骨が入っていない白木の箱を、遺骨の代替物が納められたものも含めて「空の遺骨箱」と称することとする。

その一端を示すものとして挙げられるのは、1941 年 1 月 8 日に制定された「戦陣訓」である。「生きて虜囚の辱を受けず」とのフレーズで知られる「戦陣訓」は、日中戦争下における軍人の行動規範を示すものとして東条英機陸軍大臣名で全軍に示達した訓令であるが、この中の「本訓 其の三 第二 戦陣の嗜」には次のような一節がみられる。

屍ヲ戦野ニ曝スハ固ヨリ軍人ノ覚悟ナリ 縦ヒ遺骨ノ還ラザルコトアルモ、敢テ意トセザル様予テ家人ニ含メ置クベシ⁴⁰

前節でみたように、1941 年という時期は、遺骨帰還を伝える記事が急減した時期と重なっていることは注目してよいだろう。それではなぜ、太平洋戦争が開戦するよりも前の段階で、なぜ遺骨が帰還しないことを想定した文言が盛り込まれたのだろうか。この一節が意味するところについて東条陸相は、当時、次のように述べている。

（「戦陣の嗜」の文言は）近代戦の特質に応じたものである。敵中深く突入する飛行部隊はもとより、益々激化を予想される今後の機械化部隊の戦闘に於ては、遺骨が凱旋出来ないことも覚悟せねばならん⁴¹

東条陸相がこう述べたとき、その念頭にあったのは、当時戦闘が慢性化していた日中戦争よりも、むしろ満洲国とソ連との国境をめぐって日ソ両軍が衝突した張鼓峰事件と、そしてことにノモンハン事件での経験であったと思われる。

ソ連軍の圧倒的な機械化部隊と対峙し、初めて日本が「近代戦の洗礼」を受けたと評される⁴²張鼓峰事件での戦死者数は 526 人であった（実質的な戦闘は 7 月 2 日～8 月 11 日）⁴³。このうち、8 月 7 日の戦闘では 140 名の戦死者を出し、夜になって連隊長は死傷者の収容を急いだがソ連との戦闘を継続中のためその余裕はなく、重傷者だけの収容をもって

⁴⁰ 陸訓第 1 号「戦陣訓」1941 年 1 月 8 日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「昭和 16 年 来翰綴（陸普）暦年末整理 第一研究所」JACAR: C01005234000）。

⁴¹ 「戦陣訓に就いて—昭和 16 年 1 月 7 日夕 於陸軍大臣官邸—」（東条英機『大東亜戦争に直面して——東条英機首相演説集』改造社、1942 年）pp.215-217。

⁴² 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 関東軍〈1〉対ソ戦備・ノモンハン事件』（朝雲新聞社、1969 年）p.344。

⁴³ 「張鼓峰事件部隊別戦死傷概見表」（同上、pp.411-412）。

満足しなければならなかったとの記録が残っている⁴⁴。そして停戦後の 8 月 13 日には日ソ両軍が収容した戦死者の遺体の交換が行われたが、最終的に収容できなかった遺体の正確な数は不明である⁴⁵。

一方、ノモンハン事件での死者は約 8 千人以上にものぼった⁴⁶。これら戦没者の戦場掃除をめぐるのは停戦間際に軍中央と関東軍との間でひと悶着があった。戦場掃除に対する現地軍の思い入れと停戦命令を優先する軍中央との意識の齟齬を示す事例と思われるので簡単に触れておきたい⁴⁷。

1939 年 9 月 3 日に参謀本部が発した大陸命第 349 号によってノモンハン事件の「自主的終結」と「攻勢作戦」中止が命ぜられた。これを受けた関東軍の植田謙吉司令官は来訪の中島鉄蔵参謀次長に対して「本職自ら戦場に出でて戦闘指導に任ずべきにより、最小限度の戦場掃除にてもお許しありたし」と述べて、戦場掃除実施にともなう戦闘行為の容認を要求した。その背景には、敗れている際の戦場掃除は敵の攻撃を排除しつつ実力をもって実施しなければいけないという考え方があった⁴⁸。しかし中島次長がこれに同意しなかったため、関東軍は速やかな戦場掃除の実施を訴える次のような意見具申電を矢継ぎ早に軍中央に発した。

軍ハ旧戦場ニ尚数千ノ死体アル現状ニ鑑ミ為シ得ル限り戦場掃除ヲ実施シタル後部隊ヲ紛争地域外ニ撤退スルコトヲ企図シアリ 認可アリ度...万一認可セラレサルニ於テハ...忠死セル数千ノ英霊ヲ敵手ニ委スルニ至リ将来到底軍ヲ統帥シ得サルニ依リ速カニ本職ヲ免セラルル如ク執奏ヲ請フ⁴⁹

しかし、参謀本部はこれに同意せず、9 月 6 日には関東軍の要求を採用しない件につい

⁴⁴ 同上、p.390。

⁴⁵ 同上、p.408。

⁴⁶ ノモンハン事件の戦没者数は史料によって諸説あるが、一般的に引用される第 6 軍軍医部調製「第 2 次ノモンハン事件部隊損耗状況調査表（統合表）」（同上、p.713）によると、戦死者（7,696 人）と生死不明者（1,021）をあわせて 8,717 人にのぼる（ただし、1939 年 5 月中の第一次ノモンハン事件および航空部隊等の死者を除く）。

⁴⁷ この経緯については、同上、pp.724-727 および読売新聞社編『昭和史の天皇 29』（読売新聞社、1976 年）pp.359-367 に詳しい。

⁴⁸ 同上、pp.360-361。

⁴⁹ 関東軍司令官より参謀総長宛関参一電第 739 号、1939 年 9 月 5 日発（前掲、『戦史叢書 関東軍〈1〉』p.725）。

て上奏済みであることを告げて、大陸命第 349 号の実行を重ねて命令する電報を関東軍に発した⁵⁰。これにより植田司令官は大陸命実行の関東軍命令を発令したのである。そして 9 月 7 日以降、植田司令官以下関東軍の幹部は人事異動によって事実上更迭された。

その後、戦場掃除に関しては 9 月 16 日から始まったソ連との停戦協定交渉において話し合われ、その結果、日ソ両国は 9 月 24 日から 30 日にかけて戦場掃除を実施した。日本側は 4,386 体を収容したところで打ち切りとなり、戦没者のうち約半数が未収容のままとなった。これだけ多くの戦没者の遺体が収容されず、遺骨として国内へ、そして遺族のもとへ帰還しないという事例は、およそ近代以降の日本において初めての経験であった。また、収容された遺体はすぐさま火葬され、初日は一体ずつ穴を掘って焼きあげた遺骨を認識票や遺留品とともに遺骨箱に入れていたが、翌日からは遺体がトラックで山のように運ばれてきたために大きな穴を掘って何十体かを一度に火葬したという。この点に関して当時の担当者は、「遺族のことを思えば、それはいろいろ考えたのであるが、しかしそうするより仕方がない、というか、制限された時間の中で処理しなければならないのですから、それが最善の方法だったのです」と振り返っている⁵¹。収容された遺骨にしても、実際に遺族のもとへ帰還したものは非常に少なかったものと推測される⁵²。

⁵⁰ 参謀総長より関東軍司令官宛参電第 330 号、1939 年 9 月 6 日発（同上、p.726）。

⁵¹ 前掲、読売新聞社編『昭和史の天皇 29』pp.393-394。

⁵² ノモンハン事件に参加し生還した数少ない連隊長の一人として知られる須見新一郎は、死体の判別が困難となった状況について、事件後の著作で以下のように記している（須見新一郎『実戦寸描』須見部隊記念会、1944 年、pp.210-212。文中の「……」は原文のママ）。

この戦況でお互ひが戦死した後丁寧に戦友の骨を拾って貰って白木の箱に収まり、はるばる故里に帰ってなつかしい肉身の胸に抱かれてお祭りをして頂く……なんてことは一たい考へられるか？……

そんな生やさしいことよりは寧ろ各々が死んだあとで、これは日本軍の何隊の何兵何某であると云ふことが敵に知られることの方が残念ではないか？

そうだ！ そうだ！

みんな自分の名前の分らぬ様にして終へ！！

ここに於てか各人は戦場で最後迄持つて居た軍隊手牒も……否御守りよりも大切に左の上衣のカクシに保存して居たお母さんの手紙迄焼き棄てたり……千切つて砂の中に埋めてしまった。

中には動員の際軍隊で渡された認識票までもとつて砂中に捨てて終つた人も多いのである。〔中略〕

そう謂ふ訳であるから死体の収容に当つて……戦闘後四十日も経つて……既に顔の見分けがつかなくなつてゐる……

……戦死者の名簿があり……戦死者の死体があつて……その名がハッキリしない……勿論持ちものや汚れ黒ずんだ被服の片布の文字を見るのであるが、持ちものを覚えて居る生き残りの戦友は稀れで片布の文字はさだかならず、読めぬ場合が多いのであつ

ノモンハン事件終結からまもない同年 10 月 3 日、陸軍当局は地方長官会議においてノモンハン事件について、「我が軍の損害は、死傷及び戦病者を加えて約一万八千名である」として日本側の損害を明らかにするとともに、「近代科学の粋を尽くした本事件の経験は、軍の精神的訓練の重要性はもとより、軍の機械化等物質的戦備の充実がいかに近代戦闘に於いて重大なる意義を有するかをいよいよ痛切に訓えたもの」であったと説明している⁵³。「近代戦」に対する意識の変化が如実に表れたこの軍部当局による説明は、「戦陣訓」の文言とともに、戦没者が還らない時代の到来を予感させるものであった⁵⁴。

1941 年 12 月に太平洋戦争が開戦すると、戦場は中国大陆から南方（東南アジアおよび太平洋諸島）へと一気に拡大した。緒戦の勝利に日本軍は勢いづいたが、反面、当初より犠牲者も少なくなかった。しかし、たとえ犠牲者が多くとも、開戦当初は、戦勝によって「戦場掃除」と「内地還送」の原則は維持され、遺族に対する軍の面目は保たれていたといえる。従来と同様、各部隊では遺骨の内地還送に関する規則が制定され、国内に送還された遺骨は盛大に出迎えられて葬儀が行われた。

ソロモン諸島方面の作戦を担当した第 17 軍（司令官・百武晴吉中将）では「大東亜戦争戦（病）死者遺骨還送規定」が定められたが、全 23 条からなるこの規定はすでにみた満洲事変や日中戦争の規定を踏襲しつつ、さらに具体的かつ詳細にしたものであった⁵⁵。それによると、第 17 軍の戦没者に関してはまず部隊ごとに遺骨を取りまとめた後、第 17 軍司令部に集結させ、陸軍の船舶輸送を担当する船舶司令部管下の碇泊場司令部と協議の上、関係留守師団司令部へと送還されることとなっており（第 2 条）、送還は毎月一回を想定していた（第 3 条）。送還の担当者である「宰領者」は、遺骨 10 柱につき兵 1 人、宰領者兵 5 人以上に対し下士官 1 人、宰領者兵 20 人以上に対し将校（准士官および見習士官を含む）1 名の割合で構成され（第 3 条）、宰領長は遺骨交付終了後に遺骨の送還状況と将来に関する意見を報告することが義務づけられた（第 22 条）。

同規定で注目されるのは、第 20 条で言及されている「遺骨宰領者ニ関スル注意並ニ要

た。……

⁵³ 『朝日新聞』1939 年 10 月 4 日付夕刊。

⁵⁴ なお、ノモンハン事件において未収容のままになっていた遺体・遺骨の発掘送還作業について当該地を管轄するモンゴル政府の許可が下りたのは、2004 年になってからのことである。

⁵⁵ 第 17 軍司令部「大東亜戦争戦（病）死者遺骨還送規定」1942 年 7 月 15 日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「昭和 17 年 陸軍密大日記 第 54 号 1/3」JACAR: C01000813100）。

望事項」である。同条の附録として添付された 3 つの文書⁵⁶には、鉄道乗車時の切符の購入から途中駅での送迎車に対する答礼の方法、受領した名刺の処理法など、宰領者が直面するであろう事態を想定して事細かに注意事項や要望などが記載されている。また、これらの文書からは、日中戦争の勃発からすでに 5 年もの時が経過し、当時、遺骨の送還をめぐって様々な問題が生じていたこともうかがわれる。例えば、「遺骨宰領者ニ与フル注意」の第 9 項には「宰領者ニシテ有税品ヲ携行シ或ハ遺留品ト共ニ梱包携行スルガ如キ違法行為ハ軍ノ体面上絶対ナキ様厳ニ注意スヘシ」とあり、宰領者がその立場を利用して違法行為を行う実例が存在したことをうかがわせる。実際、宰領者が携行する手荷物についても明細書の調製など細かな注意がなされている。

また、陸軍運輸部が作成した 13 項目からなる「遺骨還送ニ関スル請求部隊ヘノ要求並希望事項」からは、遺骨輸送請求書の不提出や国内到着後における輸送計画の変更、連絡の不行届きなどが頻出し、輸送をめぐってトラブルが多発していた状況がうかがえる。そして特に宰領者については次のような注文をつけている。

遺骨宰領者ハ成ル可ク直接上下ノ関係アリシ者又ハ生前特ニ親交アリシ戦友ヲ以テスルヲ最モ適当ト認ムルモ其ノ人選ニ当リテハ相当慎重ヲ要スルモノアリ
即チ多クノ者ハ遺族ニ対シ多大ノ好感ヲ与ヘアルヲ認ムル処ナルモ往々ニシテ冷淡ナル如ク見ユル者アリ
例ヘハ遺骨ノ授受ニ対シ単ナル物品ノ申送的態度ナル者遺族ヨリ戦歿前後ノ情況ヲ聞カント欲スルモ宰領者其ノ事情ヲ知ラサル為懇切ニ説明セントセス粗略ニ流ルル者又宰領者トシテノ任務十分終ラサルニ自己ノ行動計画ニ専念スル者等アリ将来厳ニ注意セラレ度

ここで指摘されているような遺族に対する「冷淡」な態度の背景には、宰領者となった兵士たちの心理的な問題があったようにも思われる。日露戦争時や日中戦争以降において死者の数が加速度的に増加するなかで、ことさら遺骨を事務的に取扱ったり、極力死を忌避したりする心理が微妙に働いていたとしてもおかしくない。この点について日中戦争や太平洋戦争に召集された小説家の伊藤桂一は、兵隊のジnkスとして「遺骨を宰領して内

⁵⁶ 附録第一「遺骨還送ニ関スル注意事項」、附録第二「遺骨宰領者ニ与フル注意」、附録第三「遺骨還送ニ関スル請求部隊ヘノ要求並希望事項」（陸軍運輸部作成）の 3 文書（同上）。

地へ帰ると、今度戦場へもどると必ず戦死する」というものがあつたと記している⁵⁷。したがって、特に犠牲者を多く出す部隊では、「遺骨宰領者になるのをだれもがいやがつた」という。戦前・戦時中は戦没者の遺骨に対する扱いも手厚く、特に軍部はそれを実践していたというイメージがあるが、実際には多くの問題を抱えていたこともまた真実であつた。そして敗戦を機に、それがより大きなかたちで噴出し、「帰らぬ遺骨」の主たる要因となつていったように思われる。

(2) 「英霊の帰還」というフィクション

このように、戦没者の遺骨の送還をめぐるのは戦況が悪化する以前の段階から種々の問題が生じていたが、まさに「大東亜戦争戦（病）死者遺骨還送規定」を制定した第 17 軍隷下の部隊が主力となつて約半年にわたる米軍との激しい戦闘の末に 2 万人以上の戦死者を出したガダルカナル戦の敗北（1943 年 2 月撤退）を転換点として、南方戦域を中心に、日清戦争以降、近代日本が築いてきた「戦場掃除」と「内地還送」の二大原則に基づく遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理の体系は崩壊の一途をたどることとなつた。すなわち、敗北と撤退、そして「玉砕」と称される部隊の全滅状態により、もはや「戦場掃除」が実施不可能となり、それにともなつて「内地還送」も実施し得ない状況に陥つたのである。

ガダルカナルの戦いにおいて壊滅状態に陥つた第 2 師団指揮下の歩兵第 29 連隊（編成地・会津若松）の大島護連隊長は、撤退作戦完了後、慰霊祭を挙行了した 1943 年 3 月 4 日付で記した「留魂袋趣意書」において戦没者の遺体を回収し得なかつた状況について次のように説明している⁵⁸。

作戦の急速な推移により遺体を收容する余裕がなく、また敵部隊（米軍）の絶対制空下にあつて、遺体を火葬すると必ず発見されて徹底的な銃爆撃や艦砲射撃を蒙るような状況で、「遺骨ノ收容ハ全ク不可能ニ近ク又縦ヒ遺骨遺髪ヲ收容シ得タルト謂モ最後迄奉持シタルモノハ極メテ稀」であつた。特に撤退作戦にあたつては、作戦上将兵に対して「撤退」であることを告知しなかつたため、「将校以下ハ最後ノ血戦ニ上官戦友部下遺骨遺髪ト共ニ血ノ一滴ヲ竭サント勇ミ立チテ戦場ニ赴キ彼カ新手ノ敵陸兵ノ猛攻ニ対シ血戦ニ次ク血戦ヲ敢行シ之カ為捧持スル遺骨遺髪ト共ニ粉碎セラレ收容セラレサリシモノ相当多数ナリ」。

⁵⁷ 伊藤桂一『兵隊たちの陸軍史』（新潮社、2008 年）pp.295-296。

⁵⁸ 「留魂袋趣意書」1943 年 3 月 4 日付（東北昭和史談会所蔵）。その文面は、四条紫雷『ガ島に死すまで——一兵士の手紙より』（近代文芸社、1996 年）pp.91-94 に収録されている。

このように、遺骨も遺髪も還らない状況を率直に示した上で、「趣意書」はその核心部分に触れている。

英霊ヨ怨シ給フヤ即チ波音淙々タル「ガ」島海浜ノ真砂ヲ掬ヒ以テ招魂ヲ願フ次第ナリ
冀ハクハ英霊天降りシテ此ノ珊瑚礁美シキ浜ノ真砂ニ籠リ給ヘ我等ハ捧シテ故郷ノ父
母ニ見参シ奉ラン

すなわち、ガダルカナル島の海浜の砂に戦没者の魂を込め、それを遺骨や遺髪の代わりに故郷の父母（遺族）のもとへ届けるというのである。「留魂袋趣意書」の「留魂袋」とはまさに戦没者の魂を込めた砂（「留魂砂」と称された）を入れた袋のことであり、これは「趣意書」とともに白木の遺骨箱に納められて同年7月に会津若松に「帰還」した。

遺骨のみならず遺髪すらも収容できないという状況は、戦友の骨を拾うことが慰めとなっていた日本軍兵士にとって最大の痛恨事であり、その無念さは「留魂袋趣意書」全体を通じて貫かれている。「趣意書」はこう締めくくられている。

之ヲ披見セラルル御遺族ヲ思フ時涙潜然トシテ禁スルヲ得ス
願ハクハ我等戦友一同ノ胸中ヲ諒トセラレン事ヲ

こうして、実際には遺骨が納められておらず、代わりに「砂」の入ったいわゆる「空の遺骨箱」が大量に遺族のもとへ届けられることとなった。

また、ガダルカナル撤退から約3か月後の1943年5月には、アリューシャン列島のアッツ島において山崎保代大佐率いる守備隊約2,600人がほぼ全滅状態となった。これは太平洋戦争において日本軍部隊が「玉砕」した最初の事例とされ、当然のことながら遺骨の帰還は期待し得ない状況となった。

こうして1943年の段階で軍中央の側においても、遺骨が還らない状況について遺族を納得させるための理屈を考える必要が生じた。1943年6月に陸軍次官が行ったガダルカナル戦後の遺骨還送業務に関する口演記録が残っている⁵⁹。この記録は、戦没者処理の転換点

⁵⁹ 「ガ島作戦参加部隊ノ遺骨還送業務ニ関スル陸軍次官口演要旨」1943年6月（「軍事機密 陸軍成規類聚 別冊」『陸軍成規類聚』資料集成2、緑蔭書房、2010年、pp.638-640）。なお、本文書の送付状（相模陸軍造兵廠庶務課長より相模陸軍造幣研究所長宛公信庶秘第

を示す重要な史料であるので詳細にみていくことにしたい。口演ではまず、ガダルカナル戦の特質として遺体の回収が叶わなかった状況を述べている。これは「留魂袋趣意書」でみた通りである。

此等部隊ハ其ノ作戦任務ニ鑑ミ撤退ニ異常ノ困難ヲ極メ陣歿将兵ノ遺骸ヲ悉ク收容シ得サリシモノアルヘク又收容スルモ之ヲ火葬スル能ハスシテ埋葬シタルモノアルヘシ、尚海上、水際ニ於ケル戦闘ニ於テ海歿シテ浮ハサリシモノアルヘク又粉碎シテ遂ニ収集シ得サリシモノモアラン⁶⁰

そのうえで、今回の事態が従来とは異なり特に遺骨が還らない戦没者の数が増大していると指摘して、遺族対策の重要性について注意喚起している。

従来トテモ遺骨必スシモ帰ラス然レトモ上述作戦ノ特質上ガ島戦歿者ニ於テ特ニ其ノ数ヲ増シ為ニ状況ヲ知ラサル遺族ノ悲歎乃至憤慨ヲ招ク事アルヘキヲ想ヒ英霊ノ取扱ニ関シ軍当事者ノ細心ナル注意ヲ喚起セントス

それでは、遺族に対してどのように対処すべきか。「遺骨ノ取扱上注意スヘキ事項」として次のように述べている。

作戦ノ特質上遺骨ハ必スシモ還ラサルモノアランモ英霊ハ必ス還ルヘク此英霊ヲ先ツ原隊（留守業務担任部隊）ニ還送シタル上夫々遺族ニ交付セラルルモノナリ、故ニ此ノ箱内ニハ遺骨アリト考フルヨリハ英霊ヲ収メ参ラセシモノナリトノ觀念ヲ十分遺族ニ理解セシムルノ要アリ

1822 号（1943 年 9 月 9 日付、防衛研究所戦史研究センター所蔵）は「高等官以外ハ本書類ノ閲覧ヲ禁スルモ機会ヲ求メテ一般ニ教育セラレ度」と述べている。

⁶⁰ 口演記録では、戦死者のみならず、病死者についても遺骨が還らない場合があるとして、次のように述べている。

作戦ノ特質ニ鑑ミ遺骸收容又ハ処置不可能ナリシ者アルハ已ムヲ得サル所ナリ処置シ得サル場合トハ火葬スルノ余裕無ク埋葬シタルモノアリ、勿論戦闘初期病院等ニ於テ死歿シタル者ニ在リテハ悉ク之ヲ火葬シ得タランモ戦闘末期ニ於テハ火葬スルノ余裕ナク之ヲ埋葬シタルモノアリ故ニ病死者必ス遺骨アリトノ觀念ハ今次作戦ノ実相ニ合セス

ここで出てくる「英霊ハ必ス還ルヘク」という考え方こそが、いわゆる「空の遺骨箱」が大量に発生する要因となった。遺骨が還らない状況の常態化が想定される中で、遺族からの怨嗟の眼差しを逸らすために軍部は、例え箱の中身が土や砂であっても「英霊ノ宿リシモノ」とみなして扱う必要があった。それは「決シテ遺骨ヲ粗略ニスルカ如キ觀念ニ非サルコト」は明瞭であり、むしろ「隊長又ハ同僚ノ優ニ柔シキ武人ノ情」のあらわれであると説明することとなった。こうして、波平恵美子が的確に指摘するように、遺髪や戦場の土・砂などを遺骨と読み替える論理を軍が遺族に強いる状況が生まれたのである⁶¹。

この段階において軍部は、遺骨交付に際して、①「遺骨アルモノ」、②「全然何物モ収容シアラサルモノ」、③「遺骨ニ代フルニ他ノモノヲ収容セルモノ」の三通りがあることを遺族に対して懇切に説明指導し、十分に納得させる必要性を認識していた。口演記録は次のように述べている。

従来ノ如ク何等ノ説明モ指導モ行フコトナク交付シ遺族カ郷里ニ帰り始メテ箱ヲ開キテ啞然タラシムルカ如キコトアランカ重大ナル誤解ヲ起サシメ国民ノ志氣ヲ消磨シ国家軍ヲ怨嗟セシムル因トナルモノニシテ嚴ニ之ヲ戒メサルヘカラス

戦局が不利に展開しつつあった状況において、「遺骨ヲ環ル軍部非難ノ声」がいつそう増大することを軍中央は極度に懸念していた。口演記録は「特ニ英霊及遺族ノ取扱ニ就テハ呉々モ事務的処理ニ墮スルコトナク懇切鄭重ニシ以テ精神的優遇ノ途ヲ講セラレ度」と述べ、「軍民ノ間ニ些モ間隙ヲ生セシムルカ如キコト無キヲ期セラレンコトヲ望ム」と結んでいる。

以上の口演記録は軍部内の関係諸官を集めた内々の記録であったが、こうした軍部の姿勢は陸海軍当局談として国民にも伝えられた。同当局談は、作戦の特質上「真にやむを得ず遺骨が家郷に還らざる場合がある」として、次のように国民にうたっている⁶²。

遺骨なき英霊の凱旋に当つては戦陣にある上官同僚は切実なる敬虔の念と連綿たる愛惜の情をこめて、せめて遺骨の代りとしてその遺品を、戦場の土、砂を或は慰霊祭に

⁶¹ 波平恵美子『日本人の死のかたち——伝統儀礼から靖国まで』（朝日新聞社、2004年）pp.162-176。

⁶² 『読売新聞』1943年6月27日付。なお、陸海軍当局談は同26日に発表された。

捧げた供物の一部または墓標の一片等を函に収めて英霊こゝに神鎮まると合掌して送り届けることもある、遺族におかれてもこの点十分諒解されんことを御願ひする次第である

この当局談に呼応するかたちで、アッツ島で「玉砕」した守備隊の山崎隊長の20歳の息子は『読売新聞』紙上で次のように語っている。

縦へ遺骨は還らずとも日本精神の神髓を発揮した勇士達の純忠無比の雄魂はたえず私達の心を励まし、必ず逞ましい戦果をもつて忠霊にお応へせねばならぬといふ気持ちに駆りたてます、後に続く私達にはその責任があるのです⁶³

こうして軍部は、以降、遺骨が還らない場合の遺族の心構えを指導していったのである。ガダルカナル島およびアッツ島における敗退は、戦局のみならず、海外戦没者処理のうえでも一大転換点であった。

そしてこうした状況は1943年後半以降には常態化していった。1944年3月に編成され、沖縄戦を戦うことになる第32軍の「第三十二軍戦（傷病）死者遺骨還送規定」（全15条）では、「遺骨無キ場合等ハ告别式ニ用ヒタル位牌或ハ之ヲ焼キタル灰又ハ現地ノ土砂等ヲ以テ代フルモノトス」（第14条）として、制定当初から遺骨が収容できない状況を想定した規定が盛り込まれていた⁶⁴。こうした規定は、それ以前の時期には確認することができないものである。

また、戦争末期に膨れ上がった国内における留守業務の効率化を図るために1944年11月に陸軍が制定した「留守業務規程」でも同様の規定がみられる。同規程では第19条において遺骨や遺留品処理が定められたが、その冒頭において「遺骨、遺留品ハ死亡者及其ノ遺族ニ対スル道義ニ基キ特ニ懇切確實ニ取扱フモノトス」としてまず遺族への配慮を示したうえで、「外地部隊ハ遺骨ヲ収容シ得サル場合ハ遺留品又ハ記念ト為ルヘキ物ヲ以テ遺骨ニ代ヘ収納スルコトヲ得」と規定していた⁶⁵。

⁶³ 同上。

⁶⁴ 第32軍司令部「第三十二軍戦（傷病）死者遺骨還送規定」1944年7月1日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍一般史料 沖台－沖縄－47」JACAR: C11110039400）。

⁶⁵ 陸軍普第1435号「留守業務規程」（1944年11月30日調製、1945年1月1日施行）（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍一般史料 中央－終戦処理－763」JACAR:

こうしてアジア・太平洋戦争期において、戦局の悪化とともに、遺族のもとへは遺骨自体が入っていないいわゆる「空の遺骨箱」が届けられ、戦時下にあって遺族はそれを「英霊」として受け取ることが制度化されていったのである。もはや、大日本帝国の崩壊に先立って、「戦場掃除」と「内地還送」を根幹とする遺骨帰還をめぐる海外戦没者の処理体系が崩壊していたことは明白であり、軍部や政府は「英霊の帰還」というフィクションを強制することで国民をつなぎとめていたといえる。

第2部 戦後日本の海外戦没者処理

第3章 復員と占領期における海外戦没者処理問題

前章でみたように、アジア・太平洋戦争末期において、明治期以降に日本が構築してきた遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理の体系は崩壊し、戦没者の遺骨が日本へ、そして遺族のもとへ帰還しない状況が常態化することとなった。しかし、戦争が終わると遺族たちは、復員者とともに遺骨が帰還することを期待した。それは、一ノ瀬が端的に指摘するように、遺族にとっては「それ〔遺骨〕がない限り肉親の死という事実が信じられなかった」からであった¹。

しかし、こうした遺族の期待は裏切られることが多かった。栃木地方世話部が1946年5月に作成した「遺族、復員者、出征家族の栞」では、次のような想定問答を掲載している²。

問 外地で死歿した者の遺骨は全部帰るのでせうか、帰ないものがあるでせうか。

答 それは御遺族にとつても最も気がかりなことと存じます。御承知の通り終戦以来現地部隊との連絡は極めて困難の状況にありますので戦況その他の関係上亡くなられた方の遺骨が全部帰へるとは確答致しかねます。特に戦況に依りましては現地部隊の苦心にも拘はらず真骨を収めることができませぬのは唯に特攻隊の方々や海歿者ばかりではないと言ふことを御諒解になつて頂きたいと思ひます。

真骨のない方には現地の記念物を御霊代として送つて来ることも有りますが、左様な物もない方には霊璽（御位牌）を御霊代として伝達申し上げます。霊璽を伝達申上げる時機は真骨が帰へられないと見込のついた時機ですがその時機を見極める事が困難でありますので御遺族方の都合により伝達を受けたいと申出られれば何時でも交付致します。又遺骨の帰へらぬ方で家庭に遺髪なり、遺爪なりを残された方にはそれを御祀りして頂きたいと思ひます。

この回答にみられるように、政府当局も遺骨の帰還は望みえないことをある程度把握していた。それでも、復員・引揚げにともない、少なくない数の遺骨が帰還し、政府はその

¹ 一ノ瀬俊也『銃後の社会史——戦死者と遺族』（吉川弘文館、2005年）p.174。

² 栃木地方世話部「遺族、復員者、出征家族の栞」1946年5月（昭和館所蔵）p.11。

対応に迫られた。また、復員・引揚げ業務が落ち着いてくると、政府は連合国軍最高司令官総司令部（GHQ／SCAP、以下 GHQ と略記）との間で海外に残された遺骨の処理について検討を開始することになる。本章では、こうした戦没者の遺骨をめぐる占領期の様々な動きについて検討する。

第 1 節 復員と海外戦没者処理

（1）復員時の状況と「復員留守業務規程」

終戦時、日本軍が国内外に展開していた総兵力数は、陸海軍あわせて約 789 万 4 千人（陸軍＝約 547 万 3 千人、海軍＝約 242 万 1 千人）であり、このうち中国大陆、東南アジア、太平洋諸島など日本本土以外に所在していた陸海軍の軍人・軍属は約 353 万 4 千人（陸軍＝約 308 万 5 千人、海軍＝約 44 万 9 千人）で、全兵力の約 45％を占めていた³。

敗戦にともない連合国軍によって収容されたこれらの海外部隊は、連合国軍最高司令官（SCAP）一般命令第 1 号（1945 年 9 月 2 日）で示された地域区分にしたがってそれぞれ降伏文書に調印し、日本軍隊の武装解除と復員を規定したポツダム宣言（第 9 項）⁴に基づ

³ 終戦時における陸海軍の配置状況は以下の通り（厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい、1978 年、pp.46-47, 60）。

【陸軍】

日本本土（小笠原諸島等を含む）	238 万 8 千人
千島、樺太（第 5 方面軍）	8 万 8 千人
台湾、南西諸島（第 10 方面軍）	16 万 9 千人
朝鮮（第 17 方面軍）	29 万 4 千人
満洲（関東軍）	66 万 4 千人
中国本土（支那派遣軍）	105 万 6 千人
南方方面（中部太平洋諸島を含む）（南方軍）	74 万 4 千人
ラバウル方面（第 8 方面軍）	7 万人

【海軍】

日本本土（小笠原諸島を含む）	197 万 2 千人
千島、樺太	3 千人
南西諸島	1 万 2 千人
朝鮮	4 万 2 千人
台湾	6 万 3 千人
中国（香港を含む）	7 万 1 千人
中部太平洋方面	5 万 9 千人
フィリピン方面	3 万人
仏印、マライ方面	6 万 1 千人
南方方面（ジャワ・ボルネオ・セレベス・モルッカ等）	5 万 2 千人
南東方面（ニューギニア・ビスマルク諸島・ソロモン諸島）	5 万 6 千人

⁴ ポツダム宣言第 9 項の文面は以下の通り（外務省編『日本外交文書』太平洋戦争第 3 冊、

いて日本本土へ帰還した。終戦時、本土に所在していた国内部隊が 1945 年 11 月までの間に急速に復員を完了したのに対し、海外部隊の復員がおおむね完了したのは、シベリア抑留や中国における留用などで帰還が大幅に遅れた者を除いて、およそ 1948 年末のことであつた⁵。

この間、日本国内では陸海軍が解体され、連合国の占領政策によって急速に非軍事化・民主化が進められたが、復員を待つ海外部隊は多くの場合、秩序維持のために軍隊としての建制が維持されていた。海外部隊における最上級部隊（総軍）であつた支那派遣軍（中国大陆方面）と南方軍（東南アジア方面）の総司令部は、規模を縮小しつつも、その機能を存続させ、復員完結まで軍隊組織と指揮官の権限が維持された。

1947 年 5 月に日本国憲法が施行されると、法令上、日本において軍隊や軍人・軍属の存在が許されない状況となり、未帰還の海外部隊に所属する者は陸軍刑法等を廃止する政令⁶において便宜的に「未復員者」という身分が与えられ、「公務員に準ずる取扱」を受けることとなった⁷。ただし、実態において GHQ は、「新憲法に依る日本軍解消命令の総ては海外日本軍に適用せざる旨」および「海外日本軍に所属の日本軍将校は従来同様の権限を引続き使行すべ」き旨の通告を連合国（英国）に伝えていた⁸。これを受けて木下敏（南

第 1079 文書付記）。

「九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ」

⁵ 海外各地の復員過程については、前掲、厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』pp.43-80、若槻泰雄『新版 戦後引揚げの記録』（時事通信社、1995 年）、中山隆志「各地の終戦と復員」（近藤新治編『近代日本戦争史第 4 編 大東亜戦争』同台経済懇話会、1995 年）、加藤陽子「敗者の帰還——中国からの復員・引揚問題の展開」（『国際政治』第 109 号、1995 年 5 月）、喜多義人「英軍による降伏日本軍人の取扱い——南方軍終戦処理史の一断面」（『軍事史学』第 35 卷 2 号、1999 年 9 月）、浜井和史「史料解題 復員関係史料集成」（同編『復員関係史料集成』第 12 卷、ゆまに書房、2010 年）、増田弘「ラバウルからの日本軍の復員過程」（同編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012 年、pp.161-183）を参照。

⁶ 政令第 52 号（1947 年 5 月 17 日付、同 5 月 3 日から適用。国立公文書館所蔵「御署名原本 昭和 22 年 5 月 3 日以後」分館-KS-000-00・御 30704100）。同政令の該当規定は以下の通り。

「第七条 この政令施行の際現に陸海軍に属し復員していない者は、その者の復員するまで、従前の業務に相当する未復員者としての業務に秩序を保つて従事するものとし、給与についての取扱に関しては、従前の例による。」

⁷ 前掲、厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』p.49。

⁸ 南総命甲第 26 号別紙「日本軍解散の件」（1947 年 4 月 9 日付地上軍総司令部行政部長より南方軍総司令部宛 BM/AGI/21821）（「南方軍復員史」、浜井和史編『復員関係史料集成』第 6 卷、ゆまに書房、2010 年所収〈以下、「南方軍復員史」と略記〉pp.330-331）。

方軍総司令官代理) は次のような「南方軍命令」を発出している⁹。

総軍直轄各司令(長)官及各部隊(班)長は統帥権並刑懲罰権の行使に関し五月三日以降と雖も従来と毫末も変化無きマツクアーサー元帥指令の本旨を指揮下全員に徹底せしめ以て日本軍の最後を飾るへし

このように、復員が完結するまでの期間、日本国内では否定されたはずの軍隊や軍人が海外では擬似的に存在するという奇妙な状態が生じていた。本土への帰還を待つ間、連合国軍によって収容された彼らの多くは、厳しい労役を強いられるなど苛酷な状況におかれたが、復員にともなって、彼らが終戦時に保管していた数少ない数の遺骨や遺留品が本土へ持ち帰られることとなった。

復員時における遺骨や遺留品の取扱いについて陸軍省はまず、「外地部隊留守業務処理要領」を制定して海外部隊に通達した¹⁰。同要領において遺骨や遺留品は「宰領者ヲ附シ成ルヘク速ニ還送スルモノ」としており、遺骨・遺留品の送還は優先的に行うこととされた。これに対応して現地部隊でも「支那派遣軍復員規定」¹¹や「南方軍復員に関する規程」¹²な

⁹ 1947年4月15日付南総命甲第26号(「南方軍復員史」p.329)。

¹⁰ 陸普第1880号「外地部隊留守業務処理要領ノ件達」1945年9月23日(防衛省防衛研究所所蔵「陸密陸普其他綴 昭和20年」JACAR: C01007874200)。

¹¹ 総参一第1530号「支那派遣軍復員規定」(1945年10月26日)(浜井和史編『復員関係史料集成』第2巻、ゆまに書房、2009年) pp.11-135。当該規定は以下の通り(同上、pp.51-52)。

第四十三条 遺骨、遺留品ノ処理ニ関シテハ左ニ拠ルモノトス

一、遺骨遺留品(要地ニ集結奉安シアルモノヲ含ム)ハ所管方面軍司令官、軍司令官ノ定ムル所ニ依リ概ネ昭和二十一年三月迄ヲ目途トシ成ルヘク速カニ復員本部所在地港湾行船便ヲ以テ還送(帰還部隊ヲシテ携行セシメ或ハ宰領者ヲ先發セシム)シ復員本部ニ預托スルモノトス但シ船内ニ於テ死歿シタル者ノ遺骨及復員本部行便船ナキ乗船地所在部隊ノ遺骨ハ出張所ニ預托スルコトヲ得

二、現ニ遺骨箱ヲ調整シアラサルカ或ハ小型ノ遺骨箱ヲ製作シアルトキハ関係各方面軍司令官、軍司令官及ビ各部隊長ハ真ニ止ムヲ得サル場合ノ外陸亜普第一四三五号留守業務規程第十九条ニ依リ遺骨箱ヲ調製スルモノトス

三、遺骨、遺留品名簿ニハ適宜ノ位置ニ護送員ノ所属、官、氏名、本籍地、現住所、内地上陸日時及上陸地名ヲ記入スルモノトス

¹² 威参復第1号「南方軍復員に関する規程」(1945年11月12日)(前掲、浜井編『復員関係史料集成』第6巻) pp.397-440。当該規定は以下の通り(同上、p.411)。

第二十六条 遺骨(遺留品共)の還送は其の所属部隊若くは、現に之が保管に任じある部隊に於て其の責に任ずるものとす。

前項の遺骨(遺留品共)は聯隊区(将官に在りては師管区以下同じ)毎に区分せる名簿を附し出身地聯隊区司令部に還送するものとす。

どを定めて、各部隊が保持する遺骨や遺留品の処理手続きを規定した。

遺骨・遺留品の送還が優先された理由について支那派遣軍復員本部が作成した業務参考資料は、遺骨の送還は国内における慰霊祭の挙行や死亡賜金の支給時期に影響するなど「遺族ノ形而上下ニ亙リ関係大ナル」ことを挙げている¹³。実際、中国大陸の湖南省衡陽で終戦を迎えた第20軍（司令官・坂西一良中将）では、兵团ごとに選出された「遺骨捧持帰還部隊」が兵站病院の入院患者などとともに早期優先的に帰還を開始したとの記録が残っている¹⁴。

また、護送担当者である「宰領者」は遺骨・遺留品とともに優先的に帰国することができたため、戦犯容疑者がその任にあたる場合もあった。武漢方面に駐留していた第6方面軍（司令官・岡部直三郎大将）では、終戦時に安全な場所に奉安されていた約2万柱の遺骨が、正式な復員輸送の開始に先立って便船を利用して極力速やかに国内へ送還されるように措置された。同方面軍参謀長の中山貞武によれば、遺骨を納めた新しい行李一つに対し一兵を、10行李に一下士官を、50行李に一将校を充当する基準で宰領者を配したが、宰領者には各兵团とも自然と戦犯容疑者が選ばれるのが実情であったという。こうした状況について中山は後に、「蓋し戦犯と称せられる者の不合理性に対する無言の抗議の現はれ」であったと記している¹⁵。

1945年12月、陸海軍省が解体されて第一・第二復員省となり、引揚援護に関する官庁が整理されるとともに¹⁶、復員・引揚げがいっそう本格化しつつあった1946年4月、「復

遺骨（遺留品）なき死歿者に在りては、其の所属部隊に於て一覧表を調製し、各聯隊区司令部に送付し遺族に通報する資料とするものとす。

¹³ 支那派遣軍復員本部「復員業務ノ参考（其ノ一）」1945年11月（前掲、浜井編『復員関係史料集成』第2巻、p.167）。なお、「支那派遣軍復員本部」は、復員業務処理のために支那派遣軍の要員によって1945年11月27日に福岡県筑紫郡二日市町（現在の筑紫市）に開設された。

¹⁴ 元陸軍中佐石母田武述「第二十軍復員史資料」1955年2月5日稿（浜井和史編『復員関係史料集成』第5巻、ゆまに書房、2009年、p.434）。

¹⁵ 元第6方面軍参謀長中山貞武少将稿「第六方面軍復員資料」1955年1月稿（同上、p.236）。

¹⁶ 引揚援護業務を管轄する行政機構の変遷は、次のとおりである（前掲、厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』pp.25-33）。

1945年10月18日、厚生省は引揚援護業務に関する中央責任官庁に指定され、11月22日、同省に社会局引揚援護課が設置されたことにより、同課が引揚援護業務を一本化して専管処理することとなった。さらに翌46年3月3日には厚生省の外局として「引揚援護院」が設けられ、海外にあった旧軍人軍属と一般邦人の引揚げを促進した。

他方、旧陸海軍省は1945年11月30日に廃止され、両省は第一復員省、第二復員省に改組した後、1946年6月14日に統合されて復員庁となった。復員庁は、第一復員局（陸軍関係）、第二復員局（海軍関係）の二局からなり、1947年10月15日の復員庁廃止に伴

員留守業務規程」が制定された¹⁷。これは戦争末期に制定された先述の「留守業務規程」を終戦後の実情に即したかたちで改定したものである。この新規程は、1951年3月に「復員業務規程」¹⁸が制定されるまで、復員留守業務の指針となった。

復員兵によって持ち帰られた遺骨について「復員留守業務規程」は、所属部隊や階級・氏名・本籍地等を付した適宜の箱（袋）に収納して、遺骨名簿とともに各引揚港に設置された上陸地支局長に引渡すことを定めていた。その後は原則として、旧軍管区司令部の管轄を継承した「復員連絡局」¹⁹を経て、戦没者の本籍地の「地方世話部」²⁰か、留守担当者（遺族等）の住所が判明している場合は同住所所管の地方世話部に護送して確実に引き継ぐものとされた（第38条）。

遺骨を受理した地方世話部では、縦横15センチ、高さ13センチを標準とする遺骨箱を調製して収納し、通常は慰霊祭を実施後、遺族に伝達するものとされた。また、遺骨や遺留品がない戦没者については「故陸軍（氏名）之霊」と記した霊璽を遺骨箱に収納することとしていた（第38条）。すなわち、「空の遺骨箱」をもって遺骨に代えるという戦時中の論理は、終戦後においても制度として継承されたのである。実際、国立歴史民俗博物館が全国の各都道府県の戦没者の妻（54人）に対して行った調査結果によれば、遺骨箱に実際の遺骨（一部を含む）が納められていたケースは8例のみであり、遺骨が入っていなかったケースの多くは終戦後に箱を受け取っている²¹。また、実際に業務を担当した岩手

い、第一復員局は厚生省第一復員局となり、第二復員局は総理大臣の直属の機関となった。その後、第一復員局は「復員局」と改称され、第二復員局がこれに吸収されて第二復員局残部処理部となり、ここに旧軍の復員業務が統合されることとなった。そして、1948年5月31日、引揚援護院と復員局が統合され「引揚援護庁」が誕生し、さらに講和後の1954年4月1日、引揚援護局として再び厚生省の内局となった。引揚援護局の業務はその後いく度かの名称の変更を経て、2015年現在、厚生労働省社会・援護局に引き継がれている。

¹⁷ 一復第744号「復員留守業務規程」1946年4月15日調製・施行（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍一般史料 中央―終戦処理―415」JACAR: C15010440800）。

¹⁸ 引揚援護庁訓第1号「復員業務規程」1951年3月5日調製、同4月1日施行（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「中央―軍事行政法令―161」）。

¹⁹ 復員連絡局は旧軍管区司令部の管轄を継承して設置されたもの。1946年6月の復員庁設立時は、北部（札幌市）、東部（東京都）、中部（大阪市）、西部（福岡市）の各復員連絡局が置かれ、東部のもとには仙台支部が、中部のもとには名古屋支部・広島支部・善通寺支部がそれぞれ置かれた。

²⁰ 地方世話部は、旧連隊区司令部を継承して、第一復員省の設立（1945年12月1日）とともに復員連絡局の前身である復員監部のもとに編成された。その後、地方長官（知事）のもとに置かれ、新憲法および地方自治法施行の1947年5月3日以降は民生局（部）世話課に改編された。

²¹ 国立歴史民俗博物館編『戦争体験の記録と語りに関する資料調査』1～4（2004・2005年）による。同調査ではインフォーマントに対して、戦没者の戦死年月日や場所のほか、いつ

地方世話部の当局者は、「還送されてくるお骨は少くて、ほとんど霊璽お位牌でした」と回想しており、終戦後の遺骨伝達式において遺族に渡される遺骨箱の多くも実際には「空の遺骨箱」であった可能性が考えられる²²。

その他、同規程では慰霊祭に関して、「厳肅莊重」な慰霊祭か、あるいは慰霊祭を省略して「遺骨伝達式」を行うことを規定しており、その実施は「克ク地方ノ実情ニ即応」するものとし、「神式、仏式等適宜ノ方法ニ抛リ英霊ヲ慰メ遺族ヲシテ衷心ヨリ満足セシムルニ遺憾ナカラシム」とされた（第 40 条）。

このように、「復員留守業務規程」が規定する遺骨処理の手続きは、戦時中の「留守業務規程」の内容を踏襲したものであり、実際の業務を担う機関も旧陸軍の後継機関であった。また人的にも、武官としての身分を解除された旧軍人が文官となって復員業務を担うことが多かった。そして、これらの業務を統括したのが元第 17 方面軍司令官の上月良夫（第一復員省次官、厚生省復員局長等を歴任）や元陸軍省高級副官の美山要蔵（第一復員局文書課長、復員業務部長、引揚援護局次長を歴任）といった旧軍のエリートたちであった。その意味では、戦後初期における遺骨処理を含む復員業務は制度的にも人的・機構的にも戦時の延長線上にあったといえる。さらに職員の心構えとして、留守業務を的確かつ迅速に処理し、軍人・軍属や遺族等の処遇に遺憾なからしめることは「実ニ皇軍有終ノ美ヲ済ス所以ノ道」（第 3 条）と明記するなど、精神面においても戦前・戦時との連続性をうかがわせるものであった。

終戦直後の日本において、占領政策が本格化するまでの間は、戦没者慰霊をめぐる状況にさほどの変更はみられなかった。1945 年 11 月に日本政府は、GHQ の監視の下で、靖国神社において招魂式と臨時大招魂祭を実施した。これにより、降伏文書に調印した 1945 年 9 月 2 日以前の軍人・軍属の戦没者のうち未合祀の者について、氏名不詳のまま一括して招魂するという異例の措置が採られたのである。

また、国内各地でも県や市町村が主催する慰霊祭が挙行され、復員にともなう遺骨の帰還に際しては、戦時中と同様に盛大な出迎えや遺骨伝達式を行うところも少なくなかった。実際、栃木地方世話部が作成した前出の「遺族、復員者、出征家族の栞」の想定問答では、「公葬は終戦後の状況に鑑み遠慮して居る町村があると聞いて居ますが、行つてはよくないものでせうか」という質問例に対して、「決してそんな事はありません。只命に従つて

どこで遺骨を引取ったかなどの情報についても質問し、回答を得ている。

²² 岩手県編『援護の記録——岩手県戦後処理史』（岩手県、1972 年）p.5。

御国のために尊い命を捧げられた英霊に対しては寧ろ盛大に実施したい当局の意向であります」との回答を用意していた²³。

しかし、1945年12月の「神道指令」をはじめとするGHQによる一連の政教分離政策は、政府や地方公共団体による戦没者慰霊行為に対して厳しい制約を課すこととなり、それは遺骨帰還の光景にも変容をもたらした²⁴。GHQ内の担当部局である宗教課のバンズ（William Kenneth Bunce）課長は1946年1月16日、終戦連絡中央事務局（終連）の質問に答えて、政府やその関連機関、地方公共団体および公私立の学校における戦没者の葬儀や追悼式典等の開催を禁止し、私的機関に対しても施設使用を含む一切の援助を禁止することを日本政府に対して明言した²⁵。

もっとも、GHQにおいても、戦没者に対する慰霊や顕彰行為が国家のしかるべき機能の一つであることを認識していた。したがって、占領軍が「偶像破壊運動を推進しているという印象」を避けるために、戦没者のための葬儀や記念碑に関する政策については「非公式かつ義務的な指導」のかたちで日本政府に求めることとしていた²⁶。

地方公共団体に対して「公葬その他の宗教的儀式および行事（慰霊祭、追弔会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」を通達した内務・文部次官連名の各地方長官宛通牒「公葬等について」²⁷もGHQの「口頭の指示」に基づくものであった²⁸。日本側としては「宗教儀式ヲ伴ハヌ慰霊祭ハ公葬差支ナキモノ」との方針でGHQとの交渉案を作成したが承認されることなく²⁹、この通牒により市町村主催の戦没者慰霊祭の開催や公職者による公的資格での出席、敬弔の表明は一切禁止された。戦没者の遺骨の輸送や保

²³ 前掲、栃木地方世話部「遺族、復員者、出征家族の栞」p.17。

²⁴ 神道指令（SCAPIN-448「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」1945年12月15日付）に関しては、大原康男『神道指令の研究』（原書房、1993年）を参照。

²⁵ ウィリアム・P・ウッダード著、阿部美哉訳『天皇と神道——GHQの宗教政策』（サイマル出版会、1988年）p.175。

²⁶ 同上、p.174。この点に関してバンズは後に竹前栄治宛の書簡（1986年6月24日付）で、「日本人遺族が戦死者の葬儀・追悼式を行うことは当然のことであり、そのための忠魂碑の存続・建立、公葬・祭事は許されるが、軍国主義・超国家主義を鼓舞するための忠魂碑や公葬を認めることはできない、従って政府・自治体がこのような行為をしたり、これに公金を支出することは認めないというのがGHQの方針であった。しかし事柄の性質上この方針を口頭で日本政府に伝えたことが今日の混乱を引き起こしている一因となっている」と述べている（竹前栄治『日本占領——GHQ高官の証言』中央公論社、1988年、p.186）。

²⁷ 文部次官・内務次官より各地方長官宛通牒発宗第51号「公葬等について」1946年11月1日（国立公文書館所蔵「公文雑纂 昭和21年 第13巻」JACAR: A14110159600）。

²⁸ 前掲、ウッダード『天皇と神道』p.174。

²⁹ 木村忠二郎『木村忠二郎日記』（社会福祉研究所、1980年）p.312。

管、遺族への伝達に関しては、これは政府が行うものであるから「その取扱は礼を失せざるよう、敬虔に行うべき」であり、学校構内を除く「公共建物又は公共用地を使用するのは差支えない」としながらも、「伝達式に一般公衆が参列すること」は認められず、「軍国主義思想の宣伝鼓吹」にならぬようにと釘を刺された。

こうした政策は、恩給の停止をはじめとする遺家族援護措置の廃止などとともに、GHQによる厳しい非軍国主義化政策の一環として受け止められた。実際には、この通牒（「公葬等について」）では、個人や民間団体が主催する戦没者の葬儀や儀式等の実施は「差支えない」としていたのだが、以後、国内における戦没者慰霊に関する行事は概して低調となった。その状況は、後に戦没者の葬儀に公職者が個人の資格で参列することや、寺院・教会等の宗教施設を葬儀に使用することは差し支えないとすることなどを政府が重ねて通達する必要に迫られるほどであった³⁰。

（2）本土上陸後の状況と「帰らぬ遺骨」

ここで復員によって持ち帰られた遺骨の本土上陸後における処理についてその具体的な流れを概観しておこう。

佐世保引揚援護局の『局史』によると、「宰領者」より受領した軍人・軍属の遺骨のうち陸軍関係のものは、府県別の棚に納めて一連番号を記入のうえ遺骨箱に収納した。そして一定の数に達するとそれらを白布に奉包し、「英霊車」を編成して各地方の世話部や連絡局へ護送した³¹。また、海軍関係については佐世保地方復員残務処理部³²の葬祭係へと送付した。同局で取扱った遺骨の数は、陸軍関係が4万1,906柱、海軍関係は436柱であった。

各都道府県に到着してから遺族に伝達されるまでのプロセスについて新潟県の例をみると、地方世話部で受領した遺骨・遺留品は、新潟市内の寺院（後に世話部内の「英霊奉安室」）に安置して伝達の準備を整え、大部分は新たに遺骨箱をつくって収納した。当初、海軍関係は、陸軍とは別に安置し慰霊祭を行っていたが、地方世話部が世話課となっ

³⁰ 引揚援護庁復員局長・文部大臣官房宗務課長より各都道府県民生部（局）長宛通牒発宗第1号「戦ぼつ者の葬儀等について」1949年9月9日（豊田市戦時資料調査会編『豊田市戦時関係資料集』第6巻 行政文書編3、豊田市教育委員会、1990年、pp.628-629）。

³¹ 佐世保引揚援護局編『局史』上巻（1949年）pp.77-78。

³² 海軍関係に関しては、海軍省が第二復員省に改編された後、大阪および各鎮守府（横須賀、舞鶴、呉、佐世保）の管轄区域を担当する地方復員局が置かれ、1948年3月以降は地方復員残務処理部となった。

らは陸軍と合同で遺骨伝達式を実施するようになった。慰霊祭と遺骨伝達式はセットで実施され、新潟市公会堂や白山国民学校、市立中学校などを会場としていた。前述の「公葬等について」の通牒が発出されてからは宗教的行事をなくし、遺骨伝達式は単に遺骨を遺族に伝達するだけの儀式となったが、新潟県では県仏教会会長らの努力によって、県が行う遺骨伝達式に先立ち県仏教会主催による慰霊法要が営まれた。したがって新潟県に関しては、実質的に「公葬等について」が出されるより前の方式と異なるところがなかったという。同県における慰霊祭および遺骨伝達式の実施回数は 1946 年と翌 47 年をピークとして 1951 年度までに 126 回、約 4 万 7 千余柱の遺骨が遺族に伝達された³³。

また茨城県の場合、終戦直後から数年間の伝達柱数が多い時期には戦没者の未亡人約 10 人を採用して毎日丁寧に遺骨箱が整えられた。遺骨の伝達は遺族の便宜を考慮して県内各地の寺院で行われ、多い時には一つの式場における伝達柱数が一回で 1 千柱から 2 千柱におよんだこともあり、そのときの伝達式は 3 日から 5 日を要した【表 9】。

【表9】茨城県における遺骨伝達数の推移(1945年～1971年)

(単位:柱)

伝達年	伝達柱数			伝達年	伝達柱数		
	陸軍	海軍	計		陸軍	海軍	計
1945	1,302	0	1,302	1959	93	0	93
1946	6,386	1,274	7,660	1960	39	1	40
1947	13,518	2,662	16,180	1961	50	0	50
1948	3,830	279	4,109	1962	56	0	56
1949	384	100	484	1963	10	0	10
1950	83	22	105	1964	0	0	0
1951	83	14	97	1965	2	0	2
1952	136	8	144	1966	0	0	0
1953	85	11	96	1967	2	0	2
1954	103	0	103	1968	0	0	0
1955	92	4	96	1969	2	0	2
1956	109	6	115	1970	0	0	0
1957	118	3	121	1971	1	0	1
1958	157	1	158	計	26,641	4,384	31,026

出典:茨城県民生部世話課編『茨城県終戦処理史』(1972年)p.368より作成。

式場までは特別につくられた遺骨護送箱に納めてトラックにより護送したが、たくさんの護送箱が闇物資と間違えられて警察官の取り調べを受けることもあったという。遺骨伝達式に先立って茨城県遺族連合会主催による慰霊法要が行われ、導師が退場した後、伝達

³³ 新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』(新潟県、1972年) pp.223-227。

式が行われた。式では一同拝礼後ただちに遺骨が知事から遺族に手渡された³⁴。

以上は軍人・軍属の遺骨処理の流れであるが、一般邦人の遺骨についてもみておこう。

海外から持ち帰られた一般邦人の遺骨の取扱いについては当初、明確な規定がなかったため、各上陸地において個別の対応がとられた。1947年10月の舞鶴引揚援護局からの報告によると、遺骨を持ち帰った友人や知人が直接遺族への引渡しを希望する場合はその「好意にまかす」こととし、局による処理を希望した場合は、いったん寺院に安置して遺族に通知し、引き取りに来るのを待つか、村役場を通じて郵送した。遺骨を引き取る遺族等がない場合には、同局において適当な日時を選び、同地の寺院に埋葬された。ただし、同局に遺骨の処理を依頼する者は、到着の一船に一件あるかないかの程度であったという³⁵。1948年9月以降は「外地死没一般邦人遺骨取扱要領」が定められ、同要領に基づき一般邦人も未復員者に準じ、復員留守業務規程を準用して未復員者の遺骨とともに遺族が居住する都道府県に送付された³⁶。

【表10】主な地方引揚援護局の取扱遺骨数

(単位: 柱)

地方		合計 (推計)	内訳				期間
			陸軍	海軍	一般	死没者	
地方 引揚 援護 局	函館	3,579	2,485	15	—	1,079	～49年12月
	浦賀	81,502	64,568	16,318	—	616	～47年2月(陸軍は46年7月まで)
	名古屋	47,359	—	—	—	40	～47年1月(遺体を含む)
	舞鶴	12,874	11,525	130	800	419	～52年(内訳は推定)
	田辺	11,469	9,373	1,125	945	26	～46年6月
	大竹	38,349	36,039	2,186	—	124	～46年12月
	宇品	76,939	76,657	261	—	21	～47年10月
	博多	66,605	66,525	80	—	—	～47年4月
	佐世保	46,135	41,906	436	—	3,793	～48年6月
	鹿児島	30,987	29,565	1,107	—	315	～46年12月
	合計	415,798					

注:「—」は不明を表す。陸軍・海軍・一般・死没者の内訳は判明分のみ記載。「死没者」は復員・引揚船中及び上陸後の死者を指す。

出典:各地方引揚援護局の局史(加藤聖文監修『海外引揚史料集成』ゆまに書房、2002年所収)に記載の統計を参考に作成。

³⁴ 茨城県民生部世話課編『茨城県終戦処理史』(茨城県、1972年) pp.364-369。

³⁵ 山口書記生(舞鶴引揚援護局外務省連絡班)より芦田外務大臣宛公信「当地に於ける在外一般邦人遺骨遺留品等処理状況報告の件」1947年10月25日付(外務省外交史料館所蔵「戦没者及び残留邦人物故者の遺骨送還関係」)。

³⁶ 厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』(非売品、1963年) p.94、旧舞鶴地方引揚援護局編『舞鶴地方引揚援護局史』(厚生省引揚援護局、1961年) p.143。

こうして復員兵などによって日本本土に「還ってきた」遺骨の総数は、1951 年 9 月の時点で約 50 万柱にのぼった³⁷。その内訳の詳細は不明であるが、例えば「支那派遣軍」によって 1946 年 12 月までに中国から持ち帰られた遺骨は 8 万 4,114 柱とされる³⁸。また、上陸地の各地方引揚援護局で取扱った遺骨数が参考になる【表 10】。

しかし、復員兵とともに本土に「還ってきた」遺骨が、必ずしもすべて遺族のもとへ届けられたわけではなかった。遺骨の送還に必要な戦没者情報を記載した重要書類が戦時中に多数失われてしまったことは、送還業務をいっそう困難にした。また、1946 年 4 月には、中国からの復員部隊が持ち帰った遺骨の安置所が火災に遭い、保管していた約 1 万柱のうち約 2 千柱が焼損するという事態も発生した³⁹。さらに、終戦後の混乱の中で復員兵や引揚者が持ち帰った遺骨の取扱いも混乱を極め、結果として氏名不詳や受取人不明などの理由により遺族のもとへ「帰らない」ケースも少なくなかった。とりわけ深刻だったのが、国内における遺骨輸送の混乱であった。

「英霊列車」の例が示すように、戦前・戦時中において遺骨の鉄道輸送は陸軍運輸部により特別に配慮されていた。しかし終戦後、660 万人にのぼる海外からの復員・引揚げの急速な進捗により全国で客車不足が生じ、一般客が貨物列車にすし詰めになって運送されることも少なくなかった。当時の状況について岩手地方世話部の担当者は、戦前・戦時中は二等車（現在のグリーン車）で護送された遺骨が終戦後は「座席の確保にも大変苦勞」して貨物車等で輸送されるようになり、「英霊に対して申し訳ないという気持」であったと回想している⁴⁰。

こうした状況のなか、1946 年 1 月 26 日付の『朝日新聞』は、1945 年 12 月末の時点で「宙に迷う」遺骨が約 3 万 1 千柱も確認されたと伝えている⁴¹。この記事によれば、遺骨を持ち帰った戦友たちが遺骨箱を抱いて列車に乗ることは「交通地獄」のために「困難を極める」ので多くの者が上陸地支局に預けていくのだが、支局でも輸送の方法がなく遺骨

³⁷ 『朝日新聞』1951 年 9 月 10 日付。

³⁸ 中国派遣軍残務整理部編「支那派遣軍復員本部の歴史」（浜井和史編『復員関係史料集成』第 1 巻、ゆまに書房、2009 年）p.112。

³⁹ 同上、pp.45-48。これらの遺骨を管理していた支那派遣軍復員本部では後日、焼け残った遺骨の一部を「分骨」としてお詫状とともに遺族へ送付し、1946 年 11 月には近くの武蔵寺（福岡県筑紫野市）に供養塔を建てて除幕式を行った。

⁴⁰ 前掲、岩手県編『援護の記録』p.5。

⁴¹ 『朝日新聞』1946 年 1 月 26 日付。

箱は増える一方で、安置所に困って民間の寺院に預けてもすぐ一杯になったという。この「置き去り」にされた遺骨は、博多と鹿児島があわせて1万柱以上と最も多く、浦賀、大竹（広島県）、舞鶴にも相当数たまっており、ほかにも各都道府県の地方世話部までは移送されながらも戦災による留守宅不明や輸送途中の乱暴な取扱いのために名札がはがれて氏名不詳となった遺骨もあると報じている。

こうした状況に対して同記事は、「終戦後から遺骨に対する一般国民の態度は極度に無関心」になったとの復員課長の談話を載せている。この点に関しては、実際に遺骨輸送の任にあたった浦賀引揚援護局の『局史』も、「敗戦の現実」により「英霊」に対する一般国民の「敬弔の態度と鄭重な取扱ひ」が「跡形もなくな」ったことに係員は「漏なく慨嘆する所」であったとの所感を記している⁴²。

敗戦後、旧軍人や戦没者、遺族に対する国民の視線が戦前・戦時中とは一転して非常に厳しいものとなったことはよく知られている。歴史家のジョン・ダワーは、「非常に多数の元陸海軍人にとって最もショックだったのは、苦勞して故国に帰った末に、まるで世間からのけ者のように扱われたこと」であったと指摘している⁴³。また、『ビルマの豎琴』の著者竹山道雄も、終戦直後の日本には「戦った人はたれもかれも一律に悪人である」といった風潮が蔓延しており⁴⁴、「世間に戦死者の冥福を祈るような気持ちはなかった」と記している⁴⁵。当時の新聞には冷たい視線を浴びて帰還する戦友の遺骨について次のような投書が掲載されている。

国民の為に散った戦友がその国民にかうも裏切られて淋しく我が家に帰るのであらうか。これでいゝのであらうか⁴⁶

確かにこうした風潮、国民の冷淡な態度が遺骨の行方に影響を与えたのかもしれない。しかし、それ以上に問題であったのは、海外から優先的に送還されたはずの遺骨が輸送を

⁴² 「浦賀引揚援護局史 上」（加藤聖文監修『海外引揚関係史料集成 国内篇』第2巻、ゆまに書房、2002年）p.135。

⁴³ ジョン・ダワー著、三浦陽一・高杉忠明訳『増補版 敗北を抱きしめて——第二次大戦後の日本人』上巻（岩波書店、2004年）p.53。

⁴⁴ 竹山道雄「ビルマの豎琴ができるまで」（『ビルマの豎琴』新潮社、1988年収録）p.206。

⁴⁵ 竹山道雄「戦野に捨てられた遺骨へのとむらい ビルマの豎琴」（『読売新聞』1964年8月26日付夕刊）。

⁴⁶ 『朝日新聞』1946年2月15日付。

担当する当局によっても「粗略な扱い」を受けていたという点である。

1946年8月4日付の『朝日新聞』は、「順調な復員に反比例して混乱」する「迷う遺骨」の問題を再び取り上げ、受取人不明の遺骨が増加した状況を伝えている⁴⁷。この記事によれば、1946年5月から7月までに浦賀の上陸地支局には約1万4千柱の遺骨が「帰還」したが、そのうち約半数が受取人不明であった。その背景として記事は、送還される遺骨に付された戦没者情報が「姓」のみであるなど不備が多いことや他部隊による委託輸送が増えたことを指摘して「現地部隊幹部の無責任」を糾弾し、「遺骨の処理は部下にまかせ、自分の体と荷物だけを後生大事に持ち還つた上級将校」についての噂が流布している状況も紹介している。

また、「遺骨」と書かれた粗末な木箱に腰掛けて談笑している旧軍人らを目撃したある女性は次のように述べて怒りをあらわにした。

敗戦国とはいひながら国難に殉じた士に対して総ての国民が満腔の敬意を表するは当然の現れであり、また人としての純情であると存じます。遺骨が泣きます。取扱はれる方々の猛省をうながして止みません⁴⁸

このように、遺骨を最も丁重に取扱うべきはずの当局においてもその扱いが「粗略」となり「荷物と同様の取扱」がなされ、輸送の途中で紛失するケースが多発するなどして「遺族等から非難の的」となっていたというのが実態であった⁴⁹。前章でみたように、戦没者の遺骨に対する「粗略な扱い」の事例はすでに日露戦争の頃から問題視されていたが、敗戦を機にそれがより大きなかたちで噴出し、結果として遺族のもとへ「帰らぬ遺骨」が大量発生する主たる要因となっていたものと考えられる。

他方、遺族の側が遺骨の受け取りを拒否し、結果として行き場を失った遺骨が「宙に迷う」こともあった。

遺族が受け取りを拒否する理由として、遺骨を渡すべき未亡人がすでに再婚していたり、遺骨を抱えてはせつかくの縁談も壊れてしまうといった事情のものが多かった。そのほかにも「国家から交付される埋葬料五千三百円では葬式も出せない」、「たれの骨だかわ

⁴⁷ 『朝日新聞』1946年8月4日付。

⁴⁸ 『朝日新聞』1946年7月25日付。

⁴⁹ 業務課「復員史 第一案」1948年8月（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍一般史料 中央—終戦処理—725」）。

からない」、「神様に伺ったら息子はまだ生きているというから遺骨は受取れぬ」という理由で拒否されるものもあったという⁵⁰。

さらに深刻な問題として、霊璽や遺髪、砂や石などが納められたいわゆる「空の遺骨箱」をすでに本人の遺骨として受領し埋葬供養しているので、後日になって戦友たちが本物の遺骨を持ち帰ったとしても、受け取りを希望しないといったようなケースも生じていた。遺族に対して「戦死公報」（死亡告知書）が届けられたにもかかわらず帰還した復員兵は「生きている英霊」と称されて社会問題となったが、戦没者についても「遺骨の二重帰還」ともいうべき現象が起こっていたのである。

「二重帰還」が発生する事情について新潟県では、遺骨の送還はできないと判断してすでに霊璽等が入った遺骨箱を交付した場合でも、「戦友愛」から「万難を排して」遺骨を收容し復員の際に奉持帰還した場合があると説明して、遺族に対して理解を求めている⁵¹。こうした説明ぶりは、戦局が悪化して以降、「隊長又ハ同僚ノ優ニ柔シキ武人ノ情」のあらわれであるとして「空の遺骨箱」を遺族に交付していた状況に通底しているといえよう。

また、栃木地方世話部が作成した「遺族、復員者、出征家族の栞」の想定問答では「戦友が遺骨を持つて来て呉れたのに重ねて地方世話部から、遺骨伝達の通知がありました、どうした事でせうか」という質問を取り上げているが、こうした質問が取り上げられること自体、当時、「二重帰還」の現象が珍しいものではなかったことを意味している⁵²。

これら遺族のもとへ「帰らぬ遺骨」は、最寄りの地方世話部（世話課）に送付されて遺

⁵⁰ 『朝日新聞』1952年2月23日付。

⁵¹ 新潟県民生部世話課「御遺族の参考」（前掲、『新潟県終戦処理の記録』pp.213-214）。なお、新潟県において遺族が受け取りを拒否した遺骨は、後日、新発田市の忠霊殿（納骨堂）に納骨を依頼したとされる（同上、p.228）。

⁵² 前掲、栃木地方世話部「遺族、復員者、出征家族の栞」pp.13-14。この問いに対しては、次のような回答例が掲載されている。

答 戦友は戦友としての情誼から遺骨なり、記念物なりを肌身離さず持つてゐて復員に方つてそれを持つて来て御遺族にお渡しする様な場合があります。

特にその戦友が原所属の部隊主力と合致する事ができずこれと別個に復員したと言ふ様な場合には部隊は部隊として遺骨なり、記念物なりを送つて来ることが有りますから、二重に遺骨が帰ると言ふ様なことも絶無とは申されません。然しいづれも亡くなられた方に由縁あるものでありまして乙の方の御遺骨を甲の方の御遺骨として差上げることはないと思ひます。

結局同一人の遺骨でも帰つて来る経路が違ふと言ふことになつたのだと思ひます。然しできるだけ左様な事は防がねばなりませんから御遺族の方で正規の経路でなくして遺骨の帰つた場合にはなるべく速かに地方世話部に申出て頂きます。尚忠霊塔に分骨を収めることも出来ますので、右の様な場合には御希望に応じ一基を忠霊塔に奉安してもよろしいと思ひます。

族の調査を行い、それでも判明しなかったものは留守業務部(のちに厚生省未帰還調査部)に送られて調査が続けられた。1952 年末頃の時点で、復員局および各地方の世話課で保管中の交付先不明の遺骨の数は約 4 千柱とされている⁵³。地方の記録では、新潟県では 1947 年に世話課に改編された時点で約 1,500 柱⁵⁴、東京都では 1952 年 2 月の時点で 436 柱(そのうちの大半は氏名や所属部隊、階級、戦病死場所が判明済)⁵⁵の遺骨を保管していた。また舞鶴地方引揚援護局では 1954 年 7 月、同局に保管していた伝達先不明遺骨 244 柱を厚生省未帰還調査部に移管したとの記録が残っている⁵⁶。

このように、復員・引揚げにともない遺骨が日本本土には「還ってきた」が遺族のもとへ「帰らなかった」ケースを分類すると、以下の 5 つの場合があったと考えられる。すなわち、①遺骨の氏名判別が不可能である場合、②伝達すべき遺族の住所が不明の場合、③遺族が受け取りを希望しなかった場合、④何らかの事故(輸送事故や火災による焼失など)により遺族へ到達しなかった場合、⑤上陸後、寺院などに安置されたままになっていた場合である。これらのうち①から④までのケースに該当する遺骨のほとんどは、厚生省未帰還調査部に集められ、最終的には 1959 年 3 月に創設された千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨された。同墓苑創設時の納骨数は、8 万 7,101 柱であった⁵⁷。

第 2 節 海外戦没者処理に関する日本政府の検討開始

(1) GHQ のイニシアチブと日本側希望案

終戦後、海外から本土へ復員する兵士たちにとって気がかりだったのは、戦場にそのままになっている戦友たちの遺体や遺骨のことであった。終戦時に部隊や戦友が奉持していた遺骨は復員時に持ち帰ることができたが、それでも海外戦没者数の全体から見ると「帰

⁵³ 「第十五特別国会答弁資料」(寺脇隆夫編・解説『マイクロフィルム版・木村忠二郎文書資料 戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』第 I 期(柏書房、2010 年) Reel 35, 040-041。以下、『戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』と略記し、リール番号とコマ番号を表記)。

⁵⁴ 前掲、「御遺族の参考」p.228。

⁵⁵ 前掲、『朝日新聞』1952 年 2 月 23 日付。同記事では、近く世話課の敷地内に安置所を建てる計画であることや、「遺骨は父母、妻子のもとに帰りたがっている。家庭の事情もあるがぜひ手元で弔ってもらいたい。また遺族の不明のものは百方手をつくしても探す積りだ」という世話課長の談話を掲載している。

⁵⁶ 前掲、『舞鶴地方引揚援護局史』p.334。

⁵⁷ この中には、1950 年代に日本政府が派遣した遺骨収集団によって持ち帰られ、遺族のもとへ「帰らなかった」ものも含まれている。遺骨収集団の派遣に関しては第 5 章、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の創設については第 8 章で詳述する。

還」した遺骨はむしろ少数であった。彼らは、戦局の悪化につれて「玉砕」や撤退に次ぐ撤退を重ねたことにより、多くの戦場では「戦場掃除」が行われずに多数の日本兵の遺体や遺骨が放置されていることを十分に認識していた。しかし敗戦後、連合国軍により収容所への強制的な移動を余儀なくされ、厳しい監視のもとで労役を強いられていた日本軍部隊が、復員前に戦没者の遺体や遺骨の搜索・収容を行うことを許される状況にはなかった。

戦時中、「遺骨を保管していた戦友が又戦死する」という状況で「到底最後まで遺骨を保存することが出来なかつた」とされる東部ニューギニア（現在のパプアニューギニア）では、終戦後に遺骨の収容をオーストラリア軍に申し入れたが許可されなかったという。さらに東部ニューギニア所在の日本軍が収容されたムッシュ島では、終戦後に死亡し同島墓地に埋葬された者が1千人以上に達したが、彼らの遺体の送還も許されなかった。したがって同方面の部隊が復員の際に若干の遺骨を持ち帰ったことは、「皆内緒の行為」であったとされる⁵⁸。

他方でグアムのように、復員を待つ間、特別に遺骨の収容を認められた地域もあった。1944年8月に組織的な戦闘が終了した後もゲリラ戦を続け終戦後に投降した第29師団参謀の武田英之大佐は、収容所の中から米太平洋艦隊司令部に対して遺骨収容を求める申請書を提出した。グアムの戦いでの日本人戦没者は約2万人にのぼっていた。武田の申請に対して米軍側は、1945年11月、期間と区域を制限してこれに許可を与え、トラック2台とジープ1台の貸与を約束した。武田は各地の戦闘状況をよく知る20人からなる搜索班を編成し、米軍監視のもと同月15日から3週間にわたって収骨作業を実施した。その結果2,853体の遺体を発見し、火葬された遺骨は復員時に国内に持ち帰られた⁵⁹。これらの遺骨のうち遺族へ伝達できなかったものは1947年3月、名古屋の北山共同墓地に埋葬された。しかし、グアムのように復員前に遺骨収容作業が許された事例は、あくまで例外的なものであった。

海外に残された日本人戦没者の遺体や遺骨のうち、連合国側によって埋葬処理された日本の軍人・軍属等の埋葬地や埋葬人数に関しては、終戦後、占領期を通じて、米国やオー

⁵⁸ 復員局留守業務部「東部ニューギニア方面に於ける戦没者の遺体遺骨等の状況に就て」1953年4月28日（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍一般史料 南東一全般-163」）。

⁵⁹ 『朝日新聞』1952年12月2日付。なお、「グアム島戦死者の遺骨（体）等に関する資料」（防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵「陸軍一般史料 中太一マリアナ-103」）には、この時収容された遺骨は「無名遺骨約700、有名遺骨10体」とある。

ストラリアなどの連合国や国際赤十字から日本政府に対して、数度にわたって公式情報がもたらされた。これは 1929 年の「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」（ジュネーブ条約）の第 4 条（「交戦者ハ戦争ノ終リタルトキハ直ニ墳墓表並ニ其ノ墓地及他ノ場所ニ埋葬セラレタル死者ノ表ヲ交換スベシ」）の規定に従って通報されたものであった⁶⁰。

最初の通報は 1946 年 8 月 7 日付で米国からもたらされたものである。そこではハワイやサイパン、ガダルカナル、フィリピン、ニューギニアなど中部・西部太平洋の広範囲にわたる地域に所在する米国陸軍墓地に埋葬された日本人戦没者数が墓地ごとに示されており、埋葬合計人数は 8,157 人であった⁶¹。その後、占領期において連合国および国際赤十字からは 1946 年 9 月 3 日付、1947 年 4 月 14 日付、1950 年 8 月 4 日付、1952 年 4 月 23 日付で埋葬情報がもたらされ、1952 年 10 月の時点でこれらの情報により所在が判明していた埋葬人数は南方地域を中心に合計約 3 万 2 千人にのぼった⁶²。

日本政府が海外に残された戦没者の遺体や遺骨についての検討を開始したのは、これら連合国や国際赤十字から寄せられた海外における埋葬情報を日本政府としてどのように活用するかについて GHQ から打診を受けたことに端を発する。

1946 年 11 月 2 日、GHQ のリヴィスト少佐（M. A. Rivisto, Chief Quartermaster, Memorial Division, G-2）は終連管理部の高木広一在外邦人課長を呼び出した。リヴィストが所属する米陸軍需品科（Quartermaster）は、当時東京丸の内にあった三菱商事ビルにオフィスを構えていた米陸軍の後方支援部隊であり、主要任務の一つとして米国人戦没者の遺骨処理を担当していた。来訪した高木に対してリヴィストは、次のように述べて日本政府が海外戦没者の処理に着手することの重要性を指摘した。

海外戦没将兵邦人に就き日本政府としても之が取扱を大切にせらるることは極めて肝要と存ぜられ、将来二、三年も経て国民が落着いた時、政府は果して是等戦没将兵を

⁶⁰ 「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」（ジュネーブ条約）については、第 1 章第 3 節参照。なお、同条約は 1949 年に改定された。

⁶¹ 「日本人埋葬者数の通報の件」1946 年 8 月 7 日（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）」。以下、「諸外国」と略記）。

⁶² 外務省アジア局第五課（以下、「アジア五課」のように略記）「外地にある遺骨、墓地の現状と国際慣行」1952 年 10 月 15 日（外務省外交史料館所蔵「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）」第 1 巻。以下、「米国①」のように略記）。

如何に取扱ひくれたか必ず問題となるべし⁶³

このリヴィストの発言は、戦後の日本政府が海外戦没者処理に向けて第一歩を踏み出す契機となった。リヴィストはこの席で、米国はまだ自国の戦没将兵について処理中であるが、日本側がこの問題を研究・立案するならば米国側もできるだけの協力を惜しまないと態度を示した。そのうえで、海外の日本人戦没者を現状のまま現地に埋葬するのか、あるいは遺骨を日本へ送還するのかといった基本的な処理方針について日本側の具体的な希望事項の提示を求めたのである。

このリヴィストからの提案に対して日本政府は、同 11 月 6 日、終連、外務省および復員庁第一・第二復員局の担当者による会議を開催して関係省庁の意見を取りまとめた。そして 11 月 14 日、高木は再びリヴィストを往訪し、「海外戦没埋葬者送還に関する日本側希望案」を提出した⁶⁴。

「希望案」ではまず、海外戦没者に関する日本側の基本方針として「日本へ送還する」ことを原則とした。具体的な処理要領としては、「戦没者の埋葬死体は出来る限り之を発掘火葬に附し、遺骨並に遺品を日本に送る」こと、遺骨や遺品が無い場合には代わりに埋葬地の土塊などを送付することを示した。そして作業実施にあたっては、日本人の責任ある代表者と必要な作業員を各地域へ派遣すること、遺骨・遺品の輸送には引揚げを実施中の地域においては引揚船を援用し、それ以外の地域では GHQ の承認のもとで特別船を派遣することなどを要望したのである。

日本側「希望案」に対するリヴィストの反応は、好意的なものであった。リヴィストは、輸送と必要労力をすべて日本政府が提供することを条件に、「全部 OK」であるとの見解を示した。さらに他の関係国政府にも同様の取扱いが可能となるよう SCAP を通じて連絡をとることを約したのである。ただし、米国の管理下にある地域で日本人俘虜が居る地域については俘虜が作業にあたり俘虜と同じ引揚船で送還すること、米国世論の関係もあり計画の公表には慎重を期する必要があること、作業開始の手続きは GHQ がイニシアチブをとるので日本政府は GHQ の指令を待つべきことが伝えられた⁶⁵。

⁶³ 外務省管理局在外邦人課（以下、「在外邦人課」と略記）「西部及中部太平洋米軍占領地区内埋葬邦人の処置に関する打合会の件」1946 年 11 月 4 日（「米国①」）。

⁶⁴ 在外邦人課「西部及中部太平洋米軍占領地区内埋葬邦人の処置に関する件」1946 年 11 月 14 日（「米国①」）。

⁶⁵ 同上。

この「希望案」は、戦後の日本政府によって考案された最初の海外戦没者処理方針であり、そこで打ち出されたのは遺骨や遺品をできるだけ日本国内に送還するという「内地還送」の原則であった。このことは、終戦初期の日本政府が「大日本帝国」下で採用していた原則を戦後も継承しようとしていたことを意味している。リヴィストが現地への埋葬を希望するか、あるいは日本への送還を希望するかとの選択肢を提示したのに対し、日本側が「内地還送」の原則を明確にしたことは、この時点における日本政府の意思であり、「選択」であったといえる。この「希望案」はリヴィストへ提示された後、政府の正式決定となった⁶⁶。

(2) 海外戦没者処理問題の停滞

しかし、その後しばらくの間、この問題に関してさしたる動きはなかった。

翌 1947 年 5 月 3 日、リヴィストは鈴木耕一在外邦人課長（高木の後任）を呼び出し、米国側の手続きが遅れている理由として、日本側の作業人員の海外派遣について SCAP の了承が得られないことを挙げ、GHQ 内でさらに協議しなければならない状況であると説明した⁶⁷。終戦後、ポツダム宣言の受諾により日本の主権が SCAP の制限下におかれたこととともない、日本国民の出国および日本への外国人の出入国もすべて SCAP の管理下におかれ、邦人の海外渡航は原則として禁止されていた。したがって、終戦直後の時期において日本国籍を持つ者の海外渡航は、混血児の里帰りや戦犯軍事裁判関係の参考人ないしは通訳などが現地に赴くなどの例外的なケースのみが認められたにすぎなかった。しかし、リヴィストと鈴木による会談直前の 1947 年 4 月 14 日付 SCAP 指令（SCAPIN-1609）によって、特に選別された日本国民に対しては短期間の海外渡航を許可する意向が示されていた。同指令により、海外渡航を希望する者は直接 SCAP に具体的な渡航目的、渡航先、渡航期間、渡航費用の調達方法を示す書類を添えて願書を提出し、許可があった者に対して日本政府が「旅券の性格を有する旅行文書」を発行・交付することとなったのである⁶⁸。おそらくこのことを踏まえてリヴィストは、この会談で、日本人の海外渡航は最近やや「緩

⁶⁶ 在外邦人課「日本人海外戦没者の遺骨等に関する処理方針に関する件」1946 年 11 月 18 日（「諸外国」）。

⁶⁷ 在外邦人課長「太平洋地区に於ける戦死者の遺骨送還に関する件」1947 年 5 月 5 日（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 南方地域諸島」第 1 巻。以下、「南方①」のように略記）。

⁶⁸ 旅券法研究会編『逐条解説 旅券法』（大蔵省印刷局、1999 年）pp.14-15。

和」されてきているので、「今度は何とか話合がつくと思ふ」と述べて日本側に期待を抱かせた。

また、この時の会談では、発掘した遺体の火葬方法についてやりとりがあった。リヴィストは、現地に火葬設備のある場所はよいが、そうでない場合もあるので、輸送船に火葬設備を設置することが最も好都合ではないかとの考えを伝えた。これに対して日本側は、それは不可能ではないが、従来日本軍が行ってきたように現地の野外で火葬する方法が「最も便利」であると後日回答している（この点についてリヴィストも「異議はない」との意向を示した）⁶⁹。

一方、鈴木課長はリヴィストに対して、遺体や遺骨の収容後、米国の管理地域に日本人戦没者の墓地を存続させる場合の米国側の意向について質した。鈴木の問題の意図はこうであった。日本の習慣として火葬後の「お骨拾ひ」では遺骨の全部を骨壺に納めるわけではなく、遺骨や遺灰の多くが現地の火葬場に残されることが想定される。しかし、それらをすべて納めることは事実上困難であるので、現地において「遺骨灰を各人別に又は一緒に埋葬し墓標を立てる」ことについて米国側の感触を確かめようとしたのである。

この発想は、第1章でみたように、日露戦争以降、現地での火葬の際に生じた残骨や遺灰を納めるために満洲などに建設された「納骨堂」（忠霊塔）の役割に近いものであり、その意味で日本側は、戦前の経験を踏まえた処理方法を検討していたものと考えられる。鈴木に対してリヴィストは、「その土地の所属する国の政府の決定することで司令部としては何とも云へぬ」としながらも、「日本政府として若し積極的にそう云ふ希望があるなら墓地維持の方法及び経費等に付具体的な案を提示され度い」と述べて、今後の協議に前向きな姿勢をみせた。

その後、日本政府内では具体的な処理方法について検討がなされたが、GHQ からは何ら音沙汰がなかった。1947年12月30日、鈴木課長が再びリヴィストを訪ねて進捗状況を照会した際、リヴィストは「米軍としては目下太平洋各地に散在する米軍将兵の遺骨の発掘及其の集中（コンセンレイション）に従事」と述べて、GHQ からの指令が遅延している事情を説明した⁷⁰。リヴィストは、「日本側遺骨の発掘送還」については米国側の作業が完了した後に具体的に決定し、「米陸軍省にレコメンドするつもり」とであると述べ、米国側作業の完了時期は1948年夏頃になるとの見込みを伝えた。

⁶⁹ 在外邦人課長「太平洋地区に於ける遺骨送還の件」1947年5月10日（「南方①」）。

⁷⁰ 鈴木（在外邦人課長）「太平洋地区遺骨送還の件（覚）」1947年12月30日（「南方①」）。

こうして、GHQ が米国人戦没者の処理を優先させたことにより、結果として日本人戦没者の処理は後回しにされるかたちとなり、何ら進展のないまま時間が流れていった。後で詳しくみるように、リヴィストが約束した 1948 年夏、フィリピンのカンルーバン収容所に埋葬された遺体・遺骨の処理について米国側と協議を開始し、1949 年 1 月に約 5 千体（柱）が送還されたが、それはあくまで単発的な処理に終わった。

また、1950 年 6 月中旬には米国からの帰途にあった尾崎行雄衆議院議員やハワイ訪問の途上にあった笠置シズ子、服部良一らが搭乗した飛行機がウェーク島に不時着し、同島に多数の遺骨が残存している状況が伝えられた。これを受けて外務省は GHQ に対して同島の遺骨処理に関して照会したが、米軍の関心が同年 6 月に勃発した朝鮮戦争に向けられていたこともあり、その後具体的な回答がもたらされることはなかった⁷¹。

この問題に関しては、日本人の戦没者処理への関心が米国政府内において必ずしも共有されていたわけではなかった節がみられる。1951 年 6 月に訪米した宗教法人白蓮社主事の大西氏が国務省極東局北東アジア課のオーバートンと会談した際、ウェーク島をはじめとする太平洋諸島の遺骨処理などについて日本政府より善処を要望したにもかかわらず、いまだに何等の回答にすら接しない旨を申し入れたところ、オーバートンは、「それは初耳であり、又そんな書類は見ておらぬ」と述べたことが報告されている⁷²。

他方、日本政府においても引揚援護業務における海外戦没者の処理問題は、あくまで二義的なものであった。当時の状況について厚生省の記録は、「生存者の帰還が完遂されていない際であり、これを積極的にとりあげて推進するような状況になかった」と述べている⁷³。実際、1947 年に衆参両院に設置された復員・引揚げ関連の特別委員会においても、講和が成立するまでは、海外戦没者の問題が本格的に取り上げられることはなかったのである。

第 3 節 フィリピンからの遺体・遺骨の送還（1949 年）

これまでみてきたように、占領期において GHQ のイニシアチブにより日本政府は海外戦没者の処理に関する検討を開始したが、その後さしたる進展はなく、結局この問題が本

⁷¹ From Ministry of Foreign Affairs, Japan(hereafter, MOFA) to General Head Quarters, FOM No. 2486(CR), “Remains of Japanese Nationals in Wake Island,” 13 Dec. 1950（「米国①」）。

⁷² この席でオーバートンは日本政府からの要望が届いていることを確認し、「早速善処する」旨を述べたとされる（「情報連絡」1951 年 10 月 12 日、「米国①」）。

⁷³ 厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』（非売品、1955 年）p.161。

格的に動き出したのは講和後になってからのことであった。しかし、講和以前において、復員兵が持ち帰ったもの以外に海外から戦没者の遺骨が多数帰還した事例が存在する。それは、フィリピンのカンルーバン収容所に埋葬された遺骨の帰還であった。この事例がその後たどった展開は、戦後の海外戦没者処理問題に大きな一石を投じるものであった。本節ではその経緯についてみていくことにしたい。

(1) 遺体・遺骨の送還経緯

フィリピン・ルソン島の日本人収容所の一つであったカンルーバン収容所は、マニラから東南約 24 キロのモンテンルパ収容所よりもさらに約 20 キロ南に位置するフィリピン最大の日本人収容所であった。日本軍の軍医であり、収容所の米軍病院（第 174 病院）で診察を行った守屋正によると、収容された日本人の多くは病人で、収容後に死没した日本人の多くがカンルーバン収容所に隣接する墓地に埋葬されたという⁷⁴。墓地には番号とネームプレートが付された十字の白い墓標が建てられ、その数は夥しい数にのぼった⁷⁵。

これらフィリピンに所在する米国管理下の日本人戦没者の処理について米国側が検討を開始したのは 1948 年春のことであった。前節でみたように、もともと米国側は日本政府に対して 1948 年夏以降の遺骨送還をほのめかしており、その実施の前提となっていた米国戦没者の遺体収容作業はこの時期にはひと段落していた。また、米国とフィリピン政府との関係において、フィリピンが 1946 年 7 月に独立し、翌 47 年に米比軍事基地協定を締結したことから、米軍管理区域のフィリピンへの返還問題が持ち上がっていたことがその背景にあった。

1948 年 5 月、日本人戦没者の埋葬遺体の処理に関してフィリピン政府と米国の在フィリピン・琉球軍司令部（Philippines-Ryukyus Command: PHILRYCOM）⁷⁶との間で何ら

⁷⁴ 守屋によれば、第 174 病院はモンテンルパ収容所のニュービリビッド刑務所内に付設されており、同病院で死亡した日本人がカンルーバンの墓地に運ばれ埋葬された。特に 1945 年 9 月から 10 月にかけての死亡者が多く、病院での死亡者は 1 日に 50 人以上にのぼったという。その後、病院自体がカンルーバンに移設された（守屋正『比島捕虜病院の記録』金剛出版、1973 年）。カンルーバン収容所の状況については、守屋前掲書のほか、山中明『カンルーバン収容所物語——最悪の戦場残置部隊ルソン戦記』（光人社、1987 年）、若尾静子『サンパギータよ永久に薫れ』（非売品、1996 年）が詳しい。

⁷⁵ 前掲「日本人埋葬者数の通報の件」（1946 年 8 月 7 日付）によると、「比島「カルバラ」敵軍墓地」の埋葬人数は 1,106 体とされている。

⁷⁶ 在フィリピン＝琉球軍司令部（PHILRYCOM）は、1948 年 8 月 1 日より、在フィリピン軍司令部（Philippines Command: PHILCOM）と在琉球軍司令部（Ryukyus Command:

交渉が行われていないことを確認した東京の米極東軍司令官（Commander-in-Chief, Far East: CINCFE）⁷⁷は、米陸軍省に対して国務省を通じて交渉を行う用意があるか打診し、その指示を待った⁷⁸。同年 8 月、陸軍省は国務省や在フィリピン米国大使館等との間で行われた検討の結果として CINCFE に対して次のように勧告した。すなわち、国務省は日本人戦没者を管理する責任を日本が受け入れる可能性が追求されるべきことを勧告しており、また米軍墓地登録部隊（American Graves Registration Service: AGRS）は、フィリピン政府が遺体処理のために日本人のフィリピン入国を許可するのであれば、SCAP は遺体の日本への送還を提案するだろうと述べている。したがって、これらの合意が得られたならば、遺体処理の詳細は SCAP の同意に基づく日本政府の責任になると考えられ、その場合、米国のコミットメントはこの作業を達成するための必要最小限の援助に限定されるべきである、というのである⁷⁹。この問題について検討する際に米国が参照していた敵国戦没者の遺体処理に関するマニュアルでは、米国内や委任統治領以外の米軍管理地域にある敵国戦没者の遺体については可能な限り早期に当該国に引渡すこととし、遺体の合理的な集約という点以外に米国は何ら負担をすべきではないとしており、この勧告は米国の基本的な方針に沿った結論であったといえる⁸⁰。

この勧告を受けて 8 月 25 日、GHQ のリヴィスト少佐は、カンルーバン収容所に隣接する墓地に埋葬された約 5 千体の遺体と遺骨の引き取りについて日本側の意向を打診し、同時に発掘・火葬計画や人員、費用などについて具体案を提示するよう要求した⁸¹。

これに対して日本側では、外務省と引揚援護庁復員局が中心になって対応策の検討を開始した。外務省は基本方針として、「一般に日本国領域外に在る戦歿将兵の遺骨は関係国の事情が許す限り原則として内地に持帰る方針を採る」こととしたが、これは前節でみたように 1946 年 11 月以来政府内で検討してきた「内地還送」の原則を確認するものであった。また具体的な計画として、日本の便船を輸送船として利用すること、発掘等の作業は可能

RYCOM）に分離改編された。

⁷⁷ この時の米極東軍司令官は、連合国軍最高司令官（SCAP）であるマッカーサーが兼任していた。

⁷⁸ From CINCFE to Department of Army, 10 May 1948 (CTS01605, GHQ/SCAP Records, Civil Transportation Section. Hereafter CTS01605).

⁷⁹ From Department of Army to CINCFE, “Return to Japan of Japanese Dead Interred in Philippines,” 13 Aug, 1948 (CTS01605).

⁸⁰ “Extract from Department of the Army Technical Manual 10-281,” April 1948 (CTS01605).

⁸¹ 外務省管理局引揚渡航課（以下、「引揚渡航課」と略記）「中部及西部太平洋地区内戦没将兵遺骨の処置に関する件」1948 年 8 月 30 日（「米国①」）。

な限り日本人の作業員によって行うこと、事情が許す限り現地にて火葬に付してから輸送することなどを決定した⁸²。この計画案は9月13日の次官会議で報告された後、9月16日、GHQに提示された。そしてその後、フィリピン政府にも回付されて検討されることになった。

この計画案に対して10月8日にGHQからもたらされた回答は、日本側にとって予想外のものであった。すなわち、フィリピンに日本人作業員を派遣し、現地で遺体・遺骨を火葬して日本に持ち帰る案は「比島の治安が日本人の活動を許さない状況」にあるため「実現困難」として、米国側の手で発掘して日本まで輸送し、本土上陸時に日本側に引渡したいと伝えてきたのである⁸³。また、米国側としては火葬に関する日本の風習について知識もなく現地には設備もないことを挙げて、本土到着後に日本側が火葬を行うように要請した。この回答に対して日本側は、「米側が遺骨を送還してくれる好意は非常に有難たい」ものであり、現地での火葬が望ましいが、「遺骨を送還してくれる折角の好意に対し当方丈の便宜を主張するのは返って失礼」であるとして、米国側の提案を受諾した⁸⁴。これにより米国側も10月26日、カンルーバン収容所の遺体・遺骨を日本へ送還することを正式に決定した⁸⁵。そして12月30日、極東軍司令長官の命令として米第8軍司令部は、①送還される遺体・遺骨を佐世保引揚援護局にて引取ること、②引取った遺体・遺骨を「親近者又は之を受領すべき法定代理人」に引渡す準備をすること、③引渡し不可能な遺体・遺骨に対して適当な埋葬を手配することを日本政府に命じた⁸⁶。第8軍からは、「本件につき出来るだけ日本側をヘルプしたい」との意向が伝えられていた⁸⁷。

一方、日本政府部内においても、遺体・遺骨の本土到着後の具体的な処理計画について検討を開始していた。そのなかで特に重視されたのは、遺体・遺骨の遺族への引渡しであ

⁸² 引揚渡航課「比島に在る戦没将兵の遺骨持帰りに関する件」1948年9月7日（外務省外交史料館所蔵「戦没者及び残留邦人物故者の遺骨送還関係 フィリピンの部」。以下、「フィリピン遺骨」と略記）。

⁸³ 引揚渡航課「比島にある戦没将兵の遺骨持帰りについて」1948年10月8日（同上）。この点に関して CINCFE より米陸軍省宛の文書では、日本人の要員をフィリピンに入国させて作業を行うことは、費用と政治的考慮の観点から实际的でも賢明でもないと説明している（From CINCFE to Department of Army, 20 Oct. 1948, CTS01605）。

⁸⁴ 前掲、引揚渡航課「比島にある戦没将兵の遺骨持帰りについて」。

⁸⁵ “Return to Japan of Japanese War Dead interred in Philippines,” 26 Oct. 1948 (CTS01605)。

⁸⁶ 第8軍司令部より横浜連調経由日本政府宛覚書「日本人戦死者送還の件」1948年12月30日（「フィリピン遺骨」）。

⁸⁷ 「司令部連絡事項」1948年12月28日（「フィリピン遺骨」）。

った。米国側からは事前に連名簿の存在が伝えられており⁸⁸、1949年1月初旬には、火葬作業と並行して速やかに引渡し先の調査が進められるよう作業要領を決定した。作業の手順としては、旧陸海軍関係については留守業務部ないし第二復員局残務処理部が、一般邦人については外務省管理局が遺骨伝達先の調査を行うこととし、伝達先が判明した場合には旧軍人・軍属の分は地方世話課を経由して遺族に伝達し、民間人の分は援護局が処理すること、伝達先が不明な場合や無縁仏として認定するまでの調査期間については追って決定することなどが確認された⁸⁹。打合せのため引揚援護庁より佐世保引揚援護局に出張した担当官は、受入れ直前の同局の様子について、「次長以下克くこの業務の重要性を認識し、局の全力を挙げてこれを完遂せんとする熱意に燃え、局の施設亦幸い支障がないので、必ず立派に成し遂げるものと認められる」と報告している⁹⁰。

こうして日本側の受け入れ準備が進められるなか、戦没者の遺体・遺骨を積載したボゴタ丸は12月21日にフィリピンを出港し、予定より5日遅れの1949年1月9日、佐世保市針尾北町の浦頭港に入港した。そして翌10日午前10時45分、ボゴタ丸船上にて、日本政府を代表して笠島角次郎佐世保引揚援護局次長が第8軍より派遣されたフロール中佐から遺体・遺骨と連名簿の引渡しを受けた。遺体・遺骨が納められた箱は549箱にのぼり、それらはいったん舁に移されたのち、1月11日、佐世保市江上町釜地区の佐世保引揚援護局内に作られた安置所へ運ばれた。斉藤惣一引揚援護庁長官は、1月14日、フィリピンにおける現地での発掘作業と日本への輸送準備がすべて米国側の手によってなされたとの事実を明らかにして米国の好意に謝意を表するとともに、送還された遺体・遺骨は「一般戦没者の遺骨と同じように各都道府県庁を通じて関係遺族の手にお渡しする」との談話を発表した⁹¹。その後、斉藤長官名で「人道主義に立脚したアメリカ軍特別の御好意」に謝意を表した感謝状（2月25日付）がマッカーサー最高司令官に宛てて送られた⁹²。

⁸⁸ 同上。

⁸⁹ 「比島からの引揚遺体処理に関する連絡会議の件」および引揚援護庁復員局長より外務省管理局長宛公信一復第2605号「比島から還送された遺体の処理に関する件」1949年1月6日付（「フィリピン遺骨」）。

⁹⁰ 「比島遺体の処理に関し佐世保引揚援護局に出張連絡の結果報告」1949年1月4日（「フィリピン遺骨」）。

⁹¹ 「比島からの遺体の送還に関し引揚援護庁長官談」1949年1月14日（「フィリピン遺骨」）。

⁹² 引揚援護庁次長より連絡調整中央事務局長官宛公信発総第183号「感謝状送付の件」1949年2月25日付。なお、本感謝状は3月4日付覚書にてSCAPへ送付された（「フィリピン遺骨」）。

さて、安置所に納められた遺体・遺骨は 1 月 13 日より、援護局の南西約 1 キロの地点に設けられた野天火葬場で火葬された。遺体は一箱に平均 8 体ずつ収納され、1 体ずつを紙で包装して名札が付されており、箱の外側にも氏名が記入されていた。こうした「極めて丁重厳重」な米軍の取扱いぶりに日本側は大いに感激したという⁹³。また火葬に際しては、民間業者からも作業請負の申し出があったが、「遺体ではあるが生きて帰った引揚者と変らぬ気持」で「ねんごろに処理しなければならない」という「引揚援護の精神」から、原則として作業は援護局職員によって行われた⁹⁴。

初日の作業で火葬されたのは 10 箱分（80 体）であったが、作業が順調に進んだため、翌日からは一日あたり 15 箱（120 体）、さらに 1 月 20 日からは 20 箱（160 体）もの火葬が行われた。作業時には、名簿と遺骨が齟齬をきたさないように、約 20 体に対して 1 名ずつの調査係を配置するなど、細心の注意が払われた。作業は 1 か月にわたってほぼ毎日行われ、作業を中断したのは 1 月 23 日の衆議院選挙日と、豪雨のあった 2 月 1 日の 2 日間だけであったと記録されている。こうして、当初 2 か月程度はかかるとされていた火葬作業は、作業開始からちょうど 1 か月後の 2 月 13 日にすべて終了した⁹⁵。

火葬と並行して、連名簿に記載された氏名から遺骨を伝達すべき遺族を特定する作業が行われた。作業の過程で、実際に送還された遺体・遺骨数は 4,515 体・307 柱の合計 4,822 体（柱）であることが判明したが、米軍から渡された連名簿はローマ字表記のものであり、誤りも多かったため、氏名の照合作業は困難を極めた。

遺体の名簿には氏名のみしか記載されておらず、4,515 体のうち 554 体は最初から氏名不詳（unknown）とされていた。他方、307 柱の遺骨の名簿には階級や所属部隊、戦没地、戦没日といった詳細な情報も付されていたが、これは終戦直前の 1945 年 8 月に米軍に臨検されマニラへ回航された陸軍病院船の橘丸が積載していた遺骨であったとされる⁹⁶。

ローマ字表記の名簿は日本語に直されて留守業務部など関係各所に配布され、引渡し先の調査が行われた。報告によると名簿内には、朝鮮人および台湾人の氏名と思われるもの

⁹³ 復員局「比島から還送された遺体の処理についての状況説明」1949 年 1 月 26 日（「フィリピン遺骨」）。

⁹⁴ 佐世保引揚援護局編『局史』下巻（1951 年）p.216。

⁹⁵ 同上、pp.115-117, 215-216。

⁹⁶ 小西龍造『戦後なき遺体』（リアルマガジン社、1984 年）pp.18-21、中牟田勇編集『慟哭の釜墓地』（戦歿者釜墓地護持会、2005 年〔5 刷〕）pp.31-32。橘丸事件については、喜多義人「赤十字標識の不正使用と戦犯裁判——横浜裁判における橘丸事件」（『国際法外交雑誌』第 87 巻 6 号、1989 年 2 月）を参照。

が 130 人、フィリピン人と思われるものが 83 人分含まれており、これらは当初、交付先の調査から除外された⁹⁷。また、名簿上では遺体となっているが、現物としては霊璽や少量の遺骨、あるいは遺髪や破損した遺骨小箱となっているものも 91 人分含まれていることが判明し、それらを遺族へ伝達する際は「誤解を避けるため」に特に注意するよう指示がなされた⁹⁸。

こうして進められた照合作業の結果、1949 年 1 月末には 750 柱の引渡し先が判明した⁹⁹。遺骨の発送は 3 月末以降に開始され、その状況は随時米軍側にも報告された。4 月 5 日の時点で伝達先の判明数は、陸軍が 1,216 柱、海軍が 625 柱、一般邦人が 27 柱と報告されている¹⁰⁰。さらに 1949 年 6 月の段階では、遺族へ引渡し済みの遺骨は陸軍が 811 柱、海軍が 832 柱であり、一般邦人の引取先はまだ判明しておらず、6 月 17 日の時点で佐世保引揚援護局内に奉安されている遺骨数は 2,872 柱との報告がなされている¹⁰¹。そして同年 12 月の時点では、氏名不詳ないし未伝達の遺骨は 2,075 柱であり、それらは留守業務部に移管したという記録が残っている¹⁰²。したがってこれらの記録からは、本土到着からおおよそ 1 年のうちに半数以上の遺骨が遺族のもとへ「帰った」ということになる。

しかし、カンルーバン収容所から帰還した遺体・遺骨をめぐるのは、その後政府と遺族との間で問題化し、今日に至ることになる。以下ではその経緯についてみていくことにしたい。

(2)「釜墓地」をめぐる問題

佐世保に到着した遺体を火葬して遺骨を箱に納めた後には、少量の残骨と遺灰が残され

⁹⁷ 復員局復員業務部長より外務省管理局長宛公信連絡発第 5598 号「比島から還送された遺体処理に関する第八軍司令部宛報告の件（其の三）」1949 年 2 月 10 日付（「フィリピン遺骨」）。なお、その後の調査報告には台湾人の判明分のものもみられる。

⁹⁸ 復員局長より外務省管理局長宛公信一復第 2705 号「比島から還送された遺体の処理に関する件」1949 年 2 月 25 日付（「フィリピン遺骨」）。

⁹⁹ 前掲、「比島から還送された遺体処理に関する第 8 軍司令部宛報告の件（其の三）」。

¹⁰⁰ 復員局連絡課長より外務省管理局長宛公信連絡発第 5801 号「比島から還送された遺体処理に関する第八軍司令部宛報告の件（其の四）」1949 年 4 月 9 日付（「フィリピン遺骨」）。

¹⁰¹ 武藤武（佐世保引揚援護局内外務省連絡事務所）より武野引揚調査室長宛「比島引揚遺体引取人調査に関する件」1949 年 6 月 24 日付（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 フィリピン」第 1 巻。以下、「フィリピン①」のように略記）。

¹⁰² 引揚援護庁長官官房総務課記録係編『引揚援護の記録』（非売品、1950 年）年表 p.57。

た。佐世保引揚援護局の『局史』によれば、これを火葬場近くの景勝地に集めて塚として供養塔を建立し、「長くそのめい福を祈ることにした」とされる¹⁰³。現在も残る供養塔の裏面には由来が刻まれており、そこには「比島より還送の遺体四五一五柱及開局以来当地に於て火葬に附したものの残骨」を埋葬したとある。実際、フィリピンから送還された遺体や遺骨以外に、復員・引揚船の船中や上陸後に佐世保引揚援護局内で死亡し火葬処理が行われたものは、1948年6月までに軍人・軍属と一般邦人をあわせて3,793人（内訳：軍人・軍属＝382人、一般邦人＝3,411人）にのぼった¹⁰⁴。供養塔はこれらの残骨と遺灰を埋葬した場所に建立されたのであり、この場所は地名から「釜墓地」と呼ばれるようになった。

1950年5月1日に佐世保引揚援護局が閉局すると、釜墓地を含むその跡地は1957年9月まで警察予備隊ないし保安隊・自衛隊の針尾駐屯地として使用された。この間隊員による自発的な清掃や「墓前祭」が行われることもあったが、次第に供養塔の存在も、またフィリピンからの遺骨帰還という事実自体も風化し、釜墓地は忘れられた存在となった。

こうした状況に対して火葬現場係長であった平井富雄は1957年に、援護局の閉局以来「一度の法要も行われず、ただ荒れ果てるままに任せて、まったくの無縁墓地と化した」とうったえる嘆願書を各方面に送付した¹⁰⁵。また同年9月の参議院外務委員会では、平井の証言に基づいて、フィリピンから送還された遺骨が「放置」されているとの状況が指摘された¹⁰⁶。

その後、平井の嘆願に共鳴した僧侶たちが托鉢を行い、1959年10月には釜墓地に慰霊碑を建立し、1964年10月には本仏寺という御堂と梵鐘を建設するに至った。そして1965年から翌66年にかけては慰霊祭が実施され、佐世保市長や陸上自衛隊相浦駐屯地司令が参列するなどしたが、1967年1月に平井が急死したことで、以後慰霊祭は中断となった。

¹⁰³ 前掲、『局史』下巻、p.117。

¹⁰⁴ その約84%（3,192人）は1946年中のものであり、死因は栄養失調症が最も多く、その他肺結核、コレラ、脚気によるものが多かった。佐世保引揚援護局では一日平均20数人、時には70から80人もの遺体を火葬処理していた。約9割を占める一般邦人の遺体については、火葬後、局内通夜室内の遺骨安置室に祭壇を設けて保管し、東本願寺特派の僧侶によって供養された。そして遺族が判明したものは直接または間接的に（郵送ないしは市町村長を通じて）引渡し、遺族不明のものについては、ラジオ・新聞などを利用して調査を実施した。1948年の時点で、引取り手のない遺骨は141柱であったと記録されている（前掲、『局史』上巻、pp.76-77）。

¹⁰⁵ 「火葬責任者の「嘆願書」」（前掲、『戦後なき遺体』pp.40-43）。

¹⁰⁶ 参議院外務委員会議事録（1957年9月11日）。

そしてその頃、周囲の工業団地建設などにより釜墓地に通ずる道が分断されるなどしたため、その後は荒れ放題の文字どおり忘れ去られた墓地となった¹⁰⁷。

こうした状況に変化が訪れたのは、1980年代になってからのことである。1982年6月に長崎博愛会の宮内雪夫理事長（長崎県議会議員）が中心となって戦没者釜墓地護持会（現・佐世保釜墓地戦没者護持会）が結成され、同年より慰霊祭が再開されることとなった。結成当初より護持会がその活動において慰霊祭とともに重視したのが、フィリピンから送還された遺体（遺骨）の行方を明らかにすることであった。

1982年8月、本仏寺に残されていた名簿（米軍から交付された連名簿をローマ字のまま書き写したもの）が大阪で開催された読売新聞社主催の「戦争展」に出陳された。このことが『読売新聞』紙上にて大きく報じられたことにより、釜墓地の存在は一躍注目を浴びることとなった。「戦争展」では名簿のコピーが複数部用意され、名簿の存在を知った遺族たちが押し寄せて熱心に肉親の名前を探す光景が見られた¹⁰⁸。

「戦争展」に先立ち護持会では同年7月に、フィリピンから送還された遺体（遺骨）の行方について厚生省に照会していた。その結果、翌8月に同省から、名簿上で氏名不詳（unknown）であった554柱と遺族不明とされた82柱の合計636柱を、1959年3月に千鳥ヶ淵戦没者墓苑へ納骨したとの回答を得た¹⁰⁹。そうであるならば、残りの4,186柱は遺族のもとへ「帰った」という計算になるが、この数字に疑問を抱いた護持会や『読売新聞』、ルポライターの小西龍造らが、遺族へ伝達済みとされる遺骨の行方について追跡調査を行った。その結果、『読売新聞』が厚生省から入手した「比島還送遺体交付先連名簿」をもとに遺骨が伝達済みとされた山梨と群馬の遺族を調査したところ、16の遺族のうち実際に遺骨が「帰ってきた」との回答を得たのは、わずかに3遺族であったことが判明した¹¹⁰。小西もまた名簿に記載のあった遺族のほとんどが実際には遺骨を受け取っていないとの調査結果を発表し¹¹¹、この問題は1984年6月の衆議院社会労働委員会でも取り上げられたが¹¹²、政府からは先の護持会への回答以上の答弁はもたらされなかった。

¹⁰⁷ この間の経緯は、前掲、『慟哭の釜墓地』pp.34-35。

¹⁰⁸ 『読売新聞』1982年8月14日付、同16日付。

¹⁰⁹ 前掲、『慟哭の釜墓地』pp.32-33。

¹¹⁰ 読売新聞大阪本社社会部編『フィリピン——悲島』（読売新聞社、1983年）pp.9-34。

¹¹¹ 前掲、『戦後なき遺体』。

¹¹² 衆議院社会労働委員会議事録（1984年6月28日）。また、衆議院社会労働委員会（1991年5月31日）でも釜墓地の問題が取り上げられた。その中では、小西が約400の遺族を調査した結果、遺骨が遺族のもとに届けられたと確認できたのはわずか1人であったとの

しかしその後、残されていた名簿に姉の名前を発見した若尾静子が改めて厚生省に照会した結果、同省は納骨済みと護持会へ回答した 636 柱に加えて、氏名は判明したものの伝達先不明とされた 758 柱についても、1965 年 3 月に他の遺骨とともに千鳥ヶ淵戦没者墓苑へ納骨したという事実を初めて明らかにした¹¹³。したがって公的な記録によれば、フィリピンから送還された遺体（遺骨）のうち、遺族へ伝達されなかったものが実際には少なくとも合計 1,394 柱も存在していたということになる。これは全体の約 30%にあたる数字であり、送還された戦没者のおよそ 3 人に 1 人は遺族のもとに「帰らなかった」という計算となった。

このように、護持会等の調査活動がきっかけとなり、フィリピンから送還された遺体（遺骨）の行方に関して新たな事実が判明したが、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨された遺骨のなかに氏名が判明している遺骨も含まれているという事実は、「偽りの無名戦没者墓苑」として大きく報道され¹¹⁴、遺族の不信を招く結果をもたらした。それはすなわち、本土に「還ってきた」氏名判明の遺骨のうち、遺族のもとへ「帰らなかった」遺骨がまだ他にも存在するのではないか、そしてそれらは遺族の知らないうちに墓苑へ納骨されたのではないか、という不信である。

第 8 章で詳しくみるように、墓苑に納める遺骨の範囲に関しては、「墓」の建設を決定した 1953 年 12 月の閣議決定『「無名戦没者の墓」に関する件』において、「政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことのできないもの」であることが明記されていた¹¹⁵。政府当局者は「墓」の性格を「無名」というよりはむしろ「無縁」とであると認識していたのであり、墓苑の建設に至るその後の政府当局者の説明においてもこの考え方は基本的に踏襲されていた。しかし、1959 年 3 月の墓苑設立と前後して、政府はしばしば墓苑に納骨される遺骨は「すべて氏名の判明しないもの」とであるという説明をくりかえしていた¹¹⁶。

あるいはこれらの説明が示すように、墓苑創設時に納骨された遺骨については実際にす

報告が紹介されている。

¹¹³ 『毎日新聞』1985 年 8 月 9 日付。

¹¹⁴ 同上。

¹¹⁵ 閣議決定「「無名戦没者の墓」に関する件」1953 年 12 月 11 日（「戦没者墓苑建設の経緯 資料その二」情報公開法による開示文書（環境省））。

¹¹⁶ 例えば、厚生次官による経過報告（田辺繁雄厚生事務次官「千鳥ヶ淵戦没者墓苑の建設に関する経過報告」1959 年 3 月 28 日）では「すべてが氏名の判明しないもの」と説明され、また 1984 年当時の同墓苑の掲示板も「いずれも氏名の判明しないもの」と説明していた。

べて氏名の判別しないものであると認識されていたのかもしれない。そして第2回目の納骨が創設から6年後の1965年3月であったことから（その後今日まで毎年納骨を実施）、その間において、創設当時になされた「氏名の判明しないもの」という説明がそのまま浸透し、既成事実化していったとも考えられる。実際、釜墓地をめぐる問題が提起された1984年頃の墓苑の看板には「ここに納められている御遺骨は〔中略〕いずれも氏名の判明しないものであります」との説明が掲示されていた¹¹⁷。

いずれにせよ、後で詳しくみるように、「無名」か「無縁」かで、納骨される遺骨の範囲が異なっていたのであり、墓苑創設時に曖昧にされたこの問題は、遺骨の帰りを待つ遺族にとっては決定的に重要であった。その意味で、遺骨の行方をめぐる遺族たちの指摘は、戦後30年近くを経て、墓苑の意味そのものを問い直す契機になったといえる。

釜墓地からの問いは遺骨の行方のみならず、そもそもなぜ遺体（遺骨）送還の事実が遺族に伝わらなかったのか、という点にも向けられた。その結果、米国側の誠意ある協力のもと、日本側の周到な準備によって遺体（遺骨）が迎え入れられ、職員の熱意によって火葬や遺骨伝達の作業が行われたという、これまでみてきた公文書等の一次史料から再構成される遺骨帰還のストーリーそのものに対しても疑問の目が向けられている。

フィリピンからの遺体（遺骨）の送還は、次章でみるように講和にともない遺骨収容問題が国民的な関心事となるより前に、海外に埋葬された多数の戦没者の遺体（遺骨）が日本に帰還した唯一の事例であった。しかし、約5千体（柱）という規模や大がかりな火葬作業、周到な日本政府の準備体制と米国側の協力といった当時としては画期的な出来事であったにもかかわらず、常にマスコミの注目を浴びて「賑やかな帰還」となった1950年代の沖縄・硫黄島への遺骨調査や南方への遺骨収集団の派遣とは対照的に、「静かな帰還」と形容されるべきものとなった。これを伝える報道も限られており、ほとんどの日本人はこの帰還の事実について認識していなかったものと思われる。

この点に関して当初日本側が計画したように、日本側の要員がフィリピンの現地を訪問して遺体を発掘し、その帰還を実現することができたならば、あるいは国民的な関心事として注目を集めることとなったかもしれない。しかし結果として「静かな帰還」となった背景には、フィリピン側が日本人の入国を好まなかったことに加え、「公葬等について」の通達にみられたように、占領下の日本において、遺骨の送還に際して政府や地方自治体の

¹¹⁷ 前掲、『毎日新聞』1985年8月9日付。なお、2015年現在は、「ここに納められている御遺骨は、〔中略〕いずれも遺族に引き渡すことのできないもの」となっている。

主催による慰霊祭の実施や盛大な出迎え式が実現困難であったという、時代的な制約があったといえる。

以上の経緯を鑑みると、フィリピンからの遺体（遺骨）の帰還が、まさに「静かな帰還」であったがゆえに、帰還に関する記憶を政府と遺族との間で同時代的に共有しえなかったことがその後の不信を増大させる要因になったと考えられる。終戦後、国民全般における戦没者に対する関心は低下し、時には冷淡とさえいえる傾向を帯びるようになった。こうした状況は、講和後に海外戦没者の遺骨の帰還が国民的関心事として共有されて、ようやく改善の方向へ向かうことになる。その意味では、1949 年 1 月という帰還のタイミングは、結果として政府と遺族の双方にとって不幸な結果をもたらす要因となったといえる。

なお、護持会では名簿をもとに、今日も独自に遺族調査を続けており、2014 年 2 月の時点において 573 人の遺族が判明しているが、そのうち明確に遺骨が届けられたという遺族は皆無であるとの立場をとっている。

第4章 サンフランシスコ講和と遺骨収集団の派遣をめぐる日米交渉

第1節 海外戦没者への関心の高まりと遺骨調査団の派遣

(1) 海外戦没者への関心の高まり

戦没者やその遺族をめぐる状況にとって一大転換点となったのは、1951年9月のサンフランシスコ平和条約の調印であった。調印直後の9月10日には、政教分離の建前のもと、占領政策によって課された戦没者の慰霊行事に関する制約を解除する文部次官・引揚援護庁次長通達（「戦没者の葬祭などについて」）が出された¹。これにより、それまで制限されていた慰霊祭への知事・市町村長・公務員の列席や、遺骨伝達式への遺族以外の一般人の参列などが認められるとともに、遺族への引渡しが不能な遺骨のために地方公共団体が簡素な墓または納骨施設を造ることも認められた²。

同年10月18日には、吉田茂首相が公の資格で靖国神社を参拝したが、これは1945年10月23日の幣原喜重郎首相以来、6年ぶりのことであった。さらに終戦後に停止・制限された戦没者遺族に対する援護再開の動きもみられた。1951年10月15日には次官会議で戦傷病者や戦没者遺族に対する援護について適切な措置を策定すべきことを決定し、援護法を準備するための審議室が引揚援護庁内に設置された³。

こうしたなか、未帰還となっている海外戦没者の遺骨収容問題にも注目が集まった。平和条約の調印を伝えた『朝日新聞』は同日の紙面で「“南海の生存者、引取りへ／孤島、密林に数千？／野ざらしの遺骨も収容」との見出しで、講和後に日本が取り組むべき課題として、南方に残留する日本兵の帰還とともに、「野ざらし」となっている未帰還の遺骨

¹ 文部次官・引揚援護庁次長より都道府県知事宛通達文宗第51号・発総第476号「戦没者の葬祭などについて」1951年9月10日（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）」）。以下、「諸外国」と略記）。

² 各都道府県において建設された戦没者の納骨施設に関しては、「都道府県別 戦没者の納骨施設の概況」1954年4月（「戦没者墓苑建設の経緯 資料その三」情報公開法による開示文書（環境省）。以下、「戦没者墓苑建設の経緯 資料その三」のように略記）。1954年5月には、引揚援護局長より各都道府県知事宛公信援発第131号「戦没者納骨施設の状況について」1954年5月12日付。「戦没者墓苑建設の経緯 資料その五」。また、この指摘については、長志珠絵『占領期・占領空間と戦争の記憶』（有志舎、2013年）pp.208-213。

³ 厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』（1955年）pp.162-163（以下、編者名は省略）。なお、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」は1952年4月30日に成立した（法律第127号）。

収容を促進すべきであると指摘した⁴。それから一週間後の同紙「天声人語」は、「遺骨がわりに一握の砂や石ころや木片を押しつけられた遺族にとっても、せめて講和後には、わが子、わが父、わが夫の息をひきとった地から、在りし日のうつそみの一片と覚しきものを受取りたいのは人情」であるとして、講和後の日本は「民族の落穂拾いの行脚を始めるべき」と遺骨収容の早期実施をうったえた⁵。

これらの記事がきっかけとなって、9月末には「南方遺骨引揚促進会」や「南方遺骨引揚協議会」などの民間団体が相次いで発足した。その中心の一人となったのが、海軍報道班員として南方各地を視察し、フィリピンで収容所生活を送った経験を持つ芥川賞作家の寒川光太郎であった。寒川は9月10日付の『朝日新聞』の記事のなかで、白骨が散乱するフィリピン・コレヒドール島の状況を伝え、「それらの骨を拾って、吊ってやれる日が待ち遠しい」とうったえていた。この記事に対する反響は寒川の予想をはるかに超えたもので、彼のもとには遺骨が帰らない、あるいは「空の遺骨箱」が届けられた遺族たちから多数の手紙が舞い込んだ。やがて寒川は、それらの遺族のもとを訪ねて彼らの抱える様々な問題を突きつけられ、苦悩していくことになる⁶。

国会もまたこの問題に敏感に反応した。10月29日、秘密会として開催された参議院の在外同胞引揚問題に関する特別委員会で、引揚援護庁や外務省の担当者から初めて南方の生存者や戦没者の遺体・遺骨の状況が明らかにされた。これを受けて11月9日、長島銀蔵委員長はGHQのシーボルト外交局長を訪ねて「南方地域への遺骨調査団派遣に関する懇請書」を提出し、同局長からは「同情ある考慮」が言明された⁷。

さらに1951年末から1952年にかけては、日本宗教連盟（安藤正純常任顧問）と日本赤十字社（島津忠承社長）が中心となり、木村忠二郎引揚援護庁長官、安井誠一郎都知事、藤山愛一郎日商会頭らを巻き込んで、遺骨収容に関する官民一体の国民運動の受け皿となる団体の設立が模索された。団体設立のための準備委員会では、「海外戦没者遺骨奉還慰霊委員会」の立ち上げ、政府予算と国民の奉仕による遺骨収容計画への協力と、中央および地方における慰霊祭の実施、慰霊碑の建立などが検討された⁸。

⁴ 『朝日新聞』1951年9月10日付。

⁵ 『朝日新聞』1951年9月17日付。

⁶ その状況については、寒川光太郎『遺骨は還らず』（双葉書房、1952年）。

⁷ 参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会議事録（1951年11月1日）、『朝日新聞』1951年10月30日付、前掲、『続・引揚援護の記録』p.163。

⁸ 『朝日新聞』1951年12月22日付、同27日付、1952年2月5日付。

(2) 硫黄島・沖縄への遺骨調査団の派遣

こうしたなか、1951年10月になって戦没者慰霊と遺骨収容を目的とした硫黄島渡航計画が旧軍人によって進められていることが報じられた⁹。日米両軍に多数の犠牲者をもたらした硫黄島の戦闘における日本人戦没者は約2万1,900人にのぼり、生存者はわずかに1,083人であった。これら硫黄島の戦没者に対する慰霊を終戦直後から米軍側へうったえていたのが、和智恒蔵元海軍大佐であった¹⁰。

和智は、1944年3月から同年10月まで硫黄島警備隊司令として硫黄島の守備の任にあっていた。その後、海軍水雷学校教官を経て鹿児島県の第32突撃隊司令に赴任したため戦死を免れたが、終戦後は仏門に帰依して硫黄島戦没者の供養と遺族救済の活動に取り組むこととなった。

和智が初めて硫黄島への渡航申請を提出したのは、1945年11月のことである。武装解除を実施するため鹿児島県に進駐してきた米海兵隊大隊長ヘイワード(Richard L. Hayward)中佐に対して和智は、自分は僧侶になって硫黄島に渡り戦没者の供養をしたいと申し出た。自らの部隊も硫黄島攻略戦に参加し、多くの死傷者を出したというヘイワードは和智の申し出に賛同し、申請書を提出するよう勧めてその斡旋をした。英文の申請書の中で和智は、自らの経歴を明らかにし、硫黄島の戦闘で多数の戦死者を出したことに對して強い道義的責任があるとの心情を吐露するとともに、硫黄島での慰霊祭実施と慰霊碑建立について許可を求めた¹¹。申請書は11月10日付で提出されたが、その回答は届かなかったようである¹²。

和智はその後も1947年6月¹³、1949年5月¹⁴、1951年2月¹⁵に終戦連絡中央事務局等

⁹ 『朝日新聞』1951年10月1日付。

¹⁰ 和智の生涯については、上坂冬子『硫黄島いまだ玉砕せず』（文藝春秋、1995年）を参照。同書は、和智家に遺された各種資料のほか、米国立公文書館の公文書資料に基づいて記述されている。

¹¹ 栃木新聞社編『硫黄島洞窟日誌 摺鉢山山頂に哭く和智恒蔵師』（栃木新聞社、1952年）pp.8-11。ロバート・D・エルドリッジ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』（南方新社、2008年）pp.368-369。

¹² Letter from Wachi to Hayward, 10 Nov. 1945（外務省外交史料館所蔵「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）」第1巻。以下、「米国①」のように略記）。

¹³ Memorandum from CLO to GHQ, “Request for Permission to Visit Iwo-Jima for Religious Service for the Dead,” 6 June 1947（「米国①」）。

¹⁴ Letter from Ryohei Onishi (Chief Priest of Kiyomizu Temple) to SCAP, “Petition

を通じて同様の申請を行った。しかし、これらはいずれも GHQ によって却下された。その理由は、日本人の海外渡航を制限する占領政策に鑑みて、慰霊目的のために個別に渡航を許可することは現状において好ましくないというものであった¹⁶。硫黄島は 1946 年 1 月 29 日付の SCAP 指令 (SCAPIN-677) で政治的・行政的に日本から分離されていた。

しかし、前章でみた 1947 年 4 月の SCAPIN-1609 を皮切りに、海外渡航制限は徐々に緩和されていた。1950 年 1 月 5 日付の SCAPIN-2072 では、海外渡航の許可申請について外務省を経由して SCAP に提出することが認められ、これにより日本政府は再び本格的に海外渡航事務に参画することとなった。さらに 1951 年 6 月 2 日付の SCAPIN-2155 により、永住目的の者に対する旅券発給および「所持人の通行の自由及び保護依頼」の文言を日本政府の名において旅券に記載して差し支えないことなどが認められた。そして平和条約が調印されると、旅券発給の許可権限を日本政府に移管するとの GHQ の意向が示された。これを受けて、1951 年 11 月 28 日に旅券法が制定・公布され (12 月 1 日施行)、日本政府は自主的に旅券を発給することが可能となった¹⁷。

このように海外渡航制限の緩和が進展するなかで、和智が提出した 1951 年 5 月 27 日付の第 5 回目の申請¹⁸に対して、GHQ 民間情報教育局長のニュージェント (D. R. Nugent) から初めて好意的な回答が寄せられた¹⁹。

和田による 5 回目の申請の 3 週間前、戦後 4 年間にわたって硫黄島の洞窟に潜伏した後米軍に投降して日本に帰国した和智の元部下が、日記帳を探すために特別に硫黄島に再渡航し、その時に同島の摺鉢山から飛び降り自殺をするという事件が発生していた。このこ

Concerning the Dispatch of a Buddhist Priest for Consolation of the Spirits of the Japanese War Dead,” 13 May 1949 (「米国①」)。

¹⁵ Letter from K. Onishi (Chief Executive Priest Byakuren-Sha) to SCAP, “Repatriation of the Relics of the War Dead Abroad,” 5 Feb. 1951 (「米国①」)。

¹⁶ 1947 年 6 月 6 日付の申請に対して GHQ は、「日本人の海外渡航に関する現在の政策に鑑み、お申し出の目的で特定の個人の渡航を許可することはできない」と回答した

(Memorandum from GHQ to Japanese Government, “Request for Permission to Visit Iwo-Jima for Religious Service for the Dead,” 12 June 1947 (「米国①」)。

また、1949 年 5 月 13 日付の申請に対しては単に、「現時点において好意的に考慮することはできない」と回答している (Letter from K. B. Bush (Brigadier General, AGD, GHQ) to Tatsuo Satomi (Managing Director, Buddhist Federation), 9 Nov. 1949 (「米国①」)。

¹⁷ 旅券法研究会編『逐条解説 旅券法』(大蔵省印刷局、1999 年) pp.16-17。

¹⁸ Letter from Jushoan Koami to SCAP, “Request for Permission to Visit Iwo-Jima for Religious Service for the War-dead,” 27 May 1951 (「米国①」)。

和智は得度して「寿松庵恒阿弥 (Jushoan Koami)」と名づけられた。

¹⁹ Letter from Nugent (Chief, CIE Section, GHQ) to Jushoan Koami, 4 July 1951 (「米国①」)。

とは、和智が 5 回目の申請書を提出する直接の動機となった²⁰。申請書の中で和智は、自殺を遂げた元部下は「戦歿せる戦友の靈魂によつて誘致され」たとの解釈を示し、「同島には今なお戦歿日本軍将兵の靈魂が供養されざるまま怨霊として漂い残留するものと考えられる次第なり」と述べていた。

この事件がどの程度影響を与えたかは不明であるが、ニュージエント局長は、日本人の海外渡航についてはすでに日本政府の外務省当局がその管理権限を有していることを指摘し、渡航手続等について当局と協議すべきとの考えを示した。そのうえで、GHQ は和智の「宗教的動機を十分に理解し、日本人の海外戦没者の遺体処理の適切な計画につき考慮する準備がある」と回答した。これを受けて和智は「硫黄島戦歿日本軍将兵遺骸整理並に供養実施方案」を添えて、7 月 18 日、外務大臣および引揚援護庁長官等に宛てて正式に硫黄島への渡航申請書を提出した²¹。

和智からの申請を受けて引揚援護庁と外務省はこの問題に関する検討を開始し、8 月 20 日の打合せ会議で現地の実情調査のために硫黄島派遣を取り計らうことを決定した²²。特に引揚援護庁は和智の申し出について、「誠に奇特なこと」で「当局としても大いに支援致し度い」とし、この問題は一私人ないし一宗教法人に任せるべきものではなく、「国家として処理すべきもの」との認識を示した。そして「政府からも責任者を同島に派遣し状況を調査せしめる必要がある」として、同庁復員局の事務官 2 名を同行させることとなった²³。

9 月 17 日、外務省は、和智および政府職員による硫黄島への渡航許可と現地調査時における便宜供与を求める公信を SCAP に宛てて送付した。そのなかで「本件は日本国民の習慣に鑑み極めて重要な問題である」と指摘し、政府職員が和智に同行して「日本軍戦没将兵遺骸の埋葬及び引取の方法」について研究することは「時宜に適している」と述べて、日本政府として遺骨収容問題に対して積極的に取り組む姿勢を示したのである²⁴。

その後 SCAP からは 12 月 3 日付で硫黄島への渡航を「原則的に許諾する」旨が伝えられた。ただし、「来島の趣意は調査に過ぎない」として今回は「些小の発掘」(only token

²⁰ 前掲、栃木新聞社編『硫黄島洞窟日誌』pp.15-18。

²¹ 寿松庵恒阿弥より吉田外務大臣宛「戦没日本軍将兵遺骸整理並びに供養の為硫黄島に渡島の件申請」1951 年 7 月 18 日付（「米国①」）。

²² 「南方地域に於ける遺骨処理に関する第一回打合会議報告」1951 年 8 月 20 日（「諸外国」）。

²³ 引揚援護庁復員局長より外務省管理局長宛公信復第 6 号「硫黄島に戦没者遺骸の状況調査のため職員派遣について」1951 年 9 月 8 日付（「米国①」）。

²⁴ 外務省より連合国最高司令官宛公信 FOM 第 2045 号「戦没日本将兵の供養並に遺骸整理に関する調査のため硫黄島に渡島の件」1951 年 9 月 17 日付（「米国①」）。

disinterment)にとどめることとし、本格的な遺骨収容の実施は日米両国政府が遺骨の引き取りに関する全面的政策に合意するまで延期すること、遺骨の搜索は米軍司令官が必要と認める制限内において行うことなどの条件もあわせて伝えられた²⁵。この回答を受けて引揚援護庁と外務省は、渡航日程および硫黄島滞在中の行動予定に関する詳細な計画を立案し、翌年1月14日付で最終的な承認を受けることとなった²⁶。

こうして1952年1月25日、和智は復員局の職員で旧軍人（元中佐）の2名およびメディア関係者2名とともに、米軍のLST（戦車揚陸艦）済和号で硫黄島に向けて出発した。最初の申請から実に足掛け7年の歳月を経ての渡航実現であった。

1月30日、硫黄島に上陸した一行は、それから約一か月間同島に滞在し、島の全域にわたって遺骨調査と慰霊祭を実施した。当初の予想と異なり、米軍の硫黄島基地指揮官ヤングス（Maurice F. Youngs）空軍少佐は一行に対して終始協力的で、和智が「立入禁止区域があったら指示せられたい」と述べたのに対して「何処へ行っても、また入っても結構である」と即答したという²⁷。これにより、米軍基地施設の敷地内や通常は米兵さえも立入禁止となっている摺鉢山の山頂にも出入りして調査を進めることができた。

しかし、上陸後の和智がまず最初に驚いたように、島の様子は彼が滞在した頃とは一変しており、日本軍が駐留していた当時の旧道は跡形もなく、猛烈な勢いでジャングル化が進んでいた²⁸。遺体や遺骨の搜索、特に白骨が多く残存していると考えられた洞窟の発見は著しく困難で、多数の不発弾や高温で有毒な硫黄ガスなどによる危険もともなった。それでも一行は、約20の洞窟で約800体の遺体を確認し、そのすべてを火葬した。そして特別に許可を得た38柱の遺骨と若干の遺品を持ち帰ることとなった²⁹。

また、僧侶でもある和智は、洞窟で遺体や遺骨を見つけるごとに読経して戦友たちの霊を慰めた。硫黄島への渡航にあたって和智は、2体の観音像を持参しており、そのうち石

²⁵ GHQ 外交部より外務省宛覚書「戦死日本人の慰霊祭執行及び遺骨遺品回収のため硫黄島へ宗教代表及び政府代表派遣に関する件」1951年12月3日付（「米国①」）。

²⁶ Memorandum from Niles W. Bond (Deputy Chief, Diplomatic Section, GHQ) to MOFA, “Request for Sending Religious and Governmental Representatives to Iwo Jima to Conduct Religious Services and Collect Remains and Relics of the Japanese War Casualties, 14 Jan. 1952（「米国①」）。

²⁷ 「硫黄島の遺骨調査に関する報告」1952年2月21日（前掲、『続・引揚援護の記録』所収、p.168）。

²⁸ 前掲、栃木新聞社編『硫黄島洞窟日誌』p.33。

²⁹ 硫黄島滞在中の調査団の活動については、前掲、「硫黄島の遺骨調査に関する報告」pp.164-170。

造りの観音座像を島の北海岸に、金色の平和観音像を死闘が繰り広げられた摺鉢山の山頂に建立したいと米軍側に申し入れた。金色の観音像に関しては、米軍はその建立を許可したものの、山頂は避けるようにとの指令があり、結局摺鉢山の山麓に建立することとなった。山頂にはすでに米国によって星条旗と記念碑が建てられており、和智ら一行は2月1日、山頂で日米戦没者のために法要を行った。両観音像の除幕慰霊法要は2月10日、ヤングス少佐をはじめ米軍関係者も多数出席して、それぞれ盛大に行われた³⁰。

一行は、2月28日に硫黄島を離れ、3月3日、九州八幡港に到着した。

こうして和智の宿願であった硫黄島への慰霊と遺骨調査の旅はひとまず終わりを告げた。調査団の報告では、本格的な作業によって今後収容可能な遺骨は約3千柱と推計していた。現地の風化状況を目の当たりにした調査団は「本格的遺骨収容の作業は、一日も早く行すべき」であり、この3千柱という数は「決して、少ないものではない」と指摘した³¹。

和智をはじめとする調査団のメンバーが特に強調したのは、遺体や遺骨が存在するのは手の届きにくい密林や洞窟などであり、硫黄島全域において地表面で発見し得る例は極めて少なかったという点であった。この点に関して衆議院の海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で帰国報告をした引揚援護庁の職員は、次のように証言した。

硫黄島は白骨の島である、全島至るところに白骨がごろごろころがつている。まるで死んだ島である、死の島であるという印象をお持ちの方がもしありといたしますれば、私はその人に対して躊躇なく、それは間違っている、そんなところではないとはつきり申し上げたい。³²

地表面で白骨が見当たらない理由について政府職員は、戦後、米軍や現地の建設会社で働く日本人作業員たちによって整理・埋葬されたことなどを挙げたが、同職員がこの点を強調したのは理由があった。

すでにみたように、硫黄島への遺骨調査団派遣は海外戦没者への国民的関心が高まるなかで行われたが、この頃になると太平洋戦争の激戦地であった旧戦場の戦後の状況が少しずつ明らかになってきていた。1951年末には硫黄島やウェーク島、グアム島を訪れた民間

³⁰ 同上、p.166。前掲、栃木新聞社編『硫黄島洞窟日誌』pp.44-46。

³¹ 前掲、「硫黄島の遺骨調査に関する報告」p.167。

³² 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録(1952年3月10日)。

人によって遺骨が野ざらしになっている状況が報告され、その様子は『白骨の島』³³という書籍にまとめられて大きな反響を呼んだ。

また、和智一行に同行したメディア関係者は2人に限られていたので、主要全国紙の記者やカメラマン、漫画家など21名が和智一行の硫黄島到着（1月30日）と同じ日にチャーター機で島を訪問し、数時間滞在して島の現状取材した。その時の模様は、1月31日付の各紙で白骨の写真などとともにセンセーショナルに報道された。各紙の第一面には、「“死の島、硫黄島／消えぬ悪夢の跡”（『読売新聞』）、「硫黄島に英魂を悼む／道路に埋む白骨の砂」（『毎日新聞』）といった見出しが躍った。これらの記事を読んだある女性からは、「むごたらしく草むらに散らばっている白骨の写真や報道をみて、鼻をつまらせて何度も読み返しました」という声が寄せられている³⁴。

こうした報道は国内のみならず米国側にも伝わり、その真偽を確認するために、和智の滞在中、硫黄島を管轄するグアム島駐留の米太平洋艦隊司令部からコリス（J. L. Collis）海軍大佐が派遣されてきた。これらの報道は「日本でのアメリカの権威を著しく損なわせ」るものと考えられたからである³⁵。コリスの聴取に対して和智は、「新聞記事の傾向というものは何処の国でも同じように或る種の誇張的筆勢がある場合がある」と釈明したが³⁶、調査団の報告では、このことが「非常なる好意をもつて、重要な島をオープンにした米側に対しても、非常なる悪影響を及ぼしたのではなかろうか」と繰り返し懸念していた³⁷。その意味では、調査団が「白骨の島」あるいは「死の島」という印象を打ち消そうとしたのは、国民向けであると同時に、米国に対するメッセージでもあったと考えられる。

さて、硫黄島への派遣決定と前後して、沖縄への調査団派遣についても日本政府とGHQとの間で調整が進められ、引揚援護庁復員局から3名の調査員が派遣されることとなった。「鉄の暴風」として知られる激戦により民間人にも多くの被害を出した沖縄戦における日本人戦没者は、約19万人（軍人・軍属約9万6千人、民間人約9万4千人）と推計されている³⁸。しかし、硫黄島と同様に終戦後本土から行政分離され、米軍の統治下にあった沖縄の戦没者処理について日本政府は、その実態をほとんど把握していなかった。

³³ 萩原穎雄『白骨の島』（蒼樹社、1952年）。

³⁴ 『朝日新聞』1952年2月3日付。

³⁵ 前掲、エルドリッジ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』p.370。

³⁶ 前掲、栃木新聞社編『硫黄島洞窟日誌』pp.36-37。

³⁷ 前掲、「硫黄島の遺骨調査に関する報告」p.165, 169。

³⁸ 沖縄県生活福祉部援護課編『沖縄の援護のあゆみ——沖縄戦終結50周年記念』（1996年）p.56。

最後の陸軍省高級副官で、引揚援護庁復員局の美山要蔵元大佐を団長とする調査団一行は、1952年3月15日に東京を出発し、同22日に那覇に到着、4月18日に帰京した。沖縄滞在中、一行は激戦地となった現在の糸満市を中心とする「島尻」とよばれる沖縄県南部をはじめとして、伊江島や慶良間群島などの離島を含む広範囲にわたって各地の遺骨処理や納骨所の管理状況に関する調査を行った。

ここで注目されるのは、この沖縄への調査団派遣に際しても、硫黄島と同様の事態が発生した点である。すなわち、調査団派遣前の1952年2月上旬、沖縄から遺骨を持ち帰った民間人が沖縄での戦没者の状況について「全く野ざらしに等しい状態」などと新聞紙上で発言したことに端を発した「遺骨野ざらし」問題が生じていた。この問題に詳しい北村毅が指摘するように、当時はちょうど硫黄島の状況が新聞紙上を賑わせている時期にあたり、ともに激戦地だった硫黄島と沖縄の状況が重ねあわされて報じられた³⁹。

しかし実際には、第7章第1節で詳しくみるように、終戦直後から、沖縄では米軍の許可のもと、現地住民たちによって自発的に拾骨が行われていた。収容所があった旧真和志村（現在は那覇市に編入合併）周辺の無名遺骨約3万5千柱を納めた「魂魄の塔」や、今日観光地としても有名な「ひめゆりの塔」などは、いずれも1946年の段階で建立されたものである。戦闘が最も激しかった旧三和村（現在の糸満市南部）では、調査団の派遣時に慰霊碑がすでに17基も建立されており、そこに納められた遺骨の数も7万5千柱に上っていた。しかし、そうした事実は本土ではほとんど知られていなかった。

本土で加熱する「野ざらし」報道は、沖縄住民の反発と懸念を招いた。旧三和村村長は『琉球新報』に「日本であんな報道をされ、われわれ沖縄人は非人情の民族だと見られるのは残念なことである」との談話を寄せている⁴⁰。この報道以降、沖縄側では納骨所の補修やいっそうの遺骨収容作業を行って調査団一行を迎えることとし、一行は琉球臨時中央政府をはじめ、関係市町村や遺家族、仏教会などの全面的なバックアップのもとで調査を行うこととなった。そこには、講和により日本から切り離されることに対する沖縄の危機感と、本土の「日本人」から「非人情の民族」「道義なき国民」としてみられることへの警戒感が存在していたといえる⁴¹。

調査団の帰京後、4月22日に衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

³⁹ 北村毅『死者たちの戦後誌——沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶』（御茶の水書房、2009年）pp.85-98。

⁴⁰ 『琉球新報』1952年2月17日付。

⁴¹ 前掲、北村『死者たちの戦後誌』p.89。

会で行われた報告会の席で木村忠二郎引揚援護庁長官は、まず「遺骨の大部分は、各地に建設されてある慰霊塔の中に、住民の手によつて丁重に納められ、かつねんごろに供養されておる」ことを指摘したうえで、次のように同調査を概括した。

島民の多大の犠牲によりまして、わが将兵の遺骨が手厚い取扱いを受けておりますことは、私ども当初予想し得なかつたところでありまして、琉球政府並びに県民の御懇情に対しまして衷心から感激いたしますとともに、いささかなりともその同胞愛に報ゆるの方途を講ずべきであるということを痛感いたしましたのであります⁴²。

木村長官のこの発言は、この時点まで日本政府が沖縄戦の戦没者をめぐる実態についてまったく把握していなかったことを裏づけるものであった。

このように、平和条約の調印を契機に 1952 年 1 月から 4 月にかけて実施された硫黄島および沖縄への遺骨調査団の派遣によって、終戦から 7 年の時を経て、アジア・太平洋戦争の激戦地ないし玉砕地の状況が初めて国民の眼前にさらされることとなった。

戦時中、軍の統制によりこれらの戦場に関する情報に接する機会をほとんど与えられなかった日本国民にとって、山野に同胞の白骨が転がる写真に衝撃を受け、過敏に反応したことは無理からぬことであった。硫黄島調査団が報告したように、報道自体には「先入観とべつ見」によって「実情と違つた印象を内外に与えてしまつた」という側面があったかもしれない⁴³。しかし問題の本質は、これらの島々において目の届く範囲に白骨が転がっているかどうかということにあるのではなかった。国民にとって重要であったのは、いみじくも GHQ のリヴィスト少佐が 1946 年 11 月の時点で指摘したように、「国民が落ち着いた時、政府は果して是等戦没将兵を如何に取扱ひくれたか」という点にあったのである⁴⁴。

もちろん、占領下という制約のなかで、日本政府にできることは非常に限られており、「生存者の帰還が完遂されていない際であり、これを積極的にとりあげて推進するような状況になかつた」というのが実情であった⁴⁵。そうしたなかで、1946 年末の段階で政府が海外戦没者の遺骨処理に関する検討を開始していたことは特筆してよいだろう。しかし、

⁴² 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録(1952 年 4 月 22 日)。

⁴³ 前掲、「硫黄島の遺骨調査に関する報告」 p.169。

⁴⁴ 第 3 章第 2 節参照。

⁴⁵ 前掲、『続・引揚援護の記録』 p.161。

結果として講和に至るまでの期間、海外戦没者に対する具体的な手当が何らなされてこなかったこともまた事実であった。もし、目の届く地表面に白骨が転がっていないのであれば、それは、米兵や現地住民たちの厚意によって処理されたのであって、そこに政府は関与していなかったし、そうした事実を把握してもいなかった。「野ざらし」や「白骨の島」という表現に集約される戦没者のありようは、戦後の遺骨に対する「粗略な扱い」とあいまって、政府に対する不信と批判を増幅させることにつながりかねない問題であった。

また、硫黄島への調査団派遣はちょうど国会で警察予備隊の後継機関について論議されていた時期にもあたっていた。1952年2月1日付の『読売新聞』第1面は「防衛隊を創設／首相言明／予備隊11月切換え」との大きな見出しで記事を掲載しているが、その隣に掲げられた「社説」では、次のように論じている。

〔戦没者の〕遺骨を放置したまゝにして今日まで何らの措置をとらず、遺家族には最近に至ってようやく少額の援護費を決定して、それで事足りたかのように眼をつぶり、実際の再軍備をなしつゝもそれを再軍備に非ずと強弁しながら千八百億円という膨大な予算をもって軍備を画策している政府が、いかに無責任であり恥知らずであるかを、われわれは改めて見直し、一種の痛憤さえも感じざるをえないのである。⁴⁶

この「社説」ではさらに続けて、「政府はよろしく硫黄島の慰霊祭を機として、いまは無名戦士となっているこれらの遺骨引取りに着手し、犠牲者および遺家族対策について再検討すべき」であり、同時に「国民の側でもこれを機として平和への決意を新たにすべきである」と主張している。

また、同日付の『朝日新聞』の「天声人語」は、硫黄島は広島・長崎と同様に「日本人のみならず人類に対して戦争と平和との一大教室である」としたうえで、次のように述べている。

現地を見てきた特派員の話によると、それ〔遺骨収容〕は内地で考えるほど生やさしいことではなく、密林の遺骨探しなどは一大探検隊を要するくらいで、遺族たちの期待を満足させることは困難だろう〔中略〕にもかかわらず遺骨収容作業は鎮魂のためにも出来るだけのことはされねばならない。が、それにもまして大切なことは、いま

⁴⁶ 『読売新聞』1952年2月1日付。

生きている人間を戦場において再びかくの如き白骨と化せしめないことである。⁴⁷

このように、遺骨調査団の派遣によって可視化された海外戦没者の存在は、講和、そして経済復興へ向けて歩み出した戦後日本に対して、「戦争はまだ終わっていない」ということを想起させることとなった。海外戦没者処理の問題に対してどのように取り組んでいくべきかということは、戦後日本の平和意識のありようにかかわる問題でもあった。こうした国内から湧き上がってきた声に、日本政府はどのように応えようとしたのだろうか。

第2節 遺骨収容をめぐる日米交渉

(1) 日米交渉の開始

海外戦没者に対する関心が高まるなかで、政府は正確な戦没者数とともに未帰還となっている遺骨数の全体像の把握に努めた。今日、日本人の全戦没者概数は約 310 万人（そのうち陸海軍の軍人・軍属は約 230 万人）とされているが、この「310 万人」という数字が初めて示されたのは、戦後第 2 回目（第 1 回は 1952 年 5 月）の政府主催全国戦没者追悼式が開催された 1963 年 8 月になってからのことである⁴⁸。

終戦直後の 1945 年 9 月 4 日から 6 日にかけて開催された第 88 臨時議会において陸海軍省に提出した「大東亜戦争中陸軍関係損耗表」および「海軍関係損耗表」では、陸海軍の軍人・軍属の戦没者数について以下のように見積もられていた⁴⁹。

陸軍 戦死：31 万人（内玉砕 20 万人） 戦病死：4 万人 合計：35 万人

海軍 戦没者：15 万 7,321 人 所在不明者：1,430 人 合計：15 万 8,751 人

この数字は後に判明した実際の戦没者数の四分の一以下に過ぎず、戦時中、軍部や政府がいかに自国の損害を把握していなかったかを端的に示す資料であるといえる。したがっ

⁴⁷ 『朝日新聞』1952 年 2 月 1 日付。

⁴⁸ 秦郁彦「第二次世界大戦の日本人戦没者像——餓死・海没死をめぐって」（『軍事史学』第 42 巻第 2 号、2006 年 9 月）p.4。秦によれば、310 万人のうち、260 万人は厚労省が管理する戦没者名簿からの積算であるのに対し、一般邦人の「戦災死没者」と分類される 50 万人は総理府（現・総務省）所管の別系統の民間団体（太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会）による概略の推計で、やや精度が落ちることから、これらを合算した「310 万人」という数字は政府にとって「準公認」とせざるをえない事情があるという。

⁴⁹ 陸軍省「大東亜戦争中陸軍関係損耗表」および海軍省「海軍関係損耗表」（朝日新聞社編『終戦記録——議会への報告書並に重要公文書輯』朝日新聞社、1945 年、pp.79-81）。

て当然、未帰還遺骨数も非常に低く見積もられていたか、あるいはほとんど実態を把握していなかったものと考えられる。

その後政府は、復員部隊からの情報や各都道府県による留守家族の調査などをもとに、次第に戦没者数の実態を把握していった。1949年4月、経済安定本部は1948年末の段階における最新の統計を集約し、当時最も正確な数字として「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」を公表した⁵⁰。この報告書では、行方不明者等を含めた陸海軍の軍人・軍属の人的被害を約186万人（陸軍：約144万人、海軍：約42万人）と算出している（そのうち日本本土以外での陸軍戦没者は約113万人）。

こうして政府は次第に正確な戦没者数を把握していったが、1952年に入ると遺骨収容の具体的計画を立案するために、当時遺骨収容が困難と考えられた中国やソ連地域を除く南方諸地域の戦没者数と未帰還遺骨数についての内部資料を作成した。それによると南方における戦没者数は合計約124万人であり、そのうち未帰還となっている遺骨の数は約80万柱以上であると推計していた⁵¹。また、第15国会の答弁用に引揚援護庁が作成した資料では、南方に残されている軍人・軍属の遺体について、陸軍関係は92万、海軍関係は15万（陸上のみ）と推定している⁵²。

これらの統計資料はそれぞれ別々に作成されているため正確な比較はできないが、それでもこの調査結果により、1952年の段階でこれらの諸地域において実に平均約70%もの遺骨が未帰還であるという実態が判明したのである。なかでも硫黄島（約78%）、マリアナ諸島（約76%）、フィリピン（約82%）といった地域が非常に高い未帰還率を示していた（【表11】）。

⁵⁰ 経済安定本部総裁官房企画部調査課「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」1949年4月7日（国立公文書館所蔵「本館－4E－035-00・平17内府01073100」）。

⁵¹ 「南方諸地域における戦没者数一覧表」1952年2月9日（「諸外国」）および外務省アジア局第五課（以下、「アジア五課」と略記）「外地にある遺骨、墓地の現状と国際慣行」1952年10月15日（「米国①」）。前者の資料は引揚援護庁長官の答弁用資料として作成され、1952年2月13日に衆議院海外同胞引揚げ及び遺家族援護に関する調査特別委員会に提出された。その内容は翌14日に報道され（『朝日新聞』1952年2月14日付）、同記事では「約半数の遺骨の分骨は引揚げの際など持帰られすでに遺家族の手に渡っている」との復員局の説明も掲載されている。

⁵² 「第十五特別国会答弁資料」（寺脇隆夫編・解説『マイクロフィルム版・木村忠二郎文書資料 戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』第I期（柏書房、2010年）Reel 35, 037。以下、『戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』と略記し、リール番号とコマ番号を表記）。

【表11】南方諸地域における戦没者数と未帰還遺骨数(1952年時点)

(単位:柱)

地域	戦没者数	未帰還遺骨数	未帰還率
硫黄島	21,925	17,115	78.1%
沖縄	86,627	57,399	66.3%
アッツ島	4,061	1,078	26.5%
マリアナ諸島	79,813	61,006	76.4%
カロリン諸島	42,111	18,558	44.1%
マーシャル諸島	21,906	13,193	60.2%
フィリピン	470,117	383,452	81.6%
ニューギニア・インドネシア	194,073	115,458	59.5%
ソロモン・ビスマルク諸島	109,704	56,747	51.7%
ボルネオ	15,916	8,831	55.5%
マライ	11,708	5,068	43.3%
タイ	4,898	2,385	48.7%
ビルマ	161,822	80,400	49.7%
仏領インドシナ	10,621	3,015	28.4%
総計	1,235,302	823,705	66.7%(平均)

出典:引揚援護庁長官の議会説明用史料(1952年2月16日)およびアジア五課「外地にある遺骨、墓地の現状と国際慣行(1952年10月15日)別表より作成。

第3章第2節でみたように、これらの海外戦没者の遺体・遺骨の処理方法として政府は1946年11月以来、できるだけ国内に送還するという「内地還送」の方針を原則とすることを検討していた。しかし、平和条約の調印を契機として浮上してきたのが遺骨を国内に送還せず現地に墓地を設定して管理する「現地埋葬」という選択肢であった。

サンフランシスコ平和会議を目前に控えた1951年8月20日、引揚援護庁及び外務省の担当者による「南方地域に於ける遺骨処理」に関する第1回目の会議が開催された⁵³。ここでは、海外における遺骨処理問題に関する処理方針と関係各国への要求事項、および対象となる地域ごとの計画案を早急に作成し、検討することを決定していた。

この決定を受けて1951年9月20日付で引揚援護庁が新たに作成した処理方針では、最初に「一般処理方針」として以下の方針を掲げ、すでに日本人戦没者が埋葬されている海外の墳墓については改めて発掘せず、当該地の所管国にその管理を委託することを柱に据えた⁵⁴。

⁵³ 「南方地域に於ける遺骨処理に関する第一回打合会議報告」1951年8月20日(「諸外国」)。

⁵⁴ 引揚援護庁議「外地にある戦死者の墳墓、遺体、遺骨及び遺留品の処理について」1951

1 墳墓は当該地所管国等に管理を依托する。

イ 忠霊塔、日本人墓地内に葬つてあるもの及び主要な墓地に葬つてあるものはすべてその管理を依托する。

ロ 右以外のものはすべて右と同様管理を依托するのを原則とするが、状況によっては地域毎に代表的墓地を整備して、その管理を依托する。

ハ 管理は当該地所管国に依托するのを原則とするがやむを得なければ宗教団体要すれば個人等に依托し、極力外地に存続する。

また、墳墓が存在しないその他の玉砕地や、戦場における遺体・遺骨や遺留品についても、原則として「現地の要所に収容埋葬して墓地を建立し当該地所管国に管理を依托することとし、同時に「一部の遺骨を収容内還する」こととしたのである。

こうした「現地埋葬」という考え方が浮上した直接的な理由としては、平和条約に付随して採択された戦没者の墓地や記念碑の扱いに関する「宣言」の存在が挙げられる。

この「宣言」の原案は、もともと平和条約を作成する過程で英国が提案したもので、ここでは日本国内における連合国墳墓等の適切な取扱いを平和条約内で規定することが求められていた。第一次世界大戦以来、英連邦では現地に墓地を建立し、王立委員会がそれを管理するという方式を原則としていた。英国の提案は、講和後、日本国内に英連邦墓地を維持することを見越してのものであったと考えられる⁵⁵。

しかし、1951年4月に米国から英国案の内示を受けた日本の外務省当局者は、「趣旨には異存なく、日本もこのようにする用意がある」が、「条約で義務づけられることは、日本国民に『押しつけられた』という感じを与えるくらい」があり、「条約から削除されることが望ましい」と要請していた⁵⁶。その結果、平和条約草案をめぐるその後の交渉過程においてこの規定は条約本文から切り離され、平和条約に付属する「宣言」という形式になった。また、内容についても日本側は、「日本人の国民感情」を考慮して双務的な内容とするよう要望し⁵⁷、最終的に、「日本国は、連合国が、連合国の領域にあり且つ保存を希望され

年9月20日（「諸外国」）。

⁵⁵ 実際、この宣言に基づいて1955年に「日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定」が締結され、神奈川県横浜市保土ヶ谷区に英連邦戦死者墓地が設置された。

⁵⁶ 外務省編纂『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』第77文書、p.405。

⁵⁷ 同上、第114文書、pp.558-559。

る日本人の戦死者の墓又は墓地を維持するために取極をする目的をもつて、日本国政府との協議を開始すべきことを信ずる」との一文が「宣言」に盛り込まれることとなったのである⁵⁸。

このように日本側の要請を踏まえて海外における日本人戦没者墓地の取扱いに関する「宣言」が作成されたことにより、その趣旨にそったかたちで「現地埋葬」を骨子とする新たな考え方に基づく海外戦没者処理方針が検討されたと考えられる。

こうして政府内において新たな選択肢が浮上するなか、1952年3月、GHQの外交局から外務省に宛てて、米国が管理する太平洋諸島における日本人戦没者の処理に関して日本側の計画の提示を求める口上書が発出された⁵⁹。この口上書において米国側は、計画の提示とともに、日本側が戦没者の遺骨を最大限送還するのか、あるいは印程度の発掘（only token disinterment）と記念碑の建設を考慮しているかという点について回答を求めている。日本側にとってこの米国からの打診は、「当時まだ暗中模索の体であった日本政府を大いに勇気づけ本件促進に一期を画した原動力」になったと受け止められた⁶⁰。

米国側の打診を受けて引揚援護庁は、5月中旬、平和条約発効後初めてとなる海外戦没者処理に関する本格的な計画案（第一案）を作成した⁶¹。同案は、「外地遺骨の処理に関しては、国内的にも国際的にも、政府として速に政策を樹立し、その実行に移すべき時機に到達している」との認識を示したうえで、海外戦没者の処理は「日本国政府がその責任において」行うこと、現地では適当な慰霊行事を行うこと、収容遺骨は火葬して記名のある遺品とともに国内に送還しそれ以外は現地に埋葬すること、各島に簡素な「無名戦士の碑

⁵⁸ 「宣言」の全文は以下の通り。

本日署名された平和条約に関して、日本国政府は、次の宣言を行う。

日本国は、いずれかの連合国によつて日本国の領域にある当該国の戦死者の墓、墓地及び記念碑を識別し、一覧表にし、維持し、又は整理する権限を与えられた委員会、代表団その他の機関を承認し、このような機関の事業を容易にし、且つ、前記の戦死者の墓、墓地及び記念碑に関して、当該連合国又は当該連合国によつて権限を与えられた委員会、代表団その他の機関と、必要とされる協定を締結するために交渉を開始する。

日本国は、連合国が、連合国の領域にあり且つ保存を希望される日本人の戦死者の墓又は墓地を維持するために取極をする目的をもつて、日本国政府との協議を開始すべきことを信ずる。

⁵⁹ Memorandum from Charles N. Spinks (Acting Deputy Chief, Diplomatic Section, GHQ) to MOFA, “Repatriation of Japanese War Dead in the Pacific Islands, 5 March 1952（「米国①」）。

⁶⁰ アジア五課作成調書「米国管理下太平洋八島の遺骨収集送還・慰霊に関する日米間交渉経緯」1953年5月（「米国②」）。

⁶¹ 引揚援護庁復員局復員課「外地残留遺骨の処理について（第一案）」1952年5月13日（「米国①」）。

標」を建てることなどを基本方針としていた。そして、①硫黄島、②沖縄、③サイパン島・テニアン島・グアム島、④ペリリュー島・アンガウル島、⑤アッツ島の各島における処理についての具体的な計画を盛り込んだ。

この「第一案」を叩き台として引揚援護庁は、外務省と協議のうえ、より簡潔な「米国管理地域内玉砕地の遺骨処理要領案」を作成した⁶²。同案では、米国の管理下にある 10 の太平洋諸島（硫黄島、沖縄、サイパン島、テニアン島、グアム島、ペリリュー島、アンガウル島、アッツ島、クウェゼリン島およびブラウン島）において遺骨・遺品の収容処理と慰霊行事を行うことを計画していた。具体的な処理としては、「第一案」と同様に収容遺骨と氏名判明の遺品の国内への送還、その他の現地埋葬、そして各島に簡素な「無名戦士の碑標」（5 月下旬に「無名戦士の墓」に修正された⁶³）の建立を想定していた。さらに、送還された遺骨について、氏名判明分は遺族に伝達し、残りは中央に納骨堂を建立して納骨・奉祭するとして、後の千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設立につながる考え方もここで示された。同案の概要は、在京米国大使館のコンロイ理事官の督促もあって、5 月 20 日、大蔵省の了解のない事務当局の試案として米国側に非公式に提示された。

この新たな方針案で採用された考え方を要約するならば、「内地還送」と「現地埋葬」の折衷案ともいえるべきものであった。ここで「内地還送」の原則が復活した要因としては、硫黄島および沖縄への遺骨調査団の派遣を経て、遺骨の収容と国内への送還を求める世論がさらに強まったことが挙げられる。こうした声に後押しされるかたちで衆参両院の本会議では同年 6 月と 7 月に、海外戦没者の遺骨収容および送還に関する決議が相次いで採択された⁶⁴。その内容は、「〔海外戦没者の遺骨等が〕現状のまま放置されていることは国民感情上忍び難い問題」（衆議院）であり、したがって「政府は万難を排してこれら戦没同胞遺骨の収容、送還並びに慰霊等のため万全の方策を講じ、その実現を図るべき」（参議院）ことをうたったものであった。

こうした世論を背景に、特に氏名の判明しているものをできる限り収容し、その他は現地にて埋葬するという「折衷案」は、遺骨の収容を切望する遺家族の要望に応え、なおかつ当時の日本において実施可能と考えられた現実的なプランであったといえる。しかし、

⁶² 引揚援護庁「米国管理地域内玉砕地の遺骨処理要領案」1952 年 5 月 21 日（「米国①」）。

⁶³ アジア五課「米国管理下地域内玉砕地の遺骨処理要領案」1952 年 5 月 27 日（「米国①」）。

⁶⁴ 衆議院本会議「海外諸地域等における戦没者の遺骨収容及び送還等に関する決議」1952 年 6 月 17 日、参議院本会議「戦没者の遺骨収容並びに送還に関する決議」1952 年 7 月 11 日。

この「現地埋葬」、すなわち現地に「無名戦士の墓」を建立することを前提とする計画に対しては、外務省においてこれを否定する考え方が固まりつつあった。

1952年7月、外務省では、平和条約の「宣言」の成立を踏まえ、「政府としてはこの際速かに遺骨処理計画を樹立して関係各国に対しその意向を表示すべき」として、米国を含む他のすべての関係各国における海外戦没者の処理について研究を進めていた⁶⁵。その結果、遺骨の収容については「早急に実施しなければならない」としながらも、「現地における無名戦士の墓地の設定は適当ではない」との結論が導かれることとなった⁶⁶。

研究にあたって外務省は、海外戦没者処理に関する国際慣行についても検討していた⁶⁷。それによると、海外にみられる戦没者の処理方針は大別して二つの慣行に分類され、一つは、英連邦諸国による慣行であり、英連邦は戦没者の遺骨が現に存在する国において墓地を設置しこれを英帝国戦没者墓地委員会が維持管理するのを通例としていた。もう一つの慣行は、米国にみられるもので、遺体は原則として全て故国に送還し、近親者の指定する場所または国営墓地に埋葬するという原則である⁶⁸。

これらを比較検討したうえで外務省が選択した方針は、後者の方式であった。その理由としてまず挙げられたのは、「宣言」に基づく墓地協定を諸外国と締結する場合、英連邦以外の諸国では戦没者のための永久墓地を外国に維持しないことを原則としており、実質的にはほとんど片務的な内容になると考えられた点であった。そのうえで、現実的な問題としてより重要と考えられたのは、①現地住民に与える影響、②日本人の民族感情上の問題、

⁶⁵ アジア五課「外地にある戦没者の遺骨・墓地の処理に関する意見」1952年7月8日（諸外国）。

⁶⁶ アジア五課「米国管理下地域の玉砕各島に無名戦士墓地を設定維持する件に対する意見」1952年7月10日（「米国①」）。

⁶⁷ アジア五課「外地にある戦没者墓地に関する国際慣行について」1952年7月8日（「諸外国」）。

⁶⁸ その他諸外国の例としては、イタリアについてはバルカン諸国にある遺骨は収集のうえ本国に送還してローマの中央納骨塔に埋葬し、その他の諸国（オーストリア、フランス、ドイツ、エジプト、リビア等）で発見された遺骨は現地の墓地に埋葬し、同墓地は「戦没者栄典に関する総執行委員会」および外交代表・領事等が管理にあたっていた（前掲「外地にある遺骨、墓地の現状と国際慣行」1952年10月15日）。また、フランスでは、「フランス国内又はフランス国外において、戦争行為により又は戦争中の出来事の結果として死亡した（略）者は、国費を以て家族に移送及び返還され」、「作戦行動中、軍務に活動してフランス国のために死亡したフランス軍人は、国営墓地に又は市町村墓地の特別区画に永久の権利として埋葬される」ことが定められていた（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その三）」情報公開法による開示文書（環境省））。

③経済的負担の問題、そして④実際管理上の問題であった⁶⁹。

それぞれの理由について詳しくみると、まず①の現地住民との関係については、「かつての侵略戦争の思出ともなるべきものを残す事となり悪影響を与える憂がある」と考えられた。一方で②の日本人の心情的な問題としては、「日本人は古来より骨は故国に埋めるとというのが伝統の風習」であり、「外地の人跡稀な土地に墓地を作り葬られる事を真に喜ぶかについては疑問がある」とみていた。そして③の経費問題については、海外に墓地等を維持するための経済的負担から得られるものは「精神的慰藉」だけであり、「精神的慰藉については他に方法も考えられる」ことから、「日本経済の実情より判断し右の精神的のものだけに経済的負担を行う」べきかどうかについて疑問を呈した。さらに④の管理上の問題として、「人跡稀な僻地」に墓地を建設したとしても、当該地には日本人の住民や政府機関がない場合が多く、また相手国が維持・管理を受諾するかについても「甚だ疑問」であることを挙げていた。

この外務省の方針は、大臣・次官の了承事項として引揚援護庁側に伝えられた⁷⁰。そして次官会議了解事項として作成された 7 月 21 日付の方針文書では、それまでに引揚援護庁が作成していた処理案から「現地埋葬」の部分は削除され、「各島に所要人員を派遣して遺骨遺品を収集し、慰霊の上送還可能のものを送還する」ことのみが記されることとなったのである⁷¹。

(2) 「印的発掘」＝「象徴遺骨」の収容へ

こうして政府の方針は、この段階において「内地還送」の原則、すなわち海外戦没者の遺骨をできるだけ本土へ送還するという方針に再び舵を切りつつあった。しかし、政府が最終的な方針を策定するには、米国側の意向を確認する必要があった。

⁶⁹ アジア五課「米国管理地域における戦没者の遺骨等の収集及び送還等に関する件」1952年 7 月 15 日（「米国①」）。

⁷⁰ 外務省アジア第五課長は引揚援護庁側に対し、米国を含む連合国の領域に恒久的墓地の設置を要求しない理由として、以下の三点を伝えたとされる（「外務省アジア局第五課長の意見要旨」『戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』Reel 42, 224.）。

「一 交通不便の地域における墓の維持管理は不可能であること。
二 米国は交戦地域には遺骨、遺品は残さない主義（大陸主義）をとっていること。
三 将来米国が日本内地に恒久的墓地の設置要求があった場合の拒絶理由の一とする
こと。」

⁷¹ 次官会議了解事項案「米国管理地域における戦没者の遺骨等の送還等に関する件」1952年 7 月 21 日（「米国①」）。

1952年7月21日、在京米国大使館のコンロイ理事官が外務省を来訪して日本側の計画に対する米国側の見解（米国务省、陸海軍、信託統治領高等弁務官、グアム島知事による会議の検討結果）を伝えたが⁷²、その内容は日本側に衝撃を与えた。すなわち、ここで米国側は、グアムなど米国が信託統治する太平洋諸島ではすでに遺骨は処理済みであるとし、遺骨が残存していると米側が確認した島々（琉球諸島、小笠原群島、硫黄島、沖ノ鳥島、南鳥島）以外への日本人作業隊の派遣は好まないとの方針を明らかにしたのである。また現地に永久墓地を設定せずにすべての遺骨を日本に送還するよう期待していること、後日になって遺家族などが巡礼のために渡航をすることは許可し難いことなどもあわせて伝えられた。これに対して日本側は、占領期に寄せられた戦没者の埋葬に関する公式情報をもとに、米国側がいう島々以外には遺骨が残っていないとする点を特に疑問視し、米本国政府に再度照会するよう求めた。

ここにきて米国側が消極的な意向を伝えてきた背景として日本側は、「わが方の計画地域が軍事上の要地であるため派遣団の来訪を好ま」ないことにあるのではないかと推測していた⁷³。確かにこれらの太平洋諸島に関して米国は戦時中からその戦略的重要性を認識しており、終戦後は軍事基地化を進めていた。後に、クウェゼリン・ブラウン両島への派遣が正式に拒絶され⁷⁴、また許可された地域についても日本側による写真撮影を禁止（代わりに米海軍が撮影）されるなどの制約が付されたのはそうした理由によるものであった。いずれにせよ、この米国側の意向は日本政府において、「当初の好意的態度と比較して甚だ意外」であると受け止められ、「本件計画の進行は米国の意向が再度確認される迄は一応見合わせるのやむを得ない状況」となったのである⁷⁵。

その後、日本側が遺家族等による陳情書や国会決議等を提示して遺骨収容の早期実施を働きかけるなかで、米国側からのさらなる回答は1952年10月に入ってようやくもたらされた。10月8日、在京米国大使館のスティューヴス書記官とコンロイ理事官は外務省の倭島英二アジア局長を往訪し、米国政府の訓令に基づく口上書（10月6日付）を手交した⁷⁶。

この口上書で米国側は、日本側の要請を受け入れて対象地域を拡大し、アウンガウル島、

⁷² アジア五課長「米国管理地域における戦没者の遺骨処理に関する件」1952年7月18日（「米国①」）。

⁷³ 前掲、「米国管理下太平洋八島の遺骨収集送還・慰霊に関する日米間交渉経緯」p.5。

⁷⁴ アジア五課長「米国管理下の太平洋地域の遺骨収集の件」1952年10月9日（「米国①」）。

⁷⁵ 同上。

⁷⁶ From American Embassy, Tokyo to MOFA, No. 722, 6 Oct. 1952, アジア五課「遺骨収集並びに南方諸島に関する件」1952年10月8日（「米国①」）。

グアム島、硫黄島、南鳥島、沖縄、沖ノ鳥島、サイパン島、ウェーク島、アッツ島へ遺骨収容のための公式使節団を派遣することを容認した。そして、氏名の判別しうる遺骨の発掘・送還と慰霊祭の挙行および「しかるべき小碑」⁷⁷ (suitable small markers) の建立を認めた。しかし一方で、「戦いの終熄以来七ケ年を経過した今日においては、遺骨は極度に風化し従って多くの場合氏名の判別は極めて困難であり且つ不可能に近い事は明瞭である」として、各地において一部の遺骨を「印迄」に収容する (only token disinterment) 以外にいたし方ないと説明した。そしてさらに、各島一回の派遣をもってこれら地域の「全般的送還計画を完遂するよう要請」したのである。またこの口上書で米国側は、日本国内に米国戦没者の墓地を維持しないことも明らかにした。この米国提案は、日本側に決断を迫ることとなった。

ここで米国側から提案された方式は、この時点で日本側が立案していた「内地還送」方針とは相容れないものであった。しかし、「印迄」の遺骨収容 (only token disinterment) というフレーズは、硫黄島への調査団派遣時や、1952 年 3 月に米国が日本側の計画の提示を求めた際にも使われており、まったく目新しいものというわけでもなかった。この口上書に接した岡崎勝男外相は、「至急厚生省等関係省面ト連携シ具体案ヲ早速作成ノコト」との指示を出して迅速な対応を促し、10 月 9 日には引揚援護庁と外務省の担当者が集まって対応を協議した。

この協議の席上、外務省の倭島アジア局長は、遺骨の収容は「型ばかりの程度」にとどめ、「今回は米側のいう島だけ」にし、「将来事情が許すようになった時は他の島にも行きたいと二段構えにする」と述べて、米国の要請に沿うことで計画を早期に実施すべきとの考えを表明した⁷⁸。これに対して引揚援護庁の田辺繁雄次長名も、「遺骨の発掘は実際の見地から慰霊行事に重点を置くことに思想が変ってきている」ことを指摘し、米国側の意向どおり「印的発掘でよいと思う」と応じた⁷⁹。この結論を受けて和田周作アジア局第五課長は、同日、在京米国大使館のコンロイ理事官を往訪し、「日本側にて遺骨収集は『印的発掘』にし慰霊行事に重点をおいて実施するよう計画している」旨を伝え、米国側は「非常に結構」と述べて、これに満足の意を表することとなったのである⁸⁰。

⁷⁷ 外務省による仮訳（「米国①」）。

⁷⁸ アジア五課「米国管理地域の遺骨収集に関し援護庁との打合事項」1952 年 10 月 9 日（「米国①」）。

⁷⁹ 前掲、「米国管理下太平洋八島の遺骨収集送還・慰霊に関する日米間交渉経緯」pp.7-8。

⁸⁰ 前掲、「米国管理下の太平洋地域の遺骨収集の件」1952 年 10 月 9 日。

こうして「印的発掘」という考え方が政府の方針として取り入れられることとなった。この方針に基づいて引揚援護庁が作成した遺骨収容計画は、10月20日、大蔵省の了解を得たうえで正式に米国側に伝えられた⁸¹。そこでは、米国側の好意的配慮に謝意を表するとともに、米国側の要請に沿うかたちの要領で当該地域に存在する遺骨の送還と慰霊行事を実施することが明記された。他方、今回の計画からもれた地域に関しては、「将来事情が許すに至った際に更に米国政府の好意的御考慮をお願いしたい」として、将来的な遺骨収容の実施にも含みを残した。

そして10月23日、政府は、「各島を巡回して遺骨を収集し、慰霊の上送還可能のものを送還する」との原則のもと、米国管理下の太平洋諸島へ初めての遺骨収集団が派遣されることについて閣議了解⁸²を決定した。またこの閣議了解においては、持ち帰った遺骨等について氏名の判明するものは遺族に交付し、残りは「国において納骨堂を建てて納骨することを建前とする」との方針も盛り込まれた。この閣議了解は戦後長きにわたって政府による遺骨収容の指針となった⁸³。

⁸¹ 外務省より在京米国大使館宛口上書重五第885号(1952年10月20日付)(「米国①」)。

⁸² 閣議了解「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件」1952年10月23日(国立公文書館所蔵「次官会議資料綴 昭和27年10月の2」本館-4E-003-00・平14内閣00273100)。本閣議了解の全文は以下の通り。

米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件

昭和27年10月23日 閣議了解事項

太平洋諸島中米国管理地域における日本人戦没者の遺骨の収集、送還及び慰霊は、左記の要領により行う。

記

- 一 地域は、南鳥島、ウエーキ島、サイパン島、テニヤン島、グアム島、アンガウル島、ペリリュー島及び硫黄島とする。
- 二 方法は左のとおりとする。
 - 1 十五名以内の派遣団を編成する。なお、この作業のため、少数の労務者を同行する。
 - 2 派遣団は、十一月下旬に出発し、別紙計画に従い各島を巡回して遺骨を収集し、慰霊の上送還する。
 - 3 各島に小形の記念碑を建てる。

備考

- 1 フォート・リチャードソン及び沖縄島に関しては、別途に行う。
- 2 送還した遺骨のうち、氏名の判明せるものは、その遺族に交付し、残りは国において納骨堂を建てて納骨することを建前とする。

⁸³ 菅直人衆議院議員提出「戦没者遺骨収集に関する質問主意書」(2006年3月27日)および政府答弁書(同4月4日)、同「戦没者遺骨収集に関する再質問主意書」(2006年6月12日)および政府答弁書(同6月20日)などを参照。

その後 10 月末から 11 月にかけて、外務省内においては米国管理地域以外の海外戦没者の遺骨および墓地の処理方針に関して改めて協議が行われ、11 月 29 日に基本方針が策定された⁸⁴。そこでは、「わが国の国民感情、国力、相手国の状況等より勘案して、戦没者の遺骨は、原則として全部内地に送還する」として「内地還送」の原則を掲げながらも、実際の処理としては、「旧戦場に放置せられている遺骨或いは仮埋葬してある遺骨については慰霊行事に重点を置き、現実の発掘、収集等は実施可能の範囲にとどめる」として、米国との交渉の過程で生じた「印的発掘」の方針が継承された。また「現地埋葬」に関しては、「遺骨を埋葬する永久墓地は、原則として外地には設置しない」とこととされた。この決定を踏まえて 12 月 9 日、外務省はアジア各国の在外公館に対して戦没者の遺骨と墓地に関する調査を訓令し⁸⁵、他方、米国に対しては同国領域内に日本人戦没者の墓地を維持しない旨を通告した⁸⁶。

このように、遺骨収集団の派遣をめぐる米国との交渉過程において、海外戦没者処理に関する日本政府の方針は、当初の「内地還送」の原則から米国側の要請により最終的には「印的発掘」へと変容することとなった。

日本国内の議論において、それまで「印的発掘」に類似した考え方が全くなかったというわけではない。講和会議後の国会答弁において引揚援護庁の当局者が、「野ざらし」状態の遺骨を「全部を持ち帰る」ことは「とうていできない」が「なし得る範囲で代表的なもの」を持ち帰り、それ以外は「現地でなし得る限りの手厚い方法で葬る」との考え方を示していたことはその一例である⁸⁷。これは当時、引揚援護庁で検討されていた「現地埋葬」方式の背景をなす認識であったといえる。しかし、平和条約が発効して以降、1952 年の春から秋にかけて日本国内における遺骨収容を求める声が高まるにつれて日本側の方針は「内地還送」に傾きつつあったのであり、その意味でこの方式を容認したことは、遺骨収容の早期実現を求める国内世論の圧力と、米国の要請との狭間で下された苦渋の選択であったといえなくもない。とはいえ、「印的発掘」方式の採用を決断した直後の外務省の文書では「遺骨は風化も甚だしく、或は地理上、治安上その他種々の制約により全部の収集送

⁸⁴ 高裁案「外地にある遺骨、墓地の処理方針と実施要領に関する件」1952 年 11 月 29 日決裁（「諸外国」）。

⁸⁵ 岡崎勝男外務大臣より在インド大使他宛公信五合第 1047 号「日本人戦没者の遺骨及び墓地に関する件」1952 年 12 月 9 日付（「諸外国」）。

⁸⁶ 外務省より在京米国大使館宛口上書五第 1133 号（1952 年 12 月 17 日付）（「米国①」）。

⁸⁷ 衆議院外務委員会（1951 年 11 月 2 日）における引揚援護庁復員業務部長の答弁。

還は望むべくもないものと思料せられる」と述べており⁸⁸、「印的発掘」方式は海外戦没者処理の現実的方策として政府当局に肯定的に受け止められたものと考えられる。

いずれにせよ、このときすでに外務省が「現地埋葬」を否定する結論を下していたことにより、結果として「印的発掘」から漏れた大多数の遺骨の処理が宙に浮くこととなった。この問題を解消するための論理として浮上したのが、現地における追悼行事の実施を重視するという考え方であった。1952年10月に米国から「印的発掘」方式が提案されて以降の日本政府内の議論で強調されたように、政府としては現地における具体的な作業の重点を「現地慰霊」へとシフトさせることで、「印的発掘」と「現地埋葬の否定」から生じた矛盾を解消し、遺骨の帰りを待つ戦没者遺家族たちを納得させようとしたのである。遺骨収集団の派遣に際して木村忠二郎引揚援護庁長官が、派遣先の各島における行動について「現地における慰霊を主として行いますがもち論できる限り多数の遺骨を内地にお迎えするよう努力をいたしたい」との談話を発表したことは、まさにそのあらわれであった⁸⁹。

こうした政府内での検討と並行して、民間の側でも「現地慰霊」実施のための組織結成の動きが生じていた。米国管理下の太平洋諸島への遺骨収集団派遣の決定を受けて、1952年11月に安藤正純を委員長とする「海外戦没者慰霊委員会」が発足したが、これは前節でみたとおり、当初は「海外戦没者遺骨奉還慰霊委員会」（下線部筆者）として企画されていたものであった。それが「民間側慰霊行事のみの委員会」として発足することとなったのである⁹⁰。

発足にあたって作成された「海外戦没者慰霊実施要綱」では、「現地慰霊」について次のように趣旨説明をしている⁹¹。

平和条約発効によつて独立を回復した今日、いまなお南方その他の諸地域において戦歿した多数の「みたま」に対する現地慰霊のことが行われず、終戦以来七年の長きにわたつて無縁のまゝ放置されていることは、たゞに遺族のみならず、全国民の痛嘆に堪えないところである。

政府は、目下これ等の遺骨処理のため、調査団の派遣その他について計画を進めつゝ

⁸⁸ 前掲、「外地にある遺骨、墓地の現状と国際慣行」1952年10月15日。

⁸⁹ 「引揚援護庁長官談」1953年1月19日（「米国②」）。

⁹⁰ 「海外戦没者慰霊員会発起人会議事録」1952年9月10日（『戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』Reel 39, 064）。

⁹¹ 「海外戦没者慰霊実施要綱」（同上、Reel 42, 182）。

あるようであるが、その計画実施の際においては、我々国民もまた「みたま」に対する敬虔な気持ちを結集して国民の発意による慰霊奉仕団を同行派遣し、現地における慰霊を執り行うと共に遺骨の処理に奉仕し、また祖国に迎えた「みたま」に対しては、心からなる感謝の誠を捧げて国民慰霊の行事を取り行わんとするものである。

実際、同委員会は遺骨収集団の派遣に際して民間人の団員の推薦や、帰国後の慰霊祭実施、また、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の創設に積極的にかかわっていくことになる。

その後 1950 年代にわたって実施された政府の遺骨収容計画では、この日米交渉の経験がモデルとなり、日本政府の方針として「印的発掘」方式が継承された。

日本側が「印的発掘」方式について同意する旨を米国側に伝えた前述のコンロイ理事官との会談（1952 年 10 月 9 日）の席上、日本側は「今回の収集作業を円満に完遂し他国について実施する場合の典型としたい」と述べており、コンロイはこれに「全然同意する」と返答した⁹²。すなわち、日本政府は米国との交渉の過程で米国側の事情によって持ち出された方式を他の地域にも適用することについて、1952 年 10 月の時点で既定方針としていたのである。

その後、1954 年 7 月に厚生省が策定した南方地域全般における遺骨収容の実施要綱では、玉砕地等において「氏名の判明するものはその全部を内還する」として「内地還送」の原則を掲げながらも、「氏名が判明しないものはその一部を当該地点における氏名不明な戦没者遺骨の表徴として内還する」ことが明記された⁹³。そしてこれ以後「印的発掘」方式によって国内に送還された遺骨は「象徴遺骨」と呼ばれるようになり、1950 年代において南方の主な旧戦域への遺骨収集団の派遣がひととおり終了した段階で、「象徴遺骨」の収容は「一応終了」とみなされることとなったのである。

⁹² 前掲、「米国管理下の太平洋地域の遺骨収集の件」1952 年 10 月 9 日。

⁹³ 厚生省「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」1954 年 7 月 6 日（厚生省社会・援護局援護 50 年史編集委員会監修『援護 50 年史』、ぎょうせい、1997 年、pp.512-513）。

第5章 1950年代における政府遺骨収集団の派遣

第1節 遺骨収集団の派遣をめぐる交渉

戦後日本における本格的な海外戦没者処理は、1952年4月、平和条約の発効により連合国による占領が終了し、日本がアジア・太平洋地域へと復帰する過程とともに展開した。前章でみたように、同年3月に開始された遺骨収集団の派遣をめぐる日米交渉により、遺骨の「印的発掘」、すなわち「象徴遺骨」の収容方針が採用されることになり、日本はまず1953年に、米国管理下にある太平洋諸島へ収集団を派遣した。

周知のとおり日本占領は実質的に米国が担っていたのであり、また、占領中から海外戦没者処理をめぐるGHQとの間で議論が行われ、硫黄島や沖縄へ遺骨調査団が派遣されていたことを考えると、まず米国との間で交渉が開始され、米国管理地域へ遺骨収集団の第一陣が派遣されたことは、ある意味で自然の成り行きであった。しかし、アジア・太平洋戦争において戦場となった旧帝国圏の領域は非常に広大で、米国以外の地域で遺骨収容計画を進めるにあたっては、当該地域を管轄している諸国との間で交渉を行い、収集団の派遣について許可を得る必要があった。

1950年代において収集団の派遣対象となったのは次の地域である（括弧内は所管国）。

東部ニューギニア・ソロモン諸島方面（英国、オーストラリア）

ビルマ・インド方面

西部ニューギニア・北ボルネオ方面（英国、オランダ、インドネシア）

フィリピン方面

これらの地域は、1954年7月に厚生省が策定した「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」において「いわゆる玉砕地等であつて、戦没者の死体を収容することができなかつた地域」として設定された地域である¹。同要綱は未帰還遺骨の収容と送還について、「関係遺族の切望」するところであり、「わが国一般の慣行上」および「戦後処理の早急完結」の観点から「緊要な問題」とであると位置づけた。そのうえで冷戦により交渉が困難と考えられた中国およびソ連地域は将来の問題として先送りにすることとし、優先的に収集

¹ 厚生省「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」1954年7月6日（厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』、ぎょうせい、1997年、pp.512-513）。

団を派遣する地域として「玉砕地等」を設定したのである。

これらの地域を所管する諸国のうち、サンフランシスコ平和条約に参加したのは英国・オーストラリア・オランダおよびフィリピンであった。そのうち英国およびオランダとの交渉は比較的スムーズに行われたが、戦争により対日感情が悪化していたオーストラリアおよびフィリピンとの交渉は当初より困難が予想された。両国とも平和条約には参加したものの、日本の軍国主義の復活を警戒して寛容な性格の平和条約に反発し、条約調印の直前には米国との間に安全保障条約（ANZUS 条約および米比相互防衛条約）を締結していた。またフィリピンは、賠償問題の解決まで平和条約の批准を延期した。

一方、ビルマ（現在のミャンマー）とインドは、講和会議に招待はされたものの会議への参加を拒絶していた。またインドネシアは平和条約に署名はしたが、国内の反対により批准されなかった。したがって、ビルマおよびインドネシアとは、遺骨収容について交渉する以前に、まず平和条約を締結（国交関係を樹立）し、さらに賠償問題も解決しなければならなかった²。

このように、これらの地域に遺骨収集団を派遣するにあたっては、まず当該地域諸国との間で賠償を中心とする戦後処理問題を解決する必要がある。1950 年代において日本は、経済自立と経済復興を達成するために米国の援助のもとで東南アジア地域へ進出し、「アジアの一員」としての立場を堅持することを外交原則の一つに設定したが³、遺骨収集団派遣交渉の背景として、各国との間で戦後処理のための交渉が行われていたことを理解しておく必要がある。

（1）英国・オーストラリアとの交渉

米国管理地域に続く遺骨収集団の派遣対象地域と目されたのは、アジア・太平洋戦争の転機となった激戦地・ガダルカナル島を含む東部ニューギニアおよびソロモン諸島方面であった。同方面の戦没者数は約 24 万 6 千人であり、これらの地域は当時、英国およびオーストラリアの管轄下にあった。

ソロモン諸島を植民地とする英国に対しては 1953 年 7 月の段階で早くも収集団の派遣

² インドとの間には 1952 年 6 月 9 日に「日本とインドとの間の平和条約」が調印された。

³ 戦後最初の「外交青書」となる外務省編『わが外交の近況』（1957 年 9 月）には、「外交活動の基調をなすものは、『国際連合中心』、『自由主義諸国との協調』および『アジアの一員としての立場の堅持』の三大原則である」と明記された。

について英国の好意的考慮を要請する口上書が発出され⁴、同年 12 月、英国側からは「よろこんで日本政府に対し、今日、イギリスの所管する領域においてたおれた日本人戦没者遺体の身元究明について、あらゆる可能な援助を与え、その戦没場所における宗教行事執行に対し、便宜の供与を考慮する」ことに同意するとの回答が寄せられた⁵。一方、東部ニューギニア（現在のパプアニューギニア）など対象地域の大部分を国連信託統治の施政権者として管轄するオーストラリアとの交渉は、なかなか開始されなかった。その原因となったのは、オーストラリア近海のアラフラ海における真珠貝漁業をめぐる日豪漁業交渉の行き詰まりであった。

オーストラリア政府は占領期において度々同国内に存在する日本人戦没者の埋葬情報を提供しており、また講和成立後も日本人墓地の早急処理を求めるなど、前向きな反応を示していた。これを受けて外務省は、欧米局第三課が中心となってオーストラリア所在の遺骨や墓地の処理方針の検討を行い、1953 年前半における日豪交渉の妥結を見込むなど、当初は早期解決の方針が模索されていた⁶。

しかし、1953 年 4 月に開始された真珠貝漁業の操業区域と採取量に関する交渉をめぐって日豪は対立し、同年 9 月にはいったん決裂するに至った。そうした状況を受けて外務省は、次のような理由を挙げて、この段階で遺骨収容問題について豪側に申し入れることは「適当でない」という立場をとることとなった。すなわち、豪側にとって漁業交渉における対立は単に漁業上の考慮からのみではなく、国防上の考慮、すなわち日本側のスパイ行為等に対する警戒の念が強い。そうした状況において遺骨収容問題を持ち出すことは「別

⁴ 外務省より在京英国大使館宛口上書欧米三第 581 号、1953 年 7 月 28 日付（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 南方地域諸島」第 1 巻。以下、「南方①」のように略記）。

⁵ 在京英国大使館より外務省宛口上書 GAI170、1953 年 12 月 7 日付（「南方①」）。なお、同口上書は個別的な身元究明には「重大な困難」があるとして、以下の理由を述べている。すなわち、「第一に、昭和十七年、みぎの諸地域（イギリスの所管する地域——引用者注）の多くの場所において行われた戦闘は、間もなく、その地における英国及び地方官憲の撤退又は降伏となつたのであります。従つて、事実の問題として、イギリス官憲として、日本人死没者の系統的登録は、不可能でありました。第二に、多数の日本人死没者は、熱帯森林内の僻遠の地方においてたおれたものと信ぜられております。この森林内においては、その植物と原始的な土地柄から、通信が極度に困難であつて、それらの理由のため、イギリス当局として、失地回復の暁においても、日本人の墓地を探索すべく探索しえなかつたことは、同じ地域における無数のイギリス人関係墓地を探索しえないことと軌を一にしております」。

⁶ 外務省欧米局第三課（以下、「欧米三課」と略記）「濠州及び濠州管轄地域にある戦没者の遺骨・墓地の処理方針（案）」1952 年 11 月 11 日（「南方①」）。

の方法によるスパイ活動」ととられる恐れがあり、豪側の「猜疑の念」をいっそう深くさせ、「無用の誤解」を招くというのである⁷。

しかし、英豪地域の一体的な遺骨処理を希望する引揚援護庁は、外務省に対して再三にわたって再考を要請した。同庁はオーストラリア領地域を除外した計画を検討してみたものの、それでは「遠路はるばる派遣団を差し向ける」には収骨可能な遺骨数も少なく、費用対効果の面から適当でないと判断していた⁸。したがって同庁は1954年3月、再び外務省に対して、豪領における遺骨収容について「適当な時期」に豪政府に申し入れることを要請した⁹。同庁は、遺骨収集団の派遣時期を同年10月頃として計画を立てていた（その後船舶確保の問題から1955年1月に変更）。

これに対して外務省は、1954年4月に入って、オーストラリア政府との交渉開始を容認する方針に転じることとなった。すなわちこの時期になると、争点であった漁業問題について「国際司法裁判所に求める建前につき豪側が同意」したという事情の変化があり、遺骨収容問題に関して申し入れることが可能になったと判断されたのである¹⁰。そのうえで、5月下旬にオーストラリアで予定されていた総選挙に悪影響をおよぼさないように配慮して交渉を進めるとの方針がとられたことは、日本政府がオーストラリアの対日感情にきわめて敏感であったことを物語っていた。

こうした経緯を踏まえて、1954年4月12日、外務省はオーストラリア側に対し、遺骨収集団の派遣についての申し入れを行った¹¹。その際、派遣にあたっては「いやしくもオーストラリア国民の懸念と誤解を招くことのなきよう」に豪側と緊密に協力する旨が申し添えられた。こうして、英豪両国政府との間で収集団の派遣に向けた具体的な交渉が前進することとなった。

すでに原則的な同意を得ている英国との交渉はその後も滞りなく進展したが、英国側は、現地住民の対日感情が良好ではない点を指摘し、現地で行う追悼行事については「戦没者慰霊の日本古来の風習に違わない範囲内においてなるべく小規模のものに止め」、現地当局

⁷ 欧米三課長覚書（1953年9月12日）（「南方①」）。

⁸ アジア五課「海外戦没者遺骨の収集に関する件」1953年11月5日（「南方①」）

⁹ 引揚援護庁長官より外務次官宛公信発総 72 号「濠洲管理地域における日本人戦没者遺骨の収集等について」1954年3月12日付（「南方①」）。

¹⁰ 高裁案「濠州領地域における日本人戦没者遺骨の収集等に関する件」1954年4月6日決裁（「南方①」）。

¹¹ 外務省より在京豪大使館宛口上書欧三第 52 号、1954年4月12日付（「南方①」）。

の注意と指示に厳格に従うことを同意の条件とすることなど、日本側の配慮を求めた¹²。

一方、オーストラリア側からは、なかなか回答が寄せられなかった。日本側は、英国からはすでに了解を得ていること、船舶確保の関係上、この機会を逸すれば更に一年間実施が不可能となることなどの事情を訴えて早期許可を求めた¹³。これに対して西春彦駐豪大使からは、遺骨収容問題は豪側にとって「touchy problem [微妙な問題]」として受け止められており、豪政府において慎重に検討されている状況が伝えられた¹⁴。

たび重なる日本側からの要請に対して、1954年11月24日、ケーシー (Richard G. Casey) 豪外相はついに、日本側の申し入れに対して原則的に同意する旨の声明を発表した¹⁵。これを受けて日本側においても翌25日、計画の概要について公表した¹⁶。ここで確定した遺骨収集団の派遣地域は、英国領については、ガダルカナル島、ニュージョージア島、オーストラリア領については、ブーゲンビル島、ニューブリテン島、東部ニューギニア、アドミラルティ島であった。

しかし、日本からの遺骨収集団の来訪が報道されると、オーストラリア国内からは強く反発する声が高まった。特に日本側が建立を予定していた「戦没日本人の碑」について、「侵略、虐待、財産喪失の記憶を新たにする日本人の記念碑はwe certainly don't want.」であり、「これは日本に建てるべき」ものであるといった現地の論調が伝えられた。この状況に対して西大使は、オーストラリアは英米とは事情が異なり現地感情を相当考慮する必要があるとして、「我方より進んで既定の計画を更に最小限度削減」することについて至急申し出ることが適当との意見具申を行っている¹⁷。しかし日本政府は、既存の計画がすでに最小限度のものであるとして、豪側の指示には従いつつも、当初の計画どおりに実施することを改めて確認した¹⁸。

さらに、第6章第2節で詳しくみるように、収集団の出発直前になって現地に建立予定の

¹² 在京英国大使館より外務省宛口上書、1954年4月13日付、および同 GAI128、1954年8月20日付（「南方①」）。

¹³ 外務省より在京豪大使館宛口上書欧三第147号、1954年10月27日付（「南方②」）。

¹⁴ 西駐豪大使より岡崎外務大臣宛公信豪第623号、1954年11月16日付（「南方②」）。

¹⁵ 西駐豪大使より岡崎外務大臣宛電報第262号、1954年11月24日発（「南方②」）、
“Japanese War Dead,” Statement by the Minister for External Affairs (Richard G. Casey), 24 Nov. 1954（「南方②」）。

¹⁶ 外務省情報文化局長談「南太平洋方面英豪地域戦没者の遺骨の慰霊および内地送還について」1954年11月25日（「南方②」）。

¹⁷ 西駐豪大使より岡崎外務大臣宛電報第269号・第270号、1954年11月28日発、西駐豪大使より岡崎外務大臣宛公信豪第648号、1954年11月29日付（以上、「南方②」）。

¹⁸ 岡崎外務大臣より西駐豪大使宛電報第182号、1954年11月30日発（「南方②」）。

「戦没日本人の碑」に刻印される文言も問題となり、日本側は最終的に豪側の修正要求を受け入れて急遽碑文を彫り直すこととなった。こうした紆余曲折を経て、1955年1月12日、派遣団員19名（団長・白井儀一郎）が乗船した大成丸が東京竹芝桟橋を出港した。一行はガダルカナル島、ニューブリテン島、ブーゲンビル島、東部ニューギニア等で5,889柱の遺骨を収容し、8基の「戦没日本人の碑」を建立して、3月18日に帰港した。

このように東部ニューギニア・ソロモン諸島方面への遺骨収集団の派遣に際しては、オーストラリアとの関係において漁業問題という外交上の理由により、大局的な観点から交渉の遅延を余儀なくされた。しかしいったん事態が動き出すと、日本側も遺骨収容問題がオーストラリア国内で政治問題化しないように配慮を示し、豪政府もこれに応えることとなった。派遣団に同行した外務省の係官は出発前、オーストラリアはかつての敵国であり現地で豪側の協力を得られるか「危惧の念」を持っていたが、実際には「英濠両現地官憲の誠意溢れる積極的な協力援助」があり、特にオーストラリアは「大いに誠意を披瀝し以て日濠国交親善を図らんとする政策的意図のあることが充分視うことができた」と報告している¹⁹。

戦後、再軍備問題などをめぐって特にオーストラリアの日本に対する不信感は根強く、遺骨収容問題は戦争の記憶を蘇らせて両者をより陰悪にしかねない要素をはらんでいたが、政府レベルにおいては結果として相互理解を促す一つの契機になったともいえる。

（2）ビルマ・インドとの交渉

東部ニューギニア・ソロモン諸島方面に続いて遺骨収容の対象地域と目されたのは、ビルマ・インド方面であった。インパール作戦などで多数の死者を出した同方面における戦没者数は約16万7千人で、そのうち8万7千柱余りの遺骨が未収容であると考えられていた。

日本政府が本格的に同方面への遺骨収集団派遣に向けて動き出したきっかけは、1955年4月にインドネシアのバンドンで開催された第一回アジア・アフリカ会議（バンドン会議）に参加した旧日本軍人（黒川信夫・元第25軍参謀、元陸軍少佐）が、帰国の途上、ビルマの反政府軍や赤十字社幹部らと遺骨収容に関する協力について協議してきたことにあった²⁰。そこで得られた情報をもとに、5月24日の衆議院の海外同胞引揚及び遺家族援

¹⁹ アジア二課岡崎事務官「南東方面英濠地域戦没者の遺骨送還及び追悼派遣団に関する報告（復命書）」1955年3月12日（「南方③」）。

²⁰ その間の事情については、1955年7月8日に黒川自身が参考人として招致された衆議

護に関する調査特別委員会でこの問題が取り上げられ、高岡大輔委員長らが中心となって同方面における遺骨収容を具体化させる運動が高まったのである。

5月28日に開かれた遺骨収集団派遣準備のための打合せ会には、高岡委員長をはじめとする国会議員、厚生省援護局や外務省などの政府当局者、日本赤十字社、遺族会関係者、宗教関係者など約20人が集まった。出席者からは、同年7月に訪日予定のウ・ヌー(U Nu)ビルマ首相から協力を得ること、主要激戦地における「忠霊塔」等の建立、遺骨収容が不可能な場合には「土」だけでも持ち帰りたいことなどの要望が出された²¹。そして6月11日には、高岡委員長のイニシアチブにより首相官邸において、川崎秀二厚相以下衆参両院議長、各党代表議員、遺族会、アジア協会その他関係者約150人が参集して「ビルマ戦没者慰霊会」の設立準備会が開かれた。同会では、ウ・ヌー首相来日時に遺骨収容の実現について陳情すること、また地方公共団体の参加を呼びかけて、全国規模の運動に展開することなどが決議された²²。

ビルマ・インド方面における遺骨収容問題への関心が急速に高まった状況に対して外務省は、この問題を「政治的に利用」したり、あるいは「遺骨収集に便乗してビルマに事業の足場を作る」ことを考えたりしている者が見られる点を問題視し、「警戒してかかる要あり」との冷静な見方を示していた²³。とはいえ、「政治的背景」と「事業の性質」からみて、「これをネグレクトするわけにも行かない」というのが事務当局としての複雑な心境であった。したがって、雑多な諸団体が事業計画に遺骨収容を盛り込み、「美名にかくれて、色々画策すること」を防止する意味からも、「徒らに国内の宣伝的効果をねらうお祭り騒ぎ」ではなく、「地道な実施計画」について政府として早急に検討すべきというのが外務省の立場であった²⁴。

ビルマとの間には、1954年11月5日に平和条約および賠償協定が成立し(1955年4月16日発効)、外交関係が正式に樹立していた(1954年12月大使館開設)。ビルマとの賠償協定は、二国間交渉によるものとしては最初に成立したケースであり、同国との交渉を進めるにあたって、外交上の障害が取り除かれつつある状況にあった。

院の海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で証言している。

²¹ 「ビルマよりの遺骨収集に関する件」1955年5月31日(外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人基地及び遺骨調査収集関係(慰霊を含む)アジア、大洋州地域の部 ビルマ」第1巻。以下、「ビルマ①」のように略記)。

²² アジア四課長より在ビルマ須磨書記官宛事務連絡、1955年6月17日付(「ビルマ①」)。

²³ 前掲、「ビルマよりの遺骨収集に関する件」1955年5月31日。

²⁴ 同上。

そうした事情も勘案し、1955 年 6 月 8 日、外務省は太田三郎駐ビルマ大使に宛てて、同方面での遺骨収容や慰霊祭挙行、建碑等についてビルマ政府の意向を打診するよう命じた²⁵。衆議院の特別委員会においては、政府がすみやかにビルマにおける遺骨収容の具体的計画を立てることを要望する決議が採択された²⁶。その後、同年 7 月に来日したウ・ヌー首相は日本側の要請に協力を約束する発言をしたと伝えられ²⁷、9 月にビルマを訪問した高岡委員長が同首相から遺骨収集団のビルマ入国について内諾を得るなど、ビルマ側の反応も悪くはなかった²⁸。そこで外務省は 10 月 1 日、ビルマの太田大使に宛てて遺骨収集団の派遣に対する正式許可を取りつけるよう訓令を発出した²⁹。そして同月 21 日には原則として異議なき旨回答を得たので、以後細目について協議することとなった³⁰。

この間において厚生省は、ビルマを含む包括的な海外戦没者の遺骨収容計画を作成していた³¹。同計画は、「現下未収容地域についての処置については、関係遺族はもとより、国会を始め、国を挙げて熾烈なる要請もある」との認識のもと、前述の「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」（1954 年 7 月 6 日）から「玉砕地等」のうち実施済の東部ニューギニア・ソロモン諸島地域を除外し、地域ごとに具体的な計画を盛り込んだもので、西部ニューギニアおよびボルネオ、ビルマおよびインド、インドネシア、フィリピン、オーストラリア本土を対象地域としていた。また同計画では、前年の「実施要綱」と同様に、ソ連、北朝鮮および中国地域の遺骨については当該国との国交回復をまって別途計画するとしていた一方で、フィリピンについては、「本事業の早期実現の見込は立たない」という見通しを示していた。いずれにせよ、この計画はビルマ方面における遺骨収容を要望する

²⁵ 重光外務大臣より在ビルマ太田大使宛公信重四第 90 号、1955 年 6 月 8 日付（「ビルマ①」）。

²⁶ 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会「ビルマ地域における戦没同胞の遺骨収集に関する決議」1955 年 7 月 8 日。同決議の全文は以下の通り。

ビルマ地域における戦没同胞の遺骨収集に関する決議

ビルマには約十八万の同胞の遺骨が終戦十年後の今日弔う者もなくさらされている現状にかんがみ、政府はすみやかに遺骨収集の具体的計画を立てられんことを要望する。

右決議する。

²⁷ 『読売新聞』1955 年 7 月 20 日付。

²⁸ 『毎日新聞』（1955 年 9 月 26 日付）は、高岡委員長一行がウ・ヌー首相らと会見、交渉した結果、「十月上旬正式に収集団の入国を許可するというビルマ側の内諾を得た」と報じている。

²⁹ 重光外務大臣より在ビルマ太田大使宛電報第 226 号、1955 年 10 月 1 日発（「ビルマ①」）。

³⁰ 在ビルマ太田大使より重光外務大臣宛電報第 399 号、1955 年 10 月 21 日発（「ビルマ①」）。

³¹ 厚生省引揚援護局長よりアジア局長宛公信援発第 735 号別添「海外諸地域戦没者の遺骨収集計画」1955 年 6 月 17 日付（「ビルマ①」）。

声の高まりに呼応して作成されたものであった。

この包括的計画を指針として厚生省は、1955 年 10 月、ビルマ方面における具体的計画を立案した。そこでは遺骨収集団本隊を派遣する前にまず先発隊を現地に派遣し、その調査結果に基づいて現地の実情に適応した遺骨収容および追悼行事を行うとしていた。収骨に関してはこれまでと同様の要領で行うとしていたが、従来とは異なる点として、「戦没日本人の碑」の建立は計画に盛り込まれなかった³²。その理由として、厚生省は当初ラングーンに建碑することを計画していたが、ビルマ側から、石碑・記念物等の建立は「ビルマ人に占領時代の記憶を呼び起こさせることとなるので、不適當ではないか」との見解が示されたことが一因となったと考えられる³³。実際、後に計画が公表されると、オーストラリアの時と同様に、現地からは、戦時中の記憶も消えていない実情において遺骨収集団の訪問自体が「好ましいかどうか考え物」という論調が伝えられることになる³⁴。また計画では、ビルマに近接しているインドのインパール地区における遺骨収容および追悼行事の実施についても加えられた。この計画に基づき外務省は、10 月 13 日、インド政府に対しても遺骨収集団の派遣について申し入れた³⁵。

11 月に入ると厚生省は、外務省からもたらされた現地の治安状況や交通事情などに関する情報に基づいて、ビルマ・インド方面における「大量の遺骨収集は困難」と認識し、それを前提に計画を修正した。ただしその際、「収集遺骨が少数のため遺族の期待を裏切ることがないように、現地では追悼行事に重点を置き、遺骨収容が困難な地点では「ゆかりの砂」を持ち帰るなどの「融通性」のある方法を取り、同時にビルマ側に不快感を与えないように留意することとした。遺骨収集団の派遣時期は、1956 年 1 月頃を予定していたが、その前に先発隊を派遣し、ビルマ側の関係機関との連絡や準備等にあたることとした³⁶。外務省はこの修正計画に基づいて、1955 年 11 月 21 日、ビルマとインド政府に対して改めて申し入れを行った³⁷。

³² 重光外務大臣より在ビルマ太田大使宛公信垂四第 218 号、1955 年 10 月 13 日付（「ビルマ①」）。

³³ 在ビルマ太田大使より重光外務大臣宛電報第 270 号、1955 年 6 月 24 日発（「ビルマ①」）。

³⁴ 在ビルマ太田大使より重光外務大臣宛電報第 1021 号、1955 年 11 月 5 日発（「ビルマ①」）。

³⁵ 重光外務大臣より在インド吉沢大使宛公信垂四第 227 号、1955 年 10 月 13 日付（「ビルマ①」）。

³⁶ 重光外務大臣より在ビルマ太田大使宛公信垂四第 243 号、1955 年 11 月 11 日付（「ビルマ①」）。

³⁷ 重光外務大臣より在ビルマ太田大使宛公信垂四第 253 号および重光外務大臣より在イ

遺骨収集団の派遣についてビルマ政府からはすでに原則として異議なき旨の回答がもたらされていたが、新たな修正計画に対しては 1955 年末になってもビルマ・インド両政府から正式な回答が届かなかった。年が明けて 1956 年 1 月 24 日に先発隊が出発し、26 日からは現地にてビルマの関係各省と交渉を開始したが、ビルマ側ではこの問題について十分に検討していた様子はみられず、先発隊との交渉でようやく事態が動き出す状況であった³⁸。結局、現地での交渉を経て、2 月 1 日にビルマ政府は戦没者遺族に対して深い同情を寄せるとともに、収集団の受け入れを正式に許可した³⁹。

一方、インド政府との交渉も難航した。インド政府からは地域を限定するならば日本側の計画に異存はないとの回答を 1956 年 1 月中に得ていたが⁴⁰、遺骨収集団本隊の出発後になって、インパール地方の治安悪化のため収集団の訪問を見合わせてほしいとの通知が届けられた⁴¹。これに対して日本側は、「この機会に是非ともインパール方面戦没者約一万四千二百名の遺族の切なる願望に応えたい」として、少なくともインパールを訪問し、追悼行事だけでも行いたいとの希望を伝えた⁴²。結局インド政府は、治安の問題により遺骨収容は許可しなかったが、追悼行事については認めることとなった⁴³。

遺骨収集団の本隊は 2 月 6 日に羽田を出発し、空路ビルマへ向かった。団員は美山要蔵団長（引揚援護局次長）以下政府職員 6 名、戦没者遺族 4 名、宗教代表 2 名の計 12 名で構成された。ラングーン（現在のヤンゴン）到着後は本隊、ラシオ班、ティディム班、インパール班の四班に分かれて収骨作業と追悼行事にあたり、収容された遺骨は全部で 1,351 柱（身元の判明は 86 柱）であった。一行は 3 月 15 日に帰国した。

（3）英国・オランダ・インドネシアとの交渉

「玉砕地」として優先的に遺骨処理を行う地域に区分された西部ニューギニア、ボルネオおよびモルッカ諸島方面について厚生省は、基礎調査と外交交渉に長期間を要することを予想していた。そこで同省は、1955 年 8 月、ビルマ・インドとの交渉と並行して、こ

ンド吉沢大使宛公信垂四第 266 号、1955 年 11 月 21 日付（以上、「ビルマ①」）。

³⁸ 現地交渉の様子については、河野事務官より服部アジア四課長宛書簡、1956 年 1 月 28 日付（「ビルマ②」）。

³⁹ 在ビルマ太田大使より重光外務大臣宛電報第 21 号、1956 年 2 月 1 日発（「ビルマ②」）。

⁴⁰ 在インド三宅臨時代理大使より重光外務大臣宛電報第 18 号、1956 年 1 月 16 日発（「ビルマ②」）。

⁴¹ 在インド吉沢大使より重光外務大臣宛電報第 40 号、1956 年 2 月 9 日発（「ビルマ②」）。

⁴² 重光外務大臣より在インド吉沢大使宛電報第 32 号、1956 年 2 月 11 日発（「ビルマ②」）。

⁴³ 在インド吉沢大使より重光外務大臣宛電報第 51 号、1956 年 2 月 24 日発（「ビルマ②」）。

れらの地域を管轄する政府と速やかに交渉を開始するよう外務省に対して要請した⁴⁴。

交渉の対象となったのは、英国（北ボルネオ）、オランダ（西部ニューギニア）、インドネシア（南ボルネオ、モルッカ諸島）の各国政府であった。オランダに対しては、すでに1952年末の段階で西部ニューギニアへの遺骨収集団の派遣について打診したが⁴⁵、その後同地域が計画から除外されたために撤回された経緯があった。そこで、1955年10月に改めて日本側の計画を通知すると⁴⁶、オランダ政府はその一週間後には原則同意の意向を伝えてきた⁴⁷。

英国に対しては1955年9月に計画を通知し⁴⁸、英国側は翌1956年1月に原則同意の旨を伝えてきた。ただし、ソロモン諸島方面への派遣交渉時と同様に、現地住民に悪感情を生じさせないよう事前に詳細に情報提供すべきことなどが伝えられ、特に派遣団員について制服の着用禁止や戦没者の遺族を含めないことなどの条件が付された⁴⁹。

このように、オランダと英国からは早々に好意的回答が寄せられ、厚生省は具体的計画の準備を進めた。計画では、派遣時期は1956年6月から8月頃を予定しており、ビルマ・インド方面では除外された「戦没日本人の碑」の建立を計画に盛り込んでいた。しかし、もう一つの交渉相手国であるインドネシア政府からは、1955年10月以降、数度にわたって派遣許可を要請したにもかかわらず、なかなか回答がもたらされなかった⁵⁰。

厚生省は、「今回インドネシア地域が除外されれば、将来同地域のみにかかる派遣団を送ることは困難」とみていた⁵¹。しかし1956年4月、派遣予定日が切迫している関係から、インドネシア政府からの回答の有無にかかわらず準備を進め、5月末までに回答がない場

⁴⁴ 厚生省引揚援護局長よりアジア局長宛公信援発第1021号、1955年8月29日付（「南方③」）。

⁴⁵ 外務省より在京オランダ大使館宛口上書壘五第174号、1952年12月18日付（「南方①」）。同口上書は12月18日に在京オランダ大使館のヨンゲンスー等書記官に手交された（アジア五課長「蘭領ニューギニア等に存在する日本人遺骨収集・慰霊行事に関しオランダ大使館に申入れの件」1952年12月18日）（同上）。

⁴⁶ 外務省より在京オランダ大使館宛口上書壘三第170号、1955年10月11日付（「南方④」）。

⁴⁷ 在京オランダ大使館より外務省宛口上書No. 4025、1955年10月18日付（「南方④」）。

⁴⁸ 外務省より在京英国大使館宛口上書壘三第664号、1955年9月26日付（「南方③」）。

⁴⁹ 在京英国大使館より外務省宛口上書GAI3、1956年1月11日付（「南方④」）。

⁵⁰ 外務省より在京インドネシア総領事館宛口上書壘三第62号、1955年10月11日付（「南方④」）。

⁵¹ 重光外務大臣より在ジャカルタ鶴見総領事代理宛公信壘三第70号、1956年4月5日付（「南方④」）。

合には対象地域から除外する方針を外務省に通知した⁵²。これを受けて外務省は、5月8日、ジャカルタの鶴見清彦総領事代理に対して至急インドネシア政府の承認を取りつけるよう命じた⁵³。

インドネシア政府からは、5月18日になって、参加人数を削減し、滞在期間を最小限に短縮するなどの条件を付したうえで日本側の計画に原則的に同意するという回答がもたらされた⁵⁴。ただし、建碑については認められないとしており、この点に関しては後日、「石碑は如何しても同意せず」との意向が改めて伝えられた⁵⁵。

このようにインドネシア政府は、条件を付しつつも、いったんは日本側計画に同意する姿勢をみせ、これを受けて日本政府はその条件に従うことを前提に準備を進めた。しかし遺骨収集団の出発直前に鶴見総領事代理から届いた電報は、日本政府を大いに困惑させた。すなわち、収集団が乗船する大成丸の来航についてインドネシア国防省が異議を唱えたというのである⁵⁶。大成丸は運輸省航海訓練所に所属する練習船で、航空機を利用したビルマ・インド方面を除いて、それまでも収集団の派遣には経費節減の観点から同訓練所に所属する練習船が利用されていた。外務省は、すでに出発予定日が差し迫っており、計画の実現もさることながら、この問題で日本の世論がインドネシアに対して与える心理的影響を憂慮して同国政府の再考を促した⁵⁷。

しかしインドネシア側は、「日本の船が多数の人員と共に住民の前に現れることが住民に及ぼす心理的反響」を反対の理由に挙げており、「再考の余地なし」とのことであった⁵⁸。

⁵² 厚生省引揚援護局長よりアジア局長宛公信援発第465号、1956年4月26日付（「南方④」）。

⁵³ 重光外務大臣より在ジャカルタ鶴見総領事代理宛公信重三第86号、1956年5月9日付（「南方④」）。

⁵⁴ 在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛電報第66号、1956年5月18日発（「南方④」）。

⁵⁵ 在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛電報第73号、1956年6月5日発（「南方④」）。

⁵⁶ 在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛電報第78号、1956年6月14日発（「南方④」）。

⁵⁷ 重光外務大臣より在ジャカルタ鶴見総領事代理宛電報第81号、1956年6月15日発（「南方④」）。

⁵⁸ 在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛電報第84号、1956年6月16日発（「南方④」）。実際、遺骨収集団に同行した記者によると、作業にあたって「自衛隊貸与のオンボロ作業着（カーキ色）をきて、軍カ（靴）、地下タビにシャベルをかついで上陸した」とあり、これが「日本の軍国主義の復活と誤解されたためか、どこでも『骨拾い』はきらわれた」と報告している（『読売新聞』1956年8月23日付）。インドネシア国防省の懸念はこの辺りにあったと考えられる。

この点に関し鶴見も、「遺憾ながら先方の態度を変更せしむることは不可能と考えられる」との見方を示した⁵⁹。そのうえでインドネシア政府は、遺骨の収容自体には原則的に賛成しているとして航空機での来訪を提案したが、日本側としてはすでに計画の変更は不可能であった。その後、日本側は最小限度の範囲でも追悼行事を行いたいとの希望を伝えたが⁶⁰、給油のための入港は許可されたものの、その際に団員が下船して追悼行事などを行うことについては、最後まで同意を得られなかった⁶¹。

こうした紆余曲折を経て 16 名からなる遺骨収集団（団長・鹿江隆）は、1956 年 6 月 20 日に東京晴海棧橋を出港し、8 月 23 日に帰港した。「戦没日本人の碑」は西部ニューギニアのサルミ、ビアク島、マノクワリと北ボルネオのラブアン島に合計 4 基建立された。インドネシア領域内では、沿岸で洋上慰霊が行われ、給油のために立ち寄ったバリクパパンでは接岸した船上で追悼行事が行われた。

帰国後に外務省担当者が作成した報告書は、インドネシア政府が収集団の来訪に難色を示した理由について「中央政府の威令が行われにくい僻地において多数外国人の上陸による不祥事の発生を参謀本部辺りで懸念した」ことを挙げる一方で、インドネシアとの「正式国交が未開設であることが影響した」とも推測している⁶²。前述したように、インドネシアは平和条約に署名はしたものの批准しなかったため、収集団が派遣された時点において日本とインドネシアとの間には国交は樹立されていなかった。

そうした状況のもとで遺骨収集団の派遣を実現することの困難さは、日本政府も十分認識していたように思われる。収集団の派遣と前後して在スマトラ日本人会が同地所在の日本人墓地の改修を現地公館に陳情し、鶴見総領事代理も「国として補助してはいかゞかと思われる」と具申したことがあった⁶³。これに対して外務本省は、「希望は了解し得」るが、「現在の日伊（インドネシア）関係にかんがみて不適當」であり、「この際改修計画を暫く見送り、正常国交回復後、適当な機会において更に現実的な計画」を立てるべきことを回

⁵⁹ 前掲、在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛電報第 84 号。

⁶⁰ 重光外務大臣より在ジャカルタ鶴見総領事代理宛電報第 87 号、1956 年 6 月 19 日発（「南方④」）。

⁶¹ 在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛電報第 99 号、1956 年 7 月 4 日発（「南方④」）。

⁶² アジア局第三課「西ニューギニア及び北部ボルネオ方面戦没者遺骨収集出張報告」1956 年 10 月（「南方⑤」）。

⁶³ 在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛公信ジ庶普第 423 号、1956 年 6 月 2 日付（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部」第 1 巻。以下、「アジア、大洋州①」のように略記）。

訓している⁶⁴。戦前から存在する日本人墓地の整備ひとつをとっても、両国にとっては微妙な問題であった。

このように、賠償問題の未解決と外交関係の未設定は海外戦没者の処理問題にも影響を与えており、前述のビルマと後述のフィリピンは、この問題が解決していたからこそ収集団の派遣が実現したのだとも言える。そして実際、1958 年 1 月に平和条約および賠償協定が調印された後になって（同年 4 月発効）、インドネシア政府は戦犯等の遺骨送還を許可するようになるのである⁶⁵。

（4）フィリピンとの交渉

1950 年代における遺骨収集団派遣の最後の対象地域となったのがフィリピンであった。同地の戦没者は約 52 万人と地域別では最も多く、政府の計画においてフィリピンは当初より遺骨収容の対象地域と目されていた。しかし、同国における強い反日感情と賠償問題は、計画実施の障害となっていた。

1956 年 5 月に賠償協定が締結され、フィリピン議会が平和条約を批准すると（同年 7 月発効）、厚生省はこの機会を捉えてフィリピン方面へ収集団を派遣したいとの意向を外務省に伝えた⁶⁶。外務省は同年 8 月、フィリピン政府に対して収集団派遣の可否、入国可能な時期、入国者の要件などに関して打診した⁶⁷。こうした政府の動きに呼応して 11 月には旧陸海軍の関係者が参集して政府による遺骨収容の取り組みに協力することを目的とする「日比戦病没英霊奉賛並遺骨収集促進会」（会長・東久邇稔彦元首相）が結成されるなど、国内における機運も高まった。

フィリピン側からは翌 1957 年 1 月、遺骨収集団の来訪を原則許可する旨の回答があった⁶⁸。その際、発掘された遺骨の死亡登録や移転許可を要することなどが条件として提示

⁶⁴ 重光外務大臣より在ジャカルタ鶴見総領事代理宛公信重三第 126 号、1956 年 6 月 29 日付（「アジア、大洋州①」）。

⁶⁵ インドネシアにおける BC 級戦犯の遺骨を中心に、1964 年から翌 65 年にかけて実施された。

⁶⁶ 厚生省引揚援護局長よりアジア局長宛公信援発第 866 号、1956 年 8 月 11 日付（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 フィリピン」第 1 巻。以下、「フィリピン①」のように略記）。

⁶⁷ 高崎外務大臣臨時代理より在フィリピント部臨時代理大使宛公信重三第 217 号、1956 年 8 月 22 日付（「フィリピン①」）。

⁶⁸ アジア局長より厚生省引揚援護局長宛公信重三第 23 号、1957 年 1 月 23 日付（「フィリピン①」）。

されたが、これは実際問題として実施不可能であると考えられたことから、日本側は特別な便宜措置が得られるように改めてフィリピン側に要請し⁶⁹、最終的に認められた⁷⁰。

遺骨収集団の派遣準備を進めるにあたって、日本側にとって最大の懸念材料は、日本に対する現地の住民感情であった。湯川盛夫駐フィリピン大使は、同国の治安は比較的安定してはいるものの、「一般の対日感情そのものが必ずしも良好ではなく、遺骨収集作業によりあるいは往時の惨禍の記憶が蘇えることなしと保障し難」いとして、収集団の派遣にあたっては護衛措置をとる必要があると指摘していた⁷¹。特にフィリピン側を刺激しないように、「できるだけパブリシティを与えず、地味に取進める心がけが肝要」であることをうったえた⁷²。このように湯川大使が慎重な姿勢を示した背景には、大使自身が 1957 年 7 月に地元の大司教に依頼してマニラで大使主催の慰霊祭を挙行了際に、現地の新聞や一般大衆が「極めて冷淡」だったという「苦い経験」があったことも影響していたと考えられる⁷³。おそらくそうした事情も考慮されて、フィリピンにおいても「戦没日本人の碑」の建立は派遣計画から除外されることとなった。

その一方で、フィリピン政府は遺骨収集団派遣に対して好意的な対応を示し続けた。フィリピンのガルシア（Carlos Garcia）大統領は収集団の来訪に際して、「死者には栄誉が与えられるべき」であり、「死者を弔うという共通の感情の前に、あらゆる困難が克服されて、この遺骨収集団のフィリピン訪問の〔ママ〕実現したことは、喜びに堪えない」として、両国の「友好促進」のためフィリピン国民に対し協力を呼びかけるメッセージを発表した⁷⁴。この大統領メッセージに象徴されるように、実際、現地では収集団に対して税関における便宜や安全保護措置などフィリピン政府当局の「好意的配慮」が随所でみられたのであり、湯川大使は本国政府に対して、その点について特に報告を行っている⁷⁵。

⁶⁹ 岸外務大臣臨時代理より在フィリピン湯川大使宛公信垂三第 344 号、1957 年 10 月 26 日付（「フィリピン①」）。

⁷⁰ 在フィリピン湯川大使より藤山外務大臣宛公信比第 15 号、1958 年 1 月 6 日付（「フィリピン①」）。

⁷¹ 在フィリピン湯川大使より藤山外務大臣宛電報第 461 号、1957 年 11 月 30 日発（「フィリピン①」）。

⁷² 在フィリピン湯川大使より藤山外務大臣宛電報第 15 号、1958 年 1 月 14 日発（「フィリピン①」）。

⁷³ 在フィリピン湯川大使よりアジア局長宛書簡、1957 年 10 月 2 日付（「フィリピン①」）。

⁷⁴ 在フィリピン湯川大使より藤山外務大臣宛電報第 44 号、1958 年 1 月 30 日発（「フィリピン①」）。

⁷⁵ 在フィリピン湯川大使より藤山外務大臣宛公信比第 106 号、1958 年 2 月 1 日付（「フィリピン①」）。

こうして 18 名からなる遺骨収集団（団長・稲葉柁）は、1958 年 1 月 20 日、航海訓練所所属の銀河丸で東京港を出発した。一行は、ルソン島の各地区を陸路移動するルソン班と、ビザヤ地区（ルソン島とミンダナオ島の間にある島々）およびミンダナオ島を銀河丸でめぐるビザヤ・ミンダナオ班の 2 班に分かれて収骨作業と追悼行事を行い、収容された約 2,561 柱の遺骨とともに、3 月 11 日に帰国した。派遣団の報告書によれば、現地官民はみな協力的であったとされ⁷⁶、また同行した記者は「現地大使館筋が考えていた対日感情の悪化というようなことは全く逆な結果を生んだ」と報告している⁷⁷。もちろんこれらは一面的な見方ではあるが、フィリピン側の対応が当初予想した以上に好意的であったこともまた事実だったといえよう。

このフィリピンへの派遣が終了したことにより、1950 年代における政府を主体とした遺骨収集団の派遣に一区切りがつけられた。収集団の派遣と並行して政府は、海外戦没者処理に関して、ソ連や中国など共産主義国への打診や沈没艦船の遺体の収容、派遣対象外の地域に残された遺骨の処理を継続的に行っていたが、第 9 章第 1 節で詳しくみるように、南方の「玉砕地」における大規模な遺骨収容については、これで「一応の収骨を終えておる」との認識を示すに至ったのである。

第 2 節 「象徴遺骨」の収容活動の実態

前節でみたような紆余曲折の交渉を経て 1950 年代に派遣された遺骨収集団が持ち帰ってきた海外戦没者の遺骨は、各方面を合計して約 1 万 2 千柱であった（前出【表 3】）。すでにみたように、1952 年の段階で南方地域に残存していると想定された未帰還遺骨数が約 80 万柱以上であったことを考えると、収容率はわずかに 1 パーセント強であった。

このあまりにも少ないように思える収容遺骨数の理由として挙げられるのは、一つには、遺骨を「印程度」に発掘して持ち帰るという「象徴遺骨」の収容方針にあったことは間違いない。各方面への収集団の派遣にあたって政府は遺骨および遺留品の取扱要領を定めていたが、それはおおむね次のようなものであった。

⁷⁶ 厚生省引揚援護局「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」1958 年 4 月（「フィリピン①」）。

⁷⁷ 『読売新聞』1958 年 3 月 8 日付。

一 氏名の判明する遺体

- 1 収容する遺骨は、この作業の特殊な事情にかんがみ、一体全部を収容することは困難であるので、遺体の一部を火葬に付した上収骨することとし、その他の部分は、発掘地にそのまま丁重に埋葬するものとする。
- 2 収容した遺骨は、個別に氏名（収骨地点を明記）を付した袋に納め、かつ、適宜纏めて地域毎の箱に分納する。

二 氏名等不明の遺体

- 1 埋葬してある遺体は、各地域又は地点別に象徴遺骨を収集するものとし、その収骨要領は、前記一の1の場合と同様にする。
- 2 収容した遺骨は、一括地点又は地域名を付した袋に納め、地区毎の箱に納める。地上に放置露出している遺骨については、前項に準じて処理するほか、努めてこれを集めて埋葬する。

三 遺留品

収骨作業に伴って発見される遺留品は、氏名の判明しているものについて収容するものとし、容積重量の大なるものについては、その一部を収集するに止める。⁷⁸

実際には氏名の判別可能な遺骨がほとんど見つからなかったことを考慮すると、収集団が持ち帰った遺骨のほとんどが「氏名等不明」の「象徴遺骨」であったといえる。そこで遺骨の代わりに遺族へ伝達することを想定して、「収骨地域中激戦地の砂礫を清めた後一括地域名を付した袋に収納する」こともあらかじめ上記要領の中で定めていた⁷⁹。

とはいえ、「象徴遺骨」の収容という方針だけに収骨数の少なさの理由を求めることはできないだろう。収集団の派遣にあたって政府当局は、各地域に残存している遺体や遺骨の状況について、当該地域の状況をよく知る旧軍人などから可能なかぎりの情報を集め、短い期間でも最大限効率的に収容作業が行い得るように準備を整えていた。また少ない日数と人員体制であったとはいえ、派遣団員もまた一体でも多くの遺体を発見すべく、ジャン

⁷⁸ 前掲、「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」。他地域においても同様の要領が踏襲されている。なお、「一 氏名の判明する遺体」の「1」にある「遺体の一部」に関して、東部ニューギニア・ソロモン方面の遺骨収集団派遣時に作成された要領では「例えばのど仏等」を摘出することを想定している（厚生省引揚援護局「南東方面英濠地域日本人戦没者遺骨送還及び追悼に関する日本政府派遣団任務報告書」1955年3月、「南方③」）。

⁷⁹ 前掲、「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」。

グルを切り進み、また洞窟の奥深くに潜入して搜索・収容作業を行った。

しかし、最大の難敵として収集団一行に立ちはだかったのが「風化の壁」であった。終戦から 10 年近くを経過した段階において、すでに遺体・遺骨の発見は想像以上に困難な状況に陥っていた。また、旧軍人の記憶をたどって事前に作成していた地図は現地の風景と大きく異なっており、結局役に立たないことも少なくなかった。

こうした状況のもと、収集団一行は現地でどのような活動を行い、またどのように現地民と接していたのか。現地における追悼式や「戦没日本人の碑」の建立をめぐる問題については次章で取り上げることとし、ここではまず現地での遺骨収容作業の状況について概観し、各方面の特徴をとらえていきたい。

(1) 米国管理下の南方 8 島とアッツ島

米国管理下にある太平洋諸島へ派遣された最初の遺骨収集団（団長・宇野末次郎）は、1953 年 1 月 31 日、運輸省航海訓練所所属の練習船日本丸で東京港竹芝桟橋を出発し、南鳥島、ウェーク島、サイパン島、グアム島、テニアン島、アンガウル島、ペリリュー島、硫黄島の 8 つの島をめぐって 3 月 19 日に帰港した。各島の滞在はそれぞれ 1～3 日程度と非常に短期間であり、約 50 日間にわたる派遣期間のほとんどは、広大な太平洋の航海に費やされた。このとき収容された遺骨は全部で 440 柱と推計されるが、島によって作業や遺体の状況は異なっていた⁸⁰。

収集団一行が最初に上陸した南鳥島は、戦時中、米軍の激しい空爆と艦砲射撃にさらされ、日本軍は補給途絶による飢餓と栄養失調などにより多くの戦没者を出した。しかし、同島では終戦時まで守備部隊が健在で、復員時にほとんどすべての遺骨が持ち帰られていた。したがって同島における遺骨収容は、旧海軍警備隊が建立した「忠魂碑」（「昭和一七年六月四日町田隊建之」）跡で数片の遺骨を収容する程度で終了した⁸¹。

次の渡航先であるウェーク島も南鳥島と同様に、米軍の上陸こそなかったものの多くの餓死者を出した。同島に関しては事前に埋葬情報（1,893 体）を得ており、一行は埋葬の

⁸⁰ 米国管理下の太平洋諸島における遺骨収集団の活動に関しては、前掲、『続・引揚援護の記録』pp.172-177、南溟会編『わが無名戦士たち——内南洋七島・硫黄島 調査団の記録』（科学新興社、1953 年）、「南溟の八島に玉砕した同胞の遺骨を拾って——帰国した代表の報告座談会」（『婦人倶楽部』第 34 巻第 6 号、1953 年 5 月）を参照。なお、『わが無名戦士たち』には、遺族代表の河合朝夫による「現地踏査日記」（pp.35-96）および日本丸実習生による記録「埋もれた遺骨をもとめて」（pp.97-137）が収録されている。

⁸¹ 前掲、『続・引揚援護の記録』p.174。

目印となっていた墓標や花を供えるための空ビンを手掛かりとして約 50 か所の発掘作業を行ったが、収容し得た遺体は約 20 体に過ぎなかった。実は同島は前年 9 月に猛烈な台風に襲われ、島内の施設の大半が倒壊するなど甚大な被害を受けており、そのため墓標や空ビンの位置も大きく移動してしまっていたようである⁸²。

続いて一行が向かったマリアナ諸島（サイパン、テニアン、グアム）と西カロリン諸島（アンガウル、ペリリュー）は、1944 年 6 月以降、米軍上陸による激しい戦闘の結果、日本の守備部隊のほとんどが全滅した地域であった。特にマリアナ諸島では在留邦人にも多数の死者を出した。

これらの諸島のうち、テニアン島とペリリュー島の両島では、おもにジャングルや洞窟内での捜索が行われたが、「地表面に露出している遺骨があまりに多く、全部を収容して持ちかえることができなかった」という。したがって、頭蓋骨だけを収容して残りは適当な地点に集めてその場で拝礼し、そのまま現地に残してきたものも少なくなかった。このことは帰国後派遣団員の「心のこり」になっていると厚生省が編纂した『続・引揚援護の記録』は記している⁸³。

一方、サイパン島・グアム島・アンガウル島では、事前に得ていた戦没者の埋葬情報に基づいて、日本人墓地の発掘を中心に作業が行われた。発掘作業は主として派遣団員が乗船した日本丸の乗組員と実習生によって行われたが、太陽が照りつけるなかでの作業は過酷なものとなった。特にグアム島では土質が粘土質であったために作業は難航し、のべ 100 人の作業員が 7 時間の作業で発掘できた墓はわずかに 20 か所であった⁸⁴。そうしたなか、アンガウル島には戦後に設立された燐鉱開発株式会社の従業員として 400 人もの日本人が滞在しており、一行は彼らの社員住宅を借りてこの旅で初めて陸上で宿泊し、つかの間の休息を得ることができた。

最後に訪れた硫黄島では、1952 年の和智大佐らによる遺骨調査団の調査結果をもとに、島北部の通称「地獄谷洞窟」を中心に捜索が行われた。しかし、洞窟内の熱気がすさまじく、10 分と内部にはいられない状況で作業は困難をきわめた。そうした状況下で収容された遺骨のなかには、他の島とは異なり、着衣や頭髮がそのまま残っているものが少なくな

⁸² 同上。

⁸³ 同上、pp.174-175。

⁸⁴ 同上、p.174。

かったようである⁸⁵。

このように、一行は限られた時間のなか、慣れない環境と困難な状況下で作業を行い、可能な限り多くの遺骨を収容したといっただろう。そしてそれは太平洋諸島に限らず、後にみるように、他の地域にもいえることであった。

ところで『続・引揚援護の記録』によると、太平洋諸島における収集団の活動に対しては米国側も協力的で、特にウェーク島から同行した米海軍司令部首席参謀のコリス大佐があらゆる面で便宜を惜しまなかったことが「予期以上の成果」を挙げた一因であったとしている⁸⁶。しかし一方で、遺族代表として収集団に参加した河合朝夫が米国側の態度について「囚人が監視下に作業をするような全くいやな思い」をしたと振り返っていることには注意する必要があるだろう⁸⁷。

とりわけ河合が窮屈に感じたのは、収集団の行動に関する報道や通信、そして写真撮影について米国側が厳重に制限した点である。河合は次のように述べている。

何んといつても一番苦心したのは、個々の報道通信と現地写真撮影とは、日米協定で固く禁止されており、さりとて、調査団一行の平安な航海と、無事帰還を念じ続けて待つていて下さる方々にどうして一時でも、早く現地の状況やら、一行の日常をお知らせすればよいかという事だった。⁸⁸

米国側がこうした態度をみせた理由について河合は、前年の硫黄島への遺骨調査団派遣の際に、日本側のセンセーショナルな報道によりいわゆる「遺骨野ざらし」問題が生じたことが「よくよく身にしみ込んでいる」ためだろうと推測している⁸⁹。実際、南鳥島での追悼行事の様子が国内で報道されると⁹⁰、引揚援護庁と外務省から団長宛に「お小言の入電」があり、一行の政府関係者たちが「困り抜いた頭を集めていた」という⁹¹。そしてその後は、団員による私的な電報も団長のサインを必要とし、特に報道関係の通信は「手も

⁸⁵ 同上、p.175。

⁸⁶ 同上、p.173。

⁸⁷ 前掲、南溟会編『わが無名戦士たち』p.48。

⁸⁸ 同上、p.298（河合による「あとがき」）。

⁸⁹ 同上、p.48。

⁹⁰ 『朝日新聞』1953年2月13日付夕刊には、南鳥島での慰霊祭や遺骨収容作業の様子が写真入りで大きく取り上げられている。しかし、次のウェーク島以降は、各社とも遺骨収集団の動向を伝える写真入りの記事は見当らない。

⁹¹ 前掲、南溟会編『わが無名戦士たち』p.49。

足も出ぬところまで追い込まれ」ることとなったという⁹²。

こうした長い船旅からくる疲労と米軍の監視によるストレス、そして過酷な作業環境のなかで救いと思われたのが、渡航先における現地住民との触れ合いであった。これらの島々の多くは戦前、日本の委任統治下に置かれていたが、一行に対しては親しみをもって接するケースが多かった。河合は言う。

一行を少しでも慰めてくれたものは、島々の人達が我が国、委託統治の昔を忘れずに迎えてくれた「日本人はいつまた来てくれるのか」といったような温い友情の発露であった。⁹³

特にサイパン島民の対日感情は想像以上で、みな流暢な日本語で「御機嫌はいかがですか」と話しかけてきたという。また、ペリリュー島での島民との関係について日本丸の実習生は次のように記している。

慰霊祭が始まるまでの少しの暇を見て、私達は集っている原住民に当時の状況等を尋ねた。堪能な日本語で応答する原住民の一語一語は好意に溢れ一層の親しみを感じさせられた。日本の統治下にあった当時の楽しかったこと、面白かったこと等をつぶさに語る彼等は、最後まで島の人達を庇い戦いの惨事から守り通した勇敢な日本軍の戦い振りや幾多の美談等を懐しげに語ってくれた。⁹⁴

もちろん、こうした経験は必ずしも一行に対する現地感情を代表するものとはいえない。しかし、これからみる他の方面も同様であるが、収集団の経験は、敗戦国としての厳しい現実のみを突きつけられるばかりでなかった点には注目する必要があるだろう。

ところで、遺骨収集団の派遣をめぐる日米交渉では、日本軍部隊が最初に「玉砕」した島として知られるアッツ島に関しても収集団の派遣が認められていた。しかし、アリューシャン列島に連なるアッツ島については、気象条件などの関係から南方の太平洋諸島とは別途に実施された。

⁹² 同上、p.55。

⁹³ 同上、p.299。

⁹⁴ 同上、p.125。

日本軍は1942年6月にアッツ島を占領したが、1943年5月12日の米軍上陸後、激しい戦闘の末に5月29日、山崎保代陸軍大佐率いる守備隊約2,600人が「玉砕」した。第2章第2節で指摘した通り、このアッツ島における「玉砕」は、ガダルカナルの戦いとともに日本の海外戦没者処理の転換点となった。

「玉砕」により島に取り残された遺体の多くは、戦闘終結後、米軍の手によって埋葬処理されており、その一部は1948年7月頃にアラスカ・アンカレジの北東約13キロにあるフォート・リチャードソン米軍基地内の墓地に改葬されていた。そこで日本政府は、1953年7月、アラスカとアッツ島の二班に分けて収集団を派遣することとなった⁹⁵。

7月4日、まず先行して引揚援護庁の職員2名がアラスカへ向けて空路羽田を出発した。フォート・リチャードソン墓地の発掘作業は7月6日に開始され、火山噴火のため一部作業を中止したものの、米軍と現地労働者の協力を得て7月11日までに米国側の記録どおり235体すべての遺体を発掘した。遺体はほぼ一体ごとに敷布に包まれ、米軍用の丈夫な防水ゴム製の遺体袋に丁寧に収容してあり、米軍が用意したガソリン噴射による簡易火葬装置によって火葬作業を行った。派遣団の報告で特に強調されていることは米国側の大規模な援助についてであり、米軍担当官は終日現地で作業の推進にあたり、現地作業員も「一流の者のみを集めた」といわれ、終始「敬虔な態度」で作業を行ったとされる。アラスカ班の職員はこれら235柱の遺骨とともに7月14日に羽田に帰国した⁹⁶。

一方、アッツ島へは7月6日、元第12方面軍高級参謀で東部復員連絡局長の不破博団長以下政府職員、遺族代表、宗教代表ら15名が海上保安庁巡視船「だいおう」にて東京芝浦の竹芝栈橋を出発した。一行は7月13日にアッツ島に到着し、15日から17日までの3日間にわたって島内にある墓地の発掘と島東部を中心とする旧戦場の搜索を行った。島の印象について、収集団に参加した山崎大佐の遺族は帰国後、次のように綴っている。

豊富な清水が流れ、実に多種類の花がツンドラ地帯を色どつたところで燃料にする一

⁹⁵ アッツ島における遺骨収集団の活動については、「アッツ島に於ける遺骨収集建碑及び追悼に関する派遣団報告書」（外務省外交史料館所蔵「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む） アッツ島、アラスカ方面関係」）、前掲、『続・引揚援護の記録』pp.177-181、山崎保之「アッツの黒い花①～⑩」（『時事新報』1953年7月27日～8月5日付）、志村卯三郎「アッツ島・枯骨の声」（『ニューエイジ』第5巻第10号、1953年10月）。なお、山崎保之は遺族代表（山崎保代陸軍大佐の子息）、志村卯三郎は宗教代表としてそれぞれ遺骨収集団に参加した人物である。

⁹⁶ 前掲、『続・引揚援護の記録』pp.177-179。

木もなく、土壌の存在しないこの島では、戦略上の価値を認めることはできない。〔中略〕それにもかかわらずこの島は実に美しい。数々の波静かな湾を抱き、高地からの展望は夢の国に来たような感がある。⁹⁷

ツンドラ地帯の島内は夏でもまだ雪が残る状態で、美しくも厳しい環境のなかで一行は寒さと堅い岩盤に悩まされながら、アラスカから派遣された米海軍のジャッド中佐の献身的な協力のもとで作業を行った⁹⁸。墓地のほとんどは米軍によって埋葬されたもので、「JAPANESE 48」のように埋葬人数が記された十字架型の墓標と周囲にめぐらされた有刺鉄線を目印として、8か所の墓地で合計591体の遺体を確認し、そのうち75体を火葬して収容した。さらに日本軍によって埋葬されたもの8体を確認したほか、洞窟内で発見した7体に関してはその一部を収容した。なお、山崎大佐の戦死地点と思われる場所には、米軍によって碑が建てられていた⁹⁹。

こうして一行は合計606体の遺体を確認し、そのうち82柱を「象徴遺骨」として持ち帰ることとなった。一行は7月25日に帰港し、栈橋に出迎えた遺族らは約2千人にのぼった。「玉砕」からちょうど10年後の帰還であった。

(2) 東部ニューギニア・ソロモン諸島方面

1955年1月から3月にかけて派遣された東部ニューギニアおよびソロモン諸島方面への遺骨収集団一行が最初に目指したのは、激戦地ガダルカナル島であった¹⁰⁰。約2万2千人も

⁹⁷ 『時事新報』1953年7月31日付。

⁹⁸ 前掲、「アッツ島に於ける遺骨収集建碑及び追悼に関する派遣団報告書」。ジャッド中佐の協力ぶりについて遺族代表の山崎は、「いささかもかつての敵米軍将校という感じを抱かせず、非常な信頼感を抱かせ」、「〔ジャッド中佐〕なかりせばわれわれ派遣団の使命は今回のように充分果たすことが不可能であつた」と振り返っている（「アッツの黒い花④」、『時事新報』1953年7月30日付）。

⁹⁹ コンクリートの碑にはめこまれた銅板に記された碑文（英文）は以下の通り。

ATTU ISLAND

World War II -1943-

Yamazaki a Colonel in the Japanese Army was Killed in Action near This Point.
Colonel Yamazaki Commanded Japanese Troops on Attu.
Location Cleve Pass-Engineer Hill.

Erected by Order of the Commandant Seventeenth Naval District. August -1950-

¹⁰⁰ 東部ニューギニア・ソロモン諸島方面における遺骨収集団の活動については、前掲、厚生省引揚援護局「南東方面英濠地域日本人戦没者遺骨送還及び追悼に関する日本政府派遣団任務報告書」、アジア二課岡崎事務官「南東方面英濠地域戦没者の遺骨送還及び追悼派遣団に関する報告（復命書）」1955年3月12日（「南方③」）、前掲、『続・引揚援護の記

の戦没者をだしたガダルカナルの戦いでは、極限状況下で撤退作戦が行われ、戦没者のほとんどがそのまま戦場に残された。この戦いにより戦前の日本が構築してきた「戦場掃除」と「内地還送」を二大原則とする遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理の体系が名実ともに崩壊したことはすでに指摘したとおりである。アジア・太平洋戦争の転機ともなった激戦から実に12年の時を経て、一行はガダルカナル島北部のホニアラに上陸した¹⁰¹。

一行はまず、ガダルカナル島での行動について現地の英国官憲と交渉した。当初日本側は、ガダルカナルの戦いにおいて一木支隊、川口支隊、そして第2師団が三度にわたって奪還作戦を実施し「玉砕」したルンガ飛行場の南側で収容作業を行いたいと考えていた。しかし英国側からは、同飛行場北側の墓地と、ホニアラ西部の埋葬地が収骨地点として指定され、それ以外に埋葬情報はない旨が伝えられた。日本側としても当時埋葬に関する確実な情報は有しておらず、一行は、英国側の指示に従って収容作業を開始した。

ルンガ飛行場北側の墓地は、米軍がガダルカナルの戦いの後に米軍墓地北西の一区画に日本人戦没者のために造ったもので、一体ごとに無名の墓標が建てられていた。墓標は58個あったが、実際に収容できたのは50体であった。

また、ホニアラから西へ約6キロ離れた所にあるコカンポナからさらに南へ3キロ下ったポハ河兩岸のジャングルには、埋葬地が二か所に分かれて存在していた。これは現地の酋長が英国官憲に申し出て初めて判明したものであった。この酋長は戦時中、日本軍に協力した人物で、一行に対しても終始協力的であったという。

埋葬地が存在した場所は、第2師団の野戦病院があった場所で、ルンガ飛行場奪還作戦の機動路に沿った所にあたり、作戦失敗後は飢餓とマラリアによりもっとも犠牲者が多かった地区の一つでもあった。各埋葬地にはそれぞれ十数個の大きな穴に集団で埋葬されており、一行の到着時にはすでに現地住民の手によって周辺の雑草が刈り取られ、約400体が発掘されていた。ここでは推定約750体が収容された。

録』pp.181-189（「追悼式場における派遣団長の概況報告」を収録）、『吊魂——ラバウル方面戦没者慰霊祭』（出版年等不明）、白井儀十郎「遺骨に捧げる——南方方面英濠地区を歩いて」（厚生問題研究会編『厚生』10（8）、1955年8月）、櫻木幹夫「遺骨を求めて南方諸島へ——大成丸遠洋航海記 1～3」（『運輸』第5巻第7-9号、1955年7-9月）、浜井和史「パプアニューギニアにみる戦争の記憶——遺骨帰還、モニュメント、戦跡」（『二十世紀研究』第12号、2011年12月）、有井俊隆「南太平洋戦没者遺骨収集の記録」2002年1月12日記 <http://www5b.biglobe.ne.jp/~zensenk/kaiho/93kaiho/senbotsu/ikotsu.html>（2015年2月17日アクセス）を参照。

¹⁰¹ 以下のガダルカナルでの活動についての記述は、おもに前掲、『続・引揚援護の記録』pp.183-185に基づく。

こうしてガダルカナル島においては、現地官憲が把握していた埋葬情報をもとに4日間という短期間で当時としてはおそらく最大限の遺体(約800体)を収容することができた。とはいえ、それらはもちろん戦没者全体の一部に過ぎず、特にジャングルのなかで埋葬されることなく朽ちていった大多数の遺体については、その情報を得ることすら叶わずに一行はガダルカナル島を後にすることとなったのである。

次に一行が向かったのは、東部ニューギニアであった。戦時中、日本軍の間で流布したフレーズに「ジャワは天国、ビルマは地獄、死んでも還れぬニューギニア」というものがあった。日本による占領後、比較的治安が安定していたジャワは「天国」であり、インパール作戦の退却路を指して「白骨街道」と称されるほど多数の戦死者を出したビルマが「地獄」になぞらえられていたのに対し、ニューギニアは文字どおり遺骨の帰還すら想定されないほど苛酷な戦場として印象づけられていたのである。実際、東部ニューギニア戦線の主力となった第18軍の終戦時の人数は1万1,731名で、ニューギニア上陸以来の損耗率は実に94%にのぼったとされる¹⁰²。特に、日本本土からの補給が途絶し、転戦に次ぐ転戦で食糧の調達が困難であった同軍戦没者の死因の約9割は、餓死に分類されるものであった¹⁰³。

そうしたなか、日本海軍の一大根拠地であったトラック諸島(現在のチューク諸島)の防衛拠点として第8方面軍司令部が置かれたニューブリテン島のラバウルは、戦時中、本土からの補給が途絶してからも今村均司令官のもとで現地自活体制を整え、約9万人の将兵が帰還したことで知られている。終戦後、ラバウルには日本軍収容所やBC級の戦犯裁判所が置かれ、ラバウルの象徴でもあるタブルブル山(花吹山)の山麓には、オーストラリア軍が建設した日本人墓地や刑死者の墓地、そして日本軍による旧海軍墓地が並びあって存在していた。これらの墓地に関して収集団一行は事前にその情報をつかんでおり、豪軍建設墓地から515柱、刑死者墓地からは95柱の氏名判別遺骨を、旧海軍墓地では118柱の氏名不詳の遺骨をそれぞれ収容した¹⁰⁴。

ラバウルの次に遺骨収容作業を行ったのがブーゲンビル島であった。同島では海軍部隊の墓地から約300柱の氏名不詳の遺骨を収容したが、陸軍関係については第17軍司令部

¹⁰² 田中宏巳『マッカーサーと戦った日本軍——ニューギニア戦の記録』(ゆまに書房、2009年) p.614。なお、第18軍の兵力および生還者数には諸説あり正確な人数は定まっていないが、いずれの数字をとってみても損耗率は約9割を示している。

¹⁰³ 藤原彰『餓死した英霊たち』(青木書店、2001年) pp.51-69。

¹⁰⁴ 前掲、『続・引揚援護の記録』 p.185。

や第 6 師団司令部の跡地をジャングル内で発見することができず、付近の防空部隊の宿营地跡と思われる場所から 20 柱を収容するにとどまった¹⁰⁵。

そのほか、東部ニューギニアでは、ラエ、フィンシュハーフェン、マダン、アイタペなど米軍との間で死闘が繰り広げられた 11 の地点に上陸して遺骨収容作業を行った。このうち後方基地が置かれていたウェワクは、終戦が近づくにつれて激しい戦闘の最前線となった地区であった。ウェワク半島頸部の洞窟には約 1 千柱が、第 20 師団司令部が置かれた「洋展台（ミッションヒル）」付近の洞窟には、青木重誠師団長を含む約 3 千柱が残されたままになっていた。これらの情報について収集団は事前に把握していたが、一行の訪問時にはウェワク半島付近一帯はすでに住宅地や病院と化しており、また洋展台付近の洞窟も山崩れによって跡形もなくなっているなど、搜索が全く不可能な状況にあった。他方、ウェワクの北東約 16 キロにあるサウリの第 117 兵站病院に埋葬されたドラム缶入りの遺骨約 1,200 柱に関しては、現地の地方弁務官の情報により掘り当てることができ、ウェワクではこれを含めて合計 1,291 柱を収容した¹⁰⁶。

また、第 18 軍の収容所が置かれたウェワク沖合のムッシュ島では、終戦後も多数の死没者が出て、その遺体は同地に埋葬されていた。収集団には当時ムッシュ島での埋葬に従事した元将校が 3 名も参加しており、現地では墓標こそ無かったものの一体ごとの土盛を等間隔に確認することができたため、発掘は比較的容易であり、原簿の存在により氏名の判別も可能であった。結局ムッシュ島では、1,331 体の埋葬遺体のうち、氏名判明の 1,031 体を火葬して収容した¹⁰⁷。

こうして東部ニューギニアおよびソロモン諸島方面においては、合計 5,889 柱もの遺骨を収容することができた。これは、1950 年代に派遣された遺骨収集団が持ち帰ってきた全遺骨の約半数にあたり、当該期においては最大の成果となった。

(3) ビルマ・インド方面

ビルマ・インド方面における戦没者は約 16 万 7 千人で、収集団派遣当時は約 8 万 7 千柱が未帰還であると考えられていた¹⁰⁸。同方面ではとりわけ 1944 年のインパール作戦の

¹⁰⁵ 同上、pp.185-186。

¹⁰⁶ 同上、p.187。

¹⁰⁷ 同上。

¹⁰⁸ ビルマ・インド方面における遺骨収集団の活動については、厚生省引揚援護局「ビルマ方面日本人戦歿者遺骨送還及び現地追悼に関する派遣団報告書」1956 年 7 月（「ビルマ

失敗と、それにともなうビルマ戦線崩壊による戦没者が大多数を占めていた。敗走する日本軍は英国軍の追撃を受けるとともに、マラリアや赤痢に罹患し、長期の行軍と飢餓によって次々と斃れていった。撤退路の河川や密林には夥しい数の日本人戦没者の遺体が残され、その状況は「白骨街道」と称されるほどの凄惨を極めた。

1956年2月、空路ビルマに到着した収集団の本隊一行（12名）は、南部のラングーン、中部のマングレー、北部のミッチーナ、東部のラシオなどおもに3つの班に分かれて遺骨の搜索・収容作業を行った。そのうちビルマ西部の「白骨街道」へ向かったのは3人の政府職員と遺族代表1人からなる分班であった。この分班に加わった外務省の河野七郎事務官は、後にインド・ビルマ国境地帯での収骨作業が「最も印象の深い地域」であったと報告している¹⁰⁹。

同報告によると、インドとの国境に近いティディムの町はずれには、インパール作戦の主力となった第33師団の野戦病院跡があり、約1万坪もある松林のなかに、風雨にさらされた頭蓋骨や骨片が凄惨な姿で散在していた。団員は、「疲れも暑さも、のどの渇きも忘れて」、夢中で袋や風呂敷、古い石油缶などに遺骨を集めたという。作業には、視察と激励に訪れた太田三郎駐ビルマ大使も加わり、またビルマ側の官吏・警察も協力した。こうして集められた遺骨は約500体と推計され、形の完全な頭蓋骨だけでも163柱を数えた。

それから分班一行は国境を越えていったんインドのコルカタへ向かい、空路インパールに入った。前節でみたように、インド政府が現地の治安状況を理由にインパールでの遺骨収容作業を許可しなかったため、追悼式のみを実施することとなった。追悼式はインパール市街で州政府長官以下インド側関係者の参列のもと行われた。

一行にとって割り切れなかったことは、事前に伝えられた情報とは異なり、現地の治安が決して収骨作業が行えないほど悪い状況には見えなかったことであった。このことは、現地入りした新聞記者も、「インパールへ行ってみると、治安が悪いというようなことは全然感じられなかった」と報じている¹¹⁰。また実際、収集団到着前に追悼式準備のためにインパール入りしていたコルカタ総領事館の職員が、州政府の非公式許可を受けて同地周辺

②))、外務省アジア四課河野事務官「ビルマ方面戦没者遺骨収集出張報告」1956年4月10日（「ビルマ②」）、厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』（1963年）pp.229-238、ビルマ派遣団長（美山要蔵）「拝謁の記」（「ビルマ②」）、同「遺骨とともに拾ったビルマの友情（抄）」（『続々・引揚援護の記録』pp.403-405）、上田天瑞『ビルマ戦跡巡礼記——自由と平和への道』（ビルマ親善協会、1957年）を参照。

¹⁰⁹ 前掲、「ビルマ方面戦没者遺骨収集出張報告」。

¹¹⁰ 『朝日新聞』1956年3月12日付。

で 30 柱もの遺骨を収容していたことも腑に落ちない点であった。本当に治安が悪いのであれば、これは行い得ないはずのようにも思われた。

この点に関して河野事務官は、インパールでの遺骨収容が許されなかった真の理由は治安の問題ではなく、日本人が地方に行って反政府系の部族などと接触して政治的なトラブルを起こすことを恐れたのではないかと推測している¹¹¹。実際、インパール北東のウクルルから、戦時中に日本軍に協力したナガ族の一青年が夜を徹して徒歩でインパールに出てきて一行の現地案内を申し出たこともあった。州政府はこうした現地人と親しく接することにも神経を尖らせていたようにみえ、したがって、表面上は好意的であったものの、内心では「厄介物がきた」と思い込んでいるというのが内情ではないかと推測されたのである¹¹²。

ビルマ・インド方面からの帰国後、美山要蔵団長は昭和天皇に拝謁して報告を行う機会を得た¹¹³。美山は収集団の活動を簡潔に述べたうえで、ビルマの大衆が終戦後においてもなお、旧日本軍に対して「綱紀厳正であり、勇敢であり、正直で、勤勉であり、且つよく子供を可愛がった」との印象を抱いていたと奏答した¹¹⁴。これに対して昭和天皇は「誠に大変御苦労であった」と声をかけ、美山は「恐れながら陛下にはいたく御感動になった」ように拝察したとの感想を記している。また、美山はその手記において、「ビルマ大衆の対日軍隊観」が「友情に満ちた喜ぶべきもの」であったことを示すために、現地人から聴取した 17 もの事例を挙げている。美山によれば、「勿論習俗、習慣の異なる彼の地において、日本軍人がビルマ人の最も尊敬する僧侶を殴ったこと等が悪い感作を与えている」ことも聞いたが、これらは「全く少数例外のことであつて、全体の問題とは考えられ」ないのであった¹¹⁵。

現地人が示した親日感情に関しては、美山だけではなく、他の団員や同行した新聞記者によっても一様に指摘されている。宗教代表者として収集団に参加した僧侶の上田天瑞は、次のように回想している。

¹¹¹ 前掲、「ビルマ方面戦没者遺骨収集出張報告」。

¹¹² 同上。

¹¹³ 『昭和天皇実録』によると、1950 年代に派遣された遺骨収集団の団長のうち、白井儀十郎（東部ニューギニア・ソロモン方面）、美山要蔵（ビルマ・インド方面）、稲葉征（フィリピン方面）の 3 名が、帰国後、昭和天皇と拝謁（御会釈）する機会を得ている（『昭和天皇実録』巻 42・43、情報公開法による開示文書（宮内庁））。ただし、美山以外の具体的な拝謁の記録については、管見の限り見当らない。

¹¹⁴ 前掲、「拝謁の記」1956 年 3 月 26 日（「ビルマ①」）。

¹¹⁵ 前掲、「遺骨とともに拾ったビルマの友情（抄）」。

ティデム地区は、インパール作戦に当って第三十三師団が作戦準備をした地区で相当に民生を圧迫し、住民の被害も多く、住民の中には当時の戦傷の痕をとどめている者もある位だから、対日感情は良好でないと判断していたが、予期に反して官民共好意をもって積極的に協力し、日本将兵に対しても思慕の念をもっていることを痛感した。¹¹⁶

しかし、外務省の河野事務官はこうした見方に違和感を抱いていた。河野は、ビルマ人の対日感情は一般的に良好であり、収集団に対してビルマ側官民が示した協力的態度を評価しつつも、帰国後の団員の談話や報告が「事実と離れていたり、一方的な見方に過ぎない」場合が多いことが「目につく」として批判している¹¹⁷。とりわけ部内参考として作成したメモでは、「日本軍隊に対するビルマ大衆の感情」に関する美山の報告は、現地人の老婆や青年をつかまえて、通訳を介して得た「極めて根拠の薄い」事例から推測したものに過ぎず、「如何にも旧軍人の我田引水的所見」であると厳しい言葉で断じている。

確かに美山は、陸軍士官学校・陸軍大学を卒業し、参謀本部動員課長や南方軍参謀を経て、陸軍省高級副官（陸軍大佐）として終戦を迎えた旧軍のエリートであった。公職追放を免れた美山は終戦後、一貫して復員・引揚業務に従事し、収集団派遣時は厚生省引揚援護局次長の任にあった。こうした旧軍の幹部が訪問したことに関してビルマの現地人は、団員に旧軍人がいるかどうかについて警戒的で、「旧参謀」がいる旨を伝えると「村人の目にアリアリと憎悪の感情が現れた」というのが実態であったと河野は指摘している¹¹⁸。

しかし、「陸軍葬儀委員」を自認し、戦没者の靖国神社への合祀や千鳥ヶ淵戦没者墓苑の創設に尽力していた美山には、どうしても「美談」を国内に伝える必要があった。その背景には、次のような考え方が働いていた。

ビルマ人の派遣団に対する友好的協力を認め、日本軍隊に対する親近感を見聞するに及び、ビルマ人の対日本軍隊観を明らかにしてこれを御遺族等に伝達することは、短時間の追悼行事を行なう以上の功德がある¹¹⁹

¹¹⁶ 前掲、上田『ビルマ戦跡巡礼記』p.72。

¹¹⁷ 河野事務官覚書（日付不明）（「ビルマ②」）。

¹¹⁸ 前掲、「ビルマ方面戦歿者遺骨収集出張報告」。

¹¹⁹ 前掲、「遺骨とともに拾ったビルマの友情」p.403。

こうした考え方に基づいて、ことあるごとにビルマ人に対して「対日本軍隊観を団員全部で聞いてみた」結果、「ビルマ大衆の対日軍隊観は、結論的に、友情に満ちた喜ぶべきものであるというのに帰着致した」というのである。もちろん、美山自身もビルマ人の「複雑な感情」については認識していた。帰国後、美山は次のように記している。

私は専らビルマ人の英霊や旧日本軍人に対する感情について語った。勿論この感情は複雑である。上層部と大衆において顕著な差がある。上層部の空気、大使の話でよく判る。然し今暫く之にふれない。大衆の対日軍感情は極めて良好である。私はこの点を強調した。英霊の 99%迄は上層部とは無縁であるからである。今生残りのビルマの作戦参加者達の戦友の各位はどうぞ御安心願いたい。¹²⁰

すなわち、美山が帰国後に語った「美談」は遺族や戦友たちのためのストーリーであり、いわば「土産話」であった。そして、この「美談」を国内に伝えることで、美山自身、团长としての任務が完結したものと考えられたのである。

陸海軍を解体して成立した復員省の流れを汲む厚生省引揚援護局には、旧軍人が多数勤務しており、厚生省からの遺骨収集団への参加者は派遣先の地域にゆかりのある旧軍人である場合が多かった。したがって遺骨収容時の印象も美山のように「美談」になりがちであったのだが、河野は自らの体験とは異なる印象が一人歩きしている状況を懸念したのであった。河野は報告書において遺骨収容事業のその後の課題として、冷静に次のように指摘している。

厚生省は一応完了したものとして、幕を閉じようとしているが、当座はそれで国民も納得するとしても、やがて日本人の旅行者がこれらの地域に入り、当遺骨が残っている事実を日本に伝えたとき、恐らく再び遺族団体の問題となるであろう。¹²¹

この見方は、後述のように、1960 年代半ば以降、遺族や戦友たちによる旧戦地訪問が急増してから実際に日本政府が直面した事態を予見するものであった。

¹²⁰ 「ビルマより帰って (31.4)」(美山家所蔵「美山要蔵日記 1955」)。

¹²¹ 前掲、「ビルマ方面戦歿者遺骨収集出張報告」。

(4) 西ニューギニア・北ボルネオ方面

ビルマ・インド方面への派遣報告がとかく「美談」になりがちであったのに対し、同年（1956年）の6月から8月にかけて西ニューギニアおよび北ボルネオ方面へ派遣された収骨団一行は、現地における厳しい反日感情に直面することとなった¹²²。

同方面において収容された遺骨は611柱であり、当該期における収骨団の成果としては比較的少数であった。その事情について、政府職員として参加した外務省の竹中均事務官は、「今回の収骨は未開の土地で、しかも現地官憲の厳重な監視、行動の制限下に行われるという苦しい、困難な作業だった」と振り返っている¹²³。

竹中によると、「収骨を阻むもの」として一行にまず立ちはだかったのは、「人類の侵入を許さぬジャングルの抵抗」であった。同方面の戦没者の大部分は道なき山岳やジャングルを転進中に飢餓や疾病に斃れたもので、これらを搜索することは「人間業をもってとうていなし得るところ」ではなかった¹²⁴。実際、同行した新聞記者も「遺骨の多くは山また山のジャングルの奥に点々と散らばって」おり、「迷いこんだが最後、団員全部が白骨になるだろう」とその困難さを伝えている¹²⁵。また、墓地に埋葬されたものについても、樹木や草が墓を蔽いその発見が困難になっていたり、埋葬地であった所に住宅や学校、病院等が建てられたことにより、発掘が不可能な場所も少なくなかった。

これら環境の変化に加えて竹中は、収骨作業が捗らなかったもう一つの理由として、「反日分子の非協力、妨害行為に禍いされたこと」や、「現地官憲が消極的で、墓地の基本的調査を十分に行っておらず、加うるに収骨団の行動の大幅な制限、厳重な監視、さらには現地民との接触をも阻止するの態度に出た」ことを挙げている¹²⁶。特に第2軍司令部が置かれていたニューギニア島西端のマノクワリでは反日感情が強く、「戦時中日本軍に迫害されたというオランダ人とインドネシア人が収骨作業に反対の態度を見せ、作業隊の通行をも

¹²² 西ニューギニア・北ボルネオ方面における遺骨収骨団の活動については、厚生省引揚援護局「西部ニューギニア及びボルネオ方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」（「南方⑤」）、アジア三課「西ニューギニア及び北部ボルネオ方面戦没者遺骨収集出張報告」（「南方⑤」）、前掲、『続々・引揚援護の記録』pp.238-246、加藤亮一『慟哭の砂——西部ニューギニア・ボルネオ方面遺骨収集記』（十字星社、1957年）、竹中均「南海の遺骨収集紀行」（『月刊インドネシア』第112号、1956年11月）。

¹²³ 前掲、竹中「南海の遺骨収集紀行」p.2。

¹²⁴ 同上、pp.2-3。

¹²⁵ 『朝日新聞』1956年8月23日付。

¹²⁶ 前掲、竹中「南海の遺骨収集紀行」p.3。

妨害した」と伝えられた¹²⁷。また、竹中は現地の老婦人が一行を案内していたオランダ人官憲に激しく詰め寄る場面を目撃しており、それを伝え聞いた宗教者代表の加藤亮一牧師は、その様子を記録している。

お前はなぜ日本人なんかの案内をするのか。わたしの最愛の夫は、戦争中日本の憲兵の〔ママ〕連れて行かれ、とうとう二度とわたしの許には帰って来なかった。夫を殺した日本人を、マノクワリの町に入れるのは大反対だ。¹²⁸

こうしたマノクワリ住民の態度は収骨作業にも影響し、多くの私有地への立ち入りが拒否され、「極めて不愉快な作業」になったと報告書は記している¹²⁹。

一行に対するこうした反感は、英国領土であった北ボルネオでもみられた。ゼッセルトン（現在のコタキナバル）では、一行を乗せた大成丸が到着した当日の現地紙に「大成丸は、日本人戦没者の収骨が目的ではなく、戦時中に奪って隠匿しておいた財宝を掘り出しにやって来たのだから、その行動は十分に監視しなければならぬ」との投書が掲載された。竹中が現地の新聞記者に、一般人はこれを信じているのか、と問うたところ、「イエス」との答えが返ってきたという¹³⁰。その一方で同地では、英国官憲が「遺骨は一つもない」と言明していたが、そこに長く在住していた 2 人の日本人老婆の案内により、図らずも 97 柱の遺骨を収容する幸運にも恵まれた¹³¹。

このように、西部ニューギニアおよび北ボルネオ方面において収集団一行は、「招かれざる客」として、至るところで現地人の「冷たい視線」にさらされながら、収骨作業を行わねばならなかった。戦後 10 数年という時の経過は、遺骨を風化させるには十分な時間であったが、日本軍に苦しめられた現地民の「戦争の記憶」を過去のものにするには、あまりにも短かった。外務省の竹中事務官は現地での経験を踏まえて次のように総括している。

現地の官憲や住民の対日警戒心は、十年の歳月の経過のみをもってしては決して消失

¹²⁷ 『朝日新聞』1956 年 7 月 21 日付。

¹²⁸ 前掲、加藤『慟哭の砂』p.197。

¹²⁹ 前掲、「西部ニューギニア及びボルネオ方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」。

¹³⁰ 前掲、竹中「南海の遺骨収集紀行」p.9。

¹³¹ 『朝日新聞』1956 年 8 月 7 日付夕刊。前掲、「西部ニューギニア及びボルネオ方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」。

せしめ得られるものではない。われわれは、あらゆる手段をもってこれらの対日誤解と悪感情を拭い去り、これらの国の人々の信望を恢復することに努めなければならない。¹³²

ただし、そうした状況下においても、一行に対して協力的な態度を示すものも少なからず存在し、少数ながらも 611 柱という「成果」は、それなくしてはなし得ないものであった。大成丸に同乗して一行を案内した日本育ちのオランダ人連絡将校は日本語が巧みで、終始積極的な協力や援助を与えた。またワクデ島のインドネシア人の警官は日本軍人に殴られて前歯がなかったが、親切に一行を案内し、同島では 9 柱を収容することができた。反日感情が強かったマノクワリにおいても、その郊外に在住していた現地民が自宅の庭に埋葬されていた遺体の発掘に進んで協力し、5 柱を収容した¹³³。

一行にとって特に意外だったのは、給油のために寄港したインドネシアのバリクパパンで思わぬ歓迎を受けたことであった。すでにみたように、インドネシア政府は派遣の直前になって船による収集団の来訪に難色を示し、給油のみが認められることとなった。しかし、大成丸がバリクパパンに到着すると現地民が次々と押し寄せ、その時の様子について加藤牧師は、「税関の役人、インドネシア軍の将校や、下士官たち、バリックパパンの町の有力者たちが後から後からと遊びに来て、われわれを歓迎し、親日振りを現わしてくれるのには驚いた」と記している¹³⁴。

また、大成丸に乗船していた練習生が、インドネシア船に乗組み中のスマラン商船学校の練習生から招待を受けて交歓する機会も設けられた。このことについて竹中事務官は、「若い両国の青年が接触しお互いに理解を深め得たことは、バリクパパン寄港のもたらした最大の収穫であった」とその意義を評価している¹³⁵。

(5) フィリピン方面

1950 年代最後の遺骨収集団の派遣先は、フィリピンだった¹³⁶。フィリピン方面の戦没

¹³² 前掲、竹中「南海の遺骨収集紀行」p.12。

¹³³ 同上、pp.4-5。

¹³⁴ 前掲、加藤『慟哭の砂』p.258。

¹³⁵ 前掲、竹中「南海の遺骨収集紀行」p.8。

¹³⁶ フィリピン方面における遺骨収集団の活動については、前掲、「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」、前掲、『続々・引揚援護の記録』pp.246-256、稲葉樞「南海に遺骨を求めて」（『週刊サンケイ』7（14）、1958年3月）、柏

者は一般邦人も含めて約 52 万人と、アジア・太平洋戦争中で最も多かった。

フィリピンでは、1944 年 10 月のレイテ沖海戦で日本軍は制海権と制空権を失い、翌 45 年 1 月にマッカーサー指揮の連合軍がルソン島リンガエン湾に上陸を開始すると、終戦に至るまで山下奉文大将率いる第 14 方面軍との間で文字どおりの死闘が展開された。遺骨収骨団はルソン島を中心とする「ルソン班」とレイテ島やミンダナオ島を行動範囲に含む「ビサヤ・ミンダナオ班」の二手に分かれて遺骨収容作業を行った。

ルソン島では、特に日本軍が死守を試みたバレー峠付近で彼我ともに多数の戦死者を出したが、この戦いの主力部隊の一つであった第 10 師団高級副官の柏井秋久がルソン班に加わっていた。第 10 師団では総兵力 2 万人のうち約 1 万 8,000 人が戦死したとされるが、柏井によると、「戦闘初期においては戦友の手によつてそれぞれ葬られたものであるが、後半においては随所で殲滅的な損害を受けたからそれどころでなかったのが実状」であったという¹³⁷。

終戦から 12 年の時を経て柏井は再びフィリピンの旧戦場を訪れたが、予想に反して地表面に露出して散乱している遺体をほとんど目にはなかった。収容された 2,561 柱の遺骨のほとんどは、埋葬されていたものか、あるいは洞窟内で発見したものであった。この点に関して柏井は「亜熱帯地域では風化も早いし、スコールも多いから当然のことではなかろうか」と推測している¹³⁸。実際、同行した記者によると、遺骨の状態は「手でさわればサラサラとくずれ、風化一步手前」で、「時期的に遺骨を集めにくるのが遅すぎた」という¹³⁹。それでも柏井らは、激戦地・バレー峠付近の山中の廃屋で仮眠をとりつつ 3 日間にわたって収骨作業に専念した。その結果、バレー峠の 70 柱をはじめ、付近一帯で約 600 柱の遺骨を収容できたことは柏井にとって「せめてものなぐさめ」であった¹⁴⁰。ルソン班はマニラ地区のモンテンルパ刑務所において収容した 150 柱を含め、全部で 2,021 柱の遺骨と 7 つの遺留品を収容した。

ルソン班が地上を自動車で移動して拾骨作業を行ったのに対し、ビサヤ・ミンダナオ班

井秋久「比島収骨団に参加して」（土谷直敏編『山ゆかば草むす屍』日本遺族会、1965 年、pp.49-52）、中野聡「追悼の政治——戦没者慰霊をめぐる第二次世界大戦後の日本・フィリピン関係史」（池端雪浦、リディア・N・ユウ・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、2004 年）を参照。

¹³⁷ 前掲、柏井「比島収骨団に参加して」 p.52。

¹³⁸ 同上、p.50。

¹³⁹ 『読売新聞』1958 年 3 月 8 日付夕刊。

¹⁴⁰ 前掲、柏井「比島収骨団に参加して」 p.52。

は銀河丸で各島を訪問した。レイテ決戦の激戦地であったレイテ島タクロバン地区では約 8 万人の戦没者を出したが、飛行場や収容所跡は農場や住宅地となっていて往時の面影はなく、28 柱の収容にとどまった。現地人から提供された埋葬情報はほとんどの場合空振りに終わったが、ミンダナオ島の西端サンボアンガ地区のように、現地人の案内どおりに拾骨できたケースも稀にあった。特に収穫があったのがセブ島で、ブサイ高地やグアダルーペ谷地、アントワンガ谷地では、「米軍に追いつめられた将兵が、爆撃と飢えとで大量に死亡した跡がその儘の姿で残って」いた。同地では 284 柱の遺骨を収容し、同班全体では 540 柱の遺骨と 5 つの遺留品を収容した¹⁴¹。

フィリピン方面への派遣で特徴的だったのは、現地で旧日本兵の生存情報がもたらされたことにより、その情報確認を行ったことであった。収集団は現地滞在中に本国政府に請訓し、許可が得られたため、フィリピン空軍から提供されたヘリコプターと飛行機によって柏井と大使館員がルバング島およびミンドロ島でビラ撒きを実施した¹⁴²。この時は結局成果はなかったが、柏井はその後もフィリピンにおける未帰還者調査に携わり、1974 年 3 月の小野田寛郎の帰国の際には救出団長として現地に赴くことになる。

ところで、一行の滞在全期間を通じて示されたフィリピン側の友好的で協力的な態度には、日本側も驚くほどであったという。特に終戦まで戦った柏井は「相当の『お返し』を覚悟していた」のに対し、連絡役のフィリピン将校などが「かえって敬愛の念で接してくれたことは「意外」であったという¹⁴³。前節でみたとおり、こうしたフィリピン側の態度には国民に対して収集団への協力をうったえたガルシア大統領のメッセージが大きく影響していたものと考えられる。とはいえ、確かに一行が接したフィリピンの政治家や官憲には「厚遇」されたものの、「バカヤロー」との言葉を浴びせてくる現地の一般住民の反応は「依然として厳しかった」という指摘は見逃せない¹⁴⁴。

ガルシア大統領は、収集団が派遣された 1958 年の 12 月、国賓として初めて訪日した際に国会で次のように演説している。

十二年の歳月をもつてしても、あの一大悲惨事によつて作られた傷が完全に癒え、悪意が完全に清算された、とはいえません。しかしながら、静かに反省することにより、

¹⁴¹ 前掲、「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」。

¹⁴² 前掲、『続々・引揚援護の記録』p.247。

¹⁴³ 前掲、柏井「比島収骨団に参加して」p.51。

¹⁴⁴ 前掲、中野「追悼の政治」p.379。

フィリピン国民は対日友好関係を回復することが現在とるべき最も賢明な途であることを確信するにいたりました。¹⁴⁵

このガルシア大統領の演説は、まだ戦争を完全には過去のものにできない状況にあることを踏まえたうえで、前向きで未来志向な二国間関係の構築を促すものであった。こうしたガルシア大統領をはじめとするフィリピン側の協力的で友好的な姿勢、あるいはフィリピン以外の諸国においても遺骨収集団の団員たちが実感した現地官憲や住民の日本人に対する好意的な態度の背景には、収集団の来訪を、戦争を乗り越えた新しい関係構築のきっかけにしたいという現地側の強い期待があったといえる。

こうした現地側の態度を「意外」と捉えた日本側は、それではどういった態度で旧戦場であり、被侵略地域である現地向き合ったのか。今まで見てきたとおり、日本は遺骨収集団を派遣するにあたって「象徴遺骨」の収容方針を採用したが、そうした方針なくしても、戦後 10 数年という歳月は遺骨収容作業を困難なものとし、その成果は限定的なものとならざるをえなかった。そこで日本側は「現地慰霊」を重視し、各地で追悼式を実施し「戦没日本人の碑」を建立したが、この「現地慰霊」のあり方こそが、日本側が現地との関係をどう捉えているかを試される場となった。次章ではその点について検討する。

¹⁴⁵ 「国会におけるガルシア大統領演説」1958年12月2日（外務省外交史料館所蔵「アジア諸国大統領本邦訪問関係雑件 カルロス・ピー・ガルシア・フィリピン大統領関係」第3巻）。

第6章 「現地慰霊」の光景と「戦没日本人の碑」建立をめぐる問題

前章でみたとおり、1950年代に派遣された遺骨収集団のもう一つの重要な任務は、「象徴遺骨」の収容という方針の結果回収し得なかった戦没者に対して、追悼行事などの「現地慰霊」を行うことであった。具体的には、収集団一行は「現地慰霊」行事として追悼式を実施し、「戦没日本人の碑」を建立した。

「象徴遺骨」の収容に加え、「現地慰霊」を実施することによって政府は、たとえ遺骨が完全に収容できていなくとも、各方面におけるすべての戦没者の「英霊」が故国に帰還したとみなしたのであり、遺骨収集団の各団長もそうした考えは共有していた。例えば、東部ニューギニア・ソロモン諸島方面へ派遣された遺骨収集団の白井儀十郎団長は、帰国後、次のように述べている。

戦後十年の永きに亘り空しく異境の土地に迷つておられた御英霊もこの度の行事によつて国民の誠意を了とせられ、たとえ御遺骨が現地に残つても、御英霊は喜んで夫々故郷に御帰還になったことと信じます。¹

また、ビルマ・インド方面へ派遣された美山要蔵団長は「八万七千の英霊全部が御同意になったら自分は帰る」との覚悟で現地へ赴き、季節外れの花が咲いたのをみて「八万七千の英霊はきっと一緒に内還して下さる」と確信したという²。帰国後、美山団長は議会で次のように報告している。

一千三百五十一柱の御遺骨を代表として全英霊八万七千柱の御帰還が叶い得たものと信じて居ります。³

ここでみられる「象徴遺骨」の収容と「現地慰霊」をもって「英霊」が帰還したとみな

¹ 白井儀十郎「遺骨に捧げる——南方方面英濠地区を歩いて」（厚生問題研究会編『厚生』10（8）、1955年8月）p.31。

² 「ビルマより帰来て（31.4）」（美山家所蔵「美山要蔵日記 1955」）。

³ ビルマ派遣団長「衆議院引揚特別委員会における報告」1956年3月31日（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 ビルマ」第2巻。以下、「ビルマ②」のように略記）。

す論理は、第2章第2節でみた「空の遺骨箱」を本物の遺骨と読み替えることを強いた戦時中の論理と構造は同じであった。その意味では、1950年代における政府遺骨収集団の派遣には、戦時中の政府の対応との連続性をみてとることができるといえる。

このように、遺骨収集団の任務として「象徴遺骨」の収容とともに重要視された「現地慰霊」であったが、その実施にあたっては様々な問題に直面することとなった。本章では、特に「現地慰霊」にあたって日本側がどのような姿勢で臨んでいたかという点に着目して検討する。

第1節 現地追悼式の光景

(1) 追悼式と現地官民の参列

収集団一行は遺骨収容作業の終了後、地区ごとに追悼式を行った。そのペースはおよそ2～3日に1回程度であり、追悼式において宗教的儀式を担ったのが、収集団に同行した宗教代表者であった。収集団は政府関係者や遺族代表などを含む12～19人で構成されていたが【表12】、すべての収集団に宗教や宗派が異なる2～3人の宗教代表者が含まれていたことが1950年代の特徴であった⁴。

【表12】1950年代政府遺骨収集団の団員構成

派遣先	政府職員	遺族代表	宗教代表		作業員	医師	合計
米国管理下の太平洋諸島	8	4	3	神道2、仏教1(曹洞宗)	3		18
アッツ島	4	4	3	神道(三五教)、仏教(浄土真宗大谷派)、キリスト教	4		15
東部ニューギニア・ソロモン諸島	7	4	2	神道、仏教(浄土真宗本願寺派)	5	1	19
ビルマ・インド	6	4	2	仏教2(天台宗、真言宗)			12
西部ニューギニア・北ボルネオ	8	4	3	神道(金光教)、仏教(曹洞宗)、キリスト教	1(建碑技術者)		16
フィリピン	10	6	2	仏教(浄土真宗大谷派)、キリスト教(日本聖公会)			18

出典：厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』p.172、179、181および厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』p.230、238、246等より作成。

⁴ 遺骨収集団の派遣計画は常に公式発表前に新聞にスクープされ、政府には参加希望が殺到したという。政府による派遣団の人選方針としては、遺族代表については関係拾骨地域において最も多数の戦没者を出している都道府県知事に人選を依頼して決定することとし、その際同時に、日本遺族会の当該都道府県支部長にもその人選に関する協力を要望した。一方、宗教代表については、日本宗教連盟にその人選を一任した（厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』非売品、1963年、p.228）。

現地での追悼式は、「戦没日本人之碑」が建立された場所では碑前で行われ、それ以外の地では、収骨地点か、あるいは遺骨収容作業の拠点となった町の中心部などで行われた。追悼式ごとに簡素な祭壇が設営され、その両側には「日本国政府」や現地日本人会などの花輪が添えられた。祭壇には、日本酒などの供物のほか、遺族から託された品々が供えられた【写真3】。式次第は各地ともおおむね共通しており、基本的に「開会の辞／読経（祈祷）／追悼の辞（派遣団長）／参列者焼香（献花）／閉会の辞」といった順序で進行した。同行した宗教代表は、読経や祈祷、修祓・祭文などそれぞれの宗教・宗派に則った形式で順番に宗教儀式を執り行った。

【写真3】遺骨収集団の集合写真
(1953年2月25日、グアムにて米海軍撮影)



出典：外務省外交史料館所蔵「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む） 遺骨収集団記録フィルム及び写真関係」

空路で現地入りしたビルマ・インド方面以外においては、各収集団は海上でも主要戦場となった海域で船上追悼式を行った。その内容は陸上での追悼式に準じたが、船上からは花輪や供物が捧流され、船による同海域の追悼旋回などが行われることがあった。

陸上での追悼式には、収集団一行や現地在住の日本人のほかに、現地の政府関係者や住

民、さらには神父や牧師などが参加したりすることも多く、その光景はあたかも日本と現地政府ないし現地住民との「合同追悼式」の様相を呈する場合も少なくなかった。以下では、方面ごとの追悼式の状況を検討してその特徴をみていくことにする。

まず、米国管理下の太平洋諸島では、米軍関係者のほか、各島で多数の島民が追悼式に参列して線香を捧げた。アンガウル島・ペリリュー島では特に島民代表として酋長が玉串を奉奠して拝礼している⁵。サイパン島では現地の「女子青年聖歌隊」による讃美歌で式が始まり、宗教代表による修祓、読経、祭文の後に派遣団長と遺族代表による追悼の辞が続いた⁶。また、グアム島やアンガウル島、ペリリュー島、硫黄島でも現地の神父や米軍従軍牧師による祈祷で式が始められた⁷。さらにグアム島では、米軍の好意で弔砲の儀礼もあった⁸。アッツ島での追悼式においても、米海軍将兵が多数参列し、盛大・荘重に執り行われたという⁹。

次に、東部ニューギニア・ソロモン諸島方面においては、すべての追悼式に現地の英豪官憲が参列した¹⁰。英領のガダルカナル島では地方弁務官をはじめ、現地当局の職員、付近在住の宣教師などが参列した。オーストラリアの信託統治領である東部ニューギニアにおいても、豪地方弁務官や宣教師、また時には付近の子供たちなども追悼式に参列し、特にウェワクとフィンシュハーフェンでは「極めて盛大」に追悼式が営まれた。同方面最後の追悼式となったロスネグロス島においては、地方弁務官のほか、同地所在の豪陸海軍指揮官や宣教師も参列して献花拝礼を行い、最も盛大な式となった¹¹。

「戦没日本人の碑」が建立されなかったビルマ・インド方面の追悼式では、激戦地または古戦場を見渡せる静寂な場所を選んで祭壇が設けられた。事前に作成された厚生省の「現地追悼行事の要領」によれば「現地官民特に僧侶の参加は歓迎する」としていたが¹²、イ

⁵ 厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』（非売品、1955年）p.176。

⁶ 南溟会編『わが無名戦士たち——内南洋七島・硫黄島 調査団の記録』（科学新興社、1953年）pp.55-56。

⁷ 同上、p.65、69、77、84。

⁸ 同上、p.65。

⁹ 前掲、『続・引揚援護の記録』p.181。

¹⁰ 同上、p.189。

¹¹ 厚生省引揚援護局「南東方面英濠地域日本人戦没者遺骨送還及び追悼に関する日本政府派遣団任務報告書」1955年3月（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む） アジア、大洋州地域の部 南方地域諸島」第3巻。以下、「南方③」のように略記）。

¹² 厚生省引揚援護局「ビルマ方面日本人戦没者遺骨送還及び現地追悼に関する派遣団報告書」1956年7月（「ビルマ②」）。

ンドのインパール以外では、同方面において「現地官民」が追悼式に出席することはなかった。その理由について美山要蔵団長は、帰国後の議会報告で「ビルマの宗教上の特質」によるものと説明したが¹³、外務省から派遣団に参加した担当官の報告書は、現地に在留する日本人の参列は歓迎したが「相手国側の人士参列は特に関係のない限り遠慮するようにした」と述べて、むしろ日本側が意図的にビルマ側の参列を抑制した可能性を示唆している¹⁴。

この点に関して実際には、美山団長自身が収集团結団式の挨拶で述べたように、ビルマ方面以前に遺骨収集团が派遣された米国管理下の太平洋諸島や東部ニューギニア・ソロモン諸島地域がいずれも欧米諸国の管轄下であったのに対し、ビルマは「本国内であって官民に及ぼす直接的影響が多い」とみなされていたことが一因であったと考えられる¹⁵。後述するように、ビルマ方面に限らず、現地での追悼式は戦没した旧日本軍人の慰霊のみならず、その戦績を顕彰するというニュアンスが強い極めて内向きの性格のものであった。美山団長は帰国後の報告でビルマ人の親日感情を強調したが、旧日本軍人を称える式典の場に現地人を招くことで生じる摩擦や混乱が他地域よりも強く懸念されていたのではないかと考えられる。いずれにせよ、現地官民の参列を抑制して、日本人のみで追悼式を行ったことがビルマ方面の特徴であった。

さて、ビルマでの追悼式について具体的にみると、日本人のみで举行されたマンダレー地区では、白布で覆った机に「マンダレー地区戦没諸英霊」と書かれた白木の位牌を祀り、日本から携行した煙草やお菓子、靖国神社の神酒のほか、現地の果物や戦友から託された梅の花などを供えて祭壇を設けた。参列者は団員のほか現地在留の日本人代表、記者団、そしてビルマ僧姿の留学僧であった¹⁶。同地区での式次第は以下のとおりである¹⁷。

¹³ 前掲、ビルマ派遣団長「衆議院引揚特別委員会における報告」。

¹⁴ 外務省アジア四課河野事務官「ビルマ方面戦没者遺骨収集出張報告」1956年4月10日（「ビルマ②」）。

¹⁵ 「ビルマ方面遺骨収集並に現地慰霊派遣団結団席上挨拶要旨（30〔ママ〕、1、11、於厚生省）」（美山家所蔵「美山要蔵日記 1955」）。

¹⁶ 上田天瑞『ビルマ戦跡巡礼記——自由と平和への道』（ビルマ親善協会、1957年）pp.30-33。なお、同行した宗教代表者2人はいずれも僧侶（真言宗と天台宗）であり、ビルマ・インド方面ではすべて仏式で追悼式が営まれたが、これはビルマが仏教国であることも配慮されたものと考えられる。

¹⁷ 前掲、「ビルマ方面日本人戦歿者遺骨送還及び現地追悼に関する派遣団報告書」。

開会の辞

読経（宗教代表）

追悼の辞（派遣団長、在ビルマ国日本大使代理）

派遣団に託された、遺族・帰還者の手紙、詩、歌の朗読

焼香（派遣団長、大使代理、在留日本人代表、記者団代表、派遣団員）

閉会の辞

一方、収集団による拾骨が最終的に許可されなかったインドのインパール地方で行われた追悼式は、同市中央の「ポロ・グラント」に祭壇が設けられ、州長官以下、現地政府関係者が参列し、式の前には市の音楽隊が葬送曲を演奏した¹⁸。インドの在コルカタ総領事館からの報告によれば、その式次第は以下のようなものであり、上記のようなビルマ各地のものとは様相が異なっていたことがわかる¹⁹。

鎮魂曲奏楽

読経

遺骨収集団長弔辞

吉沢大使弔辞

戦没者に捧げる遺族の歌

読経

焼香

戦没者に捧げる国歌（団員により斉唱）

インド側参列者に対する団長の挨拶

鎮魂曲奏楽

インパールでは追悼式の翌日に現地州長官らを招待して収集団長主催の茶会も催された。その後、各班に分かれて行動していた収集団一行がラングーンに集結してビルマ方面にお

¹⁸ 同上。

¹⁹ 在コルカタ高野総領事より重光葵外務大臣宛公信カルカタ第 85 号「インパールに於ける日本人戦没者慰霊行事に関する件」1956 年 3 月 13 日付（「ビルマ②」）。

いて最後に行われた合同追悼式には現地官民が多数参列し、参列者も焼香したとされる²⁰。ビルマ・インド方面では追悼式が7回行われたが、現地人の参列が記録や書物から確認できるのは、インパールとラングーンの2回のみであった。

西部ニューギニア・北ボルネオ方面では、地区によって追悼式参加に関する現地の対応も分かれた。西部ニューギニアのホーランジアと英領北ボルネオのゼッセルトン（現在のコタキナバル）では、いずれも現地官憲の監視の目が厳しく拾骨作業も制約されたが、ホーランジアのハマデ地区で行われた追悼式ではオランダの海軍基地司令官や理事官が参列して花輪を捧げ、日本側の宗教代表とともにオランダ海軍付の牧師も聖書を読んだ²¹。他方、ゼッセルトンでは、追悼式に招待された現地政府の理事官が結局出席に応じないという事態となった²²。ほかにも、オランダが管轄する西部ニューギニア地域では、サルミ地区やビアク島でも現地官民が参加し、特にヌンホル島ではかつて日本人のもとで働いていた島民たちも参加して「今までにない盛大な追悼式」が行われたが、反日感情が強かったマノクワリ地区では現地人が参加したという記録は見当らない²³。なお、キリスト教、仏教、神道系と3人の異なる宗教の代表が同行した同方面の式次第はおおむね以下のような順序で行われた。

開会の辞

団長追悼の辞

献花

修祓

祝詞奏上

玉串奉奠

讃美歌

聖書朗読

祈祷

²⁰ 前掲、「ビルマ方面日本人戦歿者遺骨送還及び現地追悼に関する派遣団報告書」。

²¹ 前掲、『続々・引揚援護の記録』p.243、加藤亮一『慟哭の砂——西部ニューギニア・ボルネオ方面遺骨収集記』（十字星社、1957年）p.86。

²² 同上、pp.280-281。

²³ 前掲、『続々・引揚援護の記録』pp.243-244、前掲、加藤『慟哭の砂』pp.116-117、152-153、183-184、215-216。

読経

焼香

回向

閉会の辞

フィリピンにおいてはビルマ方面と同様に「戦没日本人の碑」は建立されなかったが、同方面とは異なり、「現地官民特に宗教家の参加は歓迎する」との追悼行事实施要領の文言は、忠実に実行された²⁴。その背景には、フィリピンにおける遺骨収容を促進するために発足した日比慰霊会による、フィリピン側の死者に配慮した「合同慰霊論」の影響があったと考えられる²⁵。実際、収集団一行もまた、フィリピンでの拾骨作業を開始する前にマニラにある無名戦士の墓を訪ねて花輪を献じていた。

フィリピンでの追悼式は、山中の収骨地点などのほかに、現地の教会や市役所前などの町の中心部で行われることも多く、その場合は多数のフィリピン人が参列した。バギオ市復活教会で举行された追悼式では約 100 人のフィリピン人の信者が参列し、聖書朗読や讃美歌のコーラスによって「日比親善の美しい情景」を展開したとされる²⁶。また、レイテ島で最初の追悼式はオルモック地区で行われたが、同島はもっとも対日感情が悪いと伝えられており、日本側は「不安」を感じながらの開催であった。しかし、市役所前での遺骨の火葬と追悼式には市長以下、市の幹部も出席し、「黒山の見物人」は身じろぎもせずに儀式を見守り、「意外に友好的」な雰囲気の中かで「盛大厳粛」に式を終えることができたことが報告されている²⁷。

(2) 追悼式における政府遺骨収集団の「語り」

このように、各地における現地追悼式は多くの場合、かつての敵味方が相集って举行さ

²⁴ 厚生省引揚援護局「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」1958年4月（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 フィリピン」第1巻。以下、「フィリピン①」のように略記）。

²⁵ 中野聡「追悼の政治——戦没者慰霊をめぐる第二次世界大戦後の日本・フィリピン関係史」（池端雪浦、リディア・N・ユー・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、2004年）pp.377-381。

²⁶ 前掲、「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」。同様の光景は、ツゲカラオ、サンホセでもみられた。

²⁷ 同上。ほかに『朝日新聞』1958年2月4日付。

れたが、次に、追悼式で派遣団長らによって披露された「語り」（ここでは「追悼の辞」）の内容に注目したい。

1950年代における遺骨収集団の派遣は、日本政府が公式に政府職員を海外の旧戦場に派遣した戦後初めての取り組みであり、ゆえに現地において戦没者に対して追悼の言葉を述べるのも、この時が初めての機会であった²⁸。日本人戦没者に対する「現地慰霊」を重視する方針とともに、追悼行事实施要領に「現地官民特に宗教家の参加は歓迎する」とあったように、現地人の参列があらかじめ想定されていたなかで、日本政府として現地で何を語ったのかを分析することは、当時における日本の戦争に対する認識を把握するうえで有効な作業であろう。現在入手可能な派遣団長による「追悼の辞」の文面は米国管理下の太平洋諸島（サイパン島、ペリリュー島）、東部ニューギニア（ウェワク）、フィリピン（各地）のものに限られるが、ここではその「語り」の特徴を捉えることとしたい。

現地追悼式における派遣団長による日本人戦没者への「語り」は各方面においておおむね共通の構造を有しており、それは、「戦没者の戦績顕彰と感謝」「戦没者への謝罪」「戦没者に対する日本の現状報告」「戦没者の慰霊」の4段階に分類することができる。

「語り」はまず、戦没者の戦績を顕彰することから始まる。追悼式に多くの島民が参加し、収集団に対しても好意的な対応をみせたサイパン島における追悼の辞は、まず1944年7月の「壮烈な玉砕」について触れたうえで、それに至る戦績を振り返り、次のように続けた。

この島はまことに本土防衛第一線の要衝であり、されば皆様は一身をもつて太平洋の防波堤たらんと悲壮なる決意の下、勇戦奮斗、力を尽して防戦に勉められたのでありましたが、余りにも懸け離れた彼我戦力の差は如何ともし難く、遂に陸海軍及び在留邦人を併せ実に四万有余柱の方々がこの島に散華して還らぬ英霊となられたのでありました。²⁹

また、東部ニューギニアのなかでも現地人が参列して「極めて盛大」に追悼式が行われ

²⁸ 1950年代における政府による日本人戦没者への語りかけの機会は、国内の式典としては、1952年5月2日の「全国戦没者追悼式」における吉田茂首相の式辞と、1959年3月28日の「千島ヶ淵戦没者墓苑竣工式並びに追悼式」における岸信介首相の追悼の辞の2回であった。

²⁹ 宇野末次郎団長「慰霊の辞」1953年2月20日（前掲、『続・引揚援護の記録』p.176）。

たウェワクでは、派遣団長は次のように語りかけた。

顧みれば昭和十八年春、ラエ、サラモア地区に対する連合軍の反攻激化するや、同地区守備の基兵団及び第七根拠地隊を基幹とするあなた方は、作戦半歳の間勇戦敢闘を続けられました。〔中略〕

昭和二十年夏、遂に全軍の玉砕を覚悟する頃となるや、マラリヤの高熱に呻吟しつつも敵と刺し違えて斃れていくあなた方、至る所に見受けられる程戦況は凄愴を極めるに至りました。〔中略〕然しあなた方は東部ニューギニアの連合軍を極力牽制することこそ、刻々迫りつつある祖国と同胞の安危を救う契機なりと信じ、任務一筋に挺身されたのであります。³⁰

フィリピンでの追悼式に関しては、「日比親善の美しい情景」を展開したとされるバギオの事例をみてみよう。

あなた方は祖国の興廃がこの一戦によって定まることを深く認識し海空よりの援護を伴わなかったにもかかわらず四ヶ月に亘り勇戦奮闘されたのでありますが物量を誇る連合軍の圧倒的な攻撃により逐次陣地を奪取され多数の戦没者を出して遂に四月二十四日要衝バギオを失うに至りました。誠に悲愁の極みであります。³¹

このように、各地における派遣団長の「追悼の辞」は、各部隊の戦績を列挙しながら戦没者の「勇戦奮闘」を讃える文言が続き、それが全体の約半分から3分の2近くもの分量を占めているのが通例であった。そのうえで、「輝かしい戦績」に対する国民の感謝と称揚の念が述べられる。典型的な例がペリリュー島のそれである。

祖国は戦いに敗れたとはいえ、一死国に報ぜられた皆様の赤心は、わが民族の鑑として全国民が心から深い感謝と哀悼の至情を捧げて、これに酬いんことを期するものであり、又新しい歴史の元をなした皆様の偉績はその立てられた戦いの勲と共に永く仰

³⁰ 白井儀十郎団長「追悼の辞」1955年2月24日（『吊魂——ラバウル方面戦没者慰霊祭』出版年等不明、pp.30-31）。

³¹ 稲葉樫団長「追悼の辞（バギオ）」1958年2月7日（前掲、「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」）。

ぎ讃えられることでありましょう。³²

同様に、ウェワクでは「その義烈忠誠は国民の胸裡に深く刻まれ、国家と共に悠久の榮譽に輝くべきものであります」³³、またフィリピン・ルソン島のキャンガンでは「連合軍に対する最後の反撃作戦を展開してその本土上陸を不可能にされた功績は、国民ひとしく感激しているところ」³⁴といったように、いずれも国民全体の感謝・称揚の強い想いが表現されている。

戦績の顕彰と感謝に続くのは、戦没者への謝罪である。謝罪の内容は大きく分けて二つに分類することができ、一つは戦後 10 数年もの間、現地を訪問することができず戦没者を放置してきたことへの謝罪、そしてもう一つは象徴遺骨の収容という方針の結果、一部の遺骨しか拾骨できないことへの謝罪である。場所によってはいずれか一方のみの場合もあるが、ウェワクでは両者を明確に区別して謝罪している。まず、前者についての謝罪についてみてみよう。

〔前略〕敗戦と云う未曾有の破局は、あなた方を空しく此のニューギニアの風雨にさらし、あなた方の尊き犠牲もあなた方の克難敢闘も之を顕彰するに由もありませんでした。その無情刻薄、歴史の克く許す所ではありません。我々は八千六百万の国民を代表し、先ず以てあなた方に深く御詫びを申し上げますとするものであります。³⁵

政府による戦後の戦地訪問が遅れた事情については「冷厳なる敗戦の現実」や「内外の情勢」といった漠然とした要因が挙げられることが多かったが、フィリピン方面に関しては特に国交回復の遅延という明確な理由が挙げられたことが特徴である³⁶。

次にもう一つの謝罪、すなわち収集団が一部の遺骨しか収容せず、大多数の遺骨を現地に残して帰国することへの謝罪についてみてみよう。

³² 宇野末次郎団長「ペリリュー島における政府派遣団長の慰霊の辞」（前掲、南溟会編『わが無名戦士たち』p.290）。

³³ 前掲、白井「追悼の辞」p.32。

³⁴ 稲葉証団長「追悼の辞（キャンガン）」1958年2月13日（前掲、「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」）。

³⁵ 前掲、白井「追悼の辞」p.31。

³⁶ フィリピンとの国交は、1956年5月の賠償協定成立後にフィリピン議会がサンフランシスコ平和条約を批准したことで回復された（1956年7月）。この点については、第5章第1節を参照。

我々はニューギニアの木の根草の根を踏み分けても、あなた方全部の骨を探し求むべきではありますが、已むを得ざる事情により意に委せません。深く御詫びを申し上げます。³⁷

ここで出てくる「已むを得ざる事情」については、「激戦の野はもはや全くその形を改めて昔の影を止めず、かなた遙かに望む山には草木深く生い繁つて往時の跡を探ぐるに難く」（サイパン）、また「今日の事情、亦、わがほしいままの行動を許し難」い（ペリリュー）といった説明がなされている。第9章第1節でみるように、1950年代でいったん終了となった遺骨収集団の派遣は1967年度から再開されるが、再開後の派遣団長による追悼の辞では1950年代当時に象徴遺骨しか持ち帰ることができなかったことに対して再び謝罪がなされることになる³⁸。なお、フィリピンにおける「追悼の辞」にはこの象徴遺骨の収容に関する謝罪はみられない。

続いて、日本国内の現状が簡単に述べられる。その内容は、サイパン（1953年）、ウェワク（1955年）、フィリピン・ツゲガラオ（1958年）と年代によって微妙な違いをみとることができる。

まず、講和から間もないサイパンの例では、日本が新たな国際社会に踏み出したことが伝えられる。

祖国日本はいまや新しい独立日本として友邦と親善の手を携え、世界平和と人類福祉の顕現の理想に向つて力強い歩を進めようとしております。希いますことは祖国の前途に英霊弥々の御加護あらんことであります。³⁹

³⁷ 前掲、白井「追悼の辞」p.32。

³⁸ 1967年5月から6月にかけてペリリュー島等に派遣された遺骨収集団の西村祐造派遣団長は、追悼の辞として次のように述べている。「〔1953年〕当時は被占領体制終了後日なお浅く、諸般の制約の下で実施したため、このペリリュー島においても一部の象徴的な遺骨を収め得たにすぎず、じ来10数年心ならずも徒らに歳月の経過を見た次第であります。このことは、ひたすら祖国の繁栄を念願して散華されました全島1万の御霊に対し、まことに申し訳なく、国民の齊しく心残りに存じていたところであります。」（「追悼の辞」1967年5月29日、厚生省援護局調査課長「ペリリュー島等戦没者遺骨収集に関する報告書」、「南方⑨」）。

³⁹ 前掲、宇野「慰霊の辞」p.177。

独立から 3 年が経過した 1955 年には、復興への意欲と戦没者遺族への援護などが開始されつつある状況を示唆している。

今や日本も敗戦の混乱から脱し、独立復興の意欲に燃え、戦争の犠牲に酬いようとする気運も興りつつあります。⁴⁰

そして、1958 年になると、民主国家として甦りつつある日本と、生活の安定を取り戻しつつある遺族たちが紹介される。

今や日本も終戦の創い〔瘡〕を打払い民主国家として立派に立ちあがりつつあり又御遺族も万苦を乗り越えて着々生活の安定をとりもどそうと渾身の勇を振っておられることを報告することができますことはせめてもの慰めでありましょう。どうぞ祖国のことは御案じなく安らかに御眠り下さい。⁴¹

フィリピン・ツゲガラオの例に典型的なように、敗戦から着実に復活しつつある日本の状況を伝えることで、戦没者の霊を安心させる効果を期待していたものと考えられる。

そして追悼の辞は、最後に戦没者の霊を慰めることで締めくくられる。

〔前略〕あなた方の為にさゝやかな碑を建て、あなた方の肉親から心をこめて托された数々の供物を供え、香華を献じ、追悼の誠を竭し、以てあなた方の清き御霊に永久に鎮まりまさん事を御祈りする次第であります。⁴²

このように、若干の例外はあるにせよ、1950 年代における現地追悼式での政府遺骨収集団長による「追悼の辞」は、ほとんどの場合、「戦没者の戦績顕彰と感謝」「戦没者への謝罪」「戦没者に対する日本の現状報告」「戦没者の慰霊」という 4 段階で構成されていた。これらの「語り」は日本国民の代表としての遺骨収集団と日本人戦没者との内向きな関係性においてのみ成立するものであり、そこには訪問先の国や政府、そして追悼式に参列し

⁴⁰ 前掲、白井「追悼の辞」p.31。

⁴¹ 稲葉証団長「追悼の辞（ツゲガラオ）」1958 年 2 月 16 日（前掲、「比島方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」）。

⁴² 前掲、白井「追悼の辞」p.32。

ていた現地人や戦争で亡くなった現地の人々の存在に配慮した文言はまったくみられなかった。すなわち、「語り」のすべてはあくまで日本人戦没者に向けられた閉鎖的かつ自国本位のものであり、追悼式に参列していた多数の現地人から想起されるべき他者の存在は、「語り」の対象から完全に捨象されていたのである。

遺骨収集団の派遣をめぐる外交交渉の過程において、相手国から「現地への配慮」を強く要望されていたにもかかわらず、追悼式では自国本位の「語り」となった要因として、日本人戦没者の遺骨収容と現地慰霊という収集団本来の目的や、団長をはじめ団員の厚生省職員の手ほとんどが旧陸海軍関係者で戦没者の名誉を重んじていたこと、また追悼式での「語り」が日本語で行われたことなどが考えられる。

また、追悼の辞の作成経緯を史料的に跡づけることはできないが、国民を代表するかたちで語られたものとはいえ、例えば全国戦没者追悼式の首相の式辞のようにハイレベルの決定（決裁）を経たものではなかった。むしろ、各方面の追悼の辞が、前述の4段階の構造を有しながらも、方面ごとに個性的な文面であったことを踏まえると、派遣団長自身が作成したか、または作成に深く関与したものと推測される。その意味では、「国民の代表」として語られた追悼の辞は、実際には戦友や遺族の「語り」に近いより私的な性格のものであったといえるだろう。

つまり、現地追悼式における収集団の「語り」は、実質的には戦友や遺族たちが日本人戦没者に対するのと同じようないわば「身内同士」の語りかけであり、そこに「現地人」が介入する余地はなかったのである。したがって、「語り」が「自国本位」であったのは、「無配慮」というよりはいわば「無関心」の結果であり、それが1950年代において初めて現地を訪れた戦友や遺族たちの偽らざる心情であったといえるだろう⁴³。

一方、追悼式における現地駐箚の日本大使による「語り」のなかには、現地への言及がみられるものもある。インドのインパールにおける追悼式では吉沢清次郎大使の追悼の辞が読まれたが（大使館員による代読）、そこでは次のように現地関係者に対する感謝の言葉が述べられている。

種々の困難に拘わらず、夙に遺骨の収集、埋葬の労をとられ、又、今回収集団に対し

⁴³ なお、ペリリュー島にける遺族代表の「追悼の辞」が残されているが、その内容は、派遣団長のものよりいっそう「私的」な「語り」に満ちたものであり、現地への配慮は一切みられない（河合朝夫「ペリリュー島における遺族代表追悼の辞」1953年3月4日、前掲、南溟会編『わが無名戦士たち』pp.292-295）。

て各種の便宜を供与されたインド側関係当局及びイムペリアル、ウォア、グレーヴズ、コミッションの好意に対し、深甚なる謝意を表する次第であります。⁴⁴

インパールでは収集団による拾骨は許可されなかったものの、それ以前より現地政府や英帝国戦争墓地委員会などによって日本人戦没者の埋葬等が行われており、それらに対する感謝の念が日本人戦没者への追悼とともに語られたのである。日本政府を代表する特命全権大使として、まさに相手国政府を意識した「語り」であったといえよう。

現在入手可能な「追悼の辞」をみるかぎり現地政府や現地人に対して言及したものはこの吉沢大使のケースのみであるが、追悼式とは別に「現地慰霊」に関連して現地への配慮という観点から日本政府が直面した問題があった。それが、「戦没日本人の碑」の建立をめぐる問題である。次節以降では、その問題について検討する。

第2節 碑の性格と建碑をめぐる問題

「現地慰霊」の一環として収集団は、各地に「戦没日本人の碑」と刻まれた小規模な碑を建立した。遺骨収集団派遣に関する相手国との交渉において、派遣自体については是非を問われることはほとんどなかったが、「戦没日本人の碑」をめぐることはしばしば摩擦が生じることとなった。この碑の性格については「遺骨収集にここまで足を延ばしたという記念碑」⁴⁵と紹介されることもあるが、建立にあたって日本政府はこの碑にどのような性格を持たせようとしていたのだろうか。

ここでまず、1950年代に建立された「戦没日本人の碑」と対照的な存在として、1970年代以降に日本政府によって各地域に建立された海外戦没者慰霊碑についてみてみよう。

【表13】。最初に建立された海外戦没者慰霊碑は「硫黄島戦没者の碑」（1971年3月26日竣工）で、これは1968年6月の小笠原諸島の日本復帰にともない遺骨の収容と弔意を表する措置をとることが緊急問題とされ、同島における遺骨収容が「概了」とされた1971年に建立されたものであった⁴⁶。

⁴⁴ 在インド吉沢清次郎大使より在コルカタ高野藤吉総領事宛公信印甲第2号「日本人戦没者慰霊祭に於ける弔辞送付の件」1956年2月29日付（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部」第1巻）。

⁴⁵ 『朝日新聞』2007年8月16日付。

⁴⁶ 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（ぎょうせい、1978年）p.411。

【表13】日本政府による海外戦没者慰霊碑の建立状況

名称	建立地	竣工年月日
硫黄島戦没者の碑	東京都小笠原村硫黄島	1971年3月26日
比島戦没者の碑	フィリピン共和国ラグナ州カリラヤ	1973年3月28日
中部太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国(自治領)北マリアナ諸島サイパン島マッピ	1974年3月25日
南太平洋戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東ニューブリテン州ラバウル市	1980年9月30日
ビルマ平和記念碑	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市	1981年3月28日
ニューギニア戦没者の碑	パプアニューギニア独立国東セビック州ウエワク市	1981年9月16日
ボルネオ戦没者の碑	マレーシア ラブアン市	1982年9月30日
東太平洋戦没者の碑	マーシャル諸島共和国マジュロ島マジュロ	1984年3月16日
西太平洋戦没者の碑	パラオ共和国ペリリュー州ペリリュー島	1985年3月8日
北太平洋戦没者の碑	アメリカ合衆国アラスカ州アッツ島(アリューシャン列島)	1987年7月1日
第二次世界大戦慰霊碑	インドネシア共和国パプア州ビアク島パライ	1994年3月24日
インド平和記念碑	インド共和国マニプール州インパール市ロクパチン	1994年3月25日
日本人死亡者慰霊碑	ロシア連邦ハバロフスク地方ハバロフスク市	1995年7月31日
樺太・千島戦没者慰霊碑	ロシア連邦サハリン州(樺太)スミルヌイフ	1996年11月1日
日本人死亡者慰霊碑	モンゴル国ウランバートル市	2001年10月15日

出典: 厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/index.html>) より作成。

また、1967年の遺骨収容事業の再開後（第9章にて詳述）、フィリピンに関しても岸信介元首相（当時フィリピン協会会長）をはじめとして熱心に慰霊碑建立を求める声が高まった⁴⁷。そこで、1968年5月の閣議において佐藤栄作首相から「フィリピンや南方諸国で戦没した日本軍将兵の慰霊のため墓碑を整備する」旨の発言があったことを契機として、厚生省は海外戦没者慰霊碑の建立・整備の検討に着手した。その結果、1971年7月に厚生省援護局は「遺族の心情及び国民感情を十分に考慮」し、「一国又は一戦域ごと」に「国が主体となって」慰霊碑を建立するとの方針を策定した⁴⁸。さらに1972年2月、厚生省が

⁴⁷ フィリピンにおける慰霊碑（「比島戦没者の碑」）建立の経緯については、前掲、中野「追悼の政治」に詳しい。

⁴⁸ 厚生省援護局「海外戦没者の慰霊碑建設について」1971年7月（厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』ぎょうせい、1997年、p.374）。本方針文書の全文は以下のとおりである。

海外戦没者の慰霊碑建設について

（昭和46年7月 援護局）

海外の主要戦域に戦没者の慰霊碑を建立するという問題については、厚生省としても当該国の国内事情等をも考慮して検討してきたところであるが、対日感情の点で特に問題のあったフィリピンが最近日本人戦没者慰霊碑の建設に積極的に協力するという態度を示してきたこともあり、また戦後27年を経過した今日における遺族の心情及び国民感情を十分に考慮して、次の要領により慰霊碑建設事業を実施することとする。

- 1 慰霊碑は、一国又は一戦域ごとに一碑とし、当該地域の中心的な地点に建立する。
- 2 慰霊碑の建設は、国が主体となて行うのを原則とする。
- 3 慰霊碑の建設は、昭和47年度以降計画的に行うものとする。

遺骨収容促進の方針を定めた「実施要綱」においては、「海外の主要戦域に、逐次、戦没者慰霊碑を建立することとする」ことが明記された⁴⁹。このように、1970年代以降に建立された海外戦没者慰霊碑は政府の明確な政策の位置づけのもとで計画的に建碑が進められたことがわかる。そして、建立の動機および方針文書の文言から明確なように、「硫黄島戦没者の碑」はあくまで日本人戦没者のための「慰霊碑」であった。そのことは、次の碑文からも明白である。

さきの大戦において硫黄島で戦没した二万余名の将兵をしのびその霊を慰めるため国民の追悼の思いをこめてこの碑を建立する

この碑文のうち、特に「その霊を慰めるため国民の追悼の思いをこめて」という文言は、その後建立された他の慰霊碑にはみられない硫黄島特有のものとなった。それはこの碑が硫黄島の日本復帰後、すなわち「国内」に建立された慰霊碑であることと関係があるだろう。すなわち、この碑文を作成するにあたって現地住民への配慮という要素をほとんど考慮する必要がなかったといえる。しかし、その後「海外」に建立された慰霊碑の碑文は、まさに建立地政府や現地住民への影響を考慮して作成されたものであった。その典型的な碑文は以下のようなものである。

さきの大戦において、中部太平洋の諸島及び海域で戦没した人々をしのび平和への思いをこめてこの碑を建立する〔下線部筆者〕

これは海外戦没者慰霊碑として三番目に建立された「中部太平洋戦没者の碑」（1974年3月25日竣工）の碑文である。ここでは、「戦没した人々をしのび」という表現を使用して対象を限定しないことで現地の戦没者への配慮を示し、さらに「平和への思い」をうたうことで、この碑が「平和祈念」の性格を持ち合わせるものとした。そしてこれ以降に建

4 慰霊碑の建設用地は、無償借用することを建前とし、その維持管理については、在外公館が行うか、又は相手国政府、現地の団体等に委託して行うものとする。

5 国交未回復地域の戦没者及び海上における戦没者の慰霊碑については、今後さらに諸般の事情を考慮しつつ検討する。

⁴⁹ 厚生省「海外における生存未帰還者の救出及び戦没者遺骨の収集等の実施要綱」1971年2月（前掲、『援護50年史』pp.513-514）。

立された慰霊碑は、原則として下線部の地域名を変更するのみで、それ以外の文言は踏襲されることとなったのである⁵⁰。

このように、1970年代に建立された海外戦没者慰霊碑については、その碑文や維持・管理に関して政府の明確な方針のもとで建立されたものであった。しかし、1950年代における「戦没日本人の碑」の建立事情は、これとは全く異なる経緯をたどった。

遺骨収集団の派遣先に何らかの「碑」を建立するという構想については、1952年3月に米国から建碑（establishment of memorials）の意向を問われたのに対して⁵¹、引揚援護庁が作成した遺骨収容計画案に、米国管理下の各島に「簡素なる無名戦士の碑標を建てる」との一文が盛り込まれたのが最初である⁵²。この「無名戦士の碑標」はその後「無名戦士の墓」と文言が改められたが、もし「無名戦士の墓」を海外に設置するならば、平和条約の「宣言」に基づく取極めを相手国と締結する必要があることを政府は認識していた。しかし、第4章第2節でみたように、外務省内の検討の結果、①原住民に与える影響、②日本人の民族感情上の問題、③経済的負担の問題、および④実際管理上の問題などの理由により「現地における無名戦士の墓地の設定は適当ではない」ことが結論づけられ、「遺骨を埋葬する永久墓地は、原則として外地には設置しない」とこととされたのである。

他方、1952年10月に米国が収集団の派遣とともに「しかるべき小碑」（suitable small markers）の建立を認めたことを受けて⁵³、日本政府は10月23日の閣議了解において、各島に「小形の記念碑を建てる」ことを決定した⁵⁴。この「小形の記念碑」について政府は米国側に、「高さ二尺の自然石」と説明していた⁵⁵。

⁵⁰ ただし、現地の実情に応じて碑文が大きく変わることもあった。例えば、二番目に建立された「比島戦没者の碑」に碑文はなく、「比島戦没者の碑」と刻まれたのみである。また、1994年3月にインドネシアのビアク島に建立された碑は、インドネシア側の意見により「第二次世界大戦慰霊碑」という碑銘とされ、碑文は「戦争がもたらした全ての結果とその悲惨さを再び繰り返さないよう全人類に想起させる為のモニュメントである」となった（前掲、『援護 50 年史』pp.382-383）。

⁵¹ Memorandum from Charles N. Spinks (Acting Deputy Chief, Diplomatic Section, GHQ) to MOFA, “Repatriation of Japanese War Dead in the Pacific Islands, 5 March 1952 (外務省外交史料館所蔵「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）」第1巻。以下、「米国①」のように略記）。

⁵² 引揚援護庁復員局復員課「外地残留遺骨の処理について（第一案）」1952年5月13日（「米国①」）。

⁵³ From American Embassy, Tokyo to MOFA, No. 722, 6 Oct. 1952（「米国①」）。

⁵⁴ 閣議了解「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件」1952年10月23日、本閣議了解全文は第4章第2節注82を参照。

⁵⁵ 外務省より在京米国大使館宛口上書壱五第885号、1952年10月20日付（「米国①」）。

この決定を受けて、引揚援護庁において碑の製作が進められた。その際、政府が碑名を「戦没日本人の碑」と決定するに至った経緯を明らかにする史料は見当たらない⁵⁶。当時の新聞には、引揚援護庁が吉田茂首相に揮毫を依頼したところ「半月とたたないうちに『戦没日本人の碑 日本国政府 昭和廿八年建之』と達筆なカイ書が届けられた」とあり⁵⁷、碑名は、あるいは依頼を受けた吉田首相の一存で決まったのかもしれない。いずれにせよ、碑の製作は東京藝術大学の山本豊市教授に委託され、収集団の出発直前の1953年1月19日に完成した。製作にあたっては「ことさらに原住民の心を刺激しないように」という政府の意向を汲んで手ごろな自然石を探し出すこととなり、八方手をつくしてようやく都内の造園会社にあった自然の御影石が使用されることとなった⁵⁸。ただし石の大きさがそれぞれ違うため、幻燈で映し出して文字を配合するなど苦心の作であったようである。

こうしてまず、米国管理下の太平洋諸島およびアッツ島に9つの「戦没日本人の碑」が建立された。そしてそれを先例として、1955年以降に派遣された遺骨収集団が建立した12基の碑にも、同様に「戦没日本人の碑」と刻まれることとなった⁵⁹。ただし、使用する石については運搬の便を考慮して、自然石ではなく組立石材とし⁶⁰、文字は当時の厚生大臣の揮毫によるものとした。

ここで「戦没日本人の碑」の建立地点をみると、当時の管轄国が米、英、オランダおよびオーストラリアの領域であったのに対し、同じく遺骨収集団の派遣対象となったビルマ、インド、インドネシアおよびフィリピンの領域内には、一基も建立されていないことに注意したい（建立状況は【表14】）。

⁵⁶ 1952年12月下旬に引揚援護庁が作成されたと推測される「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する実施要綱」には、「記念碑の建設」の項に、「総理ノ『戦没日本人ノ碑』」との書き込みがみられる（「米国①」）。

⁵⁷ 『朝日新聞』1953年1月20日付。

⁵⁸ 『読売新聞』1953年1月7日付。

⁵⁹ 碑の建立に関しては、1955年以降の遺骨収集団派遣に関する包括的な方針文書である厚生省作成の「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」（1954年7月6日、第4章第2章で前出）では、「現地における収集等の実施細目」として「(イ) 遺骨の発掘収集・遺留品の整理・氏名の識別・茶毘・内還遺骨の収骨・残灰の処理 (ロ) 建碑 (ハ) 追悼の式」が挙げられており、既定方針とされていた。

⁶⁰ アジア二課東事務官「厚生省における英濠地域遺骨収集に関する打合」1954年10月18日（「南方②」）。

【表14】「戦没日本人の碑」建立状況

	現在の管轄国	建立時の管轄国	建立場所	建立年月日
1	日本	米国	南島島	1953年2月5日
2	米国	米国	ウェーク島	1953年2月10日
3	米国	米国	サイパン島	1953年2月19日
4	米国	米国	テニアン島	1953年2月21日
5	米国	米国	グアム島	1953年2月25日
6	パラオ共和国	米国	アンガウル島	1953年3月3日
7	パラオ共和国	米国	ペリリュー島	1953年3月4日
8	日本	米国	硫黄島	1953年3月12日
9	米国	米国	アッツ島	1953年7月16日
10	ソロモン諸島	英国	ガダルカナル島	1955年1月28日
11	パプアニューギニア	オーストラリア	ラバウル	1955年2月1日
12	パプアニューギニア	オーストラリア	ブーゲンビル島	1955年2月6日
13	パプアニューギニア	オーストラリア	ブナ	1955年2月10日
14	パプアニューギニア	オーストラリア	フィンシュハーフェン	1955年2月18日
15	パプアニューギニア	オーストラリア	ウエワク	1955年2月22日
16	パプアニューギニア	オーストラリア	アイタペ	1955年3月2日
17	パプアニューギニア	オーストラリア	ロスネグロス島	1955年3月5日
18	インドネシア	オランダ	サルミ	1956年7月9日
19	インドネシア	オランダ	ビアク島	1956年7月12日
20	インドネシア	オランダ	マノクワリ	1956年7月19日
21	マレーシア	英国	ラブアン島	1956年8月8日

出典：厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』pp.514-515を参考に作成。

ビルマ・インド方面に関して厚生省は、当初ラングーン（現在のヤンゴン）に碑を建立することを検討していた。しかしビルマ政府からは、石碑や記念物の建立は「ビルマ人に占領時代の記憶を呼び起こさせることとなるので、不適當ではないか」として否定的な見解が示された⁶¹。実際、収集団の派遣計画が公表されると、ビルマ大使館からは戦時中の記憶も消えていない実情において収集団の訪問自体が「好ましいかどうか考え物」という現地の論調が伝えられている⁶²。おそらくこうした事情を勘案して、同方面における「戦没日本人の碑」の建立を断念したものと考えられる。

また、西部ニューギニア・北ボルネオ方面に関しては、当初インドネシア領域での遺骨

⁶¹ 在ビルマ太田大使より重光外務大臣宛電報第 270 号、1955 年 6 月 24 日発（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人基地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 ビルマ」第 1 巻。以下、「ビルマ①」のように略記）。

⁶² 在ビルマ太田大使より重光外務大臣宛電報第 1021 号、1955 年 11 月 5 日発（「ビルマ①」）。

収容が予定されていたが、インドネシア政府からは建碑を認めないとの明確な意向が伝えられた⁶³。この点については後日改めて、追悼式の実施や火葬については異議ないが「石碑は如何しても同意せず」との意向が伝えられた⁶⁴。結局、インドネシアに関しては前述のとおり、船による収集団の訪問自体が認められないこととなった⁶⁵。

そしてフィリピンに関しては、当初より派遣計画に碑の建立は盛り込まれなかった。これもまたフィリピンにおける強い反日感情に鑑み、当局者がそれまでの経験を踏まえて計画から除外したものと思われる。

このように、1950年代に「アジアの一員」として日本が東南アジアへの復帰を志向する一方で、ビルマ・インド・インドネシア・フィリピンといったアジアの独立諸国においてはまだ戦争の記憶が生々しく、たとえ遺骨の収容は認めても、その領域内に日本人戦没者のための碑を建立することには強い拒絶感があつたと考えられる。

一方、建碑が実現した地域においても、すんなりと建立が認められたわけではなかった。東部ニューギニア・ソロモン諸島方面への派遣をめぐる交渉においてオーストラリア政府は、建碑自体は認めたものの、収集団の派遣直前になって碑文の変更を強く要求した。

同方面で建立予定の「戦没日本人の碑」に関して日本政府は、当初、碑の裏面に次のような英文を刻むことを予定していた。

In Memory of those who fell in the World War II with ardent Prayers and Hope for the Eternal Peace of the World (恒久の平和を祈念しこゝに第二次世界大戦に斃れた人々に捧ぐ)

この文言の作成経緯は不明であるが、その内容から、碑の性格が日本人戦没者に対する慰霊だけではなく、平和の祈念とすべての戦没者への哀悼の意を現地住民も理解可能な言語で示すことによって、建碑とその後の維持について現地の理解を得ようという意図があつたと考えられる。つまり、日本政府としてはこの時点において、建碑にあたって現地へ配慮することを明確に意識していたといえる。しかし、1955年1月初旬にオーストラリア

⁶³ 在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛電報第 66 号、1956 年 5 月 18 日発(「南方④」)。

⁶⁴ 在ジャカルタ鶴見総領事代理より重光外務大臣宛電報第 73 号、1956 年 6 月 5 日発(「南方④」)。

⁶⁵ 第 5 章第 1 節参照。

政府は碑文に反対である旨を伝え、同7日、碑文を以下の文言に変更することを豪側の「最終決定」であるとして日本側に通告した⁶⁶。

This stone marks the place from which Japanese War Dead were removed by the Japanese Government in 1955（この碑は1955年に日本政府によって戦没日本人の遺骨が持ち運ばれた土地を表示するものである）

この碑文変更要求に対して日本政府は、遺骨収集団の派遣を最優先に考えて要求どおりに英文を彫り直すこととした。さらにオーストラリア側は、英文の趣旨に沿って表面の日本語も修正することも求めたが、この点に関しては、すでに碑文の彫刻を終えており再彫刻は困難であるとして、「戦没日本人之碑」の文字の下に新たに「遺骨収集之地」と彫ることで決着することとなった⁶⁷。このように、オーストラリア領域内に建立する碑については、碑の性格を日本政府による遺骨収容の作業地点を示すものに限定し、形式的には「遺骨収集記念の碑」とすることで、初めて現地に受け入れられるものとなったのである。

オーストラリア側がこうした要求を行った背景には、交渉段階ですでに明らかとなっていた収集団の来訪に対する現地住民の強い反対があった。とりわけ「戦没日本人之碑」の建立に対する反対は強硬で、「侵略、虐待、財産喪失の記憶を新たにする日本人の記念碑は全く受け容れられない」ものであり、「これは日本に建てるべき」ものであるといった厳しい現地の論調も伝えられていた⁶⁸。そうした状況下で建碑を認めるにあたっては、オーストラリア政府としても現地感情に十分配慮する必要があると考えられる。

他方、当時英国領であったガダルカナル島のホニアラに建立する予定であった「戦没日本人之碑」については、英国側からは事前に何らの反対も届いていなかったもので、日本文・英文とも当初の文言のままにしていた。しかし実際には、英国が建立の取りやめを日本政府に申し入れようとしたが収集団の出発までに間に合わなかったようで、現地に行ってみると英国の高等弁務官が「一般の輿論いまだその時機にあらず」として建立を許可せず、結局準備していた碑はルンガ墓地跡に埋設されることになった⁶⁹。

⁶⁶ From Australian Embassy, Tokyo to MOFA, E135, 7 Jan. 1955（「南方③」）。

⁶⁷ 欧米三課「豪州領遺骨収集等の件」1955年1月7日（「南方③」）。

⁶⁸ 第5章第1節参照。

⁶⁹ アジア二課岡崎事務官「南東方面英濠地域戦没者の遺骨送還及び追悼派遣団に関する報告（復命書）」1955年3月12日（「南方③」）、前掲、『続・引揚援護の記録』pp.188-189。

このように、遺骨収集団の受入れには寛容であっても、「戦没日本人之碑」の建立に対しては、オーストラリアや他のアジアの独立諸国から反発や強い懸念が示された。戦争の記憶が色濃く残る1950年代において、加害者である日本人戦没者のための碑を「被侵略国／戦争被害国」に建立することの困難さは日本政府も十分認識しており、それは収集団の派遣をめぐる交渉に終始慎重な姿勢で臨んでいたことからもうかがえる。

しかし、その一方で収集団の本音としては、「現地慰霊」の一環として建立されたこの碑は、あくまで日本人戦没者を慰霊するためのものであるという意識は強かった。

東部ニューギニア・ソロモン諸島方面の派遣団長であった白井儀十郎は帰国後、たとえ碑文がいかなるものになろうとも「戦没日本人之碑」の「文字の精神は実質的にあくまで生きている」のであり、そうした態度で碑を建立してきたと報告している⁷⁰。

また、1956年に西部ニューギニア・北ボルネオ方面で建立された4基の「戦没日本人之碑」に関しては、日本人戦没者への慰霊という性格がより明確にあらわれることとなった。すなわち、同方面における碑の裏面には英文で、「MEMORIAL STONE FOR THE JAPANESE WHO FELL IN THE WORLD WAR II BY THE JAPANESE GOVERNMENT IN 1956（第二次世界大戦で斃れた日本人のために1956年日本政府が建立）」と刻まれたのである⁷¹。まさに「戦没日本人之碑」の「文字の精神」を体現したかのようなこの文言が採用された経緯についても詳細は明らかではないが、同方面では収集団の派遣時にとりわけ強い反日感情がみられたにもかかわらず、この碑文が特に問題視されることはなく、予定どおり建立されることとなった。

このように、1950年代に建立された「戦没日本人之碑」は、もともとは閣議了解で認められた「小形の記念碑」という位置づけに過ぎなかったものが、「戦没日本人之碑」という碑名が採用され、そして1955年以降は裏面に碑の性格をあらわす英文を刻んだことによってその是非が問われることとなり、いっそう機微な存在になっていったと考えられる。特に、米国との関係では、米国側から碑の建立について言及がなされたこともあって問題が生じなかったといえるのに対し、1955年以降に派遣された遺骨収集団に関しては、日本側の要望として相手国に建立の可否を打診するかたちとなった。したがって、相手国の事情によって建碑に対する反応が分かれたのは、ある意味当然のことであった。

⁷⁰ 前掲、『続・引揚援護の記録』p.188。

⁷¹ 厚生省引揚援護局長よりアジア局長宛公信援発第465号、1956年4月26日付（「南方④」）。

他方、「日本国政府」の名で建立されたはずのこれら21基の碑そのものに対する政府の認識は、実のところそれほど深刻なものではなかったように思われる。政府は、1950年代における遺骨収集団の派遣終了後に「戦没日本人之碑」の建立地点を再訪することを想定しておらず、政府にとってこの碑は、一回限りの収集団による「現地慰霊」のためのいわば「建て棄て」の「ツール」に過ぎなかったのである。その点は、次節でみるこの碑の維持・管理に対する日本政府の姿勢からうかがうことができる。

第3節 碑の維持・管理の問題

前節でみたように、1970年代以降に日本政府は海外の主要戦域に大規模な戦没者慰霊碑を建立したが、それらは建設用地や建立後の維持・管理についての基本方針を定めたうえで計画的に進められたものであった。しかし、1950年代に建立された「戦没日本人之碑」については、日本政府としては維持・管理を行わず、原則として現地に一任する方針がとられることになった。

この点に関して、東部ニューギニア・ソロモン諸島方面の遺骨収集団に政府職員として参加した厚生省引揚援護局の原四郎事務官⁷²は、帰国後に開催された「現地報告の会」においてオーストラリアによる碑文変更要求問題に触れ、碑文原案の英文が「無名戦士之碑」を意味するものであったと述べた⁷³。そのうえで「一見豪州政府の申入れが非友好的」であるように見受けられるが、もし英文の原案どおりこの碑が「無名戦士之碑」の性格を有するものであるならば、オーストラリア政府としても「その管理保存をゆるがせには出来ず、〔中略〕その経費を誰が出すかなど、いろいろの問題が派生して来る」。そして、それは「日本政府と濠洲政府との間に墓地協定とも云うべき政治的取極が成立して始〔ママ〕めて解決せらるべき事柄」であると指摘した。原は続ける。

此の様に「無名戦士之碑」を第三国領土内に建てようとするならば、我が外交当局は更に大局的な考慮で交渉を進むべきであつたと考えられるので御座いますが、戦後処理の重要課題である此の遺骨送還問題は、独り厚生省の一局に過ぎない引揚援護局のみの重大関心事として取扱われ、外務省も大蔵省も極めて事務的に考えているのが実

⁷² 原四郎は元陸軍中佐で、陸軍士官学校・陸軍大学を首席で卒業し、第8方面軍参謀・大本営陸軍参謀などを歴任した。

⁷³ 前掲、『吊魂』pp.17-18。同小冊子には、原による「ラバウル方面慰霊祭に於ける大成丸派遣団概況報告」が収録されている。

情の様に見受けられます⁷⁴。

この原の指摘は、英文の原案を文字どおり名も無き戦没者のための集合的な記憶を継承するモニュメントと解釈したうえで、公的な性格を帯びる「無名戦士の碑」を海外に建立するにあたってはその性格を明確にし、建立後の取扱いを含めて、建立地点の管轄国と交渉を行うことが必要であったとの認識を示したものであった。しかし、すでにみたとおり、政府の方針として海外に「無名戦士の墓」を設置することは否定されており、遺骨収集団が建立する「小形の記念碑」は「無名戦士の墓」とは明確に区別されていた。厚生省引揚援護局の担当官である原の発言は、おそらく両者が区別されていることを踏まえたうえで、「戦没日本人之碑」が相手国との関係では実質的に「小形の記念碑」以上の存在となっている点を鋭く突いて、政府当局が「極めて事務的に考えて」対応している状況に不満を示したものであった。原は、報告の最後にこう述べている。

彼等現地民が戦後我が無名の戦士の御遺体に対して、彼等は彼等なりに心ある態度を以て接して呉れたであろうことを信じ、今後も亦そうであり、且「戦没日本人之碑」に対しても彼等の敬意と奉仕とが捧げられるであろうことを期待しているので御座います。⁷⁵

原の報告からは、「戦没日本人之碑」の維持・管理は結局、現地民の「敬意と奉仕」に「期待」するしかなかったことが読み取れる。そして実際、将来にわたる碑の維持・管理について、日本政府は当初よりその責任を放棄していた。

太平洋諸島への遺骨収集団派遣に関する米国との交渉では、最終局面において確認事項として日米間で12項目の取極めが合意されたが、そのなかで「これらの碑に関して継続的あるいは永続的な管理を要求されないものと理解される（It is understood that these markers shall not require continuing or perpetual care）」という一文が含まれた⁷⁶。すなわち、遺骨収集団の派遣に先立って、「小形の記念碑」の維持・管理に関しては両国ともその責を負わないことが日米間で合意されていたのである。

⁷⁴ 同上、p.18。

⁷⁵ 同上、pp.32-33。

⁷⁶ From American Embassy, Tokyo to MOFA, No. 1303, 9 Jan. 1953（「米国①」）。

その後の東部ニューギニア・ソロモン諸島方面への派遣に際して開催された外務省と厚生省との打合せの席では、「〔碑石の〕爾後の保存については相手国に依頼することはせず、現地の取扱いに委せることとする」ことが確認された⁷⁷。すなわち、日米間での合意がここでも継承されることになったのである。

収集団が派遣されると、将来的な碑の管理に関して、例えばガダルカナルやラバウルでは英豪の地方弁務官が碑を建立（あるいは埋設）した地点の周囲に花の咲く樹木を植えて長く美しく保存することを約束したとされる⁷⁸。また、西部ニューギニアのゼッセルトンでは現地在住の日本人老婆に「将来の供養、墓地の清掃等」を依頼したという⁷⁹。しかし、これらはあくまで拘束力のない口約束に過ぎず、収集団も碑の管理・清掃等について将来的な取極めが必要である旨を報告している⁸⁰。

「戦没日本人の碑」の維持・管理については、収集団の派遣前にオーストラリア政府から日本側の意向を照会してきたことがあった⁸¹。これに対して厚生省は、建立地が「僻遠の地」であり、「碑の維持管理のために今後特に経費を支出する等の措置はとらない方針」であるとして、「すべてオーストラリア政府及び現地当局において可能な範囲において維持管理されるよう御好意を期待したい」との回答を示している。そのうえで厚生省は、「碑及びその建立地が、日本に好意を持たない一部の人人によつて、故意に破壊又は汚辱されることのないよう保護されることを念願している」こと、相手国の理由により碑の移転又は撤去の必要が生じた場合は「止むを得ないものとしてこれを了承する」が、その事実については連絡を希望することなどの要望事項を提示した⁸²。先の原の発言は、こうした対応を踏まえてのものであったと考えられる。これに対して在京豪大使館のジャミーソン一等書記官が外務省の担当課長を往訪し、オーストラリア本国政府の通知として、パプアニューギニア州政府の予算で「戦没日本人の碑」の維持・管理を行い「ジャングルに覆われないようにする」との意向を伝えた⁸³。

⁷⁷ アジア二課「厚生省における英豪地域遺骨収集に関する打合」1954年10月18日（「南方②」）。

⁷⁸ 前掲、厚生省引揚援護局「南東方面英豪地域日本人戦没者遺骨送還及び追悼に関する日本政府派遣団任務報告書」。

⁷⁹ 厚生省引揚援護局「西部ニューギニア及びボルネオ方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」（「南方⑤」）。

⁸⁰ 同上。

⁸¹ From Australian Embassy, Tokyo to MOFA, E135, 7 Jan. 1955（「南方③」）。

⁸² 厚生省引揚援護局長よりアジア局長宛公信援発第276号、1955年3月3日付（「南方③」）。

⁸³ 欧米四課覚書（1955年7月18日）（「南方③」）。

その後、1955年9月には、厚生省において英連邦諸国内に所在する日本人墓地全般の維持・管理についての検討が行われ、そのなかでいったんは「戦没日本人の碑」の保護や敷地の無償貸与を正式に相手国に求めることなどの方針を定めたこともあった⁸⁴。しかしその数日後、厚生省は「（イ）墓地に関する調査が未完了であり、（ロ）維持管理費用を外務省に依頼することには難色があるだろうから、もっと内容が具体的になってから更めて願う」として、この方針は撤回された⁸⁵。そして結局、碑の維持・管理については、現地一任の方針が定着することとなった。

こうした「現地主義」は、碑の「風化」を招いた。その結果、例えばウェーク島に建立された「戦没日本人の碑」については、建立から4年後の1957年には早くも再建の話が持ち上がった。同年6月1日には「ウェーク島戦没者慰霊碑再建後援会」が結成されたが、その理由として、現存の碑が「草むらに埋もれ、余りにもひどい」状態にあることが挙げられている⁸⁶。この問題については、特に当時の岸信介首相が訪米の途上ウェーク島に立ち寄った際に、あまりの「貧弱」さに驚いたということもあり、再建に積極的な姿勢を示した。その後、岸首相の揮毫により「太平洋の波永遠に静かなれ」と刻まれた碑が同島に建立されることになった⁸⁷。

さらに第9章で詳述するように、1960年代の半ば以降になると高度経済成長や海外渡航の自由化を背景に、多くの遺族や戦友たちがアジア・太平洋戦争の戦跡を訪問することとなったが、現地に到着した彼らが「戦没日本人の碑」の荒廃状況に驚くケースが少なくなかった。厚生省調べによれば、1968年11月現在において、全21基のうち約半数について政府は状況を把握していなかった【表15】。

1974年にニューブリテン島ラバウルの「戦没日本人の碑」を訪れた元陸軍中佐の太田庄次（元第8方面軍参謀）は、「私の心に最も強くのこったことは〔中略〕慰霊碑があまりにもお粗末なこと」であり、「私が想像し、期待したところとはぜんぜん及びもつかないもの」であり、「戦死された戦友には申し訳ない」と書き記している⁸⁸。ラバウルでは、訪問した慰霊団に対して現地人が借地料や管理維持費を要求するなどの例も頻発していた。

⁸⁴ 厚生次官より外務次官宛公信厚生省発公信援第115号、1955年9月19日付（「南方④」）。

⁸⁵ 欧米四課「連邦地域日本人戦没者墓地に関する件」1955年9月22日（「南方④」）。

⁸⁶ 『読売新聞』1957年6月2日付。

⁸⁷ 『読売新聞』1957年12月21日付、同1958年1月11日付。

⁸⁸ 太田庄次編『ラバウルの今昔——南太平洋戦跡慰霊の旅の記録』（非売品、1975年）pp.171-172。

【表15】「政府派遣遺骨収集団により建立された慰霊碑の現況などについて」

(厚生省 1968年11月現在)

地 域	現 況
南鳥島	建立当時のままである
ウェーク島	日本航空と米国のトランスオーシャン航空会社及び民間団体との協力により1956年9月に改修した
サイパン島	民間団体により碑の台座を1m高く改修した
デニアン島	米側が碑を撤去して現在はない
グアム島	碑の台座に英文の銅板が取り付けられている
アンガウル島	民間団体により碑の台座を1.5m高く改修した
ペリリュー島	碑を村民墓地内に移し、台座を1.5m高く改修した
硫黄島	建立当時のままである
アッツ島	建立当時のままである
ガダルカナル島	建立の許可が得られず碑を埋設した
ラバウル	現状不詳である
ブーゲンビル島	現状不詳である
ブナ	現状不詳である
フィンシュハーフェン	現状不詳である
ウエワク	現状不詳である
アイタペ	現状不詳である
ロスネグロス島	現状不詳である
サルミ	現状不詳である
ビアク島	建立当時のままである
マノクワリ	現状不詳である
ラブアン島	現状不詳である

出典:『日本遺族通信』1968年12月1日号より作成。

そうした状況に対して太田は「戦友としては堪えがたい」として、自ら碑の移転について現地政府と掛け合うなどの行動を起こしている⁸⁹。その後、ラバウルの「戦没日本人之碑」は新たに日本政府が建立した「南太平洋戦没者の碑」（1980年9月30日竣工）のそばに移された⁹⁰。

また、1985年に西部ニューギニアのマノクワリを訪問した慰霊巡拝団は、同地の「戦没日本人之碑」が「汚水が流入し悪臭が漂う海岸辺となった悪環境」において「何時誰か参詣するとも判らぬ儘淋しく立っている」状況を目の当たりにした。その経験を契機として碑の移転と新たな慰霊碑建立に向けた取り組みを開始し、1990年に実現している⁹¹。

⁸⁹ 同上、pp.94-98。

⁹⁰ ラバウルの「戦没日本人之碑」の移転経緯については、太田庄次『南太平洋殉国散華の人々——戦没者の遺骨収集と慰霊の記録』（非売品、1982年）pp.45-63に詳しい。

⁹¹ この間の経緯は、永田忠治他編『マノクワリ慰霊碑建立誌』（第35師団歩兵第221聯隊戦友会、1990年）を参照。

このように「戦没日本人の碑」に関しては、1970年代以降に日本政府が新たに海外戦没者慰霊碑を建立した際に移転されたものもあったが、原則として政府はその維持・管理には関与せず、その現状についても積極的に把握に努めることはなかった。そうしたなか、2001年3月27日の参議院厚生労働委員会において、東部ニューギニアのブナに建立された「戦没日本人の碑」について取り上げられた。建立当時、東部ニューギニアはオーストラリア政府の管轄下にあったが、1975年のパプアニューギニア独立後は土地に税金や管理費がかかるようになり、それ以後ブナに在住する日本人が自腹で支払いを続けているという状況が報告されたのである⁹²。この指摘によって事態を把握した厚生労働省は2002年1月、現地の政府機関や土地所有者と協議を行い、その結果碑の移設は行わず、日本政府に対しても費用負担を求めないことが申し合わされた⁹³。

その後、厚労省では海外に建立された戦没者慰霊碑の実態調査を実施したが、その過程で前述のマノクワリの碑が何者かに持ち去られ、泥だらけで放置されているところが発見されるなど、結果として「放置」された格好になったものもある⁹⁴。海外に所在する戦没者慰霊碑の「風化」については近年その問題が指摘されつつあるが⁹⁵、その最初の事例ともいえる「戦没日本人の碑」の風化は、1950年代の遺骨収集団派遣時に採られた「現地一任」の方針が招いた結果であったといえよう。

以上のように、1950年代においては、「象徴遺骨」の収容のみならず、「現地慰霊」についてもまた、その実施にあたって様々な問題に直面した。

終戦から10年余りというまだ戦争の記憶が色濃いこの時期、被侵略地域において、加害国で戦敗国の代表である遺骨収集団が行う初めての「現地慰霊」は、現地政府や現地住民との関係において、ある種の摩擦や緊張を生じさせかねない行為であった。それでも、収集団一行に対して現地の人々は概して好意的な態度で出迎え、追悼式にも多くの現地人が参列した。それは彼等にとって、日本との新しい関係構築の可能性を期待する行動でも

⁹² 参議院厚生労働委員会議事録（2001年3月27日）。

⁹³ 参議院厚生労働委員会議事録（2002年3月28日）。

⁹⁴ 前掲『朝日新聞』2007年8月16日付。前述のようにマノクワリは反日感情が強い地域であったが、「戦没日本人の碑」を建立した当時は、建碑場所が当時の管轄国であるオランダの官有地であったため、「保全の点でも心配いらない」との説明を受け、「団員一同安堵した」という経緯があった（前掲、「西部ニューギニア及びボルネオ方面戦没者の遺骨の送還及び追悼のための政府派遣団任務報告書」）。

⁹⁵ 笹幸恵『女ひとり玉砕の島を行く』（文藝春秋、2007年）pp.254-268。

あった。

一方、日本側は、収集団派遣をめぐる交渉において現地への配慮ということが求められ、これを強く意識してはいたものの、「現地慰霊」はあくまで日本人戦没者のための行為であるとの態度を崩さなかった。現地人が見守るなかで読まれた派遣団長の「追悼の辞」は、あくまで「身内同士」の関係においてのみ成立する言葉で彩られたものであった。現地人はその場においてそれに異を唱えたり、嫌悪感を示したりすることはなかったが、だからといって収集団一行から発せられた一方的な言葉が現地人に受け入れられる性格のものであったとは到底考えられず、日本人と現地人との関係という点でも何らプラスに作用しなかった。

政府が派遣する遺骨収集団が過去の戦争と直接向き合う場において、現地の人々に語りかける言葉を持ち得なかったことは、国際社会への仲間入りを果たし「アジアの一員」としての立場を標榜していた戦後日本の精神的な未熟さをあらわすものであった。同時に、「現地慰霊」を実施するうえで重要なツールであったはずの「戦没日本人之碑」の維持・管理に政府が何ら責任を負う姿勢をみせなかったことは、「もはや戦後ではない」という時代性のなかで、碑とともに過去の戦争の記憶が風化していくことに対して、当時の政府が非常に鈍感であったことを示すものでもあった。

第7章 沖縄戦戦没者の慰霊・遺骨処理と日米関係

本章では、終戦から1960年代半ばまでの沖縄における遺骨収容の実態と日本政府の関与について検討する。これまでみてきたように、日本政府は当該期において南方地域を中心に遺骨収容団を派遣するなどの海外戦没者処理を実施してきた。しかし、沖縄における戦没者は「海外戦没者」に含まれていたものの、そうした処理とは別途に扱われることとなった。それはひとえに戦後に沖縄が置かれた地位の特殊性に基づくものであり、沖縄の本土復帰前における遺骨収容問題にいかに関与したかを明らかにすることは、当該期における日本の海外戦没者処理の全体像を明らかにするうえで必要な作業といえるだろう。

戦後の「沖縄問題」をめぐっては、沖縄が米国にとっての「戦略的要衝」であるとの観点から、日米関係の文脈においては従来「沖縄返還」ないし「米軍基地」をめぐるとして語られてきており、これらに関しては十分な研究の蓄積がある¹。しかし、米軍のプレゼンスを前提とした「沖縄問題」をめぐるといえば国際政治上の大きなテーマの陰で看過されてきたのが、沖縄戦戦没者の取扱いをめぐるといった問題であった²。他方、従来の戦没者慰霊をめぐるといった研究においても、沖縄戦戦没者をめぐる戦後処理への日本の関与と

¹ 「沖縄問題」の定義についてエルドリッチは、次のように述べている。「基地のプレゼンス、基地関連の事故、犯罪、汚染、強制措置といった問題、そしてこれらが引き起こす憤り（そして中央政府の表面上の無関心さ）がすべて『沖縄問題』であり、より正確に言うならば『日米間の沖縄問題』である」（ロバート・D・エルドリッチ『沖縄問題の起源——戦後日米関係における沖縄1945-1952』名古屋大学出版会、2003年、p.1）。沖縄返還前に「沖縄問題」を扱った先駆的研究として、渡辺昭夫『戦後日本の政治と外交——沖縄問題をめぐる政治過程』（福村出版、1970年）。日米関係と沖縄をテーマにした研究で代表的なものとしては、エルドリッチ前掲書の他に、河野康子『沖縄返還をめぐると政治と外交——日米関係史の文脈』（東京大学出版会、1994年）、我部政明『沖縄返還とは何だったのか——日米戦後交渉史の中で』（日本放送出版協会、2000年）、宮里政玄『日米関係と沖縄1945-1972』（岩波書店、2000年）、中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』（有斐閣、2012年）などが挙げられる。

² 沖縄戦戦没者を取り上げた主な研究としては、栗津賢太「集合的記憶のポリテクス——沖縄におけるアジア太平洋戦争後の戦没者記念施設を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第126集、2006年1月）、上杉和央「那覇から摩文仁へ——復帰前沖縄における『慰霊空間の中心』」（『二十世紀研究』第7号、2006年）、同「記憶のコンタクト・ゾーン——沖縄戦の『慰霊空間の中心』整備をめぐると地域の動向」（『洛北史学』第11号、2009年6月）、浜井和史「北の果てから南の島へ——北霊碑巡拝団の沖縄渡航とそのインパクト」（『二十世紀研究』第7号、2006年）、北村毅『死者たちの戦後誌——沖縄戦跡をめぐると人びとの記憶』（御茶の水書房、2009年）が挙げられる。

いう視点が決定的に欠けていた³。その理由の一つとして考えられるのは、本来的にはこの問題が、「日本と沖縄」という枠組みで処理すべき「国内問題」であるにもかかわらず、戦後沖縄が長期にわたって米国の統治下に置かれたことにより、日米関係の枠組みを前提とした「外交問題」として論じる必要があったことが挙げられる。すなわち、この問題に対する日本の関与過程を明らかにするには、やはり外交史的アプローチが求められるのである。

そこで本章では、戦後の日本政府による海外戦没者処理において例外的状況におかれた沖縄戦戦没者問題を取りあげ、同問題をめぐる日本と米国、そして沖縄との関係を明らかにすることを目的とする。検討対象とする期間は、1945年から沖縄返還問題が本格化した1965年頃までとする。

第1節 沖縄における遺骨収容と慰霊

(1) 占領期における沖縄と日本

沖縄戦における日本人戦没者は18万8,136人と推計されている。その内訳は、沖縄県出身者の軍人軍属が2万8,228人、他都道府県出身の軍人軍属が6万5,908人、一般県民が約9万4千人である⁴。

占領期において、これら沖縄における戦没者の遺骨等について日本政府はGHQから断片的に情報を得ており、それに基づいて本土への送還要請を行い、1949年以降は断続的に遺骨を受領していた⁵。しかし、実際に沖縄で遺骨がどのような状況にあり、そしてどのように取扱われているかという実態についてはほとんど把握していなかった。これは一つには戦後沖縄がおかれた特殊な地位によるものであった。ここではまず、戦後の沖縄の統治

³ 沖縄戦戦没者をめぐる日米関係を論じたものとして、浜井和史「沖縄戦戦没者をめぐる日米関係と沖縄」(『外交史料館報』第19号、2005年9月)。本章は、同論文を加筆・修正したものである。なお、前掲、北村『死者たちの戦後誌』は、沖縄戦をめぐる戦没者、慰霊、戦跡の問題を総合的に分析した重要な研究であり、日米関係にも触れている。

⁴ 沖縄県生活福祉部援護課編『沖縄の援護のあゆみ——沖縄戦終結50周年記念』(1996年) p.56。

⁵ 1950年12月の引揚援護庁文書によれば、琉球に埋葬されている日本人遺骨数は7万2,394柱と推定されており、その中にはGHQの通知により琉球に現に実在していることが判明している遺骨177柱と喜界島からの連絡により同島に実在が確認されている遺骨84柱が含まれていた。その時点において琉球から送還された遺骨は4,760柱であった(引揚援護庁次長より外務省管理局長宛公信発総第723号「琉球における日本人の遺骨について」1950年12月16日付。外務省外交史料館所蔵「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係(慰霊を含む)」第1巻。以下、「米国①」のように略記)。

体制を日本との関係とともに概観しておこう。

1945 年 4 月、沖縄に上陸した米軍は米国海軍軍政府布告第 1 号（「ニミッツ布告」）を発し、沖縄における日本帝国政府のすべての行政権を停止して南西諸島を米国軍政府の管轄下におくことを宣言した。この米国軍政府のもとで 1946 年 4 月、沖縄中央政府が成立し（同年 12 月、沖縄民政府に改称）、知事の諮問機関として沖縄議会が設置された。その後、朝鮮戦争および講和交渉の進展に伴い軍事占領から長期的統治へと米国の方針転換がなされ、1950 年 12 月に米国軍政府は「琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands: USCAR）」に改編され、そのもとで 1951 年 4 月、琉球臨時中央政府が発足（翌年 4 月、琉球政府）し、ここに間接統治方式が確立した。そして 1957 年には高等弁務官がおかれ、1972 年の沖縄の本土復帰までこの統治方式が定着することとなる。

この間の日本政府との関係としては、沖縄戦終結直後の 1945 年 7 月、日本政府は「沖縄県関係行政事務内務省措置要領」を決定し、福岡の仮事務所を沖縄県事務所として県庁関係事務を執り行った。終戦後の同年 9 月には「沖縄県に対する行政等措置に関する件」により沖縄県事務所を九州地方総監府に移行して残務処理にあたった。その後、本土における総選挙実施を機に、1946 年 1 月 29 日、連合国最高司令官指令「若干の外郭地域を政治、行政上日本から分離することに関する覚書」（SCAPIN-677）により、北緯 30 度以南の南西諸島が日本の政治・行政の管轄から分離された。さらには 1948 年 9 月の GHQ 指令により沖縄県事務所が廃止され、ここに沖縄県は消滅することとなった。

このように、沖縄が政治・行政的に日本本土から分離される状況下において、占領期の日本政府にとって「沖縄問題」とは第一義的には「領土問題」であり、これに関しては外務省内の講和に向けた準備作業において詳細に研究されていた⁶。また、本土にある沖縄関係者の戦没者の遺骨については、1948 年 5 月以降、GHQ の許可を得て年 1 回程度の割合で沖縄に送還されていた⁷。

しかし、沖縄戦戦没者を含む現地の状況は、沖縄出身者のための情報紙として 1946 年 1

⁶ 外務省における沖縄関係の講和準備作業については、前掲、エルドリッジ『沖縄問題の起源』が最も詳細に検討している。

⁷ これに該当する遺骨は 1952 年の段階で 2 万 1,035 柱であり、うち 1 万 6,392 柱が沖縄に送還された。ほかに、本土で遺族に直接渡したものが 3,171 柱、沖縄在住の遺族から委任を受けて本土在住の親族に渡したものが 1,075 柱といった状況であった（衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録、1952 年 2 月 5 日、木村忠二郎引揚援護庁長官の答弁）。

月に福岡県で創刊された『沖縄新民報』や、沖縄人連盟の機関紙として 1945 年 12 月に東京で創刊された『自由沖縄』に掲載されたわずかな記事のほか⁸、本土と沖縄を往来した一部の人々からもたらされたもの以外は、ほとんど本土に伝わることはなかった。確かに、1949 年には雑誌『令女界』にて石野径一郎による小説「ひめゆりの塔」の連載が開始され⁹、また、翌 1950 年には沖縄タイムス社が編集した『鉄の暴風——現地人による沖縄戦記』が刊行されたことにより、両作品は本土において大きな反響を呼び、沖縄戦への関心が高まった。しかし、それが沖縄戦戦没者の実態把握に直接結びつくことはなかったのである。それどころか、第 4 章第 1 節でみたように、1952 年 2 月頃には、沖縄では遺骨が放置され散乱しているのではないかという「遺骨野ざらし」問題が国内で沸騰していた。

したがって、同年 3 月から 4 月にかけて沖縄に派遣された政府遺骨調査団の報告は、平和条約の発効を控えた本土の人々に少なからぬ衝撃を与えるものであった。調査団の帰任報告を受けて、木村引揚援護庁長官は衆議院の特別委員会で、「遺骨の大部分は、各地に建設されてある慰霊塔の中に、住民の手によって丁重に納められ、かつねんごろに供養されておる」ことを指摘したうえで、次のように調査結果を総括した。

島民の多大の犠牲によりまして、わが将兵の遺骨が手厚い取扱いを受けておりますことは、私ども当初予想し得なかつたところでありまして、琉球政府並びに県民の御懇情に対しまして衷心から感激いたしますとともに、いささかなりともその同胞愛に報ゆるの方途を講ずべきであるということを痛感いたしましたのであります。¹⁰

木村長官のこの発言は、この時期にいたるまで日本政府が沖縄戦戦没者の遺骨をめぐる実態を把握していなかったことを裏づけるとともに、沖縄の現地住民が日本人戦没者を手厚く扱っていたという事実と直面して、その後日本政府がいかにこの問題にかかわっていくべきか本格的に検討する時期にきていることを、政府として認識したことを意味するものであった。

⁸ 両紙は、新崎盛暉（解説）『沖縄新民報・自由沖縄』全 2 巻（不二出版、2000 年）として縮刷版が復刻刊行されている。

⁹ 「ひめゆりの塔」は『令女界』1949 年 9 月号から連載が開始され、1950 年には単行本として上梓された。

¹⁰ 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録（1952 年 4 月 22 日）。

(2) 終戦直後の沖縄における遺骨収容

それでは終戦直後の時期において、沖縄現地住民はどのように戦没者の遺骨収容を開始したのか、まずはその実態をみてみよう。

終戦後、沖縄において現地住民による遺骨収容作業を最初に開始したのは、旧真和志村民（現在は那覇市に吸収）であった。当時の状況は『真和志市誌』や収骨に携わった人々の回想録などでうかがい知ることができる¹¹。

1945年6月の沖縄戦終結後、各地へ疎開し、また各収容区に収容されていた住民は、1945年半ば頃から米軍の指示によりそれぞれもとの居住地へと集団で移動を開始した。旧真和志村民（約4,300人）も、1946年1月23日から移動を開始し、摩文仁村（のちの三和村。現在は糸満市に吸収）米須に集結した。

よく知られているように、糸満市を中心とする沖縄本島最南部の「島尻」と呼ばれる地域は「鉄の暴風」として知られる激戦地であった。民間人を含む沖縄戦戦没者の多数がここで死を遂げることとなったが、米須はまさにその中心に位置している地帯であった。したがってこの一帯に移動してきた旧真和志村民は、甘藷や甘蔗などが残っている畑の中に遺骨が散乱している状況を目の当たりにすることとなった。

そこで真和志村の金城和信村長（後の沖縄県遺族連合会会長）は、米軍糸満地区隊長C・B・ブランナー大尉に対して収骨作業の許可を申し入れ、2月23日に許可が下りたことから、2月25日に遺骨収集班を編成し、CP（Civil Police: 文民警察官）の引率のもとに収骨作業を開始した。そして米軍からセメントや鉄骨の資材を調達するとともに、周囲から石塊をかき集めて納骨所をつくり、その上に「魂魄」と書かれた石碑を設置した。この「魂魄の塔」は2月27日にひとまず完成し、同日慰霊祭が行われた。この時に納骨された遺骨は軍人546柱と伝えられている¹²。

その後も真和志村民は同年5月に帰村するまで拾骨作業を続け、その過程では女子師範学校と第一高等女学校の生徒によって編成された従軍看護部隊が最期を迎えた壕を発見し

¹¹ 新垣清輝『真和志市誌』（真和志市役所、1956年）pp.260-266。終戦初期の遺骨収容の状況については、そのほかに、前掲、『沖縄の援護のあゆみ』pp.57-58、230-231、「島尻郡旧真和志村戦争記」（那覇市企画部市史編集室編『那覇市史』資料編第2巻中の6、那覇市、1974年）pp.219-222、沖縄タイムス社編『沖縄の証言——激動の25年』上巻（1971年）pp.128-133などを参照。以下の旧真和志村民に関する記述は基本的にこれらに基づく。また、前掲、北村『死者たちの戦後誌』pp.66-78を参照。

¹² その後も拾骨作業と「魂魄の塔」への納骨作業は続けられ、最終的に同塔に納骨された遺骨は約3万5千柱と伝えられている（前掲、北村『死者たちの戦後誌』pp.72-73）。

た。そこで村民たちは壕内の遺骨を集め、納骨所を建てて納骨し碑を建立した。これが「ひめゆりの塔」であり、同年4月5日に建立され、4月7日に慰霊祭が行われた。

さらに彼らは、摩文仁の丘西側にある健児隊（鉄血勤皇隊師範隊）の壕も発見し、壕の内外に折り重なった遺骨を収容した。4月9日、師範学校同窓会によって「沖縄師範健児之塔」が建立され、村民たちによる慰霊祭が挙行された。

このように、沖縄における遺骨収容は、激戦区であった糸満地区に滞在することとなった現地住民の自発的意思により開始された。そして、村民たちが去った後も、近隣住民によって多くの遺骨が収容された。「魂魄の塔」や「ひめゆりの塔」のように納骨堂をともなう慰霊碑は、島尻一帯を中心に、激戦があった地域で多く建立された¹³。この時収容された遺骨の数は、約13万6千柱にのぼるとされる¹⁴。それらのほとんどは氏名の判別ができないもので、火葬もせずにそのまま納骨所に納められた。1952年の政府による沖縄遺骨調査団の報告によれば、「住民はいかなる場合におきましても、遺骨を発見いたしましたならば、必ず丁重に持つて来まして、納骨所に納め」ており、「地表面上の収骨の状況につきましては、大部分が終つておる」という状況であった。

こうした沖縄住民による丁重な遺体や遺骨の扱いに関して、同調査団は、沖縄人の祖先崇拝の伝統が影響しているとみていた。すなわち、沖縄の人々は祖先崇拝が非常に厚く、また埋葬文化も日本本土とは異なっており、遺体を火葬せずに埋葬し、2、3年後に骨になった遺体を棺から出して河原で「洗骨」し、それから甕の中に納め、この甕の中の骨に対しては、永久に対面ができるという習慣があったとされる。したがって調査団の報告では、「沖縄の人々はお骨に対しましてはこれを恐れない、恐怖しない、しかしながらお骨に対しましては非常に畏敬の念を払う、尊敬する」傾向がみられる点を強調しており、このことが沖縄住民による丁重な遺骨の取扱いの背景にあると指摘している¹⁵。

他方、こうした沖縄の慣習について米軍もまた相応の知識を有していた点は注目される。

¹³ 政府の遺骨調査団の報告によると、戦闘が最も激しかった旧三和村においては、そうした納骨堂をともなう慰霊碑が17か所建立されており、そこに納められた遺骨の数も7万5千柱にのぼるというような状況であった（前掲、衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録、1952年4月22日）。

¹⁴ 厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』（ぎょうせい、1997年）p.141。

¹⁵ 前掲、衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録（1952年4月22日）。ただし、こうした沖縄における祖先崇拝の伝統は、実際には当時すでにそれほど行われておらず、調査団の報告が強調するほどに影響力があったかについては留保を要する。

米軍は沖縄戦に突入する以前から、戦後の占領統治を想定して沖縄の風俗習慣につき研究を重ねており、宗教と葬儀に関しても詳細な分析がなされていた¹⁶。沖縄の現地住民による遺骨収容に対する米軍の寛容な姿勢は、これら沖縄の伝統に対する一定の理解がその背景にあったと考えられる。

とはいえ、終戦直後のしかも軍事占領下という状況にあって、集団で行われる拾骨作業や慰霊祭の挙行はあくまで米軍監視のもとで実施されたものであり、住民側もまた被占領民としてそれを意識せざるを得ない状況であった。

例えば、「魂魄の塔」建立の際、「米軍を刺激しないか」との懸念から、一部の人たちは収骨作業への協力に「しり込みした」との記録も残されている¹⁷。また、遺骨収容に関してある住職が沖縄諮詢会に対し、「英霊供養は沖縄人の義務でもあり、真っ先にこれを実践した真和志村民の義挙に対して、諮詢会でも一言賞賛してしかるべき」と述べたところ、諮詢会の一首脳が「とんでもないことをしてくれた。対日講和条約がむすばれるまで、沖縄は戦時状態にあり、収骨をすれば、米軍を怒らしてしまう」と述べたとされる¹⁸。

前述のように、実際には終戦直後に開始された現地民による拾骨作業に対して米軍側は協力的でさえあったのだが、一方で沖縄諮詢会や沖縄民政府の記録には、遺骨・遺品の処理や慰霊祭の形態などについて米軍が強い関心を示し、細かい指示を与えている様子をうかがうことができる¹⁹。特に 1947 年以降の米国軍政府と沖縄民政府との間で開催された軍民連絡会議の記録からは、軍政府に対して慰霊祭挙行時に沖縄人の墓に花輪を供えることに関して許可を求める様子や²⁰、軍政府の指令により遺骨・遺品の処理に関する報告書の提出を求められる様子²¹などがしばしばみてとれる。また、1948 年 5 月の同会議では、「学友の戦没者墓を団体で参詣してよいか」について指示を仰ぐなど、慰霊目的に人が集まることについて米軍と沖縄現地民の双方が神経質になっている様子がうかがえる²²。それで

¹⁶ 米国海軍作戦本部編『民事ハンドブック——琉球列島』1944 年（原題は、*Civil Affairs Handbook, Ryukyu[Loochoo] Islands*。『沖縄県史 資料編 1 民事ハンドブック』1995 年所収）。

¹⁷ 前掲、沖縄タイムス社編『沖縄の証言』p.129。

¹⁸ 同上、pp.129-130。

¹⁹ 「沖縄民政府記録 1」（沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料 戦後 2』沖縄県教育委員会、1988 年）。

²⁰ 軍民連絡会議、1947 年 5 月 27 日（同上、pp.349-350）

²¹ 軍民連絡会議、1947 年 6 月 27 日、同 8 月 22 日、同 8 月 28 日（同上、p.380、433、436）。

²² 軍民連絡会議、1948 年 5 月 14 日（同上、pp.701-702）。その後、同 5 月 28 日の軍民

も沖縄各地では、通常年 2 回の慰霊祭等の行事が開催され、地域によっては奉納相撲なども行われていたようである²³。

このように、占領軍と被占領民という構図のもとであったにせよ、日本本土から政治的・行政的に分離され、本土との関係においてある種の「空白の期間」にあった沖縄では、日本国内の事情とはかかわりなく、米軍の了解のもとで現地住民による自発的な遺骨収容と追悼行事が行われていた。一方、遺骨調査団の報告により、沖縄戦戦没者をめぐる実態を把握した日本政府は、現地住民らに対して感謝の意を表明するとともに²⁴、戦傷病者戦没者遺家族等援護法の適用など沖縄における援護行政に関与していくこととなるが、沖縄返還までの期間において、遺骨収容など沖縄戦戦没者の慰霊問題に対する日本の関与は、結果的として限定的なものとなった。次節ではその経緯についてみていくことにする。

第 2 節 沖縄戦戦没者処理に対する日本政府の対応

(1) 日本政府の関与開始

講和が成立すると沖縄は、サンフランシスコ平和条約第3条により日本の「潜在主権」を残したかたちで米国の管理下に置かれることとなった。日本政府は1952年7月、日本政府は総理府に南方連絡事務局²⁵を設置し、現地付属機関として那覇日本政府南方連絡事務所を設置した。同事務所の発足により日本政府による沖縄の遺骨収容への関与が開始されることとなるが、沖縄統治をめぐる日本・米国・沖縄の複雑な関係は、沖縄戦戦没者処理をめぐる日本と沖縄との関係にも少なからぬ影響をおよぼし、沖縄における戦没者処理のあり方を特徴づけることとなった。すなわち、沖縄における遺骨収容等への日本政府の関与は、逐次日米両政府の外交折衝を経て、すべて両国政府の合意のもとで実施されるとい

連絡会議で団体による慰霊祭が許可された（同上、p.720）。

²³ 前掲、衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録（1952年4月22日）。

²⁴ 1952年4月28日には厚生大臣から琉球政府主席宛に、沖縄住民の遺骨収容に対する尽力を讃える礼状が届いた。また、同5月14日の衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会では、「貴官が率先してわが同胞戦没者の遺骨を収容され、且つ慰霊塔を建設して丁重なる供養を営まれておるとの実状に接し、その厚き御懇情に対しては遺家族は勿論われわれとしても衷心より感謝の意を表明する」という内容の「沖縄当局並びに島民」に対する琉球諸島民政長官宛の感謝文が決議された（前掲、北村『死者たちの戦後誌』p.96）。

²⁵ 南方連絡事務局は、1958年に特別地域連絡事務局に改編され、総理府の外局となった。

う「もどかしい手順」を踏むこととなったのである²⁶。

第4章第2節でみたように、米国管理下の太平洋諸島への遺骨収集団派遣に関する日米交渉において、日本政府は米国が要請する「印的発掘」方式を受け入れることとなったが、その交渉の過程で「沖縄は南方連絡事務局をして別途に実施する予定である」ことを米国側に伝え、米国側からも「異議はない」旨の返答を得ていた²⁷。

その後、1954年7月に厚生省は「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要領」を策定し、日本政府として海外戦没者の遺骨収容を実施可能な範囲において順次実施に移すこととなった。同実施要領は沖縄に関して、「沖縄における戦没者遺骨の内還は、既に概了しているところであるが、今後氏名が判別するに至ったもの（沖縄出身者の遺骨を除く。）は、現地側に収集の協力を依頼し、便船によつて内還することとする」としていた。すなわち、沖縄に関しては日本政府が遺骨収集団を派遣するのではなく、講和後も引き続き現地に「収集の協力を依頼」することを基本方針に据えたのである。

実際、遺骨調査団による調査終了後も、各自治体のもとで沖縄の現地住民によって遺骨収容が行われていた。沖縄で見つかった本土出身者の遺骨のうち身元が判明したものは、那覇の南方連絡事務所が沖縄と本土を結ぶ定期航路船（白山丸、黒潮丸、白竜丸、千歳丸など）に託して南方連絡事務局宛てに送付し、厚生省の引揚援護局を通じて遺族に引渡された²⁸。こうした遺骨の送還は、1953年から1957年頃までが最も頻繁に行われた²⁹。

他方、米国との間で合意されていた、南方連絡事務局を通じた日本政府による遺骨収容等の戦没者処理への関与については、「予算措置が伴わない」ために、1952年以降も「該地域の遺骨収集及び慰霊行事はその後今日〔1956年〕まで延引していた状況」であった³⁰。こうした状況に対して、沖縄市町村会長や沖縄遺族連合会などから日本政府に寄せられた陳情には、沖縄に対する援護充実策の要望事項の一項目として戦没者処理関係の事項が含まれるようになった。

²⁶ 前掲、『沖縄援護のあゆみ』p.58。

²⁷ 「沖縄地域における遺骨処理に関する日米交渉の経緯」（外務省外交史料館所蔵「米国の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む） 沖縄墓参関係」。以下、「沖縄墓参関係」と略記）。

²⁸ ただし、沖縄戦では軍人・軍属と一般人の遺体が入り乱れて散乱し、南方の気候の影響もあって腐蝕の進行も早く、身元が特定できたものは「極めて例外中のもの」であった（同上）。

²⁹ 同上。

³⁰ 総理府南方連絡事務局長より外務省アジア局長宛公信総南連第223号「沖縄における遺骨処理について」1956年3月12日付（「沖縄墓参関係」）。

1955年6月に沖縄遺族連合会長、沖縄傷痍軍人会長、沖縄戦戦没学徒援護会長の連名で日本政府に提出された要望書は、5つの要望事項のうちの4番目に「遺骨処理、納骨堂の補修及び総合慰霊碑の建立」を挙げた³¹。遺骨処理に関しては、沖縄の各市町村では可能な限り遺骨を収容して納骨堂に納めているが、「財政の貧困と落盤・未処理の不発弾及びハブの棲息等の危険性」もあり「未収集遺骨が相当数」と指摘して、「本土政府において速かにこれが処理方針を決定されると共に、これが費用と納骨堂の補修費及び発掘した遺骨の供養費等の予算措置を講じて戴きたい」と要望していた。また、「総合慰霊碑」の建立に関しては、その必要性について次のようにうったえた。

現在、前記の納骨堂の他に姫百合の塔、健児の塔、魂魄の塔、若桜の塔、島守の塔等各種の慰霊塔が散在しておりますが、全戦没者の英霊を祀る慰霊塔がないため、本土より慰霊のため来島する人々は戸惑う実情であり、さらにまた恒例の慰霊祭も学校校庭に臨時式場を設置する等式典執行の不便もあるので、是非本島の中心地に本土政府により総合慰霊碑を建立し、沖縄全住民の祖国愛の象徴として戴きたい。

また、同年7月9日に行われた第5回全琉遺族大会でも日本政府に対する要望事項の一つとして「合同慰霊塔及び護国神社復興の件」が決議されるなど、日本政府に対する要望の声がさらに高まった³²。1955年9月には、同様の要望書が沖縄市町村会長から鳩山一郎首相をはじめ関係閣僚に送付された³³。このように、1955年の段階で沖縄側からは、①遺骨処理費および各地の納骨堂補修費を本土より支出すること、②全戦没者を祀る慰霊碑を中央に建立し、沖縄戦戦没者に対する慰霊の中心地とすることが強く求められたのである。

こうした沖縄からの要望に対して南方連絡事務局は、沖縄の各市町村に呼びかけて納骨堂および未収容遺骨に関する調査を1955年8月に実施し、遺骨処理等に関する基礎資料を作成した³⁴。他方、同局はこの問題に関する予算計上を強力に推進するため、あらかじめ

³¹ 沖縄遺族連合会長・沖縄傷痍軍人会長・沖縄戦戦没学徒援護会長要望書「沖縄における復員援護等の業務促進に関する御願いについて」1955年6月1日付（「沖縄墓参関係」）。

³² 沖縄遺族連合会会長より鳩山一郎総理大臣宛要望書、1955年7月9日付（「沖縄墓参関係」）。

³³ 沖縄市町村長会長より鳩山総理大臣他宛要望書「沖縄における軍人、軍属並びに遺家族の援護に関する御願い」1955年9月1日付（「沖縄墓参関係」）。

³⁴ 前掲、北村『死者たちの戦後誌』p.100。

米国側に協力の内諾を得ておく必要があるとの観点から³⁵、1955年12月、遺骨の収容と納骨堂の補修整備および「総合納骨堂」³⁶の建立に関して、予算は日本政府が負担し、琉球政府が市町村やその他の団体の協力を得てこれを実施するという趣旨の計画を作成し、那覇日本政府南方連絡事務所を通じて米国民政府の内意を打診した³⁷。

これに対して、翌1956年1月10日にもたらされた米国民政府の回答は次のようなものであった。すなわち、琉球列島を含む全ての米軍管理地域における戦没者の遺骨処理の提案は、1952年10月6日付の日本政府宛在京米国大使館口上書の趣旨に基づき、日本政府より同大使館に対してなされるべきというのである³⁸。栗津賢太の研究によると、米国民政府の側では「日本側の要求をきっぱりと拒絶することはできないが、政治的な見地からするといくつかの受け入れがたい問題がある」として、具体的に次のような懸念事項を挙げていた³⁹。

- a 戦後、合衆国の財政的援助によって癒えてきた戦争の傷跡を再び切り開いてしまう可能性。

³⁵ 南方連絡事務局は厚生省と協議し、1955年度の予備支出による予算措置について大蔵省と折衝したが、同年度における支出が困難になったという経緯があった（前掲、『沖縄の援護のあゆみ』p.59）。

³⁶ 沖縄側からは「総合慰霊碑」の建設が要望されていたが、日本政府の計画では「総合納骨堂」の建設を想定していた。いずれも納骨施設をともなう点では共通しているが、日本政府が「総合慰霊碑」ではなく「総合納骨堂」とした背景には、次章でみるように、この時期、国内では「無名戦没者の墓」という仮称で政府が保管する無縁遺骨の納骨堂の建設が検討されていたこととも関係があると考えられる。ただしこの点は、史料からは定かではない。

³⁷ 総理府南方連絡事務局長より那覇日本政府南方連絡事務所長宛公信総南連那第 804 号「沖縄地域における遺骨処理について」1955年12月15日付（前掲、『沖縄の援護のあゆみ』pp.71-74）、Letter from Seizo Takashima, Chief, Japanese Government Liaison Office, Naha to Edward O. Freimuth, Liaison Officer, USCAR, JGLO No. 11/D, “Disposal of Bones of War Dead Found in Okinawa Islands,” 28 Dec. 1955（「沖縄墓参関係」）。

³⁸ Letter from G. P. Burchett, Capt, AGC, Chief of Admin to Takashima, Chief Japanese Government Liaison Office, RCCA-LO 293, 10 Jan. 1956（「沖縄墓参関係」）。第4章第2節でみたように、1952年10月6日付在京米国大使館口上書において、沖縄を含む太平洋諸島への日本政府の遺骨収集団派遣が容認されていた。また、前述のとおり、その後米国側は南方連絡事務局を通じて日本政府が遺骨収集を行うことに「異議はない」との立場を示しており、沖縄における日本人戦没者の遺骨処理問題は日米間の外交チャネルの協議事項となっていた。米国民政府の回答はその点を踏まえたものであった。

³⁹ 前掲、栗津「集合的記憶のポリティクス」pp.108-110。また、前掲、北村『死者たちの戦後誌』pp.100-101 もあわせて参照。

- b 日本の戦没者記念施設（Japanese War Memorial）に、民間人、軍人を問わず、遺骨を集め合葬すること（centralizing）は、琉球と日本をきわめて強く結び付けてしまう。
- c 中央集権化されたメモリアルを那覇に建設することは、日本が琉球を訪れるさまざまな活動を促進させてしまう。
- d 日本の戦前の国土の中で唯一戦闘が行われたところであるので、すべての戦没者を祭るような国家的民族的な神社（a national ‘Japanese’ shrine）となってしまう可能性。
- e 日本政府の資金提供の元に中央的な戦没者記念施設が建設された場合に、次に来る要求は、その施設に国旗を捧げることになるであろう。

すなわち、米国側としては、日本側の要求を断ってしまうことは友好的な日米関係を損ないかねないと考える一方で、「中央集権化されたメモリアル」を建設してしまうと、それは靖国神社のようなものとなってしまう、日本のナショナリズムを再活性化させる恐れがあると懸念したのである⁴⁰。

この米国民政府の回答を受けて、1956年1月21日、沖縄地域における遺骨処理に関する会議が南方連絡事務局にて厚生省および外務省の担当官を集めて開催された⁴¹。

この会議では、遺骨収容をめぐるこれまでの日米間の交渉経緯を踏まえたうえで、南方連絡事務局より「総合納骨堂」の設置理由について説明があったが、その際に問題点として挙げられたのは、「総合納骨堂」の設置が、米国に対して「米国管理地域に永久墓地を設ける意向はない」と伝えた口上書（1952年12月17日付）⁴²に抵触する可能性がある点であった。しかし会議では、他の米国管理下の太平洋諸島とは事情が異なり沖縄の場合は特に現地住民の強い要望があるという特殊性に鑑みて、「総合納骨堂」の設置は可能であると判断し、その実現のための計画案を検討して在京米国大使館と折衝することとなった。

その後、1956年3月12日、南方連絡事務局長より外務省アジア局長に宛てて提出された具体的な遺骨処理計画の内容は、沖縄における遺骨収容の現状を踏まえた詳細なものであ

⁴⁰ 前掲、栗津「集合的記憶のポリティクス」p.108。

⁴¹ 外務省アジア局第五課「沖縄地域における遺骨処理に関する会議」1956年1月21日（「沖縄墓参関係」）。

⁴² 外務省より在京米国大使館宛口上書亜五第1133号（1952年12月17日付）（「米国①」）。

った⁴³。すなわち、本土から遺骨収集団を派遣せずに作業は琉球政府に委託し、日本政府は必要経費を一括して交付すること、遺骨収容の時期は、同年11月から翌57年3月までを予定すること、収容された遺骨で氏名が判明するもののうち、本土出身者の分は本土に送還し、沖縄出身者の分は現地遺族に伝達すること、氏名が判明しないものは、新たに納骨堂を建立してこれに納めることなどが計画されていた。そしてこれらの処理に関する経費として約400万円を見込んでいた。この計画は、現在にいたるまで基本的には変わらない沖縄地域における日本政府の遺骨処理策となった⁴⁴。

これを受けて外務省は、1956年4月4日付口上書により、日本側の計画を米国大使館に伝えた⁴⁵。この口上書に添付された資料によると、当時、未収容の遺骨で収容可能と見込める場所は35か所、収容可能な遺骨の推定柱数は約2,500柱と計算されていた。また、既設の納骨堂は188か所であるが、このうち移転を希望する納骨堂が20か所あり、これら移転希望のものおよび将来収容された遺骨については、新設される納骨堂に納められるとしていた。

この日本政府からの申入れに対して米国側は、8月16日付の口上書をもって、（1）日本側計画の実施に異議はないこと、（2）同計画の具体的細部の項目については那覇日本政府南方連絡事務所長および米国民政府と協議して決定すること、（3）新設納骨堂の場所の選定は米国民政府の承認を要することを通知した⁴⁶。米国側が了承した理由としては、日本側が資金提供のみの関与であることや、新たに建設される納骨施設に納められる遺骨は、188の納骨施設のうち20か所分にすぎないことなどにより、「日本の直接的な影響力の強化にはつながらない」と判断され、日本側の計画が「謙虚かつ道理をわきまえたもの」と結論づけられたことが挙げられる⁴⁷。

以上のような経緯により、11月29日、日本政府より琉球政府に対して遺骨収容のための予算として403万6千円、新たな納骨施設の建設のための予算として148万8千円が交付され

⁴³ 総理府南方連絡事務局長より外務省アジア局長宛公信総南連第 223 号「沖縄における遺骨処理について」1956 年 3 月 12 日付（「沖縄墓参関係」）。

⁴⁴ 前掲、北村『死者たちの戦後誌』p.101。

⁴⁵ 外務省より在京米国大使館宛口上書壱一第 448 号「沖縄地域における遺骨処理に関する件」1956 年 4 月 4 日付（「沖縄墓参関係」）。

⁴⁶ From American Embassy, Tokyo to MOFA, No. 277, Aug. 16 1956。外務省アジア局長より総理府南方連絡事務局長宛公信壱一第 802 号「沖縄地域における戦没者の遺骨処理に関する件」1956 年 8 月 23 日付（以上、「沖縄墓参関係」）。

⁴⁷ 前掲、栗津「集合的記憶のポリティクス」pp.112-113、前掲、北村『死者たちの戦後誌』p.101。

た。この措置により琉球政府は、これまで地域住民や宗教団体などに頼っていた遺骨収容事業を、要員を雇って作業を行うことが可能となったのである。そしてこれ以降、日本政府による委託費は継続的に交付され、地表部分における遺骨収容については琉球政府が所轄することとなった⁴⁸。この委託による遺骨収容の実績は、1956年から沖縄返還前の1971年までの期間において、3万390柱となった（【表16】）。

他方、総合納骨堂としての「戦没者中央納骨所」は、1957年7月に真和志市（同年12月に那覇市に編入）の識名霊園の一角に建立された。そしてこの納骨所は沖縄の本土復帰後の1979年2月25日に摩文仁の丘に「国立沖縄戦没者墓苑」が完成し、そこにすべての遺骨が転骨されるまで、納骨堂の中心となったのである⁴⁹。

このように、講和成立から数年を経てようやく日本政府は、沖縄における遺骨処理問題に実質的な関与を開始したが、この時期の沖縄では、米軍の軍用地問題等をめぐって緊張が生じており、特に1956年には、「島ぐるみ闘争」とよばれる大規模な反米運動が発生していた。その状況は日本本土でも大きく取り

上げられ、沖縄への国民的関心が高まりつつあった。こうした沖縄の「土地問題」と遺骨処理の問題との間に直接的な関連性を示すような資料は現在のところ見当たらないが、沖縄に対する関心の高まりが本件処理に対して肯定的な日米両国政府の姿勢をもたらす背景になっていたといえよう。

（2）慰霊碑建立をめぐる議論

これまでみてきたように、1956年以降、日本政府は本格的に沖縄における遺骨収容に関

【表16】沖縄戦没者の遺骨収容状況

年度	拾骨柱数	累計
1955年度以前	135,023	135,023
1956	13,904	148,927
1957	316	149,243
1958	1,151	150,394
1959	3,184	153,578
1960	1,963	155,541
1961	4,285	159,826
1962	1,563	161,389
1963	829	162,218
1964	444	162,662
1965	453	163,115
1966	535	163,650
1967	352	164,002
1968	306	164,308
1969	400	164,708
1970	211	164,919
1971	494	165,413

出典：沖縄県生活福祉部援護課編『沖縄の援護のあゆみ——沖縄戦終結50周年記念』p.80より作成。

⁴⁸ 前掲、『沖縄の援護のあゆみ』p.59。

⁴⁹ 「戦没者中央納骨所」建立後の沖縄における遺骨の整理・統合の経緯については、前掲、上杉「那覇から摩文仁へ」および同「記憶のコンタクト・ゾーン」に詳しい。

与することとなったが、1960年代に入ると、沖縄戦の戦没者慰霊、特に慰霊碑の建立に関して、沖縄と日本本土との間で問題が生ずることとなった。

沖縄では1952年以降に「全琉戦没者慰霊祭」を行っていたが、必ずしも毎年開催されていたわけではなく、また開催日も、まちまちであった。そこで1961年6月、琉球政府立法院において、「全住民が亡き人々の尊い犠牲を無駄にせず、二度と残酷な戦争が発生しないよう祈念しつつ戦没者の霊を慰める日とする」との趣旨で「慰霊の日」が制定され、沖縄住民の休日となった。これを受けて、1964年からは、6月23日に摩文仁丘広場で琉球政府主催の「全琉戦没者追悼式」が執り行われることとなった⁵⁰。

他方、この時期になると、本土から沖縄に慰霊碑を建立したいとの要望が相次ぐこととなり、沖縄としては、その対応に苦慮することとなった。ここで特に顕著であったのは、各都道府県による慰霊碑建立希望であった。

沖縄返還以前の時期において、本土在住者が沖縄に慰霊碑を建立することは容易ではなかった。各都道府県は、南方連絡事務局の後身の総理府特別地域連絡局長に対して沖縄への慰霊碑建立についての協力を依頼し、同局長から連絡を受けた那覇日本政府南方連絡事務所長が琉球政府や関係団体などと調整することで進められた。特に、沖縄において現地住民以外による土地の取得は米民政官の許可を必要としたため、各都道府県は、沖縄遺族連合会に土地を買収させ、所要経費を寄附するという方法をとった⁵¹。

こうした複雑な手順を踏みつつも、1954年の北海道による「北霊碑」の建立を皮切りに、1960年代を中心に、各都道府県の慰霊碑が次々と建立されることとなった。1963年までには、和歌山県、石川県、愛媛県、熊本県、群馬県などの6道県、1964年から1966年までには30県、それ以後、本土復帰前までには、新潟県（1976年建立）を除く全都道府県が、摩文仁地域および米須地域を中心に慰霊碑を建立したのである。

こうした慰霊碑の「乱立」状態の背景としては、1960年代における高度経済成長と民生の安定という日本国内の情勢があったと思われる。第9章でみるように、1960年代以降、日本では沖縄以外の地域においても戦没者慰霊への関心が高まり、戦没者の遺族や戦友達が旧戦場を訪問するという事例が増加し、ソ連や中国、モンゴルなどへも墓参が行われた。

⁵⁰ 「慰霊の日」制定の経緯については、前掲、『沖縄の援護のあゆみ』pp.94-131。また、沖縄県渉外課「渉外（慰霊祭挙行）に関する書類（1966～1967年）」（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：R00000537B）には、沖縄戦戦没者追悼式の実施に関する文書が含まれている。

⁵¹ 前掲、『沖縄の援護のあゆみ』pp.84-85。

しかし沖縄にとって、こうした本土関係者による慰霊碑の建立は、必ずしも好ましいものとは受け止められなかった。

1962年に入ると、本土関係者による慰霊碑建立問題に関して琉球政府内で会議が開催され、その結果は1月31日に特別地域連絡局にも伝えられた⁵²。これによると、当時すでに沖縄には200余りの慰霊碑が存在していたが、それらに対する管理・供養が十分行き届いていないことが指摘された。したがって、そのまま放置した場合には、「塔碑の維持管理が充分に行われない」こと、「一時的な供養は行なわれても、将来に亘っての供養が等閑にされるおそれがある」こと、「風致上好ましくない」こと、「木製の場合は白アリなど害虫の温床となり農作物に与える影響が大である」ことなどを理由に挙げ、今後は次のような方針をとることとした。すなわち、(1) 新規建立は原則として抑制する、(2) ただし、塔碑を建立したいという遺族関係者の意思を無視することはできないので、その場合は琉球政府、沖縄遺族連合会、沖縄戦没者慰霊奉賛会、地元市町村と十分連絡をとり、当該関係者の意見を参酌して建立場所の選定等を行うようにすること、などである。

この琉球政府の決定は、沖縄のみならず本土においても報道され⁵³、また、同年4月9日には、特別地域連絡局長より各都道府県の知事に対して、同様の趣旨が伝達されることとなった⁵⁴。しかしその後も各都道府県による慰霊塔建立は止まることを知らず、その様子は、「あたかも各都道府県対抗の慰霊碑のコンクールの観」を呈する状況であった⁵⁵。こうした状況に対して全国知事会は、1965年2月に「戦没者慰霊碑の外地建設についての意見書」を決議し、「今後墓参を許可される海外諸地域」に関しては「将来日本人戦没者の慰霊碑建設が許可された場合は、国において統制して国単位に建設し、地方自治体その他の各種団体が競って、種々雑多の慰霊碑を建設するごときことのない」ように総務長官に求める一方で、沖縄に関しては例外的な配慮を求めた⁵⁶。これに対して特別地域連絡局は、

⁵² 那覇日本政府南方連絡事務所長より総理府特別地域連絡局長宛公信「慰霊塔（碑）の建立等について」1962年1月31日付（琉球政府厚生局援護課文書「慰霊塔関係綴 1964-1965」、沖縄県公文書館所蔵、資料コード：R00084010B。以下、「慰霊塔関係」と略記）。

⁵³ 「塔は多きを尊としとせず」『沖縄タイムス』1962年1月22日付、「『慰霊塔新設』お断り」『朝日新聞』1962年1月26日付夕刊。

⁵⁴ 総理府特別地域連絡局長より各都道府県知事宛公信総特連第403号「沖縄における慰霊塔（碑）の建立について」1962年4月9日付（「慰霊塔関係」）。

⁵⁵ 全国知事会決議「戦没者慰霊碑の外地建設についての意見書」1965年2月3日（「慰霊塔関係」）。

⁵⁶ 全国知事会会長より総理府総務長官宛公信知総発第63号、1965年2月12日付（「慰霊塔関係」）。

沖縄における慰霊碑建立の経緯について改めて説明したうえで「今後における新規建立は貴都道府県の自主的な配慮によって差し控えられるよう貴職において取り計らわれない」ことを伝えた⁵⁷。

しかし、これらの規制措置は、結局はほとんど実効性を持つことはなかった。その理由としては、一つには、慰霊碑の建立を希望する本土遺族の心情の問題であり、この点は知事会の「意見書」にも、「未建設都道府県遺族の心情を想えば、夫々各都道府県の自主的事情にまつより外に方法はない」と述べられていた⁵⁸。

もう一つの理由として挙げられるのは、沖縄側の事情である。1964年1月の琉球政府内厚生局援護課における関係者会議では、本土関係者による慰霊碑建立の問題について、「従来は抑制したいと云う思想があったが、『沖縄の観光』の一環として最近建立を誘い黙認している実状」が指摘されていた⁵⁹。これはその2年前の建立規制の決定が事実上有名無実化していたことを意味している。実際、同年1月23日付の琉球政府行政主席から那覇日本政府南方連絡事務所長宛ての公信においても、「県遺族会又は県等が中心となり建立するものについては、当政府としても協力したい」と述べていた⁶⁰。

こうした対応の変化の背景には、1957年に「観光事業の助成に関する立法」を制定し、1960年には琉球政府に観光係を新設するなどしていた沖縄の観光政策があったと考えられる。1960年代に入ると本土からの観光客が増加していたが、それは慰霊団ないしは戦跡巡拝団が大部分を占めており、彼らの来島は観光や土産物市場の活性化につながったとされる⁶¹。

このように、1960年代に入ると日本国内において沖縄戦戦没者に対する関心が高まり、各都道府県を主体とする慰霊碑が次々と建立されたが、すでに慰霊碑が数多く存在し、また先にみたような「総合慰霊碑」の必要性を認識していた沖縄においてそれらを受け入れることにはジレンマが生じていた。結局、沖縄側の事情もあって慰霊碑の規制問題は有名無実化していくことになるが、国内における関心の高まりに対して日本政府もまた明確な

⁵⁷ 総理府特別地域連絡局長より各都道府県知事宛公信総特第 1621 の 1 号「沖縄における戦没者慰霊塔（碑）の建立について」1965 年 2 月 23 日付（「慰霊塔関係」）。

⁵⁸ 前掲、「戦没者慰霊碑の外地建設についての意見書」。

⁵⁹ 柳事務官より那覇日本政府南方連絡事務所長宛報告書「沖縄における慰霊塔（碑）の建立について」1964 年 1 月 10 日付（「慰霊塔関係」）。

⁶⁰ 琉球政府主席より那覇日本政府南方連絡事務所長宛公信厚援第 117 号「沖縄における慰霊塔（碑）の建立について（回答）」1964 年 1 月 23 日付（「慰霊塔関係」）。

⁶¹ 「特集・戦後沖縄の観光のあゆみ」（沖縄県公文書館『アーカイブズ』第 27 号、2005 年）、前掲、北村『死者たちの戦後誌』pp.163-168。

態度で対応できなかったことも「乱立」の一因になったといえよう。

(3) 日本政府の関与の限界——埋没壕の遺骨収容をめぐる

上述のとおり、沖縄における遺骨処理等に関する日本政府の関与は、1956年の遺骨収容費および納骨堂建設費予算の交付により本格化した。このとき想定されていた遺骨処理は地表面のものに限られていた。その背景としては、洞穴の中にある遺骨は「墓地の中にあるお骨と同じ」と考える沖縄住民の慣習があったことも考えられるが、すでに埋没している壕などの拾骨には危険がともなうことから意図的に除外されてきた経緯もあった。

そうした折、1962年後半になると、沖縄訪問を控えた徳安実蔵総務長官が南風原陸軍病院壕をはじめとする埋没壕の収骨に強い関心を示したことから、日本と沖縄、そして米国との間で埋没壕の遺骨処理の実現に向けた協議がなされることとなった。

1962年9月14日、特別地域連絡局は那覇の南方連絡事務所に対して、11月に予定されている「沖縄戦終結17周年戦没者慰霊祭」までに埋没壕の発掘を実施し、同慰霊祭で合祀したいとの徳安長官の意向を伝え、その実施のための調査を依頼した⁶²。この年は沖縄戦終結から17周年にあたり、日本政府と琉球政府の協賛により慰霊祭が行われる予定であった。

総理府からの依頼に対して南方連絡事務所は直ちに琉球政府とともに調査を開始し、その結果、前出の1956年4月4日付外務省口上書に添付された「未収集遺骨の収集可能見込みの地域一覧表」に記載された地域以外でも拾骨可能な地域が存在することが判明した。この報告を受けて徳安長官は、大平正芳外務大臣に宛てて同地域の遺骨処理の実施について米国側の了解を得ることを依頼したのである⁶³。

これを受けて外務省は、1962年10月3日、在京米国大使館に対して、これら拾骨可能な地域のリストを添えて、拾骨作業実施に向けて協議を開始することを申し入れた⁶⁴。しかし、この時点ですでに外務省は、これらの埋没壕の遺骨発掘に対する米高等弁務官の否定的な見解を得ていた。9月17日に米国大使館のサタリン書記官からもたらされた情報によると、高等弁務官は「戦没者の英霊を鄭重に弔うべき」点に関しては日本側と見解を共有しているが、特に洞穴に深く埋没されている遺骨の発掘に関しては、対象となっている場

⁶² 総理府特別地域連絡局長より那覇日本政府南方連絡事務所長宛公信総特連那第 549 号「集団収骨について」1962 年 9 月 14 日付（「沖縄墓参関係」）。

⁶³ 徳安総理府総務長官より大平外務大臣宛公信総特連第 1174 号「沖縄地域における遺骨処理について」1962 年 9 月 29 日付（「沖縄墓参関係」）。

⁶⁴ 「遺骨収集計画につき対米申入れ」1962 年 10 月 3 日（「沖縄墓参関係」）。

所がすでに農地になっていることもあり、「その作業は大仕掛の発掘作業となるものと予想され」、米国としては「現地住民に与える影響が大きい」ことから「これを強行することには同意できない」というのであった。したがって、徳安長官が沖縄を訪問した際に、この問題について改めて高等弁務官と協議することとなった⁶⁵。

11月25日の慰霊祭開催にあわせて沖縄を訪れた徳安長官は高等弁務官に対して、最新の調査に基づく「沖縄における14ヶ所の埋没遺骨発掘工事個所別説明表」を提示した。その際、高等弁務官からは、当該地域について米国側で別個に調査したうえで回答する旨が約束されることとなった⁶⁶。

米国側からの回答を待つ間、徳安長官はこの問題の実現についてライシャワー駐日米国大使に訴えるなど、積極的な働きかけを行った。その結果、1963年3月19日、米国側より、「八重瀬岳」および「仲座」の2か所に限り、米軍の監督のもとで、発掘に伴う一切の経費は日本政府が提供することを条件に、遺骨発掘の実施を許可する文書が送られてきた⁶⁷。

しかしながら、これら2か所の埋没壕の遺骨発掘についても、結局は実現には至らなかった。

米国の発掘許可が与えられると日本政府は詳細な計画を作成し、これを早期実施するよう米国側に要請したが、計画実施に伴う経費等は米国が算出することとなっており、日本政府としては米国側からこれに関する回答を受け取るまでの間は身動きが取れない状態となった。しかし、その後度々の督促にもかかわらず、米国側の回答は大幅に遅延することとなり、そうこうしているうちに、本件実施に関する日本の予算措置が不可能な状況となったのである。すなわち、「沖縄における2ヶ所の遺骨収集計画」は、日本政府における1963会計年度予算から支出する予定であったにもかかわらず、米国からの最終的な回答が1964年3月19日にもたらされなかったため⁶⁸、同会計年度予算からの支出が間に合わず、「遺憾

⁶⁵ 外務省北東アジア課「沖縄戦没者の遺骨収集に関する件(極秘)」1962年10月19日(「沖縄墓参関係」)。

⁶⁶ 総理府特別地域連絡局長より外務省アジア局長宛公信総特連第1558号「沖縄における遺骨収集について」1962年12月18日付(「沖縄墓参関係」)。

⁶⁷ From American Embassy, Tokyo to MOFA (仮訳「沖縄における遺骨収集について」1963年3月19日接受、「沖縄墓参関係」)。

⁶⁸ Letter from William H. Bruns, First Secretary of American Embassy, Tokyo to Ban, MOFA, 19 March 1964 (「沖縄墓参関係」)。

乍らこの際本計画の実施を一応中止するよう要請せざるを得ない」こととなった⁶⁹。

このように、埋没壕の遺骨発掘問題は、沖縄戦戦没者の処理に関して日本政府が初めて主体的かつ積極的に関与しようとしたケースであり、政府内ではその実施のための予算計上もなされていたにもかかわらず、「米国側の回答の遅延」という手続き上の問題により頓挫することとなった。このことは、沖縄戦戦没者の問題が「日本と沖縄」の関係で処理できるものではなく、あくまで「日米」間の問題であるという現実を改めて日本政府に突きつけたものであった。ここに、本土復帰前における沖縄戦戦没者問題に対する日本政府の関与の限界があったといえよう。

1965年8月、首相として戦後初めて沖縄を訪問した佐藤栄作が、「私は沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとって『戦後』が終わっていないことをよく承知しております」と述べたことはよく知られている。これ以後、日本は沖縄返還問題に本腰を入れることとなり、埋没壕の遺骨発掘を含めた沖縄戦戦没者に関する日本政府の新たな取り組みは、本土復帰後に持ち越されることになる。

これまでみてきたように、米国の統治下におかれた沖縄における戦没者の取扱いは、日本と米国にとって「特殊な事例」であった。

沖縄住民は終戦直後から米軍監視のもと自発的に遺骨収容を行い、納骨所には慰霊碑を建て、慰霊祭を実施していた。このことは、他の米国管理下の太平洋諸島では当然想定されていないことであった。

一方、講和成立まで沖縄戦戦没者の実態に触れる機会のなかった日本政府は、遺骨調査団を派遣することでようやくその状況を把握し、現地住民の丁重な取扱いに「感激」したが、他方で、遺骨収容等の事業は琉球政府に委任することとなり、その後も現地住民による作業が継続された。日本政府の関与は財政面での援助に限定されたうえ、日米間協議の遅延から、日本の主体的な遺骨収容計画の実施が頓挫するような事態も発生した。

このように、アジア・太平洋戦争において、日本で唯一の地上戦が行われ、多数の戦没者を出したにもかかわらず、その特殊な地位ゆえに、沖縄戦戦没者処理に関する日本政府の関与は限定的なものにとどまった。すなわち、日本政府の関与という局面においては、沖縄は他の米国管理下の太平洋諸島と同様の扱いを受けることとなったのであり、沖縄戦

⁶⁹ 総理府特別地域連絡局長より外務省アジア局長宛総特第2624号「沖縄における遺骨処理について」1964年3月28日付（「沖縄墓参関係」）。

戦没者の処理は「日本・沖縄」間の問題ではなく、まず「日本・米国」間で協議され、その後「米国・沖縄」により実施されるという経路をたどることとなったのである。1960年代に生じた本土関係者による慰霊碑の「乱立」という事態は、これら沖縄戦戦没者の遺骨収容や慰霊に主体的に関与できず鬱積していた日本国民の感情が、高度経済成長期において一気に噴出した結果であったともいえる。

もちろん、慰霊碑を建立することは、「遺族の心情」にかかわる問題であり、日本政府としての関与の問題とは切り離して考えるべき問題である。しかし、戦後 50 年を機に「平和の礎」が建立され、沖縄戦戦没者の慰霊の中心としての役割を果たす一方で、現在、本土復帰前に建立された多くの慰霊碑が放置され、その維持管理が問題となっているのも事実である。今後、日本政府がこれらの問題にいかにかかわっていくかは、今なお残るもう一つの「沖縄問題」といってよいだろう。

第 8 章 千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設立

終戦後、復員兵や遺骨収集団によって日本本土へ「還ってきた」遺骨のうち、遺族のもとへ届けられたもの以外の多くは厚生省によって管理され、元陸軍所属と思われるものは市ヶ谷庁舎の英霊室、元海軍所属と思われるものは本省内英霊室および横須賀・佐世保・呉復員部内英霊室に安置された。1958 年 1 月の時点で厚生省に安置されている遺骨は合計で 8 万 3,474 柱にのぼった【表 17】¹。

また、各都道府県においても旧軍用墓地に仮埋葬されていた分骨や、終戦後に世話課などが保管していた身元不明の遺骨が存在していた。それらは戦前ないし戦時中に建立された既存の納骨施設や、あるいは第 4 章第 1 節で触れたように、1951 年 9 月の公葬制限解除の通達（「戦没者の葬祭などについて」）で地方公共団体が簡素な墓または納骨施設を造ることが認められたことにより都道府県が新たに建立した施設等に納められた。

日本政府としては、都道府県の動向を把握しつつ、遺骨収集団の派遣と並行して、政府保管の遺骨を納めるための中央施設の建立について検討した。検討にあたっては遺族をはじめとする民間の意見の集約に努めたが、施設の性格や敷地選定をめぐる調整は難航した。本章では、最終的に「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」となる国の施設の設立経緯を明らかにするとともに、設立後も続いた同墓苑の性格をめぐる議論についても検討する。

【表17】厚生省に安置されてある遺骨状況一覧表
(1958年1月現在)

(単位:柱)

地域	遺骨柱数	
	氏名不明	氏名判明
硫黄島	22	12
アッツ島(含アリューシャン)	817	0
南方8島	429	27
南東太平洋諸島	4,180	267
マレー、シンガポール	134	7
ビルマ、インド	1,265	120
西部ニューギニア、ボルネオ	547	23
沖縄	811	198
比島	553	778
南方各地	18	97
千島、樺太	32	8
満洲、朝鮮	37,067	285
中国(含台湾)	35,036	176
ソ連(シベリア、蒙古等)	0	19
ハワイ、米国	27	29
近海海没、漂着	2	31
内地	0	67
地域不明	154	236
計	81,094	2,380
総計	83,474	

出典:「戦没者墓苑建設の経緯 資料その七」情報公開法による開示文書(環境省)より作成。

¹「厚生省に安置されてある遺骨状況一覧表」1958 年 1 月現在(「戦没者墓苑建設の経緯 資料その七」情報公開法による開示文書(環境省)。以下、「戦没者墓苑建設の経緯(資料その七)」のように略記)。

第1節 戦没者の墓の設立をめぐる議論

(1) 戦没者の墓の設立に向けて

引取り手のない戦没者の遺骨を納める施設の必要性について日本政府内では、1952年における米国管理下の太平洋諸島への遺骨収集団派遣をめぐる交渉時に、すでに検討が開始されていた。同年5月に引揚援護庁が作成した遺骨収容に関する最初の方針案では、「遺族の判明しないもの及び無名の遺骨は、これを適当なる民間団体に交付して、例えば、無名戦士の墓等適当なる納骨施設に収納する」としていた²。この時、当局者の念頭にあった「適当なる民間団体」とは、同年5月1日に発足した「全日本無名戦没者合葬墓建設会」(建設会)のことであったと考えられる。

「建設会」設立の動きは、戦前、国防協会の理事長などを務めていた島崎英世が終戦後に東京の護国寺を参拝した際、隣接する文京区豊島岡の旧陸軍墓地が「無残に荒廃」した状況を目の当たりにし、これを整備して「陸海軍関係の無縁仏をここに葬むることが必要」と念願したことから始まった³。明治期以降に陸海軍が全国各地に造成していた「軍用墓地」は、軍の解体とともに地方自治体などにも無償貸与されることとなったが、戦後は管理・維持するものがなく、荒廃するにまかせるものも少なからず存在していた⁴。

そこで島崎は、元海軍大将で外務大臣や駐米大使などを歴任した旧知の野村吉三郎に相談し、これに賛同した野村はGHQに持ちかけて「陸軍墓地四千坪を国から無名戦士墓地建設の準備会に払下げを受け得るよう許可を取付けた」という。その後、元陸軍中將で戦前に大政翼賛会副総裁や内務大臣などを務めた安藤紀三郎が中心となり、第三次吉田茂内閣で運輸大臣に就任していた村上義一参議院議員を会長に迎えて、平和条約発効直後の1952年4月30日に発起人総会を開催し、同会発足の運びとなったのである⁵。

「建設会」が目指したのは、「宗教的色彩を払拭し、諸外国に見らるる例にならって、外

² 引揚援護庁復員局復員課「外地残留遺骨の処理について(第一案)」1952年5月13日(外務省外交史料館所蔵「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係(慰霊を含む)」第1巻。以下、「米国①」のように略記)。

³ 安藤紀三郎談要旨「無名戦没者合葬墓建設会の状況について」1952年6月1日(寺脇隆夫編・解説『マイクロフィルム版・木村忠二郎文書資料 戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』第I期(柏書房、2010年)Reel 42, 070(以下、『戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』と略記し、リール番号とコマ番号を表記)。

⁴ 原田敬一『国民軍の神話——兵士になるということ』(吉川弘文館、2001年)pp.234-243。

⁵ 前掲、安藤紀三郎談要旨「無名戦没者合葬墓建設会の状況について」(『戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』Reel 42, 070-072)。

国使臣等も必ず参拝するようなもの」であり、米国のアーリントン墓地やフランスの凱旋門にある「無名戦士の墓」に匹敵するような「一大霊園」であった⁶。ただし、「建設会」としては「この事業は、元来、国の当然の責任として国が主体となって、実施されてしかるべきもの」であるとも考えていた。同会の事務局長となった安藤は、政府からの聴き取りに対して次のように述べている⁷。

国として更めて無名戦没者墓地として恥しからぬものを建設するために乗出されるにおいては、会としては当然その方に万般の協力を吝むべきではないと考えている。

一方、政府の側においても、戦没者の遺骨を納める施設の建設を民間に任せるのではなく、国として建設する必要性を認識するようになっていた。1952年5月の「第一案」から約一週間後に引揚援護庁が作成した方針案では、「適当なる民間団体に交付」するとの文言は削除され、「残余の無名遺骨は中央に納骨堂を建立して納骨奉祭する」に修正された⁸。そして米国管理地域への遺骨収集団の派遣を最終的に決定した同年10月の閣議了解では「備考」として次の文言が明記された⁹。

送還した遺骨のうち、氏名の判明せるものは、その遺族に交付し、残りは国において納骨堂を建てて納骨することを建前とする。

この閣議了解を受けて、国において建設する「納骨堂」について政府内で具体的な検討が本格化した。1953年4月に作成された引揚援護庁の文書では、検討すべき論点について、①納骨すべき遺骨の範囲、②納骨施設の態容、③戦没者記念碑、④建設計画、⑤維持管理の5つに整理している¹⁰。そのうち、「納骨すべき遺骨の範囲」についてはさらに、(1)太平洋戦争の戦没者に限るか、(2)政府において収集した遺骨に限るか、(3)内外地の戦

⁶ 『読売新聞』1952年4月24日付、「全日本無名戦没者合葬墓建設会設立趣意書」1953年1月（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その二）」）。

⁷ 前掲、安藤紀三郎談要旨「無名戦没者合葬墓建設会の状況について」（『戦後創設期／社会制度・援護制度史資料集成』Reel 42, 078）。

⁸ 引揚援護庁「米国管理地域内玉砕地の遺骨処理要領案」1952年5月21日（「米国①」）。

⁹ 閣議了解「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件」1952年10月23日。

¹⁰ 「戦没者遺骨の納骨等に関し検討すべき諸点」1953年4月（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その二）」）。

災者を加えるか、(4) 在外死没者（特に満洲の例）を加えるか、(5) 外国墓地に埋葬されている遺骨の扱いをどうするか、(6) 仮埋葬地又はその他の地の遺骨の扱いはどうするか、(7) 日本近海において沈没した艦船の引揚遺骨はどうするか、といった点を検討課題として挙げている。

上記の検討項目のうち注目すべき点としては、(5) 外国墓地に埋葬されている遺骨の扱いをどうするかについては、「有名遺骨」「無名遺骨」とともに「日本には移処せず、現地の墓地を整える」、(6) 仮埋葬地又はその他の地の遺骨の扱いはどうするかという点については、「有名遺骨」は「日本に移処する」が「無名遺骨」は「分骨を移処する」という選択肢がそれぞれ挙げられている点である。これは、前年（1952 年）の段階で否定されたはずの海外における日本人戦没者墓地の設置を視野に入れたものであった。

同じ時期に作成された閣議決定案では、これを踏まえて、以下のような文案が検討されている¹¹。

- 一 現に恒久墓地として当該国において管理されており又は在外公館において管理しうる墓地は「日本人戦没者の墓」として政府（当該在外公館）において維持管理すること。〔中略〕
- 三 仮埋葬地又はその他の地にある遺骨（第一号の遺骨を除く。）のうち氏名の判明するものはその全部を、氏名の判明しないものはその分骨を、在外公館又は政府派遣団により、日本に移処すること。
- 四 日本に移処した遺骨のうち氏名が判明するものは、遺族に引き渡すことを建前とすること。
- 五 氏名が判明しない遺骨は国において設置する「無名戦没者の墓」（仮称）に納骨すること。〔後略〕

これはあくまで検討案ではあるが、この時点において引揚援護庁ではなお、海外に戦没者墓地を維持することを有力な選択肢としていたことがわかる。また、引揚援護庁では並行して、検討の参考として国立国会図書館の立法考査局を通じて海外における戦没者墓地の状況についても調査している。調査対象となったのはおもに米国、英国、フランス、イ

¹¹ 閣議決定（案）「太平洋戦争死没者の遺骨の取扱等に関する件」1953 年 4 月（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その二）」）。

タリア、そして中華民国の 5 か国である。その調査結果と、前年来の外務省の調査の結果を踏まえると、欧米各国の戦没者処理は以下のようなものであった¹²。

まず米国に関しては、フランスやオランダにおける若干の例外を除き、戦没者の遺体はすべて本国に送還し、近親者の指定する場所または国立墓地に埋葬することになっており、無名戦没者の墓としてはアーリントン墓地内に全米軍将兵の象徴として無名の一体の遺体が葬られている。

これに対して英国は、戦没者の遺骨が現に存在している国に墓地をつくり、これを英帝国戦争墓地委員会¹³が維持・管理している。これらの墓地は、当該国との間に締結された墓地協定によって設立されたものである。

フランスでは、「フランス国内又はフランス国外において、戦争行為により又は戦争中の出来事の結果として死亡した〔中略〕者は、国費を以て家族に移送及び返還され」、「作戦行動中、軍務に活動してフランス国のために死亡したフランス軍人は、国営墓地に又は市町村墓地の特別区画に永久の権利として埋葬される」ことが定められていた。

イタリアでは、バルカン諸国にある遺骨は収集のうえ本国に送還してローマの中央納骨塔に埋葬し、その他の諸国（オーストリア、フランス、ドイツ、エジプト、リビア等）で発見された遺骨は現地の墓地に埋葬し、同墓地は「戦没者栄典に関する総執行委員会」および外交代表・領事等が管理にあたっていた。

また、引揚援護庁内では「墓」を国が造営する場合の問題、特に憲法との関係についても検討を進めた。その結果、引揚援護庁次長、同総務課長、内閣法制局参事官、文部省宗務課長の四者会談において、「墓」の概念には宗教的意味が内包されているが、以下の理由により憲法第 20 条第 3 項の規定¹⁴に「抵触しないものと解する」ことで合意した¹⁵。す

¹² 「アメリカ戦没者記念碑についてーアーリントン国立墓地の無名戦士ー」、調査立法考査局社会部社会法令課「イギリス無名戦士の墓について」1953 年 7 月 10 日、同「フランス無名戦士の墓について」1953 年 8 月 13 日、同「イタリー戦没者墓地について」1953 年 5 月 18 日、同「中華民国無名戦士の墓調査表」1953 年 12 月 10 日（以上、「戦没者墓苑建設の経緯（資料その三）」）のほか、アジア五課「外地にある戦没者墓地に関する国際慣行について」1952 年 7 月 8 日（前出）、同「外地にある遺骨、墓地の現状と国際慣行」1952 年 10 月 15 日（前出）を参照。

¹³ 英帝国戦争墓地委員会（Imperial War Graves Commission）は 1917 年に設立され、1960 年にコモンウェルス戦争墓地委員会（Commonwealth War Graves Commission）に改称された。

¹⁴ 日本国憲法第 20 条第 3 項の規定は以下のとおり。

「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

¹⁵ 『「戦没者の墓」を国において造営する場合の問題」1953 年 9 月 26 日（「戦没者墓苑建

なわち、国において造営する「墓」は「特定の宗教に固有の形象を伴わない構造」とし、造営後は国がその維持・管理にあたるが、「その範囲は、清掃、献花を行うに止め、一切の宗教的行事を行わないもの」とすること、また、そうした「墓」を造営し維持することは、「今日、その憲法上国の宗教的活動を禁止している世界の主要国においても範例をみうところ」であり、さらに憲法前文にある「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにする」ことにも「副いうる所以である」と考えられたのである。

こうして、戦没者の墓をめぐる議論は、政府部内の検討から民間の意見を聴取する段階へと移行し、先述の全日本無名戦没者合葬墓建設会をはじめ、日本宗教連盟や日本遺族会、海外戦没者慰霊委員会など関連諸団体との協議が開始され、1953年10月6日に行われた打合せ会では結論として「引き取り手のない戦没者の遺骨を国の責任において埋葬することは当然」であり、「国の費用において国の責任において建設することは、強く賛意を表する」ことで認識が一致した¹⁶。

これを受けて、11月12日には「政府によつて収集送還される遺骨であつて、遺族に引き渡すことができないものの納骨施設」¹⁷について協議するための懇談会が厚生大臣官邸で開催された¹⁸。この席上、施設の性格についてまず上月良夫¹⁹から次のような見解が示された²⁰。

国は物質として納骨施設を建てるもので、慰霊として精神的な扱いとしてはしない[ママ]。国家は物質として扱う範囲に限られるのではないか。慰霊の面では宗教連盟に任せるのではないか。今度納骨するのは無縁者の遺骨の引渡しができんから納骨施設

設の経緯（資料その四）」。

¹⁶ 「戦没者納骨施設についての打合せ会」1953年10月6日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その四）」）。

¹⁷ 厚生大臣「案内状」1953年11月6日付（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その一）」）。

¹⁸ 出席者名簿は見当たらないが、「案内状」の発送先および議事録から確認できる懇談会出席者は、厚生大臣、厚生次官、総務課長のほか以下のとおり。金森徳次郎（国立国会図書館長、元憲法担当国務大臣）、舘哲二（日本遺族会理事長）、村上義一（全日本無名戦没者合葬墓建設会会長）、安藤紀三郎（同事務局長）、安藤正純（海外戦没者慰霊委員会委員長）、山下義信（同副委員長）、上月良夫（元厚生省復員局長）、前田稔（元復員庁第二復員局長、元海軍中将）。

¹⁹ 上月良夫は元陸軍中将で、太平洋戦争開戦後は第2軍司令官、駐蒙軍司令官、第11軍司令官第17方面軍兼朝鮮軍管区司令官を歴任、終戦後は第一復員省次官、復員庁第一復員局長、厚生省復員局長として復員業務の中枢にあった。

²⁰ 「懇談会記録」1953年11月12日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その四）」）。

を国が造るのではないか。

海外戦没者慰霊委員会の副委員長で参議院議員（社会党）の山下義信²¹も「私は考え方が狭いかも知れんが」と前置きしたうえで、次のように指摘した。

今役所の棚のう上に塵をかぶっている遺骨の収納施設を「墓」として造るんだ。これが国会で考えているのは、この線だ。

あくまで「納骨施設」を建設するという趣旨のこれらの発言は、政府側の本音を端的に言い当てるものであった。この懇談会が開催された翌月の1953年12月の時点で、厚生省全体で4万1,431柱の遺骨を保管しており²²、また遺骨収集団の派遣によってさらに増加することが見込まれていたため、「その処置が問題となっていた」²³。したがって政府の考えとしては、これらの遺骨をそのままの状態にしておくことは、「遺骨収集の本義に副わず、且つ、遺族の念願にも反すること」であるので、「すみやかに納骨する措置をとりたいと考えた次第」であった²⁴。

しかし、こうした政府の立場に対して出席者からは反対意見も出された。金森徳次郎は次のように指摘した。

なぜ国家が国費を出して納骨施設を造らねばならぬか。感謝、記念、追憶とかの客体として、物的収納施設にこの意味を含ませるが故ではないか。〔中略〕国が施設を造るには感謝の記念塔(シンボル)として国民の精神的な意味でやるんだという意味が、あるのではないか。

この意見には、全日本無名戦没者合葬墓建設会の村上義一会長も同調した。

²¹ 山下は常々「私は社会党に属しているが、戦没者の慰霊顕彰は超党派で推進すべき問題で愛国心については誰にも劣るものではない」と述べて、献身的態度でこの問題に取り組んだという（千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会編『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建三十年史』1989年、p.2）。

²² 『戦没者の墓』関係資料」（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その一）」）。

²³ 田辺繁雄談「墓苑創設の由来のはなし（七）」（『千鳥ヶ淵』第99号、1975年3月1日）。

²⁴ 厚生大臣談「『無名戦没者の墓』（仮称）の建立について」1953年12月11日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その一）」）。

全くそのような趣旨から合葬委が出来た。また国民道義の昂揚、感謝の気持を現わそう、……という意味からだ。

すなわち、国が新たに造営する施設は、単なる納骨施設以上の意味を付加すべきだという考え方である。両者の議論は平行線をたどったが、山県勝見厚生大臣は政府側の立場に沿いつつ「限られた物的収納施設でも、精神的には全体を含んでということは、神経質に考えぬともそうなつて行くんじゃないか」と述べてその場を収拾した。

その後、11月18日に引揚援護庁で関係団体の事務当局打合せ会が開かれた。この席上、田辺繁雄次長は極秘扱いとして閣議決定案を日本遺族会、日本宗教連盟、海外戦没者慰霊委員会、全日本無名戦没者合葬墓建設会、靖国神社の各団体に内示し、その意見を求めた。その結果、「墓」の名称と設立場所についての意見が一部保留とされたものの、全団体より原則として政府案に賛成する意見書が提出されることとなった²⁵。

こうして、関係団体との協議を経て、1953年12月11日に『無名戦没者の墓』に関する件が閣議決定された。この閣議決定においては、各団体との間で意見が一致しなかった「墓」の名称については「無名戦没者の墓」を提示しながらもこれを「仮称」とし、また設置場所についても触れられていなかったが、他方、施設に納める遺骨の範囲については「『墓』に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことのできないもの」とすること、「墓」の維持・管理は「国の責任において行うものとする」ことが明確に規定された²⁶。すなわ

²⁵ この時提出された意見書は以下のとおり。日本遺族会「仮称無名戦士の墓に関する件」1953年11月25日、日本宗教連盟『無名戦没者の墓』に関する件についての意見書1953年11月25日、靖国神社「仮称無名戦士の墓に関する参考意見」（日付不明）、海外戦没者慰霊委員会「無名戦士の墓建設計画について」1953年11月25日、全日本無名戦没者合葬墓建設会『無名戦士の墓』に関する件1953年11月23日（以上、「戦没者墓苑建設の経緯（資料その四）」）。

²⁶ 閣議決定『無名戦没者の墓』に関する件1953年12月11日。本閣議決定の全文は以下のとおり。

「無名戦没者の墓」に関する件

昭和28年12月11日 閣議決定

太平洋戦争による海外戦没者の遺骨の収集については、関係国の了解を得られる地域より逐次実施しているが、これらの政府によつて収集する遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であつて遺族に引き渡すことができないものの納骨等については、おおむね左により行うこととする。

一 遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるため、国は、「無名戦没者の

ち、4月の段階では検討対象となっていた「戦災者」は納骨の対象外であることがここで確定したのである²⁷。

しかし、この閣議決定を経てなお「墓」の性格がその後も議論の焦点となった。仮称ながら閣議決定の件名ともなった「無名戦没者の墓」という名称は、先述の11月12日の懇談会において山県厚生大臣と山下義信が提案したものであった²⁸。とはいえ、政府当局においても、この名称にはいささか戸惑いがあったように思われる。閣議決定に際して作成された「説明資料」には、次のような説明がみられる²⁹。

「無名」という用語は、この場合必らずしも正確な用例ではなく、むしろ「不明」又は「無縁」というべきものであるが、慣用上敢えて「無名」という用語でも差し支えないのではないかと考えている。

この説明からもわかるように、政府において納骨の対象としていたのは閣議決定にあるとおり「遺族に引き渡すことのできないもの」であって、これは「無名」ではなく、あくまで「無縁」戦没者の遺骨であると政府は認識していた。この場合の「無縁」とは「死者を弔う縁者のないこと」を指しており、一方、「無名」とは「名の分らないこと」を意味するものである³⁰。したがって、たとえ氏名が判明していたとしても引き取り手のない遺骨は「無縁」のものとして納骨の対象となり得るという意味で、「無縁」は「無名」を包含する概念であり、両者を区別して使用する必要があった。しかし閣議決定にあたっては、その違いを認識しつつもそれに拘泥することなく、「慣用上敢えて『無名』という用語で

墓」（仮称。以下「墓」という。）を建立する。

二 「墓」に納める遺骨は、政府において収集する戦没者の遺骨及び現に行政機関において仮安置中の戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのできないものとする。

三 「墓」の規模構造については、関係方面の意見を徴したうえ所要経費とともに、別途決定するものとする。

四 「墓」の維持管理は、国の責任において行うものとする。

²⁷ この点については、1956年12月12日の参議院社会労働委員会において、空襲や原爆を含む戦災者の遺骨は含まないことが改めて確認された。

²⁸ 懇談会の開催にあたって政府側が準備した資料では、名称について「『海外戦没者の墓』としたい」としていたが（「懇談事項」、「戦没者墓苑建設の経緯（資料その一）」）、懇談会の席上、山県厚生大臣らが「『無名戦没者の墓』ではどうか」と提案し、他の出席者から特に異論が出なかったため、仮称として採用された（前掲、「懇談会記録」1953年11月12日）。

²⁹ 「『無名戦没者の墓』に関する説明資料」（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その二）」）。

³⁰ 新村出編『広辞苑』第6版（岩波書店、2008年）。

も差し支えない」としたのである。

他方で、「無名」という用語を使用して「無名戦没者の墓」ないし「無名戦士の墓」³¹という名称を採用した場合、諸外国の例にあるように、それが全戦没者を象徴する意味もあわせ持ちえることを、政府も、そして関係団体も十分に認識していた。したがって、「墓」の性格が閣議決定後に改めて問われることとなったのである。

1954年春の段階で厚生省引揚援護局³²は、閣議決定第3項に基づいて「『無名戦没者の墓』に関する協議会」を常置することを検討していた。しかし結局、意見聴取というかたちが「適切」と判断され、関係者を集めて打合せ会を行うこととなった³³。そして6月16日に開催された打合せ会では、①「墓」の名称、②「墓」の性格および納骨遺骨の対象、③「墓」の敷地および規模構造を検討事項として改めて関係者による協議が行われた³⁴。この席上、田辺繁雄引揚援護局長は「墓」の性格について政府の立場を次のように説明した³⁵。

墓の性格は〔中略〕端的に言えば、戦没した者の無縁遺骨を収納する納骨施設である。

したがって、この墓は、全戦没者を祭祀する靖国神社とは、根本的に性格を異にし、両者はそれぞれ両立しうるものである。又この墓は、外国における無名戦士の墓とも異なるものである。外国における無名戦士の墓は、国営の戦没者の墓から一体を移し、これによつて全戦没者を表徴するものとする建前をとつておるのであるが、今回国において建立する墓は、このような趣意は含まれていない。

この「戦没した者の無縁遺骨を収納する納骨施設」であるとの説明は、従来からの政府の方針を明快に示したものであった。しかし、この説明に対しては出席者から異論が続出した³⁶。

³¹ 前掲、「『無名戦没者の墓』に関する説明資料」では、名称について「『無名戦没者の墓』としたい。なお『無名戦士の墓』という名称も一案として考えられる」としていた。

³² 引揚援護庁は、1954年4月1日に厚生省引揚援護局に組織改編された。

³³ 厚生省発援第18号「『無名戦没者の墓』建設に関する件」1954年5月28日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その二）」）。

³⁴ 厚生省発援第19号「『無名戦没者の墓』に関する打合せ会の開催について伺」1954年6月10日（同上）。

³⁵ 「『無名戦没者の墓』に関する打合会における引揚援護局長説明要旨」（同上）。

³⁶ 厚生省「『無名戦没者の墓』に関する打合会議事記録」1954年6月6日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その四）」）。

外国の例をみても、墓に一部の遺骨を納骨しておつてもこれを全戦没者の墓としているのが例である。収納した遺骨が全戦没者遺骨の一部であるということにこだわらず〔ママ〕、観念的に全戦没者を含めた墓というようにしてほしい。

（井下清、日本造園学会長）

外国の例をみても、全戦没者が象徴的にすべて祀られていることになつている。

（山下春江、自由党衆議院議員）

墓は、総ての戦没者の墓として、国民が詣でるものでありたい。

（清水菊三、日本英霊奉賛会常務理事）

結局このときの打合せ会では、「墓」の性格について全戦没者を象徴するものとするか、あるいは無縁遺骨を収納する納骨施設とするか、という点に関しては意見開陳にとどめて結論をみることはなかった。

一方、「墓」の名称については、政府当局が提示した四つの選択肢（①「無名戦没者の墓」、②「無名戦士の墓」、③「海外戦没者の墓」、④「無縁戦没者の墓」）のうち、閣議決定された「無名戦没者の墓」とする方向で落ち着くこととなった。

打合せ会の席上、「墓」の性格と並んで議論が紛糾したのは、その設立場所についてであった。日本遺族会副会長の逢沢寛衆議院議員（自由党）は遺族会の「強い要望」として「墓」を靖国神社の境内に設置することを強く主張した。その理由について逢沢は打合せ会の冒頭に次のように述べている。

海外の例を見ても、このような墓は将来儀礼的行事の中心となり、外国使臣もここに詣ることとなるだろうが、墓に詣つた人が、総て靖国神社にも詣でることになることが望ましいので、墓の敷地は、是非とも靖国神社の境内とされたい。

ここでとりわけ遺族会が懸念したのは、新たに戦没者の「墓」が建設されることによって、靖国神社と国家とが切り離された状態が固定化するのではないかという点であった。戦後、GHQの占領政策によって靖国神社は、存続こそ許されたものの一宗教法人としての扱いとなり、国家はその運営に関与しないこととなった。そうしたなかで国家が新たな「墓」を建設したならば、参拝客が減少し、靖国神社はやがて廃れてしまうのではないかと遺族会は危惧していた。しかしそれが靖国神社の境内に建設されるのであれば、参拝客はかえ

って増加するとともに靖国神社と国家との関係が新たに設定されることとなり、遺族が抱く不満も解消しうると考えられたのである。とはいえ、この遺族会の主張は他の関係者や団体にとっては受け入れられにくいもので、打合せ会の席上でも反対意見が相次ぐこととなった³⁷。

1954年6月の打合せ会の結果を受けて、厚生省はとりあえず「墓」の名称を「無名戦没者の墓」とすること、納骨の範囲を「政府において収集する戦没者（戦没軍人軍属とおおむね同様の事情のもとにおかれ戦闘行為により死没した一般邦人を含む。）の遺骨であつて、氏名が判明しないもの又は氏名は判明するが、引取遺族が不明なもの」とすることで省内の意思統一がはかられた³⁸。そしてこれ以後、1956年に至るまで、厚生省における検討の中心は敷地の選定となった。

（2）敷地の選定をめぐる問題

新設される「墓」の敷地については当初、有力な候補として希望順に①隼町国有地（パレスハイツ敷地）、②三番町用地（宮内庁行政財産）、③元偕行社跡用地が挙げられたが³⁹、いずれも敷地獲得等に関する条件面で却下された。

その後、さらに政府内でいくつかの敷地候補が検討された結果⁴⁰、1956年11月27日の閣議においてようやく「千鳥ヶ淵水上公園前の宮内庁用地」（旧賀陽宮邸跡）が最も適切な候補地であることで閣僚間の意見の一致をみた⁴¹。この時期、遺骨収集団の派遣の進展に

³⁷ 例えば山下春江衆議院議員（改進黨）は、神社の境内には「適当な地域」がなく、「宗教的な匂のないところがよい」として「私は、靖国神社を選ばないものの一人である」との立場を表明した。また、御木徳近（日本宗教連盟理事長）は、「墓の建立地を一宗一派にへんした匂のないところを選ぶことを主張したい」として反対した。山下義信（海外戦没者慰霊委員会副委員長）も「靖国神社は不可と思料する」と述べたほか、他の参加者も「皇居前広場」や「三宅坂付近」などを提案して靖国神社案に不同意の意向を示した。他方、日本遺族会は10月、厚生大臣に対して正式に靖国神社境内を選定するよう要請した（日本遺族会長より厚生大臣宛公信日遺特第46号「無名戦没者の墓（仮称）の建立位置に関する件」1954年10月1日付（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その二）」）。

³⁸ 厚生省『「無名戦没者の墓」建立についての構想」1954年6月25日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その三）」）。

³⁹ 『「無名戦没者の墓」の敷地について』（同上）。

⁴⁰ この間の事情については、引揚援護局次長で敷地選定に奔走した美山要蔵の回想に詳しい（美山要蔵「千鳥ヶ淵戦没者墓苑（四）」、『偕行』1981年7月号収録）。美山によれば、敷地選定の条件として、①全国的な施設ゆえ都内にあること、②全国民が参拝し易いところ、③静寂・清浄であること、④適度な広さがあることが望ましいとされた。また、前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建三十年史』pp.6-7。

⁴¹ 『読売新聞』1956年11月27日付、「厚生大臣挨拶要旨（十二月三日打合せ会冒頭）」

ともない引き取り手のない遺骨がさらに増加するとともに、全国戦争犠牲者援護会（会長・砂田重政）をはじめとする関係団体からも早期建設の声が高まっていた⁴²。しかし、11月30日に砂田が開催した民間関係団体による臨時懇談会の席で日本遺族会は「二百万の霊を祭る靖国神社が何ら国家の援助も受けていないのに、八万余の遺骨のために国費で墓を作るのは納得できぬ」と述べて強硬に異を唱えた⁴³。

前述したように、日本遺族会は1954年6月に行われた打合せ会の席上ですでに「墓」の敷地を靖国神社境内とするよう求めていたが、敷地の選定が最終段階に入った1956年は、遺族会のほか、政党や国会において靖国神社の国家護持に関する議論が活発化し始めた年でもあった。1956年1月25日に開催された日本遺族会主催の第8回全国戦没者遺族大会は、「靖国神社・護国神社は、国又は地方自治体で護持すること」を初めて決議した⁴⁴。同年2月には憲法学者の金森徳次郎と大石義雄が参考人として衆議院の特別委員会に招致され、靖国神社の性格と政教分離に関する意見を述べた⁴⁵。また、遺族会の決議を受けて自民党は、遺族会副会長の逢沢議員と原健三郎議員が中心となって3月14日に靖国神社法草案要綱を発表した。同要綱は非宗教的な施設として「靖国社」を設置することで国家による管理を可能にしようとしたものであった。こうした自民党の動きに対して社会党も同月22日に「靖国平和堂（仮称）に関する法律案要綱」を発表したが、それは宗教性を排した国立施設の「靖国平和堂」を設けるというもので、内容において自民党案と根本的な性格があまり変わらないものであった⁴⁶。また、遺族会も3月に「靖国神社国家護持に関する小委員

（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その四）」）。千鳥ヶ淵の利点としては、「①全国から九段に来る人々の参拝に便利である。②皇居に近く、千代田の森や、北の丸の緑を借景し得る。③千鳥ヶ淵の水が豊かで良い」ことが挙げられた（前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建三十年史』p.7）。

⁴² 全国戦争犠牲者援護会会長より厚生大臣宛「『無名戦没者』の急速建設に関する要望」1956年11月23日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その四）」）。同会は1954年9月に「全国遺族等援護会」として発足し、「遺族、傷痍軍人等の援護を強化し、戦没者の慰霊顕彰を推進」することを設立趣旨としていた。1968年9月に解散。同会会長の砂田重政（衆議院議員、自民党）は鳩山内閣期に防衛庁長官を務めた人物で、墓苑設立に尽力したが、1957年12月に急逝した。また、1959年3月14日に発足した千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会の初代理事長（1967年5月～）を務めた額田坦（元陸軍中将）も全国戦争犠牲者援護会の役員を務めるなど、同会与墓苑との関係は深いものがあつた（前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建三十年史』pp.2-5）。

⁴³ 『朝日新聞』1956年12月1日付。

⁴⁴ 田中伸尚『靖国の戦後史』（岩波書店、2002年）p.71。

⁴⁵ 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録（1956年2月14日）。

⁴⁶ 前掲、田中『靖国の戦後史』pp.71-73、赤澤史朗『靖国神社——せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』（岩波書店、2005年）pp.107-109。

会」を設置し、4月には自民党の構想に再検討を求める意見書を衆議院の特別委員会に提出した⁴⁷。

このような靖国神社をめぐる議論の高まりを背景として政府は、約2年半振りとなる関係団体による打合せ会を招集した。1956年12月3日に開催された打合せ会では「敷地の問題」のみが協議事項とされたが、会の冒頭、日本遺族会の逢沢寛副会長は「靖国神社との関係について非常に心配している」と述べて次のように政府の姿勢を質した⁴⁸。

靖国神社に祀られる二百万の英霊と、墓に納める八万の御遺骨とを同じに考えられることはないと思うが、遺族としては墓の建設によって両者が二分されることに不安をもつのでその主旨について伺いたい。

これに対して小林英三厚生大臣は次のように応じた。

墓を建設する主旨は、現在一時お預りしている御遺骨、いわば無縁仏を早く葬って上げたい点にあるのであって、靖国神社と二分する考えはもっていない。むしろ靖国神社の御発展を祈念している次第である。

この小林厚相の発言は、「墓」はあくまで「無縁仏」の「納骨施設」であるという従来の政府当局の見解に則したものであり、かつ「墓」の性格が限定的であることを明確にすることで、「墓」と靖国神社とは両立しうるという論法であった。逢沢はさらに、靖国神社を「精神的にも、経済的にも〔中略〕もりたてていくような国家的措置をとって貰いたい」として小林厚相に迫ったが、小林は「二分されるものではない」と重ねて述べるにとどまった。

打合せ会に出席した他の団体もまた、1954年の打合せ会の時と同様に遺族会の主張には否定的であった。全国戦争犠牲者援護会の砂田会長は、墓の建設は国民の「痛切な念願」でありともかく建設を急ぐべきで、「靖国神社とからませると面倒になるから切り離すべき」であると述べた。また、海外戦没者慰霊委員会の山下副委員長は「墓と靖国神社の関

⁴⁷ 前掲、田中『靖国の戦後史』p.74。

⁴⁸ 『『無名戦没者の墓』（仮称）に関する第二回打合会議事記録』1956年12月3日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その四）」）。

係について遺族や神社側で心配される気持は御尤も」であるとして理解を示しながらも、「両者は別の問題」であるとして千鳥ヶ淵を設立場所とすることに賛成した。

この打合せ会の結果については、同日に行われた衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で小林厚生大臣が「満場異議なく」敷地が決定したと報告した⁴⁹。これに対して同委員会の委員でもある遺族会の逢沢副会長も「了承した」と述べた。しかし遺族会は単純に妥協の姿勢をみせたわけではなかった。逢沢はこの委員会の席で、「あくまでも全戦没者の英霊の対象は靖国神社である」と念押しをしたうえで、次のように述べて小林大臣の見解を質したのである。

外国の代表者、外国使臣などが日本を訪問した際に、儀礼的に無名戦士の墓に対しては参拝するという国際慣例があります。そうすると、二百万の霊はここに泣く。八万数千の霊に対しては国賓として参拝をするが、本家である二百万の英霊に対しては参拝していただけぬ、こういうことを遺族の者は非常に心配しているのです。〔中略〕それは国家の代表的な機関じゃない、代表的の取り扱いじゃないという意味合いにおきまして、当分の間は――もし外国の使臣などが個人的に参拝なさることは、これは阻止することはできません。けれども、政府みずからが案内をして、あるいは招待をして、これに参拝をするというようなことはないようにお願いしたい。

これに対して小林大臣は次のように答弁した。

もし外国の使臣がおいでになりまして、あれはどういうものであるかというような話があった場合におきましては、あれは引き取り手のない、いわゆる無縁仏の骨をお祭りしてあるのだ、無名戦没者の墓であるということは、当然御説明を申し上げなくちゃならぬと思います。それにもかかわらず外国使臣が、それでもいいからお参りしたいということであれば、これまた差しとめる筋合いのものでもないと思います。

この答弁に対して逢沢は再度小林大臣に迫った。

〔前略〕政府としても今度できるお墓が、決して全戦没者の英霊の対象じゃない。従

⁴⁹ 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録(1956年12月3日)。

って、これを代表としての取扱いはしない。もし外人などが参ると言えばこれは御勝手のことだが、これを代表として政府がこれに案内し、これに招待はせぬ、こう仰せになったと了承してよろしいでしょうか。

これに対して小林大臣は「その通りでございます」と答弁した。すなわち政府は、「墓」は全戦没者を代表するものではないこと、したがって外国の代表者が日本を訪れた際にも、国際慣例として諸外国で行われているように政府が「墓」に案内することはないということを確認したのである。

実はこの点に関して逢沢は砂田からも内々に同意を得ていた。逢沢は、以下の諸点について砂田が与党および政府に対して「実現を期することを約束する」内容の「覚書」（1956年12月3日付、全5項目）を作成して砂田に提示した⁵⁰。形式的には、砂田が日本遺族会に宛てて提出する形式となっている。

- 一 仮称この墓は信仰的に靖国神社を二分化するものでなく、現在市ヶ谷堂骨導に奉安置せる八万余柱の御遺骨及び今後海外より収納する所謂引取人のなき御遺骨収納の墓であること。
- 二 本墓の建設により八百万遺族の憂慮して居る靖国神社の尊厳と将来の維持及び精神的経済的悪影響の波及しないよう措置することとともに勿論本墓が全戦没者の代表的のものでない取扱をすること。就いては例えば国際慣行による我が国訪問の外国代表等に対し、我が国政府関係者が公式招待又は案内等をなさざること。
- 三 靖国神社の尊厳護持については来る通常国会の会期中に政府をして精神的経済的措置をなさしむること。〔後略〕

上記のうち、下線および打消し線の部分は砂田が訂正した箇所である。すなわち、砂田は「墓」が「全戦没者の代表的のものでない取扱をすること」には同意できなかったものとみられる。しかし、前述のとおり、小林大臣はその点も含めて遺族会の主張どおりに認めてしまったのである。このように、日本遺族会は靖国神社に「墓」を建設するという要

⁵⁰ 日本遺族会宛「覚書」1956年12月3日付（「昭和40年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」情報公開法による開示文書（環境省）。以下、「昭和40年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」とのみ表記）。

求を貫徹することが困難な状況を見越して、たとえ靖国神社以外に国が戦没者の「墓」を創設したとしても、それが決して靖国神社の地位を低下させるものではないという点について遺族の理解を得られるように、周到な準備していたのである。逆に、12月4日には予定どおり、墓の敷地を千鳥ヶ淵とすることが閣議決定されたが⁵¹、政府は自ら「墓」の存在価値を極小化する答弁をせざるをえなくなったのである。そして実際、1959年の墓苑創設後、外国高官の墓苑参拝の機会は極めて限られることとなった⁵²。日本遺族会が1962年に刊行した『日本遺族会十五年史』では、以上の経緯を踏まえて「墓」の性格について次のように記している⁵³。

〔前略〕問題となったのは、墓苑の性格であった。国家が自らの責任で、遺骨を安置する以上、その施設には、自らある程度の国家的權威が備わると考えられた。それが、敗戦の風浪にもめげず、存在の理由を失わなかった靖国神社と、どのような相関性で把握さるべきかが憂慮された。とくに全国の遺族は、この問題を深刻に考えた。日本遺族会は、こうした疑念を束ね、強く政府に訴えた。その結果、朝野有識者の意見、国民感情の動向などを背景に、墓苑の性格が決定された——約言すれば、それはあくまで無名、無縁の遺骨を納める施設であって、全戦没者の遺骨を象徴、代表するものでなく、また国家的權威に支えられた「合掌の場」でもない、と規定された。

第2節 墓苑の性格をめぐる議論

(1) 「象徴遺骨」を納める施設として

敷地が千鳥ヶ淵と決まってからも建設用地の広さや設計の問題、予算に関する省庁間の調整などに手間取り、「墓」の建設工事に取りかかったのは敷地決定から約1年半後の1958

⁵¹ 閣議決定「『無名戦没者の墓』の敷地に関する件」1956年12月4日（「戦没者墓苑建設の経緯（資料その三）」）。

⁵² 訪日した外国の元首や閣僚クラスの要人の参拝は1961年と1979年のアルゼンチン大統領のみであった（千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会編『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建50年史』、千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会、2009年、p.76）。なお、2013年10月3日に米国のケリー国務長官とヘーゲル国防長官は、1979年のアルゼンチン大統領以来となる外国高官による献花を行なった。

⁵³ 日本遺族会編『日本遺族会十五年史』（日本遺族会事務局、1962年）p.54。

年夏のことであった⁵⁴。この時点においても「墓」の名称としては「無名戦没者の墓」という仮称が使用されていたが、外務省から儀典上の関係において外国語の呼称についても定訳が要求されたこともあり、改めて名称が検討されることとなった。そこでまず地名を取り入れて「千鳥ヶ淵墓苑」という案が審議されたが（1958年12月1日）、最終的には竣工式のわずかひと月半前、1959年2月6日になって「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に決定し、3月13日の閣議に報告された⁵⁵。その間の事情について、「名づけ親」とされる引揚援護局局次長（当時）の美山要蔵は次のように述べている⁵⁶。

私は、いろいろ考えた挙げ句、ある先輩に「国立墓苑」案を出したが、いい返事は得られなかった。更に再三苦慮した結果、昭和33年末に「千鳥ヶ淵墓苑」という案を出したところ、厚生省首脳部の同意を得たのである。そして昭和34年2月6日に、そのように決定され、3月13日に閣議に報告されたのである。竣工式の二週間前という、きわどい時であった。

また、美山の上司で墓苑設立時に厚生事務次官であった田辺繁雄は次のように振り返っている⁵⁷。

当時の援護局次長の美山要蔵氏の発案で墓苑としたらどうか、又戦没者は皆、水を欲しがって死んでいったのだから地縁のある千鳥ヶ淵というのを入れたらどうかということになり、又援護局長から戦没者という語を入れたいということで、現在の千鳥ヶ淵戦没者墓苑と称することになったわけである。

田辺の回想によれば、「千鳥ヶ淵墓苑」が「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」となったのは、当時の援護局長（河野鎮雄）の発案ということであり、実質的に引揚援護局の局長と局次長の二

⁵⁴ 1958年7月28日に鋤入れ式が行われ、8月より整地作業が開始された。

⁵⁵ 厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』（非売品、1963年）pp.262-263。また、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑年譜」（前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建50年史』pp.89-95）を参照。なお、「戦没者墓苑建設の経緯（資料その八）」には1959年1月26日付の『千鳥ヶ淵戦没者墓苑』竣工ならびに追悼式実施に関する準備業務分担表が含まれており、この件名をみるかぎり、2月6日より以前に「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の名称が公式に使われていたことがうかがえる。

⁵⁶ 美山要蔵「千鳥ヶ淵戦没者墓苑（二）」（『偕行』1981年5月号）。

⁵⁷ 前掲、田辺繁雄談「墓苑創設の由来のはなし（七）」。

人によって決められたということになる。また、「墓」ではなく「墓苑」となった理由について美山自身は、「墓」は「霊」と結びつけられやすく必然的に宗教色が濃くなるが、「墓苑」の場合はその「濃度が減少」すること、「無名」という用語が避けられた理由については、「日本人の特にご遺族の間には、どうもぴったりにじめない」きらいがあったためだと説明している⁵⁸。なお、外国語訳に関して厚生省は各国の呼称を調査し、原案内定までいたったが発表されることはなかったとされる⁵⁹。

このように、名称の問題は当初より議論されてきたものの、最終的には政府当局者の一存で決定されることになり、それについてこの段階で特に異論が出ることもなかった。そして、この新名称により、「墓」の名称とその性格とを結びつけて議論されることも回避されたのである。

こうして1959年3月28日に「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の竣工式が行われ、昭和天皇と皇后を迎えて追悼式が行われた。このとき納骨された遺骨は8万7,101柱で、当時厚生省が保管していた遺骨のほとんどがこの時に納骨されたと考えられる。そのうち約7万3千柱が中国（旧満洲を含む）からのものであった。そのなかには、奉天の忠霊塔に納められていたもの（約3万7千柱）や、上海の本願寺に安置されていたもの（約3,500柱）が含まれており、南方地域からのものは約1万柱であった。

しかし、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の設立により、その性格をめぐる議論が収束したわけではなかった。

墓苑の性格をめぐっては、1954年6月の打合せ会の席上、引揚援護局長が「戦没した者の無縁遺骨を収納する納骨施設」とであると説明したのに対し、出席者からは全戦没者を象徴するものとすべきとの意見が相次いだ。しかしその後、墓苑の敷地を決定する過程において、日本遺族会の要求に押されるかたちで、1956年12月の国会答弁で政府が、墓苑は全戦没者を代表するものではなく、したがってそこに外国の要人を案内することはないと認めたことは前節でみたとおりである。とはいえ、「全戦没者を代表するものではない」という点についての政府の立場は必ずしも確定的なものであったわけではなく、その後曖昧に推移していくことになる。それは墓苑の存在が大きくなることに対して靖国神社や遺族、旧軍人らが強く懸念していたのと同時に、1950年代における遺骨収集団の派遣によって収

⁵⁸ 美山要蔵「千鳥ヶ淵戦没者墓苑創立の由来のはなし（2）」（『千鳥ヶ淵』第75号、1973年3月1日）。

⁵⁹ 前掲、『続々・引揚援護の記録』p.263。なお、現在、中央省庁においては「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」の英訳として“Chidorigafuchi National Cemetery”が使用されている。

容された遺骨が最終的に処理される場所という役割を墓苑が担っていたことと深く関係していた。

墓苑の敷地が千鳥ヶ淵に閣議決定してから約一週間後の1956年12月12日、参議院社会労働員会で山下義信が遺骨収容の問題と墓苑の性格とを関連づけて次のように述べた⁶⁰。

たとえば南方その他海外の戦地から遺骨を収集して来たときに、その戦場における死亡者は十万をこしております。しかるに収集して帰られました御遺骨は、しかも無名の御遺骨は千体にすぎません。〔中略〕そういたしますとそこに何体か、また何体かは数えられないところのいろいろお骨の部分を集められて、そこに収納、埋葬されるということになりますというと、その御遺骨はいわゆるその地域におきます全戦没者の御遺骨の一部であるという意味にもなるわけであります。

そのうえで山下は、「墓」の性格について「個人の一人の遺骨を納めた一人の墓」というように限定的に「墓」の意味を捉えると「少しく国民感情に沿わない節もある」として、「個人の墓とは若干性格も異なるのではないか」と政府の見解を質したのである。

これに対して小林厚生大臣は次のように答弁している。

たとえば南方なら南方のある場所でたくさんの人が戦没された。このときに持って参りましたそれらの無名戦没者の遺骨というものは、たとえばそれが五十体でありましても、そこにたくさんの人たちが戦没されたものを代表して持って参ったのでございます。従いまして今お聞きになりましたような、それは五十体は五十体の墓だという意味ではなくて、それらの地方におきます全部を代表して持って参りましたものでございしますから、従いまして今お聞きの通りに、それはそこらにありますその他のたくさんの方の代表の遺骨として無名戦没者の墓として考えていきたい、こういうふうに考えます。

すなわち、日本遺族会に対しては「全戦没者を代表するものではない」ことを確認しながらも、一方で政府は、そのすぐ後で、「墓」に納められる遺骨は「たくさんの方の代表の遺骨」であることを認めているのである。

⁶⁰ 参議院社会労働委員会議事録（1956年12月12日）。

この点に関しては、墓苑の竣工に際して厚生省が作成した内部資料等でさらに明確になる。1959年3月6日付の文書は、「遺骨の性格」として次のように述べている⁶¹。

イ．遺骨は全部無名である。

ロ．遺骨の主体は、戦後政府派遣団が大東亜戦争の各主要戦場で象徴的に一部宛収集して送還したものであるが、この遺骨には戦時中本人の遺骨の一部が現にその遺族に届けられた戦没者のものも少なからず含まれていると考えられるし、又この遺骨は単に軍人軍属のものと限らず、現地で戦闘に参加した一般邦人のものも含まれているであろうことが考えられる。

ハ．以上を総合して、墓苑収納遺骨は、本人の遺骨がその遺族へ届けられているもの、いないものの区別もなく、又軍人邦人の区別もないのであって、広く大東亜戦争の全戦没者の遺骨の象徴的一部であるというべき性格のものである。

また、3月13日の閣議報告では、厚生大臣が次のように報告している⁶²。

この墓に収納される遺骨は、戦後、政府によって、各戦域から収集された無名の遺骨であり、みぎの追悼式は、この収納遺骨によって象徴される支那事変以降の戦没者に対して行なうものである。

そして、3月28日の竣工式および追悼式における田辺厚生次官による経過報告でも次のように述べている⁶³。

〔前略〕この墓苑に収めることとなりました遺骨は、派遣団が、各戦域で象徴的にその一部ずつを収集して持ち帰った軍人軍属の遺骨が主体であり、このうちには戦場で

⁶¹ 厚生省引揚援護局「創建墓苑の収納遺骨と3月28日の追悼式の主旨について」1959年3月6日（「昭和40年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」。前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建50年史』p.58）。

⁶² 閣議席上厚生大臣報告「千鳥ヶ淵戦没者墓苑竣工並びに追悼式の件」1959年3月13日（「昭和40年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」）。

⁶³ 厚生事務次官（於竣工並に追悼式）「千鳥ヶ淵戦没者墓苑の建設に関する経過報告」1959年3月28日（「昭和40年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」。前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建50年史』pp.58-59）。

たおれた一般邦人の遺骨も含まれているのでありまして、そのすべてが氏名の判明しないものであります。

これらの説明に共通していることは二つある。一つは、遺骨がすべて「無名」であること、そしてもう一つは、遺骨は全戦没者の「象徴的」なものであるということである。

前者に関しては、そもそも「墓」の構想が持ち上がった当初より政府は、「墓」に納める遺骨は「無名」ではなく「無縁」の遺骨であると認識していた。しかしその後、「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」という名称が確定するまで5年以上にわたって「無名戦没者の墓」という仮称が使用されていたことを踏まえると、おそらくこの時期において政府内部では「無名」と「無縁」の用語の意味を厳密に区別することなく使用していたものと考えられる。したがって、ここで「無名」という用語を使用しているとはいえ、実質的には「無縁」を意味していたといえよう。ただし、この用語の混同が後に遺族の不信を招いたことは、第3章第3節でみたとおりである。

他方、後者の「象徴的」という考え方であるが、この点に関して田辺厚生次官は後に回想している⁶⁴。

〔納骨されている〕遺骨は海外全戦没者の遺骨の一部ではあるが、しかしそれは全遺骨につながるものであるという風に私は考えた。それが後日海外全戦没者を象徴するものという表現となった。これは当時の厚生省引揚援護局長山本浅太郎氏（故人）の発想によるものであるが⁶⁵、これは外国の無名戦士の墓とは違い、日本の御遺骨の場合の実態解釈によるものである。

また、厚生省を退官後、千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会の専務理事（のち、理事長）となった美山要蔵は、墓苑の参拝者に対して「このお墓には大東亜戦争で亡くなられた二三〇万の戦没者の表徴的なお骨をお納めしているのです」と説明していたという⁶⁶。この「二三

⁶⁴ 前掲、田辺談「墓苑創設の由来のはなし（七）」。

⁶⁵ 山本浅太郎は、引揚援護庁長官官房総務課長、厚生省引揚援護局総務課長などを務めて1950年代の遺骨収集団派遣に関与し、1961年11月から1963年9月まで厚生省援護局長を務めた。

⁶⁶ 美山要蔵「千鳥ヶ淵戦没者墓苑創立の由来のはなし（1）」（『千鳥ヶ淵』第74号、1973年2月1日）。

〇万の戦没者」とは「外地で亡くなられた全戦没者」、すなわち海外戦没者のことを指したものである。

こうした考え方は、第4章第2節でみた遺骨収集団の派遣をめぐる米国との交渉の結果1950年代において採用された遺骨収容方針、すなわち、海外戦没者の遺骨はあくまで「印程度」に収容し（「印的発掘」）、収容された遺骨を各戦域の戦没者全体の「象徴遺骨」とみなすとした方針と密接に連動していた。この意味での「象徴遺骨」は、諸外国の「無名戦士の墓」において使用される「象徴遺骨」（無名戦没者の一つの遺骨が全戦没者の遺骨を代表する）とは性格が異なるものであって、先述したように政府は墓苑が諸外国における意味での「無名戦士の墓」ではないとの見解を明確に示していた。

しかし一方で、収集団によって収容された「象徴遺骨」のほとんどが氏名不詳のものとして墓苑に納骨されるにおよんで、「墓苑に納骨された遺骨」＝「海外戦没者全体を象徴する遺骨」という図式が成立しうることを田辺や美山ら政府当局者は墓苑の設立前から意識していた。それは田辺がいうように、「海外の無名戦士の墓とは違い、日本の御遺骨の場合の実態解釈によるもの」であった。この点に関して、1970年代に厚生省援護局が編集した『引揚げと援護三十年の歩み』では、戦没者処理の国際比較に関して、海外戦没者の遺骨を一体残らず回収して祖国へ持ち帰る米国方式と、現地に戦没者墓地を設置して埋葬し、それを王立戦争墓地委員会が管理するという英国方式を紹介したうえで、「墓苑」について次のように説明している⁶⁷。

海外の旧激戦地における現地追悼及び遺骨収集にあたり戦没者の遺骨中からその一部を当該地域戦没者の象徴遺骨として内地に持ち帰り、その納骨施設を建立することから出発しているわが国の戦没者墓苑は、米・英両国方式の中間に位する方式というよりも、むしろ独特なものといえることができる。

そして実際問題として、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の施設は、この「象徴遺骨」という考え方を体現するような構造となっていた。

墓苑の中央には拝礼場所としての六角堂の「本屋」があり、その中心に墓苑のシンボルとして大型の陶棺⁶⁸が置かれ、その下に地下納骨堂が存在している。陶棺には昭和天皇御

⁶⁷ 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（ぎょうせい、1978年）pp.261-262。

⁶⁸ 陶棺の製作については、長崎勤「精魂傾けた陶棺製作」（前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創

下賜の骨壺が1つ納められており⁶⁹、この御下賜の骨壺は高さ28.6cmの金箔を施された茶壺型の黄金の工芸品で、墓苑竣工式前日の1959年3月27日、厚生省の市ヶ谷庁舎にて引揚援護局長の手によってこの骨壺に、「予め分骨しておいた全戦域からの戦没者の象徴遺骨」が納められ、翌日陶棺に納棺された⁷⁰。

さらに陶棺の下に位置する地下納骨堂も方面別に仕切られている。すなわち、六角堂の地下納骨堂は①本土周辺、②満洲、③中国、④フィリピン、⑤東南アジア、⑥太平洋・ソ連の方面別の各室に仕切られ、そこに4個ずつ、計24個の納骨壺が置かれた。創建時には、各方面3個ずつの骨壺に納骨され、残りは将来に備えるものとされた⁷¹。

このように、墓苑の中心部は、地上面には天皇御下賜の骨壺に納められた日本本土を含む全戦域の戦没者の「象徴遺骨」が「陶棺」に納められ、そして地下にその他引取り手のない「無縁」の遺骨が方面別に納められるという二重構造になっており、参拝者はその「象徴遺骨」が納められた陶棺に拝礼する形式となっている。その意味で形式的には、墓苑への参拝は全戦没者に対する参拝であるといつてよい構造を備えたものであった。

しかし、それにもかかわらず、この「象徴遺骨」という考え方がその後世間に浸透することはなかった。墓苑設立後に美山らを中心に「象徴遺骨」を納めた施設であることが強調されるようになったが、それは世間一般における墓苑の存在感、ないしは認知度があまりに低かったことに対する危機感からくるものであったと考えられる。

実際、墓苑設立からひと月半の時点で早くも「観光バスも来ぬ／さびしい『無名戦士の墓苑』」という新聞記事が掲載されて、墓苑を訪れる人が少ない状況を伝えている⁷²。また、同年8月の記事でも「多くの人がここを知らぬ」という墓苑の現実を取り上げ、「無名戦士の墓、と名づければいいものを『千鳥ヶ淵戦没者墓苑』とワザワザわかりにくい名にしたお役所流にも責任がある」と指摘している⁷³。これに対して美山は、「“無名”という言葉が各方面の共鳴を得なかったのは、この言葉が国際慣行上は通用し易いのですが、日本人の特に御遺族の間には、どうもぴったりにじめないというきらいがあったため、避

建50年史』pp.52-54)を参照。長崎勤は陶棺製作の委託を受けた九州耐火煉瓦の相談役。

⁶⁹ 昭和天皇御下賜の骨壺の製作は、内藤春治・東京藝大教授に委託された。その経緯については、美山要蔵「千鳥ヶ淵戦没者墓苑創立の由来のはなし(3)」(『千鳥ヶ淵』第77号、1973年5月1日)。

⁷⁰ 前掲、『続々・引揚援護の記録』p.264。

⁷¹ なお、その後納骨数の増加にともない、6個が増置されて、現在地下納骨堂には30個の納骨壺が納められている(前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建50年史』p.6)。

⁷² 『朝日新聞』1959年5月8日付。

⁷³ 『朝日新聞』1959年8月2日付。

けられた」と命名当時の状況を振り返りつつ、一方で、「今日尚無縁仏のお墓で、可哀想な方のお墓ぐらいに軽く考える方が殆どであることは残念であり、外国の無名戦士の墓の参拝が国際儀礼上の一要素となっているのに比して、まことに淋しい限りであり、残念なことであります」と世間一般の関心の低さを嘆いている⁷⁴。こうした状況に対して墓苑の設立に携わった美山ら当事者たちや維持管理にあたった戦没者墓苑奉仕会の職員らは、墓苑の存在意義を高める必要を痛感していたものと考えられる。

(2) 曖昧な性格の定着

それでは、墓苑設立後、その性格をめぐる議論に関して政府はどのように対応したであろうか。

1963年12月に千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会の役員会において、墓苑の性格について「外国からの国賓がこの墓苑に公式に拝礼できないのは厚生省が積極的に外務省へ働きかけないからだ」(大西評議員)、「墓苑が全戦没者の墓であることを政府が明確にしなければならない」(村上顧問)といった議論が沸き起こった。これに対して同会評議員で衆議院議員(民社党)の受田新吉が「近い中に国会で政府の見解を糺したい」と引き受けた⁷⁵。

受田は早速、翌1964年2月21日の衆議院予算委員会第一分科会で、千鳥ヶ淵戦没者墓苑が「いかなる性格のものであるか」と率直に質問した。これに対して墓苑の管理を担当する厚生省国立公園部長は次のように答弁した⁷⁶。

〔前略〕いまのところでは、完全に、無名戦士の墓というふうに公の宣言をする段階には至っておらない。無名戦士の墓という概念も各国によっていろいろ違うようでございますけれども、それは従来 of 国民感情、御遺族の御心情の問題と〔中略〕靖国神社との関連、その辺が非常にむずかしいので、結局、いまのところにおきましては、全戦没者の象徴的な御墓所であるというところまでは決定しないままに今日まできておる。

「全戦没者の象徴的な御墓所である」とまではいえないとする厚生省側の答弁に対して

⁷⁴ 前掲、美山「千鳥ヶ淵戦没者墓苑創立の由来のはなし(2)」。

⁷⁵ 墓苑奉仕会「千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会役員会報告」1963年12月14日(前掲「昭和40年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」)。

⁷⁶ 衆議院予算委員会第一分科会議事録(1964年2月21日)。

受田はさらに、「〔墓苑は〕無縁の英霊の遺骨あるいは氏名のわからないもの、こういうような意味だけでなくして、各戦域においてなくなれた英霊全体の象徴的なお墓である、こう解釈しておる」と指摘し、「そういう解釈で英霊全体の象徴的な墓地である」と理解していいのではないかと追及した。これに対して国立公園部長は、遺骨収容によって「各戦域から〔遺骨が〕逐次奉還してくるという点」において実態としては受田のいう性格に「非常に近くなってきつつあることは事実」としながらも、あくまで「無名の御遺骨をお預かり申し上げる」ための施設であるという立場を崩さなかったのである。

他方、外国要人が墓苑に公式拝礼をする機会がないのは「厚生省が積極的に外務省へ働きかけないからだ」との先の奉仕会役員会の指摘に関しては、逆に外務省から墓苑管理事務所に宛てて照会がなされた。

1964年10月、外務省儀典課の辻野事務官は墓苑管理事務所の担当者との話し合いの中で、外国高官から墓苑への参拝希望が出ているが「従来墓苑には外国の高官の参拝を受け入れ難い事情があるように思われる」と指摘し、次のように質問した⁷⁷。

36.12月某国の高官が墓苑に参拝されようとしたとき⁷⁸〔中略〕最終的な結論をうるために外務省儀典課（辻野氏）と公園部管理課（中西管理課長）と話合った。このとき、中西課長より「大〔ママ〕沢・砂田覚書き」というものの存在を知らされ、苦心して調査した。その結果、同覚書第2項に「日本政府は、外国の高官が墓苑に参拝することにつき、招待したり、又は案内したりしない」旨の記述があり、このメモはのちのちまで生きていと信じられる。この「大〔ママ〕沢・砂田覚書」がどういう事情のもとに成立したのか。

すなわち辻野は、前節でみた1956年12月の「逢沢・砂田覚書」の文言が有効であり、そのために墓苑（厚生省）側が外国要人の墓苑参拝に否定的ないしは消極的なのではないかと考えたのである。そのうえで辻野は、「しかし、その後何年も経っており、外国の高官が参拝されたいといわれたら、参拝してもらってもいいのではないか」と述べている。

⁷⁷ 「外務省儀典課辻野事務官との話合」1964年10月10日（「昭和40年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」）。

⁷⁸ 1961年12月15日のアルゼンチン大統領による墓苑参拝のことを指す。

この辻野からの質問に対して墓苑管理事務所は、後日次のように回答した⁷⁹。

- ①逢沢・砂田メモなるものの存在を我々は知らなかった。しかし、こうしたものが生まれる背景のようなものはある。
- ②靖国神社が有来主張している墓苑納骨施設説というものに関して、政府部内でも必ずしも決定的な性格づけを行っていない〔後略〕

回答ではこう述べたうえで、以下、靖国神社が墓苑の存在を「快く思っていない」ことを書き連ねている。その中で特に目を引くのは以下の記述である。

墓苑竣工式並びに追悼式における靖国神社側の理解に苦しむ申出。美山引揚援護局次長＝当時によると、池田権宮司は美山次長に対して今回だけは天皇、皇后両陛下の御親拝を諒承するが、以降は決して陛下の行幸啓をお願いしないことを約束せよといい、またこれを誓約書にして差出すことを要求したという。(美山次長は事が緊急を要するので、同意の口約束はしたが、文書にはしなかったという)

昭和天皇と皇后は 1959 年 3 月の追悼式のほか、この回答の翌年にあたる 1965 年 3 月と 1970 年 4 月にも墓苑に参拝しており、靖国神社側の要求は立ち消えになったものと考えられるが、この資料は、当時の墓苑と靖国神社との緊張関係を示すものといえよう。

ともあれ、外務省の辻野との話し合いはその後、10 月 18 日に厚生省の担当者との間で以下の方角で決着をみることとなった。

過去の大〔ママ〕沢・砂田覚書に基づく態度を急に崩すことなく、しかし、外国の高官が個人の自由意思で参拝したいといった場合、これを制約することなく参拝して頂
く⁸⁰

このように、「逢沢・砂田覚書」は厚生省内では依然として有効であり、1964 年 10 月

⁷⁹ 「外務省辻野事務官との話し合いにおける墓苑管理事務所の回答」1964 年 10 月 16 日（同上）。

⁸⁰ 前掲「外務省儀典課辻野事務官との話し合い」への書き込み。

の時点においてもそれを「急に崩すこと」がないように外務省との間で申し合わされることになったのである。そして実際、外国高官がその後もほとんど墓苑を公式訪問することがなかったことは、すでに指摘したとおりである。

その後政府は、墓苑の性格について次第に「象徴遺骨」への言及を避けるようになり、明確な性格づけを将来へ先送りするようになった。

例えば、1968年4月に厚生省が作成した国会答弁資料は次のように述べている。

諸外国の例にありますいわゆる「無名戦士の墓」でもございませんし、また英霊をお祀りしております靖国神社ともその性格を異にするものと考えております。このお墓の性格づけは今後におきます国民感情の推移によりまして、おのずから形成されることが望ましいものと考えております。⁸¹

こうした見解は、戦後30年が経過した1975年でも踏襲されている。

〔前略〕墓苑の性格等につきましては、国民感情なり国民の皆さん方のお気持ちというものを中心にして考えるべきものではないかというようなことから、当時におきましても、今後におきます国民感情の推移を待ちたいということになったというふうに承知しておる〔後略〕⁸²

こうして墓苑の性格について政府は「国民感情の推移」に委ねるかたちで結論づけを回避することとなった。このことは、次章でみるように、1967年度以降、新たな方針のもとで海外戦没者の遺骨収容が再開され、「印的発掘」に由来する「象徴遺骨」という考え方自体が海外戦没者処理の文脈において後景に退いたこととも強く関連していたと考えられる。

1960年代後半、政府は発見された遺骨をすべて国内に送還するという方針を採用することとなり、その結果、遺骨から象徴的な意味が失われ、収容される遺骨は「象徴遺骨」ではなくなった。それにともない、以後墓苑に納められる遺骨を「象徴遺骨」と説明することは実情にそぐわなくなったのである。それは、厳密に言えば墓苑を「全戦没者を象徴する遺骨を納める施設」と性格づけすることが不可能になったことを意味していた。しかし、

⁸¹ 国立公園局「第58回通常国会想定問答」1968年4月26日（同上）。

⁸² 厚生省援護局長の答弁。衆議院社会労働委員会議事録（1975年2月27日）。

この点に関して当時政府が説明した形跡はみられない。次章でみるように、遺骨収容の再開は 1950 年代における「印的発掘」で遺骨収容が「概了」したとの政府説明に対する国民の批判を受けるかたちで始まったものであった。「象徴遺骨」にこだわることは、政府の海外戦没者処理政策全般に対する批判を増幅しかねない危険性をはらんでいたのである。

さらに、1960 年代以降、靖国神社の国家護持法案をめぐる自民党や遺族会の主張が先鋭化しており、相対的に千鳥ヶ淵戦没者墓苑のステイタスは低下していった⁸³。それどころか、美山らによる墓苑の意義を高める言動に対しては、旧軍人の中からも批判が生じることとなった。美山は 1981 年に旧軍将校や自衛隊幹部 OB らによる親睦・互助団体である偕行社の機関紙『偕行』に墓苑に関する記事を 10 回にわたって連載したが、この連載の途中で元陸軍中佐の後藤四郎から疑問が投げかけられた。後藤は、「戦没者の遺骨を奉安することは、まことに結構」としながらも、読者に対して「英霊は靖国神社と千鳥ヶ淵の何れに鎮まり給うのであろうか」と述べたうえで次のように問いかけた⁸⁴。

遺骨に霊は残留するものではない。

大東亜戦争で死没された数十万人に及ぶ人々の、その一部の遺骨を収めた千鳥ヶ淵墓苑を、あまりに過大に評価し、そして、これを反靖国神社グループの拠点とすることは、果して正しいことであろうか。

1981 年当時、靖国神社の国家護持法案をめぐる動きは沈静化していたが、首相や天皇による靖国「公式参拝」の実現に向けた運動は激しさを増しており、墓苑は反靖国神社派とされる社会党や総評、宗教団体の「牙城」とみなされていた。

後藤はまた翌月の『偕行』にも寄稿し、前の寄稿に対して「先輩や友人から『全く同感』の声が相ついで届けられた」ことを紹介したうえで、次のように主張して暗に美山らを批判している⁸⁵。

〔前略〕社会党の飛鳥田委員長と、社会党を全面的に支持する総評の榎枝議長とが、相携えて 8 月 15 日に反靖国の旗印の下に、千鳥ヶ淵墓苑に出かけている。

⁸³ 靖国神社の国家護持法案および公式参拝をめぐる動きについては、前掲、赤澤『靖国神社』を参照。

⁸⁴ 後藤四郎「千鳥ヶ淵戦没者墓苑について」（『偕行』1981 年 7 月号）。

⁸⁵ 後藤四郎「再び千鳥ヶ淵墓苑について」（『偕行』1981 年 8 月号）。

一方、アンチ靖国の各宗教団体は、千鳥ヶ淵をアンチ靖国の牙城として、いろいろな画策を進めている。

現在、千鳥ヶ淵墓苑に直接関係してその PR に努力している人々。また何気なく、殆んど無思慮のままに「千鳥ヶ淵千鳥ヶ淵」といっている人々も、結果的には、それが「反靖国運動」のお先鋒をかついでいるのではないかと、いうことを考えて見られては、いかがなものであろうか。

そして後藤は「千鳥ヶ淵墓苑に奉仕する人々が自粛自戒されることを祈る」と述べ、「千鳥ヶ淵墓苑を過大視、過大評価して、あたかも靖国神社よりも上位にあるかのような宣伝は、厳につつしむべきであろうかと存じます」と結んでいる。いきおい、千鳥ヶ淵からの声はかき消されざるを得なかったのである。

このように、「墓」の性格をめぐることは墓苑の設立後も様々な議論がなされたが、結局その性格を明確にすることは棚上げされ、今日に至るまであいまいな性格が続くことになったのである。墓苑の設立から 50 周年を記念して千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会が 2009 年に刊行した『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建 50 年史』には、「墓苑の性格」として、次のような記述がみられる⁸⁶。

この墓苑を全戦没者慰霊の象徴的施設としたいという多くの意見が墓苑建設以来続いているが諸般の事情から公式見解として出すに至っていない。

⁸⁶ 前掲、『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建 50 年史』p.3。

第9章 1960年代における遺骨収容の再開とそのゆくえ

これまでみてきたように、アジア・太平洋戦争における240万人にのぼる海外戦没者の処理は、占領期間中にGHQのイニシアチブにより日本政府の検討が開始されたものの、当初さしたる進展はなく、それが国民的関心を集めて本格化したのは1951年9月の平和条約調印を迎えてからのことであった。それから硫黄島と沖縄への遺骨調査団の派遣を経て、米国との交渉の過程で固まった1950年代における海外戦没者処理の体系は、政府による「遺骨収集団」の派遣、「象徴遺骨」の収容、「戦没日本人の碑」の建立に特徴づけられるものであった。そしてこの体系は、1959年3月の千鳥ヶ淵戦没者墓苑の設立によって一応の完結をみることとなった。

戦後初期において日本が新たに構築した海外戦没者処理の体系は、大日本帝国の崩壊とともに明治期以降の日本が構築してきた「戦場掃除」と「内地還送」という二大原則が崩壊し、戦没者処理の主体たるべき軍も解体された状況下で、経済的困難や相手国との関係など様々な制約のもとで紆余曲折を経て採用することを余儀なくされたものであった。特に米国の要請により、「印的発掘」＝「象徴遺骨」の収容という方式を受け入れざるを得なかったことは、当時「内地還送」方針に傾きつつあった日本側にとって苦渋の選択であった。

しかし、いったん米国管理地域でこの方式に基づいて遺骨収集団の派遣が実施されると、政府はその後、他の地域においても同様の方針で収集団を派遣することとした。経済復興が優先課題であった当時の日本においては、海外戦没者の遺骨収容はあくまで「実施可能な範囲において」行わざるを得なかった¹。限られた人員と日数、予算、そして相手国との関係といった要因を考慮に入れるならば、「象徴遺骨」の収容方式は、広大な地域に散在する海外戦没者の遺骨を収容するための現実的な方策であったともいえる。

またこの体系は、遺骨の早期収容を強く願う遺族や戦友たちの要望をある程度満たす役割を果たした。自由な海外渡航がまだ制約されていた1950年代において（後でみるように、観光を目的とする海外渡航が自由化されるのは1964年4月）、遺族や戦友たちにとって、政府によって派遣された遺骨収集団からの情報が旧戦場の状況を知るためのほとんど唯一の手段であった。収集団の活動には多くの困難がともなったものの、遺骨や遺品の収容、そして「戦没日本人の碑」の建立に関して少なからぬ成果を挙げた。また、彼らの動

¹ 厚生省「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」1954年7月6日（厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』、ぎょうせい、1997年、pp.512-513）。

向はマスコミによって大きく取り上げられ、帰国時には大勢の国民が出迎える「賑やかな帰還」となった。こうした点を考慮すると 1950 年代におけるこの海外戦没者処理の体系は、戦後日本社会において一定の社会的機能を果たしたものと評価できるだろう。

しかし 1958 年のフィリピン方面への遺骨収集団の派遣完了後、政府当局において遺骨収集団の派遣は「概了」したものとみなされ、海外戦没者処理をめぐる動きはいったん低調となった。他方、海外渡航の自由化により、現地へ赴いた遺族や戦友たちによって遺骨が放置・散乱されている状況が国内に伝えられると、政府の姿勢を批判する声が高まることになる。

本章では、日本政府が遺骨収集団の派遣を再開するまでのプロセスと、再開をめぐって生じた問題について検討する。

第 1 節 政府の「概了」方針と遺骨収集団の派遣再開

(1) 政府の遺骨収容「概了」方針

1950 年代終わりから 1960 年代前半にかけての国会答弁の場で、南方地域を中心とする遺骨収容問題に関して政府当局者は繰り返し幕引きをはかるような見解を示した。まずはその典型的な例をいくつかみていくことにしたい。

1958 年 2 月、参議院の社会労働委員会で社会党の片岡文重議員がフィリピンへ派遣中の遺骨収集団の活動に関連して次のように質問した。

今度の遺骨収集に当って、一応近くまで行ってどうしても入れないということで引き返してしまって、なおそのいわゆる危険区域の中には相当の遺骨があるのではないかと考えられておるにかかわらず、収集も断念したかのごとくに伝えられておりますから、断念したとするならば、この収集作業だけを断念したのであって、あと続けてさらにあきらめずに何らかの方法を講じて、残されたたとえわずかの遺骨でも収集するような努力をするのかどうか、それをお尋ねしたい²

これに対して厚生省の河野鎮雄引揚援護局長は、遺骨収集団派遣の趣旨は「象徴的な遺骨を持ち帰る」ことであるとしたうえで、次のように答弁した。

² 参議員社会労働委員会議事録（1958 年 2 月 18 日）。

今後の問題といたしまして大規模な収集団を派遣するというふうなことは、南方に関する限り、大体これで一応一段落としていいのではなかろうかと考えておるわけであります³

この河野局長の答弁は、南方地域における戦没者の遺骨の収容にひと区切りをつけようとする当時の政府の認識を初めて公の場で明言したものであった。そしてこの政府認識は、その後、海外戦没者の遺骨の収容継続の必要性が指摘されるたびに繰り返し示されることになる。

1959 年 4 月、衆議院の海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会で社会党の本島百合子議員は「遺族の中で、いろいろ戦友その他から問い合わせたり、あるいはまた報告を受けたりして、自分みずから行って調べてきたい、また骨を探したいという希望」が多いが「現地に行くことができない。こういった苦しみで夜も眠られない、こういう訴えがかなりある」という遺族の思いを紹介したうえで、厚生省の今後の対応を質した。これに対して河野局長は先の答弁からさらに踏み込んで次のように答えている。

南方につきましては一応終っておる、政府といたしましては、一応の収骨を終えておるというふうな状況にある〔中略〕戦場に野ざらしになっておる遺骨というものにつきましては〔中略〕政府が主要地点に派遣団を送りまして収骨をした、そういうことで、国としては一応終了というふうな考え方をとらざるを得ないんじゃないかというふうに考えておる⁴

この「一応終了」という政府答弁は、1960 年代前半において局長が変わっても踏襲されていくことになる。一例として、1962 年 4 月の厚生省の山本浅太郎援護局長の答弁をみてみよう。

氏名の判明する遺骨はすべて日本に持って帰る、氏名の判明しがたい遺骨につきましては、その一部を象徴的に日本に持ち帰り、自余は現地に厚く吊ってきて、いわゆる

³ 同上。

⁴ 衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録(1959 年 4 月 9 日)。

遺骨収集は一応終えた形になっておる⁵

海外戦没者の遺骨収容が「一応終了」したとみなしていたのは、政府の中で厚生省だけではなかった。遺骨収集団の派遣にあたって米国や英国、オーストラリア、ビルマ、インドネシア、フィリピンなどとの交渉を担当した外務省においても同様であった。

1964年10月、マーシャル諸島のクェゼリン島関係戦没者の遺族会から同島の遺骨収容等について申し出があり、厚生省援護局と外務省北米局の担当官が協議した際、応対した北米課の枝村純郎事務官は次のように述べている。

米側においても、厚生省と同様に、南方地域における遺骨収集等は一応終了していると考えてはいないだろうか。〔中略〕国として遺骨収集等が終了している形となっているので、政府の要請としてこれを米側に対し持ち出すことはどうか⁶

このように外務省においても、遺骨収容は「一応終了」したという認識を共有しており、それを前提に、この時期、対米配慮から遺族の申し出に対しても消極的な姿勢をとっていたのである。

もちろん、冷戦下において遺骨収容に着手することが困難であったソ連や中国などに関しては、将来において別途実施する必要があることは政府内でも認識されていた⁷。しかし、南方の「玉砕」地域については、まだ非常に多くの遺骨が残されていたにもかかわらず、1950年代に実施された各方面につき一度の収集団の派遣をもって「一応終了」したものの認識が政府内で共有されていたのである。

この政府当局の認識形成には「象徴遺骨」の収容という考え方が大きく影響していた。すなわち、すべての遺骨を収容することは不可能であるから、主要戦域で収容可能な遺骨

⁵ 衆議院社会労働委員会議事録（1962年4月11日）。

⁶ 北米課「クェゼリン島戦没者遺族会の申し出」1964年10月28日（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 南方地域諸島」第10巻。以下、「南方⑩」のように略記）。

⁷ 1950年代における遺骨収容の実施方針を示した前掲「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」では、中国およびソ連地域に関して「将来の問題として実施可能の際考慮する」としていた。また、南方地域について「一応終了」との認識を示した1959年4月9日の衆議院の委員会で河野引揚援護局長は、今後残されている地域として「中共地区」と「ソ連地区」を挙げてそれぞれ対応を予定している旨を述べている（前掲、衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議事録、1959年4月9日）。

を当該方面の全戦没者の遺骨として象徴的に収容するという考え方である。

第4章第2節でみたように、この考え方は米国との交渉過程において収集団派遣の条件として米国側から提示され日本側が受け入れたものであるが、時間的余裕の無いうちに急速に決められたもので、十分な検討のもとで遺家族の心情を考慮して恒久的な方針として確立したものではなかった。にもかかわらず、1950年代を通じてこの方式がとられたことにより、現地に残された遺骨に対する手当てについてはそれ以上政府内で議論が深められることはなかった。その結果、政府当局のなかでは一部の遺骨の収容をもって全体の遺骨収容が終了したという見方が次第に既成事実となっていったものと考えられる。

しかし、こうした政府の姿勢に対しては社会党を中心に強い疑問が投げかけられ、1964年6月17日の衆議院社会労働委員会における同党の河野正議員と政府当局者との論戦は政府の遺骨収容方針に転換を促す一つのターニングポイントとなった。

同委員会において鈴木信吾援護局長が従来の見解通り「現段階において一応は終わったと考えておる」と答弁したが、これに対して自らも遺族の一人である河野議員は、「お役所仕事でその辺をちょろちょろ回って、それですべてが完了したというふうにこの国会の席上で言われるなら、私は厚生省の責任を徹底的に追及しなければなりません」と当局の姿勢を手厳しく批判した。すなわち、「現段階で終わったということではなくて、現段階ではここまでやりました」ということならば、「さらにいろいろ遺家族のために今後も作業をやっただけの希望がある」。しかしながら、鈴木局長がいうように「現段階では一応完了した」ということならば、「今後の問題については非常に消極的である」。それでは残された遺家族の心情としては納得できないとして、河野は重ねて次のように強調した。

要は、問題はどこまで国民なり遺家族にこたえるような血の通った処置が行なわれたか、この辺が非常に問題だと思うのです。ところが、少なくとも私どもは、いままで厚生省のやられたことが、完了をしたということはおろか、遺家族なり国民なりの切なる悲願なり要望にこたえるような処置をやられたというふうには、正直のところ理解をしております。⁸

この河野の訴えに対して鈴木局長に代って答弁に立った砂原格厚生省政務次官は次のように発言するに至った。

⁸ 衆議院社会労働委員会議事録（1964年6月17日）。

完了いたしましたのではございません。〔中略〕今後も引き続いてこうしたことを続けてまいりたいという考え方でありますから、この点は、私の責任においてはっきり申し上げておきたい⁹

河野に追い込まれるかたちで砂原次官が自身の責任において述べた、遺骨収容は「完了」したのではなく「今後も引き続いてこうしたことを続けてまいりたい」という答弁は、政府の方針転換に向けた出発点となった。

（2）海外渡航の自由化と可視化される海外戦没者

その後、遺骨収集団の派遣が再開されるまでにはなお数年の時間を要したが、その間、政府を後押ししたのが、遺族や戦友たちによる遺骨収容を求める声の高まりであり、そのきっかけとなったのが海外渡航の自由化であった。

1960年代半ば以降、日本社会において高度経済成長と民生の安定を背景とする「慰霊問題の構造変化」ともいうべき環境的変動が生じた¹⁰。特に、1964年4月に海外渡航が自由化され観光目的の海外旅行が可能な状況になると、折からの旅客航空機の利用普及とあいまって、戦没者遺族や戦友生還者による戦跡の慰霊巡拝旅行が急速に普及することとなった¹¹。

こうした状況を背景に、1965年には日本遺族会が「外地戦跡巡拝は全遺族の熱願であり、本会が今後新しい活動分野として積極的に取組むべき意義深き事業」であるとして、終戦20周年記念事業として同会主催による海外戦跡巡拝の計画的実施を決定した。その実施要綱によると、「英霊の顕彰及び慰霊の実をあげることを目的に、実施可能な地域からおおむね年一回を基準として実施し、費用については原則個人負担だが、同会としてできるかぎり補助することとした。この計画に対して厚生省は「このような事業は本来、日本遺族会が中心になり、長期計画のもとに実現されることが望ましい」として「厚生省としても

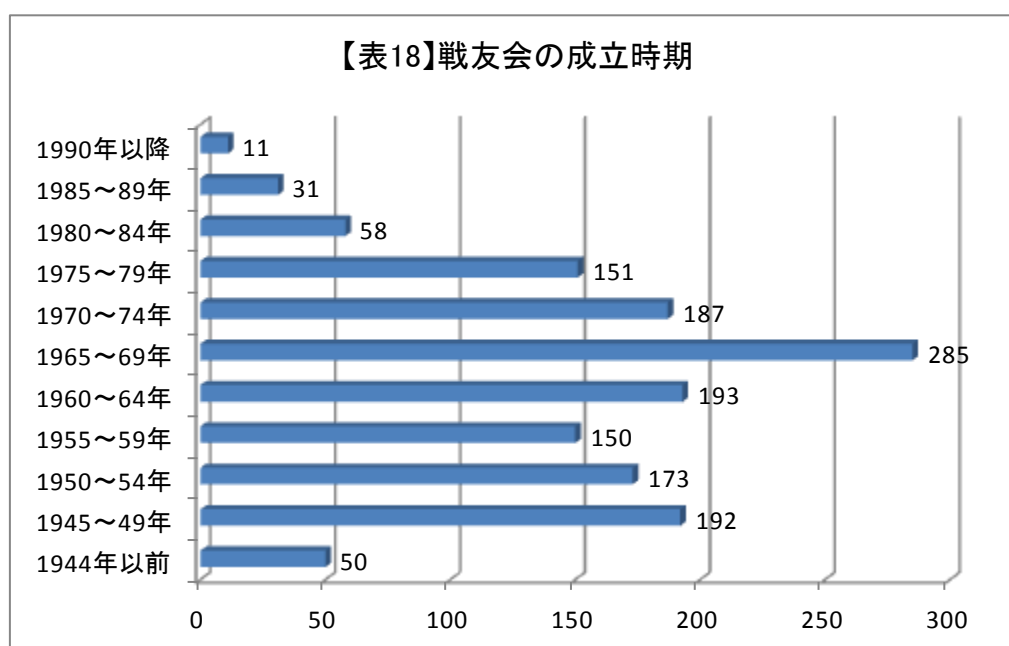
⁹ 同上。

¹⁰ 中野聡「追悼の政治——戦没者慰霊をめぐる第二次世界大戦後の日本・フィリピン関係史」（池端雪浦、リディア・N・ユー・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、2004年）p.384。

¹¹ 同上。

十分応援することを考慮したい」との見解を示した¹²。

また戦友会の結成がピークを迎えたのも 1960 年代のことであった（【表 18】）。その理由として、この時期が「戦後の生活も少し落ち着いた頃」と感じる事が最も一般的であったからだとされる¹³。その後、1970 年代から 80 年代にかけての時期が戦友会の最も活動的な時期にあたり¹⁴、戦友会による海外への慰霊巡拝旅行も増加することになる¹⁵。



出典：戦友会研究会『戦友会研究ノート』（青弓社、2012 年）p.88 より作成。

実際、1964 年以降、遺族会や戦友会、仏教団体、地方公共団体、個人等によって南方の各方面へ慰霊団が派遣された【表 19】。そして現地で遺族や戦友たちが目にしたのは、なお多数の戦没者の遺骨が散在している状況であった。そうした状況は、メディア等によっ

¹² 『日本遺族通信』1965 年 3 月 1 日号。日本遺族会主催の「外地戦跡巡拝団」の第一弾として、遺族ら約 40 人が 1965 年 6 月にソ連への墓参を行った。

¹³ 戦友会研究会『戦友会研究ノート』（青弓社、2012 年）pp.89-90。

¹⁴ 同上。吉田裕『兵士たちの戦後史』（岩波書店、2011 年）p.148。

¹⁵ 戦友会による慰霊巡拝の実施状況を統計的に把握することは困難であるが、1978 年のアンケート調査によると、「あなたの戦友会は慰霊や遺骨収集のため、関係ある戦跡を訪れたことがありますか」という問いに対して「ある」と回答した戦友会は 254 団体にのぼり、全体（978 団体）の 26.1%を占めた。また、訪れたことがないと答えた戦友会（702 団体）のうち、これから「訪れたいという気持が強い」と答えた団体は 311 団体で、その占める割合は 44.3%であった（高橋三郎編『新装版 共同研究・戦友会』インパクト出版、2005 年、p.333）。

て生々しく国内に伝えられた。

【表19】主な民間・地方公共団体の慰霊巡拝団・遺骨収集団（1964～68年）

地 域	時 期	主催／団体名等	収骨数(柱)
ビルマ	1964年3月～7月	門司平和パゴダ奉賛会主催	—
アッツ島	1964年7月	日本仏教文化協会主催	—
サイパン島・グアム島・フィリピン	1965年3月～4月	中外日報社主催	遺品のみ
ガダルカナル	1965年7月	宮城県ガダルカナル慰霊団	3
サイパン島・トラック島・ペリリュー島	1965年7月～8月	南太平洋戦没者慰霊団	約150
メロン島	1966年4月～5月	メロン島遺骨収集調査団(戦友)	数不明
ルソン島	1966年6月	日本遺族会戦跡巡拝団	約15
ブーゲンビル島	1966年7月～8月	熊本県ブ島遺骨収集団	207
レイテ島	1966年8月	レイテ戦跡訪問遺骨収集遺族団	36箱
ルソン島	1966年12月	フィリピン戦跡訪問団	5
グアム島・サイパン島・テニアン島	1967年1月	南太平洋戦没者慰霊団	約100
レイテ島・ルソン島	1967年3月	フィリピン戦跡訪問団(大岡昇平参加)	数不明
マーシャル諸島・ギルバート諸島	1967年4月～10月	マーシャル方面遺族会	12
東部ニューギニア	1967年12月～3月	遺族2人	約1,000
東部ニューギニア	1968年2月	東部ニューギニア海軍戦没者慰霊団	5
テニアン島	1968年2月～3月	学生遺骨収集団	407
ファウロ島・ブーゲンビル島	1968年7月～8月	ブ島遺骨収集全国派遣団	2,617

出典：『朝日新聞』、『読売新聞』、『日本遺族通信』、『中外日報』等より作成。

例えば、サイパン島やトラック島の状況について、同島を訪問した慰霊団の帰国を伝える記事は「5 万人の遺体、玉砕のまま／荒れ果て、戦跡に散乱」との見出しとともにその様子を撮影した写真を掲載している¹⁶。記事では、帰国した団員の「現地は玉砕した当時そのままで、まだ遺骨がたくさん残っている」との団員の話を伝えている。特にジャングルの奥地では「ほら穴や堀、谷間に玉砕した当時そのままの荒れ果てた状態で、遺骨や遺品が多数ちらばっていた」という。

また、パラオ諸島を訪問した遺族団（5 人）の帰国を伝える記事は、「ゴウに散乱する遺骨」との見出しでその状況を紹介している¹⁷。特にペリリュー島については「大きなごうの中には、遺骨や鉄カブト、食料品のかん詰めなどが手のつけられないようなありさまで散らばっており、中に入るとまだ悪臭がただよっていた」という。

東部ニューギニアのウェワクを訪れた遺族の手記を掲載した記事では、「遺骨、川底に積

¹⁶ 『朝日新聞』1965 年 8 月 8 日付。

¹⁷ 『読売新聞』1965 年 8 月 15 日付。

重なる」との見出しで遺骨が散乱する状況を伝えている¹⁸。

こうして海外渡航の自由化によって遺族や戦友たちは、戦没者の遺体や遺骨の実態を初めて直視することとなった。もちろん、1950年代に派遣された政府の遺骨収集団によって少なからず現地の情報が伝えられ、海外戦没者の状況が可視化されたといえるが、遺族たちにとってそれは、あくまでメディア等を通じた限定的かつ間接的な情報に過ぎなかった。ましてや戦時中において前線の状況が銃後に伝えられることはなく、戦没者の遺体が目に見えるかたちで報じられることは決してなかった¹⁹。川村邦光が指摘するように、国民に対して「戦死者の遺体は隠され不可視だった」のである²⁰。しかし、1960年代半ばになって海外戦没者の状況は、遺族や戦友たちの現地訪問という実体験によって可視化されることとなった。そこで明らかになった現地の状況は、彼らにとって想像以上にひどいものと受け止められ、遺骨収容は「一応終了」と説明する政府に遺族たちは厳しい批判の目を向けることとなった。

日本遺族会の機関紙『日本遺族通信』には1965年以降、政府の対応を批判し遺骨収集の再開を要望する記事が多くみられるようになる。例えば1965年7月には、戦争で夫を失った遺族から寄せられた次のような投書が掲載されている。

遺骨収集を打切るなど以っての外、あくまで国の責任において、やりとげていただき
ましょう。〔中略〕まず以って再び還ることの出来なかった死者の遺骨なりと返して頂
きたいのが、総ての遺族の願いではないでしょうか。²¹

この遺族はそう訴えて「二十年の歳月を経過した今も、遺骨すらない私は時々、果して夫は死んだのだろうか。妙な錯覚に襲われるのです」と苦しい心境を吐露している。

また、1966年2月の同紙は「異国の地に眠る英霊を祖国に／未だ放置されている遺骨／戦後は終わっていない」との見出しの記事を掲載して政府の姿勢を批判している。

政府は一応、外地の遺骨収集は終わったとして平然としている。これに我慢できない遺

¹⁸ 『朝日新聞』1968年2月13日付。

¹⁹ 川村邦光『聖戦のイコノグラフィ——天皇と兵士・戦死者の図像・表象』（青弓社、2007年）p.126。

²⁰ 同上。

²¹ 『日本遺族通信』1965年7月1日号。

族は、もはや自からの手で、遺骨収集を行なう以外にないのか²²

こうした遺族の声に応えるかたちで日本遺族会は、1965年度の政府に対する要望事項に初めて「外地戦没者の遺骨収集を徹底的に実施するとともに戦没者の慰霊塔、墓地の整備、建立をはかること」および「戦没者遺族の戦跡巡拝、墓参等の実施について最大限の協力と助成を行なうこと」を盛り込んで政府への働きかけを強めていった²³。

ところで第8章でみたように、1956年に靖国神社の国家護持に関する要望を決議した日本遺族会は、それ以降、国家護持に関する請願の国会提出や全国署名運動などを展開していた²⁴。1963年3月に「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の成立（同年4月より施行）を実現させると、1963年度以降は政府要望項目の筆頭に「靖国神社の国家護持」を掲げ、1965年10月には靖国神社国家護持に関する調査会の報告書を作成し「靖国神社法要綱（案）」を立案した²⁵。

自民党もまたこうした日本遺族会の動きに呼応した。自民党の遺家族議員協議会は1963年12月20日の「靖国神社国家護持に関する小委員会」で日本遺族会の方針（骨子）を諒承し、翌1964年3月27日には自民党内閣部会に同名の小委員会を設置して正式に靖国神社の国家護持を推進していくことになった²⁶。

このように、1960年代、靖国神社の国家護持をめぐる日本遺族会と自民党は共同歩調

²² 『日本遺族通信』1966年2月1日号。

²³ 『日本遺族通信』1965年6月1日号。全7項目の要望事項のうちの六番目とされた。翌1966年度の要望事項もほぼ同文だが、「墓地の整備」の箇所が「墓地の整備（旧陸海軍墓地を含む）」に変更された（同上、1966年6月1日号）。

²⁴ 靖国神社の国家護持を求める全国署名運動は1960年1月から3月までの間に約295万人もの署名を集めた（田中伸尚『靖国の戦後史』岩波書店、2002年、p.80）。

²⁵ 前掲、中野「追悼の政治」p.385、前掲、田中『靖国の戦後史』pp.82-83、赤澤史朗『靖国神社——せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』（岩波書店、2005年）pp.140-141。また、1964年5月1日号以降の『日本遺族通信』では、題字下の標語が「日本遺族会は英霊の顕彰、戦没者の遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開くと共に道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本の建設に貢献することを目的とする」に変更され（変更前の標語は「われわれは遺族の相互扶助、慰藉救済の道を開き道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本建設に邁進すると共に、戦争防止、ひいては世界恒久平和の確立を期し以て人類の福祉に貢献することを目的とする」）、この時期における遺族会活動の変質が指摘されている（田中伸尚・田中宏・波田永実『遺族と戦後』岩波書店、1995年、pp.68-69）。こうした「変質」の要因の一つとして、1962年8月よりA級戦犯として終身禁固刑の判決を受けた賀屋興宣が第4代会長に就任したことが指摘されている（同上、pp.71-74）。賀屋は1977年4月に亡くなるまでその任にあった。

²⁶ 前掲、田中他『遺族と戦後』pp.213-214。

をとっていた。800 万人ともいわれる遺族を抱え、団結力も強く、強力な圧力団体であった遺族会は自民党の支持団体でもあり、第 3 代会長の安井誠一郎（在任期間：1961 年 9 月～1962 年 1 月）以降は自民党の現職議員が会長職を務めた。しかし興味深いことにこの時期、海外戦没者の遺骨収容問題への対応に関して積極的な姿勢をみせて遺族会の主張に近い立場をとっていたのは野党の社会党であった。これまでの国会論戦からもわかるように、1960 年代前半、社会党は河野正議員を中心に政府への攻勢を強めていた。

一方、政府、すなわち自民党政権はこの問題に対してはどちらかといえば受動的であり、消極的でした。そこには、1950 年代における政府遺骨収集団の派遣がまさに自民党政権（その前身である自由党および日本民主党政権を含む）が推進した事業であり、遺骨収容の「概了」方針を打ち出したのも同政権であったという事情があった。また、千鳥ヶ淵戦没者墓苑の敷地選定や性格をめぐる政府と日本遺族会との間には微妙に齟齬が生じており、象徴遺骨の収容が加速化すると墓苑の存在感が増大化し相対的に遺族会が重視する靖国神社の立場が低下するという観点から、あえて遺骨収容の問題を積極的には持ち出さなかったとも考えられる。しかし、自民党もまた遺骨収容に本質的に反対の立場だったわけではなく、遺族たちが遺骨収容の促進を主張するのであれば、これに柔軟に対応することは可能であった。特に靖国神社の国家護持問題をめぐって、神社祭礼の形式の維持にこだわる日本遺族会の本質主義を満足させることが困難であった自民党が、受け入れ可能でかつ心理的な慰藉効果の高い遺骨収容や戦跡巡拝実施の要求に応じたのは、ある意味自然の成り行きであった²⁷。

こうして、海外戦没者処理問題に関してイデオロギー対立を超越した共通の関心事として自民党と社会党が共同歩調をとる素地が生まれた²⁸。1966 年 8 月 13 日には、社会党の成田知己書記長と北山愛郎政策審議会副会長が首相官邸に愛知揆一官房長官を訪ねて、「南方諸地域には推定七十万の遺骨が放置されている」として、「政府責任で、遺骨の収容処理を年次計画を立てて進めるべき」との「海外戦没者の遺体、遺品の埋葬処理に関する申入

²⁷ 前掲、中野「追悼の政治」pp.385-386。

²⁸ 1969 年 9 月から 10 月にかけて、自民党の橋本龍太郎議員が社会党の河野正議員とともにニューギニアを訪問して遺骨収容活動を視察したように、靖国神社の国家護持問題をめぐり対立が先鋭度を増すなかで、遺骨収容の問題に関しては超党派的な動きがみられたことは、注目に値しよう。橋本議員はこの時のニューギニア訪問について、「私が当選して以来、海外に出始めたのは、基本的には遺骨拾集のためでした。これは私たちの世代がすべきことだと思っていましたから。外に出るというのは、それが、主だったのです」と回想している（五百旗頭真・宮城大蔵編『橋本龍太郎外交回顧録』岩波書店、2013 年、p.13）。なお、橋本議員は、1993 年から 1995 年まで日本遺族会会長を務めた。

れ」を提出した。これに対して愛知長官は「厚生省と打合わせる」と応じることとなった²⁹。

政府側においても、次第に遺骨収容の再開の必要性を認める声が聞かれるようになった。1966年2月の衆議院予算委員会第二分科会で河野議員が「もっと政府が熱意を持つべきではないか」と政府の姿勢を質したのに対して、椎名悦三郎外務大臣は大臣の答弁としては初めて、再開に向けて前向きな答弁を行った。

遺族の心情等を察しますと、難きを征服してあくまでこれは収集につとめなければならぬと考えますが、十分の成果をあげていなかったことは、まことに遺憾でございます。その点につきましては、今後十分努力してまいりたい、こう考えております。³⁰

また、1966年3月には主管大臣である鈴木善幸厚生大臣が、1950年代における収骨は限られた人員と日数で行われたため戦没者の遺骨がまだ「相当残っており」との認識を示したうえで次のように答弁した。

遺家族の方々の心情を思います場合に、やはり遺骨が残っておりということが確認されました場合には、予備費等から予算を支出いたしましても、外務省を通じて関係国と折衝をして、遺骨の収集を今後も続けるべきものだ、またそういう方向で努力したい³¹

さらに、1966年6月に鈴木大臣は、従来の取り組みが「不十分」であったことを初めて認め、引き続き「政府の責任において」遺骨収容を実施するとの方針を明言した³²。

そして次節で詳しくみるように、1966年7月から8月にかけては、熊本県の遺族を中心とした民間ベースによる遺骨収集団がソロモン諸島のブーゲンビル島等に派遣されて成功を収めたことが、大きな反響をよんだ。帰国後に収集団一行と面会した鈴木厚相は次のように述べたという。

²⁹ 『朝日新聞』1966年8月14日付。ただし、社会党に対して政府は何ら直接的な回答をなさなかったため、翌1967年7月の衆議院予算委員会でのことが俎上に挙げられ、政府は社会党に関係資料を提出することとなった（衆議院予算委員会議事録、1967年7月13日）。

³⁰ 衆議院予算委員会第二分科会議事録（1966年2月24日）。

³¹ 衆議院予算委員会第三分科会議事録（1966年3月1日）。

³² 衆議院社会労働委員会議事録（1966年6月9日）。

熊本県を中心とした民間の力で、ブーゲンビル島の遺骨収集が大成功を収めたことは喜びに堪えません。遺骨収集に政府の力が足りなかったことをお詫びします。政府は今回の壮举を教訓として、来年度予算から必要経費を新に計上して、残された地域の遺骨の収集に当る決意であります。³³

このように、1966 年 8 月までの段階において、遺骨収容の再開に向けた政府方針の方向性はある程度固まっていたと考えられる。この年の厚生省の活動をまとめた『厚生白書』には次のような記述がみられる³⁴。

海外戦没者の遺骨の収集・現地慰霊については、現在では中共地域（特に旧満州地域）及び北朝鮮地域を除いておおむね終つたかたちになっている。しかし従来政府が実施した遺骨収集は、広汎な地域に対して限られた人員と日数をもつて行なわれたことであり、その後山野に未処理の遺骨が発見されたという事例も見受けられるところである。

政府としては、戦後 20 年余を経た今日の遺族の心情及び国民感情も十分に考慮し、なるべく早期に遺骨収集の問題が終結するよう努力することとし、42 年度以降新たな計画により最終的な処理を行なうための遺骨収集を実施することとしている。

（3）政府による遺骨収容の「再開」

こうして政府の方向性は定まりつつあったが、遺骨収集団の派遣再開に関する事務レベルの具体的な検討は、米国の信託統治下にあったペリリュー島等の遺骨の状況が国内に伝えられたことを直接の契機とした。

1966 年 11 月中旬、厚生省援護局調査課の担当官が外務省北米課を往訪し、ペリリュー島とグアム島への厚生省職員の派遣について米当局の了解取り付けを依頼した³⁵。1965 年 8 月にペリリュー島を訪れた日本仏教文化協会慰霊団と、1966 年 7 月にグアム島を訪れた海上自衛隊遠洋練習航海部隊の報告によると、両島には「遺骨がなお多数残存している」

³³ 大久保武雄『霧笛鳴りやまず——橙青回想録』（海洋問題研究会、1984 年）p.409。

³⁴ 厚生省編『厚生白書（昭和 41 年度版）』（厚生労働省 HP「厚生白書」、http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/ 2015 年 3 月 2 日アクセス）。

³⁵ 北米課「ペリリュー島等における戦没者の遺骨の収集について（その一）」1966 年 11 月 14 日（「南方⑦」）。

とのことであり、厚生省では職員 2 名を派遣して収容にあたりたいと考えていた³⁶。実施時期は 1967 年 2 月を予定しており、グアム島については、当時同島で持ち上がっていた「慰霊公苑」設立計画の発起人であるオスカー・カルボ神父等に遺骨の収容を依頼して、職員が帰途持ち帰るなどの方法を検討していた³⁷。厚生省が 1966 年 12 月 1 日付で外務省に宛てた正式な依頼状には、「職員を現地に派遣して可能な限り遺骨を収集し、戦没者の霊を弔うことといたしたい」と派遣の目的が述べられていた³⁸。

厚生省の依頼を受けた外務省は、在京米国大使館に対してトーキング・ペーパーを提出して日本側の計画を伝えた³⁹。これに対して 1967 年 1 月 25 日、在京米国大使館のザーレン参事官は枝村純郎北米課長に対し、米国政府として異存がない旨国務省より連絡があったことを伝えた⁴⁰。この連絡を受けた厚生省はすぐに日程調整と実施準備にとりかかり、最終的に 3 月 6 日東京発、3 月 28 日帰国のスケジュールが確定した⁴¹。

しかし、その後の台風の影響でペリリュー島方面の公共施設や民家の 85%が破壊されるなどの大きな被害に遭い 2 か月間の入域禁止となったため出発は延期となり、結局年度を

³⁶ ペリリュー島の状況について厚生省の担当官は外部情報をもとにこのように述べたが、第 5 章第 2 節でみたように、1953 年 2 月の政府遺骨収集団派遣当時、同島では「地表面に露出している遺骨があまりに多く、全部を収容して持ちかえることができなかった」ので、頭蓋骨だけを収容して残りは適当な地点に集めてその場で拝礼し、そのまま現地に残してきたものも少なくなく、このことは帰国後派遣団員の「心のこり」になっていると厚生省の記録は記していた（前掲、『続・引揚援護の記録』pp.174-175）。にもかかわらず、政府は「概了」の方針を強弁し、10 年以上経過した後に外部情報によってようやく再訪を決定したところに、当時の厚生省の遺骨収容問題への消極的な姿勢がうかがえる。

³⁷ グアム島の慰霊公苑は紆余曲折の末、1970 年 5 月に竣工した。同慰霊公苑をめぐる動きについては、山口誠『グアムと日本人——戦争を埋立てた楽園』（岩波書店、2007 年）pp.65-76 に詳しい。

³⁸ 厚生省援護局長より北米局長宛公信援発第 1224 号「ペリリュー島等において戦没した者の遺骨の収集について（依頼）」1966 年 12 月 1 日付（「南方⑦」）。その後厚生省は、「現地官憲との折衝等遺骨発掘作業を円滑に実施するため」として、外務省職員の同行についても依頼した（援発第 1258 号、1966 年 12 月 13 日付、同上）。

³⁹ 北米課「ペリリュー島等における戦没者の遺骨の収集について（その二）」1966 年 12 月 14 日（「南方⑦」）。

⁴⁰ 北米課「ペリリュー島における戦没者の遺骨の収集について」1967 年 1 月 25 日（「南方⑦」）。

⁴¹ 厚生省援護局調査課長より各都道府県主管部長宛公信調査第 140 号「ペリリュー島戦没者の遺骨収集実施の時期について（通知）」1967 年 2 月 25 日付（「南方⑦」）。なお、ペリリュー島への入域許可は同年 3 月 1 日付で在京米国大使館よりもたらされた（Letter from Lewis M. Purnell, First Secretary of Embassy, Tokyo, to Sumio Edamura, Chief, North America Section, MOFA, March 1 1967）。

またいで 1967 年 5 月 15 日出発、6 月 6 日帰国のスケジュールとなった⁴²。派遣団は、西村祐造厚生省援護局調査課長および同調査課事務官、外務省北米課事務官の 3 名で構成され、他に朝日新聞社など 3 名の記者が同行することとなった。

こうして派遣団一行は、5 月 21 日から 28 日までの間、ペリリュー島北部丘陵の洞窟を中心に島の全域で約 1,300 柱の遺骨を収容し、5 月 29 日にこれを火葬して「戦没日本人之碑」の前で追悼式を行った。収容された遺骨はすべて氏名が判別できないものであったため、現地の貝殻を集めて遺族に渡すこととした。帰国後に厚生省が作成した報告書によれば、ペリリュー島の作業が成功した要因として、遺骨収容にあたってパラオ副支庁長（日系二世）と現地作業員（元海軍軍属や南洋庁巡査、日系二世などを含む）の協力を得たことを挙げている。一方、グアム島においては 6 月 3 日に防空壕から 2 柱を収容した。グアムの収骨が捗らなかったのは、事前情報が的確でなかったことが原因であった⁴³。

ペリリュー島・グアム島に続いて厚生省は、1967 年 11 月 20 日から 12 月 20 日までフィリピンにおける遺骨収容を実施した。同年夏に始まったフィリピンとの交渉は関係各省の了解取りつけに時間を費やしたものの、さしたる問題も生じることなくフィリピン側の許可が得られた⁴⁴。

フィリピンへの派遣団は石母田武厚生省援護局審査第一課長（元陸軍中佐、第 20 軍作戦参謀）を団長とし、厚生省職員 7 人と外務省職員 1 名で構成され、ルソン班とレイテ班に分かれて作業を行った。レイテ班には、1958 年時の収集団にも参加した柏井秋久も加わっていた。特にレイテ島のタクロバン、オルモック、リモン、カナンガ、カンキボット周辺の戦没者の多い主要戦闘地区を重点的に調査し、同島では 2,495 柱を収容した。ルソン島においてもマニラ東方やバギオ、ボントック、キャンガン、エチアゲ、バヨンボン、バレテなど戦没者が多かった地区から 1,652 柱を収容し、合計収骨数は 4,147 柱であった⁴⁵。

⁴² したがって、本来ならばペリリュー島方面への職員派遣は 1966 年度の事業として行われるはずであった。

⁴³ 厚生省援護局調査課長「ペリリュー島等戦没者遺骨収集に関する報告書」1967 年 6 月（「南方⑨」）。

⁴⁴ 1967 年 7 月 31 日付の厚生省の依頼（援発第 768 号）に基づき、8 月 15 日に外務省は在フィリピン安川壯大使に対してフィリピン政府の了解取りつけについて訓令した。最終的に 11 月 2 日付口上書をもって正式に同政府の許可が得られた（以上、外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 フィリピン」第 2 巻。以下、「フィリピン②」のように略記）。

⁴⁵ 前掲、『援護 50 年史』pp.234・235。

第2節 再開をめぐる問題と海外戦没者処理のゆくえ

前節でみたように、1967年から政府による海外戦没者の遺骨収容が「再開」された。ここでいう「再開」とは、1950年代に政府が遺骨収集団を派遣し、象徴遺骨の収容をもって戦没者処理が「概了」したとみなした地域に対して、再び政府職員を派遣して遺骨収容作業を実施したことを意味するが、実際には1967年以前の段階においてすでに民間ベースによる遺骨収容が行われていたことに注意しなければならない。

1964年4月に海外渡航が自由化されると、旧戦場を訪問し遺骨が散乱放置されている状況を目の当たりにした遺族や戦友たちのなかには、それらの遺骨を自分たちで収容し、国内に持ち帰るケースが生じた。その状況は、前出の【表19】のとおりであり、当初、これら遺族・戦友らによる遺骨収容に対する明確なルールは存在せず、政府は遺骨収容について「国の責任」で実施することを建前としながらも、民間・地方自治体等による遺骨収容を事実上容認していた。遺骨収容を目的とする民間からの渡航申請に対して厚生省は、直接的な援助はしないもののこれを了承し、外務省は現地政府との間の窓口となって調整を請け負うなどの役割を担った。そして、持ち帰られた遺骨は原則として厚生省に引渡され、遺族への引渡しができないものは千鳥ヶ淵戦没者墓苑へ納骨された。すなわち、海外渡航の自由化後、1966年までの数年間は民間ベースによってのみ遺骨収容が行われており、そして政府による取り組みが再開された1967年の時点では、政府と民間ベースの双方による遺骨収容が行われていたのである。

しかし、そうした民間ベースによる遺骨収容は様々な問題を引き起こすことになり、1968年以降、政府は「国の責任」による実施を改めて確認し、民間・地方自治体等による遺骨収容を禁止する方針を打ち出すことになる。本節ではその経緯を明らかにするとともに、再開後の遺骨収容の取り組みがどのようにして持続的なものになっていったのかについて検討する。

(1) 民間ベースによる遺骨収容と政府の対応

まずは、この時期に実施された民間ベースによる遺骨収容の代表例として、前節でも触れた熊本県ブーゲンビル遺骨収集団の派遣経緯をみてみよう。

熊本鎮台を母体に編成された第6師団は太平洋戦争開戦後、1942年に中国大陆からソロモン諸島方面の作戦を担当した第17軍に編入され、ブーゲンビル島で終戦を迎えた。しばしば「墓島」とも称される同島では激戦と補給断絶後の飢餓等によって3万3,600人

もの戦没者を出し⁴⁶、1955年2月の遺骨収集団派遣時には同島で320柱を収容したものの⁴⁷、多数の遺骨がまだ現地に残されていると考えられた。

第6師団の戦没者遺族を多数抱える熊本県では、地元の『熊本日日新聞』が1962年1月から3年がかりで「熊本兵団戦史」を連載して大きな反響をよんでいた。連載が終わりに近づいた1964年11月には秋永力・元第6師団長が熊本を訪ねて遺族に会い、「数万の遺骨を島に残して帰還したことは申し訳ない」と遺族に謝罪した。こうした状況を背景に熊本県の遺族たちは「勲章よりも遺骨」を望むとして遺骨収容への熱意が高まり、1964年の大晦日にはブーゲンビル島関係の遺族会と生存者会が合体して、陸軍教育総監部副官等を務めた田中典次・熊本県議会議員を会長とする遺骨収容対策実行委員会が結成された⁴⁸。

同実行委員会はブーゲンビル島への遺骨収集団派遣について相談するために厚生省に向いたが、同省からは「遺骨収容は終わった事になっている」という「役所的返事」しか得られなかった⁴⁹。そこで今度は外務省に対してオーストラリア政府への働きかけを依頼し、同省が1965年1月下旬、「政府は何等関与せおらず純然たる民間ベースによる渡航」であることを明確にしたうえでその実現可能性についてブーゲンビル島を当時管轄していたオーストラリア政府に対して打診したところ、豪政府からは異存ない旨の通知が寄せられたのである⁵⁰。

これを受けて実行委員会は具体的な計画に取りかかったが、最大の難問はブーゲンビル島への渡航手段であった。そこで1965年2月、熊本県選出の衆議院議員であり、当時第一次佐藤栄作内閣の運輸政務次官を務めていた大久保武雄のもとを訪ねた⁵¹。大久保は終戦直後に運輸省航海訓練所の所長を務めた経験があり、また1948年からは海上保安庁の初代長官を務めた人物であった。田中会長らの陳情を受けて大久保は練習船への便乗を思いついたというが、おそらく大久保には、1950年代の政府遺骨収集団が、空路を使用したビルマ・インド方面を除いて、原則として航海訓練所所属の練習船に便乗していたことが

⁴⁶ 前掲、『援護50年史』pp.126-127。

⁴⁷ 同上、pp.136-137。

⁴⁸ 前掲、大久保『霧笛鳴りやまず』p.407。

⁴⁹ 田中典次『三太郎随想』（非売品、1970年）p.8。

⁵⁰ 椎名外務大臣より在オーストラリア太田三郎大使宛電報第9号、1965年1月27日発（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収容関係（慰霊を含む）アジア、大洋州地域の部 南方地域諸島 熊本県ブーゲンビル島遺骨収集団関係」。以下、「熊本ブーゲンビル」と略記）。在オーストラリア太田大使より椎名外務大臣宛電報第57号、1965年2月12日発（同上）。

⁵¹ 前掲、大久保『霧笛鳴りやまず』pp.407-408。

念頭にあったと考えられる。いずれにせよ、1965 年 5 月 13 日の政務次官会議において大久保は「ブーゲンビル島の戦死者遺族や生残り軍人から、遺骨収集に行きたいとの強い希望があるので、運輸省の航海練習船大成丸に便乗させ、遺族の望みがかなうようにしたい」と発言して政府内をとりまとめ、その結果、民間の遺骨収容計画に対して政府所属の練習船による渡航が実現することとなった⁵²。この点に関しては厚生省の板垣徹援護局次長も「〔民間団体の〕練習船便乗は初めての方法だ。〔中略〕こんごも他の遺族会などから同様の方法による墓参の希望が出るかもしれないが、運輸省と話合って希望をかなえたい」と述べて、民間ベースによる遺骨収集団等の海外渡航に関して今後も政府が渡航手段を提供する可能性を示唆した⁵³。

このように厚生省は民間ベースでの遺骨収容の実施を否定はしなかったが、他方で外務省側には「ソロモン諸島への渡航については異議なきも、正式にこれを援助することは既に厚生省ベースでの遺骨蒐集作業が終了した地域でもあるので避けたい」と伝えていたように、あくまで遺骨収容は「概了」したとの立場を崩しておらず、その協力は精神的・側面的援助にとどまっておき⁵⁴、その「冷たい」対応に遺族らの不満は高まっていた。

その後、熊本県の計画実現に向けた英豪政府との折衝は外務省を窓口として行われ、遺骨・遺品の持帰りや記念碑の建立等について最終的に合意に達した。収集団の出発前日には厚生省の講堂にて壮行会が行われ、鈴木善幸厚生大臣は「遺骨の収集事業は困難をきわめようが、団員の熱意と努力による成功を祈ります」と激励した⁵⁵。こうして日本政府職員を含まない熊本県の遺族主体の遺骨収集団（団長・柴原貞喜元陸軍少佐、工兵第 6 連隊長）の一行 20 人は、英豪両政府の正式許可のもと、1966 年 7 月 12 日に運輸省航海練習所の練習船進徳丸⁵⁶で東京晴海埠頭を出港し、ブーゲンビル島のほか、英領コロバンガラ、アルンデル、ショートランドの各島で遺骨収容を実施した。現地では、歩兵第 13 連隊長長友成敏大佐の遺骨を確認したほか、ブーゲンビル島のブイン山には熊本から持参した大理石の慰霊碑を建立し、23 か所で慰霊・供養を行った。柴原団長によれば、「ほとんどが風化し、戦後の歳月の流れを深く感じた」が「現地政庁、現地人は非常に協力的」だ

⁵² 『朝日新聞』1965 年 5 月 14 日付。

⁵³ 同上。

⁵⁴ 「『ブ』島遺骨収集団の英領ソロモン諸島渡航について」1965 年 10 月 27 日（「熊本ブーゲンビル」）。

⁵⁵ 『熊本日日新聞』1966 年 7 月 12 日付。

⁵⁶ 計画の途中で、当初予定の「大成丸」から「進徳丸」に変更となった。

ったという⁵⁷。

8月26日に帰港した一行は、遺骨207柱のほか、鉄兜・軍刀などの遺品数十点、戦地の小石・砂など約1トンを持ち帰った⁵⁸。そのうち大小の石4個と貝殻が靖国神社宝物遺品館（現・遊就館）に奉納された⁵⁹。

遺骨は白木の箱に納められて、一行とともに熊本県に持ち帰られた。9月11日には熊本県護国神社で神田正種・元第17軍司令官や秋永力・元第6師団長を含め遺族ら約1,500人を集めて慰霊祭が開催された。慰霊祭終了後、県遺族会館で分骨式が行われ、熊本県知事から遺骨収集実行委員会の各郡市支部長に遺骨と現地の小石、砂などが納められた白木の箱が伝達された。唯一氏名が判明した友成元連隊長の遺骨は分骨式に出席した遺族に手渡された。そのほかの遺骨は各支部ごとに慰霊祭を行ってから分骨として遺族に渡されることとなった⁶⁰。

このように、熊本県によるブーゲンビル島等への遺骨収集団派遣は、政府職員を含まない純然たる民間ベースによる遺骨収容活動であったが、日本政府がそれを実質的に公認して支援を与えた典型的な事例であった。また、持ち帰られた氏名不詳の遺骨についても、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨するのではなく、その処理は遺骨収集団の主体となった熊本県の実行委員会に委ねられたことから、同委員会には全国各地の遺族から分骨の要望が殺到することとなった⁶¹。

政府は1967年までの時期において他の民間ベースによる遺骨収容についても、それを禁止したり、否定したりすることはなかった。すなわち、この時期において政府は、遺骨収容は「国の責任」で行うとしながらも政府としての取り組みは「一応終了」したもののみなし、その一方で民間による遺骨収容もまた否定しないという曖昧な姿勢をとっていたのである。しかし、この熊本県の事例と前後して、日本政府や相手国政府において、民間ベースの遺骨収容への対応に徐々に変化がみられるようになった。鹿児島県の事例がそれである。

⁵⁷ 『読売新聞』1966年8月27日付。収集団一行の活動については、『熊本日日新聞』（1966年8月27日付～9月9日付）の連載「ソロモンに行く——遺骨収集の旅から 1～14」に詳しい。

⁵⁸ 「ブーゲンビル島遺骨収集団の帰国について（報告）」1966年8月27日（「熊本ブーゲンビル」）、『朝日新聞』1966年8月26日付夕刊、『読売新聞』1966年8月27日付、『熊本日日新聞』1966年8月26日付、同1966年8月27日付。

⁵⁹ 『熊本日日新聞』1966年8月29日付。

⁶⁰ 『熊本日日新聞』1966年9月12日付。

⁶¹ 『熊本日日新聞』1966年8月26日付。

熊本県の遺骨収集団が出発する前日の 1966 年 7 月 11 日、鹿児島県のブーゲンビル島生存者の杉之尾三夫（元陸軍中佐・第 16 方面軍参謀）会長らが外務省を往訪して同島における遺骨収容の実施希望を伝えた。計画では、翌 1967 年 7 月から 8 月にかけて鹿児島のほか宮崎・大分・岡山・兵庫の関係各県の遺族が現地を訪問して慰霊と遺骨収容を行うこととし、期間と規模はほぼ熊本県と同様のものを予定していた。これに対応した外務省英連邦課の賀陽治憲課長が、翌日に熊本県の収集団が出発することを念頭に、「豪側としても、一体何時終るのかという不安感もあるように看取される」と述べたのに対し、杉之尾らは「厚生省にも当ってみたところ、予算はないので正式援助はむつかしいが側面的に支援を惜しまない旨の意思表示があった」として外務省の協力を求めた。結局、賀陽課長は「豪側の反応を確かめることが重要」と指摘したうえで、この問題を大臣に報告することを約束した⁶²。

その後、生存会（「鹿児島県ブーゲンビル島会」）は 9 月下旬に要望書を外務省に提出した⁶³。そこでは、熊本県の収集団の成果について「雨季に遭遇して十分な活動をする事ができず、僅か 207 柱を収容したのみで、約 4 万と推定される大多数の遺骨はそのまま密林の中に放置したまま」であり、しかも収骨の範囲は熊本県戦没者の地域のみに限られていたと指摘して、今度の派遣では範囲を広げて「最後の徹底的収集」を行いたいとしていた。また、要望書には鹿児島県知事と県議会議長の添え状が付されており、鹿児島県が一体となってこの計画を実現したい旨が述べられた。

鹿児島グループの計画では、渡航手段として熊本グループの時と同様に、運輸省航海訓練所の練習船に便乗することを想定していた。航海訓練所は、熊本グループ派遣時の壮行会で同所長が「民間による国家的事業をされる皆さんを進徳丸で送迎できることを喜んでいる。最善の協力をいたします」と述べるなど、協力的な態度を示していた⁶⁴。また、熊本グループの帰国後に発表された進徳丸船長の手記は、渡航前こそ練習船本来の訓練への影響、特に練習生の「一意勉強すべき環境に何かと障害を与える可能性が若干存在する

⁶² 英連邦課「鹿児島県ブーゲンビル島遺骨収集計画について」1966 年 7 月 11 日（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む） アジア、大洋州地域の部 南方地域諸島 鹿児島県ブーゲンビル島遺骨収集団関係」。以下、「鹿児島ブーゲンビル」と略記）。

⁶³ 杉之尾三夫鹿児島県ブーゲンビル島会会長（ブーゲンビル島第二次遺骨収集団派遣全国連絡協議会代表）より椎名外務大臣宛要望書「ブーゲンビル島への第二次遺骨収集団派遣について」1966 年 9 月 25 日付（「鹿児島ブーゲンビル」）。

⁶⁴ 『熊本日日新聞』1966 年 7 月 12 日付。

のではないか」という「教育者としての危ぐ」を抱いていたものの、実際には「[団員の]行動、模範のおかげで、われわれの危ぐは霧散し、教育的にもよい方向へ仕向けられた」と述べて派遣団に謝意を表明していた⁶⁵。

しかし、熊本グループの派遣時には練習船の提供に好意的であった航海訓練所は、今度は一転して強い懸念を示した。10月3日、同訓練所の教務課長は外務省英連邦課に電話連絡し、「航海訓練所としては、かかる計画が毎年行われることは練習船による教育業務そのものに著しく支障を来し甚だ迷惑と感じている」と述べ、同所としては「目下のところ、ブ島方面の訓練計画もなく、本件鹿児島県派遣グループの便乗は反対の意向である」旨を内々に伝えた⁶⁶。航海訓練所がこうした態度をとった背景には、もともと同訓練所内では進徳丸船長の手記にみられるような懸念がくすぶっていたなかで、熊本グループの練習船便乗の実現を政府内で強力に後押しした大久保運輸政務次官が1965年6月の第一次佐藤内閣改造ですでにその地位を退いており、運輸省内でこれを強力に推進する存在がいなかったことも影響したと考えられる。

さらに、1966年の後半以降に政府による遺骨収容の再開が検討されるなかで、次第に民間による遺骨収集団の派遣を抑制すべきとの考え方が政府内で浮上してきた。鹿児島のグループをはじめ、いくつかの民間団体が東部ニューギニア方面での遺骨収容を計画し、それぞれオーストラリア側に働きかけを行っている状況に対して、1967年3月初旬に厚生省援護局と外務省英連邦課の担当課長との間で行われた協議の結果、以下の点について在京豪大使館に伝達することが決まった⁶⁷。

日本政府としては、来年度から国の直接事業として遺骨収集のやりなおしを予算化できる見込がついたのでこれによって行なう。(来年度はフィリピン、南洋群島、メレヨ

⁶⁵ 白沢高康(進徳丸船長)「遺骨収集団を乗せて」(『熊本日新聞』1966年8月27日付)。

⁶⁶ 英連邦課「鹿児島県派遣ブーゲンビル島遺骨収集団について(報告)」1966年10月3日(「鹿児島ブーゲンビル」)。また、運輸省航海訓練所の担当課長は1967年5月にも外務省を往訪し、「所内でも迷惑なりとする空気がある」ことを伝えた。同課長はさらに、オーストラリア政府内にも「遺骨収集に批判的な空気も醸成されているやにも仄聞する」と述べて外務省の見解を質したのに対し、外務省側は「たとえかゝる空気があるとしても豪州政府についてみる限り、遺骨収集には出来る限り協力したいとの態度」であり「『豪州がいやがっているから鹿児島グループに企てを諦めるように薦める』という如きことを言うのは現在の事態の正確な伝え方ではない」と運輸省側の姿勢を暗に批判した(英連邦課覚書「参考」1967年5月4日(「鹿児島ブーゲンビル」))。

⁶⁷ 英連邦課「ニューギニア方面遺骨収集団について」1967年3月2日(「鹿児島ブーゲンビル」)。これらの点は、3月7日に在京豪大使館に伝えられた。

ン島を計画している由。) ニューギニア方面もいずれ再収集を行なう予定である。

豪大使館としては、かような〔引用者注——民間の〕グループの申請に対しては日本政府の何らかの **approval** がないものは受付けないとの態度で応対してもらいたい。

すでにみたように、1967 年 3 月の段階ではペリリュー島等への政府職員の派遣が決定しており、「国の直接事業として遺骨収集のやりなおし」を行うことが既定路線となっていた。他方、鹿児島県の例のように独自に遺骨収容計画を立てる民間団体も後を絶たず、政府はその対応に迫られ、とりあえず鹿児島グループの計画は 1967 年いっぱい凍結されることになる。ただし、「政府の何らかの **approval** がないものは受付けないとの態度」を豪側に要請していたということは、裏を返せば、この時点ではまだ政府が民間ベースの遺骨収容に「**approval** (同意)」する可能性が残されていたといえる。しかし、1967 年後半に生じた事態によって、その可能性が失われることになる。

1967 年 10 月、テニアン島を訪問した学生主体の遺骨収集団が、米信託統治領の施政当局から遺骨収容活動を許可し得ない旨を言い渡されるという事態が発生した。早稲田大学・拓殖大学・日本大学・國學院大學・亜細亜大学・東京農業大学・慶應義塾大学の 7 大学の学生とその OB の 19 人で結成された「戦没者遺骨収集学生団」一行は、10 月 9 日に日本を出発し、10 日にテニアン島に到着した。そして収骨活動を開始しようと準備しているところへ、米高等弁務官府からまず遺骨の域外持ち出し禁止が言い渡された。続いて翌 11 日には遺骨の移動禁止令が出され、学生グループは遺骨収容作業を行うことが全くできなくなった⁶⁸。とりあえず一行は計画を中止し、進藤仁団長（早稲田大学 OB）らがサイパン島で高等弁務官代理の説明を求めたが、一行が正式文書を所持していないことなどを理由に許可は得られなかった。『読売新聞』の取材に進藤団長は、「すでに発見した数百体の悲しい遺骨を目の前で見ても、わたしたちは手に触れることができない。遺族のみなさまに申しわけなくて、一同泣いております」と答えている⁶⁹。

この「戦没者遺骨収集学生団」は、南太平洋戦没者慰霊協会⁷⁰の支援を受けた団体であ

⁶⁸ 北米課「南洋群島に赴いた学生遺骨収集団に対する米側不許可について」1967 年 11 月 6 日（「南方⑦」）。

⁶⁹ 『読売新聞』1967 年 10 月 22 日付。

⁷⁰ 同協会は、太平洋戦没者慰霊委員会を前身とし、1966 年 11 月に厚生省援護局所管の財団法人として認可され、グアム平和慰霊公苑の建設（1970 年竣工）等を推進した。その後、1992 年 11 月に「太平洋戦争戦没者慰霊協会」に名義変更されている（太平洋戦争戦没者慰霊協会 HP「財団の歩み」<http://homepage3.nifty.com/pwm/ayumi/ayumi.html> 2015 年

った。現地からの連絡を受けた同協会事務局長と、同協会に関係のある中尾栄一議員（自民党）は外務省に善処を求め、主管課である同省北米課は、中尾議員らに対して学生グループに自重するように促しつつ、在京米国大使館との間で対応を協議した。

在京米国大使館のパネル参事官は今回の事態が生じた背景として、「最近ツーリストの目的で同地域入城の許可を受けながら、現地で遺骨を収集して帰る傾向がみられ、又、グワムには遺骨収集を看板にツーリストを勧誘して金もうけのタネにする operator がいるとも聞いている」と指摘した⁷¹。海外渡航の自由化以降に増加したグアム島など米国の信託統治下にある太平洋諸島への日本人旅行者の多くは、戦没者遺族や戦友たちによる慰霊巡拝を目的とするものであったが、慰霊巡拝は「観光」の範疇におさまるものと考えられていた。しかし、遺骨収容は慰霊巡拝とは全く性格が異なるものであり、特別な許可なく民間人が戦没者の遺骨を拾って領域外に持ち出すことは許されないというのが米国の考え方であった。パネル参事官は次のように述べている。

元来、戦場の整理や遺骨の収集は政府レベルで処理すべき事項であるというのが米側の基本的立場であり、このことについてはいずれ大使館と外務省のレベルで取り上げざるを得まいと考えている⁷²

この米国の指摘は、遺骨収容は「国の責任」で行うとしながらも民間ベースによる収骨活動も容認していた日本政府にとって、改めてその曖昧な姿勢が問い直される契機となった。ただし外務省は、「長期的問題としては米側の考え方には同感であり、協議を行なうことにやぶさかでない」としながらも、当面の問題解決としては米側の再考を求めた。特に、学生らによる遺骨収容について了承を求めた 9 月 7 日付の植木光教参議院議員（南太平洋戦没者慰霊協会理事長）の高等弁務官宛書簡の存在と、同協会が提出した学生グループの入城許可申請が「ルーティン的に処理され許可が発出された」ことを挙げ、この間の処理

3 月 4 日アクセス)。

⁷¹ 北米課「南洋群島に赴いた学生遺骨収集団に対する米側の不許可について」1967 年 10 月 13 日（「南方⑦」）。実際、この時期グアムでは同地在住の日本人が戦没者の遺骨を日本政府に売却しようという構想を持ち出して現地で反響を呼んでいたほか、日本政府のコンサルタントと自称した人物が学生グループの活動を妨害する書簡を現地当局に出したことが取りざたされるなどの問題が発生しており、現地当局がこの問題に非常に敏感になっていたという経緯があった（北米課「南洋群島に赴いた学生遺骨収集団の帰国報告について」1967 年 10 月 21 日、同上）。

⁷² 前掲、北米課「南洋群島に赴いた学生遺骨収集団に対する米側の不許可について」。

ぶりについては「米側も全然責任がないことでもない」と指摘した。また、学生グループは確かに正式な許可書を所持してはいないが「厚生省の blessing もある」として政府の関与を示唆した⁷³。厚生省の説明によれば、学生グループは「収集された遺骨は、当局に引き渡すことを条件として、〔厚生省〕当局の了解を得て現地に赴いたもの」であった⁷⁴。このことは 1967 年後半の時点においても、政府は民間ベースの遺骨収容を公認していたことを意味していた。

このように外務省をはじめ日本政府当局は、学生グループの遺骨収容を認めてもらえるよう繰り返し米側の妥協を求めたが、結局、許可が得られずにグループは滞在期限を迎えて帰国することとなった。

(2) 日本政府方針の策定と「日米了解覚書」の成立

「戦没者遺骨収集学生団」をめぐる一連の経緯は、米国領域における遺骨収容に関して日米間で再検討を行う契機となった。そこで問題となったのは、先にパーネル参事官が指摘したように、遺骨収容を実施する責任主体の問題であった。

1967 年 12 月 15 日、在京米国大使館のアームストロング書記官は北米課の担当官に対して、サイパン島の米高等弁務官府より「〔遺骨収容の〕問題に対する高等弁務官府の方針を再検討したく、その間、日本よりの遺骨収集団の受け入れを一切停止する」旨の連絡があったことを伝えた⁷⁵。そのうえで同書記官は、米大使館が高等弁務官府と打開策を協議するために遺骨収容問題に関する日本政府の方針を示して欲しいと述べて、日本側の対応を求めた。この会談で同書記官と外務省の担当官との間に以下のやり取りがあった。

⁷³ 同上。

⁷⁴ 厚生省援護局長より外務省北米局長宛公信援発第 1028 号「戦没者遺骨収集学生団について」1967 年 10 月 17 日付（「南方⑦」）。学生グループは厚生省に対して渡航前に詳細な「派遣計画書」を提出していた。同計画書によれば、派遣の目的について「大東亜戦争において、尊い生命を祖国に捧げ、南冥の果てに寂しく眠る英霊の御遺骨を収集し、その御霊を慰めると共に、われわれ若き世代の真の国づくりへの心がまえを新たにすることを目的として、第一回の派遣を実施する」としていた（同上）。

⁷⁵ 北米課「太平洋信託統治地域における遺骨収集問題」1967 年 12 月 15 日（「南方⑧」）。この会談でアームストロング書記官は、1967 年 11 月 12 日から 20 日までの佐藤首相の訪米によって米國務省が忙殺され、遺骨収容問題についてほとんど反応が無い状況を説明した。「戦没者遺骨収集学生団」をめぐる問題についても、國務省からの回答が届かずに時間切れとなったが、これも佐藤首相訪米の直前期で國務省が迅速に対応できない状況にあったことが影響していたと考えられる。

〔外務省担当官〕米側は従来、政府の派遣する遺骨収集団は受け入れるという態度のようであるが、政府派遣というのは純粋に政府の予算で派遣する公務員で構成された収集団という意味か、それとも民間団体で政府の許可を受けたものも含むのか
〔アームストロング書記官〕団長が政府職員であれば、団員に民間人を含んでいても良いと思う

このやり取りは、当時の日本側の関心の所在を明らかにするとともに、政府派遣の遺骨収集団のあり方について日本側に指針を与えるものであった⁷⁶。

すでに日本側は実態として遺骨収容を再開していたが、米国側の要請を受けて、政府における包括的な遺骨収容方針の策定に向けて動き出した。その際、念頭にあったのはちょうどこの 67 年 11 月から 12 月にかけて実施されたフィリピンにおける遺骨収容の経験であった。フィリピンから帰国した 12 月 20 日、収集団の石母田団長は次のように述べた。

現地に来て驚いたのは、遺骨が眠っているという情報があまりにもおびただしく持込まれることだ。〔中略〕政府派遣団以外のグループが思い思いに収骨して歩くことは弊害が多すぎる。日本に帰ってから問題点を整理し、日本政府として筋を通さないとまずい。⁷⁷

この石母田団長の発言は、遺骨をめぐるフィリピンの混乱状況を念頭に置いたものであった。フィリピンでは、ある程度まとまったかたちで戦没者が埋葬されている場所の多くが現地人によって掘り返されており、慰霊巡拝に訪れた民間の日本人に遺骨を売りつけるという事態が相次いでいた。また、旅行業者のなかにも現地人と契約して遺骨を買い集めて遺族たちに渡すものもいたといい、マニラ在住の日本人は「水牛の古い骨まで買わされている」と憤慨する状況であった。レイテ島を訪れた政府の遺骨収集団に対しては、現地の町長がサイレンを鳴らして住民を集め、「金になるんだぞ、情報を持ってこい」という場面もしばしばみられたという⁷⁸。収集団に同行した外務省の担当官も、「概して比側、現地

⁷⁶ アームストロング書記官は後日、「遺骨収集団に関しては、それが日本の責任により派遣されるもので、その団長が日本政府の職員であれば問題ないと思う」と改めて伝えた（北米課「太平洋信託統治地域における遺骨収集について」1968 年 1 月 6 日、「南方⑧」）。

⁷⁷ 『朝日新聞』1967 年 12 月 20 日付。

⁷⁸ 同上。

人の態度は協力的であり、一部の例外を除いて好意的でさえあった」が、「多くの場合、協力者は（その心情の内部にまで立ち入った観察は困難であったが）、何らかの物質的報酬を期待した上で協力してくれたものと見受けられた」と報告している⁷⁹。

戦没者の遺骨をめぐって現地を訪れる民間人がこれ以上トラブルに巻き込まれるのを防ぐためにも、政府は「国の責任」としての遺骨収容方針を策定する必要に迫られていた。

そうしたなか 1968 年 1 月 4 日、アームストロング書記官は北米課の担当官に対して、高等弁務官府においても「最近、観光目的で現地を訪問する日本人が遺骨収集を行なう例が増加して来た事にもかんがみ遺骨収集に関する政策を再検討している」状況を伝え、その検討材料として日本側の方針を早急に提示するよう改めて求めた。これに対して同担当官は、日本政府として遺骨収容は「政府派遣の収集団のみにより行なう方針である」旨を口頭で伝え、翌 1 月 5 日には厚生省と協議のうえ、「収集した遺骨は火葬の上、日本に持ち帰る方針」である旨を通報した⁸⁰。

以上の経緯を踏まえて、厚生省は 1968 年 2 月までに遺骨収容再開後における日本政府の方針を策定した⁸¹。同方針は冒頭に「本来国の責任と主体において実施すべきものであり、かつ、相手国との関係及び諸外国の例から見ても国が行なうのが当然である」ことを明記したうえで、実施方針として、以下の 4 項目を挙げた。

- (1) 遺骨収集事業は、政府の派遣団によつて実施することとする。
- (2) 地方公共団体又は民間団体等が行なう遺骨収集を主目的とする行事は、遺骨収集の本旨及び現地における混乱の派生を防止する趣旨からこれを認めず、現地慰霊及び戦跡巡拝を主とするよう指導する。
- (3) 地方公共団体又は厚生大臣が適当と認める公益法人等の団体が現地慰霊及び戦跡巡拝等を行なう場合の必要な措置については、政府において所要のあつせんを行なう等便宜を供与することがある。
- (4) 民間団体等が慰霊又は戦跡巡拝により現地を訪れ、たまたま遺骨を発見した場合又は政府派遣団による遺骨収集作業に側面的協力を行なつた場合において、遺骨は、すべて国の機関により処理し得るよう措置するものとする。

⁷⁹ 熊田理事官「ルソン北部 7 州出張報告」1967 年 12 月 22 日（「フィリピン②」）。

⁸⁰ 前掲、北米課「太平洋信託統治地域における遺骨収集について」1968 年 1 月 6 日。

⁸¹ 厚生省援護局「海外戦没者の遺骨の収集について」1968 年 2 月（「南方⑧」）。

このように、日本政府が新たに策定した遺骨収容方針は「国の責任」を全面的に打ち出したものであり、「地方公共団体又は民間団体等」による遺骨収容はその「本旨及び現地における混乱の派生を防止する」との観点から禁止するという内容となった。

厚生省はこの方針を徹底させるために、遺骨収容を目的とする民間団体や個人等の海外渡航の抑制指導を外務省に依頼した⁸²。これを受けて外務省は各都道府県に対して、政府の方針を周知したうえで、遺骨収容を渡航目的とする旅券申請があった場合には「当該目的による旅券申請を断念するよう指導する」ように要請した⁸³。そして、もし指導や説得に応じない場合には、理由書を徴したうえで申請を受理し、遺骨収容を目的とする申請である旨の付箋をつけて外務省に送付のうえ、厚生省を通じてさらに説得するなどの措置をとることとした。また、観光等を目的とする場合でも、渡航先が米太平洋信託統治地域（マリアナ諸島、カロリン諸島、マーシャル諸島）、英統治地域（ギルバート諸島、ソロモン諸島〈特にガダルカナル島〉）、豪州信託統治地域（東部ニューギニア、ビスマルク諸島）である場合には直接申請者に渡航目的を質し、遺骨収容の疑いがある場合には政府の方針を説明して注意喚起すること、あくまで目的が観光などと言い張る者についてはその旨を申請書の官庁記載欄に記入のうえ外務省に送付することなど、指導は細部にわたった。ほかにも、要注意地域としてインドネシア、マレーシア、ブルネイ、フィリピンを挙げて、これらの地域への渡航者は必要に応じて前述の地域に準ずる措置をとるように要請した。

こうして政府による徹底した措置がとられた結果、これ以降は、民間団体等の自己負担による協力を得ながら、政府主体の遺骨収集団が派遣されることとなった。ただし、その例外として、以前よりブーゲンビル島等の遺骨収容の実施について申請していた鹿児島グループの存在があった。

政府方針が策定された 1968 年 2 月、厚生省の担当官が外務省を往訪し、鹿児島グループへの対応について「遺骨収集事業は本来国の事業」を「建前」としつつも、「本件鹿児島県グループは約 3 年前より計画が出てきている」という経緯を踏まえ、「今後は他からの

⁸² 厚生省援護局長より外務省大臣官房長宛公信援発第 376 号「海外戦没者の遺骨の収集について（通知）」1968 年 6 月 1 日付（外務省外交史料館所蔵「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む） アジア、大洋州地域の部」第 1 巻。以下、「アジア、大洋州①」のように略記）。

⁸³ 外務省官房領事移住部長より各都道府県旅券事務担当部長宛公信領旅合第 2338 号「海外戦没者の遺骨収集を目的とする一般旅券発給申請について」1968 年 7 月 20 日付（「アジア、大洋州①」）。

この種計画は受付けないとの前提で、本件を取上げることとした」旨を伝えた。そのうえで、厚生省から外務省へ正式な依頼文書を発出するにあたって、政府方針の立場から「民間団体による『遺骨収集』」との表現は用いられないとの配慮をみせ、「遺骨収集行動をも含めると云う意味合で『慰霊等』という表現を使用したい」と述べて外務省側の了解を求めた⁸⁴。結局、この点については「現地慰霊及び戦跡巡拝等」という表現で落着し、厚生省は2月29日付で英国およびオーストラリア政府の了解取り付けについて外務省に正式に依頼した⁸⁵。その中では、鹿児島グループの現地における遺骨収容作業について、「派遣団が戦跡を巡拝し、現地慰霊を行なう間に日本人戦没者の遺骨を発見した場合の収集及び本邦送還についての関係国政府の許可とりつけにつきご協力願いた」として、あくまで現地慰霊と戦跡巡拝が主たる目的で、遺骨収容については副次的なものとして扱うことを建前とした。

こうして、鹿児島グループ（「ブーゲンビル島遺骨収集全国派遣団」）の一行（団長・浜崎積三・全国ソロモン会事務局長）は、英国およびオーストラリア政府の正式許可を得たうえで、1968年7月6日に運輸省航海訓練所の練習船（進徳丸）で東京を出発した⁸⁶。現地では、実態としてはブーゲンビル島やファウル島、ブカ島、ショートランド島で本格的な遺骨収容作業を行い、遺骨や遺品とともに8月28日に帰国した⁸⁷。鹿児島グループによって収容された遺骨は2,617柱にのぼり、帰国後は大部分が厚生省に引渡されて千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨された⁸⁸。そして遺骨と遺品の一部が一行とともに鹿児島県に持ち帰られ、9月1日に同県西本願寺別院で追弔会が開催された。持ち帰られた遺骨は、厚生省の

⁸⁴ 英連邦課「鹿児島県ブーゲンビル遺骨収集団について（報告・経伺）」1968年2月21日（「鹿児島ブーゲンビル」）。

⁸⁵ 厚生省援護局長より外務省欧亜局長宛公信援発第206号「ファウロ島並びにブーゲンビル島戦没者の現地慰霊及び戦跡巡拝等について（依頼）」1968年2月29日付（「鹿児島ブーゲンビル」）。

⁸⁶ 進徳丸には「海路班」として浜崎団長をはじめ12人が乗船した。ほかに18人が空路で本遺骨収集団に参加し、団員は合計30人であった。なお、団員は鹿児島県以外にも、宮崎、大分、東京、広島、岩手などの他県の遺族も参加していた。

⁸⁷ 『日本遺族通信』1968年10月1日号、『読売新聞』1968年8月28日付夕刊。また、鹿児島グループの活動の一部始終は同行した南日本新聞の記者らによって8mmフィルムで撮影されており、現在そのフィルムを所蔵している全国ソロモン会によってWeb上の動画サイトで公開されている（「【ブーゲンビル島遺骨収集①～⑤】S43 全国ソロモン会」<https://www.youtube.com/watch?v=bQG1BI8vQPk> 2015年3月9日アクセス。なお、動画は5分割されているが、URLは①のみを記載）。ほかに、『南日本新聞』の連載「ああブーゲンビル——遺骨収集団に同行して」（①～⑩、1968年8月28日～9月6日付）を参照。

⁸⁸ 『南日本新聞』1968年8月29日付。

意向により遺族に対して「分骨」はせず、鹿児島県が建立していた「太平洋戦争戦士之墓」に納骨された⁸⁹。

しかし、この鹿児島の事例はあくまで例外的な扱いであり、これを最後に民間ベースによる遺骨収集団の派遣が公式に認められることはなかった。とはいえ、民間団体による遺骨収集団派遣の動きはその後もしばらく続き、政府は対応に苦慮することになる⁹⁰。

民間ベースの遺骨収容問題についてひとまず結論をみた政府は、新たな方針に基づいて中部太平洋諸島における遺骨収容の実施について米国政府に申し入れた。

厚生省はすでに 1967 年 10 月に、フィリピンに続く政府職員の派遣先としてサイパン島・テニアン島・ロタ島・ウォールアイ環礁を想定し、外務省に対して米国側の予備的な了解取りつけを依頼していたが⁹¹、その直後に「戦没者遺骨収集学生団」の問題が発生したと佐藤首相訪米の影響で、いったん交渉を棚上げとしていた。その後外務省は、1968 年 1 月 8 日付トーキング・ペーパーを提出して、それら諸島への政府職員と戦友会関係者からなる遺骨収集団の派遣を米国側に打診した⁹²。これに対して在京米国大使館は 2 月 2 日、国務省からの訓令として、高等弁務官が信託統治地域の遺骨処理方針を再検討するために 2 月中旬にワシントンへ赴くので、そこでの結論を待つよう日本側に伝えた⁹³。

⁸⁹ 『南日本新聞』1968 年 9 月 2 日付。この時「太平洋戦争戦士之墓」に納骨された遺骨は 15 柱である（鹿児島県保健福祉部社会福祉課『『太平洋戦争戦士之墓』について』。「太平洋戦争戦士之墓」は 1952 年 5 月 2 日に鹿児島県によって鹿児島市城山公園内に建立された。建立当初は連隊区司令部から西本願寺鹿児島別院に預けられていた遺骨と県世話課が保管していた「無名戦士」の遺骨が納骨されたが、その後、同県内各地に埋葬されていた遺骨のほか、南方諸島での遺骨収集における分骨や霊砂が納骨されており、現在は遺骨 340 柱と分骨 446 柱および霊砂が納められている（同上）。

⁹⁰ 例えば、1969 年には多くの日本人グループが慰霊団の名目で東部ニューギニアを訪問して遺骨収集を行い、「現地住民の間に微妙なる反響」を引き起こしている状況が報告されている（外務省欧亜局長より厚生省援護局長・運輸大臣官房観光部長宛公信欧洋合第 2822 号「訪ニューギニア民間慰霊団及び戦跡調査団等について」1969 年 10 月 18 日付、「アジア、大洋州①」）。また、1971 年には、長野山岳会がテニアン島の遺骨収集を計画したのに対して厚生省が中止を要請したところ、同会は「日本人戦没者の収骨を日本人の手で行なうことが何故悪い」「厚生省が意地悪をしているのではないか」と強く反発する場面がみられた（北米一課「ミクロネシア・テニアン島の遺骨収集について（その 2）」1971 年 12 月 8 日、「南方⑦」）。結局同会は、1972 年度から 1977 年度まで、政府遺骨収集団に協力するかたちでテニアン島の急峻な断崖部や垂直壕内などの遺骨収集作業を行った（前掲、『引揚げと援護三十年の歩み』pp.319-320）。

⁹¹ 厚生省援護局長より外務省北米局長宛公信援発第 986 号「中部太平洋方面における戦没者の遺骨の収集について（依頼）」1967 年 10 月 6 日付（「南方⑧」）。

⁹² 「トーキング・ペーパー」1968 年 1 月 8 日付（「南方⑧」）。

⁹³ 北米課「中部太平洋地域戦没者の遺骨収集政府派遣団について」1968 年 2 月 2 日（「南方⑧」）。

ワシントンの結論は 1968 年 2 月末に伝えられた。下田武三駐米大使の報告電報によると、米國務省、内務省、国防省関係者およびノーウッド高等弁務官による検討の結果、日本からの遺骨収集団を受け入れるとの結論に達した。ただし、受け入れの手続きが極めて煩瑣であるため、同じ時期に申請のあった沖縄の遺骨収集団⁹⁴と合同とすることが条件として伝えられた。さらに、当該地域に関しては「今次派遣をもつて FINAL なものにする」が高等弁務官の強い希望であると伝えられたのである⁹⁵。

このワシントンの結論に対して厚生省は、「全く予期しなかったところ」として反発した。厚生省としては、政府職員の派遣を 1967 年度予算で実施する行政上の必要があり、そのためには出発の期限が差し迫っている、今さら沖縄との調整に時間を割くわけにはいかないという事情があった。また原則論として、新たに策定された基本方針を持ち出し、米国側に対してあくまで沖縄慰霊団とは切り離して実施することについて次のように許可を求めた⁹⁶。

日本政府としては、海外戦没者の遺骨の収集は国の責任と主体において実施することとし、民間団体には現地慰霊及び戦跡巡拝を主とするよう指導してきている。

この線に沿い、沖縄出身の戦没者についても日本政府の責任で遺骨を収集しており、収集した遺骨のうち氏名の判明するものは沖縄の遺族に渡すこととしている。

しかし、この点に関しては米国側も強硬で、沖縄慰霊団と合同することが「もっともセンスのあるやり方」で、それができないのであれば「今回の収集は取り止めにしてもらいたい」とまで述べて、日本側を牽制した⁹⁷。米国側がこうした強い態度をとった理由としては、米国の方針がワシントンの関係各省次官レベルの決定で変更は容易ではないこと、

⁹⁴ 沖縄の派遣団の性格については、1968 年 3 月 6 日に琉球政府の儀間厚生局長が外務省を来訪し、「遺骨収集団ではなく、戦前の沖縄出身同地域住民（当時の邦人の約 8 割を占む）の墓への参拝と慰れい祭、また可能ならば埋葬遺骨の分骨を行なう（戦場からの遺骨収集ではない）ことを目的」とする旨を説明しており、米側もこれを了承した（三木外務大臣より在米国下田大使宛電報第 426 号、1968 年 3 月 7 日発、「南方⑧」）。

⁹⁵ 在米国下田大使より三木外務大臣宛電報第 588 号、1968 年 2 月 27 日発（「南方⑧」）。

⁹⁶ 厚生省援護局長より外務省北米局長宛公信援発第 203 号「中部太平洋信託統治地域における戦没者の遺骨収集について」1968 年 2 月 28 日付（「南方⑧」）、厚生省援護局「中部太平洋方面戦没者遺骨収集及び現地追悼に関する報告書」1968 年 5 月（「南方⑨」）。

⁹⁷ 北米課「サイパン、ロタ、テニアン、メレオン島における遺骨収集について」1968 年 2 月 28 日（「南方⑧」）、前掲、「中部太平洋方面戦没者遺骨収集及び現地追悼に関する報告書」。

また、信託統治領当局と米内務省が一貫して日本側の遺骨収容に好意的ではなく、特に戦没者遺骨収集学生団の事案等により一層硬化し、禁止論さえ出ていたことがあった。そうした意見を抑えたのがノーウッド高等弁務官であり、ノーウッドは「むしろ全地域の遺骨の完全収集実現によりトラブルの根源を絶つべし」と提言して今回のワシントンの結論となったという事情があった⁹⁸。米國務省もまた、合同派遣とすることについて技術的にみて「無理が存在する」ことを認めつつも、「本件は諸般の困難をおしてしかも FINAL なものであるということで NORWOOD 高等弁務官のじん力によりせつかくここまでこぎつけた次第」であるので、3月10日に訪日予定のノーウッド高等弁務官との話合いで最終的な結論を出すしかないだろうとの見通しを、日本側に伝えたのであった⁹⁹。

そこで厚生省は、きたるノーウッドとの会談に備えて、米信託統治地域における遺骨収容の長期計画に関する資料を作成した。そこでは、以後における同地域での遺骨収容について次のような見通しを示していた。

マリアナ及びカロリン群島のうち、今回遺骨収集を実施する地域については、政府としては、これをもつて終了するものと考えている。ただし、この地域は多数の日本人が戦没したところであり、今回の遺骨収集が終った後において遺骨が発見された場合には、これを適宜の方法で日本政府に引き渡されるよう取り計らわれない。¹⁰⁰

すなわち、米側のいうところの今回で「FINAL なものにすする」という方針を受け入れることを既定路線とし、これをノーウッドに申し入れるよう外務省に依頼したのである。これに対して外務省内では「今回の収集実施のみを以て打ち切りと断定して差支えなきや。将来の計画如何をもう少しつめておく必要あり」との疑問が投げかけられたが、この方針が変更されることはなかった¹⁰¹。

ノーウッドとの会談は3月11日から12日にかけて行われ、日本側は外務省から大河原良雄北米局参事官、北米課長、厚生省からは実本博次援護局長らがそれぞれ出席した。こ

⁹⁸ 前掲、三木外務大臣より在米国下田大使宛電報第426号、1968年3月7日発。

⁹⁹ 在米国下田大使より三木外務大臣宛電報第692号、1968年3月8日発（「南方⑧」）。

¹⁰⁰ 厚生省「今後における信託統治地域の戦没者の遺骨の収集について」1968年3月9日（「南方⑧」）。なお、「セキュリティ・ゾーン」であるため遺骨収集の実施が困難とされたマーシャル群島については、「なるべく早期に」遺骨収集ができるよう配慮を求めることとしていた。

¹⁰¹ 北米課「太平洋信託統治地域における遺骨収集について」1968年3月9日（「南方⑧」）。

の会談において、政府の遺骨収集団と沖縄の慰霊団を別個に派遣することについてノーウッドの同意を得ることができ、さらに以下の点について合意に達した¹⁰²。

- 1、今回日本政府が派遣するサイパン、テニアン、ロタ及びウォーレイ（メレヨン島）¹⁰³への遺骨収集団をもって、同方面の遺骨収集は終了したものとする。将来発見された遺骨は米信託統治政府から日本政府に通報する。大量の場合は、日本政府の収集団の派遣を要請することがある。
- 2、民間よりの墓参団、慰霊団が同地域でたまたま遺骨を発見した場合には、その旨を信託統治政府に報告してもらい、同政府はその旨を日本政府に通報し、日本政府の要請をまって遺骨を日本政府へ送還する。したがって、民間の観光団、墓参団等による遺骨収集は今後一切禁止する。
- 3、パラオ地区については、昨年日本政府が行った遺骨収集をもって同地区の収集は完了したものと了解する。
- 4、将来メレヨン会からメレヨン島への慰霊団派遣の要請があった場合、交通手段、宿泊施設の関係から人員を制限し、または許可しないこともある。
- 5、エニウェトック、クエゼリン地区は軍の管理下にあるが、将来同地区で慰霊祭を行なう場合には国防省にも連絡する必要があるので、在京米大使館を通じて前広に要請されたい。ミリ環礁については、セキュリティー・ゾーンでないので、日本政府が希望するなら米側で遺骨（目にふれる遺骨）を収集して送還する。

またこの会談では、日本側（外務省・厚生省）と米国側（ノーウッド高等弁務官・在京米国大使館員）との間で、米国の信託統治地域に関する「日米了解覚書」が作成された。この「日米了解覚書」は、3月中に日本政府が遺骨収集団を同地域に派遣することに高等弁務官が許可を与える基盤とされた。そこでは「日本政府の方針」として以下のことが明記された¹⁰⁴。

日本政府は、信託統治領地域の第二次世界大戦戦場における日本人戦没者の遺骨収集

¹⁰² 三木外務大臣より在米国下田大使宛電報第 478 号および別電第 479 号、1968 年 3 月 13 日発（「南方⑧」）。

¹⁰³ ただし、ウォールアイ環礁については、交通事情により派遣を断念することになった。

¹⁰⁴ 前掲、「中部太平洋方面戦没者遺骨収集及び現地追悼に関する報告書」。

については、正式の政府派遣団（それはいつもきわめて小人数であったが。）が派遣され、かくて、たまたま近づきうる場所にあった主要遺骨が、現地において火葬され、その遺骨が日本に送還されたときは遺骨収集は完了したものとする。

日本政府として、東アジアのさらに近づきがたい洞窟やジャングル内に散在する戦没者の遺骨を徹底的に捜査することは、現状においては、財政が許さないことが明らかである。従って、日本政府は、信託統治領地域に関しては、他の地域におけると同様、政府派遣団の帰還後発見される日本人戦没者の残存遺骨は、その発見された地域の地方当局の好意により、可及的適切な取扱いのなされることを希望する。

太平洋信託統治領地域において、日本政府派遣団が今日なお関心をもっている島は、サイパン、テニアン、ロタ、ウォールアイ、ミリ、エニウェトックとケゼリンだけであると、日本政府は考える。これらの島々に政府派遣団が派遣され、人の目につく、近づきやすい場所の遺骨が収集されたあかつきには、たくさんの遺骨が発見されたという新しい情報が入った場合を除き、重ねて信託統治領地域むけには政府派遣団派遣の要求は行なわないものと日本政府は考える。

すなわち、「戦没者の遺骨を徹底的に捜査すること」は「財政が許さないことが明らか」であるとして、①政府の遺骨収集団派遣によって「人の目につく、近づきやすい場所」の主要遺骨が日本に送還された時点で遺骨収容は完了とみなし、②残存遺骨については現地当局の好意に任せて「可及的適切な取扱い」を期待する¹⁰⁵というのが、1968年の時点における日本政府の結論であった。

この日米間の合意を受けて、横溝幸四郎を団長とする政府職員5人からなる遺骨収集団がサイパン島・テニアン島・ロタ島に派遣された。一行は、1968年3月23日に出発し、サイパン島で5,774柱、テニアン島で2,393柱、ロタ島で55柱の遺骨を収容して各島でそれぞれ追悼式を行った。そしてさらにグアム島の2柱の遺骨を収容し、4月17日に帰国した。

このように、米高等弁務官との会談で太平洋諸島における日本政府の遺骨収容方針はより具体的なものとなったのである。

¹⁰⁵ この点に関しては、戦没者の氏名や部隊名調査の手がかりになるものとして「飯ごう、防毒面、認識票等の物品」を遺骨とともに返還することや、発見場所・発見日時などを遺骨ごとに添付することなどもあわせて希望していた。

(3) 遺骨野ざらし問題の再燃と海外戦没者処理のゆくえ

新たな基本方針の策定と米国との了解成立は、再開後の遺骨収容のあり方を方向づけると同時に、遺骨収容の終了をも見据えたものでもあった。1968年2月に策定された基本方針「海外戦没者の遺骨の収集について」は、再開の趣旨として「従来の遺骨収集を補完し最終的措置を行なう」ことを掲げていた。したがって、「人の目につく、近づきやすい場所」の主要遺骨が日本に送還された時点で遺骨収容は完了したものとみなす、という米国との間の了解はこの趣旨に則したものであった。

また、現地に残された遺骨の処理については現地当局の好意に任すことが米国との間で合意されたが、厚生省は同様のことを、東部ニューギニア地域などを管轄するオーストラリア政府にも要請したいと考えていた。東部ニューギニアへは1969年10月から11月にかけて政府の遺骨収集団が派遣され、約8,800柱が収容された。11月18日、帰国報告のために外務省を訪問した厚生省の武藤琦一郎援護局長は、「現地当局が旧日本軍軍人の遺骨を偶々発見し、集骨した場合には日本政府あて送付方豪州政府に申入れる」という可能性について検討するよう外務省に依頼した。外務省側は、この席で検討を約したものの、「関連費用を確実に日本側が負担し得ると言う保証がない限り豪側には持ち出し得ない問題」とであると指摘した¹⁰⁶。

この問題は、厚生省が収骨団派遣後に発見された遺骨の収容をオーストラリア側に一任するものと受け止められ、駐豪大使館からは現地の事情を踏まえ「このような計画は問題となりえないことは明白」との批判の声があがった。すなわち、「日本人の遺骨を戦時中の旧敵国人に拾わせることは民族的立場から許しがたいとの言が豪人親日家の口から洩らされた例もあり、かかる計画が実現された場合心ある豪人のひんしゆくを買うことは必至」であるのみならず、「一般人についてもいたずらに戦時中の悪夢をよびおこす結果となる次第」と考えられたのである。したがって、オーストラリア人の「メンタリティ」と対日恐怖感が根強く心底に残っている現状にかんがみて、豪側に収骨を依頼することは「無益であるのみならず危険なこと」であって、「しかもかかる危険を冒す理由は何も見当らない」というのが現地大使館の見解であった¹⁰⁷。

¹⁰⁶ 欧亜局大洋州課「東部ニューギニア戦没者遺骨収集派遣団の報告について」1969年11月18日（「南方⑥」）。

¹⁰⁷ 在オーストラリア西田臨時代理大使より愛知揆一外務大臣宛公信豪第1607号「東部ニ

この見解を踏まえて外務省は、翌 1970 年 1 月下旬に厚生省に対して、以下の 3 点の理由を挙げて、豪側に申入れを行うことは「適当でなくまた実際上の効果も余り期待しえない」との結論を伝えた¹⁰⁸。

旧日本軍軍人の遺骨収集は日本人自らの手によって行なうのが筋であると考えられ、また豪州政府も先般派遣された如き日本政府の遺骨収集団に対してはできる限りの便宜供与を行なうとしている。

かつて敵国人であった旧日本軍軍人の遺骨収集をたとえ組織的な収集でないにせよ外国人たる豪州人に行わせることについては、先方より極めて機微な反応が予想される。現地で偶々発見された遺骨が旧日本軍軍人のものであるかその他のものであるかどうかを先方に確認させることは技術的に困難であると考えられる。

こうして、この問題をオーストラリア側に持ち出すことは避けられたが、一方、米国との関係では、日米了解に基づいて厚生省は米国による太平洋諸島の調査と収骨に期待し、他方で米国側は、遺骨収集団の受け入れに消極的となった。1970 年 10 月から 11 月にかけて、1968 年の派遣時に除外されたウォールアイ環礁に政府職員 2 人と民間人（戦友）2 人の計 4 人が派遣され、1,996 柱が収容されたが、それ以外は手つかずの状況であった。そうしたなか、1970 年 11 月、『朝日新聞』に「サイパンの遺骨 自費で収集／密林踏みわけ 150 体／冷たい厚生省に怒り」という記事¹⁰⁹が掲載されたことがきっかけで、いわゆる「遺骨野ざらし」問題が再燃することとなった。

同記事による経緯は次のようであった。サイパン島の現地人が来日した際、東京在住で知人の O 氏にまだ同島には多数の遺骨が残っている状況を日本政府に知らせたいと持ちかけた。そこで連れ立って厚生省を訪れて状況を説明したところ、「サイパンには、43 年度に厚生省から収集団を出して、収集は済んでいる。骨が、そんなにたくさんあるとは考えられない」「密生したジャングルの奥までは、収集団だってはいって行けない」「遺骨収集予算は、ことしだって 1,500 万そこそこだ。他にも収集しなければならないところはあ

ユーギニア戦没者遺骨収集問題（報告）」1969 年 12 月 19 日付「（「南方⑥」）。

¹⁰⁸ 大洋州課「在キャンベラ戦争記念館展示品回収問題及び豪州人による旧日本軍軍人の遺骨収集問題について」1970 年 1 月 27 日（「南方⑥」）。この結論は 1 月 28 日に厚生省側に伝えられた。

¹⁰⁹ 『朝日新聞』1970 年 11 月 22 日付。

る」という冷たい返事だった。O氏は11月6日から16日まで自費でサイパン島へ渡航し、高等弁務官府や現地市長を訪問したうえで遺骨収容活動を行い、約5日間で150柱を収容した。収容された遺骨は現地の祠のような場所に安置しているとの話であった。

この報道を受けた政府の当初の反応は、否定的かつ消極的なものであった。外務省は、「遺骨が残存していることは十分考えられる」が大量の遺骨が残置されているとは思われず、「あたかも大量の遺骨が放置されているかのような本件報道振りは事実と反すると考えられる」とみていた。特に、O氏が「単独で収骨を実施したことは〔日米了解〕覚書に違反するものであり、今後の遺骨収集実施に際し日米間にしこりを残すもので遺憾である」と問題視した。したがってO氏に対しては、その熱意は多とするが、「遺骨収集という国際間の問題にかんがみ日米関係、政府全体の方針等大局的立場を説明の上、慎重な態度をとるよう要望する」との姿勢で対応する方針を固めた¹¹⁰。

他方、厚生省はこの問題について「日航の就航や東洋郵船の定期航路開設に伴ない、今後この種反響が益々大きくなることが予想され、厚生省としても何らかの態度決定を迫られている次第」と重く受け止め、対応策について外務省との協議を開始した¹¹¹。1967年にはグアム島、1970年にはサイパン島行の直行便が開通するなど、太平洋諸島への日本人観光客は増加の一途をたどっていた。また、同年12月には週刊雑誌等でも遺骨収容の問題が取りあげられ、それらは厚生省の対応に批判的な内容であった。

厚生省は、外務省と同様に、「ジャングル内や洞窟内の奥深くに未収集の遺骨が残存していることは十分考えられる」が、「報道振りの如く大量に放置されていることは絶対ない」との認識を示していた。したがって、「政府収集団の再派遣は目下考えていない」という立場にたっていたが、「この種 sporadic〔散発的〕に発見される遺骨の処理につき対策を早急に講ずる必要」があると考えていた。そこでまず、O氏が収集した遺骨については「日米了解覚書」に基づいて米国側の手により送還してもらうこと、そして以後発見されたものについては「米側（例えば高等弁務官府）へ委託費的なものを渡しておき、親日的な住民の手で収骨の上日本へ送還して貰う方法を確立すること」を外務省に提案した。

これに対して外務省は、「覚書」の趣旨はあくまで米側の政府機関のイニシアチブで収集した遺骨を日本政府へ送還するという意味に解されるので、O氏収集の遺骨について「覚

¹¹⁰ 北米一課「サイパン島の遺骨収集問題について」1970年11月25日（「南方⑧」）。

¹¹¹ 北米一課「サイパン島の遺骨収集問題について（その2）」1970年12月4日（「南方⑧」）。

書」を援用することはできず、厚生省の係官が現地に出張して引き取るのが「最善の方法」であると主張した。厚生省は「予算措置が全くないので不可能」であると否定的な態度を示したが、外務省は「政府ベースの処理」という建前を保つためであれば「予算措置の有無は第二義的問題」であると一蹴した。また今後の問題について外務省は、「覚書」の趣旨は「全部を米側へ頼るということではない」と指摘し、米国側に委託費を渡しておくのも一案ではあるが、「予算その他の制約もあろうが厚生省としての対策を打ち出してほしい」と注文をつけた¹¹²。

その後、12月中旬に外務省が改めて見解を聴取した際も、厚生省は「日米了解覚書で米側の手による収骨、cremate〔火葬〕の上日本側へ送付してくれる建前になっているので、一応はこの方式に頼りたい」との立場を崩さなかったが、1971年に入ると対応に変化がみられた。

1971年1月7日、外務省を訪問した厚生省の武藤援護局長は、「最近マスコミその他でサイパンの遺骨問題につき厚生省が非難を受け困惑している」と述べて、厚生省職員を現地に派遣してO氏収集の遺骨を引き取るとともに、「人目につく場所にある遺骨の収集作業に従事させる予定」であることを伝えた。派遣に際しては高等弁務官と会見し、「覚書」の存在にもかかわらず「実際には米側による残存遺骨の収集送還が行われていない」として「その旨改めて依頼する」こと、また「米側として送還が困難ならば放置遺骨が発見された際情報を提供して貰い、さすれば厚生省より係官を派遣する旨申入れる」ことを考慮していることなどを説明した¹¹³。

またこの会談の席で武藤局長は、「現実にはかなりの遺骨が残存していると思料される」との認識を初めて示したが、「洞窟内やジャングルの奥深くは危険でもあるのでカヴァーできない」として、「少なくとも観光客等の目にはとまらない程度に収骨を行ないたい」と述べてあくまで表面的な収集にとどまることを暗に示した。

その後厚生省は、1月19日付で正式に遺骨収容および状況調査のための政府職員派遣について米国の了解を取りつけるように外務省に依頼した¹¹⁴。これを受けて外務省は2月2日に米国側に申し入れを行い、2月下旬に許可を得た¹¹⁵。これにより厚生省側2人と外務

¹¹² 同上。

¹¹³ 北米一課「サイパン島の遺骨収集問題について(その4)」1971年1月7日(「南方⑧」)。

¹¹⁴ 厚生省援護局長より外務省北米局長宛公信援発第82号「サイパン島における戦没者遺骨の収集並びに状況調査について(依頼)」1971年1月19日付(「南方⑧」)。

¹¹⁵ 愛知外務大臣より在米国牛場信彦大使宛電報合第544号、1971年2月2日発、外務

省側 1 人の計 3 人の職員は、3 月 2 日から 11 日にかけてサイパン島を訪問し、1,971 柱の遺骨を持ち帰った。

こうして日本人観光客の増加を背景に再燃した「遺骨野ざらし」問題は、厚生省の重い腰を動かした。同行した外務省担当官の報告書によれば、サイパン島には「遺骨は未だ大量に残存している」ことが推測された¹¹⁶。これら残存遺骨に対して厚生省は「日米了解覚書」に依存した対応を重視していたが、実際に現地に行って当局関係者らと協議してみると、「残存遺骨につき米側の手で収骨の上日本へ送還するとの前記覚書の趣旨は空文化しており、実効性はほとんど期待できない」状況であることが判明した。「覚書」に基づく「施政当局の通達が実効的でない主たる原因」としては、現地の住民が「収骨を依頼するなら何らかの反対給付を提供することを望んでいる」ことにあると外務省担当官はみていた。さらに、現地施政当局と現地住民の間には対立・離反関係があり、覚書に依存した対応はもはや不可能であるように思われた。また、結局のところ、遺族やその他民間人の遺骨収容が相当行われているが、遺骨の島外持ち出しが禁止されているため、警察等に保管されている状況であった。このたびの派遣団が持ち帰った遺骨にもそうした民間人が収集したものが少なからず含まれていた。

このように、現地の状況は、「覚書」に依拠した対応が困難であることが判明する一方で、日本政府が禁じたはずの民間ベースによる遺骨収容が続いているという混乱したものであった。これを打開するための方策として、政府収集団の再派遣や長期駐在官の派遣などの対策を講じる必要があると外務省の報告書は記しているが、この時点でも厚生省は、1967 年度に再開された遺骨収容は 1972 年度におおむね終了するとの見通しで収集団の派遣計画を進めていたのである。

今までみてきたように、「再開」後の遺骨収容は「最終的措置」とであると位置づけられていたが、何をもって「最終的措置」とするかは明確ではなかった。しかし、米国との交渉の過程において合意された「近づきうる場所にあった主要遺骨が、現地において火葬され、その遺骨が日本に送還されたときは遺骨収集は完了したもの」とするという考え方は、米国の信託統治領に限らず、海外戦没者処理を主管する厚生省において共通した認識であっ

省アメリカ局長より厚生省援護局長宛公信米北 1 第 80 号「サイパン島における戦没者遺骨の収集及び状況調査について」1971 年 2 月 27 日付（以上、「南方⑧」）。

¹¹⁶ 北米一課「サイパン島遺骨収集問題」1971 年 3 月 20 日（「南方⑧」）。

たといえる。サイパン島における遺骨野ざらし問題が再燃した際に、厚生省の援護局長は「1968 年の政府派遣の収集団による収骨は symbolic なものであった」と漏らしたが¹¹⁷、再開後の遺骨収容についても「symbolic [象徴的]」なものであるとしたこの認識は、1950 年代の「象徴遺骨」の収容という考え方を再開後もまだ引きずっていたことを意味しており、厚生省は遺骨収容の「一応終了」ないし「概了」という幕引きを再度はかろうとしていたのだといえる。

しかし、その状況はグアム島における横井庄一の「発見」によって一変することになる。1972 年 1 月に「発見」された横井は 2 月 2 日に帰国したが、これを契機として斎藤昇厚生大臣は閣議で「厚生省としては生存者搜索と遺骨収集にもっと力を入れたい」と発言し、これを受けて佐藤首相は「この際、計画をたて直して活動を進めるべき」と指示を出した¹¹⁸。その結果、厚生省は「海外に於ける生存未帰還者の救出及び戦没者の遺骨の収集等の実施要綱」を策定し¹¹⁹、新たな計画のもとで予算を大幅に増額して¹²⁰、より積極的に遺骨収容を推進することとなった。

同要綱では民間の協力を重視し、特に「遺骨収集にあたっては、日本遺族会等民間団体の協力を要請することとし、このため当該団体に所要の財政援助を行なうこととする」ことが明記された。これにより 1973 年度以降、遺骨収集団の派遣にあたって政府は、日本遺族会や諸戦友団体、日本青年遺骨収集団等の民間団体の協力を要請し、当該団体に対して国庫補助金（補助率 3 分の 2）を交付する制度を設けて事業の促進をはかった¹²¹。

1973 年度から新たな方針のもとで開始された遺骨収容の取り組みは、日本政府において「第三次計画」と位置づけられ、9 万 3,628 柱が収容された。今日、1950 年代における遺骨収集団の派遣について「第一次計画」と表記されるが、これまでみたように政府による収集団派遣は、当初より複数年次計画として立案されていたわけではなく、「第三次計画」が実施されるにおよんで初めて、過去をさかのぼって「第一次」（1967 年度から 1972 年

¹¹⁷ 前掲、北米一課「サイパン島の遺骨収集問題について（その 4）」。

¹¹⁸ 『朝日新聞』1972 年 2 月 4 日付夕刊。

¹¹⁹ 厚生省「海外に於ける生存未帰還者の救出及び戦没者の遺骨の収集等の実施要綱」1972 年 2 月（前掲、『援護 50 年史』pp.513-514）。

¹²⁰ 1973 年度には遺骨収集関係予算が、前年度の約 1,300 万円から約 16 倍の約 2 億 2,000 万円（1974 年度は 2 億 5,000 万円、1975 年度は 4 億 7,300 万円）に大幅に増額した（厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』ぎょうせい、1978 年、p.314）。

¹²¹ 前掲、『援護 50 年史』p.337。

度までについては「第二次」)と位置づけられたのである¹²²。さらに 1976 年度以降は、「遺骨残存の確実な情報があり」「相手国の事情により収集が可能となった場合」に収容を実施することとなった¹²³。今日に至る遺骨収容の取り組みは、この延長線上にあるといえる。

このように、1950 年代に開始された政府による遺骨収集団の派遣は、いったんは断絶をみたものの、1960 年代後半に再開し、その後紆余曲折を経て今日に至っている。その間において「象徴遺骨」という考え方は消滅し、発見された遺骨は原則として送還するという条件付きの「内地還送」方式というべきものになっていった。また、1950 年代に遺骨収集団が行っていた「戦没日本人の碑」の建立は 1960 年代以降には行われず、代わって 1970 年代以降に政府は、遺骨収容とは別途の事業として戦域ごとに戦没者慰霊碑を改めて建立することとなった¹²⁴。こうして、1950 年代に構築された海外戦没者処理の体系は、時の経過とともに変容していったのである。

¹²² 『厚生白書』においても、1973 年版で初めてそうした区分による記述がみられる。

¹²³ 前掲、『援護 50 年史』p.356。

¹²⁴ 第 6 章第 2 節参照。

結論

敗戦にともなう大日本帝国の崩壊により、戦前期に日本が構築した「戦場掃除」と「内地還送」を二大原則とする遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理の体系も崩壊した。海外に多数残された戦没者の遺体・遺骨を処理するために、戦後、日本政府は新たな海外戦没者の処理体系の構築に向けた検討を開始したが、米国との交渉の結果、「象徴遺骨」の収容方式を採用することとなった。そして 1950 年代を通じて旧戦域各方面一回ずつの遺骨収集団の派遣をもって、海外戦没者の遺骨収容が「一応終了」したとの認識を政府は示すこととなった。

しかし、1960 年代半ば、海外渡航の自由化により遺族や戦友たちが慰霊巡拝などで旧戦場を直接訪問するようになると、彼らは戦没者の遺骨がまだ多数現地に残されている状況を目のあたりにすることとなった。結局、遺族たちの声に押されるかたちで政府は遺骨収容を再開し、その後「国の責任」を明確にした新たな方針のもとで、戦後 70 年を迎える今日に至るまで、海外戦没者の遺骨収容が継続する状況となったのである。

戦前期において「戦場掃除」と「内地還送」という二大原則に基づく遺骨帰還方式が確立し、それが定着するにしたがい、戦没者の遺骨は遺族のもとに「帰ってくるもの」という感覚が日本人の間である程度共有されるようになっていた。人々は帰還した遺骨に対して最大限の敬意をもって迎え、盛大な公葬を実施した。

アジア・太平洋戦争期において戦局の悪化により遺骨帰還をめぐる海外戦没者処理の体系が崩壊すると、遺骨が「還らない」状況に対して多くの遺族は、戦地の土や砂、霊璽などが入った「空の遺骨箱」を本物の遺骨と読み替えて受け取らなければならなかった。しかしそれは、「英霊ハ必ス還ルヘク」との論理により「英霊の帰還」を喧伝した軍部によって強制されたフィクションに過ぎず、現実には、戦没者の遺体は日本からはるかに離れた見知らぬ土地で人知れず朽ちていくことを余儀なくされていた。「空の遺骨箱」を遺族に伝達することは、こうした現実から遺族の目を逸らす役割を果たすとともに、戦没者の遺骨についてはすでに「処理済み」と強弁しうる点で軍部や政府にとって都合のよい手続きであった。「空の遺骨箱」の帰還をもって「英霊」＝遺骨の帰還が完結したとみなす戦時中の論理は、終戦後も引き継がれ、戦争が終わってもなお遺族のもとへは、続々と「空の遺骨箱」が届けられた。こうして、戦後、海外戦没者の遺骨をめぐるのは「帰還」の記憶より

も、「未帰還」の記憶の方が支配的となった。

敗戦により陸海軍が解体し、遺骨帰還をめぐるフィクションを強制する主体を失った戦後の日本政府は、GHQ の示唆により、新たな海外戦没者処理の体系を構築する必要に迫られた。政府は占領期の比較的早い段階から検討を開始し、そこで得た一応の結論は「内地還送」、すなわち原則として海外戦没者の遺体・遺骨はすべて収容し、日本本土へ送還するという方針であった。しかし、GHQ 側の事情や朝鮮戦争の勃発などにより、占領期を通じて戦没者処理は進展しなかった。サンフランシスコ平和条約の調印後、遺骨収容を求める声の高まりを背景に、日本政府は改めて様々な選択肢を検討したが、米国との交渉を経て、現地では遺骨を「印程度」に収容し、収容された一部の遺骨をその戦域全体の戦没者の「象徴遺骨」とみなすという方式を採用することとなった。そして「象徴遺骨」の収容によって大部分の遺骨を回収できない状況に対しては、「現地慰霊」を重視することによって遺族たちを納得させようとしたのである。

こうして 1950 年代に構築された新たな海外戦没者処理の体系は、現地管轄国との正式な外交交渉を経た「遺骨収集団」の派遣、「象徴遺骨」の収容、「戦没日本人之碑」の建立に特徴づけられるもので、遺骨の帰還は常に国民の関心を集める中で行われた「賑やかな帰還」となった。そしてこの体系は、1959 年 3 月の千島ヶ淵戦没者墓苑の設立によって一応の完結をみることとなった。

1950 年代における遺骨収集団は、米国管理下の太平洋諸島、東部ニューギニア・ソロモン諸島方面、ビルマ・インド方面、西部ニューギニア・北ボルネオ方面、そしてフィリピン方面に派遣された。派遣にあたって日本政府は当該地域を管轄する政府との外交交渉を行ったが、戦争の記憶がまだ冷めやらぬ時期において、交渉が困難に陥ることもしばしばであった。特に日本政府が「現地慰霊」の一環として重要視していた「戦没日本人之碑」の建立に関しては、オーストラリアからは碑文の変更を迫られ、またビルマやフィリピンなどアジアの独立諸国においては建立自体が見送られた。

しかし現地に行ってみると、遺骨収集団は概して現地政府や住民の協力的な態度に接することとなった。多くの地域で現地官民による拾骨活動への協力や追悼式への参列などの場面がみられ、収集団の報告書からは将来における現地と日本との友好関係に期待する文言が多くみられた。

他方で、現地追悼式において収集団によってなされた「語り」の内容は、ほとんどの場合、あくまで自国本位のものであった。多数の現地人が参列した追悼式において、たとえ

現地人が解さなかったであろう日本語が使用されたとはいえ、収集団による「語り」からは現地官民に対する「謝罪」や「追悼」、「感謝」の言葉が述べられることはなく、日本人戦没者の戦績が称えられるばかりであった。1950年代の遺骨収集団は、戦後、日本政府が旧戦場に派遣した政府を代表する初めてのグループであったが、「アジアの一員」としての立場を標榜し、当該地域への再進出を目論む日本側には、戦争の記憶をめぐる現地人への配慮と想像力が欠如しており、かつそのことに無自覚であったといえよう。

1950年代の海外戦没者処理の根幹をなす「象徴遺骨」の収容という方針は、経済的な困難や相手国との関係など様々な制約下にあった当時の日本がとりえた現実的な方策であったといえる。また、遺骨収集団の派遣を通じて、少なからず現地政府や住民との間に交流や相互理解の場を持ちえたことは、一定の成果として評価できるだろう。しかし、この1950年代における海外戦没者処理の体系は、現地に残された遺骨のほとんどは日本本土へ「還らず」、したがって当然遺族のもとへも「帰らない」ことを前提とするものであった。そしてこのことは、必ずしも国民的なコンセンサスを得て結論づけられたものではなかった。

この場合の「象徴遺骨」とは、諸外国の「無名戦士の墓」において使用される意味合いとは性格が異なり、1950年代の日本に特有のものであった。そして「象徴遺骨」の収容と「現地慰霊」をもって海外における全戦没者の遺骨帰還が実現したというフィクションが強調されればされるほど、収容し得なかった大多数の遺骨の存在に対して、それ以上目を向けられることがなくなった。その意味では、1950年代における「象徴遺骨」をめぐる言説は、「空の遺骨箱」を本物の遺骨と読み替えることを強いた戦前の論理と大差なく、実際には「還っていない」遺骨を「帰還済み」とするフィクションを再度遺族たちに強いるものであった。

そしてさらに深刻だったのは、「象徴遺骨」というフィクションが語られるうちに戦後20年という時が経過し、その間において遺体・遺骨の風化がいつそう進行してしまったことであった。終戦から7年もの間、日本は連合国の占領下におかれ、外交権を含む主権が制限されていた。その状況下で海外戦没者処理を実施することは事実上不可能であったことを考えると、独立を回復してから間もない時期というのは遺骨収容にとって決定的に重要であったはずである。にもかかわらず、1950年代において「象徴遺骨」の収容方針を採用したことは、結果として収容されなかった大多数の遺体・遺骨のさらなる風化を招くこととなった。

「象徴遺骨」という日本人にとってなじみの薄い、そして諸外国の使用例ともニュアンスの異なる論理がある種の説得力を持ちえたことには、戦争終結からおよそ 10 年が経過し、人々の生活のなかで少しずつ戦争が遠ざかりつつあった 1950 年代という時代性に関係しているかもしれない。『経済白書』が「もはや戦後ではない」と記したのは 1956 年のことであるが、1950 年代後半になると、遺骨収容問題のみならず、戦没者や引揚げなどにかかる国内向けの「戦後処理」の問題は急速に収束へと向かいつつあった。

それは本稿でみた遺骨収集団の派遣概了（1958 年 3 月）と千島ヶ淵戦没者墓苑の創設（1959 年 3 月）に加え、シベリア抑留者の帰還完了（1956 年 12 月）、1953 年から 21 回にわたって続いた中国からの後期集団引揚げの終了（1958 年 7 月）、一般戦没者の靖国神社への合祀の概了（1959 年 4 月）、そして未復員者等に対して戦時死亡宣告を可能とする「未帰還者に関する特別措置法」の成立（1959 年 4 月）といった具合である。

こうした一連の動きをみると、1950 年代末をめどに戦争に対していったん「区切り」をつけようとした時代の流れがあったようにもみてとれる。そうした流れのなかで、海外戦没者の遺骨収容を「一応終了」させるにあたって、「象徴遺骨」の論理は政府当局の説明に説得力を与えるものとなった。そして 1960 年を境として「政治の季節」から「経済の季節」へと移りゆき、日本は高度経済成長に邁進していくことになる。

しかし、そこで戦没者と遺族たちの「戦後」は終わらなかった。高度経済成長により日本がまさに飛躍的發展を遂げつつあった 1960 年代後半における遺骨収容の再開は、「象徴遺骨」の収容によって海外戦没者の遺骨収容が「一応終了」したとみなすフィクションがもろくも崩壊したところから始まった。

1960 年代、海外渡航の自由化により、現地を訪れた遺族や戦友たちは、まだ多数の戦没者の遺体や遺骨が残されているという現実を、ほとんど初めて目の当たりにした。長い間そこから目を逸らし続けることを余儀なくされた彼らが、それらを何とかしたい、何とか日本へ、家族のもとへ帰してやりたいと考えたのは、自然の感情であった。

結局、戦後 20 年以上の時を経て、「象徴遺骨」という考え方は事実上、非明示的に撤回され、日本の海外戦没者処理は振り出しに戻るかたちで再開された。その意味では、1950 年代に構築された海外戦没者処理の体系は、歴史的にみれば戦前の処理体系を喪失した敗戦国の日本が、新たな時代において、米国をはじめとする諸国との関係再構築を迫られるなかで紆余曲折の末に採用した過渡的措置であったと評価できる。それは多くの問題をはらんだものであったが、当時においては多くの人びとがこれを支持し、一定の社会的機能

を果していたこともまた事実である。しかし再開後は、この古い処理体系が省みられることはなく、「国の責任」を全面的に打ち出し、発見された戦没者の遺骨を可能な限り日本に帰還させるという新たな方針がとられることになった。そしてこの方針のもとで、今日に至るまで遺骨収容の取り組みが続けられている状況である。

2015 年現在、約 240 万人の海外戦没者のうち、未帰還の遺骨は約 113 万柱で、そのうち収容可能な遺骨は約 60 万柱とされている。この先、政府が遺骨収容の取り組みを続けていくとしても、この数字がゼロになることはないだろう。しかしだからといって、国家によって死に追いやられ、死してなお尊厳を奪われた海外戦没者に対する手当てを打ち切ることもまた許されないだろう。遺骨の帰還を待ち続ける遺族は、今なお多数存在している。戦争の記憶が風化し、遺族の高齢化や世代交代が進むなかで、日本政府はこの先、この問題に対してどのように向き合っていくのか。

2010 年には、菅直人首相のイニシアチブのもとで「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」が設置され、硫黄島における未帰還の遺骨を集中的に収容する方針が示された。この動きはその後の政権にも継承され、安倍晋三内閣のもとでは戦後初めて、遺骨収容の推進に関する法律が制定されようとしている。

このように、戦後 70 年を経て、海外戦没者処理の問題がまさに現在進行形の問題であり続けていることを考えるならば、本稿が明らかにした 1960 年代に至る海外戦没者処理をめぐる一連の経緯について、21 世紀の今日においてなお日本が抱える「終わらない戦後」問題の一つの起点として位置づけることができ、その歴史的重要性を見出すことができるといえよう。同時に、本稿でみてきたように、海外戦没者処理をめぐる問題は、戦没者の遺骨を媒介として、国家と国民（遺族）との関係という国内的文脈と、日本とアジア・太平洋諸国との関係という国際的文脈を架橋する視点をもたらし、なおかつ日本が過去の戦争とどのように向き合ってきたのかという点について新たな観点から論じることを可能とする問題である。そのことを踏まえるならば、この問題についてさらにマルチ・アーカイヴァルな手法などを取り入れて議論を深めることを通じて、日本の戦後史をいっそう多角的・立体的に捉えることが可能になると考えられる。

主要参考文献

●未刊行史料

国立公文書館所蔵

「公文類聚」

「公文雜纂」

「公文別録」

「御署名原本」

「閣議・事務次官等会議資料」

「経済安定本部等資料」

外務省外交史料館所蔵

「陸海軍墓地及埋葬関係雑件 帝国ノ部」

「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）」

「アジア、大洋州地域の部」

「台湾」

「墓地、遺骨の整理関係（政府間交渉を含む）」

「中共」

「ビルマ」

「フィリピン」

「慰霊碑建立関係」

「マレーシア」

「シンガポールの部」

「オーストラリア」

「南方地域諸島」

「熊本県ブーゲンヴィル島遺骨収集団関係」

「鹿児島県ブーゲンヴィル島遺骨収集団関係」

「韓国」

「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査、収集関係（慰霊を含む）」

「遺骨収集団記録フィルム及び写真関係」

「アッツ島、アラスカ方面関係」

「小笠原諸島（硫黄島を含む）墓参関係」

「沖縄墓参関係」

「戦没者及び残留邦人物故者の遺骨送還関係」

「フィリピンの部」

「南西諸島出身戦没者及び残留島民物故者の遺骨送還関係（遺品を含む）」

防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵

「陸軍省大日記」

「陸普」

「陸軍省大日記」

「大日記乙輯」

「欧受大日記」

「陸満密大日記」

「陸満普大日記」

「陸支密大日記」

「陸亜密大日記」

「式大日記」

「陸軍省達書」

「西南戦役」

「軍団本営」

「日清戦役」

「陸軍省戦役日記」

「日露戦役」

「大本営 日露戦役」

「参謀本部 日露戦役」

「陸軍省雑文書」

「陸軍一般史料」

「中央」

「全般」

「軍事行政」

「終戦処理」

「沖縄」

「支那事変」

「上海・南京」

「中部太平洋」

「南東」

「文庫」

「千代田史料」

「海軍省公文備考類」

「公文類纂」

「日独」

「日独戦書」

環境省所蔵

「戦没者墓苑建設の経緯 資料その一～八」(情報公開法による開示文書)

「昭和 40 年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑建設の経緯」(情報公開法による開示文書)

宮内庁書陵部所蔵

「昭和天皇実録」(情報公開法による開示文書)

国立国会図書館所蔵

関東都督府陸軍部「納骨堂建設ノ由来」

国立国会図書館憲政資料室所蔵

「桂太郎関係文書」

GHQ/SCAP Records

Civil Information and Education Section

Civil Transportation Section

沖縄県公文書館所蔵

琉球政府厚生局援護課文書「慰霊塔関係綴 1964-1965」

沖縄県渉外課「渉外(慰霊祭挙行)に関する書類(1966～1967 年)」

昭和館所蔵

栃木地方世話部「遺族、復員者、出征家族の栞」

東北昭和史談会所蔵

「留魂袋趣意書」

美山要蔵氏御遺族所蔵

「美山要蔵日記 1952」

「美山要蔵日記 1955」

国立国会図書館「国会会議録検索システム」

<http://kokkai.ndl.go.jp/> 2015 年 9 月 27 日アクセス

衆議院「質問主意書・答弁書」

<http://www.shugiin.go.jp/> (衆議院HP トップページ) 2015 年 9 月 27 日アクセス

参議院「質問主意書」

<http://www.sangiin.go.jp/> (参議院HP トップページ) 2015 年 9 月 27 日アクセス

外務省「外交青書」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/> 2015 年 9 月 27 日アクセス

厚生労働省「厚生白書 1956～2000 年度」

http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/ 2015 年 9 月 27 日アクセス

●刊行史料

朝日新聞社編『終戦記録——議会への報告書並に重要公文書輯』（朝日新聞社、1945年）

沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料 戦後 2』（沖縄県教育委員会、1988年）

外務省編『日本外交文書』

「第32巻（明治32年）」

「第38巻（明治38年）第1冊」

「第39巻（明治39年）第1冊」

「大正5年第3冊」

「大正6年第3冊」

「大正10年第1冊」

「太平洋戦争第3冊」

「サンフランシスコ平和条約 対米交渉」

加藤聖文監修『海外引揚関係史料集成 国内篇』全16巻（ゆまに書房、2002年）

加藤聖文監修『海外引揚関係史料集成 国外篇・補遺篇』全19巻（ゆまに書房、2002年）

国立国会図書館調査及び立法考査局編『新編靖国神社問題資料集』（国立国会図書館、2007年）

国立歴史民俗博物館『戦争体験の記録と語りに関する資料調査』1～4（2004-2005年）

参謀本部編『明治二十七八年日清戦史』第8巻（1904年）

寺脇隆夫編・解説『マイクロフィルム版・木村忠二郎文書資料 戦後創設期／社会制度・援護制度史料集成』第I期（柏書房、2010年）

東京都公文書館編『都史資料集成』第1巻「日清戦争と東京②」（東京都、1998年）

豊田市戦時資料調査会編『豊田市戦時関係資料集』第6巻 行政文書編3（豊田市教育委員会、1990年）

那覇市企画部市史編集室編『那覇市史』資料編第2巻中の6（那覇市、1974年）

浜井和史編『復員関係史料集成』全12巻（ゆまに書房、2009-2010年）

林英夫・土佐藩戊辰戦争資料研究会編『土佐藩戊辰戦争資料集成』（高知市民図書館、2000年）

福生市史編さん委員会編『福生市史』下巻（福生市、1994年）

防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 関東軍〈1〉対ソ戦備・ノモンハン事件』（朝雲新聞社、1969年）

靖国神社編『靖国神社百年史 資料篇』上中下巻（靖国神社、1983-1984年）

●引揚・援護史関係

岩手県編『援護の記録——岩手県戦後処理史』（岩手県、1972年）

茨城県民生部世話課編『茨城県終戦処理史』（茨城県、1972年）

沖縄県生活福祉部援護課編『沖縄の援護のあゆみ——沖縄戦終結50周年記念』（1996年）

旧舞鶴地方引揚援護局編『舞鶴地方引揚援護局史』（厚生省引揚援護局、1961年）

厚生省援護局庶務課記録係編『続々・引揚援護の記録』（非売品、1963 年）
厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』（ぎょうせい、1978 年）
厚生省社会・援護局援護 50 年史編集委員会監修『援護 50 年史』（ぎょうせい、1997 年）
厚生省引揚援護局総務課記録係編『続・引揚援護の記録』（非売品、1955 年）
佐世保引揚援護局編『局史』上・下巻（1949・1951 年）
新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』（新潟県、1972 年）
引揚援護庁長官官房総務課記録係編『引揚援護の記録』（非売品、1950 年）

●新聞・定期刊行物

『朝日新聞』
『偕行』
『熊本日日新聞』
『時事新報』
『千鳥ヶ淵』
『日本遺族通信』
『日本経済新聞』
『毎日新聞』
『南日本新聞』
『読売新聞』
新崎盛暉（解説）『沖縄新民報・自由沖縄』全 2 巻（不二出版、2000 年）

●単行本

赤澤史朗『靖国神社——せめぎあう〈戦没者追悼〉のゆくえ』（岩波書店、2005 年）
赤澤史朗『戦没者合祀と靖国神社』（吉川弘文館、2015 年）
アンダーソン、ベネディクト著、白石さや・白石隆訳『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』（NTT 出版、1997 年）
飯倉章『日露戦争諷刺画大全』下巻（芙蓉書房出版、2010 年）
五百旗頭真・宮城大蔵編『橋本龍太郎外交回顧録』（岩波書店、2013 年）
池澤優・アンヌ・ブッシイ編『非業の死の記憶——大量の死者をめぐる表象のポリティックス』（秋山書店、2010 年）
伊香俊哉『戦争はどう記憶されるのか——日中両国の共鳴と相剋』（柏書房、2014 年）
石川県戦時記編纂委員編『明治三十七八年石川県戦時記』（石川県庁、1908 年）
伊藤桂一『兵隊たちの陸軍史』（新潮社、2008 年）
一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』（吉川弘文館、2004 年）
一ノ瀬俊也『銃後の社会史——戦死者と遺族』（吉川弘文館、2005 年）

猪熊敬一郎『鉄血——日露戦争記』(明治出版社、1911 年)

今井昭夫・岩崎稔編著『記憶の地層を掘る——アジアの植民地支配と戦争の語り方』(御茶の水書房、2010 年)

今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』(東洋書林、2005 年)

今井昭彦『反政府軍戦没者の慰霊』(御茶の水書房、2013 年)

今井雅晴『中世社会と時宗の研究』(吉川弘文館、1985 年)

岩田重則『戦死者靈魂のゆくえ——戦争と民俗』(吉川弘文館、2003 年)

岩田重則『「お墓」の誕生——死者祭祀の民俗誌』(岩波書店、2006 年)

ウッダード、ウィリアム・P 著、阿部美哉訳『天皇と神道——GHQ の宗教政策』(サイマル出版会、1988 年)

上田天瑞『ビルマ戦跡巡礼記——自由と平和への道』(ビルマ親善協会、1957 年)

内海愛子・上杉聰・福留範昭『遺骨の戦後——朝鮮人強制動員と日本』(岩波書店、2007 年)

エルドリッジ、ロバート・D『沖縄問題の起源——戦後日米関係における沖縄 1945-1952』(名古屋大学出版会、2003 年)

エルドリッジ、ロバート・D『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』(南方新社、2008 年)

大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』(岩波書店、1976 年)

大江志乃夫『靖国神社』(岩波書店、1984 年)

大久保武雄『霧笛鳴りやまず——橙青回想録』(海洋問題研究会、1984 年)

太田庄次『南太平洋殉国散華の人々——戦没者の遺骨収集と慰霊の記録』(非売品、1982 年)

太田庄次編『ラバウルの今昔——南太平洋戦跡慰霊の旅の記録』(非売品、1975 年)

大谷正『兵士と軍夫の日清戦争——戦場からの手紙をよむ』(有志舎、2006 年)

大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史——「文明戦争」と民衆』(フォーラム・A、1994 年)

大原康男『忠魂碑の研究』(暁書房、1984 年)

大原康男『神道指令の研究』(原書房、1993 年)

小川原正道『近代日本の戦争と宗教』(講談社、2010 年)

小川原正道『日本の宗教と戦争 1899-1945』(講談社、2014 年)

沖縄タイムス社編『沖縄の証言——激動の 25 年』上巻 (1971 年)

長志珠絵『占領期・占領空間と戦争の記憶』(有志舎、2013 年)

小田康徳・横山篤夫・堀田暁生・西川寿勝編著『陸軍墓地がかたる日本の戦争』(ミネルヴァ書房、2006 年)

勝田至編『日本葬制史』(吉川弘文館、2012 年)

加藤陽子『徴兵制と近代日本 1868-1945』(吉川弘文館、1996 年)

加藤亮一『慟哭の砂——西部ニューギニア・ボルネオ方面遺骨収集記』(十字星社、1957 年)

我部政明『沖縄返還とは何だったのか——日米戦後交渉史の中で』(日本放送出版協会、2000 年)

上坂冬子『硫黄島いまだ玉砕せず』(文藝春秋、1995 年)

亀岡泰辰著・高野和人編『西南戦袍誌——第三旅団』(新潮社、1997 年)
 賀茂百樹編『靖国神社誌』(靖国神社、1911 年)
 川村邦光『聖戦のイコノグラフィ——天皇と兵士・戦死者の図像・表象』(青弓社、2007 年)
 川村邦光編『戦死者のゆくえ——語りと表象から』(青弓社、2003 年)
 北村毅『死者たちの戦後誌——沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶』(御茶の水書房、2009 年)
 紀脩一郎『日本海軍地中海遠征記』(原書房、1979 年)
 木下光生『近世三昧聖と葬送文化』(塙書房、2010 年)
 木村忠二郎『木村忠二郎日記』(社会福祉研究所、1980 年)
 栗原俊雄『遺骨——戦没者 310 万人の戦後史』(岩波書店、2015 年)
 黒沢文貴・イアン・ニッシュ編『歴史と和解』(東京大学出版会、2011 年)
 郡司淳『軍事援護の世界——軍隊と地域社会』(同成社、2004 年)
 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交——日米関係史の文脈』(東京大学出版会、1994 年)
 国学院大学研究開発推進センター編『霊魂・慰霊・顕彰——死者への記憶装置』(錦正社、2010 年)
 護国寺『忠霊堂の由来』(1938 年)
 護国寺史編纂委員会編『護国寺史』(非売品、1988 年)
 小菅信子『戦後和解——日本は〈過去〉から解き放たれるのか』(中央公論新社、2005 年)
 小菅信子・ヒューゴ・ドブソン編『戦争と和解の日英関係史』(法政大学出版局、2011 年)
 小西龍造『戦後なき遺体』(リアルマガジン社、1984 年)
 笹幸恵『女ひとり玉砕の島を行く』(文藝春秋、2007 年)
 佐世保釜墓地戦歿者護持会編『慟哭の釜墓地——慰霊三十年特別号』(佐世保釜墓地戦歿者護持会、2011 年)
 佐藤健生・ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み——日本とドイツ』(岩波書店、2011 年)
 鯖田豊之『火葬の文化』(新潮社、1990 年)
 寒川光太郎『遺骨は還らず』(双葉書房、1952 年)
 四条紫雷『ガ島に死すまで——一兵士の手紙より』(近代文芸社、1996 年)
 新谷尚紀・関沢まゆみ編『民俗小事典 死と葬送』(吉川弘文館、2005 年)
 須見新一郎『実戦寸描』(須見部隊記念会、1944 年)
 青年教育普及会編『青年学校関係法令(兵庫県版)』(青年教育普及会、1939 年)
 関沢まゆみ編『戦争記憶論——忘却、変容そして継承』(昭和堂、2010 年)
 戦友会研究会『戦友会研究ノート』(青弓社、2012 年)
 永田忠治他編『マノクワリ慰霊碑建立誌』(第 35 師団歩兵第 221 聯隊戦友会、1990 年)
 高橋三郎編『新装版 共同研究・戦友会』(インパクト出版、2005 年)
 高橋典幸・山田邦明・保谷徹・一ノ瀬俊也『日本軍事史』(吉川弘文館、2006 年)
 竹前栄治『日本占領——GHQ 高官の証言』(中央公論社、1988 年)

竹山道雄『ビルマの豎琴』（新潮社、1988 年）

田中伸尚『靖国の戦後史』（岩波書店、2002 年）

田中伸尚・田中宏・波田永実『遺族と戦後』（岩波書店、1995 年）

田中典次『三太郎随想』（非売品、1970 年）

田中宏巳『マッカーサーと戦った日本軍——ニューギニア戦の記録』（ゆまに書房、2009 年）

田中丸勝彦『さまよえる英霊たち——国のみたま、家のほとけ』（柏書房、2002 年）

ダワー、ジョン著、三浦陽一・高杉忠明訳『増補版 敗北を抱きしめて——第二次大戦後の日本人』上巻（岩波書店、2004 年）

千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会編『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建三十年史』（1989 年）

千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会編『千鳥ヶ淵戦没者墓苑創建 50 年史』（千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会、2009 年）

津田博司『戦争の記憶とイギリス帝国——オーストラリア、カナダにおける植民地ナショナリズム』（刀水書房、2012 年）

都留文科大学比較文化学科編『記憶の比較文化論——戦争・紛争と国民・ジェンダー・エスニシティ』（柏書房、2003 年）

東条英機『大東亜戦争に直面して——東条英機首相演説集』（改造社、1942 年）

栃木新聞社編『硫黄島洞窟日誌 摺鉢山山頂に哭く和智恒蔵師』（栃木新聞社、1952 年）

戸部良一『逆説の軍隊』（中央公論社、1998 年）

富山一郎編『記憶が語りはじめる』（東京大学出版会、2006 年）

ドルー・ギルピン・ファウスト著、黒沢眞里子訳『戦死とアメリカ——南北戦争 62 万人の死の意味』（彩流社、2010 年）

中島琢磨『沖縄返還と日米安保体制』（有斐閣、2012 年）

中牟田勇編集『慟哭の釜墓地』（戦歿者釜墓地護持会、2005 年〔5 刷〕）

長野県編『明治三十七八年長野県時局史』（長野県、1908 年）

波平恵美子『日本人の死のかたち——伝統儀礼から靖国まで』（朝日新聞社、2004 年）

成田龍一『「戦争経験」の戦後史——語られた体験／証言／記憶』（岩波書店、2010 年）

南溟会編『わが無名戦士たち——内南洋七島・硫黄島 調査団の記録』（科学新興社、1953 年）

新垣清輝『真和志市誌』（真和志市役所、1956 年）

西村明『戦後日本と戦争死者慰霊——シズメとフルイのダイナミズム』（有志舎、2006 年）

日本遺族会編『日本遺族会十五年史』（日本遺族会事務局、1962 年）

野上元『戦争体験の社会学——「兵士」という文体』（弘文堂、2006 年）

萩原穎雄『白骨の島』（蒼樹社、1952 年）

秦郁彦『靖国神社の祭神たち』（新潮社、2010 年）

波多野澄雄『国家と歴史——戦後日本の歴史問題』（中央公論新社、2011 年）

浜井和史『海外戦没者の戦後史——遺骨帰還と慰霊』（吉川弘文館、2014 年）

原田敬一『国民軍の神話——兵士になるということ』（吉川弘文館、2001年）
 原田敬一『日清・日露戦争』（岩波書店、2007年）
 原田敬一『兵士はどこへ行った——軍用墓地と国民国家』（有志舎、2013年）
 檜山幸夫『日清戦争——秘蔵写真が明かす真実』（講談社、1997年）
 檜山幸夫編『近代日本の形成と日清戦争——戦争の社会史』（雄山閣出版、2001年）
 ピーラー、G・カート著、島田真杉監訳『アメリカは戦争をこう記憶する』（松籟社、2013年）
 福間良明『「戦争経験」の戦後史——世代・教養・イデオロギー』（中央公論新社、2009年）
 福間良明『焦土の記憶——沖縄・広島・長崎に映る戦後』（新曜社、2011年）
 藤井忠俊『兵たちの戦争——手紙・日記・体験記を読み解く』（朝日新聞社、2000年）
 藤原彰『餓死した英霊たち』（青木書店、2001年）
 フット、ケネス・E著、和田光弘他訳『記念碑の語るアメリカ——暴力と追悼の風景』（名古屋大学出版会、2002年）
 細川涼一編『三昧聖の研究』（碩文社、2001年）
 細谷千博・入江昭・大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』（ミネルヴァ書房、2004年）
 ボドナー、ジョン著、野村達朗他訳『鎮魂と祝祭のアメリカ——歴史の記憶と愛国主義』（青木書店、1997年）
 増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』（慶應義塾大学出版会、2012年）
 三土修平『靖国問題の原点（増訂版）』（日本評論社、2013年）
 宮里政玄『日米関係と沖縄 1945 - 1972』（岩波書店、2000年）
 村上興匡・西村明編『慰霊の系譜——死者を記憶する共同体』（森話社、2013年）
 村上重良『慰霊と招魂——靖国の思想』（岩波書店、1974年）
 毛利敏彦『台湾出兵——大日本帝国の開幕劇』（中央公論社、1996年）
 モッセ、ジョージ・L著、宮武実知子訳『英霊——創られた世界大戦の記憶』（柏書房、2002年）
 本康宏史『軍都の慰霊空間——国民統合と戦死者たち』（吉川弘文館、2002年）
 守屋正『比島捕虜病院の記録』（金剛出版、1973年）
 矢野敬一『慰霊・追悼・顕彰の近代』（吉川弘文館、2006年）
 山折哲雄『死の民俗学——日本人の死生観と葬送儀礼』（岩波書店、2002年）
 山口誠『グアムと日本人——戦争を埋立てた楽園』（岩波書店、2007年）
 山の中明『カンルーバン収容所物語——最悪の戦場残置部隊ルソン戦記』（光人社、1987年）
 山室建徳『軍神——近代日本が生んだ「英雄」たちの軌跡』（中央公論新社、2007年）
 吉田裕『兵士たちの戦後史』（岩波書店、2011年）
 米沢薫『記念碑論争——ナチスの過去をめぐる共同想起の闘い [1988～2006年]』（社会評論社、2009年）
 読売新聞大阪本社社会部編『フィリピン——悲島』（読売新聞社、1983年）
 読売新聞社編『昭和史の天皇 29』（読売新聞社、1976年）

劉傑・川島真編『1945年の歴史認識——〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』（東京大学出版会、2009年）

旅券法研究会編『逐条解説 旅券法』（大蔵省印刷局、1999年）

若槻泰雄『新版 戦後引揚げの記録』（時事通信社、1995年）

若尾静子『サンパギータよ永久に薫れ』（1996年）

若尾祐司・羽賀祥二編『記録と記憶の比較文化史——史誌・記念碑・郷土』（名古屋大学出版会、2005年）

渡辺昭夫『戦後日本の政治と外交——沖縄問題をめぐる政治過程』（福村出版、1970年）

『昭和万葉集』全20巻（講談社、1979-1980年）

『吊魂——ラバウル方面戦没者慰霊祭』（出版社・出版年不明）

Dickon, Chris, *The Foreign Burial of American War Dead: A History*, Mcfarland & Co Inc Pub, 2011

Hawley, Thomas M., *The Remains Of War: Bodies, Politics, and The Search for American Soldiers Unaccounted for In Southeast Asia*, Duke University Press, 2005

Sledge, Michael, *Soldier Dead: How We Recover, Identify, Bury, and Honor Our Military Fallen*, Columbia University Press, 2005,

●論文・記事

荒川章二「兵士が死んだ時——戦死者公葬の形成」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年12月）

有井俊隆「南太平洋戦没者遺骨収集の記録」（2002年1月12日記）

<http://www5b.biglobe.ne.jp/~zensenk/kaiho/93kaiho/senbotsu/ikotsu.html>（2015年2月17日アクセス）

栗津賢太「近代ナショナリズムにおける表象の変容——埼玉県における戦病没者碑建設過程をととして」（『Sociologica』第26巻第1・2号、2001年12月）

栗津賢太「戦没者慰霊と集合的記憶——忠魂・忠霊をめぐる言説と忠霊公葬問題を中心に」（『日本史研究』第501号、2004年5月）

栗津賢太「集合的記憶のポリティクス——沖縄におけるアジア太平洋戦争後の戦没者記念施設を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第126集、2006年1月）

栗津賢太「集合的記憶のエージェンシー——集合的記憶の社会学構築のために」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年12月）

稲葉柁「南海に遺骨を求めて」（『週刊サンケイ』7（14）、1958年3月）

上杉和央「那覇から摩文仁へ——復帰前沖縄における『慰霊空間の中心』」（『二十世紀研究』第7号、2006年12月）

上杉和央「記憶のコンタクト・ゾーン——沖縄戦の『慰霊空間の中心』整備をめぐる地域の動

- 向」(『洛北史学』第 11 号、2009 年 6 月)
- 大澤武司「日中民間人道外交における中国人遺骨送還問題」(『中央大学社会科学研究所年報』第 8 号、2003 年)
- 小幡尚「高知県における日露戦争戦没者慰霊」(高知大学人文学部「臨海地域における戦争と海洋政策の比較研究」研究班編『臨海地域における戦争・交流・海洋政策』リーブル出版、2011 年)
- 柏井秋久「比島収骨団に参加して」(土谷直敏編『山ゆかば草むす屍』日本遺族会、1965 年)
- 加藤陽子「敗者の帰還——中国からの復員・引揚問題の展開」(『国際政治』第 109 号、1995 年 5 月)
- 喜多義人「英軍による降伏日本軍人の取扱い——南方軍終戦処理史の一断面」(『軍事史学』第 35 巻 2 号、1999 年 9 月)
- 喜多義人「赤十字標識の不正使用と戦犯裁判——横浜裁判における橘丸事件」(『国際法外交雑誌』第 87 巻 6 号、1989 年 2 月)
- 木村茂「アジア太平洋戦争海外戦没者の遺骨収集事業——その経緯と問題」(『追手門学院大学文学部紀要』第 36 号、2000 年 12 月)
- グディノー、イヴ「さまよえる魂と遺体——ベトナム戦争における死者の象徴的再統合と遺体の帰還をめぐる」(池澤優・アンヌ・ブッシイ編『非業の死の記憶——大量の死者をめぐる表象のポリティックス』秋山書店、2010 年)
- 坂井久能「宮内神社・陸軍墓地等から見た霧社事件死没軍人の慰霊」(神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター研究成果報告書『海外神社跡地から見た景観の持続と変容』2014 年 3 月)
- 坂井田夕起子「中国人俘虜殉難者遺骨送還運動と仏教者たち——一九五〇年代の日中仏教交流をめぐる」(『歴史研究』第 47 号、2010 年 3 月)
- 櫻木幹夫「遺骨を求めて南方諸島へ——大成丸遠洋航海記 1~3」(『運輸』第 5 巻第 7-9 号、1955 年 7-9 月)
- 志村卯三郎「アツツ島・枯骨の声」(『ニューエイジ』第 5 巻第 10 号、1953 年 10 月)
- 庄司潤一郎「戦争の呼称をめぐる諸問題」(『外交史料館報』第 25 号、2012 年 3 月)
- 白井儀十郎「遺骨に捧げる——南方方面英濠地区を歩いて」(厚生問題研究会編『厚生』10 (8)、1955 年 8 月)
- 白川哲夫「招魂社の役割と構造——『戦没者慰霊』の再検討」(『日本史研究』第 503 号、2004 年 7 月)
- 白川哲夫「日清・日露戦争期の戦死者追弔行事と仏教界——浄土宗を中心に」(『洛北史学』第 8 号、2006 年 6 月)
- 新谷尚紀「慰霊と軍神」(藤井忠俊・新井勝紘編『戦いと民衆 人類にとって戦いとは 3』東洋書林、2000 年)
- 新谷尚紀「戦死者記念と文化差——memorial と慰霊、Fallen Soldiers と英霊」(関沢まゆみ編『戦争記憶論——忘却、変容そして継承』昭和堂、2010 年)

- 高田陽介「戦国期吉野の三昧聖」（東京女子大学史学研究室編『史論』第 67 号、2014 年）
- 竹中均一「南海の遺骨収集紀行」（『月刊インドネシア』第 112 号、1956 年 11 月）
- 直江広治「第七章 葬式」（開国百年記念文化事業会編『明治文化史』第 13 巻「風俗」、東洋文庫蔵版、1979 年）
- 中野聡「追悼の政治——戦没者慰霊をめぐる第二次世界大戦後の日本・フィリピン関係史」（池端雪浦、リディア・N・ユー・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、2004 年）
- 中山郁「戦場の慰霊——東部ニューギニア地域の遺骨収集・慰霊巡拝から」（『季刊考古学』第 116 号、2011 年 8 月）
- 中山郁「東部ニューギニア地域における遺骨収集と慰霊巡拝の展開」（『軍事史学』第 47 巻第 3 号、2011 年 12 月）
- 中山隆志「各地の終戦と復員」（近藤新治編『近代日本戦争史第 4 編 大東亜戦争』同台経済懇話会、1995 年）
- 南相九「戦後日本における国家による戦没者追悼——『無名戦没者の墓』の建設をめぐる議論を中心に」（『歴史評論』第 662 号、2005 年 6 月）
- 西村明「遺骨への想い、戦地への想い——戦死者と生存者たちの戦後」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第 147 集、2008 年 12 月）
- 西村明「遺骨収集・戦地訪問と戦死者遺族——死者と生者の時—空間的隔たりに注目して」（『昭和のくらし研究』第 6 号、2008 年 3 月）
- 西村明「物と場所に込められた魂——パフォーマティブな記憶としての戦地慰霊」（『東京大学宗教学年報』第 31 号、2013 年）
- 羽賀祥二「戦病死者の葬送と招魂——日清戦争を例として」（『名古屋大学文学部研究論集』史学第 46 号、2000 年 3 月）
- 秦郁彦「第二次世界大戦の日本人戦没者像——餓死・海没死をめぐる」（『軍事史学』第 42 巻第 2 号、2006 年 9 月）
- 浜井和史「沖縄戦戦没者をめぐる日米関係と沖縄」（『外交史料館報』第 19 号、2005 年 9 月）
- 浜井和史「北の果てから南の島へ——北霊碑巡拝団の沖縄渡航とそのインパクト」（『二十世紀研究』第 7 号、2006 年 12 月）
- 浜井和史「戦後日本の海外戦没者慰霊——1950 年代遺骨収集団の派遣経緯と『戦没日本人の碑』の建立」（『史林』第 91 巻第 1 号、2008 年 1 月）
- 浜井和史「史料解題 復員関係史料集成」（同編『復員関係史料集成』第 12 巻、ゆまに書房、2010 年）
- 浜井和史「『内地還送』から『象徴遺骨』の収容へ——戦後日本政府による初期『遺骨収集』の方針策定の経緯」（東洋英和女学院大学現代史研究所『現代史研究』第 6 号、2010 年 3 月）
- 浜井和史「パプアニューギニアにみる戦争の記憶——遺骨帰還、モニュメント、戦跡」（『二十世紀研究』第 12 号、2011 年 12 月）

- 浜井和史「遺骨の帰還」(増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012年)
- 浜井和史『英霊の凱旋』から『空の遺骨箱へ』——遺骨帰還をめぐる記憶の形成(『軍事史学』第51巻第2号、2015年9月)
- 原田敬一「陸海軍墓地制度史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第102集、2003年3月)
- 原田敬一「慰霊の政治学」(小森陽一・成田龍一編『日露戦争スタディーズ』紀伊国屋書店、2004年)
- 原田敬一「軍用墓地研究の現状と課題」(『歴史科学』第218号、2014年11月)
- 樋口州男「日本中世の内乱と鎮魂」(『歴史評論』第628号、2002年8月)
- 藤田大誠「日本における慰霊・追悼・顕彰研究の現状と課題」(国学院大学研究開発推進センター編『慰霊と顕彰の間——近現代日本の戦死者観をめぐって』錦正社、2008年)
- ベン・アリ、エヤル「戦争体験の社会的記憶と語り」(関沢まゆみ編『戦争記憶論——忘却、変容そして継承』昭和堂、2010年)
- 増田弘「ラバウルからの日本軍の復員過程」(同編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012年)
- 村井良太「戦後日本の政治と慰霊」(劉傑・三谷博・楊大慶編『国境を越える歴史認識——日中対話の試み』東京大学出版会、2006年)
- 森謙二「近世の戦死者祭祀——柳川藩・三池藩を中心に」(村上興匡・西村明編『慰霊の系譜——死者を記憶する共同体』森話社、2013年)
- 横山篤夫「旧真田山陸軍墓地変遷史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第102集、2003年3月)
- 横山篤夫「『満州』に建てられた忠霊塔」(『東アジア研究』第48号、2007年3月)
- 横山篤夫「戦没者の遺骨と陸軍墓地——夫が戦没した妻たちの六〇年後の意識から」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第147集、2008年12月)
- 横山篤夫「戦没者・兵役従事者の慰霊追悼と陸軍墓地——真田山陸軍墓地の事例を中心に」(『軍事史学』第47巻第3号、2011年12月)
- 横山篤夫「日本軍が中国に建設した十三基の忠霊塔」(『日本研究』第49集、2014年3月)
- 横山篤夫「『満州』、北京・上海・張家口の忠霊塔」(『歴史科学』第218号、2014年11月)
- 「南溟の八島に玉砕した同胞の遺骨を拾って——帰国した代表の報告座談会」(『婦人倶楽部』第34巻第6号、1953年5月)
- Anders, Steven E., “With All Due Honors: A History of the Quartermaster Graves Registration Mission”, *The Quartermaster Professional Bulletin*, September 1988 (<http://www.qmfound.com/grave.htm> 2015年3月1日アクセス)
- Coleman, Bradley Lynn, “Recovering the Korean War Dead, 1950–1958: Graves Registration, Forensic Anthropology, and Wartime Memorialization”, *The Journal of Military History*, Volume 72, Number 1, January 2008